062-3

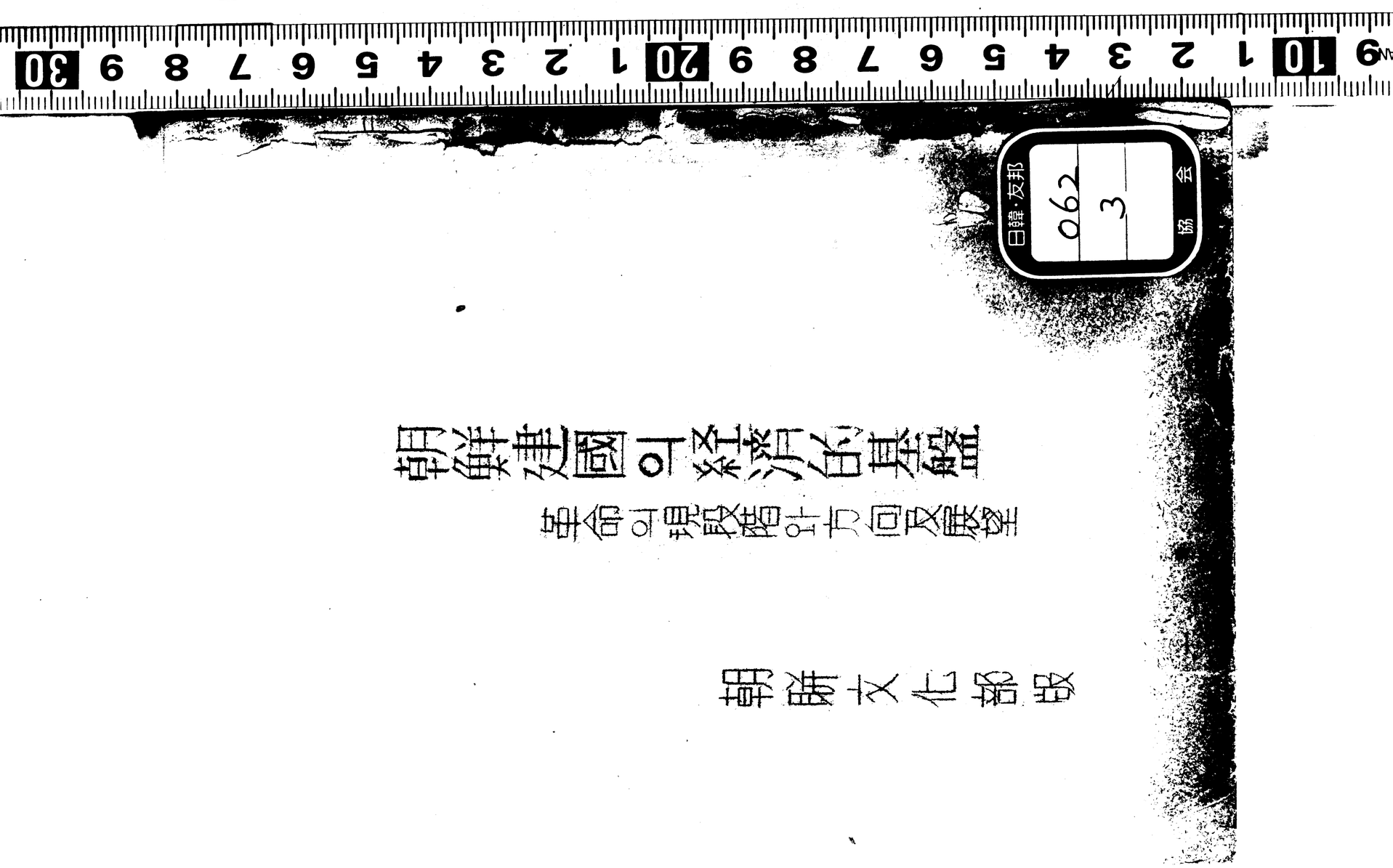

日韓・友邦協会
062
3
会

聯共(布)党史 10 圖像精品

根据对口径原始照片翻拍

苏联文献出版社

朝鮮建國의 經濟的 基盤

革命의 現段階와 方向 及 展望

朝鮮文化社 編

一、解放

第二次大戰은 日本帝國主義의 侵略戰爭에 對한 聯合國의 偉大한 勝利에 依하여 朝鮮民族은 日本帝國主義의 羈絆으로부터 解放되었다。

나치스獨逸이 日本帝國主義가 崩壞되고 聯合國側의 勝利는 世界革命의 一環이라고 할수 있다。朝鮮은 一九一〇年 日本帝國主義에 依해 併呑된以來 過去三十六年間에 걸쳐 日本의 植民地半植民地의 苦痛을 받고 있었든것이다。

解放은 突然이라고 할수 있을만큼 急激하게 왔다。

이러한 日本帝國主義의 野蠻的인 統治에 對하야 朝鮮民族은 絶望的으로 抗하여 싸워왔다。

그러나 그것은 全部가 敗北으로 돌아갔다。

日帝治下에서의 民族의 苦痛은 實로 形容할 수 없었다。

日帝는 朝鮮을 完全한 植民地로 만들기 위하여 朝鮮人民에 對하여 政治的 壓迫은 勿論이요 經濟的 壓迫과 文化的 壓迫을 極端으로 强化하였다。

朝鮮人民은 日帝의 壓迫下에서 呻吟하면서도 끊임없이 抗爭하여 왔다。

三一運動은 朝鮮人民의 民族的 抗爭의 最高潮였다。

三一運動은 日帝의 武斷政治를 文化政治로 變更하게 하였다。

爭同上義의統治機構를震撼하기에充分한것이엿다。特히一九一九年三月一日의民衆蜂起는朝鮮民族의革命的에너지의一瞬間의巨大한壓力에明하기에足한것이라고만할수있다。爾來朝鮮의革命運動은로써의一大方向轉換遂行되고있다。

이것은또한社會主義運動의成長에따라進步的인내리트의이니시아티브를쥐게된것이라고도할수있다。一方日本帝國主義者는在大한軍事的警察的統治機構의擴充强化와天皇制의置를꾀하는동시에朝鮮民族을서구의新興各階級의새로운進出을抑壓하기위하여民族反逆者及親日부르조아의形成을助長하는革命運動內部에도重大한構造的變化를客觀的事情은必然的으로闘爭을組織하지안으면안되게되엿다。이리하여日本帝國主義의侵略戰爭에이르러는全民族의革命的參加없이는實現되지안엇다。즉朝鮮은民族의獨立을達成치못하고는眞正한民主主義革命을完遂할수없는것이다。

이解放은朝鮮民族의革命的에너지의一瞬間의巨大한壓力에明하기에足한것이라고만할수있다。爾來朝鮮의革命運動은로써의一大方向轉換遂行되고있다。

이것은또한社會主義運動의成長에따라進步的인내리트의이니시아티브를쥐게된것이라고도할수있다。一方日本帝國主義者는在大한軍事的警察的統治機構의擴充强化와天皇制의置를꾀하는동시에朝鮮民族을서구의新興各階級의새로운進出을抑壓하기위하여民族反逆者及親日부르조아의形成을助長하는革命運動內部에도重大한構造的變化를客觀的事情은必然的으로闘爭을組織하지안으면안되게되엿다。이리하여日本帝國主義의侵略戰爭에이르러는全民族의革命的參加없이는實現되지안엇다。즉朝鮮은民族의獨立을達成치못하고는眞正한民主主義革命을完遂할수없는것이다。

따라서이解放은朝鮮民族의革命的에너지의一瞬間의巨大한壓力에明하기에足한것이라고만할수있다。爾來朝鮮의革命運動은로써의一大方向轉換遂行되고있다。

이것은또한社會主義運動의成長에따라進步的인내리트의이니시아티브를쥐게된것이라고도할수있다。一方日本帝國主義者는在大한軍事的警察的統治機構의擴充强化와天皇制의置를꾀하는동시에朝鮮民族을서구의新興各階級의새로운進出을抑壓하기위하여民族反逆者及親日부르조아의形成을助長하는革命運動內部에도重大한構造的變化를客觀的事情은必然的으로闘爭을組織하지안으면안되게되엿다。이리하여日本帝國主義의侵略戰爭에이르러는全民族의革命的參加없이는實現되지안엇다。즉朝鮮은民族의獨立을達成치못하고는眞正한民主主義革命을完遂할수없는것이다。

에 反하여 一部러기 完成된 것이 아니라 全朝鮮을 八令 내지 殿 것이 아니라 全朝鮮을 八令 내지 殿 것이 아니라 全朝鮮을 八令 내지 殿

…도 不拘하고 朝鮮革命의 現段階를 푸로레타리아 革…
…로 社会主義革命에 發展하는 共…
…義者들도 있지만 이것은 朝鮮의 客観的 情勢에 対한 無…
…解부로레타리아트의 主体的 條件에 対한 過高評価에…
…이다。이 一派의 說에 依하면 朝鮮革命은 …
…日本帝国主義의 崩壞에 依해서 그 第一段階인 …
…이것은 革命의 主体와 客体의 辯證法的 統一로써 된…
…대 이것은 大略 達成되었다고 말하는…
…識하지 못하는 述論이 안된다。우리들의 見…
…依하면 朝鮮은 事実 日本帝国主義의 桎梏으로부터는…
…帝国主義의 残存勢力은 掃蕩되어 있지만 …
…農村에 있어서의 封建的 遺制는 …
…과 같이 南鮮地区에 있어서의 米軍政이 …
…反帝国主義闘爭과 及封建主…
…우리들 앞에는 …
…義闘爭을 積極的으로 遂行하지 않으면 안된다는 廣濶한 任…
…務가 가로놓여 있는 것이다。
우리들에게 있어서는 …
…의 任務를 徹底的으로 遂行하지…

…한다면 社会主義革命은 問題될 수 없다。우리들은 朝鮮
革命의 段階를 부르조아民主主義革命이라고、漠然히 規定
한다고 하드래도 이것은 또嚴密한 階級規定에 있어서는 현제
우리들은 이 革命을 遂行해 가고 있는 過程에 있다고 말하는
것이 適切하다고 말할 수 있다。
現在의 情勢로 보아 北緯三十八度以北의 소同盟軍進駐地
域에 있어서는 부르조아民主主義革命이 急速히 進行되고
있는데 三十八度以南의 米軍政下에 있는 地域에 있어서는 부
르조아民主主義革命은 아직 充分히 進行되어 있지는 안하
即 西北鮮에 있어서는 人民의 손에 政権이 쥐어지고 있는데
中南鮮에 있어서는 政権은 아직 米政에 依해서 掌握되어
있다는 것이다。이것을 要컨대 全体的으로는 朝鮮革命은
인제야 부르조아的民族革命의 端緒에 있고 그것은 軍政으
로부터의 離脫에 依해서 具体化될 運命을 가지고 있다는 것
을 說明하는 것이다。

二 朝鮮革命의 広汎的 諸條件

[illegal]

[illegal]

[illegal]

에서서 外交다교上하나, 文武官을兼하야 自己의領民에對
하서서 無制限의權力을 享有하고있섯다는意味에있서서 西
歐諸國에實在하엿든 領主와별다른흠이업다。領主는 人
民의게對하야 賦役을課할수 있섯을뿐더러 그主權이엿든
点에있서서 外國에있서서의 封建制度와 조금도흠이업
섯든것이다。

土地의領有關係에있서서는 土地는 官田及民田으로 分
劃되야 官田은王室所有에關한것을各營에衙門에分劃된것으
로되며 民田은閥族及土豪의領有에屬하야 自由農民은 火
牧하게는 存在하지안엇든列이다。

官田에있서서의農民은 官奴이며 이것은 農奴라는것보
다 奴隷的存在이엿으며 民田에있서서의農民은 純然한隷
農이엿든것이다。

李朝時代에있서서의土地所有關係는 名目的으로는 国有
로되여잇으며 全国의土地는 王權에集中統一된것으로 表
現되여스나 實質的으로는 그것은單只擬制에不過하엿고 更
更的生產樣式의한主要特質로써의 點과같이指摘한 土地国
有는也서実在하지안엇든것이다。

그래서李朝末의 全耕地面積은概算百八十萬町歩엿으나王
室所有는 겨우그六%에不過하며 他는그全部가民有地로되
여잇엇든것이나 그压倒的部分은貴族의領有에屬하야 自由
農民은 山間僻阪의生產豊富치못한 極少한地片에不過하엿
다。

以上을要約하면 李朝末의朝鮮의土地領有關係는 優良民
의 耕作者인農民은 그의全部는王室、官僚、豪族及土豪의所有가되여 現実
에있서서必要勞働을超過하는全剩餘勞働은 典型的農奴의 地位
配的諸階級에直接的으로 收取되여잇던것 貢納의形態로支
의支配階級은王室이아니며 이境遇 而班乃至官人이엿든것이 明白
하다。

그래서 이關係는 韓日合併後에 行한 日本總督府의土地
調査에依하야 從來의所有關係는 一層더歪曲되야 申告가
업는것은 全部国有地로하야 暴力的으로 收奪되엿든것이

이제 우리는 이 土地收奪過程을 分析하지 아니하면 안 된다。

朝鮮에 있어서의 原始收奪은 一九一〇年으로부터 一九一八年에 걸쳐 完了한 土地調査를 起点으로 한 것이었다。이 調査에 使用한 費用은 二千五十萬円의 巨額에 達하며 또 大部分 全八千餘萬円이 결여든 것이다。

그 調査의 客은 所有權者 土地價格 及 地形地況에 관한 것이었으나 特히 所有權者調査에 当해서는 申告主義를 採用한 結果 当時一般 法律上 知識을 갖지 못한 農民은 現実로 自己가 耕作하고 있었음에도 不拘하고 年限을 取하지 못하여 一部 貧農 小作農民 共有地는 모다 國有地라고 해서 官吏의 손으로 横奪되었으며 또 農村에 있어서의 封建的 土地所有關係를 그대로 温存하였다。

그리하여 收奪된 土地는 日本人에게 或은 無償讓與 或은 極히 한 低価格으로 掃下식 拂下하였으며 또 新興 資本에 依한 土地收奪의 基礎를 만들어 他方 土地分紳으로 封建的 土地所有權者로 하여금 法律的으로 確

立케 하였다。

이리하여 大部分 農民은 土地를 收奪당하고 그리하여 生産手段으로 分離식히진 農民階級은 身分的으로는 어느 程度 自由로 되었으나 経濟的으로는 雇役農民 乃至 半農奴的 小作農으로 轉落하였으며 또 그 大多數의 農民은 経濟外的 強制로부터는 解放되었으나 経濟的 強制로부터는 오히려 더욱 封建的 隷屬関係에 얽매이게 되었다。

이것은 土地革命이 强行되어 農民은 生産手段을 빼앗기고 封建的 社会內에 있어서는 무르조아的 生産方法이 아직 發達되지 못하기 때문에 都市의 工業은 거의 存在치 안이하였으며 또 그 때문에 農村으로부터 排出되는 農業人口를 都市에서 吸收하여 餘地가 全然 없었던 것이다。이것을 英国의 農民革命에 対比하여 보면 決定적 차이를 發見할 수 있을 것이다。即 英国에 있어서의 農民革命은 都市工業이 充分히 發展되어 都市로 조아지는 반면 国際的 交換過程

[illegible] 生産方法이 [illegible] 發展段階에 [illegible]
[illegible] 부르조아的生産方法이 [illegible] 以
[illegible] 에 農村의農奴經濟는오히려社会發展의程格이되여왔던
것이다。그러서強行된엔구로지아·무니브멘트는하여서는、農民을生産手段으로부터 分離시키면서他方에있서
本主義的蓄積의 [illegible] 一旦生産手
段으로부터 分離된農民을 再次封建的隷屬関係로돌여보내
는 社会的條件은存在치아니하였든것이다。

그러서 封建的零細耕作의뒤를襲擊한것은 社会的平均利
潤을쫓는 借地農的農業企業家가 農民파밧것다。農業에있
서서의資本主義는 自由스로운發展을遂行하였든것이다。
이것으로써 明白한것과같치 朝鮮에있어서의農民革命은
封建的体制内에있서서 經濟的諸條件이成熟하야 그것으로
써遂行된것이아니고 資本制生産方
法이 充分히發展치아니한때 外來帝国主義者로해서 不自
然的過程으로해서遂行되기때문에 農民은解放됨에도不拘하
고 그나름아 土地를가지못하고 結局살기爲하야 農村에
서 [illegible] 耕作看로되지아니하면아니되였다。그보담더한層남은條件으로 零
細耕作看로되면 그들은새로운 [illegible]
이 適応하여가면서 零細小作農이되여왔다。
彼의農村에있서의 階級関係는 한便에는 封建的高率의現
地代를貢納하는 零細小作農이되지아니하면아니되였다。
地主들은 自作農의不斷한沒落 그小作農으로의轉化에
이와는反対로土地所有의 集積、集中、例外的으
로 巨大地主의生成、發展。

三項民地型의 巨大地主의生成、發展。
이러한関係는土地私有下에있서서는 農民은單只零細小作
農에만국치지안고 그舊來의身分的関係까지還存
시켜 日本帝国主義者에依한 [illegible] 土地略奪은 [illegible] 背景으로하야서있
는것이와같치 [illegible] 生産方法及由來의
[illegible] 基礎로한 生産者의 [illegible]
을 [illegible] 的으로一掃하야버리는것을 現段的으로實践

고 그 다음 이야기는 이렇게 된다.

옛날 어느 곳에 한 농부가 살고 있었다. 그는 매일 아침 일찍 일어나 밭에 나가 일을 하였다. 그의 아내는 매일 점심을 밭으로 가지고 나왔다. 그런데 그 농부는 점심을 먹을 때마다 항상 밥을 조금씩 남겨 놓았다. 그것을 본 아내는 남편에게 "왜 밥을 남기느냐?"고 물었다. 그러자 남편은 "이 밥은 내가 먹는 것이 아니라 밭에 있는 벌레들이 먹는 것이다."라고 대답하였다. 그 말을 들은 아내는 "벌레들이 먹는 것을 왜 우리가 먹느냐?"고 하면서 남편을 나무랐다. 그러나 남편은 "벌레들이 먹는 것을 우리가 먹으면 우리가 먹는 것을 벌레들이 먹는 것이다."라고 하면서 아내를 타일렀다. 그 말을 들은 아내는 "그렇다면 우리가 먹는 것을 벌레들이 먹는 것이 아니라 우리가 먹는 것이다."라

九一九一四年에 있서서의 農家構成이다。 卽同年에 있서서의 全
戶數는 二百五十九萬二千二百三十七戶이며 그中地
主戶數는 二十四萬六千七百五十四戶며 農家總戶數의一·八%自作兼
小作農家總戶數의二二%、自作兼小作
農家는 十大萬九千五百十七戶、同四一·十%、小作農九十一萬一千二
百五十一戶、同三五·一%라는狀態이며 이것을所有耕作地
別로보면 自作地는百四十六萬一千百五十
八町六·一%이지만小作地餘地의 總耕地二百九十五萬九千百五十
四町步 田二七〇七、九八一町步、工此率으로訓서、約七〇%、
地主所有地는 一一八萬町步、工우에農民所有地는 田畓을合하야
田에 있서서는約五〇%、
一八六萬町步이며 總耕地의約四〇%에不過하다。

副業의 關係는 爾後日本帝國主義의 植民地的搾取政策으로하
야금과 같은 發展을보이고있다。

一九四二年에있서의 朝鮮의總耕地는 畓一、七六七、七四
四町步 田二、七〇七、九八一町步、工比率으로訓서、約七〇%、
工우에農民所有地는 田畓을合하야
總耕地의約四〇%에不過하다。

田畓合計二百六十一萬町步는 겨우十萬四千人의地主가所
有하고있는것이다。이것은朝鮮總農家三百五萬戶의 三·三
%밖에되지안는한줌의地主階級이 全耕地의 六〇%를独
占하고있는것을意味한다。

現在農家階級의構成은 總農家三百五萬戶中 自作農은五
二九、七一七戶、總數에対한百分率은 一七·三%自作兼小作農
은二九、四三一戶、同二三·九% 小作農은一、六四一、七〇二
戶、同五、三八% 火田民은五六、八一八戶、同一·八% 被傭
者平均하면 九五、七八八戶、同三·三%로되고있다。
이것은火田民을 따로計算하지안은것을意味한다。
火田을가지지못하고있는것은 農民의五七·一%가 全
部 自作兼小作地를分解해서 耕地의大部分은 自己所有
地이며 借地하야있는者는 地主로부터 賃借하야있는者外 耕
作하는 大部分은 地主로부터 賃借하야있는 後者
가 小作農에加算한다면 土地를갖지못한農民은 六六一七
%에達한것이다。

以上은 한편의極에있서서는 自作農은沒落하야서 自作

兼小作農乃至純小作農으로되고 自作兼小作農은小作農에轉落하며 다른極에있서서는 小數富裕自作農 幸運을맛나면地主로올나부르며 農民沒落과는反對로 大地主及巨大地는점점그土地兼併을할수있섯다는事情을말하는것이다。

이러한農村文化를促進식힌 具体的厂史的發展行程은 이것을하나이나들의原因으로 돌일수는업는것이다。 이제 우리는現像形態를追蹟함으로써 事態의眞相을闡明할야고한다

第一에 轉變農村分解에重大한役割을 演出한것은 高利貸的商業資本及獨占的金融資本이다。

먼저前者에対하야보면 中世的社会体制에있서서의 商業資本의古典的存在形態는 잘아는바와갓치高利資本이며 그것은農民의窮乏化를 現実的條件으로해서 生成発展하야都市의춘후즈的手工業에 対立하야서 함으르써資本制的企業의端初形態가되여가는 마뉴화쥬아를創建하야道具의代身으로 機械를移入함으로써 社会的生産에있서서의技術革命即産業革命을 推進식히여 二것으로써 旧社会에 資本存在의보담높은段階에있는 産業資本으로 轉化하는것이지만은 朝鮮社会에있서서는 手工業조차充分한発展을遂치못하고 都市에있서的高利貸資本은 그初歩的段階만도 経過치못한때에 土着資本이大擧侵入하야 利潤을求하여 日本帝国主義者의 高利貸的商業에向하야殺到하며 土地買占 土地投機에活躍하야 結局土地의貨幣化를 促進함으로써 農民收奪에重大한役割을演出하게된것이엇다。그것은말할것도업시 他에보담有利한投資対象이업섯든것 現物形態를取하는半封建的高率地代의存在로써 條件지으게된것이다。이것은뒤에보는바와갓치資本으로써는 絶好의餌物이며 植民地的高利潤을獲取함에는가장適合한것이엇다。그것은洪水와가튼日本商品의氾濫、農村에있서서의貨幣需要의高揚에따른 急速한 在来의農民的原始経済、自然経済及家内的手工業의 急速한 没落으로써一層加重된것이다。그뿐만아니라 日本의高利貸資本은 그国家権力을背景으로하야 그国家独占資本에 直接援護되여서自己目的을達할수있섯든것이다 그意味에있서서는日本人의外来的高利資

本과는 千先対立되었든것이나 그러나 土着의高利貸資本
이 外來高利貸資本의 파이를 크게 하여 그 폭력적 役割을 하
므로써 合生한 限에 있어서 그의 득
다。

그리서이런個人的高利貸資本이 얼마만큼高率의利子를請求
하여는가에 対하여서는 그利子를年率에 換算하여 連例十割
二十割의高率에 達하였다는것으로써 想像하기어렵지아니한
것이다 普通農村에있어서의 個人間貸借에있어서도 五割
乃至十五割에 達한것이며 그리고負債農民은 오직唯一한物的擔
保를所有土地에 依하여提供한것이며 또때々로人身賣買까지
하였다는것은 얼마큼高利貸資本이 餘地없시 그中世的惨忍
性을發揮하였다는것을 遺憾없시曝露하는것이다。

다음에國家的独占金融資本에있어서는 韓日併合前後의日
本第一銀行에 依한 不動産投資는不問에붙치다하지라도 一
九一八年의朝鮮殖産銀行의設立 그에 先行하여 東洋拓殖의
出現으로써 또한殖産銀行의別働隊인 金融組合網의設立配
置로하여금 農民所有地의 抵当制度는 徐々히 或은 急激히

完成된것이다。이抵当制度는土地의價格을基礎로한것임
으로 그 先 段階는 먼저 関說한바와같이 土地調査事業으로
써 그 前提的諸條件을準備한것이다。農民에対한公課公租의
加重化는日本의國家的独占金融資本에 依한 收取及收奪의맛
을 (地均)을한것이며 그리한意味에있어서는 國家의租
稅政策은 原始蓄積의한槓杆이되는것이다。金融組合은 自
己資本及殖産銀行에서의借入金에依하여 土地抵当化에対한
農村投資를하며 農民의窮乏을奇貨로 差押 強制執行에依
하여 土地收奪을行하며또한高率의利子를獲得함으로써 実
質上의地主的地位를獲得한것이다。

그것은反対로農民으로보
면 資本利子라는 形像形態를取하여나오며 実質上의生産
費의一構成要素로되어 負擔을加重함으로써 農業生産力의
発展을防害하며 二三没落을促進한것이다。이것으로써 朝鮮
의自作農乃至自小作農의大多数는実質上土地所有로부터排除
되어 土地에対한擬制的所有者만의地位에轉落되어
만한 観念하에所有로化하여있는것이다。金融組合에依한 土地收
奪은 처음에 畓으로부터開始되었든것이나 漸次対象을

(一四) 에까지 拡大시켜 나가며 最近에 와서는 都市의 中小工業者를 対象으로 한 中小商工金融, 一般市民의 不動産에 対한 抵当貸附에까지 進出하야 殖産銀行을 中樞로 한 日本金融資本의 朝鮮搾取는 그 絶頂에 達한 것이다。 그러고 그 貸附利率은 日本国債가 三分五分의 低利임에도 不拘하고 五分乃至八分의 高率이며 또한 그 天引(先利)諸手数料를 加算한다면 実際農民들이 負擔하는 金利는 적어도 一割을 突破하는 것이라는 것을 認識하지 아니하면 안이 된다。 그와갓치 金融組合에 依한 搾取는 다만 抵当貸附制度에 依한 것만이 아니고 農産物의 委託販賣 農機具及肥料資金의 前貸에까지 손을 뻗쳐 그 收取面은 더욱더욱 그 範囲를 拡大하야 農民의 모라니 것이다。 勿論 金融組合의 活動領域이 그 絶対的 独占的인 것이 아니고 그와갓치 拡大된 것은 다만 그 組織網에 依存한 것이 아니고 個人高利貸資本에 対抗하야 利率의 相対的低位에 있었다는 것을 指摘하야도 失当한 것은 아니다 그러기 때문에 富農層은 그 土地를 抵当에 부침으로써 어든 貸로써 一層貧困한 農民을 高利貸的 搾取를 하거나 다른 보담 有

利한 事業에 利用을 遠求한 수가 있었든 것이다。

以上은 殖産銀行及 그 分枝隊임에 不過한 金融組合의 投資面만을 検討한 것이지만은 또한 그것은 資金의 吸收作用에 있어서도 遠慮되는 바가 업다。 卽 金融組合은 農民의 生産物代金의 天引貯金、其他 모든 手段으로써 하는 強制貯金에 依하야 人民의 零細貯蓄을 利用하야서 國債를 사고 社債를 잡으로써 그 金融的 支配力을 強化시켰든 것이다

農民을 支配하는 金融勢力은 이것으로 그 全部가 아니라 東拓을 筆頭로 한 金融会社 一般土着地主等은 그 이상 든지 程度의 差는 있으나 高利的 前貸에 依하야 그 네들을 문전되게 한 것이라 그 때에 注目할 現象은 信用力이 업는 貧農에 対한 連帶保證制度이다。 이 새로운 搾取方法에 依하면 信用力이 적은 窮農일지라도 殖産契와 갓흔 帝制로서 아에서 施行되었든 것과 갓흔 미루制度의 一面을 農村에 移入함으로써 団体의 共同責任制를 맨드러 써 그것으로써 農民信用을 創造한 것이라 帝国主義者들의 苦心慘憺한 工夫와 創意가 있었든 것이다。

土地資本의 活動이었제서 그 具体的指標를 본다면 農地投資의 利廻가 一般株式利廻에 比하야서 훨신 빗싸며 또한 日本과 朝鮮과의 利幅이 甚히 크다는 事情을 指摘하는 것도 無益한 것은 아니다 卽 日本動業銀行及朝鮮殖産銀行의 調査에 依하면 一九三七年에 있서서 株式利廻는 五分三厘에 對하야 土地利廻는 大分一厘이며 日本의 農地利廻는 田畓이 各各五分五厘及四分九厘에 對하야 朝鮮田畓의 그것은 八分及八分五厘이다 하는 高率을 보이고 있다。 여기에 引用한 數字는 若干의 差는 있을지언정 大端한 變化는 보지 못한 것이다。 最近의 數字로 推移에 있서서는 日本과 朝鮮과의 土地利廻의 相對的關係 그 事實의 그와 같치 日本과 朝鮮과의 土地利廻의 明白한 差는 日本의 高利的資本의 朝鮮으로의 輸出을 促進하며 또한 朝鮮에 있서서의 貨幣資本은 土地投資로 모여 나오는 理由를 說明하는 有力한 事情이다。 이것을 剩餘勞働을 收取하는 資本의 本質的規定性으로 보면 아무것도 아닌 것이다。 이것을 剩餘勞働을 收取하는 資本의 아무런 規定性으로 보면 아무것도 아닌 것

以上總計自作農大大四二大二、自小作農一七四二九。小作農二四一五六、平均二八四五七。

勿論이것은 官製의 數字額이며 또이外에 漁業組合費、水利組合費等의 諸負擔이 附加된다。

朝鮮에있서서의 農家收入이 平均 大百円此게되지아니하는 現狀에 想到하면 此等의 公租公課가 엇더케 過重한 것인가는 說明한 것업시 明白하게된 것이다。

現在朝鮮에있서서의 農家負債가 얼마에 達하고있는가에 對하여서는 槪數만도 어들수업다。엇던사람은 이것을 七億円이라 立評価하고있스나 이것은 너무低評価된 것이다。單只 우리는 農家負債의 推計를 내기爲하여 金融機關、土地会社等의 對農民貸附에 個人的高利貸의 貸金을 加算함으로써 어들수 있는 것을 指摘함에 끗친다。우리들의 計算에 依하면 殖産銀行及金融組合의 貸附金만하드래도 四、五億円을 내리지안는 것이 土地会社及個人高利貸에 對한 農家債는 巨額에 達하고있는 것이 想像된다。

이것을 日本의 例를 들어보건대 거기에서는 政府發表數

字만도 全農家負債額은 大十億円을 突破하고있으며 民間權威者의 推定에 依하면 그倍額인 百二十億円을 내리지아니한다고한다。이것으로보드래도 朝鮮과같은 典型的高利貸의나라에있서서 七億円云々이라는 數字가 얼마나事實로부터떠나 고있는가를 大略想察할수있을것이다。

다음에 小作料의存在形態에 對하여보면、地主団体 朝鮮農会의調査에 依하면 京畿道에있서서는 總生産物의四五・二%、全羅南道三〇、五%慶尙南道四八・一%、平安南道五二・二%로되여있으나 이것이얼마나 엄청난數字인가를 以下에있서서 指摘하게되는바이다。一般이常識的으로도 現実의事実과는符合되지아니한다。殖産銀行調査月報第三十三號所載 朝鮮에있서서農家經濟의変遷」이라고한日本人의論文에 「朝鮮에있서서의小作料는 總經費의五五%乃至七五%를차지」하고있다고한바와같이 小作農에있서서는 一三七円으로부터 二一〇円에增加」하고있다고한것이다이사람은또다

量에 就하여 制定한 것이다。이는 本고料의 一部를 成하는 것이다。

二種法 一定한 期間租를 가지고 實地打量을 하여 그 結果를 基礎로 하여 定하는 方法이다。

石數 一定한 期間租를 가지고 實地打量을 하여 그 結果를 基礎로 하여 定하는 方法이다。

收穫高 一定한 期間租를 가지고 實地打量을 하여 그 結果를 基礎로 하여 定하는 方法이다。

收穫高三評價 收穫高三石을 基礎로 하여 定하는 方法이다。

實際收穫高 實際收穫高를 基礎로 하여 定하는 方法이다。

收穫高三對スル金額 收穫高三石을 基礎로 하여 定하는 方法이다。

收穫高三對スル代金 收穫高三石을 基礎로 하여 定하는 方法이다。

收穫高三對スル代金ノ四分ノ三 收穫高三石을 基礎로 하여 定하는 方法이다。

收穫高三對スル代金ノ四分ノ三ニ相當スル金額 收穫高三石을 基礎로 하여 定하는 方法이다。

收穫高三對スル代金ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ定メタル法 收穫高三石을 基礎로 하여 定하는 方法이다。

收穫高三對スル代金ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ定メタル法ニ依ル 收穫高三石을 基礎로 하여 定하는 方法에 依하

○·○%　最低四五%(定租)平安南道는最高九三·○%
最低五三·○%(定租)同北道는最高九九·○%　最低九○
·○%(打租)咸鏡南道는最高九○·○%、最低一(打租)
咸鏡北道는最高九○·○%以上　最低九○·○%(打租)
이와같치小作料의納付形態로보면　打租法이가장만한五二%
를차지하고　定租法三二%　執租法一六%의順序가되여있다
그리고小作人에轉稼되는諸公課　人員数%)를보면　京畿
道二五%、忠清南道四四%、同北道八%　全羅南道五一%
同北道五六%　慶尚南道七○%　江原道六五%　咸鏡南
%、平安南道三六%　同北道六○%　黄海道三八%
道四%　同北道二%　全國平均四八%가되며諸公課의小
作人転化는約半数에達하는것이다。
以上으로보아小作料가더게高額이며　또한諸公課가　바로
그半은小作人에転化되고있음을알수있는것이다。小作料만
도그半은最高와最低를相加平均하야　全然無意味한것이
術도夫外에는　그平均値를表示하는것은　算
貧擔하는農民이全體의%가되며　最低를負擔하고있는　農

民이%에当하는가를表示하는것만이　正当한階級的立場이
며事物을올게보는方法이다。
이와같이　高率의現物地代가施行되는　土地投資熱이
盛行하게되며　또한便에있어서는　土地集中을가저오게하며資本으로하야금生
産資本이되지못하게하고　高利貸的商業資本이되게하는　所
以本되는것이다。
이事情을明白히하기爲하야
자
日支戰爭前에있서서의土地投資의問題를上程하야보
取形態에따라다름과같은差異를보이고있다。

最高	一五·七%	定租法	
最低	五·○%		
全國平均	九·三%		
最高	一七·八%	打租法	
最低	七·○%		
全國平均	一○·九%		

最高　四·〇%
最低　五　〇%
全国平均　八　九%

軌租法으로할때

이것은이미開設한바와같치 土地所有者로 이 地主의利
子所得으로부터본것이며 小作人側으로보면 舍音又는管理
人에게의各種賄賂가있는까닭에 원산만흔負擔이課하야지고
있다。勿論地主側에서보면 贈與를加算한全收中에서
控除되는 中間搾取는한經費를構成하는것이다。그와같은野
蛮的收取가 엣더케實行되여있는가를 우리들은実證的으로
丟示할必要가있을것이다。

먼저그것을爲하야 朝鮮에있서이 日本人巨大地主에依
한農民搾取의実体를 解剖하기로한다。

그네들의農民支配는生産、分配及流通의全過程을通하야行하
였다。그것은種子、品種、肥料、生産技術、(以上生産過程)
立毛、收穫物、小作米의品質、容積、重量、包裝等(以上分
配過程)及生産物의商品化(以上流通過程)에따라行하야가
는것이다。

種子와品種에依한農民支配를보면 大概의土地会社는最格
한規定을가저서

一、小作用種粒은事由의如何를不問하고 地主의檢査送定
을받다시遵守実行할것(朝鮮開拓)

二、作物의種類品種에對하야서는 貴社一切의農事改良에對하야서는
耕作種子等에関한一
三、의指導奬勵에따라(成業社)

四、小作料는本契約의品種을 借用種子如何에不拘하고 借用種
品種如何에不拘하고 契約의
子와같은品種을納入(東拓)

種子의良否가收穫에밋치는影響은至大하다。그럼으로써致
收量을增加식히는것은 直接地主의주머니를左右하는것은
勿論이다。여기에서는人同一人当의生産量의多寡 換言하
면労働의生産性이問題가아니고 単位面積当小作料의收取高
에있서서 地主가全部이다。그럼으로現物形態를取하는前資本主義地代制度
에있서서 地主가種子及品種을通하야農民을支配함야고하는

而望이露骨히表現되여잇다。

버금에肥料에対하야서는

一、地主로부터施用을指定한肥料中金肥代金에対하야서는그原価는勿論運賃其他諸掛費及利息을부처小作料額에入算하야入과同時에救으로換算納入할것但地主의決定에依한것으로하며救価는時価를標準으로하여金肥代의半額以内의限度에잇서서한다。

二、打租小作地에잇서서는地主로부터이것을補給받지못하고잇을것(小林農場)

三、用한購入肥料의代金의半額은地主의負擔으로함。旦、小作人이全部負擔함(朝鮮開拓)

肥及綠肥의栽培施用에対하야는小作人은地力의維持增進에힘쓸것(朝鮮興業)

三、用한地主에依한施用肥料의統制는極히嚴重하다。金肥賃借의土地에対하야는特히注目

이러한地主로부터融通을받는것이普通이나에対하야서는小作人은地主로自己의負擔으로使用하여原価에附帶費利息을加하며또는生

産物로써換算할것을規定한会社도잇는것이다。現物換算의価格이本来부터收穫期에잇서서時価로하는一方的決定일것은말할것도없다。地力의維持增進까지小作人에게責任을負擔시키는데地主의專制的支配가露呈됨에잇다。

小作農이地主로부터借用하는肥料代라는것은地主가殖産銀行東拓等으로부터借用하는低利資金이지만이것이一旦地主의손을건너農民에게로貸出되야그生産物로서換算될때農民으로보면얼마나高利負擔이되는가하는것은特히注目함必要가잇슬것이다

또한生産技術에対한地主의支配는

一、小作人은地主가指定하는農事改良에関한事項을指導奬勵에対하야서는誠実히実行하며(朝鮮開拓)

二、農事에対하야는收穫增進에努力할것(朝鮮開拓)

子施肥、收穫及調整等에関한一切의農事改良에対하야도全部責社의指導奬勵에따라品質의向上及收穫의增加를企図할것(成業社)

三、小作地를愛護하며적어도地力消耗를招来하는것갓흔

耕作을 아나함은 勿論 모든 것을 貴社의 指導에 따라 心專心農
事改良에 精励하며 貴社의 小作人農事改良組合에 加入
하야 그 事業을 (一) 慇懃忠実히 実行할 것. (京拓)

四、 (一) 償借地는 恒常肥培耕耘하야 作物의 種類品種及 農事
改良其他에 対하야서는 貴社及與農会의 指導事項을 (二) 忠実
히 遵守実行할 것. (一朝鮮與業)

一切의 生産技術의 実施는 地主의 指図事項에 있서 農事改
良生産力의 増進은 小作契約은 解除되며 貢課된 至上命令이며 이런 規則
에 違背한 때는 小作契約은 解除되며 土地는 回収되는 것이다。
이와 같은 命令事項을 遵守실 기 爲하야 물도 설들업는 管理体
系가 作成되야 小作人의 地位는 一一個의 被傭者가 되는 것이다。

以上은 生産過程에 있서서 地主的 農民支配의 主要한 것이나
農民의 地主에의 隷屬関係는 이것으로 그 全部가 아니다。

小作人인 以上 賃借地는 絶対로 転貸、交換、賃貸権의 売買
及讓渡 耕作의 委託等은 모다 禁止된다。 小作権은 確立되여 있
지 안타。 土地는 地主의 必要에 따라 언제던지 回収되며 農民
은 건제든지 耕作으로부터 排除되는 것이다。 地主의 承諾업시는

土地使用의 目을 変更하거나 土地使用의 形態를 変更하는 것은 모다 禁止되여 있다。 그리고 地主는 小作人이 自己의 爭議로 因하야 他에 転居하는 때에는 小作人의 居住에까지 干渉할 수 있는데 이 때는 小作人은 地主의 命令에 絶対 服従을 加할 것이다。 小作人은 地主에 対하야 農民의 身分은 形式的 存在로 되여 있서는 農民의 居住移転의 自由도 없다。 小作人은 地主로부터 遠隔에 있는 土地를 耕作하는 것보다도 近接地에 転居를 命하는 것이 小作人에게 不利益으로 되는 때에는 小作人은 自己의 居住地나 耕作地를 変更하거나 또는 耕作을 中止하고 退去하지 못하는 것이다。 農事의 爭議로 因하야 小作人이 地主의 命令에 違反하는 때에는 地主는 小作人에 対하야서의 地主의 命令을 実行하는 데도 必要한 規則을 制定하야 小作人에게 強制할 수 있는 것이다。 実質上 農民은 農民

産 性選는 ... 이야하次로必그下
一物地洲程分選主하
서의主것에配産産選
나地는主自민서程半程에
或의主저서에農에
은家的의것及것地서로서
濩話然自地서로서
渡負分己主서맨등
치사을의支配地끄地
아淋眼並는主것의支
나淋眼並는主것의支
라作計主配나支
기物三雜保라
로을데
計抵서
醫부기
ㅅ으러爲計
小로始作아
林利作
壞서된
場ㅅ債·民
務에
를이

産 性選은 ... 이야하次로必그下
一物地洲程分選主하 기론라必리인
서의主것에配産産選 小爲것야勞고潭
나地는主自민서程半程에 作하은서勉部小作
或의主저서에農에 人야 ... 을債分人作
은家的의이定洛型 ... 分로ㅅ에
濩話人農收것計型게 ... 게康耕地
及라人農收것計型게 ... 지서拓墾作의
法는ㅅ上獲을야때된서레도이ㅅ売牛農
上것外實物處 ... 것 貸作
으大共社을分그지業는이地을 譲付物
로國로부小지販 金收은게 渡料受
보凶占有러뭇 地 獲으 ... 면 又等收
ㅡ農有러뭇 地 獲으 ... 게 는의獲
레無物外料計配主配物으貢農, 借物
도燦及借及ㄴ殺外料은司納民 搭受을
計所入癰ㅅ에小代 ... 前은 保金小
容契有金子觸隣作 小穫에自 典品作
怒的物品 舞計人耕作憎는己 當의料
할을이定洛外 有換料便計 ㅅ 及
수, 라洛料拓ㅅ小外用及이조 吨 賃納肥
림메는代ㅅ小作共料小門감르흘 人人林
는지첫때이作共料小門감르흘 ㅅ前代
것게올라農라人阿作의흘여 年에
約한特지異고은占家人朝自여올것癒
이것的代라地有屋이舞由서 서子
에이計費에主物獲關도지 류서
다ㄴ社耕것의及家地拓업는 지 歲

日本帝国主義가 朝鮮에있서서 조흔見本을提供하는것이다。그러한 野蛮한搾取及支配形態는 얼마만큼 不法한行爲를하는가를 가르키는것이다。그러한 野蛮한搾取及支配形態는 이들日本人의巨大地主의小作料收取形態에있서서도 大概打租及執租法을取하는것이며定租法같든것은極히적은 分(例컨대家蓄)은 土地所有者에따라 分割되고있다。이制度에있서서는 그勞働(그自身의勞働이나 他人의勞働이나)또한經営資本의一部를提供하며 経営資本의다른部分은 地主에게提供된다。그러서生産物을 農民과地主가 一定한比例로 分配하는것이다。이러한收取形態가 우리들은그러한生覚을排斥하지아니하면아니된다。이制度에있서서는 農業経営者(小作農民)는 完全한資本을充分한資本을가지지아니하였다。지로부터 小作農業経営者가 土地所有者의손에들어가는 原因이되고있다。純粋한地代形態를取하고있지아니하다는것이 또한 一般的傾向이다。그러므로 小作農業者는 資格으로 또한 一定한比例로 農業経営者로들인 一定한比例로 農民과地主가 서로의한過渡形態라고하는點에있서서는 分益農制는 資本制地代로의 그性格을따르게한다。

朝鮮의小作料形態、就中巨大地主에依한 小作料收取形態가特異한것이며 그것이地主에依하야專制的으로 決定되는것이다음例로 小作料決定에関하야 明白하다。

小作料는 小作地의 生産物의十分의六十으로할것。

但水利組合의 東拓、林農場 | 小作料는 水利組合의 總收穫高의百分之六十으로할것。

蒙利地区内에 있서서는 十分之六 又二毛作 에 있서서는 小
高의 十分之五以上十分之六以下의 比例로써 完納할 것。
이라고 規定하고 있는 것이다。 이
은 外面에 나타날 뿐이며 農民의 實際負擔은 훨신이 적우를 도라
다니고 있는 것은 먼저 暴露시킨 바
또한 小作料의 納入에 當하야서는
及包裝에 對하야 最重한 規定이 있나
東 拓 小作料는 檢査에 合格한 程度에 充分精選乾
燥하야 朝鮮開拓 賃借料는 充分乾燥하여
中略) 叔入新以에 包裝하며 一定한 龍束을 마처 檢査合格品과
同等한 것을 納入할 것 (後略)

朝鮮農業 小作料로써 納入할 叔의 乾燥調製包裝等은 모다 地
主의 指定한 標準에 依할 것으로 함
成業社 小作料는 貢社의 指示에 따라
及包裝하야 納入할 것으로 함
小林農場 小作料로써 納入할 叔은 모다 乾燥調製를 充分

要컨대 小作料는 精選乾燥를 充分히 하야 所定의 包裝을 하지
아니하면 안된다。 그래서 이러한 規格은 地主가 決定하
는 바이며 小作人은 그것에 그대로 服하는 것
이며 貴社의 指示 又는 貴社 指定
된다 여기에 規定된 品質은 檢查上合格品과 同等 以上의 것이니만큼
檢查에 合格할 程度 의 것이니만큼 小作人은 自己의 生産物中에
準許는 것은 明白하다。 곳말하면 地主의 欲求는 一等品을 標
粒選하야 地主에게 所定한 小作料를 獻納할 것이다。 小作人
의 手取品은 그나머지 人목인 것은 말할 것도 없다。 이 合理的 說
話에 있는 野談이라도 좋다 그것은 氣分이나는 것을 막을 수 없다。
나 등에 容量에 對하야
成業社 (前略) 叔은 以入하야 一以正味九十五斤入으로 計
朝鮮農業 賃借料는 一以正味九十斤外에 入俵二斤을 叔
入新以에 包裝하야 (中略) 納入할 것。
東 拓 小作料叔은 一以五斗入大豆는 一以入으로 하야

그 容量及重量은穀物檢查規則에 準하도록 하고 檢查는 入하야서 納入할 것

小林農場 | 小作料로써 納入할 收穫은 新收에 五斗入으로하야 納入할 것으로 하되 新收에 依하야 每年地主가 考查決定한 後에 通知할 것으로 함。 納入 一叺未滿의 端數라고 하더라도 新收入과 同一한 品種은 品質、容量、重量、升目、包裝等의 全般에 亘하야 最重한 檢查를 거쳐 納入되는 것은 말할 것 없다。 萬若 이것에 違背할 때는 苛酷한 制裁를 加하게 되는 것이다。

東拓 | (前略) 不良品을 納付한 때에는 그 事由如何에 不拘하고 又는 相當한 割增料는 徵收되드레도 異議를 말 할 것 이며 小作人은 이에 對하야 此等 諸條件에 依하야 苦心慘憺한 思考를 하고 있는 것이다。 여기서 小作料는 地主의 決定한 一定한 規格을 基礎로하야 品質、容量、重量、升目、包裝等의 全般에 亘하야 最重한 檢查를 거쳐 納入되는 것은 말할 것 없다。 萬若 이것에 違背할 때는 苛酷한 制裁를 加하게 되는 것이다。

又는 相當한 割增料는 徵收되드레도 異議를 말 할 것 이며 小作人은 이에 對하야 此等 諸條件에 依하야 苦心慘憺한 思考를 하고 있는 것이다。 여기서 小作料는 地主의 決定한 一定한 規格을 基礎로하야 品質、容量、重量、升目、包裝等의 全般에 亘하야 最重한 檢查를 거쳐 納入되는 것은 말할 것 없다。 萬若 이것에 違背할 때는 苛酷한 制裁를 加하게 되는 것이다。

東拓 | (前略) 不良品을 納付한 때에는 그 事由如何에 不拘하고 又는 相當한 割增料는 徵收되드레도 異議를 말 할 것 이며 小作人은 이에 對하야 此等 諸條件에 依하야 苦心慘憺한 思考를 하고 있는 것이다。 여기서 小作料는 地主의 決定한 一定한 規格을 基礎로하야 品質、容量、重量、升目、包裝等의 全般에 亘하야 最重한 檢查를 거쳐 納入되는 것은 말할 것 없다。 萬若 이것에 違背할 때는 苛酷한 制裁를 加하게 되는 것이다。

朝鮮興業 | (前略) 萬一 貴社에 있어서 不良品이라고 認定한 때는 그 事由如何에 不拘하고 又는 相當한 割增料를

한 制裁를 加하게 되는 것이다。農奴社会에 있어서는 그렇듯하게 制裁는 없다。그러나 이것을 經濟的으로 보면 農民은 이러한 峻烈한 條件에 順應하야서 勞働家畜이 되거나 餓死하거나 어느쪽의 自由를 選擇치 아니하면 困苦와 缺乏으로 하여서 勞働力을 再生産하지 못하는 것이다。우리는 벌서 生産及分配過程에 있어서 農民의 불상한 形相이 아니냐。이것이 그러면 다음에 流通過程에 있어서 農民은 어떠한 形態로 나타나지 아니하는가。여기서 取扱하는 것은 他過程과 対立하는 意味에 있어서의 流通을 말하는 것이다。商品生産者의 社会에 있어서의 生産、流通及分配의 諸過程은 總資本運動의 取扱하는 特殊段階이며 그 個個의 環을 形成하는 것쯤은 論議할 必要가 없다。

自己增殖을 하는 것이다 나타나지 아니한다。朝鮮農村에 있어서는 G·W·G의 資本変態를 行하여 가장 純粹한 商品生産社会가 아닌가 아닌가 하는 것이 問題이다。農民은 価値를 生産하는 것이아니다。그것은 純粹한 商品生産者의 資格을 갖기 아니하고서는 生産者가 아닐 수 없다。(레닌)。박귀발하면 農民은 商品生産者가 되는데 反하여 그네들은 利殖의 手段으로 土地資本을 取得하는 것이다。外觀上 生産資本主義的 生産物을 收取하는 것이나 그것은 本末을 転倒함에 不拘하고 그네들의 生産物은 商品化 되었다。換言하면 資本自体이며 그것은 土地로 物化된 貨幣資本으로 転化하야 本源的 資本蓄積이 되는 것이다。

農民은 自己의 生産物을 商品化 하는 것이 아니고 그네들의 生産物은 商品化 되었다。資本家社会에 있어서는 農民은 自己가 意識하거나 아니하거나 不拘하고 또는 欲求하거나 아니하는 것을 論할 것 없이 商品生産者의 資格을 갖기 아니하고서는 (레닌)。박귀발하면 農民은 商品生産者가 되는데 反하여 그네들은 利殖의 手段으로 土地資本을 取得하는 것이다。外觀上 生産資本主義的 生産物을 收取하는 것이나 그것은 本末을 転倒함에 不拘하고 그네들의 生産物은 商品化 되었다。換言하면 資本自体이며 그것은 土地로 物化된 貨幣資本으로 転化하야 本源的 資本蓄積이 되는 것이다。

高利貸資本의 一存在形態만이 環境에 適應한 中世的 高利貸資本만이 저는 利子形態를 取하는 것은 그 可除部分 即一分割形態에 지나지 못하는 것이다。

剰餘価値는 利潤이라는 形態를 取한다。産業資本主義段階에 있어서의 生産資本의 一分割形態에 지나지 못하는 것이다。

剰餘労働을 主張할 수 있는 것이다。

形成이場合에는 그것本來의 形態를 維持하는 것이 아니고 그 價値가 變動하여 貨幣로 轉化하는 것이 通例이다。 이 貨幣는 資本으로 轉化하여 利潤을 生産하는 것이다。 이 利潤은 資本家가 勞働者로부터 剩餘勞働을 搾取하여 얻은 것이다。 이 剩餘勞働은 資本家가 勞働者에게 支拂하지 않은 勞働이다。 이 勞働은 勞働者가 自己의 生活費를 生産하는 데 必要한 勞働을 超過하는 勞働이다。 이 超過

巨大地主의土地資本은 그搾取方式에있서가장殘忍하며 그搾取를强化하며合理化하기爲하야 가진凶暴한手段을굿 해서辭하지아니하엿든것이다。이일은日本人地主에게 만限한것은아니다。日本資本의支配下에있섯든朝鮮에있서서는 土着地主라고그흠내를하나낼理由는없는것이다。그 이들이라고해서 現物地代를收取하는以上 地主的機能과 資本家的機能의二重機能을 가진이러버릴수는업다。

「그래서前貸資本은小作料와같게 急速히回收되며 一切를清算된 人이손에는若干의生産物의殘量이남어지고 小作 農民에게는意味不明한納稅 告知書와갓흔計算書가交付되여 서 地主支配의一過程이完結된다。農民은이殘量을또다시 商品化하야貨幣로바귀 租稅公課其他現金支出에充當하지아 히지아니하면아니되며或 은또粟其他雜穀食糧에充當하지아 니하면아니된다。봄이올때는 든食糧은다되여 春窮에빈궁어진胃腸을一層굶게한다。그래모 서할수업시地主에게食糧 肥料代도人夫賃도農具代도一切의 費

農資金은地主의貸與가업스면 래서또一切를地主의前貸에依하 야生産을繼續하는것이다。」

이것은한貫端的日本人小作官 (Enie indeft alueyo indeft)이다。」 는協調会発行「社会政策時報」所載의「朝鮮巨大地主의農民支配」에있서日本帝国主義的土地資本의暴狀을 만흔価値잇는材料를提供하고잇다。

朝鮮農民은自己가生産한쌀을 으로사리앗다。日本帝国主義놈들은 당하다」고反念恥하게말하엿든것이다。朝鮮人에는雜穀이適 配民族을爲하야쌀을耕作하며 自己들은雜穀으로露命을이엇 든것이다。豆粕이라고하면家蓄飼料又는肥料로便用되엿든것 이라도 그것이우리들의常食의一部가되고잇든것이다。雜穀만 못하는데쌀을生産하는것이朝鮮農民의 狀이엿든것이다。

以上에잇서서우리는巨大地主의農民支配를便宜上分析的으로觀察하엿다。이제우리는總程을考察할段階에드러왓다。

朝鮮에있서서 巨大地主의農民支配의基底에흐르는것은強力한資本雇力이다。그것이얼마나野蠻無類한것인가는 별서論及한바이다。이資本雇力은中世的高利資本의近代的으로扮裝되여있으나 內質은地主에依한專制的支配를合法化하기爲한虛假가아니다。그것은한假裝일뿐이며單純한契約書가아니다。그中에規定된것은地主의獨裁的意思에依한小作人의自由意思上에成立된命令書이며 農場規則에依한小作規定이아니고 地主로부터받는種子를뿌리며 肥料를주고 收穫物을精選한우에 地主에게獻納하며 自己로는 自己의 生命을이어나가지아니하면아니된다。小作人은아무런 權利도없이 그것을貨幣와交換함으로써 보담남분雜穀을사서 生命을이어나가지아니하면아니된다。이나 가消費함에는너무도高価이기때문에 그것을貨幣와交換함으로써 보담남분雜穀을사서 生命을이어나가지아니하면아니된다。이나 가消費함에는너무도高価이기때문에 그것을貨幣와交換함으로써

다。이들의地主의아래있서서의農民의地位는 勿論獨立한農業企業者는아니다。單그債率이定하야지지아니한農業勞働者도아니다。그네들은말을말하면扮飾한隷農的性格을嚴密히, 그시스템에있서서의 美國南部의棉作地帶에行한는 黑人과같이라고하지아니하면안된다。다만農業勞働者임에對하야서巨大한地主의支配下에있는鮮農小作人은 形式的만이라도 獨立한企業者라는假飾밑에 그實質은雇傭勞働者的인點에있서서 形式的인差異인것에不過하다。(久間繼一氏前揭論文)

그것은 레ー닌이말한雇役農에該當하다。그러나 레ー닌이말한雇役農制度는農奴經濟로부터資本主義經濟에의一過渡期的形態인点에있서서는이것과도를같다。또그것이純全한農奴가아니라는点뿐이다。經濟外强制下에두어 身分的으로隷屬된存在

般的性格이여서 흔자巨大地主支配下에있는小作農에限한것은안이다。그럼으로 農民을그러한社會的關係로부터解放할려면 다만改良的手段만으로는 問題는解決할수업다。

다음에우리들은、朝鮮農村의諸關係、그地代形態로본農民의性格을評論的으로闡明하기爲하야 가며우리의見解를 展開하기로하다

朝鮮農村에있서서의地代形態는 벌서틈틈이論議한바와갓치資本主義的인것은아니다。그러타고하야 勞働地代는勿論아니다。物納地代와勞働地代의本質的相異는 이미經濟의發展段階에照應되는것이다。그것은物納地代又는現物地代를取하는 剩餘勞働의收取關係에있서서는

一、直接監督及强制下에있서서가아니라 法制上의規定에依하야 農民이自主的剩餘勞働을提供하는데있다

二、그것은時間的으로나 空間的으로나 必要勞働과剩餘勞働과의区別의消滅을가저오게하야 自己의労力利用이

自由로한다

三、農村的家內工業과農業과는密接히結合되여있스며 地代는이경우에合一한農業的家內勞働의生産物이다。

四、直接的生産者는 또他人의労働을搾取할手段을어들可能性을준다。現在朝鮮에이關係가全無하다고는말할수업다。

그러치만 그것은廣範한現象이아니며 또그러케되지아니한다。

五、自給經済、外部社会로부터獨立한生活을可能하게하며亜細亜的인靜止的社会狀態에는適合하여있다。朝鮮의잇서서의自然經済는 急速히破壞되여가고있다하나 이廣汎한基礎를가지고있다。

六、이物納地代가 金納地代로되지아니한다。곳말하면 그것이資本化的地代로 轉化된에는 農業部分이平均利潤을超過하는超過分이地代로構成하게되지아니하면안된다。그것이無條件的으로進步

的인것은되지아니한다。現在의그대로이形態転化가施行되고하면農村에있어서의自然経済는急速히崩壊되여農民의窮乏을促進하는데役割이된다。왜그러냐하면生産物의一部는必然으로商品으로転化되며또는商品으로하야生産되는것이必要한까닭이다。이때農民의獨立性은일허버려社会와의聯関性이受與된다는意味에있어서서進歩的이며보담発展한社会로의推移를可能식히는것이나그것은農民의狀態에따라놉은社会段階으로끄을러올

進歩的이다。

七、現物地代에附随한解放식힐可能性을주며現行의小作関係를純粹한貨幣関係로転化식힌다

八、宿命의土地占有者인農民即自作農의土地喪失이促進되여보담富裕한農民에雇傭労働力의利用을可能하게하며都市에있어서의資本制生産의一般的発展을促進한다。

九、都市工業의発展에따라서小作을可能하게한다。但이런때에는地代그것이急激히切下되는것이前提條件이된다。萬一그러한関係가進行되면資本制的貨幣地代의成立、土地価格의成立을可能하게할것이다。

一〇、土地賣買를旺盛하게하며自作農과아울너資本家的借地農의発展을가저오게한다。勿論現在에잇서도土地価格은成立하야잇스며農村을支配하고잇는것은貨幣資本인것이事実이다。土地価格은元来地代와農業外의金利関係에따라成立하는것이기때문이다。그러나農民生活에貨幣를普及함으로써便用価値의生産을価値生産으로転化식히며優良経営과劣等経営을競爭식히여무근経済類型에対하야보담새로운経済類型이박귀서게된것이다。

一一、그러나우리나라와갓흔데잇서서는発展이平均하지아니하면아니된다。過小農経済가廣汎히行하고잇는것은當然히進行치아니하는것을認識하야正當히進行되는理由는이미말한바이나過小農制가行케되는理由는이미말한바이나農村人口가压倒的이며資本制生産이相対的

[illegal] 農業問題의 解決되는 것이 아니다。 農業問題가 解決되지 않고서는 農業의 廣汎히 發展할 것을 바랄 수도 없다。

一二、 그러한 關係에 있어서는 土地價格은 農民으로는 資本이 아니다。 事實上의 生産費를 構成한다。 萬一 土地가 投當利子의 形態로 되어 있는데 이 土地資本利子는 投當利子의 形態로 되어 있는데 이 土地資本利子는 金融資本家에 支拂된다。

一三、 過小農制下에 있어서는 生産物은 不變資本部分 푸라스 可變資本部分 푸라스利潤이라는 것같은 價値構成을 取하지 아니한다。 過小農에 있어서는 觀念上 不變資本 푸라스 利潤이라는 形態을 取한다。 即 그네에 있어서는 自己勞働이 乃至家族勞働이라는 것은 一切無償으로 되어 있다。 그러한 關係에 있는 過小農에 있어서는 農業經營을 制限하는 것은 一切均利潤도 地代도 아닌 이다。 嚴密한 意味에 있어서의 諸費用을 減한 後는 그네들이 自己自身에게 支拂하고 있는

賃金에 다름이 아니다。 生産物의 價格가운데서 이 勞金에 相当한 部分이 求得되는 限 그네는 土地를 耕作하야 나간다。 그래도 그네들은 이 勞賃金이 肉体上 心要한 最低限度에 떠러진 그런 때에도 오즉 또한 農業에 從事할 수가 있다。 그 때 그네는 人間以下의 勞働과 人間以下의 消費에 依하야 이런 關係를 維持하야 간다는 것이다。

一四、 過小農의 生産이 資本側 農産物보담도 低廉할 수 있는 것은 自己의 勞働을 無償으로 提供하는 外에 다른 것이 아니다。 그러기 때문에 그것은 人間勞働의 生産의 놉흔 것을 表現하는 것이 아니라、 맛당이 그 反對로 그 얕은 것으로 農民의 窮乏이 證據되는 것이다。 우리는 여기에서는 朝鮮의 農民의 立場을 말하는 것이며 理論一般을 展開하는 것은 아니다。

一五、 그러한 事情에 있는 小農經濟는 不可避的으로 沒落하지 아니치 못한다。 事實 朝鮮의 農家經濟는 實質上으로는 崩壞 또는 崩壞에 直面하고 있는 것이다。 만은 農家는 大經營의 季節勞働者가 되는 것이나 家內工業에 依하야 家計不

足을 補充하고 있는 것은 말할 것 없이 이 客觀的 事實을 立證하는 것이다。 그래도 그 경우에 農家의 家內工業은 大工業의 發展에 따라 漸減的 打擊을 입고 있으며 貧窮하여 저 生産力은 低下하며 따라 沒落의 一途를 거듭하고 있는 것이다。 이 일은 朝鮮農村에 있어서의 自作農乃至 自小作農의 沒落、그 小作農으로 編成이 박귀어 가는 過程을 注目하면 当然히 肯定되는 것이다。 過小農的 零農에 있어서는 그 性質上、 勞働의 社會的 諸形態、資本의 社會的 集積、 大規模의 牧畜、 科學의 累進的 応用、 等等을 排除한다。 그것은 生産力、 勞働의 社會的 生産性을 年年同一規模의 再生産을 反復할 뿐이다

一六、 또이 過小農制度아래 있어서는 高利貸資本과 公租公課는 到処에 그 所有地를 奪取하여 버린다。 이것은 우리가 이미 본 바이다。

一七、 生産機関의 限定된 分散、 生産者의 孤立隔在、 人間勞働의 놀랄만한 濫費、 生産條件의 累退的 惡化、 生産手段의 相対的 等은 한 必然的 法則으로 된다。 그러기 때문에

이 生産方法에 있어서는 豊作까지도 不運이 되지 아니할

보담 뒤떠러진 經濟形態가서서로이
会構成中에잇서서는 必然히不可避的으로發展한經濟現狀의社
뒤떠러진 經濟類型에限업는 苦痛을주지아니할수업다。
換言한면 大工業이小工業에 對한壓迫、工業一般의農業에 對
한壓迫은 避할수가업다。그것이 現實化하는場面은 價格을通하
야行하는 그相互間의交換을 通過이다。 곳말하면 低位
低度資本構成을有한産業과 高度資本構成을有한産業이並存하야
게될때는 兩者間에는不等價交換이行케된다。
여기서 그個別價値는 高位産業의平均價値以下에低下될必然性을가지고있다。
産業의生産物은 社会的인農業生産物과의
交換에잇서서 그러면그러한關係에잇서서만이維持되는것이다。勿論側의
그러한關係는 結局農業生産物,
다끄는하나라 實際의價値以下로
그程度에따라서 英大한無償勞働의提供에잇서서만이維持되는것이다。
그에서는 農業生産物과
社会資本主義國家에잇서서의交換機構는 結局農業生産物,
資本의有機的構成은 끊임업시平均的水準
으로각가아나갈것이다。 곳말하면 不等價交換은얼마만큼의
程度에修正되여나갈것이다。그러치만 朝鮮과같차 農業生産
이全然非資本主義的으로行케되야 그生産性이極度로얕흔데
서는 工業生産物과 農業生産物과의사이에잇는交換關
係는 甚大한矛盾의展開를通하야서만이行케된다。 獨占性을가지고잇슴으로
工業生産物은 끈임업시平均的水準
이不等價交換은 二重化되는것이다。 農産物價形成의特殊性
은 그需要의供給에 對한彈力性이 甚히缺如하여잇는데잇다
그것은生産期間이 自然的條件에따라制約되야
季節的으로 集中되는必然的結果이다。 生産은 社会的必要
量을超過할때에는 그價格은無條件的으로崩落하니할수업다。 即生産이
農民은 쌀을과는것임으로 그것은自然需給關係로 相對
的으로헐하게팔지아니할수업다。 그러고 그네들은地主로부터
싼價格으로 自己가지은쌀을 搾取當하게된다。 그러나 地主는또다시
이缺乏한때에는 그네들에게 農糧이 되여
들은地主로부터

이 古個로 은 義務主 高 現하나
少小 度 又 다 的格적 여 의 性義度 度 朝나
救度 又 다 的格적 여 의 性義度 度 朝나
의民 도 。勢依다 리 悉이 엔 發 鮮라
鮮農 土의 관한 力·落고 가 荒 朝 잇 是 農 난
民이 地 沒落合 에으 할 지 이 鮮 農 서 은 及 에 이
朝 種 集中 救로 수 形 農 서 及 에 이
鮮農 그의 아 原 相 全 民 의 映 잇 다。
의 모 因 다 에 面 에 하 서
민 는 도 及 야나 다 에 面 에
족 서 農 對 。 라 。 있 的 轉 恐 는 서 朝
性 民 은 不 다 러 서 로 되 의 은 恐 에
格 로 過 民 。 고 、 크 鮮 것 狹 니 的 서
의 貢 大 去 朝 鮮 農 의 이 一 있 影 서 도 이
性 債 의 資 本 農 村 에 은 救 한 農 民 을 의 響 것 에 이 一 있 影 서 도 이
格 의 累 積 에 은 救 한 農 民 을 의 響 것 에 이 一 있 影 서 도 이
規 定 의 外 다 。取 導 하 며 一 면 。 現 或 轉 다 로 것 을 이
가 는 가 는 引 推 의 外 다 。取 導 하 며 一 면 。 現 或 轉 다 로 것 을 이
一 고 經 濟 的 性 。 。 。

格을 闡明한 以上 自然明確하다。

그들은 土地革命에 依하여 資本主義化되여있지안타는 事情에 따라 다시 半封建的 零細耕作農民으로써 再編成되엇다는 意味에서 完全한 自由農民은 되어있엇다。勿論 經濟外的 强制는 廢止되엇으나 그보다도 酷毒한 經濟的 强制를 意味하는 賦役制度마저 解放되여있지안으며 經濟外的 强制가 殘存되여있엇다。그것은 朝鮮農民으로하여금 그現在의 欲求하고 안하고를 不問하고 半封建的인 隷從關係에 억매는 事情이 되엇는것이다。이래서 成立한 過小農經濟는 그거나 마찬가지로 自然的인 經濟、都市에있서서의 資本主義의 成長에따라 必然的으로 維持할수없는 程度에 達했음에도 不拘하고 그들의 小經濟는이미 벌서 甚한 重壓을 받고 急速한 破落過程을 겪으며있는것이다。그들은 근往都市勞働者가되어서 農村을떠나는것이 보다 有利한 境遇에도 그곳에 머물는다。그原因은 두말할것도

업시 그들이가진 旣存의 生産方法을 固守하려는 保守的인 眼界의 狹窄함이 妨害가되는 것이다。

그들은 如前히 特殊한 階級으로써 머물러있다。

그럼으로 우리는 階級的 存在로써의 農民이가진 性格을 明確히 把握하지안으면안된다。

佛蘭西의 農民은 分割地小農은 그成員은 가튼 狀態下에 生活을하고있지만 그들은 互間에 多方面인 關係는 맺고있지안코 서로 孤立시키고있다。그들은 相互接觸속에 가저오는 貧弱한 交通機關과 農民의 貧困에 依하여 더한層 孤立은 佛蘭西의 生産의 場面인 分割地는 그해서 이러케되여있다。그들의 生産은 別로 分業을 할 餘地도 업시 別로 科學을 應用할 餘地도 업시 따라서 또 豊富한 社會와 隔絶되여있다。農民은 徐徐히 容易치안흔 多方面인 發達과가지 그消費品의 最大部分을 交換하고 그生活資料를 社會와의 交

車窓

가는 곳마다 푸른 一望의 보리밭이 끝없이 퍼져 있어 아직 추위가 가시지 않은 이른 봄철의 쓸쓸한 풍경을 보여 주었다。 그러나 그 보리밭 사이에 점점이 흩어져 있는 농가의 초가집 지붕 위에는 벌써 봄빛이 따뜻하게 비치고 있었다。 그 초가집 지붕 위에 비치는 봄빛은 나에게 무엇인지 모르게 고향의 봄을 연상시켜 주었다。 그 봄빛은 나에게 고향의 봄을 연상시켜 주었을 뿐만 아니라 또한 나에게 고향의 봄을 그리워하는 마음을 일으켜 주었다。 그 봄빛은 나에게 고향의 봄을 그리워하는 마음을 일으

다시 우리는 맑쓰主義의 發展者로서의 레ー닌의 農民에 對한 性格規定을 보지 안흘 수 없다。 레ー닌은 모다 近代의 農民을 모고 그 獨特한 날카로움을 가지고、 이것을 闡明했다。 레ー닌에서 우리에게 農民은 ―特殊한 階級이다。 이 階級은 ―資本家的 搾取의 敵이다。 그러나 同時에 그들은 ―私有者이다。 農民은 數百年동안 빵은 그들의 것이다。 그것은 나의 權利다 ―라고 農民은 生각하고 있다。 그것은 나의 땀이고 나의 피이기 때문이다。 그것은 改造할수는 업다。 그것은 農民의 二重性을 본다。 그것은 小所有者로서의 性格과 被搾取者로서의 性格을 併有하고 있다。 레ー닌은 이 矛盾에 農民은 近代社會의 革命的 要素이나 導說이 아니라 오히려 反動的 要素이다 ―라고。 ―우리는 여기서 農民의 二重性을 본다。 그것은 ―

다。地方에따라서는革命이進行하는데있어서도各種의政黨의性質에있어서도또는思想的政治的潮流에있어서도이大衆의內的矛盾을갖인階級的構成그內部에있어서의經濟的傾向과의敵對性을暴露한여있다。그들農民뿌르조아性乞食他한小經營者의反革命的뿌르조아지이도革命的뿌르조아리아이트와의中間에있어서리아이트의動搖는不可避하다。그것은온갖資本家的社會에있어서小生産者의아조적은一小數者가버러서기出世하여뿌르조아가되고그와反對로壓倒的多數者는全然零落해서賃金勞働者또는貧者가되든가或은永遠히푸로레타리아的狀態의境界에生活하는現象이不可避的인것과같다。

여기서現象이나온農民을分類해서階級的本質을明確히하고革命的提携라는農民을은規定함에따라勞働者와農民의엥겔스에본떠서農民뿌르조아지이라고大農、中農、小農뫼小農에난호고이것을다시大農、中農、小農뫼貧農에分類하고있다。即레닌은어떠한貧農은農村푸로레타리아的狀態에있는것을말한다。

(半푸로레타리아)를一括해서의名稱이고中農은主로自作農이나商品經濟의最小限的인發達을特色으로한者를가르킴이고그것은往々他人의勞働力을搾取하는中間的類型이다。大農은農村뿌르조아지이乃至富裕農民이고그들은商業的農作을하는獨立的經營者이어서農民企業家(카피타리스트)는이속에서發展한다。그經營의規模는必須의條件을갖는것이다。레닌에依한면革命前의로시아에서農村무로레타리아이트의代表인貧農은全農家户數의半數以上(人口의十分之四에該當함)即말(馬)을안갖는全部와말한匹을가진農民의一部分을包含하고있다。

一八六一年革命後의諸類型의中農은前述한바와같치中農的地環을것으로서本來搾取에依해서生存하는것은아니다。그들은단지幸運에닥칠때만農民뿌르조아지로出世하는일은있지만대개는沒落할運命을진이고있다。이러한小生産者는社会主義에依해서損失하는일은

있습니다。反對로 레닌은 가장民主的인共和國에서도 無數한方法으로써 그들을搾取하는 資本的拘束의顯覆에依해서 非常히利益되는것이다。

이러한規定에依해서 레닌은 農民各그룹에對한方法을定式化하고있다。勿論 레닌에있서서의 定式化는 固定된것은아니다。레닌은 恒常農民에對한 戰略的定式化를 그는 動的으로解釋했든것이다。그러니 그는 貧農과提携、中農의中立化에 힘쓰고달은境遇에는 中農과의提携도 斷行했든것이다。

우리는 레닌의 農民의分類보다 우리나라의 農民階級을 分類해보자

우리는 우리나라農民의 階級的構成을 그耕作面積에依해서 分類함이 適当하다고 생각한다。우리나라의 農家構成을그耕作面積別로 본다면, 大略 다음과같다。(括弧內는 百分率)、

三段步未滿의耕作者로 自作農家는 七、一、大八六戶(一三%)自作兼小作(甲類)四八、一大四戶(一三%)、自作兼小作(乙類)大七、五大六戶(一五%)、小作農三〇〇、〇八九戶(二〇%)總計四八、三〇九戶(全農家數의一七%)、

三段—五段步耕作者의 自作農九一、大大七戶(一七%)、自作兼小作農(甲類)七四、一〇大戶(二〇%)、自作兼小作農(乙類)九四、三四二戶(二一%)、小作農三五三、二六四戶(二三%)、總計六一三、三七九戶(全農家數의二一%)、自作一一四、三九七戶(二五%)自作兼小作農(甲類)一五、八六八戶(二六%)、自作兼小作農(乙類)一九三戶(二六%)、小作農三九〇、〇五戶(二六%)、總計七一三、一八八戶(全農家數의二五%)

一町—二町步耕作者는 自作農一一四、九三戶(二一%)、自作兼小作農(甲類)八二、八一九戶(二二%)、自作兼小作農(乙類)九大、一三〇戶(一二%)小作農二七、七三五戶(一七%)、總計五六五、一七戶(全農家數의二〇%)

二町—三町步耕作者는 自作農八大、八七九戶(一五%)、自作兼小作農(甲類)四七、四七九戶(一一%)、自作兼小作農(乙類)四六、八一二戶

戶（全農家數의一%）總計二
三町一步耕作者는 自作農四七、一七二戶（九%）自
作兼小作農（甲類）四、一
一九五八戶（一%）、自作兼小作農（乙
類）四、一九四戶（一%）、小作農一一、〇九八戶（一%）總
計三四、〇〇〇戶、全農家數의一%）
一〇町一二〇町步耕作者는 自作農三、一七二戶（〇%）
自作兼小作農（甲類）五二
五三六戶（〇%）、小作農二、
一戶（〇%）二〇町步以上耕作者는 自作農三四八戶（〇%
）自作兼小作農（乙類
）五戶（〇%）、小作農四五戶（〇%）、總計四五七戶（全農家
數의〇%）

註‖ 殖銀調査月報第三五号所載善生永助「朝鮮農家階級構
成」에서 借用 그러나自作兼小作農（甲類）라함은
自作地가總耕作地의 大部分을차지하는것 同（乙類
）는 對로 小作地가總耕作地의 大部分을 차지
함을 한다 （一九三八年現在）

이總計는 매우 興味있는 것는事実을 提供한다。이것에依하
면우리나라의 農村에서도 資本家的農業이、조금식発達하
기始作하고있다는것。그에따라 賃金労働者 即農業푸로레
타리아가 增加하고있는事実을暗示하고있다。이純計作成年
度인 一九三八年現在에있서서의 純農業푸로레타리아는
十一萬九千人餘外이다。여기서 注意해야할것은農業의資本
主義化의 가장根本的인指標는 賃金労働者를 使用한다는
것이고또農業에賃金労働者를 使用한다는것이매우重要한
意義를 것는다는것이다。（레ー
닌）。이런角度에서본다면 우리農村에는 厄大한푸로레타리
아層이 存在하고있는것이될것이다。

以上의 分類에依하면 営農規模로보아 三段歩未満의 農
家總数의一七%、三段以上五段歩未満이二〇%、五段以上一町歩未満이二五%、
二町以上三町歩未満이一一%、三町以上五町歩未満이五%、
五町歩以上이 一%를 차지하는대不過하
다。

이에 依해서 우리는 三段步未滿을 極貧農에 屬하고 農業으로는 生計를 세울수 업는 層 換言하면 半푸로레타리아이며 三段步以上 五段步未滿은 그래도 自己의 勞働力을 어느程度 팔지안으면 生活할수 업는 層이다。 以上 두 그룹은 大体로 푸로레타리아라고 보아 無妨하다。—全農家의 三八%

五段以上 一町步未滿은 勤勉하게 일하면 이럭저럭 간신히 生活할수 있는 그룹이다。例外를 除하면 他人의 勞働力을 搾取한다느니보다 오히려 自己의 勞働力을 팔든가 或은 副業에 依해서 家計를 補充하는 것에서 大体로 貧農의 範囲에 屬한다 全農家의 二五%

一町步以上 一町步未滿은 大体로 中農에 屬한다。이層은어느程度 自己의 勞働力을 雇傭하는 傾이 만흘것이다。—全農家의 二〇%

그러나 그들은 安定한것이 못된다。 二町步以上 三町步未滿은 木是 中農層에 屬하나 이 그룹은 往往 他人의 勞働力을 搾取하고 富裕農民에 갓가운 層이다。그러치만 이 그룹도 極히 安定한것이 못되고 小數者가 農民中으로 조아지이로 出世함에 不過한것이다。—全農家의 一一%

따라서 一町步以上 二町步未滿의 그룹과 三町步未滿의 그룹은 一括해서 規定한다면 中農層이라 規定한다。

그것은 全農家의 三一%를 차지한다。

農民中으로 조아지이고 이 그룹은 他人의 勞働力搾取가 그生存上의 必須條件이라고 볼수있다。

四、勞働者階級의 成長

朝鮮에있서서의 勞働者階級의成長은 朝鮮에있서서의 資本主義의成長을 表示하는 바로때이다。그럼으로 여기서우리는 勞働者階級의成長을 觀察하지안으면안된다。

朝鮮에있서서의 近代資本主義의 成立은 嚴密한意味에있서서는 一九一〇年 日韓併合以後에屬한다 더욱히 土地革命以後에있서서의 農民의 生産手段으로부터의 分離가

起点으로되어있다。本來 農民으로부터 土地收奪과 高利貸金業的貨幣資本의蓄積、交易에依한 植民地民族의 收奪이야말로 資本主義的資本蓄積의 歷史的前提條件을 이루는本源的蓄積을 意味하기때문이다。그런데 本源的資本蓄積過程은 李朝社会의 胎內에있서서 成熟한것이 아니라 外來的日本資本에依하야 推進되고 近代産業은 自生的으로 發展한것은 아니고 移植되었던것이다。如斯한與件에依하야 開始된 朝鮮에있서서의 近代資本主義는 그推進者인 日本資本主義의 發展을反映하고 그것에 依해서 制約되면서 그相互關係에依해서 日本資本主義가 朝鮮을 自己의植民地로서 領有한以來 朝鮮푸로레타리아의生成、發展過程은 文字그대로 苦難이 만은 荊棘의길이었다。日本帝國主義의 朝鮮에있서서의産業政策은 오랫동안 原料및労働力의市場으로서 또 商品販売市場으로서 朝鮮人民大衆의 購買力을 極度로 抑制하는것이었다。그러나 이것은 日本帝國主義者들이 欲求하고 또 그것을 强制하는 規定되지안을수없었던것이다。

不問하고 朝鮮에있서서의 近代資本主義의發達을 阻止할수있는것은 아니었다。그것이 얼마나 畸形不具的인것이라할지라도 資本은 人間의意識을 로부터는 獨立해서 運動하는것이기때문에 이것을抑止되는것이아니다。다만 그런境遇에 國인 日本의資本主義에 부터서 、發展되고 恒常 日本資本主義의 欲求에從屬해있서서의 資本主義의發展을表示하는 主要한指標는 朝鮮에있서서의 資本主義的 生産關係의 發展을 認定안할수없다。

朝鮮의總人口는 一九二五年十二月現在에있서서 二千二百八十六萬四十七人、總戶數四百二十九萬一千五百五十四戶(一九三七年十月一日現在로서 行하여진 國勢調査에依하면 總人口二千四百三十二萬七千戶였다。)

總戶數에있서서 四百二十九萬一千五百五十四戶(一九三八年末에있서서의朝鮮人口의民族別構成은朝鮮人은 總數의 压到的多数를차지하고 二千二百九萬八千三百十人、그수數四百十一萬八千六百四十六戶이고 日本人

은 六十五萬百四人、戶數로서 十六萬一千四百戶에 不過하며 日本人以外의 外国人은 五萬二千二百三十三人、一萬一千五百八戶이다。外國人은 大部分이 中華民国人이다。

人口의 分布狀態는 京畿、全南、慶北、慶南、咸南、黃海平北、江原、平南、全北、咸北의 順이고 人口密度는 一方粁当一一〇、一三人으로되어있고 이것을 다섯의 地方부룩크로나누아보면 湖南地方이 最大이며 一方粁当一九〇·三人이고 南鮮地区및中鮮地区가 이다음이다。

이것을 五年前의 一九三四年의 国勢調査의 数字에 対比하면 南鮮地方은 이五年間에 人口密度를減少하고있고 北鮮地区에있는 反対로 北鮮및西鮮地区는 크게人口密度를 增大하여있다。그와함께 이들의 地区에서의 絶対人口에도 엄청난增加를보이며 工業発展에따른 急激한 人口移動이 施行되며있는事実을 示現하고있다。

다음에 産業発展에따른 人口集中의動態를보건데 一九三四年末 京城以下 二十府의人口는 二百三十七萬五千七百四十三人、그比例로서一〇·四%이고 殘餘의八九·六%가 農村人口로되어있다。그러나 여기에말하는 農村人口는 農業人口와는 一致하지안는다。即農村人口에는 非農業的商業人口 其他를 合計한것이다。

이것을 一九一九年末의 都市十二府人口와対比하면 同年의都市人口는 五十八萬三千六百十一人、總人口의三·四%、 一九三〇年末의 十三府九十六萬九千八百三十五人 總人口에対한 百分比四·七%와比較한다면 都市에의人口集中은急速度로 行하여진것을 看取할수있다。더구나그것이 一九三〇年以来 極히急激하게 行하여졌든것은 朝鮮에있서서의近代資本主義가 急速調로推転해온事情을 表示하고있다。그것을 端的으로 表示하는것은 一九三九年에施行된国勢調査에보는 都市人口의增大이고 京城以下二十府人口合計는 二百八十一萬八千四百六十人의고 總人口의一一·五%에 該當하는것이니 이것을 前記의 一九三〇年의国勢調査에比較하면 都市人口는 벌서六十四萬三千七百九十六人의 增加이고다시 一九三〇年의 調査에比하면

實로百十萬五千九十八人의 增加로되는셈이다。

이래서 一九三七年国勢調査에있서三千人以上의人口를 包擁하는邑은 十二邑을 算하고있고 二十萬以上의府는 京城以下 平壤、釜山、仁川、大邱、京城以下 平壤、釜山、仁川、大邱、上의都市는 現在 京城以下 十府에 達한다。

이제 이것을 職業別動態로보건데 一九三八年十月現在에있서서는 다음과갓다。

朝鮮의職業別人口構成

	總數	百分比(%)	內日本人	百分比(%)
農業	一六、五三一、四〇四	七二・五	三三、二五七	五・一
水産業	三四六、九二〇	一・五	九、五四〇	一・五
鑛業	三四三、七六一	一・五	一八、六〇四	二・九
工業	七三二、四一六	三・二	一一、八〇八	一七・二
商業	一、六六九、二二二	七・三	一四四、六四七	二二・二
交通業	二六九、五五五	一・二	三七、七〇五	五・八
公務及自由業	九一五、一七四	四・〇	二四六、九六七	三八・〇
其他有業者	一、五九〇、九五五	七・〇	二四、九三二	三・八

總職 四〇九、二四〇 一、〇〇〇・〇〇

農業人口는 分明하듯이 農業國인 朝鮮에서는 全人口의 相當한 大部分을 占하고 있다。

農業人口는 全體의 四、七%를 占하고 있다。

鑛業人口는 全體의 一%를 占하고 있다。

工業人口는 全體의 三、五%를 占하고 있다。

商業人口는 全體의 七、三%를 占하고 있다。

交通業人口는 全體의 一、二%를 占하고 있다。

公務及自由業人口는 全體의 四、〇%를 占하고 있다。

其他有業者는 全體의 七、〇%를 占하고 있다。

朝鮮의 農業国的性格

朝鮮이 農業国的性格을 가지고 있다는 것은 이미 말한 바와 같다。

全産業의 一九三八年에있서 農産額은 十四億九千八百萬이고 農産額은 十四億九千八百萬이고 工産額은 四億二千萬이고 水産額은 三億六千萬이고 鑛工産額은 合計 二十三億六千萬이고 同年에있서의 鑛工産額은 合計 二十三億六千萬이고 同年에있서의 鑛工産額은 合計 二十三億六千萬이고 同年에있서의

平壤八景의 하나。 箕城夜雨、 箕城은 平壤의 옛 이름。 夜雨는 밤비。

平壤의 옛 이름。 箕城夜雨、 箕城은 平壤의 옛 이름。 夜雨는 밤비。

平壤八景의 하나

四一%에達하고있는狀態이다。」

「休息時間에對해서보면 一時間以上一時間半의休息時間을주고있는곳이 가장만코 工場數에있어서 四一%五 職工數에있어서 四九%八이라는 만은率을내고있는데 그中에는 無休라는것이있고 이數는 工場比率에있어서 二·九%로되어있다」라고。

이에對한職工比率은 一·〇%이다。하물며 工場法의適用을받고있는 工業生産額의二割五厘을차지하고있는 朝鮮의工場生活의一斷面이것이다。

家內工業에있어서의勞働者기 如何한狀態에있는가는 多數삼스럽게말할餘地도없을것이다。

더욱히 朝鮮의各工場에있어서는 賃金制度도 請負制度、도락·시스템、 反票制度等等과 中世紀的인 封建的遺物이 極히 巨大한地位를 차지하고있고 近代的인 定額賃金制는 全般的으로 普及되어있지안타。工場에있어서도 基本給을 最低限에 引下시켜노코서 實物給與라고해서 作業服、軍手라을等을 支給하도록하고 宿舍를貸與하야 最重實質的으로 監獄房을맨

들고 飯場制度라고하는 野蠻스런制度를만드러 勞働者에게 더욱 二重搾取(!)賃金을 도루 차저드리는것이다。이와같은 二重搾取의 中間搾取는 朝鮮에있어서는 각금보는例外的인存在가아니고 廣汎하게普及된制度이다。

工場이라고하는 工場은 全部 飯場이나 煙草工場에 共濟組合이라든가 醫療施設이라든가 消費組合이라든가하는 若干의 福利施設이 있다고 하나 이것은 어느것이고 가장模範的이라고말할수 없는데 더욱 紡織工場이며 重搾取의道具로써 考案되어있음에 不過하다。

特히 慘酷한例는 紡織工場이며 이런工場에있서서는 文字그대로 監房制度가 實行되어있고 거기勞働하는 少女職工들은 賃金、給養、勞働條件等이 極惡狀態이다。따라서 그들의生活이야말로 事實上의小年刑務所生活과 大差가없으며 人間다운 喜樂이며希望을갓는일은 不可能한일이다。一切의自由를빼앗기고 그들은 他級한性交이나 自由를빼앗긴

에依해서一生을 버리게되는일이 許多한不祥事가생기는
貧本家들은 부르조아社會에 이러한不祥事가생기는
것을 防止하기爲하야 이들窮宿職工들에게 性的刺戟을
안생기게하기爲한食物을차저먹고 研究를하고 飮食物에 藥
料를加味하든지하야人間을 肉体的으로 破壞해버리는것이
다。

이러한狀態의 朝鮮勞働者들이 高能率을發揮할수업는것
은두말할것업시 当然한일이다。 게다가 朝鮮의工場이라는
것은均衡업시 小数의大工場과아울러 中小工場이 圧倒的
으로많고 이들工場은 만빠인듯이 勞働手段이며 技術的
構成이 顯着하게陳腐한것이고 生(生)産(産)人間勞働은
相対的으로큰役割을 하고잇기때문에 剩餘勞働의搾取는
時間延長에依한所謂絶対的剩餘価値의形態에잇서서 実行되
고잇다。 거기에는過勞와衰弱과 智的低下及 肉体的破壞及
外에는 아무것도업는것이다。 우리들은 以上에 戰爭前의勞働者의狀態를 簡見한것인

데戰爭開始後에잇서서도 何等改善은 되여잇지
안타 고말하는것은 戰爭은 如何한나라에잇서서도 勞働
者階級의生活狀態를 改善하는일은 업기때문이다。 戰爭이
라는惡魔는 勞働者의犧牲을 요구하면서 遂行되는것이다。 表面으로는 二倍三倍로 惡化식힘
으로써 名目賃金이 올으게되고 産業予備軍이 強制勞働에
動員되어잇게되는 関係上 勞働者들에게 일과광을 주
게된것처럼보이고 퍼만흔貨幣額을 밧고잇는것처럼 보이
기는하지만 그것은 外狼뿐이고 内容은 결코그러치안타。
賃金은 올으지만物価는 그보다 몃배더한速度로 騰貴해
가기때문에 그들의実質賃金은 相対的으로 低下안할수업
다。 게다가 戰爭이 大規模로発展하고 그消耗가 만케되
면될수록 勞働者의生活必需品은 相対的으로 生活할수업
는 水準에까지 沈下되어간다。 한편 資本家나
地主만이 이缺乏해가는 生活必需品을 闇価로사든지 買
占을하든지하야豪華로운生活을하는것이다。 그뿐만아니라 그것
資本家들이 必要로하는物資는 그質에잇서서를리고 그것

만이 相對的으로 減産되는 일도 있을수 없는 일이다。
그 런 理由는 그들은 이런 物資를 맨드는 工場이나 生産機関
을 손에 쥐고 있고 또 그것을 支配할수 있기 때문이다。
이러한 觀点으로 해서 戰爭中의 勞働者階級의 賃金收入을
보아 간다면 朝鮮의 勞働者階級이 어떠한 窮狀에 있는가를
알수 있다。 게다가 그들은 이 窮迫해 가는 生活狀態에 対하
여 資本家들과 싸와 갈 一切의 自由를 빼앗기고 가는 곳마
다 의 軍需工業에는 精密한 스파이網이 처노여서 警察이、
더 욱 憲兵의 監視와 命令밋데 勞働하고 있섯든 것이다。

一九四三年六月現在에 勞働者三十人以上을 使用하는 工
場에 있어서의 産業別賃金調査에 依하면 朝鮮人男子 勞働
者總数는 十二萬·五千八十四人、男工一箇月平均五十六圓、
女子勞働者總数는 四萬三千二百二十九人、平均賃金二十四圓、
産業別에서는 男工은 機械器具工業及 金属工이 最高六
十一圓、最低는 紡績工業四十一圓、女工에 있어서는 印刷
製本業이 最高로 三十圓、最低는 食料品工業十七圓이 되어 있
다。 (以上定額固定給인 데 実物給與업시)

이에 対하여 実物給與의 制度있는 곳에서는 男工은 「其
他의 工業」(雜工業) 六十六圓이 最高、紡績工業三十圓이 最低
女工에 있어서는 電気瓦斯及水道五十七圓이 最高、紡績工業
二十一圓이 最低로 되어 있다。
이것에 依하면 男工으로써 実物賃金을 받는 것은、總数一
萬六千三百三十六人、그 実物賃額 平均二圓二十三錢、同
女工에는 總数二萬五百三十六人、平均実物賃額二円四十七
錢이며 있고 어데 있어서나 固定賃金、賃金制度보다 実
物賃金制度에 있어서의 実物賃金의 取得者数는 相当한 数를
차지하고 있는 것이 注目된다。 특히 実物賃金을 支給하는 産
業은 男工에 있어서는 機械工業 三千八百七十七人、紡績工業
五百七十三人、女子에 있어서는 紡績工業 一萬九千二百九十九
人、總数二萬五百三十六人의 九割以上을 차지하고 그 다음
으로 가장 많은 것은 「其他의 工業」 六百九十八人인데 그 外
에 있어서는 무엇을 意味함인가。

첫재 物価가 戰前三·五倍乃至 十倍에 높아젓스나 實質賃金이 極度로低下된것(例들면 戰前의 一九三七年基準一〇〇이라고하면 一九四〇年은 꼭三五〇이되엇스나 同年의實質賃金은 前書數字를 二四五十錢、女工平均 九円六〇錢이된다。

第二로 實物賃金制度가 極히廣汎히實施되고 職工優待策이라고해서 取그것은 軍需工場等에잇서서의 二重搾取制度인것。

해진것이아니고 封建的遺制이고

다음에 年齡別賃金高의 分佈狀態를보면 同三十人以上使用事業体에잇서서 男工總數 十二萬二千九百七十五人、平均時間給十九錢가운데 十三歲 三千三百八十六人、十四歲 一千二百六十一人、同十五歲 一萬二千七十三人、同九錢、十六歲 一九歲 三萬一千三百五十四人、同十四錢、二〇一二四歲 二萬九千二百六十一人、同二十四錢、三〇一三四歲 二十一人、同二六錢 三十五一三九歲 二十九萬一千八百十六人、同三十九歲 六千百十四人、同四〇一四四歲 三千九百三十六人、同二十五錢、四五一四九歲 二千五百二十人、同二十三錢 五〇一五四歲 一千四百九十四人、二十一錢、五五一五九歲 七百二十四人、同一九錢、六〇一六四歲 二百八十一人、同十八錢、六五十 二百四十六人、同十八錢과 年齡人員度數分布에잇서서는 莫大한地位를차지하고잇는 十二歲以上三十歲未滿이 대개 賃金高의度數分布에잇서서는 二十歲以上四十歲未滿이 顯著히優位를차지하고잇다。여기에도 勞働者의生活必需品의 物価騰貴가 심하기때문에 더욱하야生活할수업는 危機에直面하기에 이른것과 또幼年工을 多數使用하야 修酷한搾取를하고잇다는것이 暴露되는것이다。더욱히 時間給을받더서 일하는 勞働者가 戰時强制勞働에 使役되고잇는데도不拘하고 臨時工으로서의 待遇박게주지안엇든것에 注意할必要가잇다。

시스템이 廣汎히 行하여지고잇는 또 이들工場에잇서서의 勞働時間은 十二時間乃至十六時間이 가장만코 만흔工場에잇서서는 二交代制를實施하고잇스며 實質的으로 勞働時間은 確定되어잇지안엇든것

이와같치 休養의 暇도 無와 待遇의 果進的惡化와
勞働者의 生存은 極度로 脅威밧고 過勞때문에
서의 그와같치하야, 工場에있
繁히 生命은 危殆하고 死傷、重輕傷者는 여기저기、頻
섯다 그들은 이것에 對한 過勞와 精神的緩和때문에 생기는 作業上의
失에 對해서는 殘忍한 刑罰政策으로써 對하엿든것이다
家內的手工業에있서서의 勞働者의 悲態는 一層慘憺한것이다
그것은 歷史가 가리키는것과같치 가장 非人間的인 搾取
들、밧는者들이된다。 家內的 零細工場에있서서의 勞働者에對
한 營業主의 搾取에는 限界가 업다。 거기에는 一定한 勞働時
間制도 업거니와 休日도 업고 固定給이란 잇지도 안타。 거
기일하는 勞働者는 普通一般的으로 支拂을 밧는것이다。 勞働의
産高에 依해서 自己 勞働에 對한 受取制度라고하야
生産性이 대단 낫흐기때문에 支拂을 밧는 高額을 밧는職工이업
애 잇서서는 例外的으로 勞働者의 賃金은 資本家社會
當한 高額을 밧는職工이업 낫흐지안을수업다。 그中에는 相
外的인 存在이고보는 勞働者가 그러한地位에 잇지는 例
그러한地位에 잇는것은 決코 그의

아니다。 他方 家內工業自体가
그經營者들은 自己의困難을
수업게된다。 実際、資本家社會에 잇서서의 勞働者에게 轉化해가지안을
하는것은 一方 그存在條件을 危殆에 처하고잇스면서도 他方 没
落하지안으면안될必然性을 접점 더
不合理이며 矛盾以外에 아무것도아니다。 그矛盾이 거기
일하고잇는 勞働者에게 集中的으로 轉化된다。 그들은
集中되여잇지안코 階級的으로 自覺하여잇지안키때문에
自己의獨自的主張을 가질줄을 모른다。 그뿐만아니라 家內
工業者는 他人을搾取함과同時에 自己의家族勞働에 依存하야
在를維持하고잇다。 그들은 自己의 存在
것을搾取안코 生存할수잇는것은 아니다。 이러한 不合理的
存在로써의 家內工業의存在는 資本家의 止揚과 아울러
음으로 解放될수잇는것이다。

다음에 農民의 狀態에 對하자。

朝鮮總督府農務課의 調査에 依한면 一九三一年의 朝鮮
農業의 總人口는

日本人
朝鮮人 一五、
支那人 五八一、
其他外國人 八、

計 一五、

農家戶數를 地主、自作、自小作及小作農에 分類하면、

地主	六三、	四六、	二五八人
自作	六〇二四人	五八一、	大一一人
自作兼小作	一〇四八	四八八、	一二〇人
小作農	七〇四戶	五七九戶	二五、
火田民	八五三、七〇〇戶		
計	三九三、四二四戶		

이 되어 있다。

이것에 關하야 滿鐵調査局編「朝鮮人勞働者一般事情」의 敍述하고 있다。

「地主의 戶數는 逐年增加하는 事實이 있는데 反하야、自作

農戶數는 百十萬六千人이었든 것이 十年後에는 約三十萬人을 增加하고 前記와 가튼 數字를 보기에 이르렀다。그리고 右小作農家中에 約十六%는 窮農 即自作農家의 勞役에 從事함으로써 겨우 生活을 維持할 수 있는 것이다。」라고。

또 總督府殖産局은 그 調査에 있어서 小作農民가튼 것은 빨가숭이 未食의 무리(類)이라도 그 收穫은 小作料를 除하고 나머지 겨우 生計를 維持하기에 足하지 조금이라도 資力의 餘裕를 갖지 못할 뿐 아니라、每年 麥秋 또는 쌀의 收穫期에 이르러 往往糊口에 窮하야 穀食의 成熟을 기다릴 수가 없서서 아즉 익기도 前부터 임이 이것을 採食하고 또는 草根木皮로써 이것을 補充하고 겨우 飢餓를 견디어 가는 地方이 만어 있서、이 같은 것을 보기에 充分하다。

수 있으니 그 生計의 程度가 實로 어떠함을 알기에 充分하다。

더구나 全國耕地의 以上은 가편 全部가 小

作農民에 依해서 處理된다。

그리고 이들 細民及窮民의 總數에 対하야 一九三二年三月末全國的으로 調査한 바에 依하면 細民은 三百四十六萬六千二百八十五人에 達하고 總人口에 対한 細民及窮民의 比率은 二、一%를 차지하고 있다。

이 窮狀을 端的으로 아리키는 것은 一九三二年三月末現在에 있서서의 京畿道內 三府二十郡內에 있서서의 細民窮民及乞人의 總數調査이다。

(總督府)

區別	日本人	朝鮮人	計
總戶數	三〇、〇一七、	三五八、四〇六	三八八、四二三
總人口	一三四、二九三	一、九八一、四二二	二、一一五、七一五
細民戶數	五〇	九二、〇一六	九二、〇六六
細民人口	一四五	四二〇、一八六	四三〇、三三一
窮民戶數	四	三〇、九五五	三〇、九五九

乞人人口

에 依해서보면 京畿道內에 있서서의 朝鮮人總人口에 対한 細民及窮民의 比率은 二九%라는 數字를 가지고 있고 그래서 그들의 窮乏生活層은 農村或은 都市에 있서서 農業、土木建築、其他日傭労働의 從事함으로써 간신히 生存을 持続하고 있는 것이다。

그러면 朝鮮의 貧民層은 一年을 통하야 얼마나한 收入을 얻고 있는가。

약간 틈은 年度를 든다면 一九三五年에 있서서의 全国農家의 階級別收支狀況 總督府社会課調 은 自作農의 年收入이 六四六圓、 五五、九圓、差引純收入 八七圓、自作兼小作農은 收入四七六圓、支出四五一圓、差引純收入三五圓、小作農은 收入四〇三圓、支出四一四圓、差引十一圓不足이고 農民中 最貧層인 「窮農」은 收入一〇二圓、支出一〇六圓인데 差引不足으로 되어 있다。

| | | |

第五에 依해서 겨눌려가는데 未久한 將來에 滅亡하고 말 것이다。

이것을 멀리나 가까운 將來의 爲하야 鬪爭하는 外에는 絶對로 빠져나갈 길이 없는 것이다。

朝鮮의 貧民層의 窮狀은 이것만으로는 充分히 알수 없다。

그것에 關해서 如何히 感情을 善張하여도 그것 보다 더 爭奪以上으로 誇張할 수는 없다。前揭한 「朝鮮人勞働者一般事情」은 以下는 그 被革이다。

記述해 있다。

(一) 일즉이 勤業模範場에 있어서 그 小作人에 對하야 稻穀의 奬勵에 使用을 被器의 使用을 奬勵했었다。그 理由될만한 것을 차저보지 안코도 도로혀 그 使用을 嫌忌했다。그들은 이것을 가접게 생각하게 되기 때문에 發救이 없어 小作人의 利益을 脫穀이 完全하게 되는 損이엇다。小作人은 못(束)터리를 한 後에 집으로 가지고 와서 打作法이라고 稱하고 收穫物을 地主와 朝鮮의 小作法은 거이 그 發救을 自己의 所得으로 하기 때문이다 小作人과 分配한다。本劇로서는 救을 分配하고 藁는 小作人의 取得으로 되는 경우이다。라고 從來의 脫穀法은 不利益의 甚한 것은 또 遇不完全하고 米質을 損하게 하고

鮮農이라고 하지만 이것을 自認하는 바에 依하면 그런데 아직도 이를 改良하기에 首肯하지 안는 바이며 在함에 依한 것임을 누구나 豫想할 수 없는 바이다。(小作農에 關한 調査)

(二) 最近 新聞紙의 報道하는 바에 依하면 「春窮期以來現在 昏總에 갓가운 農村小作農民은 白菜種子 一合의 代金을 할 수 없으며 甚한 것은 秋期의 收穫期에 救五升으로 支拂케 하는 狀態이다」云云。

(三) 江原道春川地方에 있어서는 小作人을 一家五人으로 보고 이것에 對한 生計費를 一箇年 食料 貴五十一圓(食料米、麥、粟까지 七石二升의 代価精算 及 賃金、燃料費 一箇年一五圓、雜費五圓、衣類費 一箇年一五圓、計七十一圓으로써 生活하여야 할 計算이다—新炭은 모두 自身이 採取하기 때문에 略함—萬若에 薪炭費를 생각한다해도 그래도 一箇年總計九十圓前後로써 維持해야 한다(中略) 小作人의 一家의 主로부터 高利子로써 一石五斗의 多數는 、加 飯米를 借入하는 境遇에 있다。

(四) 全南木浦附近에 있서서는 米、麥을混食하는者는 上級의農家이고 普通은 쌀은 쌀판 보리는보리만 單食한다。 이것은 貯藏의餘裕가업기때문에 季節에따라 가는대로 이것을먹게되기때문이다。 특히 貧民의全部는 그래도 麥 이것을 기다릴수업서 임이 三月頃이되면 前秋의貯穀이업서거서 먹을것업는者가 十中七八은된다。 그래서 이때가 되면 海邊에 靑藻가生育하는故로 그들은 狂人과같지 이것을採取하고 된장국을만드러 이것을먹게된다。 또 쑥을뜨더 이것에 콩가루를석거서 떡을만들어먹고 또 木浦市안에와서粉米을 사다가 이것에 섯거 먹게되 는것이다。 또한 지쑥만을먹는者도있다。 이와갓치해서 보리가익기까지애는 대단한困難상태로生命을維持하며 每日 갓치 數十名婦人은 江뚝에 헤을지어쑥을뜻게되고 보리 가 막 익을려고할무렵애는위선 이삭을따서 먹는者도 있다。(同上)

(五) 全北全州地方에있서서의 一箇年의食料를 貯藏하야 生活하는者는 半數에不過하고 其의貧民이고 그러기때문에 그들貧民은 普通生活을할수업게되어 每年收穫量을 점작하야 負債를 지게되고 따라서저우 糊口를하게된다。 甚한例로는 每年 負債는 을과가고 金錢融通이 아조 杜塞하야 結局浮浪民이되는수가만타。 그러기때문에 家財가튼것은 日常必要한 것以外에는 所有할餘裕가잇슬수업다。(同上)

다음에 農家經濟調査ㄴ(朝鮮農会)에依해서 貧農一箇年의生活費를보면 各道年額平均은 最低六圓五十六錢부터 最高四十圓이되고 食費가 그大部分을차지하고잇다。 一般農家의主食物을보면 米、麥 및 稗等인데 南鮮人은 보리를만이먹고 北鮮人은 粟、稗를常食으로하고잇다고는 그것은地方에依해서 收穫하는 穀食에関係도잇다고는 만 그들은 雜穀밧게는먹을것이업다。 그래서 生活에多少 餘裕잇는者는 雜穀을混食하는데 貧農乃至極貧農에잇서서 는늘單食밖게못하게된다。 또이(瓜)의出盛期에는 이것을 穀食代身먹는者가만타。 더욱히 春期에이르 러서는 食物이缺乏한 것이通例이다。 그러나 여런 一日二食으로 지내는것이

것은 해마다의일이고 水害、凶作等에부닥치면 대개의貧農은 枯楊、松皮、橡実等의 草根木皮에依해서 겨우露命을 이어가게된다。

以上과같은 農家窮乏은 必然的으로 그들을 大衆的인 離村現象을 이르킨다。그것은 平年에있서서만도 끈임업시 바치 貯水地에물이 고인것과같이 都市海外에 排出되고 流民이라고하는 痛歎할現象을 惹起하는것이다。그리고 凶作不作의 해에는 아것이 大量的現象이되어 나라

그것은 年十萬乃至二十萬에도 達하는것이다、더욱히 이들離村者는 그內容別로보면 都市에나와 賃金勞働者로 되는者가 가장만코 日本에渡航하는者가다음 商業、工業及雜業에從事하는者、滿洲、西伯利亞에 流離하는者、等이 順位로되어있다。日本에渡航하는者가大部分 賃金勞働者인것、滿洲、西伯利亞에가는者가 農業에從事하게되는것은 확실히指摘할것도업다。이것으로보아서 工業勞働者로되는者는 해에따라多少의差는잇지만 大体大이乃至七〇%에達해

잇는것을알수있다。

六 불조아民主主義革命에잇서서의 푸로레타리아ㅣ트의根本任務

朝鮮革命이 現段階는 불조아民主主義革命이며 같조아的民族革命이다。그것은民族의完全한 獨立達成과 進步的民主主義的共和国의獲得을 意味한다。이革命에잇서서의 푸로레타리아ㅣ트의根本任務는 이變革에잇서서 課與될諸任務를完全히遂行함으로써 第二段階의社会主義革命에로 進展식히는일 階級鬪爭의 勝利를 獲得하기爲한 前提條件을 準備하는것을意味한다。

그러면 푸로레타리아ㅣ트는 当面의任務로조아民主

主義革命에 있서서 다음의 諸要求를 들고 戰爭에 나서지안으면안된것이다。

A 政治的領域에있서서

朝鮮푸로레타리아ㅣ트의 組織化한 前衛部隊인 共産黨은 무엇보담도 먼저 完全한 政治的自由를 要求치안으면안된다。이 自由는 보담새로운 社会主義的社会組織에로의 闘爭에 있서서 모든 勞働者를 廣汎히 그리고 더욱 積極的으로 動員하기爲하야 絶対必要한 槪念이다。이 일을 보담낫게 理解하기爲해선 임이 말한바와 公然하게 団結하고 朝鮮無産階級의 現在의 状態를 想起하야 가치 日本帝国主義治下의 朝鮮人은 一民族으로서 共通한 利害関係를 갓는다。그들은 階級的으로는 서로 対立하고 있스면서도 同一民族이라는 事情에 依해서 結合되어있고 또 民族全体의 利益을 위해서 푸로레타리아ㅣ트의 民族獨立에 있서서는 階級的으로 不充分하나마 実現할수가 있다。즉 그들의 政治的自由는 아메리카獨立戰爭에 있서서의 그것과 같이 人民에 依한 人民의 政府ㅣ 樹立이라는 데에 依해서 更式化되지안으면 안된다。

그러나 이일은 푸로레타리아ㅣ트의 窮局的目標로 본다면 一種의 改良主義的要求이며 그에 依해서 그들은 窮局的으로 解放되는것은아니다。그러나 이過程이 歷史的으로 不可避하게 通過하기안으면 안될段階이며 그것을 自己의 終局的目的에 結付시킬려고 意識的으로 追求한다는 意味에있서서는 革命的이다。바구어 말하면 푸로레타리아ㅣ트의要求 그綱領은 最少限綱領이안될수없다。이 農村의要求를 全面的으로 부르조아民主主義革命인限 最大限綱領을 上程하지안으면안된다。即 푸로레타리아ㅣ트는 自己階級의 最大限綱領과 最少限綱領과 그友軍인 農民階級의 最大限綱領을 結合시키지안으면안된다。

致点을갓는다。그러기때문에 푸로레타리아ㅣ트의 窮局的目標로본다 体의利益을 全面的으로 問題삼음으로써 自己의階級的利益을 不充分하나마 実現할수가있다。즉 그들의 政治的自由는 아메리카獨立戰爭에있서서의 그것과같이 人民에 依한 人民의 政府ㅣ 樹立이라는데에 依해서 更式化되지안으면안된다。

그러나 이일은 푸로레타리아ㅣ트의 窮局的目標로본다면 一種의 改良主義的要求이며 그에 依해서 그들은 窮局的으로 解放되는것은아니다。그러나 이過程이 歷史的으로 不可避하게 通過하기안으면 안될段階이며 그것을 自己의 終局的目的에 結付시킬려고 意識的으로 追求한다는 意味에있서서는 革命的이다。바구어 말하면 푸로레타리아ㅣ트의要求 그綱領은 最少限綱領이안될수없다。이 農村의要求를 全面的으로 부르조아民主主義革命인限 最大限綱領을 上程하지안으면안된다。即 푸로레타리아ㅣ트는 自己階級의 最大限綱領과 最少限綱領과 그友軍인 農民階級의 最大限綱領을 結合시키지안으면안된다。

지금 이것들 하나하나에 관하야 검토해나가기로하자。

첫재 政治的自由란 人民一般은 人民的国家的諸問題를 処理하기爲하야 人民의 享有할바 自由를意味한다。그것은 英国에서는 一八三四年(이것은 嚴密한意味에있어서는 一八三四年) 以後에 불란서에서는一七八九—九四年에 實現된것이다。이 政治的自由에依해서 人民은 何等 阻害받는일없이 自己가可하다고 믿는 宗教를 選擇하고 吉論思想을 発表하고 自己들의代議員을 選擇할權利、또는 스스로 結社를맨들고 또 集會를 開催하고 吉論은 地主에 対하야 언제나 自由로 自己의權利를主張하고

은 지안으면안된다。勞働者들은 資本家에 対하야 小作農民은 地主에 対하야 또는 官公吏는 直接 間接 人民에依해서 任命되지아느면안된다。国家의 모든 租税는 人民自身에依해서 決定되지안으면안된다。이것은 近代的国家의 모든

対抗할수있고그이것을 때러엄는 革命的勢力을 急速하게
結成할수있는것이다。

B 経済的領域에있서서는 最低限 다음
과같은 要求를 獲得하지안으면안된다。

一、八時間労働制 確立
二、標準的生活을 保障하기에足한 最低賃金制度의獲得
三、同一労働에対한 同一賃金支給
四、工場設備의改善、文化娯楽及社会施設의完備
五、幼年労働禁止。少年及婦人의 危険作業禁止及特別保護

六、以上을保證하기爲하야 工場法、海員法、鉱山法의制定及交通運輸、水産、森林、塩田、土木建築、労働及自由労働者에転嫁되는 消費税의廃止、財産及所得에対한 高率累進税에創設等等。

七、勤労者에転嫁되는 消費税의廃止、財産及所得에対한 高率累進税에創設等等。

이와함께 프로레타리아트는 農民의基本的要求를 問

題삼지안으면 아니된다。그것은 브르조아民主主義革命의 主内容은 農業革命의 徹底的遂行에 그目標를두어야할것이다。그것은 土地問題를 革命的으로 解決할려면 生産手段으로써의 土地는 原則的으로 国有化의 綱領을드러야 한다。

日本人의所有地、現日帝及民族反逆者의所有地는 無償没収하고 아울러不在地主의土地는 国有로移管되지안으면안된다。이와같은 革命的方法을 取치안는限 農民을解放할수는업는것이다。푸로레타리아트는 農民을自己의友軍으로 삼고 이를把握치안는限 브르조아民主主義革命을 徹底的으로遂行할수는업는것이다。이때 前衛黨은 오니든階級의 全한調和를 企図할必要는업다。黨은 農民과地主의利益을 支持하지안으면아니된다。現在農民은土地에対한 最大限의要求로써 闘爭에 蹶起하면서있다。共産主義者는 大衆의要求는 全体로써 革命的이며 正当하며 그리워야한다。大衆의要求는 革命的이며 正当하며 그리워하고있다。

그리고農은 前衛黨以外의 부르조아乃至부르조아政黨이 土地政策과自己의土地綱領을 銃剣하게対置하고 그네들의 主張의 階級性을 曝露하여야한다。要컨대 푸로레타리아 트의 立場은어데까지 個自的이여야할것이고 푸로레타 리아트만이 참으로 農民階級의眞正한 代辯者이며 護者인것을 宣伝하고 実行함이絶対肝要하다。그러치마는 이領域에있서서의要求는 뒤에말할民族統一戦線의 構立이라는 当面의 푸로레타리아트의政治的任務에依하여制約됨이업는것이다。그러기때문에 우리들은 戦略的見地로부터 要求로制限하는것에 賛成하는 것이다。이것은 다음과가튼 戦術的으로세워진 綱領이여서 이로써 最大限의要求로 볼것은아니다。그것은 情勢의変化와함께 修正되지안으면아니된다。

一、小作権의確立

分을包含한다。

二、農地에対한 管理権確得

小作権의完全한確立은 그讓渡、転貸、其他一切의 自由処

이로써農民은 土地私有制度를 制限하고 土地를國有化로 推進하기爲한前提로 다시그것을國有地及 公有地는 無料開放하여 農民의 共同使用에提供하여야한다。

三、国有地及、公有地는

四、森林、沼澤、原野等에 対하여는 農民組合또는 農民委員会에 管理権을 賦與할것을 要求한다。

五、小作農地는 地主의一方的意思에依하여 問題삼는것에反対하고 立毛及動産差押、立地禁止等은 法律로써 厳禁하도록要求한다。

六、日本人、親日派、民族反逆者의所有地는 無償件的으로 没収하여 農民에게 無償分配하자는것이다。但 農民에게의分配는 農民을 私有物者로써 認定하는것이다。即 国有地로써 그用益物을 주게하는것만으로 充分하다。

7、小作料에 対하여는 最高三割以内로 制限하고 地主의 一切의 要求를 禁止한다。勿論여기에 말하는 地主所謂 三七制는 絶対的인것은 아니다。그것은 農民의 実力에 依하여 闘爭에 依하여 얼마든지 縮少할수가 있는것이다。단지여기에서는 農民의 利益을 擁護하고 그 再生産條件을 確保함으로써 農業生産力을 飛躍시키기 爲하야 必要한 地主의 要求를 制限한 한가지의 経過的措置에 不過하다。

8、賦役労働及 一切의 封建的 義務를 無條件的으로 即時廃棄함을 要求한다。現在 朝鮮農村에서는 農民의 人権을 制限하고 著分的 絶対的 封建的 義務奉仕는 多分히 残存하고 있다。이것은 되여있는 封建的 遺制가 그 再生産을 困難케하고 있다。이것은 브르조아的 変革過程에 있서서 完全히 清算하지 안으면 아니된다。

9、地主의 代理人이며 그 압잽이인 舎音制度는 決定的으로 廃絶시켜야한다。其他農場管理人、指導員等도 이러함으로써 中間搾取로부터 農民을 保護하고 自由롭게 한다。

10、小作料는 不在時에 있서서의 小作料는 二年度에 依하여 減作、適当히 減免할것을 要求하고 耕作可能케하기 爲하여 国家補償을 要求한다。그 外에 減作、不作時에 있서서만 納付하고 그 以後에 있서서의 小作料는 農民의 所要量을 控除한 뒤에 있서서만 納付하고 그 以後에 있서서의 小作料는 農民의 所要量을 農民의 生活을 保護하여야 할것이다。

11、農業保護制를 実施할것이다。

12、農民에 対한 一切의 高利債権 低当権은 廃棄시킨다。
아울러 農民에 対한 特別低利金融制度의 確立을 要求한다。이 制度에 依하여 極貧農은 無利子의 農民資金을 받자안으면 아니된다。

13、水利灌漑施設은 無條件으로 開放하여 農民에게 使用시킴과 同時에 그 管理権을 農民組織에 賦與할것을 要求한다。

14、生産手段인 肥料及 農具類는 이것을 私的

資本家의 注意에 맛기지안코 그生産及 配給에걸처
国家에要求한다。国家는 이것을 農民의利益이되도록
義務的으로 配慮하지안으면안되는 것이다。
農民에対한 公租公課는 直接 間接을不問하고 全
部廃止한다。
農民의 負擔을 消費税는 廃止식히고
그代身으로財産及所得에対한 高率單一累進税를 実施
할것을 要求한다。
八、農業労働者의 最低賃金制確立、現在朝鮮農村에는
約十万의 労働者가있고 그네들의 賃金은 地主의一方的
잇슴에도 不拘하고 決定되여있다。따라서 이들 農業労働
者에対하여 工場労働者에 対한과같치 最低賃金制度
를 要求하는것은重要한意義가잇는것이다。
九、農村에잇서서의 教育、文化、医療施設의完備。
以上의 諸要求를 確実히 実行식히기爲하여 우리들
農民에依하여 選出된農村特別裁判所의 設置를 要求

하자안으면아니된다。
이機関이 農地、小作条件、其他一地의小作爭議問題에関
하여 農民의利害와 權利를保證할것이다。이러한裁判機関
이없이는 農民要求는 結局空文에지나지안
타。
그러면 이들의要求는 農民各層에게는 어떠한利益을
주는것일까。
以上우리들의 提唱한 細項의 個々의것은 農民의 階
級的地位에依하여 多少利害를달느게할것이다。例를들면
小作農에잇서서는 切実한 小作権의確立에 対하여 自
作農은何等의利害를 가지지안코 負債를가지지안은 中農
層에는 그高利債権及 相当額의 小作料減下도 없
으키지안을것이다。그러나 国有地及公有地의無料耕牧이며
国庫負擔에依한農業保険 農村에잇서서의 教育、文化及医
療施設에対한要求는 農民一般에게는 勿論 이들의要求中에는 多少
의利害가 対立되는것도 없는것은아니다。例를들면多少
他人의労働을 利用하는中農

層에 있서서 農業勞動者의 最低賃金制度를 設立하는 것은 必要心할 餘地도 없이 利害가 相反된다。 그러치만은 大部分의 要求는 農에 있서서 共通된 利害가 있고 그들을 兄弟와가치 結合시키는 것이라는 것을 理解하지 안으면 안된다。 그네들은 이들의 要求를 貫徹함으로써 自己의 經濟的 社会的地位를 높힐 수 있다는 것을 疑心치 안는다。

勿論 푸로레타리아트의 要求는 以上으로 그 全部를 다함이라고는 말할 수 없는 것이다。 그들은 다시 国庫負擔에 依한 義務教育制 国庫에 依한 社会保険(失業及 養老의) 制度等等을 要求하지 안으면 안된다。 이들의 要求는 모다 부르조아 革命에 있서서의 重要한 要求이다。

우리는 以上 政治、経済及社会的領域에 있서서의 当面의 要求를 다음과 가치 要約한다。

一、全朝鮮의 單一不可分의 人民共和国을 樹立할 것。

二、滿十八歲以上의 全朝鮮人은 性別、階級別을 不問하고 人民의 敵으로써 市民權을 剝奪당하지 안은 限 完全한 同權을 享有하고、選擧權及被選擧權을 가질 것。

三、人民議会에 労働者 其他 無産者를 参加시키기 爲하야 議員을 有給으로 할 것。

四、国民皆兵의 国民軍을 創設할 것。

이 要求는 国民軍의 將來 労働者軍이 되어야 할 것이며 이에 따라서 国民軍은 反動的 多数者가 無産階級에 依하여 編成되기 때문에 重大한 意義를 가질 뿐이다。

이며 다시 革命을 護衛함에 있서서 組織化에 이바지하게 될 것이다。

五、裁判은 一切 無料일 것。

六、公租、公課는 全部 廢止할 것。

七、日本人、親日派及民族反逆者의 所有에 関한 工場、鉱山、土地、其他의 財産은 無償没收하여 国有財産으로 할 것。

八、特히 日本人 巨大地主의 所有地는 될수있는 限 農民協同組合에 依한 共営農場에 再編成하도록 促進할

것。

九、交通運輸及 重要生産手段을 可能한限으로 最大限
十、의國營으로할것
十一、全般的 恩科義務教育制度의實施
十二、八時間労働制実施、最低賃金制度確立、同一労働에
対한 同一賃金等 勤労階級의 積極的生活改善을 実
現할것。
十三、農民에対한 一切의 身分的隷属関係을 一掃할것。
十四、公娼制度의即時撤廃
国民皆労의原則実施

C、組織的領域에있어서

이것은 부르조아民主主義革命에있어서의 프로레타리아
의要求는아니나 프로레타리아트의 이革命에있어서
하게끔으로써 自己의主体的條件을 確保하기爲하야
全階級의組織과 訓練을行하고 労働者의
力을傾注하며

民의 革命的同盟을 達成하지안으면아니된다。
따라서 프로레타리아트의 前衛黨은 基本的大衆組織
인労働組合及農民組合을 擴大強化시킴으로써 自己의政綱
言이들勤労大衆에 浸透시키고 理解시키지안으면아니된
다。労働者의農民의同盟은
体的提携에達하게된다。

前衛黨은 먼저 労働組合及農民組合의 擴大強化를 急
速히推進시키고 그가운데에 自己의細胞組織을 確立하지
안으면아니된다。그리고 또 労働組合은 全力을다하여
工場委員会의 獲得에힘쓰며 거기서自己의 地盤을세워야
한다。이와같치 農民組合은 農民委員会속에 自己의勢力
을 扶植함으로써 農民運動을 참으로 大衆的地盤우에서
展開하는것이 必要하다。作農 小作農民組合은農村에있서서의 基本
的階級인貧農 特히 貧農委員会와의 相異는 前者가 基本
的으로 農民組合이며 後者는 全農民을 包括한 組織體로서
있음에 反하여 基本的組織은 大衆組織

이다。 兩者가 가치 가、衆組織임에는 變함없으나 그 組織
構成及任務가 相異되는것이다。
農民組合은 經濟鬪爭을 主目的으로하는것이나 農民委
員会는 經濟鬪爭을 直接的인 目標로 하는것은아니다。
그것은 農民에共通되는 一切의 爭項에対하여 共通利益을
追求한다。 그것은 經濟鬪爭보다는 社会的諸要求 때때로
追求의福利를爲하여 일하는때가 많을것이다。 農民組合은
거기에서自己의影響을 擴大하고 나가지만 이를
不斷히組合員을 增加하여 나가지안으면 戰鬪化함으로써
組合員이 만으면 만을수록 農民委員会는 農民組合에 依
하여 指導되는比例로 强化되어 갈것이다。 그럼에도不拘하
고, 一部의同志들은 이두가지의 組織形態를 混同하고
農民委員会를 農民組合에代行할수있는것으로생각하고있으
나 이것은全然 생각이다。 單只 自作農이 많
은곳이거나 또는自作農만의 農民委員会가 重大한役割을演出할것이
다。 爭実、이러한 村落에있어서는 農民組合은 組織할수
없을지도모른다。 그러나 우

리가 여기에서 問題삼고있는것은 이러한 例外的境遇를
말하는것은아니고 自作農도있고 小作農도있는 境遇를말
하고있는것이다。
다시 農民組織中에 또한가지의重要한것은 協同組合의
組織이다。
農村協同組合은 爲先 農家経済用品의共同購入、生産物
의共同販売 農機具類等의 共同施設共同利用及 信用의
相互受授를 目的으로하는 四種을總称한다。 即 消費組合、
共同購買組合共同販売及 信用組合이 그것이다。 農村協同
組合이 가장発達된形態는 이四機関을綜合한組織이다。 그
러하여도質協同組合은 어데까지나 階級鬪爭의 機関이오
불조아乃至小불조아的 이데오로겐이 主張함과같은 小農
経済의保護를爲한 官僚的機関은아니다。 小農民은 生産者
로써는 自己의生産物을 商品化할、必要가있고 市場支配
를 안받을수없다。 그러치만은 自己의生産物은 微微한個人力으
로서는 生産費에立脚하여 利得할수있
는것은 아니다。 이에反하여 그네들은 都市의大工業社会

세서 한 사람 몫의 일을 하고 품삯을 받는 것이 아니라 일한 시간을 계산하여 품삯을 받는 것이다。 米穀商이 곡식을 팔 때 되질을 하는 것이 아니라 저울로 다는 것이 그 예이다。 또 품팔이 하는 사람이 하루 종일 일하는 것이 아니라 몇 시간 일하고 품삯을 받는 것이 그 예이다。 이것은 모두 勞働을 商品으로 보는 까닭이다。 이와 같이 勞働을 商品으로 보는 것은 資本主義 社會의 特徵이다。 이 社會에서는 勞働者가 自己의 勞働力을 資本家에게 팔아서 生活費를 얻는 것이 아니라 勞働力 그 自體를 팔아서 生活費를 얻는 것이다。 勞働力을 팔아서 生活費를 얻는 것은 勞働力을 팔아서 生産手段을 얻는 것이 아니라 勞働力을 팔아서 賃金을 얻는 것이다。 賃金은 勞働力의 價値를 貨幣로 表現한 것이다。 勞働力의 價値는 勞働力을 生産하는 데 必要한 生活費에 依하여 決定된다。 勞働力을 生産하는 데 必要한 生活費는 勞働者 自身의 生活費뿐만 아니라 勞働者의 家族의 生活費까지 包含한다。 勞働者의 家族의 生活費까지 包含하는 것은 勞働者가 死亡하여 勞働力을 잃어버리면 勞働者의 家族이 生活할 수 없기 때문이다。 勞働者의 家族의 生活費는 勞働者 自身의 生活費보다 훨씬 많다。 勞働者 自身의 生活費는 勞働者 自身만 生活하면 되지만 勞働者의 家族의 生活費는 勞働者의 家族이 生活하여야 하기 때문이다。 勞働者의 家族이 生活하여야 하는 것은 勞働者가 死亡하여 勞働力을 잃어버리면 勞働者의 家族이 生活할 수 없

否定하여 그 生産者로부터 消費者에게 民開함에 있는 것이다。 그것은 必然的으로 生産過程에 있서서의 直接的의 被搾取者 即 勞働者인 組織과 勞働組合과의 면 强力한 것은 아니된다。 그러케 하면 勞働者階級은 불조아에 對한 鬪爭에 있서서 小市民層을 自己쪽에 吸收함에 成功할 것이다。

農村協同組合에 있서서도 農民組合과 主及資本家에 對한 鬪爭에 있서서 독갓흔 强力한 鬪爭을 展開할수가 있을것이다。 따라서 指導者들은 協同組合을 組織하기의하여 싸워야한다。 農村과 都市에 協同組合이 組織되고 그것이 全国的組織을 갓게 되면 農村協同組合과 都市消費組合과는 橫斷的聯繫에 依하여 그 生産者로부터 消費者에게로 的으로 내세워서 果敢한 階級鬪爭을 展開할수있게되는 것이다。 이들의 協同組合은 또 勞働者의 스트라이크에 當하여는 全面的으로 支拂部的役割을 演出할수가 있을것이다。

그리고도 農民組合과 勞働組合도 共同鬪爭을 함으로써 그 힘을 倍加하고 自己의 勝利를 迅速히 獲得할수있게될것이다。 例를들면 小作農民들이 小作爭議를 하는때에 만일 地主가 그 機關紙가 惡評을 記載하였다고 假定하자。 그러면 印刷工場의 勞働者들이 또 組織의 新聞社에 對하여 宣戰을 布告하고 그 發行을 中止하면 그 新聞社는 곳 그 活動을 停止하지 않을수가 없게된다。 이와같치 勞働者와 農民과의 同盟을 具体的으로 實現할수있을것이다。

農産主義者는 勞働者農民의 同盟을 全然 理解하지 못하고 그것을 全勞働者와 全農民과의 革命的同盟에까지 指導하여나가는 대신에 最大細心의注意를 기우리고 또 그들을 단순한 改良運動에만 끌어넣는 것이 아니면 안된다。 푸로레타리아 自己의 組織革新을 推進하는 것이 아니면 안된다。 푸로레타리아의 前衛黨은 政治的經濟的領域에 있서서의 自己의 要求를 貫徹함에 當하야 이것을 組織的任務를 達成함에 成功하지 않으면 안된다。 勿論 不斷히 大衆의 日常的利益을 問題삼고 언제든지 大衆의 先頭에 나섬으로써 이것을 組織하여야 한다。

이 達成할수있을것이다。 이밖에
있어서는 廣汎한文化諸組織을
鮮에있어서의 文化団体의任務는
徹底的形態에対하여 闘爭함과
充分치못한勞働階級에対하여 闘爭할수
普及宣伝하야 迅速히그네들을
援助하지안으면 아니된다。 一般民衆에対한
으로뒤떨어진 이들의準業
할것이要請된것이다。 進歩的인텔리겐차
的으로 遂行할것은 組織의結
이運動에 그러므로 이 勿論
成되지안으면 아니된다。 現在의文化運動의弱点은
고파 思想的純粋性의缺乏에있는것같치
鮮에있어서의 맑스 레ー닌主義思想이 充分하게 普及되
어있지안코 그에関한書籍類도적고 겨우外国語를通하여
이것을吸收하고있는現狀으로서는 참으로 엇절수없을이
라고아니할수없다。 그러나 이러한 遲滯는 急速히克服되
지안으면아니된다。 그럼에는 個個의文化団体는 相互提携
하여 速히 全国的統一的文化団体를 確立함과同時에 外国書籍
의輸入 一般的理論의 普及에努力하야 基本的階級諸組織
과밀접히주어 나아가는것이 焦眉의急務라할것이다。

七、當面의闘爭目標及戰略、戰術

朝鮮무로죄타리아ー트의 当面의闘爭目標는 現在의革命
이물론아的民族革命인以上 그最大限綱領은
다。 그러기때문에 前衛黨은 民族의完全獨立을
綜合하여 諸勢力을
ㅌ 결속짓는다。 前衛黨은 이過程에있어서 政治的課題로
政治的自由의獲得과 農業革命의 勞働者階級의
傾注하여 勞働者農民의 革命的提携를 達成함에 努力하
야 으면아니된다。 그리하여 이革命은 푸로레타리아 헤게
모니ー下에遂行되어야할것임으로 前衛黨은 民族獨立運動
을 푸로레타리아運動 물과스
라 推進시켜야할것이다。 그것은 反帝国主義闘爭

피아ㅣ트에 잇서서 当面戰術上 緊急한課題는 이民族統一戰線의 具体的樹立에잇다。 우리들은 民族統一戰線이어떠한形態로 形成되어야할것이냐를 論하기前에 軍政에対하여 明確한理解를 가저야할것이다。

現하는바와갓치 朝鮮은 北緯三十八度를 境界로하여 南部에는 米軍이 進駐하여잇고 北部에는 소련軍이 進駐하여잇다。 北部에잇서서는 政權은 이미 人民의손에 넘어갓스나 南部에잇서서는 米軍이 이것을 掌握하고잇다。

한편에잇서서 朝鮮의獨立은 카이로宣言과 모스크바会談에 의하여 保障되어잇스나 그時期에対하여는 何等 発表된바가업다。 이것은 將来의 (四個国 蘇・米・英・中) 会談에잇서서 決定될것이라는것以外에 우리들은아모것도알수업다。 그러나 적어도 獨立이保障되고 그것이 国際的公約이 되어잇는 以上 朝鮮에 오랫동안 軍政이 実施될理由는 잇을수업다。 그럼으로 軍政当局은 될수잇는限

最短期間에 朝鮮獨立이 達成되도록 配慮하고 그러함에서 軍事力이 行使될것은 論理上 当然한일이라하겟다。 그러타고하면 軍政当局은 国内에잇서서의 民衆의 政治運動에対하여 그言動에対하여 如何한種類의制圧이라도 이것을合法的이라고 말할수업다。 이것은 軍政当局도 때로 言明한바이며 그것을 今後도実行하리라는것을 우리들은 期待하는바이다。

이러한情勢下에 民衆은 自主的으로 民族獨立을 達成하기에는 적어도 우리들은 人民의 最大多数者의要求에 맛도록안으면아니될것은 当然한일이며 우리들은 이것을 唯一의方途로써 要求하지안으면아니된다。 더구나 人民의 最大多数者는 말할것도업시 勤労大衆이며 労働者及農民이다。

그러데 現在의불조아, 乃至 小부소이諸政黨은 이現実에 立脚치안코잇다。 다른또 海外의名士도 이点에関하여 同一하다。 現在 朝鮮獨立이 一全民族의 大同団結에依해서만達成되는것임에도 不拘하고 이民族統一戰線形成의

具体的形態에 対하여 뿔조아 政黨及 그追隨者들이 名士或은 指導者와의 提携로써 民族統一戰線의 無條件的統一을 云云함과 같은 非民主主義的이며 無内容한 観念的空論에 不過하다。그네들이 이것을 暴露하는것이며 또 日本帝国主義로부터 解放된 三千萬民衆을 또다시 多数労役大衆의 支配를 意味하는것은 아니고 무엇이랴。

現階段의 革命이 뿔조아的革命인것은 움지길수없는 眞理이지마는 그것은 政權은 뿔조아지-에 귀속하는것을 意味함은아니다。그러타고하여 勞働者農民의代表者가 参加한 人民共和国일것은 民主主義的原則으로보아도 疑心할 餘地없고그러므로 그 政權에는 안될것은 自明의理다。

그와같은 諸條件下에 있어서는 各階層의代表者가 民主主義的原則우에서 統一戰線을 樹立하고 過半十八歳以上의 一般人民의 選擧에 依하여 政府가 構成되어야 할것도 明白한

일이다。

그럼으로 이境遇에 無産階級의 前衛黨이 親日派、民族反逆者를 除外한 進歩的民主主義諸勢力의 大同団結을 提唱하는것은 그것이 프로레타리아-트의 前衛黨임으로 労働者階級의利益만을 考慮한것은 断然코아니다。그것은 同時에 民衆全体에 依하여 要請되는 多数者의 切実한 要求를 代表하는것임에 不過하다。前衛黨이 이것을 主張을 全面的으로 꺼내는것은 朝鮮에 있어서의 日本帝国主義의 殘存勢力을 一掃한다는 民衆의 要求를 集中的으로 代辯하는 것이며 또 이러케함으로써 国際的으로 定立된 主義에 依한 파시즘의 最後的根絶이라는 精神에 合致하고 朝鮮民族이 民主主義的 進歩的民主主義는 打倒되었스나 그러나 아직 掃蕩되어 있지안다。日本帝国主義는 그殘存勢力은 下에 있어서는 舊官吏特히 警察官吏조차 代置되어 있지안다。事実 現在의 軍政은 公然하게 뿌록을形成하여 있다。親日派及民族叛逆者들은 現狀이다。이같은情勢下에있어서 人民의利益을 蹂躙하고있는

서 日本帝国主義의 擾存勢力은 日 民族、叛逆者를 徹底的으로 掃蕩함은 人民의 利益과 權利를 擁護하기 爲한 不可缺의 前提가 되는 것이다。이것은 原則을 堅持하는 것은 抛棄하는 것은 無視하고 이와의 闘爭을 抛棄하는 것은 日本帝国主義에 加擔하는 것이다。前衛黨은 이 原則을 堅持하는 것이 自然的 意思에 依하여 組織된 人民委員会에 一切의 權力을 集中시키기 爲하여 闘爭하지만으면 아니된다。이 原則에 立脚하여 黨은 進歩的 民主主義諸勢力과 提携하고 反革命的인 勢力에 対한 人民戰線을 形成하며 이와의 싸움을 通하여 全精力을 民族의 完全獨立에 集中하지만으면 아니된다。그때에 前衛黨은 民主主義的諸勢力과 提携하지마는 그 獨自性은 絶対로 確保하여야 할것이며 이를 確保하는것이야말로 民主主義的諸勢力과 統一戰線形成의 前提條件임을 깊히 認識하고 그것을 頑强히 固執하여야 한다。

이리하여 볼조아 乃至 小볼조아的 民主主義諸勢力에 対한 革命的前衛黨의 態度는 다음과 같은것이래야 할것이다。

黨은 民主主義的勢力과 提携해야 할것이며 黨自体가 自己의 立場을 固執하려는 때에는 이와 対立한다。

이들 民主主義的勢力은 全社会를 変革하려는 것은 아니고 全社会를 実現하여 労働者、農民에게 若干의 讓歩를 하자는 것에 不過하다。

그네들은 私有財産制度를 根本的으로 否定하는 것은 아니고 小数볼조아지이에 対하여 若干의 讓歩를 要求할뿐이다。그들은 一部労働者나 農民、特히 自作農을 自己의 影響下에 두려고하여 都市小所有者 인텔겐차等을 自己의 周囲에 모으려고 힘쓸것이지마는 이와 対置시킴으로써 不断의 闘爭을 自己의 階級的政策을 行하지만으면 아니된다。이에 対하여 前衛黨은 그것은 그 闘爭過程에 있서서 될수있는데로 財産相続権 制限이나 諸租税廃止나 高率累進的所得税等을 主張하여 될수있는데로 国有로 移管함으로써 自己를 小볼조아黨派와 区別시키지만으면 아니된다。

勿論 이러한主張이 実現된다하드래도 労働者가 賃金
労働者임을 그만두거나 濃民이 被搾取者인地位를 止揚
하는것은아니다。労働者는 終局까지 革命的이며 그네들
은 보다높은段階의革命에 向하여 進軍할것이고 그러케
시키지안으면아니된다。그러나 民主主義的諸黨派는 一旦
獨立이達成되면 곳 平和를원하고 自己의友軍인 푸로레
타리아ㅣ트의손을 벌릴것이다。왜그러냐하면 그네들은
大所有者이며 小所有者임으로 自己의私有財産을擁護아니
할수업기때문이다。이点에関하여는 모ㅣ든民主主義的黨派
는그제휴를것치한다。그네들은 불조아지ㅣ를 包含하고
獨立을그리워하고는잇스나 左翼勢力의進出이 지나치는것
에는 恐怖를느낀다。그때에있어서 小불조아는 大불조아
와도 妥協하고 労働者階級을 叛逆할것이다。特히 小불조
조아的民主主義者들은 往往 自己스스로가 社会主義的勢
力인것갓치 誇張하며 左翼的言辞를 弄하는데조차잇다。
따라서 이들의諸勢力과 提携하여 獨立이実現되고 政
府의中枢機関에 푸로레타리아의代表者가 参加한다하여도

政府를 無條件으로支持할수는업슬것이다。黨은
王 實上 反ㅗ느나
서서는안되고 自己獨自의立場에
民主主義的부르은 그네들이
立脚하면안니될것이다。実際로
政權을잡느냐 못잡느냐 革命
級的本質로보아明白한일이
타리아ㅣ트는 그組織의힘
에 対抗하기위하여 푸로
대하고 別個의政權을 樹立하기爲하야 싸워나
가야할것이다。이러한政權은 이미 보인바
와갓치 쏘베ㅣ트形態以外에는 잇슬수업다。
이와함께 푸로레타리아ㅣ
트는將来하는 選擧闘爭에잇서서
도 到処에서 自己의代表者를 候
補하여야한다。그경우에 모ㅣ든 手段을
다하여 當選되기를 힘쓸것이나 落選이確実하게 予測될때
에도이舞台를 利用하여 自己의政策과 主張과를 大衆에
宣傳하고 浸透시킬것을 꾸로레타리아의 党이 불조아乃至 小불조아諸黨

파決定的으로 対立되리라는点은,
둘재財産制度에 関한것이있슬것이다。그네들은 農業領域
에있서서는 結局 地主乃至中農擁護에 기우러질것이고
財産制度에関하여는 重要企業의国有化에 反対할것이고
租税制度에있서서도 間接税의廃止는 主張치안을것이다。
이에対하여 푸로레타리아이트는 될수잇는대로 만은企業을
国有로하기를 主張하고 土地의国有化를 推進하여 불조아的比
例税에対하여는高率累進的財産税 및 所得税를 対置하지
안으면 아니된다。
푸로레타리아党의政策은,적어도
면아니된다。그것이 불조아党과
수업는것이다。例하면 불조아지이가 一歩前進하지안으
主張하며 불조아지이가 自作農創定을主張하면 푸로레타
리아이트는 土地를農民에게 無償分配함으로써 対抗하지
안으면아니된다。불조아지이가 一歩를 굿세게버티어나가
면 푸로래타리아이트는 二歩三歩를 前進하는것이래야한
다。이러케함으로써 푸로래타리아이트는 불조아的比

例税에対하여는高率累進的財産税 및 所得税를 対置하지
안으면 아니된다。
푸로레타리아党의政策은,적어도
면아니된다。그것이 불조아党과
수업는것이다。例하면 불조아지이가 一歩前進하지안으
主張하며 불조아지이가 自作農創定을主張하면 푸로레타
리아이트는 土地를農民에게 無償分配함으로써 対抗하지
안으면아니된다。불조아지이가 一歩를 굿세게버티어나가
면 푸로래타리아이트는 二歩三歩를 前進하는것이래야한
다。이러케함으로써 푸로래타리아이트는 불조아的比
較的緩和的인 政策을 実現시킬것이고 푸로레타리아이
트는 이것을 푸로레타리아革命에있서서 発展시키고
擴張強化하는 準備하여노을수잇는것이다。그것은 物資的前提
에있서서는自己의階級勢力을 最大限으로 組織訓練하는것이
아니면아니된다。

八 끗 말

以上에있서서 우리는 朝鮮革命의特質、発展方向및 푸
로레타리아이트의諸任務를 全面的으로 不充分하지마는
論及하였다。그리하여 이革命을다음의 社会主義革命으로
늑피기위하야 一切의努力을 傾注하지안으면안될것을 強
調한것이다。이것은 푸로레타리아이트에게는 當然한戰略
的要求인것이다。
그러나 푸로레타리아이트는 革命의第一段階인 불조아
民族革命을 될수잇는대로 끌게하며 그것을 永続革命으
로하고 世界革命의 一連環으로써 推進하도록 努力하지
안으면아니된다。그러함에는 朝鮮푸로레타리아이트는 日

本、其他東亞에있서서의 革命의發展과 呼應하여 나갈뿐
아니라 聯合國內의 無産階級의支持勢力을 獲得할지안으
면 아니된다。特히 쏘베이트同盟과의 提携아메리카
及英吉利에있서서의 푸로레타리아트支持를 確保하기爲하
여 密接한聯繫를 가질것이要求된다。
그리고 또 最近의國內情勢는 나쏘놀파시즘의危機가
切迫하고있는것을 警戒하여야하고 이에對抗하기爲하여
進步的民主主義諸勢力과의 人民戰線을 實現할것이 急務
이다。
그럼에는 戰略戰術의屈伸性을 充分히發揮할것이必要하
다。朝鮮에있서서의 파시즘의發生條件은 自信裏 都市小불
조아지이의 急速한 沒落및左翼勢力의 急進出에따르는 불
조아지이의不安과 焦燥에依하여 맨들어지고있는것이다。
民族主義者乃至國家主義的諸勢力은 日本帝国主義에對하여
抗爭한限에있서서는 進步的이며 革命的이었스나 左翼勢
力과対立하고, 進步的外国勢力과 対立하는限 그것은 必
然的으로 排斥的이고 国粋的이되어 民族불조아지이의
代辨者가되는限그네들은 必然的으로 不可避的으
로 파시즘에로 逸脫할수밖에업을것이다。그네들은反動的
資本家 乃至 地主階級과 結合할可能性이 充分히있는것
이다! 이를 斷乎히紛砕할方途는 進步的諸勢力의 迅速
한組合에依한 人民戰線의結成外에는 있을수업는것이다。

出版書籍一覽表（文化部）

書名	發行部數	定價
朝鮮資料集		
1、本國 特派員報告	三、〇〇〇	九、〇〇
2、〃 情勢報告	三、〇〇〇	二、〇〇
3、朝鮮青年全國大會錄	二、〇〇〇	絶版
對研文化 （創刊号）	三、〇〇〇	六、〇〇
外國資料集		
1、亞洲教育制度	三、〇〇〇	二、五〇
2、〃 勞働者農民生活	三、〇〇〇	三、〇〇
3、青年에게 주는 演說	四、五〇〇	二、五〇
4、亞洲邦憲法 （寫眞版）	五、〇〇〇	
5、集団農場	三、〇〇〇	
6、植民地問題와 民族問題	三、〇〇〇	

書名			發行部數	定價
社會文庫				
1、勞働組合이란 무엇인가			三、〇〇〇	
2、朝鮮建国의 経済的基盤			三、〇〇〇	
3、資本主義는 어떻게 멸망하는가			三、〇〇〇	
4、弁証法的唯物論			三、〇〇〇	
初等教材				
初等国語読本 上（謄）			六、〇〇〇	三五〇
〃 〃 （寫眞版）			三、〇〇〇	絶版
〃 〃	中		五〇、〇〇〇	五〇〇
理科	上（謄）		三、〇〇〇	（六月一日出版）
歷史	上		三、〇〇〇	五〇〇
算術			三、〇〇〇	（六月一日出版）
〃	上		三、〇〇〇	五〇〇
〃	中		三、〇〇〇	（六月五日）
民啓蒙読本			三、〇〇〇	（六月十日）
〃 童謠集			三、〇〇〇	（六月三十日）
初等唱歌集			三、〇〇〇	（七月五日）

（税抜一万円）　二〇〇〇

（　〃　）

一万円以上二万円未満の場合

二万円

二万円を超え三万円以下の場合

三万円

（注）　この表は、一万円を超え三万円以下の場合について、一万円ごとに区分して記載したものであるが、一万円以下の場合又は三万円を超える場合についても、この表に準じて記載すること。

062-13

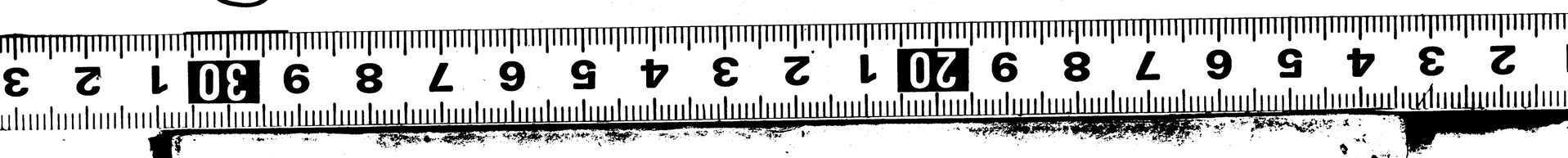

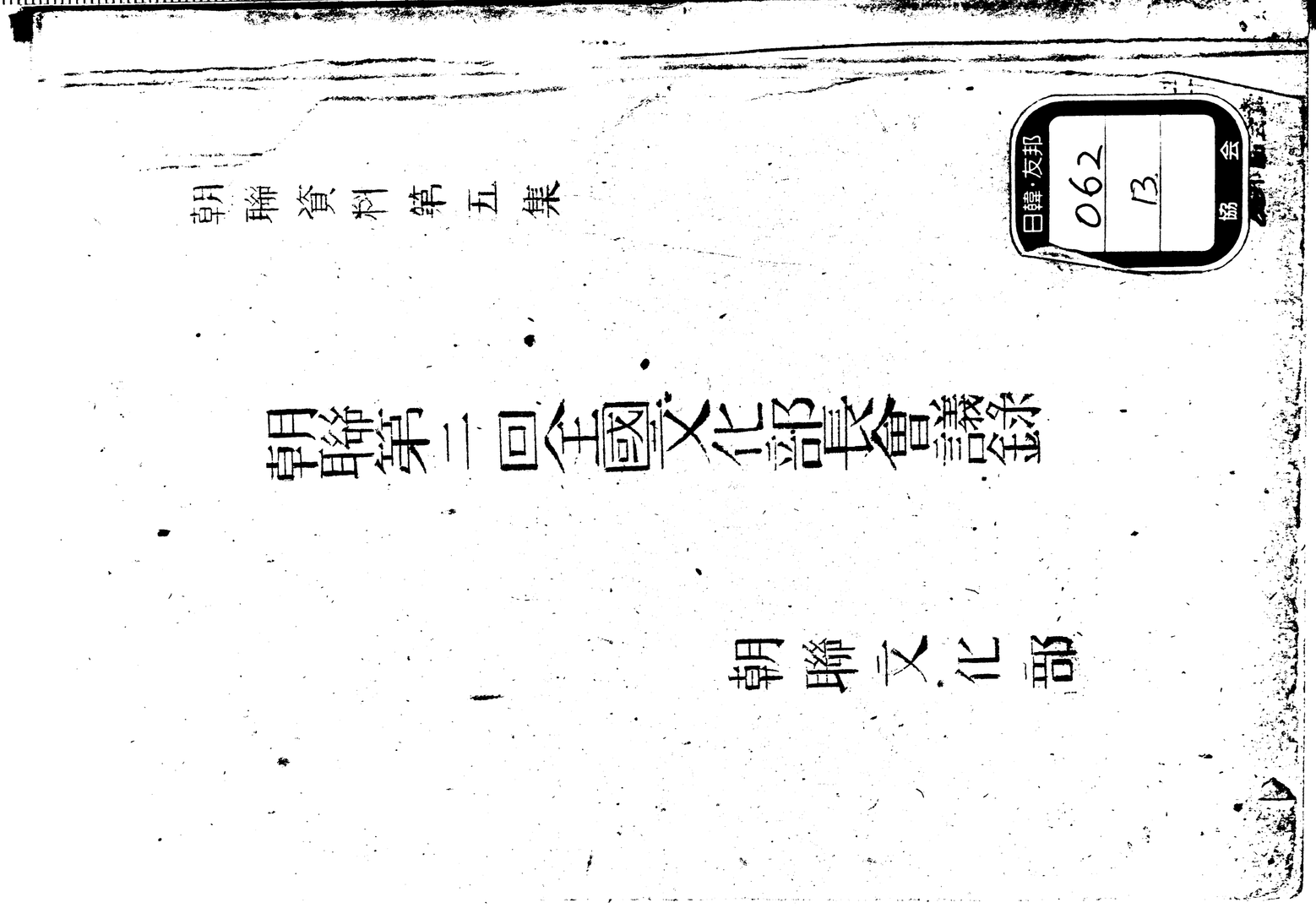

日韓・友邦
協会
062
13

朝聯資料第五集

朝聯第二回全國文化部長會議全录

朝聯文化部

316821

文化問題研究會會則

第一條　本會ハ文化問題ニ關スル研究ヲ目的トス

第二條　本會ハ文化問題ニ關スル講演會、講習會、展覽會、映畫會、音樂會、座談會、懇親會等ヲ開催シ又ハ之ニ參加シ且ツ文化問題ニ關スル圖書ヲ刊行ス

第三條　本會ハ文化問題ニ關スル研究ヲ目的トスル團體ト連絡ヲ保ツコトヲ得

第四條　本會ハ會員ヲ以テ組織ス

第五條　本會ニ入會セントスル者ハ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込ムヘシ

第六條　本會ニ入會セントスル者ハ入會金拾圓ヲ納ムヘシ

第七條　會員ハ會費トシテ毎月金五拾錢ヲ納ムヘシ

第八條　會員ニシテ退會セントスル者ハ其ノ旨ヲ申出ツヘシ

第九條　會員ニシテ會費ヲ滿一箇年以上滯納シタル者ハ會員ノ權利ヲ失フ

第十條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名

幹事　若干名

評議員　若干名

第十一條　會長ハ會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

第十二條　幹事ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ處理ス

第十三條　評議員ハ評議會ヲ組織シ會務ノ重要事項ヲ評議ス

第十四條　會長ハ會員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第十五條　幹事ハ會長之ヲ指名ス

第十六條　評議員ハ會員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第十七條　役員ノ任期ハ一箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十八條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十九條　本會ノ會則ハ會員總會ノ決議ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得

第二十條　本會ノ解散ハ會員總會ノ決議ニ依ル

發　起　の　辭

顧ミレハ事變ノ　勃發セラレ　既ニ四星霜ヲ經過シ　其ノ間　擧國一致ノ　努力ニ依リ　戰局ハ　逐次　好轉シ　今ヤ　大東亞戰爭ノ　完遂ニ　邁進シツヽアリ　此ノ　秋ニ當リ　我等ハ　從來ノ　文化問題ニ關スル　研究ヲ　更ニ　一層　深メ　且ツ　擴メテ　以テ　國家ノ　要請ニ　應ヘ　國民ノ　使命ヲ　全ウセンコトヲ　期スルモノデアル

昭和十七年四月一日

長野	京都	岡山	富山	兵庫	三多摩	十葉	山梨	東京	群馬
朴同	孫大	姜聲	姜南	吳文	趙鏞	李南	金熙	南浪	金達	鄭東	魚大	車炳	康元	洪鍾
愛媛	岡	靜	〃	山形	栃木	島根	廣島	滋賀	奇玉	青森	茨城	愛知
尹昌根	朴寅奎	金龍在	安興碩	李鳳順	金考兌	朴鍊

在日本朝鮮人聯盟第二回全国文化部長会議는一九四六年六月一日東京都芝区愛宕國民学校講堂에서開催되었다。

出席人員은東京本部以下二十四本部、總本部에서는委員長、前情報部長、總務部次長、文化部長、情報部次長、文化部에서는部長、次長以下全部員이參席하야總員은約六十余名에達하였다。

이날아침日氣는晴明하고、会議는아무지체없이進行되었으나總本部自治隊員이、이会議를직히려고、終日힘을써준것은感謝할일이었다。

午前十一時、中總文化部長李相堯氏開会을宣言하고、一同起立祖國을方向하야敬禮한다음、朝鮮民主主義政府樹立을祈念하고立祖國解放을爲하야生命을받친鬪士의靈魂에默想하였다。

다음執行部選定은司会者에一任하여議長에中總文化部長李相堯氏、次長金秉稷氏가選任되고、書記陣에文化部次長李珍珏氏部員李殷直君이選任되었다。

中總委員長尹槿氏부터다음과같은烈々한開会辭가있어全員에큰感激을주었으나、이날을期하야地方에서오신文化

開會辭

中總委員長 尹 槿 氏

제일重要한任務를맡고있는것은 全国文化部長이오늘이곳에 모이게된것은매우기쁜일이자 또한 重要한우리의事業進行을討議하게된것이다。나만全国地方本部全文化部長이 遠路에서 오신여러분들에게모일라고、初等教材六卷（国語中卷、算術上中卷 理科上卷 国史上卷、啓蒙読本）을畫夜로催促하야印刷시킨 中総文化部員諸君의積極的健闘는稱讃할일이었다。

지금 在日本朝鮮人聯盟에서 문화부에 대하여 文化部의責任者인 全国文化部長이오늘이곳에 모이게된것은매우기쁜일이자 또한 重要한우리의事業進行을討議하게된것이다。나만全国地方本部全文化部長이 遠路에서 오신여러분들에게모일라고、初等教材六卷（国語中卷、算術上中卷 理科上卷 国史上卷、啓蒙読本）을畫夜로催促하야印刷시킨 中総文化部員諸君의積極的健闘는稱讃할일이었다。

그러나 昨年八月十五日우리는解放되고、自由를얻게되여 이것이 政治、経済方面에도 큰 힘있게움직이기 시작하였다。더욱 在日同胞의모든것을責任맡은 朝聯의文化運動은大端히活発하였다。全日本에 여러곳에 支部가 設置되고 学院이있고、또中総에서発行한 教材는 本国에서도아직이만큼 한것을発行하지못하고있는 現状에 비하여는 참으로 훌륭한일이라고본다。그러나우리는 여기에서満足할것이아니라 앞으로 積極的으로文化運動을展開하여야할것이다。現在 最初에在留同胞의教育은二百四、五十萬이라고하였으나 이同胞中에不良한行動을하는者가 나온다는것은우리로서참으로悲痛히여기는바이나 그것은 이있는것을生覚할때 우리는 이깨달치못한사람을힘으로눌릴것이아니라 될수있는대로가르키고指導하여야한다。앞으로 온이자리에모인여러분에있다。그러한 会合의義務는重大하다。 그러한責任을갖인여러분이 胆襟을열고 堅固된国民의指導者로서수치되지않을만큼

然々하討議하여주기를바라는바이다。

우리는祖国建設의큰目標를갖이고있으며이会合이祖国建設에큰役割을갖이고있다는것을自覚하고 会議를進行시키기를바라는바이다。」

以上과같은委員長의開会辞가끝난다음前情報部長南浩栄氏부터本国情勢報告가있었다。

本国情勢報告

南浩栄氏

三千萬우리全国胞가期待갖인美蘇共同委員会는無期延期가되고말았다。그原因은어데에있느냐하면在翼파立派美国파蘇聯間의意見가지못한同題에있다。그리하여이決裂의直接動機는共同委員会第五号声明에서出発한것이라고본다。

第五号声明의内容에있어서、모스코바三相会議決議에反対하는団体는非民主主義的입으로臨時政府에参加시키지않게하고모든政党社会団体에対하야、共同委員会를妨害하기시작한것이다。

美国편에서는三相会議를支持하고않하는것은朝鮮人의自由라고声明하였다。結局三相会議를支持하지않으면아니되게되자信託統治反対를唯一의宣伝材料로하여온反動団体에큰危険을주게되니그네들은모-든策動을다하야、共同委員会를妨害하기시작한것이다。

第七号声明에는어느程度쏘聯이讓步하였다는것같고信託統治反対는朝鮮사람의自由며、朝鮮사람의自由主張을無視하는안는것같이보이었으나、共同委員会는우리가期待하는아무成果도없이決裂하고말았다。

그러면本国의現状은어떠한가。北鮮은人民이樹立한人民共和国이그대로쏘聯軍의支持를받어人民共和政治가施行되고있으나南鮮에서는軍政이施行되여彈圧의口実은敵産을接収했다든가人民委員会를支持했다든가에있다。反動分子를処置했다든가改革令이施行되여土地分配가実施되고있으나、南鮮에는

저 이다 、 또 이 本 國 의 서 울 에 서 는 一 年 에 大 概 二 三 次 式 은 春 秋 二 季 에 開 催 하 는 데 、 이 때 에 는 各 地 方 에 서 모 여 드 는 사 람 들 로 因 하 야 都 會 가 一 時 的 으 로 膨 脹 하 야 지 고 、 또 는 各 種 의 興 行 團 이 나 露 店 商 들 이 모 여 드 는 關 係 로 써 一 層 더 繁 華 하 여 지 는 것 이 普 通 이 다 。 그 러 나 平 壤 은 이 와 는 反 對 로 이 때 가 되 면 一 般 으 로 旅 客 이 줄 어 지 고 、 商 業 이 不 振 하 야

於가 實施되었기에、 果利輩의 策動할餘地가 없고 比較的 食糧만 갖이고 있으면 生活할 수 있고 또한 가지말 할것은 本国特派員의 中間報告에 依하면은 日本 서도 아직 同胞의 団体가 釜山、大邱、光州、木浦、大田、 서울等을 中心으로 十四団体나 結成되여 있으나 그가운데 良心的인 民主主義団体는 不可二団体에 지나지 않고 其他全部가 反動的이라고 한다。 反動的이라함은 朝鮮사람으로써 거러나갈 方向을 모르고 있는 者를 말하는 것이다。 権力把握에 熱中하고 있는 者들은 祖国建設의 礎石이 되리라는 마음보다 담 도라간 사람들 가운데에는、 祖国解放後 제일 처음에 빨리 서 日本人財産을 自己손에 빼앗을라고 하는 慾心많은 사람이 있어 이 者들때문에 経済的으로 大混乱을 이루키었고 또한 놈들을 한데 뭉쳐 反動的 軍人 警察官 憲兵 等으로 組織한 테로団을 만들어 故郷을 떠날때는 純真하고 진실한 民衆들을 속이어 日本内에서 生活態度가 一変하야 일을 않하는 것은 물론 심지어 日本軍国主義를 찬양하는 商人이 있다。

過去에 된 사람이 많다한다。

自由愛国者들이 日本에서 帰国한 同胞의 大部分이 보여 있는 것을 보고 그 말에 하든 反動団体가 日本에서 帰国한 同胞들이 生活土台가 없어서 困難을 받고 結局 日本에서 帰国하는 同胞들이 生活土台가 없어서 困難을 받고 結局 미장사 나시작한다는 것에 何等 할 点도 없으나 그것이 一々히 祖国建設의 妨害가 된다는 것을 우리는 깊이 生覚하여야 할 것이다。

南氏의 이와 같은 報告가 끝나자 우렁차게 拍手소리가 나고 出席者一同은 우리가 할일을 다시 깊이 自覚한 것 같이 보였다。 다음 期間中 總的報告에 들어가 總務部次長 李 氏도 在日同胞의 動向에 아직 가지 憂慮할 点이 많다는 것을 強調하였다。

朝聯活動의 總括的報告

總務部次長

解放以後 今日까지의 在日同胞의 行動을 冷靜히 反省할때 再検討할点이 많다는 것을 切実히 느끼는 바이다。 우리가 民主

主義의原則을充分히認識하고
그대로 繼續한다면 結局우리建
國運動의思想的指導라는큰責任을갖인文化部長崔民士는當然
에極烈히活動하야 모든實踐에있어서 참다운式典을거
하여주심을바란다。여러분도
米ソ共同委員会는中止가되고
우리나라完全獨立의앞길에는
구름이싸여있다 이번中央委
政府促成人民大会는 六、二〇萬歲事件記念日을期하야北海道
에서九州까지地域別로十個所에모여서開催하게되었으나 여
기에서 우리가特히提議할点은
一、解放前의日本帝国主義의惡惡을指摘할것
우리를解放시켜준聯合国에対한感謝를表示할것
三相会議의決議와米ソ共同委員会五号声明을支持하며
米ソ共同委員会再開를要望할것。이세가지고、우리의쓰로간
一、朝鮮完全自主独立萬歲、一、朝鮮民主臨時政府樹立萬歲

一、우리는民主主義民族戰線旗빨밑으로、의세가지다。
다음活動報告에드러가
면저이번中央委員会에서中總常務委員이될것을報告한다
第二回臨時大会를 곳開催로朝鮮建國促成
本國情勢와步調를마추어民主主義団体와協力하야活動을展開
하고있으나
四月十日計画輸送의再開와同時에 여러가지問題가따라이나게
되었다。
지난第二回臨時大会에서金天海、金正炯氏以下本国特派員十
一名이決定되어、先発隊로金正炯氏以下六名이四月十四日出
発하여 各方面에活動中인데日前에中国報告가도러왔다。
計画輸送은三月十八日의登錄의結果八十餘萬名의在留同胞中
五十三萬名이帰国을希望하였다。그리하야每日四十名씩輸送
하기로計画하였으나 登錄調査에는帰国하는期限을定하
지않고 実然한帰国意志의調査였기에大部分이希望한것이나

마、帰国하는 사람의 経済問題가 解決되지 않고 家産을 마음대로 갖어갈 수 없는 만큼 帰国希望者는 적어져 每日帰国하는 사람은 平均 数百名에 지나지 않는다。 中総에서도 이 対策을 司令部와 交渉하고 있으나、外部에서는 聯盟이 輸送을 妨害한다는 批評이 있다。 그러나 聯盟에서는 오히려 帰国을 宣傳하고 있다。 또한 本国陸上輸送力이 不足하야、貨物託送이 中止되고 있다。 또 釜山에 고레라 가 発生하야 検疫이 未了하고 있다。

労働問題에 있어서는 最近의 傾向은 特히 日本官庁当局에서 労働闘争에 많은 干渉을 하고 있다。 어떠한 地方에서는、不当要求라는 名詞밑에 進駐軍으로하야금、이에 干渉하게 하고 있는 곳도 있다。 또 会社쪽도 統制組合은 勿論 새로운 労働組合을 가지라도 自己편에 끄러가지고 民族心理를 利用한 共同対抗의 方式을 取하기 시작하고 있다。 이 命을 発布하야、朝鮮人에 対한 意識的 弾圧을 開始하였기 때문에 日本政府内務省에서는 緊急取締対策을 討議한 結果 反駁文을 発送하야 이를 抗議하였다。 또 日本政府는 総督府에 対하야 責任한 数字를 물으고 있다。 中総에서는 厚生省에 対하야 正確한 数字의 調査를 要求하였다。

그리고 五月二十五日까지 中総、労働部에 報告된 労働争議의 解決件数는

中総에서 解決한 分 二千件 参加人員 五五一名 獲得金額 五九二八二二円
地方에서 解決한 分 一六八件 二七七九二名 一六七二七九二円
에 達하고 있으나、이 報告以外에도 相当한 解決件数가 있으리라고 본다。 또 이에 대한 地方에서는 金額대신 物資(쌀、衣服、地下足袋等)를 獲得한 곳도 있다。

政治面에서는 反動内閣打倒 人民大会에 朝聯으로써도 参加하여 日日 三月二十日運輸省에서 朝鮮人取締強化를 公文으로써 発表하고、三月二十六日内務省에서 그 理由는、世上에 発表하고、또進歩党公認候補者의 一人이 朝鮮満洲再侵略을 宣言함에도 不拘하고 日本政府는 이에 対하야를 르는 체하고 있었다。 即고네는 過去의 帝国

主義的侵略態度를 아직 그대로 가지고 있으며 機会만 있으면 朝鮮人을 彈圧하려고 한다。 이러한 反動的 强圧手段에 우리가 힘껏 싸우지 않는다면 다시 살수 없게 될것이다。 그러한 意味에서 우리는 人民大会에 參加한것이며、또、우리가 萬国의 平和를 願하고 사랑하는 만큼 또 우리의 大部分이 勞働者고 失業者인 만큼 메이데이 人民大会에도 參加하였다。 그리고 마침 司令部와、極東委員会에 우리의 人權을 保護하여 달라는 請願書를 提出하였다。

外務部에서는 三月二十五日 朝鮮軍政廳에서 出張하여온 聯合軍係官과 計画輸送에 對하야 相議하야 歸国着의 歸国以後의 生活保護를 할것

1. 本国에 後聯盟에 保管한 財産으로 生活을 할수 있게 하여 줄것
2. 在日同胞의 生産施設을 本国에 가지고 가게 할것
3. 이에 對하야 軍政廳係官도 全面的으로 同意하였다。

이에 對하야 마 司令部에서는 朝鮮人所有私有財産은 아직 聯合国도 日本에서 賠償物을 받은 後에 가게 한다고 言明하였다。

朝鮮組織을强化하고同化向上을図謀하여遊說隊를設置하
여 地域別로遊說할것을決議

9. 各地方本部連絡의件 每月十五 三十日의二回事業有無를不拘
各地方에서는 每日十五 三十日의二回事業有無를不拘
하고中央에報告할것

8. 思想教育問題의件
日本帝国主義侵略的教育에서一日이라도速하退学시키기
爲하여完全한兒童教育機関을設置할것

7. 雄辯大会開催의件
中央總本部의全国雄辯大会準備事業으로各地方에서個別
로雄辯大会를開催하고 그中優秀者二名을選出하여 原
稿內容을報告하고 後日指示에依하여派遣할것

10. 各文化団体対策
現在東京에族出하는文化団体는 그를檢討할餘地가있스
니現在窮附行爲基金募集行動에対하여서는聯盟으로써는

應함은必要가 없음
但個人資格으로써應함은無妨함

以上열가의決議中 1. 한글普及運動과 2. 歷史啓蒙運動은地
域的으로는活潑히展開하고있는곳도있스나 全国的으로볼때
아직微弱하다고볼수밖에없다。 3. 朝鮮学院設置件은三月五日
兩学式을擧行하고 翰聯会館에서三月十一日부터開学하였다。
全国에서推薦을받은学生六十餘名으로써 講義가継続
되어여러가지不便과不足을克服하며 지난五月十三日에第
一期生의卒業式을擧行하였다。 우리가이곳에서又省
할點은 各地方에서應募하는態度가 너무나消極的이고 全
国的으로볼때 各地方이階段이라는것은遺憾이다。
그리고五月十五日에는第二期生의入學試驗을執行하였스나
当日에參席한志願者가不可十餘名에不過하였다는것을볼
때 各地方指導者의誠意가疑問된다。現在学生数는四十余名
으로講義를継続하고있스나 우리는좀더青年養成에関心을갖
이며積極的으로 協力하여야할것이다。

4、月刊雑誌「朝聯文化」라 하야 四月에 創刊号를 発刊하였스나 原稿難과 活字印刷能力의 不足으로 많은 苦痛을 겪기면서 謄写印刷로 하였스나 技術問題로 日本人職工의 손은로 되기에 誤字脫字가 많은 것은 遺憾이다。 其後常務委員会에서 青年部에서 発行하는 朝聯青年은 使命이 많으나 朝聯文化와 朝聯文化의 発刊에 큰 意義가 있기 때문에 継続発刊할 予定이다。

5、婦人運動 (其後) 婦人運動에 関한 件은 婦女部에서 展開하야 왔다。

6、遊説隊設置 遊説隊設置는 人才不足으로 活動한 것은 不可能한 地方에 지나지 않는다。

7、連絡 連絡의 件은 지금 一箇所도 없다。

8、児童教育問題 児童教育問題는 現在全国에 数百의 提案하는 바이다。

9、雄弁大会 雄弁大会의 件은 地方에서 雄弁家를 送出하야 보내주지 않아서 아직 開催를 못하고 있는 現状이다。

10、映画課 映画課에서는 朝聯뉴-쓰-, 二、三号를 完成하여 公開하고 있스며, 四号가 数日後에 完成되고 現在五号를 編輯中이나 映画問題는 民衆映画社가 設立되기되여 映画課는 全部 그쪽으로 옴기게 되여 있다。 또 遺憾스러운일은 朝聯뉴-쓰-, 二、三号가 極東映画社에 入手되어 本国内에서 反動的으로 利用당하고 있다는 것이다。 本国特派員이 이를 発見하야 至今上演中止를 命하였다。

11、慰安大会 慰安大会를 開催하야 二日三日 神田共立講堂에서 同胞慰安大会를 開催하야 成果를 얻고, 이날의 成果에 依하야 各地方에서 慰安隊를 보내게 된 것이다。

12、遊説隊 遊説隊를 同行시켜 組織强化와 各地方에 派遣하는 同時에 落家運動에 큰 役割을 하리라는 生覚으로 慰安隊를 派遣하였으나 適当한 人員의 不足으로 落家運動에는 아무 힘이

되지않고 다만 慰安에 어느程度効果가 있었을뿐이었다. 또
地方本部에서도 大衆의모임을 効果的으로利用하지못하고여러
가지批評이많기때문에 巡廻音樂隊를 中總에서는正式으로解
散시키고 새次 格蒙活動도能히 할만한優秀한芸術家로써
音樂隊를再組織할意向을갖이고있다. 따라서現在는中總의直
屬慰安隊는全然없고 地方에돌아다닌기는樂隊는 純然한宮利
団体에지나지않는다.

그리고文化部안에 学術研究会가있어서数次研究発表会도있었
으나三月中旬中心되던活躍하든동무가帰国하고 또今은活動
을中止하고있다.

今番에 여러분앞에돌린 初等教材의 発刊인데 이것은 原稿를作
成하고 教材는文化部안에 教材編纂委員会를結成하여 全部完
了한後에 印刷에 着手하려고한다. 予定은四月中에 全部刊行할計画이었으나
여러가지難関이많고 또 他出版에있어서 実地로일을시작하여보니
여러분에돌린書籍一覧表에나온바와같이 朝鮮資料集、外国資
料集、朝鮮古典美術品의複製等三十餘種에達한다. 그런데 栃木縣에、金玉
또한가지 朝鮮古典美術品의奪還은計画을세우고있으나 역
시人手의不足으로実践은못하고있어, 先生이가지고온古典이많아
均先生이帯在한곳이있어, 栃木
縣本部의努力으로 이것을全部가져오게되어우선토락크一台
를運搬하고는데 始初의交渉이神士的이었음에도不拘하고五
그집(須永라고한다)家族의한사람이 「만」 司令部에関係가
있는것을다행으로무슨말로 共同委員会에서解決하게되었는지 司令部에서干
渉하게되어 칠렵이라고본다.

各地方에서도이러한面을充実히調査하야 対策을세우며報告

中·理科上·国史上·啓蒙読本)이나発刊되었다는것은、社
한일이라고할수있고 이일의進行에있어서 編輯에李珍昱、印
刷에槇宜沫両君의献身的努力이큰힘이되어있다는것을報告한
다. 其他出版에있어서
여러분에돌린書籍一覧表에나온바와같이朝鮮資料集、外国資
料集、朝鮮古典美術品의複製等三十餘種에達한다.
또한가지 朝鮮古典美術品의奪還은計画을세우고있으나 역
시人手의不足으로実践은못하고있다. 그런데栃木縣에、金玉
均先生이가지고온古典이많아, 栃木
縣本部의努力으로 이것을全部가져오게되어우선토락크一台
를運搬하고는데 始初의交渉이神士的이었음에도不拘하五
그집(須永라고한다)家族의한사람이 「만」 司令部에関係가
있는것을다행으로무슨말로 共同委員会에서干
渉하게되어 칠렵이라고본다. 司令部에서解決하게되었는지
各地方에서도이러한面을充実히調査하야 対策을세우며報告

하여주기를바란다。

最後에우리가늣기는바는、朝鮮全体의活動中心이 歸國同胞의保護와 同胞의財産保護問題에 있었으나 本國의措置를 볼때歸國同胞數는漸々적어가고、그냥나머있게되는同胞가相当히많다는것을生覺할때、이제부터는文化活動이中心이되어야할것이고文化部가主動的으로在留同胞를 끌고나가야한다는 것이라한다。中總文化部에서는 이러한犯員을갓었으나、무슨일을하든지難関은感或問題다。 教材出版其他에予約金募集또는 其他方法으로努力하여왔으나 予定의十分之一도못하였다는 것을告白아니할수없다結局 地方本部文化部의責任을갓인 것이모ㅣ든問題의解決에 積極的으로 活動을展開하여 여러분이모ㅣ든問題의解決에 주시기를바라는바이다。

以上과같은經過報告가끝난다음 地方報告에들어갓으나、時間의関係로一々허各地方의說明을 다들을수없게되어 中總本部에서通牒을発行한調査事項報告는省略하고、全国的으로発表하여달라고 議長金秉昨氏께서

말이있었다。

이어서阜縣文化部長発言을要求하였다。

中總에서는月刊雜誌를꼭내야할것이고、会報는日報가되기를 願한다。学校数는現在十四校고、校舍는日本国民学校를빌여쓰고있다。教材不足이큰難関인데中總에서見本만보내주면岐阜縣에서 印刷를交渉하겠다。

이같이하야그것은特殊事情이아니오 소리가 二三次들리게되고 議長역시그것은中總과直接打合하면解決될것이다。말하자면阜縣代表도 이를納得하고、다음東京本部文化部長이発言하야 学芸会의說明이있었다。

特殊事情은 東京本部에서는管內朝鮮学院聯合学芸会를開催하였다。場所는神田共立講堂이었는데 그날出席한사람은兒童이二千名、学父兄이三千名、푸로그람은四十八이나되여 入場을못한사람도 相当히많았다。

審査委員이 그內容을審査하야優秀한種目에賞品을주었다。

議長은 그것도 全國에 發表를 要하는 特殊事情은 아닙니다。그러면 다른 地方에 무슨 特殊報告가 있습니까」하고 물었으나 發言을 要求하는 사람이 없어 다음 討議事項으로 들어갔다。

그때마다 各 數心을 準備가 되어 議長은 休會를 宣言、數心을 그자리에서 먹고 暫間休息한 後、議長은 다시 開會를 宣言、中總文化部의 提案을 討議를 開始하였다。

討議事項

中總文化部提案

1、出版書籍의 末端配布機構의 件

ㄱ、中總議案文

ㅅ、中總文化部內에 出版物의 發送販売部를 두고 中總의 出版物은 이곳에서 一括하야 專門的으로 取扱하고

ㅇ、地方各縣本部文化部에도 出版物의 發送販売를 專門的으로 取扱하는 責任者를 둠

3、中總文化部에서 各地方在留同胞數에 따라 決定한 發送部數에 依하야 各地方本部에 介송하야 巡回하야 巡回하야 處理를 要함

4、特히 그에 留意하기를 바란다。

ㄴ、議案說明 文化部長 李相卨氏

現在 아직 中總倉庫에는 出版物이 있다。現時代에 必要한 여러가지 資料를 가지고 있으면서 各地方本部가 文化活動을 等閑視하고 있는 點에 遺憾을 느끼지 않을 수 없다。이러한 資料를 消化시키는 것이 末端組織의 한가지 强化手段이라고 볼 수 있으며 그것이 또한 啓蒙運動이다。中總에서는 發送販売係를 두어 專的으로 發送販売를 取扱하고、啓蒙될만한 優秀한 書籍(旧本出版物이라도 民主主義書籍)을 많이 取扱할 生覺이다。各地方本部에서도 專門的 責任者를 두고 書籍販売와 發送에 힘쓰기 바란다。그리고 各地方에서는 人口數와 文化狀態를 生覺하야 正確한 數字를 報告하라。그리고 本部와 支部의

連絡을 더욱緊密히 하여야한다。새로發刊하는 어린이通信配布는 學院을通하야 强化할必要가 있다。

(二) 討議

石川縣代表發言 「交通網關係其他를生覺할때 될수있는대로 出版物은中總에서各支部로直接發送하는것이 었덧나」

愛知縣代表 「支部、分会에 直送하는것보다、本部에一括發送하는것이좋다」

三多摩代表 「組織体의活動에있어서 이것은嚴密히檢討하여야한다。반드시地方本部에서 다시各支部또는分会에再配布하여야한다」

岡山代表 「原則的으로는地方本部에發送하는것이좋으나、効果的으로는各支部에直送하는것이좋다。地方에서는本部와 支部連絡이不充分하고誠意없는곳이 많다」

山形代表 「그意見은저미었다고生覺한다。九月三十日까지에 計画輸送이一段落되나 其後에下部支部分会의改組織이 있어야할것이다。現在의下部組織은過渡期의臨時組織이라

고볼수있다、現在의支部에 九月三十日以後도出版物같은것 을發送한다는것은여러가지面에弊害가생길것이다。그러니 까모든計画은九月三十日以後를生覺하고세워야한다」

愛知縣代表 「九月三十日은問題가아니다」

兵庫縣代表 「作年十一月부터学院을開講하였으나 教材와教師陣은 中總에서 도아즐이라고믿고있었다。그러나아직 까지教材가開講하나오지않고 支部分会한데 많은批評과 非難을받고있다、文化部는現在信用을잃고있다。輸送其他에 対하여討議할点이많다」

議長 「問題는두가지다。 地方本部에보내는가 또는支部에直接보내는것이 좋겠는가」

廣島代表 「代金問題가関聯되는만큼本部가責任을갖어야한다」

愛知代表 「提案은아니나効果的方法을取하라」

靜岡代表 「地方形便에따라 本部에보내든지 或은支部에보내든지하는것이좋다」

埼玉 「縣本部에責任이있다。効果云々과連絡云々을말하는것

回
義民山一은 一名 「忠義出版會」로 「各地支部에서 直送하는 書籍은 地方本部에서 直送하고 支部는 本部에 對한 責任을 負擔하지 않는 方針이므로 本部에서 一括 配布할 關係로 支部는 本部에 對한 義務를 負擔하지 않는 것이 原則이나 實際에 있어서는 支部에서도 配布를 하고 있다。

7. 그 外 原稿 收集 및 編輯에 關한 事務는 本部에서 擔當하고 있다。

8. 出版物의 種類 및 數量

出版物은 單行本과 定期刊行物로 區分하여 單行本은 年間 約 二十種 內外를 發行하고 定期刊行物은 月刊 雜誌 「忠義」 一種을 發行하고 있다。

9. 出版物의 配布

出版物은 會員에게 無償으로 配布하고 있다。

10. 出版費

出版費는 會費 및 寄附金으로 充當하고 있다。

11. 出版費 豫算

出版費 豫算은 一定한 標準이 없이 그때그때 必要에 應하여 編成하고 있다。

12. 出版物 販賣 및 代金 收納

出版物은 販賣하지 않으므로 代金 收納은 없다。

13. 出版物 發送

出版物은 會員에게 發送하고 있다。

14. 出版物 保管

出版物은 本部에서 保管하고 있다。

15. 出版物 廣告

出版物은 廣告하지 않고 있다。

16. 出版物 交換

出版物은 交換하지 않고 있다。

17. 出版物 寄贈

出版物은 寄贈하지 않고 있다。

18. 出版物 納本

出版物은 納本하지 않고 있다。

19. 出版物 檢閱

出版物은 檢閱을 받지 않고 있다。

20. 出版物 現況

出版物은 現在 다음과 같다。

(一) 單行本

(二) 定期刊行物

忠義 月刊 一種

21. 出版物 豫定

出版物은 豫定하지 않고 있다。

22. 出版物 目錄

出版物은 目錄을 作成하지 않고 있다。

23. 出版物 統計

出版物은 統計를 作成하지 않고 있다。

24. 出版物 其他

出版物은 其他 特記할 事項이 없다。

ㄴ

議案說明 文化部長

頭痛거리는 財政問題인데 出版物에 對한 財政割当이 저다。

그럼으로出版은 總本部財政에期待하지않고、獨自的으로

할生覺이나、이에對하야地方에서는出版物의予約金을

보내주기를바란다。이제까지나온 敎材七種도、大阪과京

庫에서 四十萬內의先金을받어온德訳이다。이러한問

題는 不可能이며、結局各地方本部가 責任을지고이에協力하여야할것이다。出版을完成

시키자면財政의解決이先決問題고 辭典과어린이通信発

行에는 巽大한困難이있으나 이事業은完成시켜作定이다。

그리고地方文化部에도自力으로써活動基金을갖게코롬

出版物의定価의五分를地方本部文化部基金으로돌이게할

生覺이다。

ㄷ

討論

山梨縣代表 「文化部의基金은 人民大会其他의適当한곳

에서宣伝하야 다른方法으로獲得하는것이좋다。配布

網이아직微弱한마큼 先金主義에는 여러가지弊害가

있으리라고본다。될수있으면配布하기前에見本을보낼

것이고、또地方本部에手数料같은基金을分割한다면

적어도一割은주어야할것이다。

愛知縣 「見本의말은 당치않다。우리는出版物配布에

많은費用을쓰고 또損害가있드래도活動하여야할것이

며 効果的으로協力하여야한다。그러나実地에있

어서 代金이절모이지않는것이問題다。그러니까必要

部数의正確한数字를알기爲하야 部員이支部에出張하

여야한다」

大分縣 「見本은必要없으나 出版書籍目錄을보내라。代

金一割은決定多数에의해서 全部를 必須로하는것이좋

格을必須로하는것이좋다」

熊本縣 「지금見本問題와割合問題가 있다。그러면多数決로

決定하자」

議長의発言으로 一応休憩、 絶対多数로原案이可決

되었다.

3. 各縣本部文化部活動報告書每月一回 必行할件

一. 原案 文化部活動報告書 (様式案)

一九四六年 月 日

縣本部文化部長

千葉文化部長殿

一. 縣本部管內全體의 在留同胞現狀의 概略

一. 文化部의 具体的活動內容

一. 管內學院의 現狀과 그 在籍兒童數와 그 教習成果

一. 管內에서 開催한 文化的集会 또는 各種運動(講習会、演劇、映画、研究会等)의 日時와 內容과 成果

一. 管內에서 配布한 書籍數와 그 反響

一. 今後文化活動의 具体的方針과 要望事項

一. 其他

以上 事項을 具体的으로 明確히 報告하며 必要에 따라 正確한 統計數字와 統計表를 添加하여 주십시요

附記. 報告様式은 後日에 檢討하야 一定한 書式을 보내겠으나 当分間 以上의 內容으로 每月一回式 반드시 報告하여 주십시요

二. 議案說明

議長의 簡単한 說明을 附加하야 이 報告가 充実치 못하면 事業進行에 큰 躊躇가 있고, 組織活動이 分散되어 中總과 各地方本部 또 各支部와의 緊密한 連絡을 가질 수 없게 되니 今後로는 徹底히 報告書類를 提出하라는 말이 있었고, 全員이 이에 対하야 別로 意見도 없어 다음 議案에 들어갔다.

4. 原稿를 積極的으로 提出할件

하이 없다。

二、組織

全國中央總本部（文化部）（社會事業部、宗教部、師範部、團體部）

- 各縣本部（文化部）（講師講習會）
  - 各地方支部（文化部）
    - 初等學院
    - 青年書習會、讀書會
    - 婦人講習會、座談會
  - 各地方支部（文化部）
    - 初等學院
    - 青年講習會、讀書會
    - 婦人講習會、座談會
- 各縣本部（文化部）（講師講習會）
  - 各地方支部（文化部）
    - 初等學院
    - 青年講習會、讀書會
    - 婦人講習會、座談會
  - 各地方支部（文化部）
    - 初等學院
    - 青年講習會、讀書會
    - 婦人講習會、座談會

三、組織系統表（別紙）

四、各地青年訓練運動實施大綱

三、初等学院設置運営의件

(1) 初等学院은各県本部또는各地方支部가中心으로此를設置함

(2) 初等学院生徒는年令七又以上의児童이未就学児童을義務的으로收容함

(3) 学級은学力、年令、校舎設備等에따라適当히定함
例하면從来의一、二学年程度를一級、三、四学年을二級、五、大学年을三級으로하고이런이不可能할때에는一、二、三学年을一級、四、五、六学年을二級、또는国語만은共通必須科目으로하고其他科目은学力에따라一級을二、三段階로区分하야가르치지로함

(4) 教授科目은本国의그것을参照하야基本科目을公民、国語、算術、歴史、理科、地理、音楽、美術로하고、裁縫体操其他科目은可及的으로時間的余裕를줄수施하기로함

(5) 受講時間은每日三時間以上五時間以内로하고、一時間을

四十五分単位로하고十五分間休息時間을둠

(6) 每週二回以上公民時間을三、五、이時間은生徒自身自主的로計劃、開催하기로함、先生은傍観、助言하기에끝함

(7) 学院은一年을三期로나누고九月一日을一学期、十二月一日을二学期、三月一日을三学期로定함

(8) 学院은一年에一回以上運動会、学芸会、遠足等行事를함

(9) 学院의維持管理는朝聯各県本部와地方支部의負担으로하고地区有志의寄附와学父兄의還重하지않은維持費로써担当함

三、青年講習会、読書会及婦人講習会、座談会設置運営에関한件

(1) 青年이갖는重大使命과婦人의社会的地位에対한認識을꾀하기爲하야朝聯各下部組織(各地方支部를中心으로)

에서는、時急히 青年과 婦女에 対한 啓蒙運動을 組織的으로 展開시킬것

(오) 青年에 対한 啓蒙組織体의 名稱은 青年講習会또는 読書会라 부르고、婦女에 対한 啓蒙組織体는 婦人講習会、婦人座談会라 부르기로 함

(3) 前項의 各各 組織体는、在留同胞가 集団的으로 居住할 이상는 곳 또는 職場으로 利用하야 設置하기로 함

(4) 青年、婦人講習会의 受講年令은 各十五才以上으로 함、

(5) 教授科目은 現在々留同胞가 職場 가지고 있지못하므로 青年은 主로 政治啓蒙에 重点을 둘、婦女는 時局解説과 世界婦人의 動向 家庭生活의 科学化等의 中心을 둠、

(6) 講習의 終了된 講習生中 有能한 者는 潮聯 青年部 婦女部 組織内에 吸收 積極的活動을 꾀할것

(7) 開講時間은 受講者의 時間的便宜를 참작하야 晝間이든 夜間이든 二部教授도 実施하기로 함、

(8) 講師는 地方에 居住하는 進歩的思想家 또는 潮聯幹部로 이를 充当함、

(9) 講習会、読書会、座談会의 講習期間은 可及的으로 短期間으로 하고 大体로 三個月을 標準으로 하되、但各其境遇에 따라 伸縮은 自由로 함、또、講習日数는 每日이 不可能할 때는 週二回以上으로 定함

(10) 講習会의 維持、管理는 各縣本部와 地方分会가 負担하고、有志의 寄附金과 受講者에 対한 実費로 担当함、但如何한 境遇를 不問하고 講習会의 営利的経営은 此를 認定하지 않음

議案説明

文化部次長 李珍珪氏

어린이 教育이 重点이고、充実한 学院을 맨드는 것이 要点이다。現在八十萬의 在留同胞中十%以上이 文盲인데 이 文盲인 同胞들에게 어떻게 하면 才르칠 수 있는가 이것이 가장 問題다。 이것은 出版하고 그만이면 안된 것이고、末端에까지 親切히 알려주고、理解하도록 하여야 할것이며 많은 先生을 養成하여야 한다。

原案이 전혀 없는 것은 아니나 그 書類는 故로 文化部 次長이 責任하고

또 文化部 次長이 自身이 作成한 것이 아니고 部內 各局의 意見을 綜合하여 作成한 것이 있다。 그 意見은 國文을 廢止하고 日本語를 採用하자는 것이 아니고 國文을 存置하고 日本語를 採用하자는 것이 있다。 그 意見은 國文을 廢止하자는 것이 아니고 國文을 存置하고 日本語를 採用하자는 것이 있다。 그 意見은 國文을 廢止하자는 것이 아니고 國文을 存置하고 日本語를 採用하자는 것이 있다。

結論

以上 說明한 바와 같이 文化部 次長이 作成한 것은 아니고 文化部 內 各局의 意見을 綜合하여 作成한 것이 있다。 그 意見은 國文을 廢止하자는 것이 아니고 國文을 存置하고 日本語를 採用하자는 것이 있다。 그 意見은 國文을 廢止하자는 것이 아니고 國文을 存置하고 日本語를 採用하자는 것이 있다。

東京이 지금 「크게 웃을 것을 믿고 있다」

東京「日本語를 採用하자는 意見이 있다」

東京「國文을 廢止하자는 意見이 있다」

東京「國文을 存置하고 日本語를 採用하자는 意見이 있다」

東京「國文을 廢止하고 日本語를 採用

번쓰면 五十錢罰金을 내기로하였더니 效果가많았다。遊說隊를地方에많이派遣하기를바란다。朝鮮學院에도入学하고싶다는青年이있으나 試驗을한다하기에 落第하면수치될가念慮하야志願을못하고있다」(笑声)

山梨「公的席上에서는国語를쓴다。家庭에서国語를쓰라고注意할必要도없다」

東京「朝鮮이야기冊과좀재미있는冊을中總에서出版하라」

文化部次長「어린이通信은児童과家庭과朝鮮의連絡機関이될것이다。재미있는이야기도많이실을作定이다。또이야기冊도出版하겠다」

埼玉「教授方法에있어서 늘때의教育에힘을써야한다。即趣味있는教育을시켜라。그러면한意味로써趣味的으로바가투 결은것이좋지않을가。그리고제일늦기는것은教師가方言을쓰는点이다。標準語를쓰게하라」

文化部次長「方言때문에많은困難이있다。初等教材는全部標準語다。発言에있어서自身이。으와이와의의区別을明確히하여야한다」

山梨「唱歌集、童謡集이必要하다。특히歌로써가르치면方言이라도標準語를잘배울수있다」

文化部次長「情緒教育에中心이있다。中總에서도編纂하고있다。童謡集第一輯은近日에나온다」

議長「朝鮮에서는車안에서日語를쓰면日本에서왔다고警視하다하고있다」

国語教育에関하야 이러한活発한討議가있어 더욱徹底한活動을하자고決議하였다。

8. 科學知識啓蒙과情緒教育(原案説明(原案書類는없었다)) 文化部長「現在日本에있어서朝鮮사람이経営하고있는工場은아조적으나이제무리나라에科学技術의発達을爲하야国家가모든犠

社會共受社會結果이며、全国民에게義務的으로技術敎育을시킨까닭이다。그리하야大量의技術幹部가養成되여 農業国이었든쓰루메이短期間內에工業国으로転換된것은여러가지統計에明確히나타나고있다。우리自身을冷靜히反省할때우리는技術的으로도日本의종속이되어있었다는것을自覺한다。우리는科学技術을積極的으로배워야할것인데、解放後今日까지何等의成果가없다는것은、우리가具体的方針을갖이지않었다는것이다。大阪、神戸같이큰工場을가지고있는同胞는積極的으로우리同胞子弟를여서技術敎育을시킬必要가있다。또倩諸敎育에있어서도極民地生活、被圧迫民族의残滓를버서나서우리社会부터에날의貴族文化、特権階級文化를一掃하여야한다。그때문에어린이부터明朗하게敎育시켜야할것이며、建設的、創造的精神을涵養시켜야할것이다。지금北朝鮮에서는金日成將軍을稱讚하는童謠가兒童들손으로自発的으로創作되어아희들은自発的으로불으고있다。

우리는이科学敎育에모-든研究를다하여야할것이며、朝鮮에서들어온새로운材料가있다면積極的으로使用하는것이좋다。

討議

山梨縣代表「鉄道技術者養成問題는어떻게되었는가」

文化部長「労働部에서그問題를取扱하고있다」

兵庫「科学技術敎育은제일急한問題이니、다늣기는바이다。지금說明은너머抽象的이니까좀具体的方針을說明하라。」

文化部次長「方法으로써理論的指導와実踐的指導가있다。먼저家庭生活을科学的으로指導하여야할것인데、問題는自覚을가진指導者가必要하다。日本은戰爭時에小学校卒業生을六ヶ月間工場에서基本的科学敎育을한結果相当한効果가있었다。中學에서도科学의基本的敎材를가지고있다」

議長「우리나라는、自然科学、社会科学이다。뒤떠러져있다한다。우리는이科学敎育에모-든研究를다하여야할것이며、朝鮮에서들어온새로운材料가있다면積極的으로使用하는것이좋다。

다。 지금自然科学中의工業科学必要한것은 広汎한科学教育이다。 朝鮮시골에가면 물모가지고 그릇을때우는것가지 要常하다고 朝鮮의民度가科学的으로幼稚하다는것을 말하는것이다。 우리에게可能한限度에있어서 最大能力을 発揮하야 技術을배우자。 그리고 実践함을바란다。 또科学만을偏重하고 情緒教育을無視하는것도 여러가지弊害가있으니 이方面에도 힘을써야할것이다」

広島「実践에있어서 具体的案을 세우기는 어려울것이다。 玩其도科学的으로하여야할것이며 어린이教育에는 科学에재미를갖게 여러가지方法을考案할必要가있다。」

東京「科学과 情緒는 때여서生覺말고、 어린이의娯楽常設機関을設置하는것이좋다」

結局 이案自体가 抽象的임으로 具体的成案은나지않았으나 眞摯한討議가있었다는것은 意義깊은일이나、 一部의参席者는 아무興味도없는것같은 気分이보이었다。

9、新歴史観樹立에関한件

原案 이問題는 大端히重要한問題이며 또根本的問題이다 吾人의人生観乃至世界観을 어떻게 決定하느냐는데에서 이問題의観点도 自然判異하게되는것이다。 그러나오늘은 이会議에있어 또制限된 이時間에있어 到底히 根本的問題를 討議할수는없는것이다。 우리는 이에 다만歴史란것을 一般的으로써 恒常発展과進歩란것을 記録한것으로써 歴史그것을 배우고 그것을正当히傳하지 않으면 안된다。 우리의머리는 이때까지 支配階級의一方的意思로말미암아 多年間悪毒한教育을받어왔기때문에、 다른모든部門에서도例外없이 가차歴史의 이部門에있어서도 우리는思想的侵略을当한것이다。 이들의意見에依하면 世相爭의変遷도 그時代時代의 못個의英雄이 豪傑의爭業으로되여있다。 이러한教育의結果는結局 우리思想的領域에있어 国粋主義的傾向 爭大的自己陶酔과시즘

等으로 發展하고야만다。支配階級의 惡毒한思想
우리는이러하여서는안이된다。民主主義的新朝鮮建設은있을
수없다는것을 알어야한다。歷史는決코 몇個의英雄이나
家傑이 만드는것이아니라 그는時代의生産力의發展程度
에相應하야發展하였다는것을 알어야한다。進步的發展을
좋와하지않는支配階級이自己의地位를固守하기爲하야서는
不可避的으로 搾取의壓迫을强化하지 아니할수없었든것이
다
그럼으로一切의歷史는階級鬪爭의歷史라고말하는것이다。
우리는 이러한觀点에立脚하야歷史를觀察하지않으면안이
된다。

○ 史實은正確을期하여야할것이며 主觀을混合치말것
○ 教材는記憶하기爲한対象物이되어서는안이된다。民主主義
社会国家를樹立하기爲한參考와資料가되여야한다。
○ 正常한歷史의進步와發展의道程을明白히하야 將來의行動

原案의書類는없고、文化部次長이 說明하였다。
이것은各道運動과密接한關係가있다。中心은國文을써야할
것이며大衆自身이 읽고批判하여야한다。그리고모-든運動
은國語가中心이되여야할것이다。이問題는討說明아니하여도
여러분이 잘알으실것이다。

討議

兵庫縣代表 「例를말한다。聯盟의最高幹部가日語를쓴다。
따라서下部가國語通達이되지못한다。公的席上에서絶対로
日語를쓰지않도록 申請에서通牒을내란
文化部長 「現段階에있어서 우리말을使用되지못하는事務所
가많다。이번算術教材上卷에 스ミレ를國語로풀라서 쓰
지않었다는것을告白한다。
이때 크게笑声이 이러났다。
東京「日本語新聞을同胞들이많이내고있으나、아무조록朝鮮
語新聞을發行하도록하라。
慶島「国文을徹底히써야한다。우리事務所에서는 日語를쓴

번쓰면 五十錢罰金을 내기로하였더니 效果가 많았다。遊戲隊를 地方에 많이 派遣하기를 바란다。朝鮮學院에도 入学하고 싶다는 青年이 있으나 試驗을 한다하기에 落第하면 수치될가 念慮하야 志願을 못하고 있다」(笑声)

山梨「公的席上에서는 国語를 쓴다。家庭에서 国語를 잘 쓰는 사람이라도 家庭에서 国語를 쓰라고 注意할 必要가 있다」

東京「朝鮮이야기 冊과 좀 재미있는 冊을 中總에서 出版하라」

文化部次長「어린이 通信은 児童과 家庭과 朝鮮의 連絡機関이 될 것이다。재미있는 이야기도 많이 실을 作定이나 또 이야기 冊도 出版하겠다」

埼玉「教授方法에 있어서 趣味있는 教育을 시켜라。그러한 意味로써 趣味的으로 바가투 가르치는 것은 教師가 方言을 쓰는 点이다。標準語를 쓰게하라」

文化部次長「方言때문에 많은 困難이 있다。初等教材는 全部 標準語다。発言에 있어서 自身이 으와이와의 区別을 明確히 하여야 한다」

山梨「唱歌集、童謡集이 必要하다。그리고 標準語를 잘 배울 수 있다」

文化部次長「情緒教育에 中心이 있다。中總에서도 編纂하고 있다。童謡集第一輯은 近日에 나온다」

議長「朝鮮에서는 車안에서 日語를 쓰면 日本에서 왔다고 警戒하고 있다」

国語教育에 関하야 이러한 発言에 있어서 教員이 深心하여야 할것이며 講師를 派遣하야 徹底한 討議가 있어 더욱 徹底한 活動을 하자고 決議하였다。

8. 科學知識啓蒙과 情緒教育

「原案説明(原案書類는 없었다)」文化部長

現在日本에 있어서 朝鮮사람이 経営하고 있는 工場은 아조 적으나 이제부터의 우리나라에 있어서 朝鮮의 科学技術은 絶対必要하다。科学技術의 発達을 爲하야 国家가 모-든 機

社會生活에 必要한 知識과 技術을 敎育하는 것이 아니며, 全國民에게 義務的으로 技術敎育을 施하는 것이 아니다. 그리하야 大量의 技術幹部가 養成되여 農業國이 工業國으로 轉換된 것은 여러가지 統計에 明確히 나타나고 있다. 우리 自身을 冷靜히 反省할 때 우리는 技術的으로도 日本의 종놈이 되어 있었다는 것을 自覺한다. 우리는 科學技術을 積極的으로 배워야 할 것인데, 解放後 今日까지 科學의 成果를 暴露하는 것이 아니다. 大阪, 神戶 같이 큰 工場을 가지고 있는 同胞는 積極的으로 우리 同胞子弟를 여서 技術敎育을 施할 必要가 있다. 또 情緖敎育에 있어서도 極民地 生活, 被壓迫民族의 殘滓를 버서나서 우리 社會부터 옛날의 貴族文化, 特權階級文化를 一掃하여야 한다. 그때문에 建設的, 創造的, 積極的 精神을 涵養시켜야 할 것이며, 어린이부터 明朗하게 敎育시켜야 할 것이다. 지금 北朝鮮에서는 金日成將軍을 稱讚하는 童謠가 兒童들 손으로 自發的으로 創作되어 아이들은 自發的으로 불으고 있다.

討議

山梨縣代表 「鉄道技術者養成問題는 어떻게 되었는가」

文化部長 「勞働部에서 그問題를 取扱하고 있다.」

兵庫 「科学技術敎育은 急한問題이니까 좀 其体的方針을 說明하라.」

文化部次長 「方法으로서 理論的指導와 実踐的指導가 있다. 먼저 家庭生活을 科学的으로 指導하여야 할것인데, 이問題는 自覺을 가진 指導者가 必要하다는 것이다. 日本은 戰爭時에 小学校卒業生을 六ヶ月間 工場에서도 科学敎育을 한 結果 相当한 効果가 있었다. 中總에 있어서도 科学의 基本的敎材 美国、 亞細亞 等의 敎本書籍을 出版할 豫定으로 있다.」

議長 「우리나라는、 自然科学、 社会科学이 다 뒤떠러져 있다. 다한다. 우리는 이 科学敎育에 있어 새로운 材料가 있다면 研究를 다하여야 할것이며, 朝鮮서 들어온 積極的으로 更新하는 것이 좋다.」

다 지금 自然科学中의 工業科学만이 論議되었으나、우리에 必要한 것은 広汎한 科学教育이다。朝鮮시골에 가면 불모가지 고 그릇을 때우는 것 가지 更南하다고 求景하고 있다。어것은 朝鮮의 民度가 科学的으로 幼稚하다는 것을 말하는 것이다。우리는 可能한 限度에 있어서 最大能力을 発揮하야 技術을 배우자。그리고 実践함을 바란다。또 科学만을 偏重하고 情緒教育을 無視하는 것도 여러 가지 弊害가 있으니、이 方面에도 힘을 써야 할 것이다」

広島「実践에 있어서 具体的 案을 세우기는 어려울 것이다。現在 도 科学的으로 하여야 할 것이며、어린이 教育에는 科学에 재미를 갖게 여러 가지 方法을 考案할 必要가 있다。」

東京「科学과 情緒는 때여서 生覺할 것도 없고、어린이의 娯楽機関을 設置하는 것이 좋다」

結局 이 案自体가 抽象的임으로 具体的 成案은 나지 않았으나 眞摯한 討議가 있었다는 것은 意義깊은 일이나、一部의 参席者는 아무 興味도 없는 것 같은 気分이 보이었다。

9. 新歴史観樹立에 関한 件

一、原案、이 問題는 大端히 重要한 問題이며 또 根本的 問題이다 吾人의 人生観 乃至 世界観을 어떻한 立場에서 観察하느냐는 데에 이 問題의 観点도 自然 判異하게 되는 것이다。그러나 오늘 이 会議에 있어서 또 制限된 이 時間에 있어 到底히 根本的 問題를 討議할 수는 없는 것이다。

우리는 이에 다만 歴史란 것은 物의 時間的 発展을 記録한 것으로서 恒常 発展과 進歩만 보고 배우고 그것을 正当히 傳하지 말고 今에 두고 正当한 史実그것을、머리속에 넣으면 된다。우리의 머리는 이때까지 史上 多年間 悪毒한 教育을 받어왔기 때문에 다른 모든 部門에서도 例外없이 우리는 思想과 가치 歴史의 이 部門에 있어서도 侵略을 当한 것이다。이들의 意見에 依하면 世相 事物의 変遷과 歴史를 맨 처음 만들어 내는 것은 그 時代 時代의 英雄이나 豪傑의 事業으로 되어 있다。이러한 教育의 結果는 結局 그 思想的 領域에 있어 国粋主義的 傾向 事大的 自己陶酔과 시즘

等으로 發展하고야만다。 支配階級의 이 惡毒한 思想
우리는 이러하여서는 안이된다。 우리 民主主義的 新朝鮮建設은 있을
수없다는것을 알어야한다。 歷史는 決코 몇個의 英雄이나
偉傑이 맨드는것이 아니라 그는 時代의 生産力의 發展程度
에 相應하야 發展하였다는것을 알어야한다。 進步的發展을
좋와하지않는 支配階級이 自己의 地位를 固守하기爲하야 서는
不可避的으로 搾取와 壓迫을 强化하지 아니할수없었든것이
다。
그럼으로 一切의 歷史는 階級鬪爭의 歷史라고 말하는것이다。
우리는 이러한 觀点에 立脚하야 歷史를 觀察하지않으면안이
된다。

○ ○ 史實은 正確을 期하여야할것이며 主觀을 混合치말것
○ ○ 敎材는 記憶하기爲한 對象物이되어서는 안이된다。 民主主義
社会国家를 樹立하기爲한 參考와 資料가되여야한다。
正常한 歷史의 進步와 發展의 道程을 明白히하야 將來의 行動

方針이되어야할것
簡單하나마 以上等々일것이다。

ㄴ、議案說明 文化部次長 金秉畯氏
이것은 議案的性質을가진것은안이나 이案을提出한意図는
朝鮮의나갈方向을明白히 認識하자는点에서나온것이다。
이것은 다만歷史觀에만限하는것이안이라世界觀、人生觀
의確立에있다。 唯心論、과 唯物論이있으나 그어느것이
우리의建設에適合한것인가를알고、우리의길에맞일歷史觀이
을가저야할것이다。 萬若及動勢力이政權을잡으면歷史觀이
나오게된다。 우리는理論的으로武裝하야 眞正한歷史觀을
死守할決意을가저야한다。

ㄷ、討議
文化部次長 (李珍珪)「우리는日本歷史만배우고、過去사람
들은封建的歷史만 배웠다。 그런意味에서、生産過程에나
라난社会的性格의歷史를가질라고努力하야敎材를꾸몄다는

山梨縣代表 「電話하고싶은것은 自己나라의좋은일만말하는 歷史가되어서는아니된다。 日本한테侵略당한朝鮮의映点을 正当히認識하고反省하여야한다」

青森 「過去의歷史는現実을建設한土台다。現実的으로正当하 批判하는点에있어서 缺点을우直히말하는 科学的立場에 스자、 그리하야現実을冷靜히觀察하라」。

綺玉 「그와함께 어린이敎材에 이歷史를通한現実을加味할 必要가있다」

議長 「過去의歷史는支配階級의歷史이지만 生産力이歷史의 根本觀念이다。歷史에自己主觀을여서는않되며 또이것이 記憶의対象物이되여서는아니된다。모-든問題를社会科学 的立場에서볼때 歷史의変遷에는経済的関聯이있다」 活潑한討議가展開되었으나時間이만이가고 다음이急하여지 까닭인지 具体的이야기를簡単하게하라는要求의発言이있었다

10. 映画地方巡廻隊에関한件
(映画会社設立趣旨及技術者養成)

「議案」 映画地方巡廻隊에関한件提案

在日本우리同胞의急速한啓蒙과 아울러 朝鮮人聯盟의趣旨徹底를図謀하기爲하야 本聯盟文化部는 数次그実現을 計画해왔는바 昨年十二月 移動映写機二台를購入 映写技術者一名을配置하야 約二百四五十個処의地方巡廻에現在巡行을完了하였다。이地方巡廻에現在巡行하고있는 「朝聯ニュース」 二・三報와 「日本ニュース」 「新世界ニュース」 等을隨時提供하고있었는데 今後로는日本及外国의進歩的劇映画와 또民衆映画社製作의文化劇映画를積極的으로使用 最少五個班의映写隊를가저 遊説隊와提携하야地方啓蒙에盡力하고저한다。

現在 映画社創設과技術者養成의件

本国의事情을몰함에 第一急務는 民心啓蒙이다。然

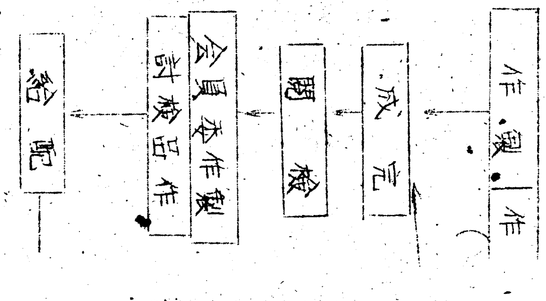

本의 勿論各種의 映畵를 製作하여 이를 各地에 巡廻上映하는 一方 國家의 要請에 應하여 國民敎育用 또는 産業開發用 等 文化映畵를 製作하여 이를 無償으로 配給하는 一方 國內의 映畵人을 養成하기 爲하여 映畵學校를 設置하고 있다。

現在 本社에서 製作하고 있는 映畵는 劇映畵 一卷과 文化映畵 數卷이며 劇映畵는 本社 製作部에 屬하여 있고 文化映畵는 本社 製作部에 屬하여 있다。

劇映畵는 本社 製作部에 屬하여 있으며

映画를啓蒙運動의最大의武器로認定한것이다。오늘날世界最高水準인美國·쏘聯의国際的技術을볼때 우리는短期間에이技術을習得하야水準에当到하여야할것이다。至今日本안에浮動하고있는同胞의資金을 祖国建設에必要한面에集中하야 이것을本国에 이바지로함수있다。그때문에 이번文化部의主動으로映画会社를設立하게된것이다。資金募集은全国的으로展開하고자하니 各地方本部가이에主動的으로協力하기를바란다。

그리고이問題를実質的으로解決하기爲하야 映画学校를設立하겠으니 各地方에서学生의推薦을바란다。学校에서는午前에講義를하고 午后에는実践教育을할予定이다。그러나이것이 되고못되는것은投資如何에있다。그러고이映画会社는企業事業만이 아니란것을 깨달어주기를바란다。

討議

青森部長　한個의会社組織이 文化部와무슨関係가있냐

朝聯文化部映画課資材를投資하고、映画製作의方向을

朝聯에서指導한다。

広島　一株五百円을五十円으로한것은 좋은일이다。그러나資金募集을全国的으로展開하자면 웨大阪附近에만主力을두었는가。役員送擧에있어서는全国에서役員을뽑아야할것이고 株는全国에割当하고 大衆的으로하며、宣伝에努力할必要가있다。

部長　어떻냐。그러고大衆에理解시키기爲하야 또大衆의疑惑을사지않기爲하야 急速히解決하기爲하야一部有志로만始作한것이며、資本金을五百萬円으로한것은 五百万円으로可能한일을할予定으로한것이며、다음事業의進行에따라增資할予定이다。映画製作에있어서는日本内의進歩한設備를利用할수있다。劇映画製作은現在로써는不可能이나 最少限度로出発함生覺이다。

広島　全国大衆의支持밑에 始作하였으면 좋았을것인데 企業会社로 協力에困難하다。

部長 株主가 發言權이 아니고 一人一權 即人間이 發言權이 있다。

議長 株式을 割当하라는 意見이 있는데 割当하면 어떻냐

青森 割当은 独断的이다。

大分 宣伝하야 自覺한 立場에서 協力하기로 하는것이 좋지 않을가

議長 株式募集에 二案이 있다。 割当하자는것과 力量에 따라 協力한다는것과、 이 二案을 採決하자

結局力量대로 協力하자는 後案이 多数로 可決하였다。

「朝鮮語辭典」과 「어린이通信」 発刊의 件

「、議案

一、朝鮮語辞典(文世栄氏着) 出版의 件

現在朝鮮에서 出版된 朝鮮語辞典으로는 文世栄氏着 「朝鮮語辞典」 한卷밖에 없음으로、 今般이 辞典을 寫眞版으로 出版하려 한다。 全頁二千頁임으로 経営問題를 解決하기爲하야 予約申込을 받기로 한다。 各地方本部에서는 管內의 必要部数를 集計하야 六月六日까지 総本部로 通知하여 주심을 바람、 一冊의 価는 十円(郵送料를 予定은 한卷에 約二十冊八 第一号、 本件에 関한 件」을 参照

一、「어린이通信」 (旬刊寫眞版으로 毎号三万部) 刊行의 件

新時代의 少年男女에게 寫眞版으로 毎号三万部의 不絶普及하려는 本社의 少年運動의 一層的活動으로 旬刊 「어린이通信」 을 刊行한다。

「、어린이通信」의 配布対象은 主로 日本各地에 開設된 初等学校、 青年団中心으로 하고、 余部가 있으면 一般家庭에 三配布하고。 「어린이通信」에는 特히 迅速主眼하야 毎号重畳的 記事를 싣기 바람 発行所 東京市麹町区有楽町二丁目 朝鮮語辞典 出版事務所 振替口座 東京一万八千八百番 「어린이通信」 配布에 関한 件」 参照

3. 代(価) 은아직決定되지않았으나本端末略貳円(出成한
結果貳円五拾銭이됨) 程度이고
文化商에서每月一回式月末에集金하야總本部에納入할것。
4. 「어린이通信」에는兒童作品(図画·習字·作文)을揭
載함으로地方에서는優秀한兒童作品을 除이보낼것。

└ 議案說明 李次長

各典의申込은六月末까지하여주시기를바란다。
어린이通信創刊号는六月十五日発刊할予定이며 発送은
될수있는대로學院或은支部에直送할生覺이나 代金만은
各縣本部에서모여附送하여주시기를바란다。
이때時間은별서午后六時를넘고講堂안에는電燈이키게되니
議事進行을빨리하라는催促이 이곳저곳에서 이러났다。

64

12. 本国教育機関과의連絡

┌ 議案說明 金次長

朝鮮어린이学院在学生이 本国에돈、라가면、
編入할수있고、또中学校에入学할수있도록 本国과緊密한連
絡을取할것과、現在朝鮮自体가教材가나오지못하는狀態
임으로学校経営同題가지는余裕가없다。
本国에도라가学校에入学하는데있어서는国語가絶対條件이
따라서国語教習이第一緊急한要件이다、現在待求員이本国에
가있으니 도라오면連絡의結果가通牒될것이다。
그러나本国은教材가不足하니 이곳에서教材를印刷하야本国
에드려보내라는要望가지있다。
中等学校에서는選択의教材를雜誌
로計劃하야 배우고있으나
討議이問題에関하야서는別로 가없었다。
東京代表로부터 要求가있었다。
帰国同胞의数는漸々많아지는데 今後의割当部数는어떻게할
生覚이냐는말도있었으나 形便에따라하겠다는文化局次長의
말씀이있었다。

65

対答이있었다

地方提案

다음地方提案에드러갓으나 議案을提出한것은 東京本部뿐이며 그提案은

一、図書館設立運動展開에対한件

二、中等夜学校設置에関한件

三件이있다

一、図書館設立에関한件

一、提案

要旨

近代文化의性質가이되는図書는一国家文化水準의 한빠로이메라이며 그나라에特殊性을나타내고나진文物制度는佛教一色이던時代의 가진文物制度는佛教一色이던時代의 그라이상이한件을聯想하며 独逸이라하면離

한哲学体系書를生覚하며 또聯想한다 이와같이 우리祖国도異例없이 特殊性을나타내고있다 即新羅佛教隆盛時代의 高麗李朝時代의 崇儒排佛의思潮가 은文世上을支配하고내려왔다 特히新羅朝의崔致遠先生 高麗朝의鄭圃隠先生 李朝의 徐花潭李退溪先生 丁茶山先生任등의 心血을뽑아 代表的産物이며 最高한研究著書는 朝鮮固有思想体系의 西紀一九〇九年日本의水準을 가는것이다 이国宝的著書도 破壊되었다

帝国主義者들의 強盗的侵略을当한 時부터 憲兵으로하여금 焚書坑儒 即寺内総監때에 憲兵政治를실시하는 古典書籍을焚火或은掠奪해 韓国民家를搜索하야伝統에関한것 或은때에것으로서그들은白衣民族의 우리민족의文化 이다 우리는過去三十六年間의 모든文献을찾아내야 우리의脳裡를떠나지않는 重要한先輩들의文献을 完復活하며 祖国建設의政治的路線밑에서 새로운文化 建設에 이바지하자는것이다

(가) 全國的으로 文化的 藏書 및 圖書館 設置者를 網羅하여 國立圖書館 創立期成委員會를 組織하고

(나) 全期成委員會의 構成은

가、圖書目錄作成委員(極秘裡에 進行함을 要望)

나、圖書館基金募集委員

다、圖書蒐集委員 或은 接受委員으로 하고

(가) 圖書館々則은 全委員會에서 作成

(나) 基金이 모이는 대로 지체없이 圖書館建設費와 圖書購入費로 分離하여 圖書館建設費는 文化部에서 支出하고 圖書購入費는 文化團体 東京에 例를 들면 別紙添付目錄과 같이 東洋文庫를 비롯하여 全 世界 各大學圖書館 等

(나) 圖書蒐集對象은 總督府關係 官公文書 및 朝鮮에 關한 文獻 一切

(다) 圖書蒐集方法은 別紙添付目錄과 같이 分類目錄을 作成하여 이에 依據하여 蒐集할 것

(라) 圖書蒐集은 現地에서 하고 또는 日本에서 하되 日本에서 하는 것은 東京에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

(마) 圖書蒐集은 現地에서 하는 것은 現地에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

(바) 圖書蒐集은 現地에서 하는 것은 現地에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

(사) 圖書蒐集은 現地에서 하는 것은 現地에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

(아) 圖書蒐集은 現地에서 하는 것은 現地에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

(자) 圖書蒐集은 現地에서 하는 것은 現地에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

(차) 圖書蒐集은 現地에서 하는 것은 現地에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

(카) 圖書蒐集은 現地에서 하는 것은 現地에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

(타) 圖書蒐集은 現地에서 하는 것은 現地에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

(파) 圖書蒐集은 現地에서 하는 것은 現地에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

(하) 圖書蒐集은 現地에서 하는 것은 現地에 事務所를 設置하고 이 事務所에서 하는 것으로 하고

抄 錄

朝鮮文庫朝鮮本分類目錄 (東洋文庫 等 各大學圖書館 等)

朝鮮正祖命編 朝鮮宣祖命送

三經四書正文

易諺解 (漢諺文) 朝鮮宣祖命送

周易諺解 (〃 〃)

易經疾書 朝鮮李瀷

周易傳義大全 明胡廣等奉勅撰

書傳諺解 (漢諺文) 朝鮮宣祖命撰

書經疾書 朝鮮李瀷

書經旁訓 朝鮮明宗一四

書傳大全 明胡廣等奉勅撰

詩經諺解 (漢諺文) 朝鮮宣祖命撰

詩傳大全 明胡廣等奉勅撰

纂圖互註周禮 漢鄭 註

禮記大文諺解 (漢諺文) 朝鮮世祖命撰

奉先雜記 朝鮮李彦迪

禮儀沙

四禮便覽 朝鮮李珥

朝鮮李縉編

四禮纂說　朝鮮李瀚編
士祖治草圖　朝鮮鄭逑撰
家禮　宋朱熹撰
朱子先生正氏傳議句解
孝經諺解（漢諺文）　元董鼎
孝經大義
大學章句補遺及大學或問　朝鮮宣祖命撰
中庸諺解　朝鮮宣祖命撰
論語諺解　朝鮮宣祖命撰
孟子集註大全　明胡廣等奉勅撰
標解新語　朝鮮康邁聖撰
衆院題詭
朴通事新釋　朝鮮金昌祚等
老乞大　朝鮮李洙等校
老乞大（諺文）
朝鮮司諫院日滿蒙語書啣簡　京都帝大

初學字訓增輯　朝鮮李植
註解（漢諺文）　附蠻海珠塵驗字文笺
物名俗呼錄（漢諺文）
國雅　晉帝璞註
訓蒙字会　朝解崔也珍
全卷三篇
篆千字文
千字文漢諺文
註解千字文　朝鮮洪泰運編
（新增）類合　朝鮮柳希春纂
草語類抄附千字文
通寶手鑑　遼行約
（玉堂釐正字義韻律）　海篇心鏡
訓民正音　朝鮮世宗
諺公正篇　朝鮮崔世珍
口声通解　朝鮮崔世珍

史部

修山集抄　朝鮮李穡撰
三国史記　高麗金軾奉宣撰
高麗史　朝鮮世宗命編
東史会綱　朝鮮林象徳撰
朝鮮史略　朝鮮学部編輯局
朝野会通　朝鮮金載久
李朝実録　京城帝大法文学部

太祖実録一五巻（朝鮮鄭麟趾等奉命編）
太宗実録三六巻（朝鮮孟思誼等奉命編）
文宗実録一三巻（朝鮮鄭麟趾等奉命編）
世宗恵荘大王実録四九巻（朝鮮慎承善等奉命編）
成宗大王実録二九七巻（朝鮮申叔舟等奉命編）
平宗大王実録一〇五巻（朝鮮李芑等奉命編）

明宗大王実録三四巻（朝鮮洪暹等奉命編）
宣宗昭敬大王修正実録四二巻（朝鮮李植等奉命編）
仁宗大王実録五巻（朝鮮李敬輿等奉命編）
顯宗大王実録二二巻（朝鮮実録広奉命編）
定宗大王実録六巻（朝鮮尹拙等奉命編）
景宗大王実録一五巻（朝鮮実録広奉命編）
英宗大王実録一二七巻（朝鮮李徴文等奉命編）
純宗大王実録三四巻及附二巻（朝鮮李相卨等奉命編）
哲宗大王実録一五巻附録一巻（朝鮮鄭元容等奉命編）

光海君日記　朝鮮春秋館編
国朝宝鑑　朝鮮世祖命編
梅山録
小華外史
海東紀史
朝野輯要
池氏濮氏

朝鮮郡世大系二〇至二三編
朝鮮池光翰

皇明紀略　　朝鮮鄭道應編
三國遺事　　朝鮮閔漬撰
東史綱　　朝鮮安鼎福撰
昭代粹言　　朝鮮鄭道應編
大東野乘　　朝鮮群書大系
續武定寶鑑　　朝鮮明宗命撰
燃藜室記述　　朝鮮柳成龍撰
燃藜室記述卷一至四　　朝鮮柳成龍撰
武百錄　　朝鮮閔楨編
我々錄及原論　　朝鮮南紀濟
辛壬記年提要　　朝鮮具駿遠編
曖聞錄附李聞政謠狀等　　朝鮮李聞政
榮已往復書　　朝鮮俞相基編
皇極編一至八、十一、十二　　朝鮮正祖命編
燃藜室記述卷一至八、十一、十二　　朝鮮張某
節錄變法通攷　　文科大学史

國朝野籍一名野言　　朝鮮許篈
燃藜室野史別錄　　朝鮮安邦俊
記事撰草　　朝鮮鄭太和
東閣三錄第二至一〇　　朝鮮鄭基傍編
桐巢漫錄　　朝鮮南夏正撰
梅翁閑錄　　朝鮮朴亮漢
常訓輯編及附錄　　朝鮮鄭恢齡
宋家朝鮮陣文書及解說　　朝鮮史冀刊
南坪考　　朝鮮柳得恭
國朝人物史　　朝鮮安鍾和
吉氏世考錄　　朝鮮吉鍰道編
瀛源錄　　朝鮮朴世堂等編
海東名臣錄　　朝鮮群君大系
海東名料伝　　朝鮮洪良浩
明臣傳　　朝鮮黃景源
皇明臣考　　朝鮮黃景源

箕子志
角干先生實記
海軒先生實記
易東先生事蹟抄
右隱先生言行拾遺
清瘠先生實紀
中和齋先生實紀
滄洲實蹟
片谷實紀
梁太司馬實紀
林慈忠公實紀
林將軍傳
文谷年譜
明齋先生言行錄
大山先生實紀
三仁事蹟

朝鮮尹斗珠
朝鮮憲宗八
朝鮮安在默
朝鮮刊
朝鮮吉奭先等
朝鮮姜來鎬
朝鮮高貞鎭
朝鮮禹夏轍
朝鮮正祖命編
朝鮮宋時烈
朝鮮金昌協編
朝鮮尹光紹編
朝鮮柳致明編
朝鮮英祖四十九
朝鮮朴永宗
朝鮮高敬命編
朝鮮姜命齋編
朝鮮李健采編
朝鮮柳得恭
朝鮮春秋館
光海君明改正
朝鮮李重煥
朝鮮英祖命編
朝鮮丁若鏞
朝鮮叢書
朝鮮柳得恭
朝鮮聖能
朝鮮閔周冕
朝鮮哲宗朝

忠烈錄
正氣錄
鄭義士褒聖錄
慕菴孝行錄
四郡志
詞校世宗實錄地理志
新增東國輿地勝覽
北寒記略
東國郡縣沿革表
大華疆域考
道里表
山經表
京都雜誌
北漢誌
東京雜記
中京誌

高麗古都徵　朝鮮韓在廉
北道陵殿　韓隆熙
東国名山記　李鎰增
制勝方略附解說　朝鮮金魯奎
北輿要選　朝鮮洪仁祐
関東錄　朝鮮朴趾源
熱河日記　朝鮮趙成夏
金剛山記及東遊詩　題廣明居士撰
雪岫外史（卷一）　朝鮮申叔舟
海東諸国紀　朝鮮刊
地図
八道地図（彩色）　朝鮮刊
朱蓮宮図（青寫眞）　朝鮮刊
東国歲時記　朝鮮洪錫謨
武陵伝系及解說　朝鮮史料叢刊
論音　朝鮮刊

辨誣奏及附錄　朝鮮李廷亀
歷代名臣奏議　朝鮮刊
物墓記年、　〃
壯卿図　朝鮮光文会校
登科錄太祖至純祖朝　朝鮮洪良浩
牧民大方

子部

異端辨正　朝鮮刊
類說經学伏　高麗崔致遠
天命図說　朝鮮鄭之雲
三先生遺書　朝鮮朴世采
聖学十図　朝鮮李滉
性理大全書　明湖廣等奏勅撰
東賢学則　朝鮮黃德吉編
山林経濟　朝鮮洪万選編

朝鮮刊本草
宋版傷
朝鮮刊
朝鮮活
朝鮮朴
朝鮮玄
朝鮮申
朝鮮玄
朝鮮安
朝鮮玄
朝鮮丁
朝鮮洪
朝鮮除
朝鮮李
朝鮮除
朝鮮刊

星湖先生僿說
薊物編
衰珍斤金
器玩篇
手札野談
三官記
竹窓閒話
海東高僧傳卷一、二
朱子修心訣
朴寶訓
丁代通載

集部

朝鮮成宗命編
東文選
朝鮮朴崇古編
朴先生遺稿附錄
（一五一序）三卷

（朝鮮成三問）李先生遺稿（朝鮮李嵒）河先生遺稿（朝鮮河演）俞先生遺稿　朝鮮刊
（朝鮮柳誠源）柳先生遺稿（朝鮮鄭斗卿編）
（浮）「艮齋全」ノ印記アリ
北窓白先生詩　朝鮮金致昌等編
龍山世稿　朝鮮尹選、尹榮、尹集
節遺稿及附錄　朝鮮戊世泰編
海東遺珠　朝鮮刊鮮守印
列聖御製　朝鮮刊編
詹賢絕句三体詩法　宋周弼編
秋雲先生文集　新羅崔致遠撰
孤雲先生文集　新羅崔致遠撰
崔元亭耕集　高麗王煦
大覺國師文集及外集　高麗李穡文二。卷
牧隱集附年譜　高麗李穡
牧隱詩藁卷二三、二四　高麗李穡
圃隱先生集及續錄　高麗鄭夢周撰
享齋先生詩集　朝鮮李穡

陽村先生文集附年譜　明太祖御詩
春亭先生集附行狀　朝鮮下李良
晶深先生遺稿附世系図　朝鮮李濯撰
一齋先生集　朝鮮李恆
北窓先生詩集　朝鮮鄭磏
艮齋先生文集　朝鮮正祖朝補刊
南算先生集　朝鮮曹植
河西先生全集　朝鮮金麟厚
重峯先生集　朝鮮李舜臣
四溟堂大師集　朝鮮李舜臣
牟忠武公全書　朝鮮金邦杰
芝村先生文集　朝鮮金壽恆
文谷集　朝鮮李之濂
耶峯集　朝鮮朴世堂
西溪先生集　朝鮮世宗命編
龍飛御天歌（漢諺文）

六、六分의一은이
一分부터이
것에서부터다에
이상은부터対
이상은부터対
이상은부터対
六分의一은이
六分의一은이
六分의一은이

日本系統

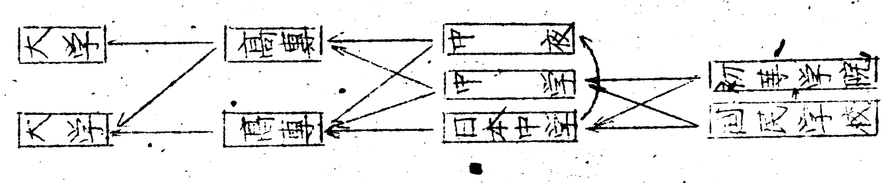

新學系統

日語離不開日本的問題，在本學校裏也有這個問題。一言以蔽之，回民學校在學中回回的焦點，不在於日語，而在於回回的問題。關於文字問題，有若干成分的必要，但不能過重。

在回回的中堅分子，大部分是回回的知識階級，他們對於回回的問題，都有相當的認識，所以回回的問題，不能單獨解決，必須與回回的整個問題，同時解決。

回回的問題，是全國的問題，也是全世界

考慮하면難関이路에
이번中央委員会에提案하야具体化시키겠다。
東京 中央委員会는늘開催하는것
이 좋으나、그때가지기다리다가는時期만늦어진다。더좀
積極的으로事業을進行시키기를바란다。
文化部次長 中總常務委員会에一任하기
로決議되었다。

討議事項은일로써円滿히끝이나고 順序가바뀌어 来賓의祝
辞에들어갔다。
먼저、新日本文学会의窪川鶴次郎氏부터祝詞의講演이있었고
다음에中總顧問金天海先生의祝詞가있었다。
해는저구러 밤이되었으나 参席者一同은空腹感을참으면서
拍手로이祝詞를歓迎하였다。

祝詞　窪川鶴次郎氏（新日本文学会）

（日本語를 우리말로飜訳하야記載한다）

日本이戰爭에敗北하였음으로써 日本人이軍閥의 支配부터解
放된오늘이란날에 우리와같이
갇혔던것을心中으로부터祝賀하는바이다。
現在日本에도영시文化運動이
그槪略을簡單하게說明하고저한다。
至今日本民主主義文化聯盟이라하는것이結成되어있으나 그重要한것을말하면
이聯盟에는十七団体가加盟하고있다。
新日本文学会
民主日本科学協会
自由法曹団
自由映画人集団
新演劇人協会
民主々義研究教育会

여 化는 字를 가지고 써 그 文字보다 本나라 그 의 家가 사상 있었 던 時代 化로 文字 의 甲으로 가는 의 家의 의 一 ㅇ 관계 나 를 ㅇ 있 다 이 質福고 안 다 있 다 이 스 天 안 ㅇ 있 다 이 ㅇ 는 의 말이 하며 天 에 은 의 의 字 있 는 이 전 化 文 고 의 重 根 로 ㅇ 다 。 本 스 스 것 고 ㅇ 하 다 題 있 다 고 에 다 生 있 다 。 化 는 字를 가지고 써 그 文字보다 本나라 그 의 家가 사상 있었 던 時代 化로 文字 의 甲으로 가는 의 家의 의 一 ㅇ 관계 나 를 ㅇ 있 다 이 質福고 안 다 있 다 이 스 天 안 ㅇ 있 다 。 化 는 字를 가지고 써 그 文字보다 本나라 그 의 家가 사상 있었 던 時代 化로 文字 의 甲으로 가는 의 家의 의 一 ㅇ 관계 나 를 ㅇ 있 다 이 質福고 안 다 있 다 이 스 天 안 ㅇ 있 다 。

化는 字를 가지고 써 그 文字보다 本나라 그 의 家가 사상 있었 던 時代 化로 文字 의 甲으로 가는 의 家의 의 一 ㅇ 관계 나 를 ㅇ 있 다 이 質福고 안 다 있 다 이 스 天 안 ㅇ 있 다 。 化 는 字를 가지고 써 그 文字보다 本나라 그 의 家가 사상 있었 던 時代 化로 文字 의 甲으로 가는 의 家의 의 一 ㅇ 관계 나 를 ㅇ 있 다 이 質福고 안 다 있 다 이 스 天 안 ㅇ 있 다 。

또한가지말하고싶은것은 일하고있는職場에 文化施設을 組織하여야하며、하는점들에게 文化라고 한임으로말하지만日本의人民大衆은文化를얻지못하였다。敎育은六年間義務로써 받어왔지만 아섣것이나마、이것은天皇制를中心으로한國家機構에 忠君愛國이라는偏狹을道德으로한特權階級에服從시키는것이었다。따라서一般人民을文化的으로한日本의敎育은끔찍이친것이다。思想은形式的이고 어데까지든지國家天皇등絶對的인것에服從하여야만한것이다。 文化는生活의程度와政治의自由에 깊은関係가있나、朝鮮人民의生活이貧弱하고、政治的自由가조금도없었기때문에 朝鮮의文化는 뒤떠러진것이며、日本支配階級의朝鮮人民에對한態度는그대로日本人民에對한態度일수없는것은当然한일이다。

飛躍시킨紡織工場의女工들의悲慘한生活과 非人間的動物的搾取는例다。

日清戰爭前後부터資本主義는人民의搾取를基盤으로発達하여갔으나日本全体의文化即人民의文化는 뒤떠러졌다。

朝鮮은日本보다더욱甚하다。文化는人民全体에基礎를두지않으면発展하지않는다。한個人이중은環境과條件으로学者가된다하드래도人民文化의水準이높아지지않으면文化는높아지지않는다。

蒙昧한 쓰아ー帝国이었든그로서야、가 僅々二三十年에 지금같이文化가発展한것은人民全体에基礎를둔까닭이다。生活이滿足치못하지않으면文化는높아지지않는다。八時間労働하야살든사람이 五時間労働하야살게되면時間의差만생기는것이아니라 人間生活의自由에依하야文化가 発展되는것이다。過去의生活、現在의生活、未来의生活은生覚하면 그것이 判然하여질것이며、生活의改善없이 文化의発展이 없다는것이明確할것이다。

文化는 또専問家가없으면発達하지않는다。都市와農村이文化의差가있는것은 農村의生活이貧弱하고 封建的인것이남어있는까닭이지만 地方에는專問의文化人이적은것도큰理

金天海氏의 祝詞

祖国朝鮮의 文化復興에 힘쓰고 있는 文化部長 여러분의 努力에 感謝하는 바이다。

朝鮮은 大衆的 日常生活保護에 事業의 中心이 있으나 우리 政治的 水準이 높지 못하다고 할 수 밖에 없다。 今後로는 政治運動에 높은 水準을 보이게 하여야 할 것인데 其中에도 文化運動이 第一 重要한 任務다。

그러나 文化는 文化만으로 独立된 것이 아니고 政治經濟와 密接한 連絡関係에 있다。

다시 말할 것 없이 徹底한 搾取에 모든 生活을 破壊당한 우리나라의 文化가 뒤떠러짐은 痛憤한 일이나 우리가 新朝鮮 建設에 있어서 우리 全人民 大衆의 生活을 改善시키자면 大衆을 文化的으로 敎育하여야 할 것이다。 勿論 文化部長의 責任을 갖인 만큼 여러분은 여러가지로 研究苦心하고 있을 것이라고 生覚하는 바이다。 여러분의 活動에 큰 期待를 품고 있는 바이다。

이며、社会的으로 歷史的으로 優秀한 文化가 一文流하는데 日本이 나오지 않은 事向家를 徹底히 養成하여야 한다。 그럼으로 国際의 交流가 없으면 發展이 없다。 이것은 歷史的으로 證明된 것이며 例를 들으면 日本의 奈良時代文化는 中国 唐의 文化 朝鮮 新羅의 文化의 交流의 所生이며 明治時代以後의 文化는 西洋文化의 交流가 있었기 때문이다。

또한 가지 民族이라 하지만 民族은 한 民族으로만 發展할 수 없는 것이다。 勿論 다시 独立하는 朝鮮民族의 기쁨은 크나 民族相互의 提携의 利益을 생각하고 저편을 爲한 六十餘種의 民族의 提携으로 文化는 極度히 發展된 것이다。 그것은 孫逸仙의 憲法에 依한 民族의 地位의 絶対的 平等에서 나타난 것이다。

이러한 民族의 立場에서 朝鮮의 發展을 크게 期待하는 바이다。

朝鮮을 보면總力을 臨時政府樹立에 集中하여야 함에도不拘하고 金九、李晩奭名利를 取하는 者들의 妨害로 美ム共同委員会에 出席하지 못하였다。

이 때에 現世界는 더욱 政治的動向에 関心을 갖어야 할 때이며、文化方面에서도 大衆한테 깊이 認識시켜야 할것이다。그리고 우리들을 指導하는 데에 있어 現實을 正確히 알여주어야 한다。

또 民主主義方向에 걸어나가는 길을 明確히 알여주어야 한다。

이것이 바로 朝鮮에서 만民主主義新朝鮮建設을 妨害시키는 것을 反動分子들을 日本에도 들어와서 朝聯을 破壞할라고 한다。그러한 点을 文化運動을 通하야 暴露시켜 南鮮의 專制政府樹立을 計画하며 府에 參加되지 못하게 되니、南鮮의 平和를 攪乱시키고 있다。이것을 그들은 자못 能動的行動으로써 国際平和를 위하면 朝聯의 將来는 洋々하다。

이러분이 猛烈히 싸우고 活動하면 当然코 싸워라!

祝詞

朝鮮完全自主独立萬歲
在日本朝鮮人聯盟萬歲
朝聯文化部萬歲

祝詞를 끝나자 拍手로 答礼하고、一同은 金天海先生의 発声으로 우렁차게 三唱하야 이 会議를 円満이 맞우었다。

会議内容

会議는 朝聯의 技術面에 또는 討議内容에 또는 提案의 内容에 検討할 点이 많었지만 全体로 参席한 諸位는 長久한 時間임에도 不拘하고 真摯한 態度로 討議하며 또 協力하야 朝聯의 方向하는 目標와 鉄石같이 굳은 指導理念을 찾으라는 熱意가 明確히 表現되었다는 것은、 教訓은 会合이나마 劃期的成果라고 볼수 있다。

이것을 第一回文化部長会議에 比較하는 것은 当치 않은 일이나마 그 進歩는 表現할수 없을 程度며 또 그만큼 内容이 充実하여 졌다고 볼수 있다。

会議가 끝난 다음、準備한 풍치밤으로 参席者一同 거듭 이를 갈이하고 朝聯뉴스 쓰를 上映하라 하였으나 映寫機의 故障으로 上映

이不能하게된것은遺憾스러운일이었다。
特局一同이哀悼를 이러난때는午后八時半이었다。

附錄　報告統計表（1）

本部名	在留人口總數	児童總數	学院数	先生数	児童数（初学）	児童数（就学）
東京	五、九八八	三、〇	四	七	三、〇六〇	
京都	五、八五七	一、九三〇	二	一	一、一五九	一、一三一
千葉	六、七三二	二、三〇五	一	一四	二、一九八	一、三五
埼玉	六、八七二	二、五一二	一	一四	二、一九八	一、三五
長野	六、八七二	二、五一二	一	一四	二、一九八	一、三五
栃木	九六四	三八〇	一	六	三〇八	一、三五
三多摩			二	一二	一、一七〇	一、一三一
岐阜	一、一五二	三、八〇五	二	一二	一、一七〇	一、一三一
富山			一	八	三〇八	一、三五
石川			一	七	三〇八	一、三五
兵庫	三八、三九五	九、六七六	四	六四	八、三四八	四、一八四

広島	七、一九〇九	一、四二四	一	三	一三五	一三二	一	二七	八三九	五四二
宮崎										
大分										
愛媛										
京都										
滋賀										

附錄　報告統計表（2）

（以上報告は六月十日現在）

校名	所在	校長	児童数
東京朝鮮学院	東京都牧橋区谷内町一〇五一	崔元頌	一三〇
板橋朝鮮学院	向島区鳴田町一丁目	李載定	一〇六
向島朝鮮学院	向島区鳴田町一丁目 朝鮮向島支部内		
芝北辰学院	芝区三田南海国民学校内金台鎮		六〇

戸出馬	江蘇朝鮮語研究会	金善李
成上必学院	戸田朝鮮語研究会	李泳東
初等社会学院	川中朝鮮語研究会	鐘相照
（社会学院）	野原初等学校内	木大庚碩
其他学院	学院学校	
未報告	〃〃〃〃	
一四校）	淀大森区入新井六ノ五三九	金趙金朴余崔
	大森区大森町九ノ四六三九	斗鏞觀岾天峨
	大森区北本町一〇一	鎔潤奉天瀚哲塾
	三ノ五三	
	鶴区戸塚	

	大江戸区巣鴨町八ノ五	金姜李李
	品川区駅前十五番地	李泳泰東
	世田谷区経堂一ノ六	鐘相照泳
	豊島区高松町三ノ一	木大庚碩吉
	練馬区中村北二ノ三六	
	渋谷区代々木山谷一ノ十一	
	荒川区南千住町一ノ九	
	目黒区碑文谷四ノ七三八	
	豊島区東池袋一ノ六三	
	荒川区西尾久町二ノ六	
	荒川区東尾久四ノ十一	
	荒川区西尾久三ノ六	
	荒川区東尾久七ノ二九	

3. 朝鮮相生学校

朝鮮相生学校	千葉市	千葉県千葉市
千葉支部朝鮮語講習所	寒川町二八一二〇	千葉県千葉市寒川町
千葉市朝鮮第二分会	千葉県千葉市今町三九一	朝鮮語講習所内
千葉支部朝鮮語講習所	千葉県千葉支部内	
千葉市朝鮮第一分会	千葉市今町三九一	
朝鮮語講習所		

4. 朝鮮三多摩学校

朝鮮三多摩学院	立川市柴崎町二、六八	金教義 一三五
（分教場）	柴崎国民学校内	朴成度 二一
		韓徳明 一四九
		金永吉 三二
		李世允 三四
		南基浩 三五
		李成遠 三四

朝鮮立川學院	立川市柴崎町三ノ四四	金南東	四五
朝鮮西大門學院	西大門町二丁目福生八一。	金永祚	四〇
朝鮮八王子學院	八王子市東町三十三	金光雄	七〇
朝鮮府中學院	東京都北多摩郡府中町四谷二六八	金永沫	八〇
朝鮮武藏野學院	三鷹町下連雀二九六	金鍾頼	三〇
朝鮮町田學院	南多摩郡町田町原町田	李根雨	五〇

岐阜

各支部內地設置	（初等學院ニ）		
岐阜朝鮮中等學院	岐阜市三里清町	生徒数	
大垣 〃	大垣市新町	一〇〇	
飛騨 〃	高山市上一三町一	一〇〇	
多治見 〃	多治見市大日町一丁目	一〇〇	

富山

朝鮮初級第一學院	富山市桜一福五。	金義鳳	三七

朝鮮初級第一學院	富山市東岩瀬白山町一六	金義鳳	三五
上滝學院	富山縣上新川郡上滝町中滝	権信会	二一
〃 安養學院	富山市安養坊三。	朴鶴鳳	四三
朝鮮勃波支部學院	富山縣出町大郎丸	吳鎔煥	四八
朝鮮吳羽學院	富山市吳羽町小竹	成仁徳	三二
朝鮮永見學院	富山縣氷見町下伊勢	朴根遠	三〇
朝鮮人民初等科	富山縣婦負郡婦中町速星一五一	張海秀	三五

石川

朝鮮浅野川国語講習所	金沢市中教町常光寺内	金基慶	五〇
〃 犀川 〃	金沢市中堂厚町五水井善隣館内	朴泉先	一四八
〃 七尾 〃	七尾市大和町	〃	九二
〃 鵜末 〃	石川縣石川郡鵜末町字古町	朴正会	二三
〃 小松 〃	小松市八幡大六	馬逢喬	五四
〃 大聖寺 〃	石川縣大聖寺町仲町一八	文元坤	三七

9. 廣島

朝鮮安芸学院	広島縣安芸郡船越町花都	金仁泰	一一二
大竹学院	〃 佐伯郡大竹町小島新開	崔順石	一五
朝鮮江波学院	広島市江波本町	姜贊仲	一五〇
啓蒙学院	賀茂郡安芸津町字金山	丁奎弘	二〇〇
朝鮮三次学院	双三郡三次町巴町	洪相晃	四〇〇
朝鮮吳学院	〃 吳市海岸通七丁目	林炳合	五〇〇
江原朝鮮学院	〃 比婆郡庄原町庄原国民学校内	成快永	七〇〇
朝鮮宇品児童学院	〃 広島市宇品町大丁目	李明植	八〇〇
忠公朝鮮学院	〃 比婆郡八鉢村小島原落合	李敬宰	八四〇
朝鮮佐伯学院	〃 佐伯郡観音村岩戸	池法龍	七八〇
朝鮮西広島学院	〃 広島市二葉中本町二葉敎前	朱聖龜	二〇〇

10 宮崎

高麗文化学院	宮崎市恒久臣鏡部落一ノ九五	李基満	二〇
青年講習所（夜間）	〃	朴文雄	二〇
朝鮮文化児童学院	宮崎市高千穂通三ノ一八	金祥朝	二七
青年講習所（夜間）	〃	金敬玉	二〇

11 大分

坂之市朝鮮人学院	大分縣北海部郡坂之市町	崔愈影	九四
中津 〃	中津市桜町三丁目	李啓雲	二九七
別府 〃	別府市流川通	李采進	五一

12 滋賀

大津講習所	大津市葛原町三一	安在学	四九
藤尾 〃	大津市藤尾町奥藤尾	朴孝順	一八
馬場北会	大津市馬場北町	安在学	三九
大竹 〃	大津市膳所大竹町	朴守鳳	六〇
平引学校	大津市別保町三四九	金輪在	四四
石山北会講習所	大津市石山栗津町東一丁目	姜相淳	五

石戸昌在	朴鍾奎	文祥	五七九
崔模	李星甲		一一一

（以上報告七月十日現在）

文化部出版書籍一覧表

書名	発行部数	売価	書名	発行部数	売価
朝鮮文学	一、〇〇〇	一部	朝鮮人民軍	三、〇〇〇	一部
朝鮮人民軍	一、〇〇〇	一部	朝鮮人民軍 下	三、〇〇〇	一部
朝鮮人民軍 中	三、〇〇〇	一部	朝鮮人民軍 上	一、七四〇	一部
朝鮮人民軍 下	三、〇〇〇	一部	朝鮮人民軍 中	三、〇〇〇	一部
朝鮮人民軍 上	一、七四〇	一部	朝鮮人民軍 下	三、〇〇〇	一部
朝鮮人民軍	三、〇〇〇	一部	朝鮮人民軍

外国資料集

人	教育制度	三〇〇
2	〃	三〇〇
3	百年前の小学校	三〇〇
4	〃	一〇〇
5	〃	六〇〇

（続刊）

6	旭区地区民族自治区 三〇〇
7	英国参政制度
8	〃
9	〃
10	〃
11	〃
12	〃
13	〃
14	〃
15	〃

朝聯資料第五集
朝聯第二回全国支部長会議錄
一九四六年八月一日
發行所　在日本朝鮮人聯盟
中央總本部文化部
印刷所　熙　文　社

062-14

日韓・友邦協会
062
14

資料第一輯

全國青年總回歸大會之錄

朝鮮文化部

發刊의 말

朝鮮情勢와 動向을 一時빨리 알리기 爲하야 玆에 資料集을 發刊하게 되여 第二集을 發刊하는 바이다

順序不同으로 資料가 入手되는 次第로 主要한 各政黨·各團體의 宣言綱領、그 政策을 걸이 發刊하오니 或은 不充分한 点이 있을지도 몰으오나 此点 읽는 이 諒解하시길 바라며 諸位는 此趣旨를 海涼하시기 바라며 이 資料提供을 바라는 바이다

一九四六年一月二十六日

文化部

316.821
74

朝鮮青年總同盟結成大會議錄

國家의 核心이오 國家育成의 推進力인 青年들이 國家의 責任을 負하고 進步的民主々義國家建設育成의 使命을 遂行하기 爲하야 全國의 進步的青年을 網羅한 朝鮮青年同盟結成準備委員會를 組織한 지난十一月十五日 明確히 認識하고 勇往邁進하려는 全國의 進步的青年團体代表者會를 開催하고 結成準備가 되여 十二月十一日 그동안 全國大會招集을 準備하여 드디여 同盟結成을 보게 된 것이다。

朝鮮의 現段階에 있어서 青年團体는 그 使命이 重大하고 또 그 活動이 多端하다。 그러므로 青年團体는 各自의 使命을 遂行하기 爲하야 먼저 青年團体 自体의 組織을 强化하고 또 青年團体 相互間의 連絡을 密接히 하여 青年運動의 統一을 期하는 것이 무엇보다도 緊急한 問題이다。 그러므로 青年團体는 各自의 使命을 遂行하기 爲하야 먼저 青年團体 自体의 組織을 强化하고 또 青年團体 相互間의 連絡을 密接히 하여 青年運動의 統一을 期하는 것이 무엇보다도 緊急한 問題이다。 그러므로 青年團体는 各自의 使命을 遂行하기 爲하야 먼저 青年團体 自体의 組織을 强化하고 또 青年團体 相互間의 連絡을 密接히 하여 青年運動의 統一을 期하는 것이 무엇보다도 緊急한 問題이다。 그러므로 青年團体는 各自의 使命을 遂行하기 爲하야 먼저 青年團体 自体의 組織을 强化하고 또 青年團体 相互間의 連絡을 密接히 하여 青年運動의 統一을 期하는 것이 무엇보다도 緊急한 問題이다。

大会順序

開会
奏樂
同盟旗入場
殉国革命闘士와 聯合軍戰沒戰
士에 対한 默想
代議員審査
開会辞
臨時執行部選挙
経過報告
祝辞(第一日)
現情勢와 青年運動의 現況
地方情勢報告
宣言 綱領 規約 通過

任員選挙 (第二日)
討議事項
가. 活動方針과 事業計劃
나. 財政問題
다. 建議案
其他
閉会 (第三日)

宣言

全世界의 青年大衆은 殺戮의 戰場으로 모라너코 不安과 恐怖로써 人類文化를 破壊하든 파쇼勢力은 民主々義諸国家의 軍門에 屈服하였다. 새로운 平和와 自由解放은 다시 人類에게 幸福한 將来를 約束하고 있으나 우리朝鮮도 三十六年의 殘惡한 日本帝国主義抑圧밑에서 解放되여 바야흐로 完全自主獨立의 民의 씨々한 建設의 意慾에 불타고 있다. 그러나 한편 冷靜히 現下朝鮮의 狀態를 보살필때 우리의 眞理를 사랑하고 正義를 지키라는 青年大衆은 過去의 日本帝国主義의 走狗輩와 私利私慾으로 国家의 前進을 그르치는 謀利輩의 검은 暗影이 던저있는 것을 볼수있으나 跳梁으로 朝鮮의 建国事業이 참을수없는 憤怒의 念이 치밀어 올을 禁할수없다.

朝鮮의 眞実하고 勇敢한 勤労青年学生 인테리青年諸君!

民主々義国家의 建設育成은 이미 "카이로" "포스담" 会談에서 決定된 內容이며 同時에 全朝鮮民衆이 渇望하든 바이요 朝鮮青年이 生命을 바쳐 이를자는 課業이다 沃断코 過去의 親日派 事大主義者 謀利輩가 아니고 이루을수있는 것이아니고 朝鮮建国의 大業은 朝鮮을 사랑하야 싸와온 革命家諸先輩와 純眞한 朝鮮青年 民族의 盛衰는 実行으로써만 達成할수있는 課業이다.

青年의 意義에 있고 國家의 未來는 青年의 理想속에 있으니 朝鮮青年의 任務는 다시없이 크다할것이다。 이미 朝鮮青年은 滿洲와 北支에 散在한 同胞의 民族統一戰線結成을 要望하고 또 朝鮮의 建國事業에 推進力이 되지않으면 안이된다。 眞實로 進步的 民主々義것발은 朝鮮青年이 總團結할것은 勿論이다。 우리青年은 歷史的現實이다。 이에 한데뭉쳐 모-든非民主々義的及動勢力과 精力的으로 싸와 朝鮮民衆이 바라는바를 斷乎認識하고 進步的民主々義國家建設에 참된戰士가될것을 嚴肅히 朝鮮의 大衆과 全世界民主々義青年동무들앞에 宣言하는 바이다。

全朝鮮의 勤勞青年、學生 인데리青年諸君!
民主々義國家建設을 爲하야 朝鮮青年總同盟으로 한데뭉치자

一九四五年十二月十二日
朝鮮青年總同盟

綱領

一、우리青年은 大同団結하야 進步的民主々義國家建設에 强力한 推進力이되기를 期함
一、우리青年은 日本帝国主義殘滓와 封建的要素와 모-든反動勢力의 徹底肅淸을 期함
一、우리青年은 青年의政治的、經濟的 社会的 文化的 地位의向上을 期함
一、우리青年은 心身을練磨하고 兵理를探求하야 人格의向上을 期함
一、우리青年은 民主々義諸国家青年과 相互提携하야 世界平和建設에 貢獻함을 期함

會議經過

-3-

全国十三道 二十二市 二百十八郡에 二千三百九十七細胞団体의 同盟員七十二万三千三百五名의 代表委員六百三十九名中 六百名參席으로 十二月十一日午前十二時부터 서울市 天道教大講堂에서 大会의第一日을 開催되었다。

開会前부터 会場은 青年들의 씩々한얼굴과 開志로 가득찼었다。 먼저 奏樂이있고 「同盟旗入場」 殉国革命閙志와 聯合軍戰沒戰士에게 对한 默想 代議員審查 順次로 進行

어서의 歷史的任務와 便命을
進力이며 口家의礎石임을자랑하는 青年다운 성々하고 熱々한
開会辭가있은後 臨時執行部를選擧하였는데 議長은 다음과 같
名이다 李昌天滑 王益権 韓東正 金陽俊 金虹巻 그리고書
記五名과 査察五名도選定하였다 이때代議員의緊急動議에依하
야 朴憲永先生 国際青年大会議長 金元鳳 将軍 金武丁 将軍을
成將軍 推대 本大会 名誉議長으로

一、 人民共和国絶対支持
一、 親日派 民族反逆者打倒
一、 名誉信義 及 美英蘇中에 感謝의 메세지 発送
一、 民族統一戦線에 関한 件
参加시기는同時에 全評 朴小政党을 招請할것等을満場一致로可決하
本大会에 金九氏을特別 다

다음 臨時政府 張建相外가登壇하여 「民統戦線에는 더욱노
칠것이아니라 먼저 親日派와 民族反逆者를 除外하여야하며 将来
우리口家의礎石이될 여러분은 성々하게 建国事業에 奮闘하여

주기바란다는 祝辞가있었다。
이어서 大会準備委員会의 経過報
告가있은다음 会順에따라 祝辞에들어갔다。
中央人民委員会 安基成氏 朝鮮共産青年同盟
金午星氏 朝鮮人民党 呂運亨氏 朝鮮
勵하며 青年의路線을指示하니 青年들은熱々한 拍手로
呂運亨氏가入場하니 青年들은熱狂的으로 先生을歓迎하였
다。이어서 呂運亨氏로부터 過去朝鮮革命의丁史는 젊은青年들
의 피 의丁史였다 革命運動에 参加하여 여러분이 앞으로 建国運
動에 参加할権利가있다。그래서 여러분은 各地에서 分散的이었든組織을
努力하는 部隊도 青年이다。그러나 지금 가장 애쓰며 그리고
総同盟結成大会를 完全히 遂行하기為하야 務와 責任은 더욱더욱
総力的으로 모든것이 오늘이 앞길은 더욱더욱 重大하고 生活
여러분이 걸머지고있으나 또한 苦痛과 困難을 참고 견디여나가
야한다。여러분은 過去도 現在도 또 未来도 青年은 항상 困難을
뚫고나가는 青年이다。여러분은 여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하
기 위하여 全力을 다하여 努力하고 훈련으로 精神을 健全하게
하여야한다。그리고 또 우리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여
야한다。여러분은 여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全
力을 다하여 努力하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。
그리고 또 우리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。
여러분은 여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을 다
하여 努力하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。그리고
또 우리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。여러분은
여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을 다하여 努
力하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。그리고 또 우리
는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。여러분은 여러분
에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을 다하여 努力하고
훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。그리고 또 우리는 항상
우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。여러분은 여러분에게 맡
겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을 다하여 努力하고 훈련으
로 精神을 健全하게 하여야한다。그리고 또 우리는 항상 우리
의 組織을 鞏固하게 하여야한다。여러분은 여러분에게 맡겨진
使命을 完遂하기 위하여 全力을 다하여 努力하고 훈련으로 精
神을 健全하게 하여야한다。그리고 또 우리는 항상 우리의 組
織을 鞏固하게 하여야한다。여러분은 여러분에게 맡겨진 使命
을 完遂하기 위하여 全力을 다하여 努力하고 훈련으로 精神을
健全하게 하여야한다。그리고 또 우리는 항상 우리의 組織을
鞏固하게 하여야한다。여러분은 여러분에게 맡겨진 使命을 完
遂하기 위하여 全力을 다하여 努力하고 훈련으로 精神을 健全
하게 하여야한다。그리고 또 우리는 항상 우리의 組織을 鞏固
하게 하여야한다。여러분은 여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하
기 위하여 全力을 다하여 努力하고 훈련으로 精神을 健全하게
하여야한다。그리고 또 우리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게
하여야한다。여러분은 여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위
하여 全力을 다하여 努力하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여
야한다。그리고 또 우리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여
야한다。여러분은 여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여
全力을 다하여 努力하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한
다。그리고 또 우리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한
다。여러분은 여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全
力을 다하여 努力하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。
그리고 또 우리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。
여러분은 여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을
다하여 努力하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。그리
고 또 우리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。여러
분은 여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을 다하
여 努力하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。그리고
또 우리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。여러분
은 여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을 다하여
努力하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。그리고 또
우리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。여러분은
여러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을 다하여 努
力하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。그리고 또 우
리는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。여러분은 여
러분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을 다하여 努力
하고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。그리고 또 우리
는 항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。여러분은 여러
분에게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을 다하여 努力하
고 훈련으로 精神을 健全하게 하여야한다。그리고 또 우리는
항상 우리의 組織을 鞏固하게 하여야한다。여러분은 여러분에
게 맡겨진 使命을 完遂하기 위하여 全力을 다하여 努力하고 훈

하고 있다。 現在까지 알려진 바에 의하면 十二日 午前 十時三十分頃에 서울 南山 中腹에 있는 韓國放送公社 建物에 侵入한 一團의 武裝軍人들은 同 建物을 占領하고 있는 警備員들을 制壓하고 建物 內外에 配置되어 있는 放送關係者들을 監視하는 한편 建物 內外에 電話線을 모두 끊어 버리고 放送施設을 掌握하였다。 이들 武裝軍人들은 放送施設을 掌握한 後 韓國放送公社 社長室에 侵入하여 社長 李相勳氏를 監禁하고 社長室 電話를 通하여 中央廳 및 靑瓦臺와 連絡을 取

大會第三日

◀ 監査委員長 李相卨 副委員長 孫秉熙 李昇薰 鄭鎭石 李鍾一 金東奭 李鍾勳 李鍾夏 金完圭 李鍾浩 金鎭夏 李鍾麟 金秉祚 金商悅 金性洙 金東鎭 李鍾奭 金洛俊 金道泰 李奎甲 李鍾奎 金永根 李炳憲 金秉濬 李奎洪 李奎學 金永善 李奎熙 金永完 李奎濂 金永根 李炳憲 金秉濬 李奎洪 李奎學 金永善 李奎熙 金永完 李奎濂

◀ 監査委員 李相卨 副委員長 孫秉熙 李昇薰 鄭鎭石 李鍾一 金東奭 李鍾勳 李鍾夏 金完圭 李鍾浩 金鎭夏 李鍾麟 金秉祚 金商悅 金性洙 金東鎭 李鍾奭 金洛俊 金道泰 李奎甲 李鍾奎

青総大会決定書

一、還逸 파시즘과 日本軍閥獨裁의 그 殘滓勢力은 完全히 掃蕩되었으며 世界民主々義国家陣営의 勝利는 確定的이다。

二、朝鮮의 解放은 世界平和와 自由의 保障이로써 世界民主々義国家陣営의 勝利에 不絶한 努力을 하고 있다。

三、一戰線의 完結을 攪乱하고 있으며 台湾에서 約束되었다。八月十五日 解放의 歓喜와 우리는 茲으며 建国의 부르짖음은 더욱 침착성으나 日本帝国主義殘滓勢力과 있으며 이 民族 親日派民族反逆者는 完全自主독립을 達成하는 形態로써 跳梁하고 民族統一戰線의 完結을 攪乱하고 있다。

四、日本帝国主義의 植民地政策에 依하야 우리青年은 特殊的立場에서 苛酷한 二重的搾取와 压迫의 苦痛에 허덕이고 이러한 二重的인 殺人的彈压에도 不拘하고 우리青年의 革命的戰斗的인 部隊는 民族解放運動에 參加하였다。

五、三一運動에 있어서 우리青年은 勇敢한 斗爭(一九一九) 六、一〇万명의 青年의 英雄的 動員(一九二九) 光州学生事件 때의 反帝 徵兵反斗爭 그 后의 数多한 先驅的인 革命的斗爭 軍隊内外에 있어서의 反対斗爭이는 果然 朝鮮青年의 民族解放運動에 빛나는 一大史実로서 後世에 傳할 것이다。

六、八月十五日 後 朝鮮青年은 愛国的熱情에 불타는 朝鮮青年은 建国事業에 積極的으로 參加하였다。学生隊 治安隊 自衛隊等은 日本帝国主義의 武裝解除에 国内治安維保에 貢献한 바 컸으며 生産增進의 先鋒이 되었다。民族統一戰線의 結成의 必要를 깨닫고 全民族의 부르짖음에 呼応하여 民主々義国家建設에 모든 힘을 바친 覺悟를 하고 推進力이 되었다。

七、本大会는 民主々義国家建設의 重大한 時期에 있어서 朝鮮青年의 偉大한 歷史的傳統과 光榮있는 闘爭의 経驗에 立脚하야 全国青年을 大同団結하여 朝鮮青年総同盟을 再建하고 朝鮮民族의 総力量을 集中的組織으로 發揮하기 為하야 左記 綱領과 規約을 決定한다。

綱領

一、我等은 朝鮮民族解放의 完遂와 民主々義国家建設을 期함。

二、我等은 朝鮮青年의 政治的 自覚을 促進하고 組織的 訓練을 强化함。

三、我等은 朝鮮青年의 文化的 水準을 向上하고 体育을 奬励함。

四、我等은 朝鮮青年의 経済的 地位의 改善을 期함。

五、我等은 朝鮮青年의 国際的 連帯性을 確認하며 進歩的 青年의 国際的 統一組織体인 世界青年総同盟 旗幟 아래에 集結함。

規約

一、本同盟은 綱領을 実現하기 為하야 左記 事業을 行함。

(一) 青年의 政治的 自覚을 促進하기 為하야 政治講座 및 講演会를 開催함。

(二) 青年의 文化的 水準을 向上하기 為하야 夜学 및 講習会를 開催함。

(三) 青年의 体育을 奬励하기 為하야 体育会 및 競技会를 開催함。

(四) 青年의 経済的 地位의 改善을 期하기 為하야 青年工場 및 青年農場을 経営함。

(五) 青年의 国際的 連帯性을 確認하기 為하야 国際青年友誼会를 開催함。

(六) 其他 本同盟의 目的을 達成하기 為하야 必要한 事業을 行함。

二、本同盟은 朝鮮青年으로서 本同盟의 綱領을 承認하고 本同盟의 組織에 加入하는 者로써 組織함。

三、本同盟은 本部 및 地方支部를 置함。

四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会를 置함。

五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 執行委員会를 置함。

六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 常務委員会를 置함。

七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 書記局을 置함。

八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 委員会를 置함。

九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 部를 置함。

十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 課를 置함。

十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 班을 置함。

十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 隊를 置함。

十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 団을 置함。

十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 連盟을 置함。

十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 協会를 置함。

十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 研究会를 置함。

十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 講習会를 置함。

十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 講演会를 置함。

十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 座談会를 置함。

二十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 懇談会를 置함。

二十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 茶話会를 置함。

二十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 宴会를 置함。

二十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 舞踏会를 置함。

二十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 音楽会를 置함。

二十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 演劇会를 置함。

二十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 映画会를 置함。

二十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

四十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

四十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

四十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

四十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

四十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

四十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

四十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

四十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

四十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

四十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

五十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

五十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

五十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

五十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

五十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

五十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

五十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

五十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

五十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

五十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

六十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

六十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

六十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

六十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

六十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

六十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

六十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

六十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

六十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

六十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

七十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

七十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

七十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

七十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

七十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

七十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

七十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

七十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

七十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

七十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

八十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

八十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

八十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

八十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

八十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

八十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

八十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

八十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

八十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

八十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

九十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

九十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

九十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

九十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

九十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

九十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

九十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

九十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

九十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

九十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百二十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百二十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百二十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百二十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百二十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百二十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百二十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百二十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百二十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百二十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百三十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百三十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百三十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百三十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百三十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百三十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百三十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百三十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百三十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百三十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百四十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百四十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百四十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百四十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百四十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百四十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百四十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百四十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百四十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百四十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百五十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百五十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百五十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百五十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百五十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百五十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百五十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百五十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百五十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百五十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百六十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百六十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百六十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百六十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百六十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百六十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百六十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百六十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百六十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百六十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百七十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百七十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百七十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百七十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百七十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百七十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百七十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百七十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百七十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百七十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百八十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百八十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百八十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百八十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百八十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百八十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百八十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百八十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百八十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百八十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百九十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百九十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百九十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百九十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

百九十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

百九十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

百九十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

百九十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

百九十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

百九十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百二十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百二十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百二十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百二十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百二十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百二十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百二十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百二十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百二十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百二十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百三十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百三十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百三十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百三十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百三十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百三十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百三十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百三十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百三十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百三十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百四十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百四十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百四十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百四十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百四十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百四十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百四十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百四十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百四十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百四十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百五十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百五十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百五十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百五十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百五十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百五十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百五十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百五十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百五十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百五十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百六十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百六十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百六十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百六十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百六十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百六十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百六十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百六十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百六十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百六十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百七十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百七十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百七十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百七十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百七十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百七十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百七十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百七十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百七十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百七十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百八十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百八十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百八十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百八十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百八十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百八十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百八十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百八十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百八十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百八十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百九十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百九十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百九十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百九十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

二百九十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

二百九十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

二百九十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

二百九十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

二百九十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

二百九十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百二十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百二十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百二十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百二十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百二十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百二十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百二十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百二十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百二十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百二十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百三十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百三十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百三十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百三十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百三十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百三十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百三十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百三十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百三十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百三十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百四十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百四十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百四十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百四十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百四十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百四十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百四十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百四十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百四十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百四十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百五十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百五十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百五十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百五十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百五十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百五十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百五十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百五十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百五十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百五十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百六十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百六十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百六十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百六十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百六十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百六十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百六十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百六十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百六十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百六十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百七十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百七十一、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百七十二、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百七十三、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百七十四、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三百七十五、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展覧会를 置함。

三百七十六、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 博覧会를 置함。

三百七十七、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 見本市를 置함。

三百七十八、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 即売会를 置함。

三百七十九、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 展示会를 置함。

三百八十、本同盟은 中央委員会 및 地方委員会에 各種 陳列会를 置함。

三

十排除了這些，本文只是以朝鮮半島北部爲中心，來考察一下朝鮮半島北部的歷史地理環境。

朝鮮半島北部的歷史地理環境，主要是指朝鮮半島北部的山川、河流、平原、盆地、氣候、植被等自然地理環境，以及在這些自然地理環境的基礎上形成的人文地理環境。

朝鮮半島北部的山脈，主要是指長白山脈和狼林山脈。長白山脈是朝鮮半島北部最大的山脈，它從中國東北境內延伸而來，橫貫朝鮮半島北部，成爲中朝兩國的天然邊界。狼林山脈位於長白山脈以西，與長白山脈平行，也是中朝兩國的天然邊界。

朝鮮半島北部的河流，主要是指鴨綠江、豆滿江和大同江。鴨綠江發源於長白山脈，流經朝鮮半島北部的西部，注入黃海。豆滿江發源於長白山脈，流經朝鮮半島北部的東部，注入日本海。大同江發源於狼林山脈，流經朝鮮半島北部的中部，注入黃海。

朝鮮半島北部的平原，主要是指平壤平原和咸興平原。平壤平原位於朝鮮半島北部的西部，是朝鮮半島北部最大的平原。咸興平原位於朝鮮半島北部的東部，是朝鮮半島北部第二大的平原。

朝鮮半島北部的盆地，主要是指平壤盆地和咸興盆地。平壤盆地位於平壤平原的中部，是朝鮮半島北部最大的盆地。咸興盆地位於咸興平原的中部，是朝鮮半島北部第二大的盆地。

朝鮮半島北部的氣候，屬於溫帶季風氣候，冬季寒冷乾燥，夏季炎熱濕潤，春秋兩季氣候溫和。

朝鮮半島北部的植被，主要是指森林植被。朝鮮半島北部的森林植被，以針葉林爲主，闊葉林爲輔。

朝鮮半島北部的人文地理環境，主要是指朝鮮半島北部的人口、民族、語言、宗教、文化等人文地理環境。

朝鮮半島北部的人口，主要是指朝鮮族人口。朝鮮族人口主要分布在朝鮮半島北部的西部和東部。

朝鮮半島北部的民族，主要是指朝鮮族。朝鮮族是朝鮮半島北部的主體民族。

朝鮮半島北部的語言，主要是指朝鮮語。朝鮮語是朝鮮半島北部的官方語言。

朝鮮半島北部的宗教，主要是指佛教和基督教。佛教在朝鮮半島北部有悠久的歷史，基督教在朝鮮半島北部有較大的影響。

朝鮮半島北部的文化，主要是指朝鮮族文化。朝鮮族文化是朝鮮半島北部的主體文化。

朝鮮半島北部的歷史地理環境，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。

朝鮮半島北部的山脈，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。長白山脈和狼林山脈是朝鮮半島北部的天然屏障，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的保護作用。

朝鮮半島北部的河流，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。鴨綠江、豆滿江和大同江是朝鮮半島北部的重要交通線，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的促進作用。

朝鮮半島北部的平原，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。平壤平原和咸興平原是朝鮮半島北部的重要農業區，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的促進作用。

朝鮮半島北部的盆地，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。平壤盆地和咸興盆地是朝鮮半島北部的重要農業區，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的促進作用。

朝鮮半島北部的氣候，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。朝鮮半島北部的氣候，冬季寒冷乾燥，夏季炎熱濕潤，春秋兩季氣候溫和，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的促進作用。

朝鮮半島北部的植被，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。朝鮮半島北部的森林植被，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的保護作用。

朝鮮半島北部的人口，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。朝鮮族人口是朝鮮半島北部的主體人口，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的促進作用。

朝鮮半島北部的民族，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。朝鮮族是朝鮮半島北部的主體民族，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的促進作用。

朝鮮半島北部的語言，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。朝鮮語是朝鮮半島北部的官方語言，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的促進作用。

朝鮮半島北部的宗教，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。佛教和基督教在朝鮮半島北部有較大的影響，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的促進作用。

朝鮮半島北部的文化，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。朝鮮族文化是朝鮮半島北部的主體文化，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的促進作用。

朝鮮半島北部的歷史地理環境，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的影響。朝鮮半島北部的歷史地理環境，對朝鮮半島北部的歷史發展有重要的保護作用和促進作用。

十八才以上青年男女에게 選擧權、被選擧權을 賦與하라
青年에게 言論、出版、集會、結社及研究의自由를完全히 賦與하라
日帝殘滓와 民族反逆者를 徹底히숙淸하라
朝鮮의完全獨立을促進시키자 大衆을土台로한 民族統一戰線完成
民主々義政權樹立의基礎인 萬方
朝鮮人民共和国万万歳
美、ソ、中、英等民主々義国家万万歳
世界被壓迫民族解放万万歳
世界民主々義青年団結 万万歳
朝鮮青年 総同盟結成 万万歳
勇敢하고 늠름한民主々義青年은朝鮮青年総同盟旗빨아래로
中央人民委員会에보내는 메세-지
中央委員会에보내는 메세-지
日本軍国主義彈壓下에 民族의完全解放을為하야 犧牲된 八月十五日日本軍国主義가 降伏하자 斷末魔的暴行아래 敢然人民의 先頭에나서 가장人民의 總意를代表하여 斗爭하신데對하여 朝鮮青年三百万을代表하여 衷心으로 感謝의뜻을 表하는 바입니다。
우리青年은 日本軍国主義의 가장基礎한 柱石이엿기때문에 軍国主義日本이 朝鮮에서 搾取와壓迫의對象이되엿든 이들과斗爭한 가장熱烈한 部隊임을 잘알고있을뿐만아니라 이들은 陰으로陽으로 우리들을 指導하여주시여 우리는다시금 感謝의뜻을 表하는 바입니다。
저이들青年들에게光明을 비추어주신데 우리三千万同胞를 代表하여 斗爭하신 이들에게 感謝의뜻을 表하는 바입니다。
朝鮮人民은 日本帝国主義壓迫과 얼마나 熱烈히 民族統一戰線結成을 부르짖고있음엇가 現在도亦是우리 民族은 完全自主獨立을獲得하려고 勇敢히斗爭하시는 親日派民族反逆者를除外한 全人民이 一致團結하여 自主的인

今日ハ朝鮮人ノ中ニ在リテハ、一般ニ祝日ノ如キ感ヲ以テ迎ヘラレ、各地ニ於テ種々ノ催ヲ為シ、京城ニ於テハ午前十時ヨリ京城運動場ニ於テ、京城府主催ノ下ニ、京城府民大会ヲ開催シ、約二万ノ人出アリタリ。

尚ホ京城ニ於テハ、午前十時ヨリ

그 들은 이 때 에 이 르 러 서 야 비 로 소 정 신 을 차 리 고 보 니 자 기 들 이 속 았 다 는 것 을 깨 닫 고 분 개 하 였 으 나 이 미 때 는 늦 었 다 。 부 랴 부 랴 서 둘 러 서 울 로 돌 아 와 서 보 니 서 울 은 벌 써 치 안 이 문 란 하 여 졌 고 폭 동 이 일 어 나 기 시 작 하 였 다 。 그 래 서 그 들 은 다 시 군 대 를 조 직 하 여 가 지 고 폭 동 을 진 압 하 려 고 하 였 으 나 이 미 때 는 늦 었 다 。 그 들 은 이 미 정 권 을 잃 어 버 린 후 이

우리들은 將軍의 過去로서 將軍의 투쟁이
임을 잘알었기때문에 또한 青年인동무만이 알수있는 우리들
의心情이기에 모-든青年으로서의 公憤과感情을理解하는것이고
正当한批判을주실줄압니다. 우리는將軍을尊敬하오로써 將軍의指
導가必要할것이며 그것을가장强要하여 실천에옴겨 强要
여태껏우리는 祖国의完全自主獨立을 戰取하기為하야 이제는
意識的으로 우리들에게 피를흘릴지만 싸우고
피를받친것입니다. 將軍의健康과奮鬪를 비러마지안습니다.

一九四五年 十月十日

朝鮮青年總同盟結成大会.

朴憲永에게드리는 메세-지

朝鮮勞仂階級의 前衛로人民의 압倒的 支敎를받는 勤勞大衆
의利益을代表하야 超人的으로奮斗하여오시는先生에게 우리朝鮮青
年總同盟結成大会는 三百万青年大衆의이름으로 다시금敬意를
表하며 지금 멧세-지를보내는바입니다.

世界各国을 通하야共産党이가장困難한反動의强压下에서도 勇敢하게 鬪爭하며
가장 勤勞大衆을為하야 斗爭하는 偉大한 指導者인 朴憲永先生의 健康을 빌며
最后까지革命으로 斗爭하다는事實을 우리는잘알고있읍니다.

先生도 또한 우리들을잘알고있읍니다. 우리는 다-
義下에서 가장 压迫받고賤視당하는 朝鮮人民의 代表로서도 또한
后에있어서도 우리운동을 가장組織的으로 勇敢하게 遂行하여왔고 八一五以
協同戰線의確量을가지고 또한 우리는잘알고있는 日本帝国主義의 殘虐한 支配를
主義下에서 가장 压迫받고賤視당하는 朝鮮人民의 代表로서도 또한
后에있어서도 우리운동을 가장組織的으로 勇敢하게 遂行하여왔고 八一五以
協同戰線의確量을가지고 또한 우리는잘알고있는 日本帝国主義의 殘虐한 支配를
事實을 勿論及日帝活動을 為하야 首本家地主들에게까지
있는事實을 또한 우리는잘알고있읍니다.

任務終了의 날이 오기까지 正義의 旗發을 높이 들고 나아가기를 맹세하는 바이다.

重要工業의 經營을 目的하는 株式會社 朝鮮精銅所는 今般 資本金 貳百萬圓으로 設立되었다는데 그 重役은 左와 같다고 한다.

社長 日本人 某氏
專務取締役 日本人 某氏
常務取締役 日本人 某氏
取締役 日本人 某氏
朝鮮人 某氏
朝鮮人 某氏
監査役 日本人 某氏
朝鮮人 某氏

"共榮" "善隣" 의 모자에 "以和一致" 의 새 간판을 걸고 나온 朝鮮事業協會는 去 十一日 午後 二時 半에 京城府 黃金町 一丁目 朝鮮銀行 會議室에서 第一回 總會를 열고 會則을 通過시킨 後 役員을 改選하였다는데 그 顔觸은 左와 같다고 한다.

會長 日本人 某氏
副會長 日本人 某氏
朝鮮人 某氏
理事 日本人 某氏
朝鮮人 某氏
監事 日本人 某氏
朝鮮人 某氏

朝鮮書籍

一九四五年 三月 朴 [illegible] 著 [illegible] 發行 定價 [illegible] 圓 [illegible] 郵稅 [illegible] 錢 [illegible] 頁 [illegible] 圓 [illegible] 錢 [illegible] 頁 [illegible] 圓 [illegible] 錢 [illegible] 頁 [illegible] 圓

그런데 이것은 그 당시 조선의 정치가 얼마나 부패하였는가를 보여주는 것이다.

一、全世界 民主々義 諸国家의 總本部인 朝鮮 革命 總同盟 萬歲!

一九四五年十二月十一日

朝鮮 革命 青年同盟 中央 委員會
代表 機關 五團 被檢

一、文化部 出版 書籍 中 敎材 以外의 한글 敎材 (綴字法) 敎本 및 한글 마춤법 (綴字法) 敎材 等 一切 下卷 上卷 半 四·五四·五〇〇

近刊 五·四〇〇

一、朝鮮 人民共和國 臨時 政府 樹立 萬歲!

一、朝鮮 人民共和國 臨時 政府 支持 萬歲!

一、朝鮮 人民共和國 臨時 政府 指導者 金九 金奎植 李承晩 金日成 金枓奉 諸 領袖 萬歲!

一、朝鮮 人民共和國 臨時 政府 軍事部 軍務部 內務部 外務部 財務部 法務部 文化部 交通部 農務部 各 部長 次長 萬歲!

一、朝鮮 人民共和國 臨時 政府 各 部署 局長 課長 萬歲!

一、朝鮮 人民共和國 臨時 政府 各 道 府 郡 島 面 里 洞 人民委員會 萬歲!

一、朝鮮 人民共和國 臨時 政府 各 道 府 郡 島 面 里 洞 人民委員會 各 部署 局長 課長

070-1

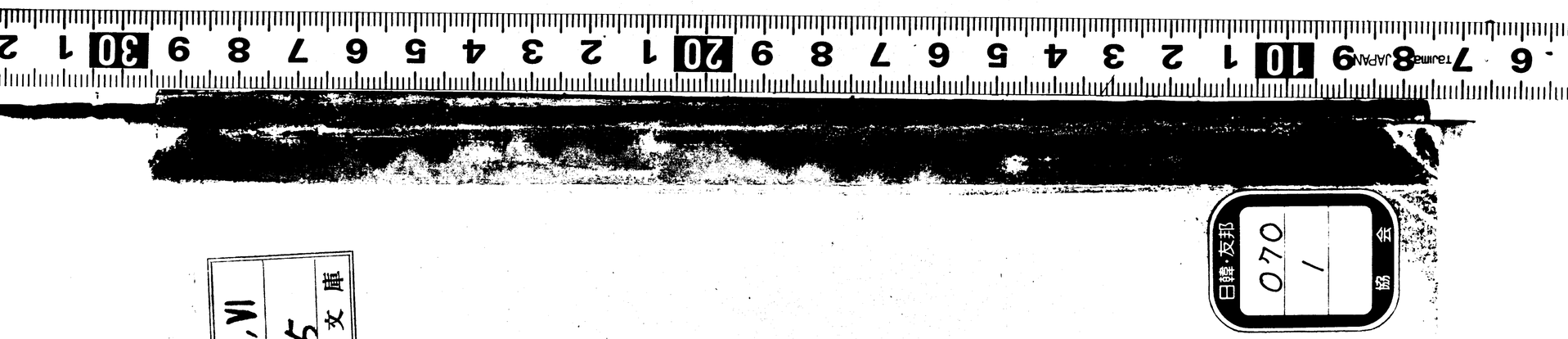

日韓・友邦協会
070
1

部門 B,VI
番號 5
山縣文庫

京城日報社誌

昭和二十年十月十日受

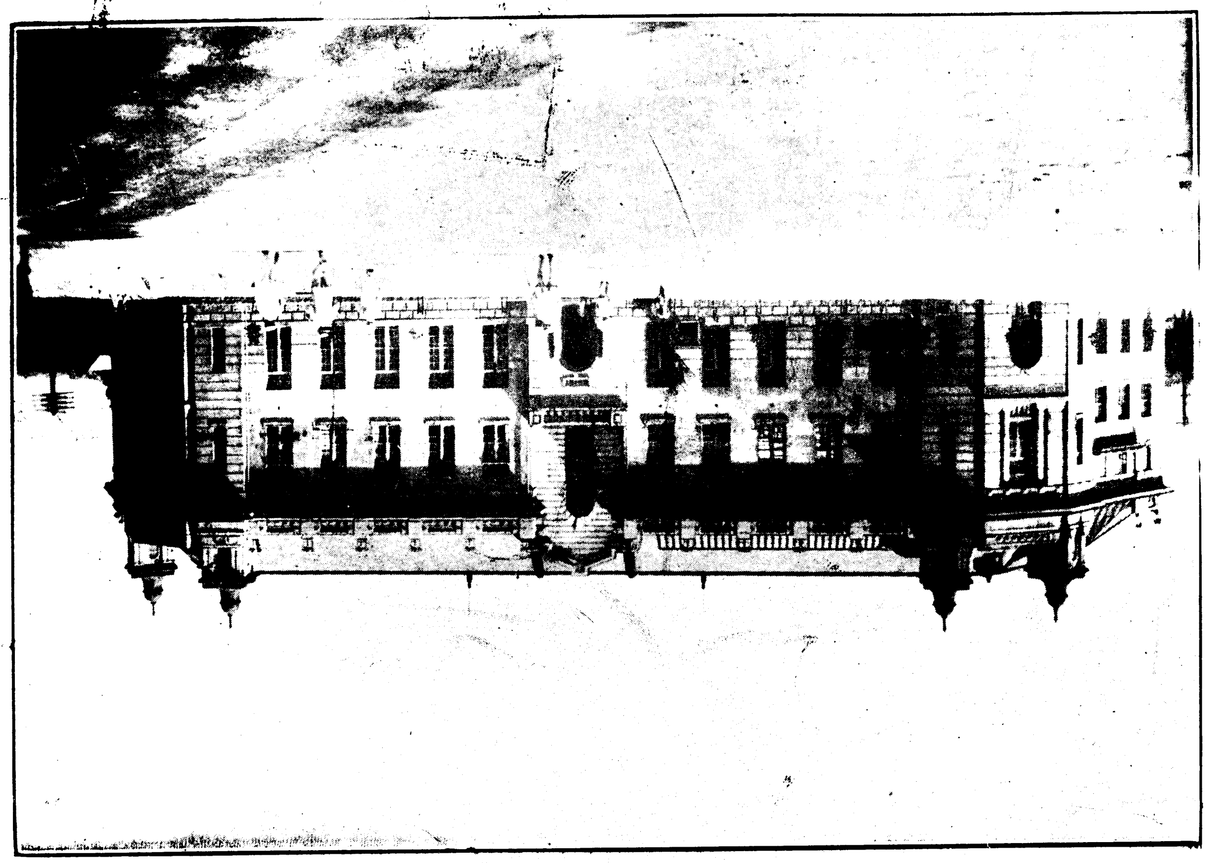

昇　全　祉　本　在　現

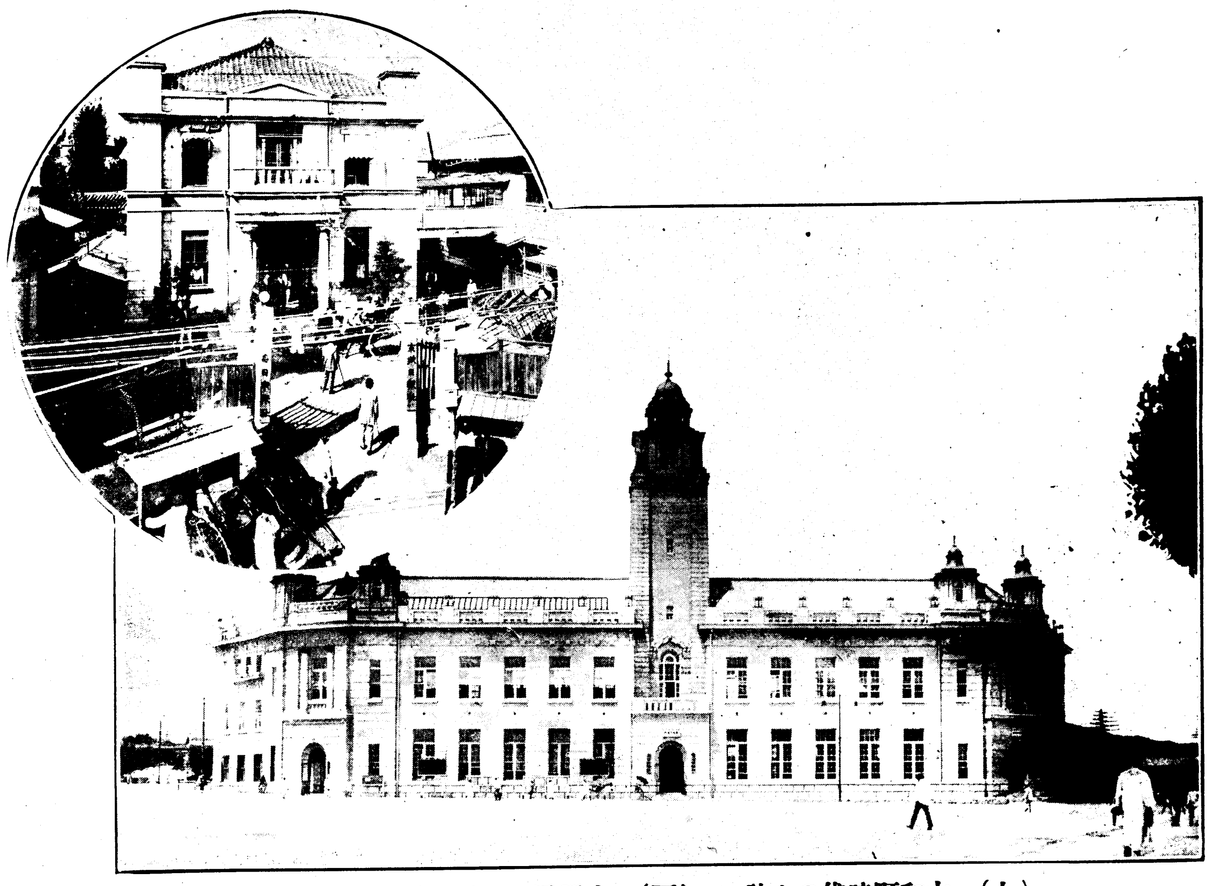

（上）　大和町時代の本社　　（下）　太平通一丁目に於ける火災前の社屋

(1)　(2)　(3)　(4)

(1) 前監督　德富猪一郎氏　　(2) 前社長　大岡力氏

(3) 前社長　吉野太左衛門氏　　(4) 前社長　阿部充家氏

（前社長伊東祐侃氏缺ク）

社長 加藤房藏氏

常務理事 元田道氏

常務理事 早川忠助氏

理事 中村健太郎氏

理事 尾崎松吉氏

理事 方台榮氏

理事 田直奧毅氏

閣　　青　　來

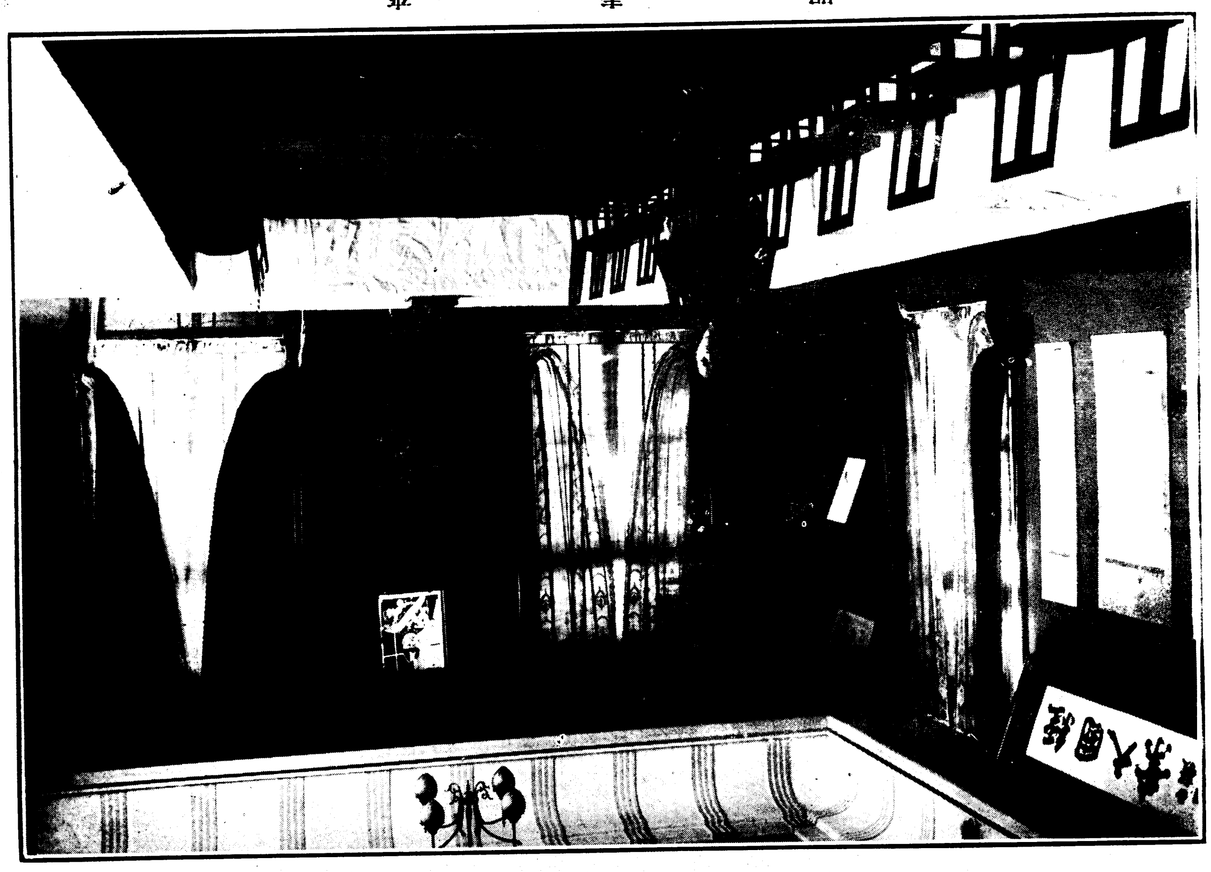

（上）京城日報編輯局　（下）每日申報編輯局

（上）營業局　　（下）代理部

（上）寫眞部　（中）整版部　（下）發送部

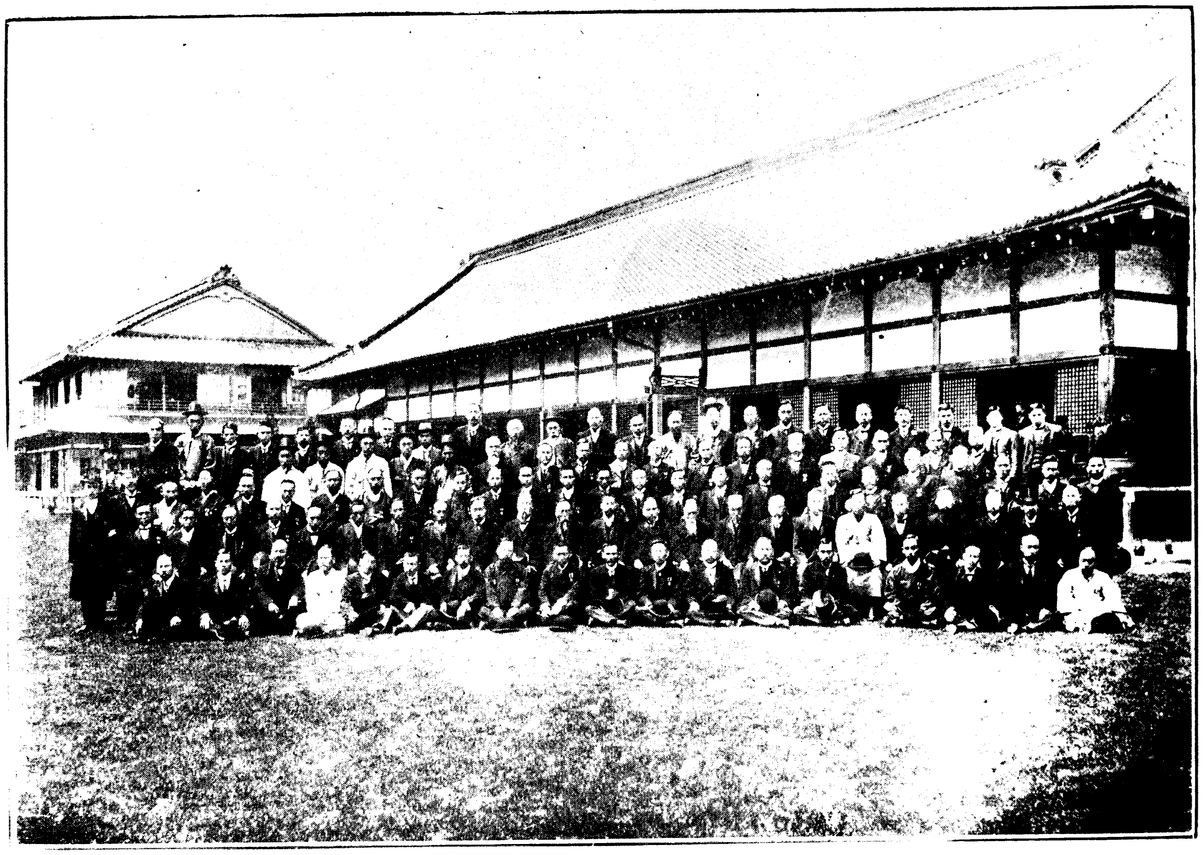

大森恩物伝習所生徒一同

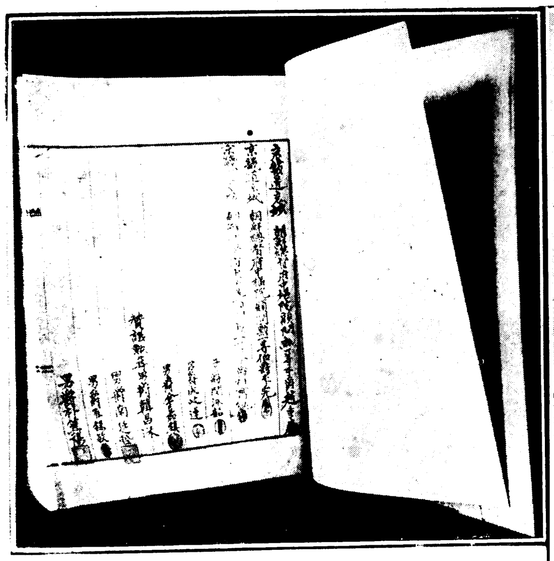

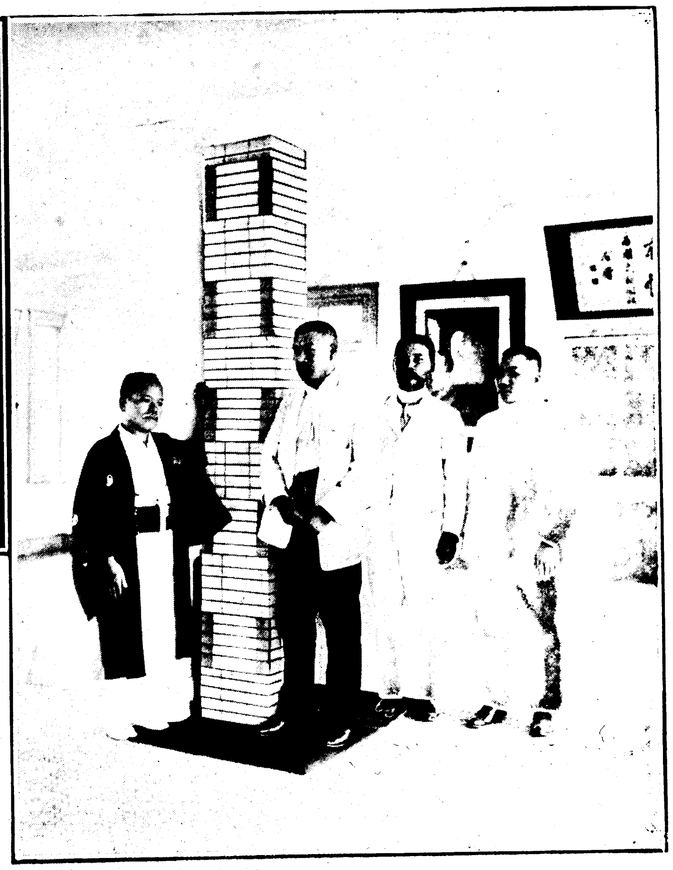

（上）併合一週年紀念日に　先帝陛下に奉呈したる朝鮮人代表人物二十五萬人の頌德表内容（下）同頌德表を積上げたる所傍に白服黒袴にて立てるは
前監督德富猪一郎氏

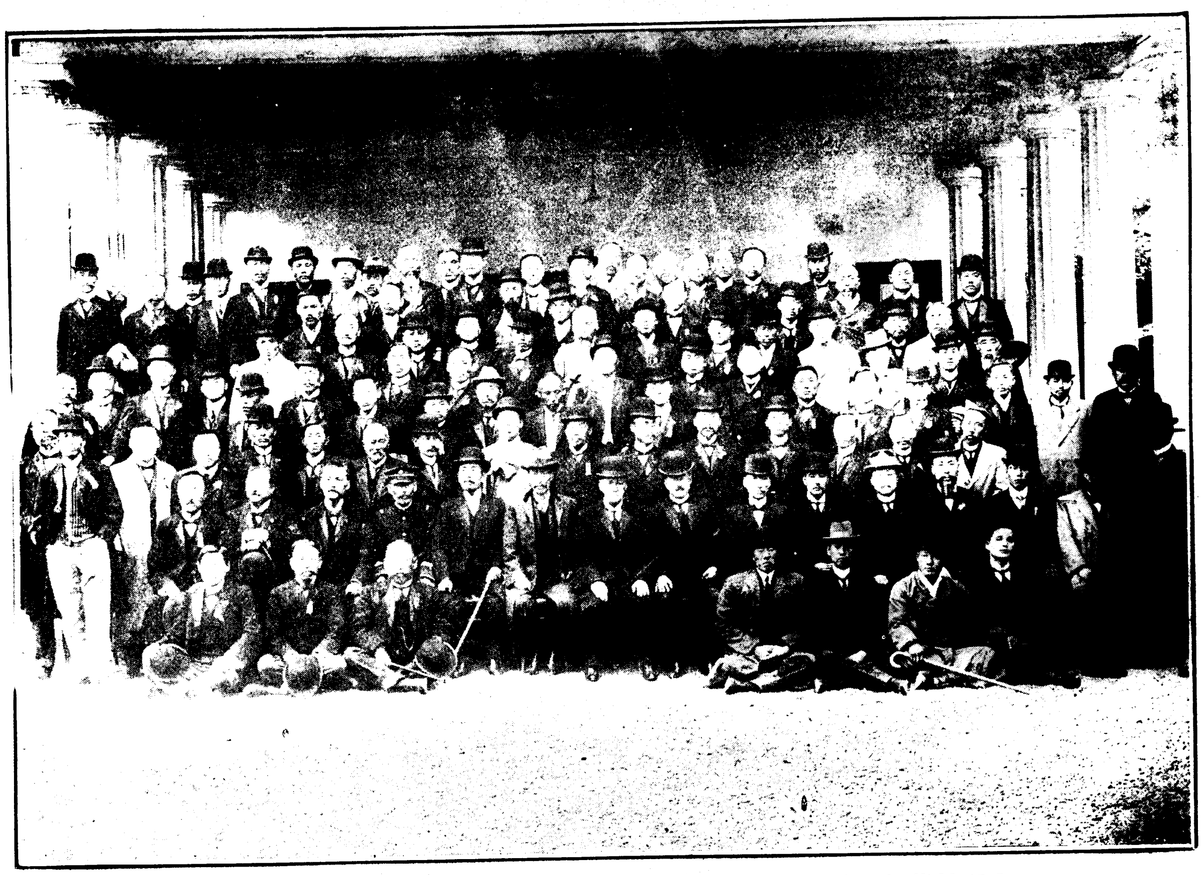

上野精養軒に於ける本社主催朝鮮人大正博視察團一行　（大正三年四月）

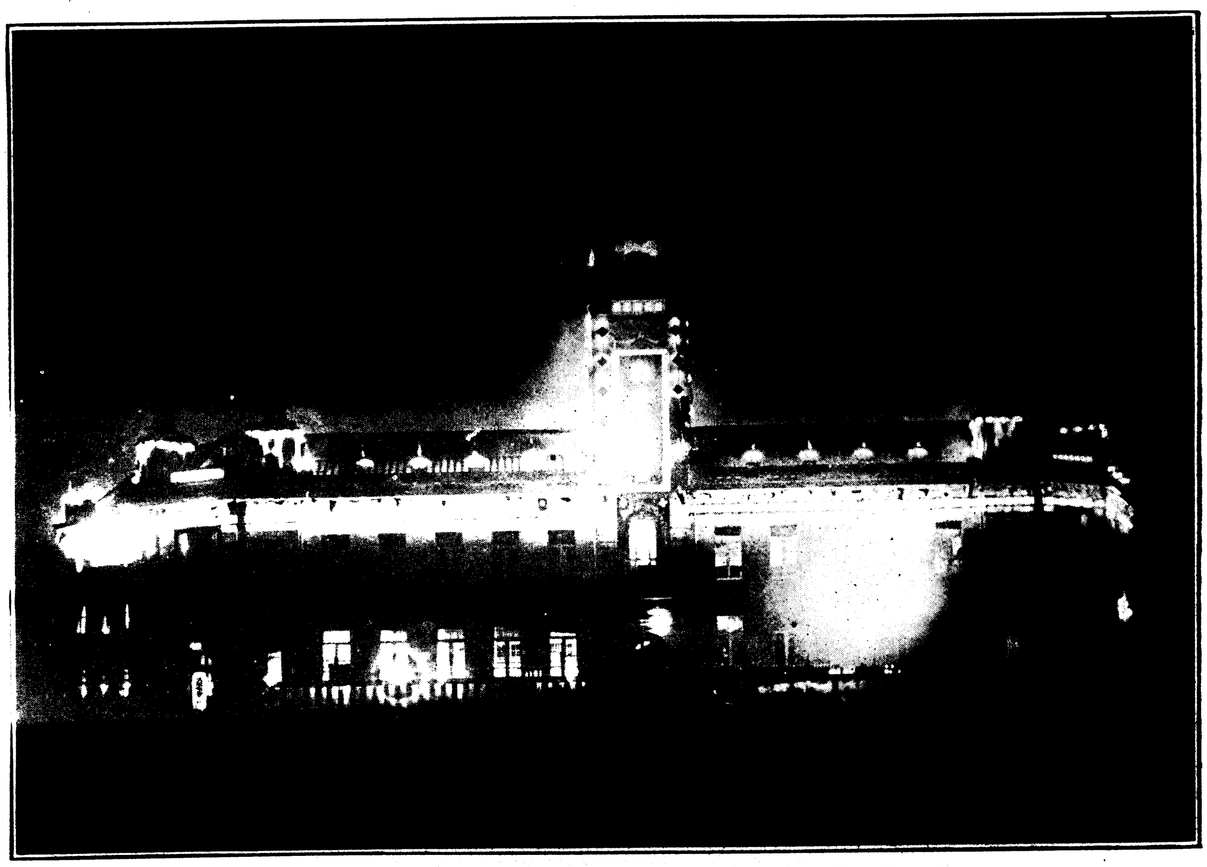

本社主催家庭博覽會　（大正四年五月）

五龍背温泉に於ける本社主催南北滿洲視察團一行　（大正六年四月）

（右）本社主催朝鮮人九州視察團南大門驛出發光景　（左）連絡船上の一行（大正七年四月）

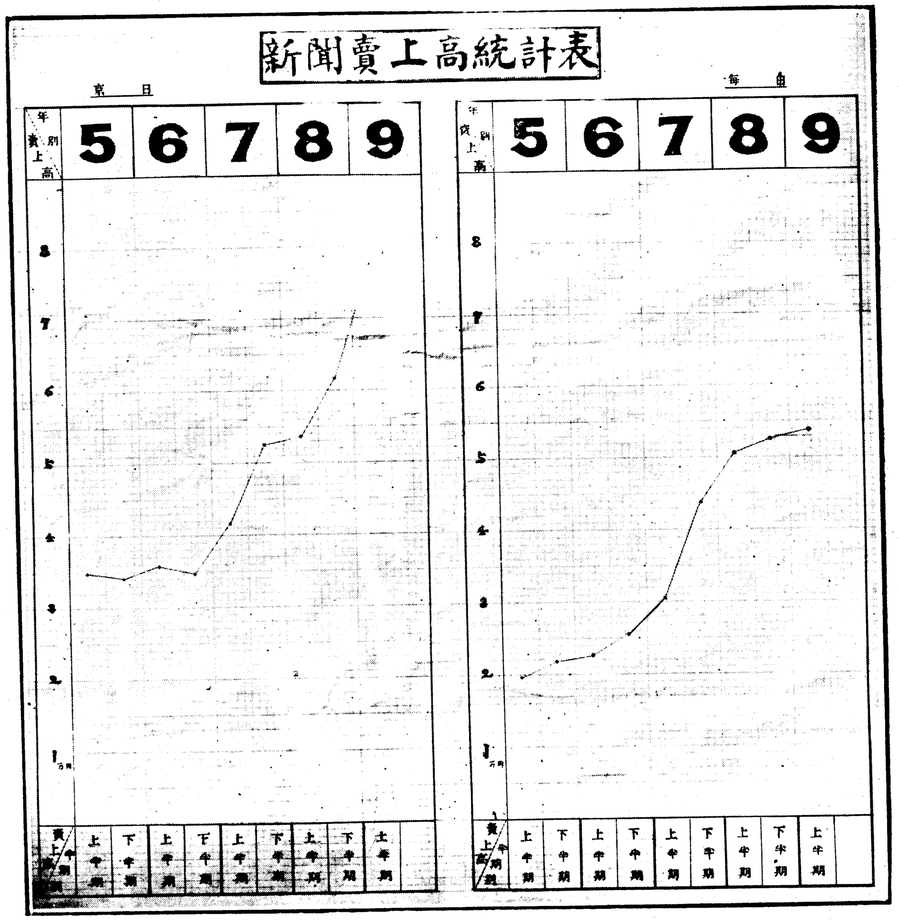

新聞販賣統計表

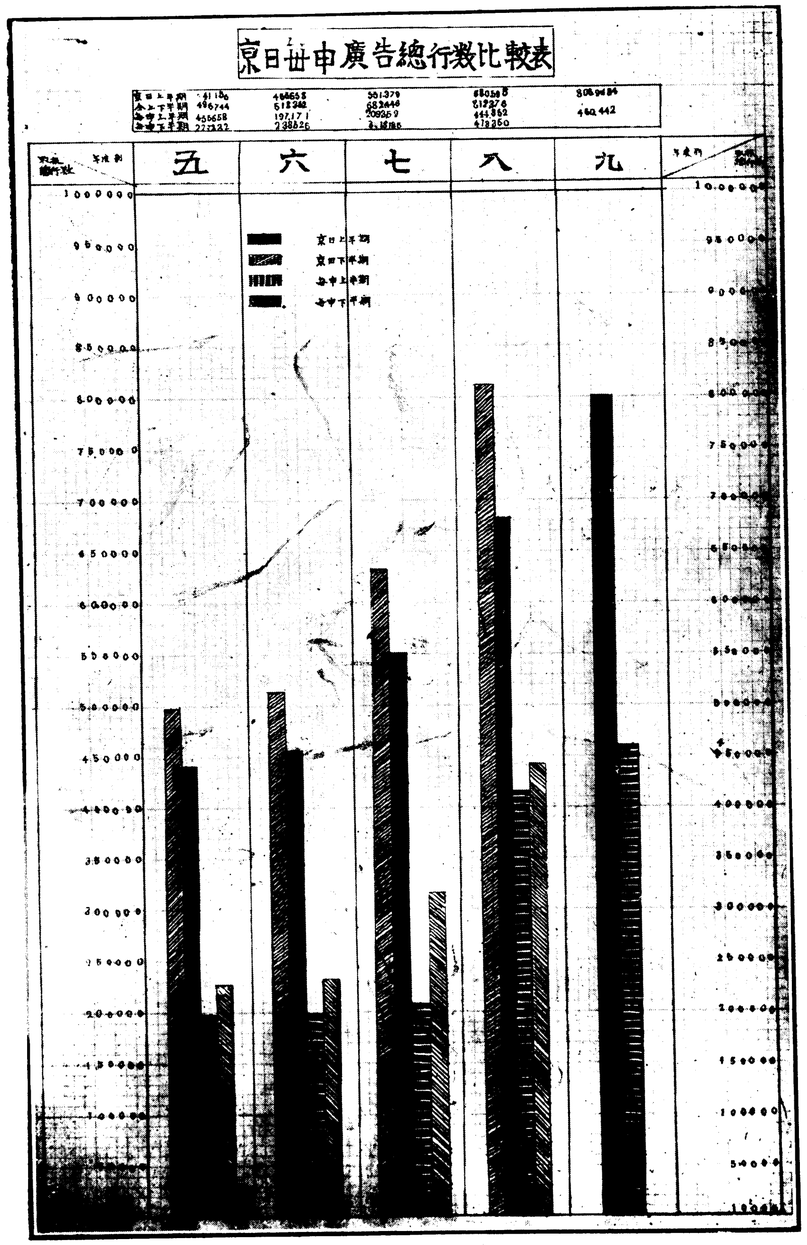

廣告揭載統計表

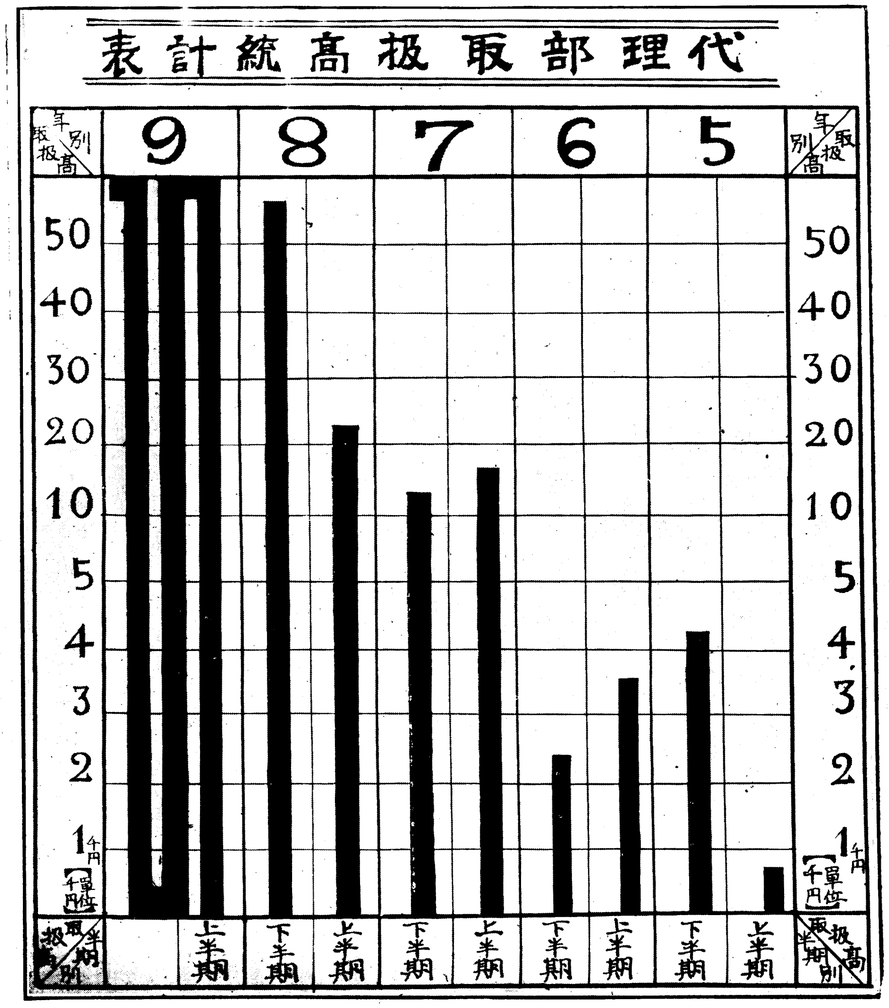

代理部取扱高統計表

目次

一、沿革……一
二、社是……五
三、組織及社員……七
分課……幹部……其他ノ社員……社員表……社員名簿……一〇
四、支局及通信員……一三
五、每日申報……二四
六、大陸通信……二五
七、工場……二七
八、社會的事業……一一—二六
附錄……
以上

京城日報沿革概要

一、沿革

京城日報は明治三十九年九月一日第一號を發行し、爾來歲を重ぬること十有五、大正九年九月一日を以て創刊十五年記念の祝典を擧ぐるに至れり。今其の創刊の由來及び其後の沿革を左に略叙す。

故伊藤公が韓國統監の重任に膺り此地に蒞むや、對韓保護政治の施措に就き之を中外に宣明し、誤解疑惑を一掃するの必要を認め、當時京城に於いて邦人の經營せる漢城新報及び大東日報の二

新聞紙を買收し、新に有力なる邦字新聞紙を發刊せんとし、公自ら京城日報といふ名稱を擇び、伊東祐侃氏を社長と爲し、又別に英字新聞紙セウルプレスを發刊し、頭本元貞氏を社長と爲し、各其の經營を宰らしめ、兩者相呼應して新政の徹底を圖り、又日鮮融和の大義を皷吹するに努めたり。之を京城日報の濫觴と爲す。

當時京城の新聞界は、殆と群雄割據の狀態なりしを以て、其の經營いづれも困難を感じたるが、統監府の方針を卜するに京城日報に由るを便とすること、漸く一般社會に認められ、漸次に其の基礎を固むるに至れり。明治四十一年六月伊東祐侃氏職を辭し、大岡力氏之に代はり、新に方針を定めて積極主義を執り翌四十二年四月

萬難を排して、兩班、儒生及び實業家より成る觀光團を作り、親しく日本の實況を視察せしめ、日鮮融合を圖るの上に就いて、頗る良好なる結果を收めたり。明治四十三年日韓併合成り、新に朝鮮總督府を置かるゝに當り、京城日報も亦其の組織を變更するの必要に會し、大岡氏社長を辭し、德富猪一郎氏一切の經營を引受くることゝなりたるが、同氏は常に京城に居住し得ざる事情あるを以て、吉野太左衞門氏を社長兼主筆と爲し、德富氏之を監督し、ます〳〵業務の振興を圖り、明治四十四年七月六頁を八頁に改め、明治四十五年二月理事を以て幹部を組織するの制を定む。是れ業務の漸く複雜に赴くに從ひ、衆力の協戮を必要とするに因れり。大正二年一月朝

刊夕刊に改め、同二年十月社礎を定めて合資會社と爲し、新に支配人を置き社業を管理せしむ。大正三年七月吉野氏病を以て職を退き、阿部充家氏之に代はる。

創立以來の京城日報は本社を大和町一丁目に置きたるが、社運の進展と共に屋舍の狹隘を告ぐるに至りたるを以て、新に敷地を大漢門外の警衛院跡にトし、大正二年十一月工を起し、翌三年十月工を竣へ、十一月初旬移轉を了したるが不幸にして其の翌四年十一月火災を起し、屋舍の過半を燒失し(即ち來青閣、編輯局、營業局、代理部)多大の損失を招きたるも、直ちに再築の計劃を立て翌五年十月一日を以て落成式を擧くるを得たり。大正七年六月三十日德富氏都合を以て監督を辭し、阿部氏亦從つて退き、現社長加藤房藏氏入りて之に代はる。大正八年三月社則を更定し、大正九年一月朝刊を廢止し、以て時勢の進運に適應するを期し、面目を一新して以て今に至れり。

二、社是

京城日報の創立は、前章に概述したる如き緣由に出でたるものなるを以て其の社是の在る所、自ら明白なるが、明治四十三年十月二日寺內總督は左の訓示を與へ、具體的に之を明確にしたり。

一、京城日報社員は忠君愛國の精神を發揮して朝鮮總督府施政の目的を貫徹するに勗むる事

一、社員一同秩序を保ち紀律に服し同心協力精勵奮進以て社運の隆盛を期する事

一、公正穩健筆鋒を謹嚴にし京城日報の品位を昂め信用を厚うし勢力を加ふること

を服膺する事

一、社員は各個品行を方正にし威儀を修め體面を全うし倍新聞記者たる資格を高尚

ならしむる事

一、如何なる場合たりとも長上の命令に奬順すると共に各個の能力を傾注し自發的

活動をなし其職務に忠實なるへき事

大正八年三月社則更正に際し、加藤社長は重ねて左の如く申明したり。

這般社則、會計規則、職工規則、職工扶助規則を改訂したる所以は明治四十三年十月二日朝鮮總督寺內正毅閣下が本社に與へられたる訓示を體し社是を表明し社員が遵守すべき條項を規定せしものなり即ち嚴肅なる規律の下に職務に從事し勉勞力して其職責を盡すべきは勿論品行を愼み品位を保持し同僚相和し以て社運の隆盛を計らんとする目的に外ならず云々

三、組織及社員

(イ)分課

創立の際に於ける組織は一般の例に從ひ、頗る單純なるものなるも、其後幾度か變更し、大正四年三月始めて社則の制定を見、大正八年三月之を更正し、翌九年三月更に一部の改正を爲し、京日編輯、毎申編輯、營業の三局及び祕書課を置き、各部を之に隷屬せしむること左表の如し。

京日編輯局（論說部　通信部　政治部　經濟部）
（社會部　編輯部　調查部）
每申編輯局（論說部　編輯部　外事部）
（社會部　地方部）
營業局（庶務部　經理部　廣告部　販賣部）
（代理部　寫眞部　鑄造部　工場）

（ロ）幹部

創立當時の幹部は、社長、主筆、編輯長等なりしが、理事制施行後人員の充實を見、現在に於いては理事會を以て社長の諮詢機關と爲せり。今創立以來の幹部を擧くれば左の如し。

職名	氏名	就任	退任	備考
監督	德富猪一郎	明治四十三年九月	大正七年七月	
社長	伊東祐侃	明治卅九年九月	明治四十年六月	死亡
同	大岡力	明治四十年六月	明治四十三年九月	死亡
同	吉野太左衛門	明治四十三年九月	大正二年八月	死亡
同	阿部充家	大正二年八月	大正七年七月	
主幹	深水清	明治四十三年九月	明治四十五年二月	
主幹	阿部鶴之輔	大正四年三月	大正七年七月	
支配人	川島喜彙	大正二年六月	大正四年十二月	
主筆	服部暢	明治三十九年九月	明治四十一年	
同	原田豐次郎	明治四十二年	明治四十三年	
理事	山內寅吉	明治四十五年二月		死亡
同	隈部熙	同		死亡
同	並川喜三郎	同		死亡
同	高山覺威	大正元年四月	大正四年十二月	
同	山崎猛	大正四年四月	大正六年十一月	
同	上田元三	大正四年四月	大正七年十月	死亡

同	湯淺秀富	大正八年五月	
同	山崎武	大正八年十二月	死亡

以上は既に退職又は死亡したる人々にして、現在員は左の如し。

(八) 其他の社員

職名	氏名	就任年月日
社長	加藤房藏	大正七年七月
理事(支配人)	藤村忠助	大正五年一月
同(主筆)	早田元道	大正七年八月
同(京日編輯局長)	松尾茂吉	大正五年二月
同(秘書課長)	中村健太郎	明治四十五年二月
同(大陸通信主幹)	奥田直毅	大正七年八月
同(毎申編輯局長心得)	方台榮	大正九年七月

其他の社員にして編輯及び事務に從事するものに、司事、記者、事務員あり。又技術に當るものに技術員あり。準社員には事務員助手、技術員助手、守衛、交換手、給仕及び小使あり、現在の員數を示せは左表の如し。

社員表 (大正九年七月現在)

職名	本社	東京	大阪	關門	釜山	安東縣	奉天	長春	大連	計
司事	三	四	一							三
記者	三	四	一	二						三
事務員	二五	三	一		一	一	一	一	一	三九
技術員	七									八
事務員助手	四		一							五
技術員助手	三									三
交換手	二									二

社員名簿

社長　加藤房藏

支配人　理事　藤村忠助

主筆　理事　早田元道

秘書課

課長　理事　中村健太郎

京日編輯局

局長　理事　松尾茂吉

司事　西村滿藏

川本正吉

論說部

山内節三

通信部

部長　（兼）理事　松尾茂吉

（兼）武田一二三

政治部

部長　（兼）理事　松尾茂吉

伊藤卯三郎

經濟部

部長　司事　別府八百吉

中村定次郎

東條三吉

中村贊平

（兼）伊藤卯三郎

社會部

部長　司事　石井眞一

寺田壽夫

野崎眞三

佐田八郎

石田富造

編輯部

部長　司事　秋山忠三郎

武田一二三

國弘金八

北川一

中村文六

長間光雲

加藤愛治

寺田永生

落合禪定

（兼）司事　石井眞一

（兼）中村贊平

編輯局龍山出張所長　矢橋良胤

每申編輯局

	守衛	集金人	給仕	小使	計
	四	四	七	六	一〇六
	一	一	二	一	一四
	一	一	一	一	五
	一	一	一	一	三
	一	一	一	一	三
	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一
	二	一	一	一	二
	四	四	二	七	二五

顧問　理事　中村健太郎

局長心得　理事　方台榮

論說部

司事　金起瀅
徐乃錫
高悌源
宋淳夔
崔昇俊

編輯部

部長　白大鎭

司事　李在賢
柳完馨
金善欽
（兼）金熙祥

外事部

部長　（兼）理事　藤村忠助

司事　河谷靜夫

經理部

部長　高塚文太郎

司事　山田泰造
上野淺吉
石田福市
絹田節一
河村治平
荒川廣次
坂倉傳吉
野田マサ
大田シゲノ

廣告部

部長　天谷深吉

司事　古海德兵衛
大島勝太郎
武田直一
松原勇記
小川清右衛門
李蒼
李星鎬
信太傳七
金俊鎬
北野喜久馬
多田信政

販賣部

部長　木谷要吉

司事　谷垣英二
趙中顯

部長　（兼）理事　方台榮

社會部

司事　鄭禹澤
朴容煥
柳志永
徐丙業
金漢圭
申益均

地方部

部長　（兼）方台榮
（兼）朴容興

營業局

局長　理事　藤村忠助

庶務部

寫眞部

部長　武井延太郎

代理部

部長　河野佐郎

司事　栗崎又男

工場

工場長　的野恒太郎

社員待遇者　川本義雄

仝　木原三男

仝　小川三之介

仝　入江憲輔

仝　津崎勝光

仝　飯島剛

仝　高原源四郎

仝　徐相學

仝　川崎直吉

福原創
沈遠振
石井長吉
中路富雄
俞慶祚

仝　中島鑁一
仝　小島盛也
仝　江藤瀧藏
仝　内田與平
仝　原田カヨ
仝　山本スミ子
仝　阿多カメ子

大陸通信社

主幹　花田寅三

理事　奥田直毅

編輯長　衣川源

司事　鹽谷鬼子四郎

外交主任　川崎德藏

仝　石本芳文

仝　田中賢吉

仝　田口斌

仝　阿部隆

仝　齊藤保衛

仝　藤田民治

仝　志田勝信

仝　小林榮一郎

守衛

大東春太郎

交換手

岡部クニ

酒井八重子

東京支局

支局長　神井藏衛

通信部長兼大陸通信主幹　白木三司

廣告部長　平原嘉吉

司事　笠井彰

司事　高賀貞雄

司事　神原啓一

神原璋二

關野直次

荒牧守

廣安保兵衛

橋口西彥

大阪支局

支局長	司事	松元利哲
		洪承耆
		都倉延藏
		田中庄一
		荻原一雄
		增田米藏
		谷良男
		入江啓二
		神保德介

關門支局

支局長		梅谷啓治
		八島行繁

釜山支局

支局長		龜井才藏
		友永武城

安東縣支局

支局長	司事	庄司清次郎
		橫瀨新三郎

奉天支局

支局長	司事	新田新太郎

大連支局

支局長	司事	勝村長平
		高橋信一

長春支局

支局長		高橋種次郎

大田支局

支局長		角田朝治

平壤支局

支局長		神坂退三
		市川中量

仁川支局

支局長		今井省三
		原田和祐
		武藤島次郎
		鳥羽邦甫

全州支局

支局長		山本悅藏
		西本實

大邱支局

支局長		佐々本靈導

每日申報ノ部

平南(平壤)	支局長	崔順貞
平北(義州)	仝	鈴木運次郎
慶南(晋州)	仝	佐久間弘二
慶北(大邱)	仝	張相轍
全南(光州)	仝	金秉炫
全北(全州)	仝	柳在箕
忠南(公州)	仝	李象德
忠北(清州)	仝	申九鉉
咸南(咸興)	仝	金夏涉
咸北(鏡城)	仝	金河鍵
黃海(海州)	仝	朴昌鎭
江原(春川)	仝	姜璡欽
江景(江景)	仝	金鍾八
水原(水原)	仝	池公淑
開城(開城)	仝	李熙德
北青(北青)	仝	李圭鎬
釜山(釜山)	總務	金德明
元山(元山)	支局長	史廷鉉
奉天(奉天)	仝	鄭民和

通信員及分局所在地

通信員ノ部

鎭南浦、木浦、群山、晋州、裡里、馬山、鐵原、清津、咸興、元山、清州
鳥致院、兼二浦、沙里院、金泉、春川、哈爾賓、四平街、撫順、吉林、間島、營口
門司、光州、公州、忠州、新義州、義州、統營、天安、蔚山、羅南、

分局ノ部（毎日申報）

鎭南浦、寧邊、舊馬山、統營、金海、咸安、蔚山、慶州、羅州、北青、麗水
靈光、高興、唐津、求禮、谷城、寶城、和順、井邑、高敞、禮山
舒川、汚川、牙山、保寧、大田、論山、沃川、槐山、豊山、城津、江陵
杵城、伊川、沙里院、載寧、瑞興、汶山、長端、龍州、平澤、利川、

四、支局及通信員

創立當時より龍山、釜山、仁川の各地に支局を設置し、通信及び營業の一部を取扱はしめ來りしが、明治四十四年七月更に之を擴張し平壤、大田、鎭南浦、清州、公州、群山及び鮮內各重要地、十餘箇所を增設し、爾後時世の要求、土地の狀況に依り多少の增減あり。大正六年十一月更に滿州各地に擴張したり尙支局を設けざる地方は、其の必要に應じて通信員を置き、重要事項の通信に當らしむ。又別に各地に販賣店を設け、讀者の購求に便にす。

東京及び大阪の二支局は大正七年七月に創設せり。就中東京支局は中央よりの通信事務を併せ執るを以て、其規模も比較的に大なり。大正八年下ノ關に關門支局を設置す。之に由りて內地との通信系統の組織完成せるに應幾し。支局は甲乙兩種に區別し、甲種は

本社の直營に屬し、乙種は相當の人物に委託經營せしむ。現在支局及び通信員、販賣店の數は、甲種支局八、乙種支局五、通信員二六、販賣店一五三を算す。

五、毎日申報

毎日申報は京城日報よりも古き歴史を有す。其初英人ベツセルの經營せるものにして、大韓毎日申報と稱せり。統監府設置の際、ベツセルは極端の反對論を唱へて鮮人を煽動し、遂に日英國交を阻害するものとして、其の國法に依りて處罰せられ、出獄後間もなく病死し、同國人マーナム其後を承けたるが、亦曩時の勢力なく、漸く經營難に陷りしを機とし、之が買收を了し、爾來毎日申報と改題し獨立會計を以て經營したるが、大正二年本社を合資會社と爲すの際全然合同し、現在編輯局は之を分置するも（其の組織は前章に出づ）營業は合同處理を爲せり。現在毎日申報に專屬する支局一八、分局四七、販賣店七八を算し販路ます〳〵擴充するの見込あり。

毎日申報の主義主張は、京城日報に異なる所なしと雖も、專ら鮮人を購讀者とするを以て、記事の選擇取捨、多少の異同なき能はず明治四十三年十月德富監督左の訓示を爲せり。

一　毎日申報の新聞紙として存在する理由は我が　天皇陛下至仁至愛日鮮人一視同仁の思召を奉戴し之を朝鮮人に宣傳するにあり。

一、執筆者は公正にして決して偏私の心を挿み黨同伐異の筆を弄するが如きことなきを要す。

一、文章は簡淨明暢なるを要す。

一、一般の所論は穩健妥當を期す可し決して詭言妄說を鼓吹する勿れ。

一、每日申報は京城日報と提携し恒に其の步調を同一ならしむる事。

六、大陸通信

大陸通信は最近の計劃に成るものにして、大正九年二月認可を得て之を本社內に設置し、又同五月東京支局內に同樣設置し、內地に對しては鮮滿に發生する事項を、又鮮滿に對しては內地の出來事を、いづれも迅速確實に通報し、雙方をして互に事情を諒解せしめんとするに在り、之を管理するために、理事の一人を主幹とし、事務は若干の社員をして之を分擔せしむ。

七、工場

明治四十五年佛國より輪轉機一臺を購入し、日々增加する紙數の印刷に遺憾なからしめたるが、大正二年七月更に一臺を增設し猶印刷力の不足を感ずるを以て、大正九年三月又一臺を据付け都合三臺を運轉しつゝあり。又活字は明治四十二年九ポイント半活字十段制を採用して、舊活字に代へたるが、大正六年九月九ポイント活字十一段制となし、大正七年七月八ポイント半十一段制とな

し、大正八年七月更に八ポイント式に改め、十四字詰、十二段制と爲せり。

工場全部を整版、輪轉、鉛版、鑄造等の各部に分ち、部毎に部長及次長を置き、工場長之を統轄す。而して職工中の技術優秀なるもの、又は特別任務に服するものゝ内より、社員待遇者を設け、優遇の途を開き、又工場員共濟會を設け相互救濟の途を講せしむ。現在工場員の數左の如し。

部名	社員待遇者	工場員	計
京日第一整版部	二	三四	三六
京日第二整版部	五	一五	二〇
毎申整版部	一	二二	二三
輪轉部	一	一二	一三
鉛版部	一	一〇	一一
鑄造部	一	一五	一六
合計	二	一〇八	一一九

八、社會的事業

本社は本業の傍、聊か社會文化、公共利益に貢獻せんことを期し或は名士を請じて講演會を開き、或は見學團を組織し、或は遊覽清興、或は各種の運動競技會を催す等、殆ど年中行事となれる觀あるが、此種の事業中聊か錄するに足るものを擇び、年月を逐うて左に記す。

明治四十二年四月　兩班儒生及實業家より成る觀光團を作り、親しく日本の實況を視察せしむ。

明治四十四年三月　國新民聞社と協力して、內地實業家百餘名の朝鮮視察團を組織し、親しく併合後に於ける朝鮮の實況を視察せしむ。**▲四月**　總督府の植林政策に順應し、吉野櫻の朝鮮移植を計劃し、每年一萬本ヅヽ向ふ三ヶ年間、各道の學校、神社、佛閣等に其苗木を寄贈す。**▲十一月**　天長節の當日、德富監督は全朝鮮代表人物二十五萬名の頌德表を捧持して宮內省に出頭し、宮內大臣を經て畏き邊に奉呈す。

大正三年四月　大正博覽會の東京に開催さるゝや朝鮮人の各道に於ける代表的人物百名を以て、大正博視察團を組織し、大正博覽會の視察を主として沿道重要都市の農工場を見學し、併せて山紫水明の勝地を探る。**▲八月**　對獨宣戰の詔勅煥發せらるゝや、外交部長上田元三を從軍記者として青島に特派す。**▲十一月**　青島陷落の號外を發行する同時に、學生の旗行列及市民の提灯行列を擧行す。

大正四年二月　青島戰跡訪問並に山東視察團を組織し、海路同地に赴かしむ。**▲九月**　施政五年記念朝鮮物產共進會の開催に當り、社內に家庭博覽會を開設し、時代に適合せる家庭及家庭生活の實際を示し、以て經濟的利益を主とする家庭趣味の增進を圖る。

大正六年四月　內鮮人縉紳一百名より成る南北滿洲視察團を組織し、十五日京城出發大連、旅順、營口、湯崗子、奉天、撫順、長春、哈爾賓、五龍背、安東縣等を視察す。

大正七年四月　福岡共進會竝に博覽會の開催を機とし內鮮人の九州視察團を組織す。**▲八月**　西伯利出兵の宣言發表せらるゝや、我社は其筋の許可を得金谷記者を浦鹽に早川記者を西伯利に特派す。

大正八年八月　記者伊藤韓堂を特派して冒險的國境橫斷旅行を敢行せしめ、東は渾春の端より西は新義州に至る三百數十里間を細大視察見聞せしめ、以て北鮮の紹介、富源開發の一端に資したり。**▲十月**　戰捷記念舊獨逸潛水艦二隻の仁川入港を機とし讀者の爲め戰利潛水艦觀覽會を催す。

大正九年二月　二日國境守備の任にある守備兵、憲兵、警察官の爲め、慰問袋の募集をなす。**▲六月**　加藤社長の東上を機とし、東京神田青年會館に於て、朝鮮事情宣傳活動寫眞大會を催す。**▲七月龍山大洪水我社は直に罹災民に對し物品を贈呈し、一面廣く義損金の募集をなす。**

附錄

內鮮人の諒解

京城日報社長　加藤房藏

合邦の後約十年半島一千七百萬の人民は文明の化治、哺育の恩澤に霑ひて人々各々其處を得、其業に安んじたりしに昨年三月騷擾の事起りし以來、人心頓に一變し半島を擧げて今尙不安動搖の狀態に在り蓋し昨春騷擾の起りし前までは一般朝鮮人略ぼ日本の統治に服從して滿足の色を形はしたり、否なたゞひ衷心の滿足と云ふべからざるまでも前代の弊政と比較して平和と幸福とが總

督政治に依り始めて享受せられたるを惟ひ以て帝國の新政を歡迎したるなり、然るに意外の宣傳が突如として現はれし爲め朝鮮人は殆ど忘却し去らんとしたる舊時を想ひ出でて其の絶對に不可能にして又不可行なる獨立の事が或は成就し得らるゝ如く誤想し妄動を續行するの現狀なるは實に嘆息の至りなり、統治者の側より之を觀れば十年の苦心經營を以て築き上けたる堤防を一朝の洪水に押し流されたるが如く、修理修繕ごころの沙汰に非ず再び基礎工事より築き立てざるべからざるに至りしものにして遺憾之に過ぐるはなし、而して此の結果朝鮮半島の進運一時中止せられ一般朝鮮人の發展、當分阻遏せらるるが故に半島人民が蒙る處の不利災害は實に計量すべからざるものあり、吾人深く半島同胞の爲めに之を悲む。

我が社が創刊以來半島の人文を進め産業を豐にし人生の福利を全うせしめんがために當局者と協力して奮勵努力し來れるこゝは周知の事實なり、偶々創刊十五紀年の頃に方り半島局面の一轉を見、十餘年間の苦心水泡に歸するにあらざるかを疑はざるを得ざるに至りしは遺憾の情、施政當局者に讓らざるものあり然れども與へたる力は決して滅せず蒔きたる種子は必ず生ず我が社が十餘年間半島に盡したる努力は何等かの形ちを以て果實を結ぶの期あるを信ず、但だ局面の轉變に際しては自ら之に順應するの

對策なかるべからず是れ吾人が新たに講究せざるべからざる問題なり。

半島統治の方針は併合以來終始一貫渝ることなしと雖とも行政施治は時運の進歩に適應せざるべからず殊に歐州大戰の後を承け世界大勢の激變せる今日に際しては尤も然りとなす、齋藤總督が昨年新たに來任せし以來幾多の更革を政務に加へたるは即ち此の趣旨に出つるものにして數次の訓示諭告其の意味を明かにせり、施政の事固より吾人の關する處にあらざるも其の趣旨の成達を翼賛するは又言論を以て立つもの、任務ならすこと雖か所懷を述へて內鮮人に質す處あらんとす。

朝鮮人人心の一變が騷擾以來の事なるは明白なり然るに騷擾は人心一變の結果より起りたるにあらずして却つて騷擾の起りたる結果、人心の變化を來したるなり、世人は此の因果關係を誤認せざらんことを要す、勿論獨立運動の主唱者及び煽動者等が初めより一個の自信を有せるは事實なるも一般朝鮮人は獨立なごは夢にも想像せず隨つて運動を自ら起す如き意思は全く有せざりしなり、故に騷動の勃發に際して彼等は何の爲めに起りしか何事を成さんとする目的なるかを解せず恰も晴天の霹靂に遇ひたらんごとく驚動したるは內地人と少しも異ならざりき。然るに彼の宣傳は燎原の火勢を以て四方に擴がり僅々數ケ月の中に全半島人

心に普く且つ深く行き亘りたり、然らば彼の少數朝鮮人は何故に此の如き非望を企て多數の人々は何故に容易く之に應じたるか其の原因を論すれば內より出づるものあり、外より來るものあり政治上のもの社會上のもの、經濟的及び精神的の變動に基づくものあり、大戰の結果國勢の變動より來るものあり、別に又政略權謀に出つるものあり、極めて多樣複雜にして短篇の論悉する處にあらずと雖も、吾人は之を細說することは他日に讓りて此に論及せず、要するに內地人と朝鮮人と双方ともに不諒解なるが爲に斯の不祥事を惹き起したりと說明するの最も簡にして要を得たるものなるを信ず、同時に此の難問題を解決するの方法は此の不諒解の點を諒解するを以て捷徑とし、又此の外には兩者を融和せしむるの道なしと思惟す。

扨て內地人と朝鮮人とは各自に於て又相互に於て不諒解あり其の不諒解に意思上のものあり、感情の行違ひあり、以て相互の疎隔となり睽離となる其の由來遠く原因深く、且つ大なる傍因あり、到底當坐のお世辭、一時の小細工を以て諒解を期すべきにあらず、然らは重大なる不諒解の點如何と云ふに吾人は左の二點にありと思考す

一、內地人は朝鮮人の自尊心を諒解せず

一、朝鮮人は內鮮眞實の關係及び朝鮮自體が如何なる地位に在

るかを諒解せず

勿論不諒解の點は幾つもあるさ雖も苟も上記二大要點に於て内鮮人が大悟徹底せば凡百の疑問は忽ち氷釋すべく一切の錯誤は自ら除去せらるべし。

内地人の朝鮮人を觀、朝鮮人の内地人を觀るや、其の觀方の何れも的を外れ居るは遺憾なり、其の中孰れか多く觀察違ひをなし居るやさ云へは朝鮮人が大なる誤觀をなせることは事實なれごも朝鮮人は概して内地の事情世界の形勢に通せざるを以て幾分か諒恕せざるべからさるの情あり、之に反して内地人は半島現住者のみにても四十萬に近く年々歲々來往する者幾十萬の數を知らず朝鮮の實況は普く内地人に知了せられある筈なるに拘らす今日までも朝鮮の眞相に通せす、鮮人の心理を理會せざるに於ては不諒解の責は寧ろ内地人に多しさ云はざるべからず。

朝鮮人は由來日本の文明に對して殆んご敬重を拂はず殊に古老の輩、儒林の流に至つては朝鮮の文化は日本に超越すさ自信し、日本人の道德は劣等なりと思惟し内地人を倭奴さ罵りて憚らさるものあり、是れ等は實に不都合の至りなれごも必しも齒牙にかくるに足らず、否な啻に齒牙にかくるに足らざるのみならず朝鮮人が何の忌諱する處もなく如上の放言をなし又如上の信を有すさせば此間必ず恃む處なくんばあるべからずさ云ふここに氣付か

ざるへからず、實に朝鮮人は自ら恃み自ら高しとする處のものあり其の自恃自尊に果して正當の理由ありや否は別個の問題なれども自信自尊の氣分あるは現在の事實なり、此の事實に對しては何者も之を否認することは能はず

朝鮮人に自恃自尊の心あることは內地人も之れを知らざるに非す、然れども多くの人は之を承認せんとはせず却て是れ自誇自大の妄想のみとして一笑に附し去らんとするの傾きあり、吾人の觀る處を以てすれば內地人の此の對鮮人觀念は誤まれるの甚しきものにして內鮮兩者の距離は此れより生し此の距離より各種の禍祟を招來すと思考す、然らは朝鮮人の自尊心は如何なるものなりやと云ふに、凡そ左の如くなるべし。

朝鮮は三千年の舊國にして三千年の歷史を有する國なり其の國を成すことの古きだけ有形無形ともに根底深き文化を有し斯の民は道德高く禮儀整へる文化の民なり。

是れ實に朝鮮人か自ら尊み自ら誇る處なりとす勿論時運の隆否に伴ひて文物に盛衰のあることは朝鮮人も自ら認むる處なれども「朝鮮人は由來久しき文化の民なり」と謂ふことに至りては、上兩班より下擔軍に至るまで朝鮮人の齊しく抱く處の信念にして、其の胸中支那には及はざるも日本よりも文華に於て一段高しと自認するものも少からざる也、此の如き誤信をなすほとの世間知ら

ずもありと云ふは憐むべきの至りなるも而も「朝鮮人は由來久し
き文化の民なり」とするの自信は正當の信念にして毫も非難すへ
きを見ず。

然るに內地人の眼に映する朝鮮人は如何、勿論半開人と認め不文
明と貶すことは之あらざれども、朝鮮人が自ら恃む處の「文華の民」
なる信念に對して甚た輕少の敬意を拂ひ往々にして輕侮の態度
を示すは掩ふへからざるの事實に屬す、是れ實に自尊の心自負の
念を甚だしく損傷する所由にして惡感と反情とは常に此間より
生出せり。

朝鮮人は古來支那に對しては極めて自卑自屈なりしも日本に對
しては甚た尊大なりき、小中華と稱して自ら嬉しがりつゝ日本に
對しては輒もすれば蠻夷の語さへも使ひて自ら高ぶりたり、世運
進轉大勢一變せる今日尙此の如き舊思想に捕はるるものの少な
からざるは憫笑の至りなるも而もその自尊心に對して注意を拂
ひ相當の價値を認むるは新附の同胞に對する內地人當然の責務
なるべし。朝鮮人に對する內地人の態度については警告忠言すへ
きもの幾十百ならず、然れども其の最も重大なるは專ら此の點に
在り、內地人にして朝鮮人の自尊心に相當の敬意を拂ふを以て一
貫の念となさば一切の問題は刃を迎へて解決せらるべく朝鮮人
の惡感は渙然氷釋すべし此の如くにしても尙不滿を懷き反情を

表することありこすれば則ち曲は朝鮮人に在り。

次に朝鮮人の無諒解に說き及ぼさんこす、感情並に意思の疎隔について は朝鮮人に對しても亦警告すべきもの少なからずこ雖も朝鮮人の側に於ては此等は細事末節に屬す朝鮮人は一層重大切要なる點について理會し諒解せざるへからざるものを有す即ち東洋の形勢並に朝鮮の地位如何を悟了すること、之を換言すれば「日韓併合の精神」を衷心より領解することなり

日韓の合邦は古今の史上往々見る處の遇然の出來事にあらず又強力の作用にもあらず、又國際的漁利にもあらず、眞に必然の歸趨兩者存立の必要に基つけるもの、其の理と義こは政治上乃至社會上の理論を以て容易に之を說明し得べきのみならず、實に生物學上の原理を以て之を說明するを得へきものなり然るに一部不平の徒は併合を以て日本の野心の結果なりこ云ひ利益の强取なりこ云ひ人類の虐待なりこ誣言するに至る無理會も亦甚しからずや。

東洋人は一致合體せざれば共に存立を保つ能はず而して日本は朝鮮こ合同するによりて始めて東洋に於て存立を完くすることを得べし、之こ同時に朝鮮も亦日本こ合同するに非されば存立することこ能はず、否な朝鮮は日本帝國こ合一することに依りてのみ存立進歩安寧昌運を期待し得べし、加之日本の存立要件は尙遠き

將來のことなれごも朝鮮の側に於ては現今當面の急場に屬す、時急の必要を論すれば合邦を希ふもの日本よりも寧ろ朝鮮にあらざるべからず、併合に對して焉ぞ不滿を訴へ不服を唱ふるの理あらんや、假りに併合を解くことして朝鮮人は果して獨立を保持するの實力を有すことする乎、將た又獨立を保持し得へき四圍の境遇にありことする乎、客氣の青年こ雖も兩つながら然りこ答ふることを能はざるべし果して然らは彼等の主唱する處は畢竟出來ない相談を試み不可能事を遂けんこするに過きずして本來問題に上すべきものにあらざる也、然るにも拘らす僭妄なる運動今以て終熄せず危激の言論各方面に流行すこ云ふに至りては眞に奇々怪々の

ここと謂ふべし彼の不平の徒は獨立の不可能なるを充分に悟了して尙ほ併合を拒否せんこす、知らず彼の徒は十三道の山河を擧げて之を支那に捧げんこするか、或は赤露に與へんこするか、將た又遠き歐米に獻ぜんこするか。

日本こ朝鮮こは古代に於て合して一の國家をなしたることは之あらざりしも、遠く歷史以前より最も深き關係ありしは疑ふべからず。歷史以後に於て南部朝鮮が日本に歸屬したる時代あり、又日本の勢圈たりし時代の存せるは舊史の明記する所なり、地文學者の說に據れば日本島こ朝鮮半島こは地續きなりし年代ありしを想定すべく、動植物の分布によりても亦之を傍證せらる。人類學者

は日本民族と韓民族との血統に類似點を發見し、言語學者に日韓兩語の同系を論明するものあり、而して古典、神話、傳說は兩者の關係交涉に關して最も親しく極めて厚きものあることを證明す、況や相互の移住歸化は各時代を通じて頻々として行はれ約一千年前の撰述なる新選姓氏錄に明かに韓民族にして日本の臣民となりしもの百數十氏の多きを示せること等は日本と朝鮮との關係の如何に久しく如何に親しきかを物語るものに非ずや、故に吾人は半島を以て異境と思はず朝鮮人を視て異民族と感せず呼んで同胞と云ひ弟兄と稱するは表面の辭令を以てせずして實に同源より發する暖かなる血液が双方の血管に流れつつあるの意を以

てするなり、政治上の必要社會的の要求を以てせずと雖も、日鮮兩者が互に親和し融合し而して合體一致すべき道理の存するや此の如し。

昨春妄動の起るに方りて吾人は數々「民族自決」と呼ばはる聲を聞きたり、當時運動者が之を標榜し之を高唱したりしことは今尙世人の記憶に新たなり、扨民族自決の意義を正當に解釋すれば同一若くは近似の民族は成るべく合同すべき筈なり、現にユーゴースラブ國はセルビヤ、ボスニア、ヘルツエゴヴィナ及ホンガリートの一部に居住する同一若くは近似の民族を合同して建てられたる新國なり、此主義に從へば日韓兩民族は最も親近なる民族なるが故

兩者若し併合し居らざりしこせば此の機會に於て合同すべき理由こそあれ、此の主義の爲め既に併合せるものを分離せしむべき理由は之あらざるなり、そは何れにもあれ吾人は此事に關聯して一言を費さゞるべからざるものあり。

世人の周知する如く民族自決說はウヰルソン氏の唱出したる處なるが、一部朝鮮人は此標語を利用して起ち朝鮮亦波蘭人チエツク・スラワシク人等の如く獨立すべきものなりと主張し、列國の同情は必ず此希望を果さしむるの時期あるべしと單り口に唱ふるのみならず又實に斯く信じたるものゝ如し、事理を解せざるも亦甚しと謂ふべし元來彼の諸小國が獨立を承認せられたるは決して列國の正義人道より出でたる措置にあらず、又憐憫慈仁の同情に基つく處分にもあらず、全く勢力の均衡形勢の按排より列國が必然取らざる可らざるの方法を取りたるに過ぎず、此間豈一片惻隱の情あらんや、豈一滴同情の涙あらんや、既に止むを得ざるの必要によりて獨立せしむ、必要なければ獨立を承認することなかるべく必要去れば其の倒壞するに任すべし、歐州列國の間に介在してこそ斯る必要も不必要もあれ、萬里海外のことは歐洲人の關心せざる處なり且つ列國が所謂文明を宣布する口實の下に世界中の弱國小國後進國を橫領し侵略したるの事例は枚擧に遑あらざれども列國の同情の涙によつて盛り立てられたる邦國は未だ曾

て一國だも有らざるなり、民族自決の自家撞着及び列國の同情の
賴むに足らざることを悟らざるべからず。
尙一事の一部人士が賴んで以て目的を達すべしと夢想する處の
ものあり、即ち世界の富強國米國に賴りて日本を抑制し以て萬一
を僥倖せんとすることこれなり、恰も近年米國には日人排斥の聲
高く英領加奈太及び濠州にも同事あり、而して支那には日貨排斥
の運動盛んに興るを見て日本は世界各國の信望を失へるものと
誤想し、此の機會に於て益々米國に信賴せんとするものたり。
米國に排日運動あるは周知の事實なるも要するに日本移民僅々
十萬に關する問題にして、適々之を政略上に利用せらるゝものに
過ぎず、濠州の排日氣勢は日本に對して恐怖心を抱ける結果にし
て日本の眞相と日本人の心事とが諒解せらるゝの日は即ち排日
の終息するの日なり、而して其の諒解の日は既に近づけり、支那人
の對日感情は實際良好と云ふべからざるも、排日の根原主として
僻見誤想に捕はるゝものと政爭に供用せらるゝものに在るを
觀れば疑惑の解くる必す遠からざるべし、虛言は事實を打消すこ
と能はず事物は正理の示す處に歸着す、日本に對する猜忌嫉妬や
讒誣中傷の如きは到底永く續くべきものに非ず現に英米の政治
家有識者は日本の眞意を諒知し日本に對して何等の疑念を挾む
ことなし、一部鮮人が米國に賴らんとする如きは無用の技、徒勞の

業のみ米國の政治家何を苦しんで少數不平の徒に與みして日米の親交を破り全朝鮮人を禍難の淵に投するが如きの愚を學ばんや。

詮する所、運動に毫末の理由なく、目的を成就すべき見込み全く存することなし、吾人は彼の運動者が何故に此の如く執着するやを解する能はず「獨立運動は一種の商賣なり」と云ふ語は吾人の屢々耳にする處なるが吾人は仁人義士を以て自任し自稱する者が商賣の爲めに之を行ふことは信する能はざれども而も商賣の爲に運動をなすと云ふより外に之を解釋すべき辭なきを恨む、然れども吾人は朝鮮眞正の志士に對つては滿腔の同情を寄せ衷心の敬意を表するものなり、彼の志士は眞に同胞の爲に憂ふるものにして又眞に同族の爲に慮るものなるを知る、果して其の憂慮する處の深大なるに於ては、公等何故に轄然として先つ自ら惑を解き民族の繁榮長久策に向つて盡瘁努力せざるや、公等は朝鮮民族を救拯すと云ふ、然るに公等の爲す處は一千七百萬の同胞を災厄の窮地に導くものにして、繁榮あり光彩ある朝鮮の前途を暗黑ならしめんとするに他ならざる也。

吾人は無遠慮に我か所思の一端を略叙せり、言或は朝鮮人の氣に入らぬこともあるべし然れども我が切々偲偲の心事を以てして言ふ處偶偶忌諱に觸るるも亦何ぞ顧みるに足らん、有識の士は必

す吾人の誠意を酌むべしと信ず、吾人が內地人に對して及び朝鮮人に對して言はんと欲する處幾萬千言啻ならず、然れども要するに兩者共に諒解する處なかるべからず、其の諒解すべきの要點は略ほ上說の如し若夫れ●●鮮人●●爲●●き處改むべき處、而して爲政者の取るべき政法政術及び內地人の心得べき事項等は別に論述して示教を仰●●處あらんとす。

す吾人の誠意を酌むべしと信ず、吾人が内地人に對して及び朝鮮人に對して言はんと欲する處幾萬千言啻ならず、然れども要するに兩者共に諒解する處なかるべからず、其の諒解すべきの要點は略ほ上說の如し若夫れ朝鮮人の爲すべき處改むべき處、而して爲政者の取るべき政法政術及び内地人の心得べき事項等は別に論述して示教を仰ぐ處あらんとす。

大正九年八月三十日印刷
大正九年九月一日發行

非賣品

編輯兼發行人　京城府貞洞二番地　藤村忠助
印刷人　京城府旭町二丁目十番地　宗像イツ
印刷所　京城府旭町二丁目十番地　京城印刷所
發行所　京城日報社

朝鮮同胞呼稱並
新聞雜誌記事取扱座談會

新聞用語研究會發行

070-2

日韓·友邦
070
2
協会

070.16
2-1
43△
3991127

（座談會々場の一部）

氏一吾津田竹●氏一鼎田武●氏隆義本塚●氏男親田本りよ側右面正
氏庚泰井影●氏郎四枝今●氏茂澤柳

申合事項

一、新聞、雜誌記事中內地人、朝鮮人の呼稱を撤廢する

一、出身地を表はす場合府縣道町村面を以て表現す

一、新聞、雜誌記事中內鮮人の差別的取扱ひを絶滅す

各社の協力を願ひますと
新聞用語研究會

新聞用語研究會は全國新聞、雜誌に朝鮮同胞の呼稱區々且記事中ときに侮蔑的或は差別的な取扱ひの多く現はれるを遺憾とし昭和十三年十月二十六日大阪土佐堀船町大新樓に座談會を開催、當日の速記錄を謄寫に代へ關係各方面に頒布し以て參考に資せんとするに處あらんことを切望する次第である。

殊に新聞、雜誌、關係者にありては當日の申合事項を嚴守し一般社會の指導に協力善

新聞用語研究會趣意書

新聞の使命が民心の指導文化の進運に寄與するところ甚大なるは言を俟たないのである。

然共一度この指導原理、呼稱、用語を誤らんか社會を害する亦これより大なるはない。吾人は各新聞、雜誌社の呼稱用語の不統一、且つ往々その字句の不用意なる濫用により民心の歸趨を誤らしむることの例多きことを遺憾とするものである。

吾人は茲に新聞用語の統一による民心指導の一助として研究會を組織しこれが實現に向つて邁進せんとするものである。

發起人（イロハ順）

新聞界經濟界社長　今枝四郎
關西新聞通信社長　影井泰庚

贊助人

大阪朝日新聞社常務取締役編輯局長　原田讓二
京城日報社大阪支社長　竹田津吾一
大阪商工會議所理事商學博士　武田鼎一
同盟通信社大阪支社長　塚本義隆
大阪毎日新聞社常務取締役主幹　平川清風

座談會出席者

新聞界經濟界社長　今枝四郎氏
大阪毎日新聞社社會部長　本田親男氏
大阪朝日新聞社社會部長　小倉敬二氏
大阪府社會課長　大谷繁次郎氏
關西新聞通信社長　影井泰庚氏
朝鮮總督府大阪派遣員　神島新吉氏
京城日報社大阪支社長　竹田津吾一氏
大阪商工會議所理事商學博士　武田鼎一氏

同盟通信社大阪支社長　塚本義隆氏
大阪毎日新聞社校正課長　柳澤茂氏
同盟通信社大阪支社通信部長　近藤公一氏

座談會内容

影井氏　今日は、どうもお忙しい所を御出席願ひまして、發起者として非常に感謝して居ります。大毎の平川さんは九州に旅行なさつてをり大朝の原田さん大毎の平野總務も是非出るからとのことでございましたが、今日は恰も漢口陷落のお目出度い日でありまして新聞社は非常に多忙であるから甚だ失禮ですが御出席の方に宜しくお傳へしてくれとのお言附を受けて參りました。

今日までこの座談會を開きますまでの經過としましては、茲に御出席なさつて居ります京城日報の竹田津さんに、我々は平素から朝鮮のことについて非常に教へられ、指導を受けて居つたのであります。竹田津さんは御承知の通り朝鮮に永らく居られ、朝鮮新聞の專務をして居られましたこともあり殆んどその半生を朝鮮の文化産業の發展に盡して居られた方でありますが、種々鮮朝の思想、教育、文化の發展といふ方面について、我々にお話しがありましたので私は今枝さんとも相計つて、何とかこれが新聞用語についての研究會を開かうといふことを計畫したのであります。朝鮮人といへば、朝鮮の人でございますが、朝鮮の人につきまして動もすると大新聞の大朝、大毎を始めとして全國の新聞雜誌は美事善行のあつた時は非常によく取扱ひますが、一度犯罪記事になりますと非常に侮蔑的な或は差別的な取扱ひが多く見えるといふのがこの研究會を組織する一つの動機となつたのであります。

偶々今年の春でございましたが、朝日新聞の阪神版夕刊の社會面に朝鮮人の犯罪記事が出て居りました、この記事を見ました時に、私は深く感ずるところがあつたのでございます。これはどうも何時までも放つて置く譯にはゆかぬと思ひこの計畫を着々進めまして、今日のこの座談會を開くまでに立ち至つたのであります。

その朝日新聞の記事の取扱ひといふものはどういふことであつたかと申しますと、前科數犯の朝鮮の人が、終りには日本人の名儀を使つて犯罪を續けて居つたといふのが主題となつて取扱はれてゐたのであります。日本人といふものと朝鮮人といふものゝ人種的差別をそこにハツキリ浮べて居つたのであります。そういふことでは、如何に政治行政方面で善政をしき內鮮一体を叫んで見ても、新聞紙面に斯くの如きことが現はれるといふことは、思想問題に非常に影響することが多いといふことを感じたのであります。それから、よく各新聞の紙面において朝鮮の記事を注意して見て居りましたところ、それと殆んど同じやうなことが大毎の阪神版に十月二十一日に載つて居ります。それは假

面の半島人の八ケ月の判決。中學時代の同窓生である內地人になりすまし……といふことが書出しとなつてゐます、同窓生の內地人になりすましといふことは朝日新聞の場合と意味は違ふが既に內鮮一体の意味をはき違へてゐるのではないか、たゞ無意識に書いたといへばそれまでゝござゐませうが、實際に朝鮮の人がこれを見ました時、何と感ずるかといふことに想到すれば、思想上由々しき問題であると私は考へます。さらに、これは夕刊大阪の十月十八日に半島人と知つて逃げた彼女、女の仕打が恨めしいと猫いらず自殺、と三段見出しを附けてありましたが、これは一女性の投じた事件に過ぎません？宇垣前總督はこの結婚問題はむしろ奬勵されてゐたやうに私は覺えて居ります、又かういふ事件はざらにある世間の出來ごとでありまして、特にそれか偶々朝鮮人の間に起つたからとて大々的に新聞が取扱ふことの思想に及ぼす影響を考へた場合、非常に我々新聞人として嘆かはしいことだと考へます。それから十月十九日の朝日と毎日の同じ阪神版に同じ記事を扱つてゐますが、朝日の方は、警官に暴行を加ふ、傷刑事だと曲解して不埒な半島人五人組、とこゝでも矢張同じく不埒な半島人といふことを使つてあります。大毎の方は同じ記事を扱つてゐながらそのことは少しもなく、五名を相手に大格闘長井刑事重傷す、一味五名捕縛さる、と同じ記事を讀んで見ましても差別的待遇を與へられてゐない大毎の取扱ひ方に感謝したくなるのであります。かういふ風に二、三ケ月私の眼に止まつたものだけでこれだけの侮蔑的な記事が現はれてゐるのであります。また、これを反證すべき一つの話題があります。それは大毎の八月三十日の投書欄の「振鈴」に朝鮮の一愛國少年といふ見出しで『私はある內地人の方から君は日本人か朝鮮人かと訊かれたことがありました。私は直ちに日本人の朝鮮人ですと返事をしました。返事が間違つてゐるでせうか、私は絶對に間違つてない返事だと思ひます。何故なら朝鮮人も日本人も日本人であるからです。日本人か朝鮮人かといふ言葉はまるで朝鮮人は日本人と全く異國と人であるやうな言ひ方です。かういふ間違つた言ひ方を徹底的に直して頂きたいのです。朝鮮人も日本人です。即ち日本人のうちの朝鮮人です。今內鮮一体となつて內地人、朝鮮人の差別もなく、この難時局に當らんとする我々に斯くの如き差別をつけられるのは殘念で堪りません。以前の朝鮮——未だ進歩せざる時の朝鮮——とあらゆる方面に亘り長足の進歩を遂げた今の朝鮮及朝鮮人の「我等ハ皇國臣民ナリ忠誠以ツテ君國ニ報ゼン」とのこともよく認識してをり、かつその精神も十分養はれてゐることを皆さんに分つて戴ければ私はこの上もない幸ひに存じます』といふ投書が載つて居りますが、この一愛國少年のこの純情を吐露したその精神に鑑みまして、內地における新聞人としての私達は非常にお羞しい氣がするのであります。そして、これが眞の朝鮮の人の叫びであらうと私は考へるのであります。かういふやうな動機からしまして、どうすれば新聞紙面からかういふ侮蔑的な差別的な待遇が除かれるであらうかと考へました結果この座談會を開き各權威者の方々にお集り願ひそのお力によつてこれを改善しなければならぬといふので今日お集りを願つたやうな譯であります。どうかこの主題のもとにお話し願ひたいと思ひます。議事の進行上、今枝さんに議長になつて議事を進めて頂きたいと思ひますが

今枝氏　便宜上指名によりまして座長を汚しますお許を願ひます。本田さん何かお話を……

本田氏　いま阪神版の內地人になりすましてといふことがありましたが、私は詳しく記憶しないが、あれは友達の

中學生の戸籍を誤魔化して自分がその人間の名前を借りてやつてゐた譯ですね、普通の朝鮮人が悪いことをしたといふ譯でなしにAの男がBの男の戸籍を盜用してゐた事件ではなかつたのですか、

影井氏　そうです。

本田氏　普通の朝鮮人が泥棒した、半島人が泥棒したといふのでなくAの男がBの男になつたといふ譯ですから一寸さきほどの引例にはあてはまりませんね、しかし、御趣旨は非常に賛成、非常に結構です。新聞としては十分氣を附けねばならぬことだと思ひます。氣をつけることにしませう。ところで、新聞も氣をつけるが、社會一般もより以上氣を附けて貰ひたい。よく、あちこちで一口に「朝鮮か」といふ、それにはいろ〳〵の實例があるが、頭では勿論氣をつけるべきことをよくわきまへておりながら、胸ですな、つまり感情のうへでは、ともすると「朝鮮人」といふ表現がとび出すのです。これは誰しも內心に思ひあたることだと思ひますね。ですから新聞でそれをやるのは結構ですが、その一方において一般社會の人々自体も、そんな觀念がないし、感情をなくするための施設或は機關の活動がのぞましい。

今枝氏　「朝鮮人」などそうした記事の取扱ひに關してあなた方の社としては、一貫した研究をなさつたことはありませんか

柳澤氏　それについては、確か昭和四、五年頃だつたかと記憶しますが、私の方の平野總務が主唱して、單に朝鮮の問題だけでなしに、總べて今日の新聞の字句用語が、あまりに煽情的であり、またあまりに亂雜であつて、讀者の

の感情を惡く刺激し、ひいて一般社會風教の上に惡い影響を及ぼすことが相當あるといふので、具体的にその字句、用語を研究改廢して、「忌言葉、禁句」を制定し、讀者の感情を刺激したり、社會風教を害したり、また卑稱、あだなどを書いてそれ等の人達を侮蔑してゐるが如く誤解を招くやうなものをも一掃して、紙面を淨化しようと提唱したことがあります、當時朝鮮人の呼稱についても問題となり朝鮮の人達は「半島人」乃至「半島同胞」としようといふことに決定したのであります。ところが今、本田さんもいはれたやうに、理窟としてはつきり善くないと意識してゐてながら、實行の段になるとどうも不用意で時折紙上に現はれることがありまして、まことに遺憾に存じてゐます。なほこの際直接ではありませんが何事によらず理論は簡單に成立しても實行の段になるとむつかしいものですね！。平野總務が當時紙面の淨化を目標に忌言葉、禁句を定められた動機を詳しく申上げたいと存じます、それは新聞は社會の鏡である、善惡無差別に在のまゝの姿を寫すのでありますよそ社會の暗い半面や人間生活のみにくい秘密までもそこに寫し出されるのであります。これらの記事は人情の機微に觸れる点が多く、且つそれだけ讀者を引つける力が強い、一面その細微に亘る記述や、煽情的な書方が讀者の心理に及ぼす影響の大きいことを考へて憂慮すべきことが多々ある。また新聞には「書く義務」があると同時に「書かぬ義務」がある、新聞は報道の機關であるから、その使命から見て「書く義務」のあるのは當然だが、社會の事實を何でも暴露すべきでない、大いに書かねばならぬといふのであります、かうした觀点から出發しまして先づ用字、用語の改廢調整に乘り出されたのであります、その具体的例を申しますと「强

姦」は暴行に、「馘首」を「解雇」または「免職」にその他「同衾」「色氣」「獸慾を遂ぐ」とかいふ卑俗な文字、それから卑稱、あだ名において、チャンコロ、黒ン坊、毛唐、チョウセン、鮮人、或は活辯、床屋、モシ〳〵嬢、交換姫、査公、筮醫者等、苟くもその人の感情を害する字句を禁句としてこれに代る代用語を作るか、または全然抹殺したのであります、この時に先程申しました半島人の呼稱も決定し、この外＝日鮮人＝日鮮融和は必ず、内鮮とすべきであるときまつたのであります。

本田氏　不斷に心掛けてやつてゐるのですが、矢張、皆さんにも心あたりがあるでせうが、なか〳〵うまくゆかんのです。しかしそれだけに今後は一層注意しなければならぬ、御趣旨は全く賛成ですから部會なんかの機會に「かういふ催があつて考へさせられた。注意すべきこと〳〵思ふ」と再三くりかへして話をすることにしませう。

この半年程前にある座談會があつて特に朝鮮の人を三人招待してメムバーに入れて、その話を新聞にも書いたことがある。そしたら朝鮮人の團体から大變感謝され態々重だつた人が訪ねて來ました。朝鮮の人々も大變氣にしてゐることだから、出來るだけこんなことは、こちらでも注意してあげねばなりません。どうも内地と朝鮮と感情の表現に相當いちじるしい相違がある。その点はなか〳〵むつかしいもので、普通の間柄ではなんでもないことが、内鮮の間ではちよつと角がたつ——といふことがよくありますね。新聞用語から、さらにさうした問題にまで進みたいものですね。

今枝氏　差當つて我々に與へられた範圍の問題、極端的に今も云つたやうなところからやつて行かうかといふ一つの方法なのであります。無論そこへ入つて行くことはいゝかも知れません。御意見のやうにそこまでやりたい氣はあるのです。

本田氏　新聞用語を愼む、手心をするといふことは實行はなか〳〵難しいが終始それに向つて一歩近づけて行くといふことは誰にも文句がある問題ではないと思ふ、えらい獨り喋りしましてどうも……一寸忙しいのでこれで失禮させて頂きます。（退席）

今枝氏　進行上朝鮮の地許の新聞として非常に好意を持ち、力を入れて頂いてゐる竹田津さんにお願ひして、朝鮮人の立場から見たやうな希望や、不平があるといふやうなことをよく〳〵存じだと思ひますから、お氣附になりました点を一つお願ひしたいと思ひます

竹田津氏　朝鮮人の呼稱問題については、我々朝鮮に深い關係を持つてゐるものとしては、日常の雜話の間にも紙面の記事取扱ひの上においても非常にこれは考へさせられる問題であつて、識者の間においても常々研究はしてゐるのですが未だなか〳〵到達点に至つてない、何回かういふことを繰返しても効果のあるところまで至らんやうでありますが大体において、今大毎の本田さんのいはれたやうに効果が揚らんからといつてそれをその儘にして置くことは一層その問題は改善されない、そこで我々が日常取扱つてゐるせめて紙面の上においても一定の呼稱といふやうなものが見出されるならば非常に結構だと思ひます。第一柳澤さんがいはれたやうに鮮人といふことは非常に朝鮮人は嫌ふ、如何なる場合においても鮮人といふ呼聲は愼んで貰ふといふことが必要だと思ひます。朝鮮人といふのも、善い

ことをした場合、善行のあつた場合には別に悪い感じがしないらしいですが、悪いことをした時、たとへば萬引をした時など鮮人といふのを非常に嫌ふ、兎に角、善行悪行に拘らず鮮人といふことはまあ嫌ふ、如何なる意味からか知らないが鮮人といふことを嫌ふ、日本人を日人といふやうなことはそう大したことはないやうですが、如何なる場合においても鮮人といふことは記事の上の用語上注意することが必要であります。

それから最近半島人、半島同胞といふことを書くが、これは新聞社の方が非常に留意して考へられたものと思ひますが、今のところ半島同胞といつたやうなのが、朝鮮人仲間にも、聞いて見るとどうも感じがよさそうであります。半島同胞、朝鮮同胞といふやうなことは幾分かその意味の氣持が、内地人が非常に注意してゐるといふことが現はれその精神を非常に掬んでゐるのですから半島同胞といふことは今のところではやゝいゝ言葉だらうと思ひます。かういふ問題については總督府當局やら、幸ひこゝの知事（大阪府）は警務局長を務めて居られたので意見を聽いて見たでんすが、なか〳〵理想的な呼稱は未だ發見されないやうです。半島同胞なんか今のところでは感じのいゝうちに属して居ります。けれども、難しい問題だから我々は眞劍にやらなければいつまでもいけない、既に施政三十年に垂んとするのに朝鮮人の解決も出來ないといふことになると外地問題の失敗といふことにもなるし如何なることがあつても先づ朝鮮を完全に日本化させねばならぬといふことに當面してゐるので、この呼稱問題といふことも非常に重大な問題だと思ひます。幸ひ本日は夫々の權威者がお見えになつて居ります故、私はこのことについていゝ御意見を承はることゝ期待してゐる譯です。どうぞ一つ……

武田氏　私は關西大學に十年近く教鞭を執つたことがありますが、そこには朝鮮の學生が澤山ゐますが非常に皆成績がいゝ、平均点以上のものばかりで優等生も出ます。特に私は經濟學部の學生で親しく教へたものもありまして、私の家へも度々來る、私達家族なんかとも言合つてゐますが、その人が私の家に訪ねて來る學生の中で一番にお行儀がいゝ、禮儀が正しい、どこの人かといはれたので、實は東萊温泉の附近の人だといふと家族も吃驚した譯です。で私は、あの人が來ても朝鮮人だとか、半島人だとかいつてはいけない、名字だけをいつてさんを附けなさい、若し他の人と話をしても、東萊附近の出身の方だといつて紹介してやりなさいといつてゐましたが朝鮮とか、半島とかいはず、今日我々が德島縣人、岡山縣人といふのと同じく道——咸境北道とか、出生地名を附けるといゝですね、朝鮮、内地といふ區別を除いてゆくのが一番いゝのではないかと思ひます。新聞記事にもその出身地があつたら刺りますから、「朝鮮」といふやうに國家意識、民族意識を挑發しないでも、それは九州の人、四國の人といふのと全く變らないのですから、そうすると「朝鮮」といふことを言はなくてもいゝですから……

今枝氏　第一慶尚南道といふやうな言葉がね……行政的な已劃名が既にいけないから私は日本と同じやうに改めなければならぬと思ひますが、名稱を變へればよいと思ひますが、何々縣と、丁度臺灣が始め廳といつたのを縣に改めてから大變感じよくなりました、朝鮮も何々縣とすれば内地人と同じ感じを與へますが

竹田津氏　今日直ちにそういふ譯にはゆくまい、武田さんのいはれるやうに「朝鮮」といふものをとるのはいゝけれども、新聞記事は興味本位に作る場合が多いからさつき阪神版についていろ〳〵影井さんからお話しがあつたやう

な譯ですけれども、これは興味中心主義に記事を扱ふことに囚はれてゐるから内地人になりすましといふことになる譯です。何でも面白くパツと目について直ぐ讀者を引附けるといふ風に……しかしまるつきり興味を減殺してしまうことはなか〳〵難しい問題であるから、出來る限り朝鮮の出身地名を用ひて朝鮮人といひ半島人といふ總稱的なものを用ひないやうにすることは結構です。なるべく書かないでくれゝばいゝですけれども、新聞社の立場からいふとそれは書かない譯にはゆかない、一寸したことでも中國、四國、九州或は東北といふことをよく書きます。朝鮮人といふことも、九州人といふことも同じやうな意味合ですけれども受取る方からいふと非常に違ふ、そういふことを各新聞社の記事を取扱ふものが本當にその氣持に立脚して注意すれば段々よくなると思ひます。

影井氏　武田さんのいはれる通りです、朝鮮人とか半島人とか或は内地人とかいふ區別をつける必要はないと思ひます、皇國臣民の誓詞を奉戴して三十年、物心融合、國家總動員下にある今日朝鮮の人がよいことをしたとて或は悪いことをしたとしても特別にニュース的に取扱ふ必要はないと思ひます。

小倉氏　御趣旨は誠に結構です、私等も直接關係の深い方面を擔當してゐますがこの点は十分注意し重大犯罪の時とか何とかで現籍を現はさねばならない時は別ですが愼重に取扱ふやうにしてゐます。

影井氏　過去の取扱ひにおきましては……

小倉氏　過去において不用意無意識の裡にあつたかも知りませぬが將來ともそのやうなことのないよう注意して居ります

影井氏　本田さんも小倉さんも直接この方面の責任者ですが警察擔當記者が警察の發表もの或は言語をその儘記事に受け入れるといふやうなことはないのですか

小倉氏　そのやうなことはないですね

影井氏　神島さん何か感想を一つ願ひます

神島氏　私は朝鮮總督府の派遣員として當地に駐在して居りますので朝鮮に關した新聞記事には特に注意してゐるのでありますが從來不用意な取扱ひの爲半島出身の人達を憤慨させたやうなことが往々ありまして府廳の記者室にその新聞社の方を訪ねて懇談したことが幾度もあつたのであります。最近は問題になるやうなのが非常に少くなつて來たやうに感じますが要するに私共の要望と致しましては成るべく内鮮人の區別をせずに扱つて頂きたいのであります見出しにも本文にも特に朝鮮の人だの半島出身だのと書かずに姓名により或は本籍地によつて判る程度にして欲しいと思ひます美事善行に關するものならば差支ない場合もありますが犯罪其の他悪事の報道に際して半島出身者である事を特記されると何だか内地の人が半島出身の人に對して輕蔑感を以つて臨んでゐるやうに感ずるのでありましてこれは絶對に差控へて頂くやう切望致します。半島出身の人達が喜ぶやうな記事の場合に特に使用されるとしても朝鮮とか半島人とか云ふやうな呼稱は好感を持たれぬやうであります。六かしく考へると結局どう呼んで見ても差別的な表現になる譯ですから内鮮人を區別する爲の呼稱を無くするのが理想なのでありますが然し強いて使用するならば例へば「半島同胞の赤誠」とか「半島人達が擧つて云々」と云ふやうに扱つて頂けば好くはないかと思ひます。

私は常に感じてゐるのですがまだ數年前までは相當著名な學者でさへ朝鮮問題に論及するとはつきりした結論を示さないのが往々にあつたやうに記憶しますが學者ですらそのやうな狀態ですから一般內地人の朝鮮認識はかなり不徹底なものだらうと思はれます、ですから內地の人がもつと朝鮮の將來といふことについてはつきりした認識を持つ事が最も必要なのでありますつまり朝鮮は將來內地と完全に同化して了はねばならぬものであると云ふことを十分に認識せねばならぬのでありますこの所謂內鮮一体の觀念に徹底すれば呼稱の問題も自然に解決されるのではないかと思ひます六かしく考へると內鮮を區別する呼稱は使へなくなると前に申しましたのも此の意味に外ならないのであります。

影井氏　そうです、要するに觀念の徹底といふことになりますね

柳澤氏　それからもう一つこゝで申し上げたいのは、われ〳〵も更に〳〵呼稱その他の問題について考慮すべきであるが、一方半島人自身においても自肅自戒せねばならぬことが多々あるのではないかといふことです、最近においては、半島人の記事の大部分が美事善行であるやに見受けますが、これが十數年またはもつとそれ以前までは新聞に現はれてくるものは全部とはいはれないが大部分半島人の悪いことばかりが新聞に掲載されてゐた、そこで一般大衆も舊來の印象、觀念に囚れて朝鮮人といへば直ぐ悪い方を聯想する、半島人自身も亦朝鮮人といふ呼稱に對してさうした悪い、古い聯想に支配されて不滿を感ずるやうになるのではないかと思ひます。先ほど誰かが民族的感情が働いてと申されましたが、私はそれよりも考へねばならぬことは、合併當時においては、風俗、習慣、言葉、生活を異にし、互にその生活態度に奇異の感情が働いてかうした結果を見たので、卒直にいへば無理解から來たものと存じますだから今日はその當時とは格段の相違はありますが、もつと內地人は半島人の習慣を知り、半島人自身も亦自らの持つ習性の悪いところを改め內鮮融合の實を擧げたいと存じます……、しかし新聞としては武田さんのお說の通り强ひて「朝鮮人」とか「半島同胞」とか書かなくてもいゝことが澤山あるやうに思ひます、で更に一層注意して不必要な場合は筆者が不用意に書いてもどん〳〵削るやうにしたいものです。

今枝氏　內地人の記事と思つて讀んで見ると、金、李と出てきてこれは朝鮮人だといふことがありますが、その時は非常に明朗である一寸した注意ですね、けれども今直ぐ解決するやうな問題ではないです。

柳澤氏　今直ぐ解決するやうな問題ではないといはれましたが、實際先程も申しましたやうに、實行の段になるとむづかしくはありますが、かうした呼稱問題で民族的融和を阻害するとすれば積極的に努力せねばならぬと存じます東洋の平和、東亞民族の幸福のために建設せられるわが國策即ち文化、政治、經濟の提携も、相互民族の心的融合の基礎の上に打建てられねばならぬのですから、その民族感情を傷けるところの呼稱の改善についてはこの際積極的にやらねばならぬと思ひます。

竹田津氏　この頃認識といふ言葉をよく使ふ、あらゆるものに「時局を認識」するといふ、「戰時體制下」といふやうな最近色々な新しい熟語も出來てくる、それもやはり新聞に書くやうになつて以來普及された、一つの演說をしましても、一つの話しをしましても「認識」を聞かないことはない、昔は認識なんていふことはあまりいはなかつた

しかしそれもやつぱり新聞の力によつて何したのですから、先づ新聞が注意してやるといふことは、必ず徹底する日が來るといふことだと私達は思ひます。

塚本氏　皆さんの仰つたことで大体盡きてゐると思ひます。たゞ武田さん、竹田津さんの仰つたやうに特殊な名稱を避け得る限りの場合避けるといふことは私も同意見です。さつき武田さんは出身地をといはれましたが、僕は大体出身地を書かなければならぬかといふことに非常に疑問を持つてゐます。現在日本人、殊に九州地方の人は――竹田津さんを前に置いて何ですが――九州の人は自分の出身地といふものに對して、非常に現在でも關心を持つてゐる、何々縣人會といふのが澤山あります。しかし他の縣ではそういふものが尠いのであります。君はどこの出身者か」とお互に訊く必要はあるまいと思ふ、出身地如何をどうかういふ時代は既に過ぎ去つてしまつた、それと同じことで用語の問題も、出身地をどうしても書かなければ支障を來すといふ時は致し方ないから今仰つたやうに、京城、釜山と町の名を書くといふことが一番いゝと思ふ、民族を現はすやうな總括的な名稱はなるべく使はない、善い場合にも悪い場合にも――そして民族意識を徐々になくしてゆく、それから新聞記事で犯罪などの場合には原籍地といふものをよく書いてありますが原籍地は果して必要でせうか現住所を書いたらいゝと思ふ、原籍地と現住所は都會に住んでゐるものは大抵違ふ、内地人でも朝鮮出身者でも現在の住所だけを書けばいゝでせう東區何町といふやうに……

竹田津氏　そうですな、今の原籍地を書くのは警察から貰つた種をそのまゝ使ふものですから……

塚本氏　如何に同盟通信が注意して居つて、なるべく今申したやうな方針でやつてゐても、それに見出しを附けたり、或は中へ文句を挿入するのは各新聞が行ふのですから、これはやはり、こゝへ集つた人達のみでなく大阪市内の新聞は勿論のこと各地方の新聞にも協力を願はねばならぬ、それは西日本だけでなく東京にも呼びかけなければならぬ、殊に大阪の同盟は支社で、こちらだけ如何にその心組で進んでも本社から來る記事がそうでない場合があるかも知れない。本社でも注意はしてゐませうけれども、東京の各新聞社にも呼びかけて運動を起したらどうですか。

今枝氏　それは全國の新聞を目標にしてやりたいと思ひます。

塚本氏　民族を現はす總體的な言葉を使はない方がいゝ、悪い時も或は善い時でも、意識的に使つてゐるやうに思はれる。

影井氏　九州人の場合はどうも維新時代からの何を一種の誇りにするらしいですね。

塚本氏　殊に鹿兒島縣人、熊本縣人は今でもその意識が強いらしいですね、それは昔の封建時代の遺物で、今日の日本に青森とか鹿兒島といふことは訊く必要はあるまいと思ふ。

竹田津氏　今の塚本さん、武田さんのお話を大体において（司會者）で纏めて決議のやうな風にして、かういふ風に取扱ふことが一番いゝといふ風に、それを收錄したものをパンフレットか何かにして全國の新聞に送らうではないか。

影井氏　我々もその目的であります。

大谷繁次郎氏

朝鮮同胞呼稱問題ニ關スル大阪府協和會ノ意見（文書により提出）

一、從來各新聞ニ於テ朝鮮人ニ關スル記事掲載ニ際シテハ多ク半島同胞朝鮮同胞朝鮮出身者等ノ字句ヲ用ヒ稀ニ鮮人ナル呼稱ヲ用ヒタルモ朝鮮ハ既ニ合併以來三十年餘ヲ經過シ帝國ノ版圖トシテ帝國領域ノ一地方ト見做スモ差支ナク又近時ハ特ニ內鮮一体論ガ高唱セラレ民族的意識ノ排除ト內地同化政策ノ徹底ガ考慮セラレ居ル實情ニアリ從ツテ新聞記事ニ於テ見出ノ文字ニ特ニ「半島同胞」等ノ言葉ヲ用フルハ朝鮮人ナルガ故ニ特ニ報道價値ヲ認メムトスルガ爲メナラムモ如斯態度ハ既ニ放棄スベキモノニシテ之ヲ放棄セバ朝鮮人ノ呼稱ニツキ特ニ研究スルノ要ナカルベシ

例ヘバ從來新聞記事ニ於テ特ニ九州人東北人ナルガ故ニ報道價値ヲ認メ記事ノ見出シニ「九州同胞獻金ス」トカ「犯人ハ東北人」等ヲ用ヒタル例モ又必要ナカリシモノト思料セラル、如ク將來ハ朝鮮人ニ關シテハ斯ル呼稱ヲ全然廢スベキモノニシテ何等特殊ナル呼稱ヲ研究スルノ要ナカルベク又朝鮮人ナルガ故ニ之レガ見出シヲ附シテマデ之ニ關スル記事ノ價値ヲ認ムル必要ナカルベシ

若シ記事ノ都合上止ムヲ得ズ假ニ呼稱ヲ必要トスル場合ハ「朝鮮生レ、朝鮮人、」等ノ通常ノ言葉ヲ用ヒ或ヒハ內地人ト同ジク朝鮮何々道何々郡何々面何々ト本籍地ヲ記スルヲ可トス

特ニ半島同胞等ノ言葉ヲ用ユル必要ナカラン

尙因ミニ「鮮人」ノ文字ハ絶對ニ不可ナリ

以上

竹田津氏　新聞社のものが本當に眞面目に考へてくれると段々除去されます。どうも新聞社が興味中心に取扱ひますから、見出しを附けるものは殊にそういふ風に機械的になつてくるのです。何か朝鮮人が悪いことをした朝鮮人が善いことをしたといふことになると何となく興味を引きますから、それは新聞製作上の技術の上においては幾分助かるけれども、それが永遠の朝鮮統治の上において支障を來すといふことになれば注意しなければならぬ。

影井氏　私が半島出身の人でこれは一ツ橋商大を出た若い非常に眞面目な人ですがその人に今日の座談會の趣旨を述べて貴下はどういふ感じをもつか、これは友人として僕が聞くのだから怒らずに忌憚なく話をして貰ひたいとこのことに就て意見を聞いたのでありますが、その友人のいふのには、それは非常によいことだ新聞紙面で差別記事を見るほどいやなことはない、教育令の改正或は志願兵制定とか或は今度の事變による內鮮一体が强調される時機に當つて、新聞に朝鮮人同胞の差別的な記事の出るのは非常にいやだ。なるべく自分達としてはそういふことを止めて貰ひたいその座談會のやうな運動は大賛成だから大いにやつて貰ひたいとのことで私もこの企について大いに勇氣つきました。

今枝氏　武田さんは上流の社交、實業家などで朝鮮出身の方々といろ〳〵話しをされたこと、思ひますが、何かお

感じになつたことを一つ……朝鮮の上流、實業家にはそういふ點は如何でせう。

武田氏　極く少數の人にしか會ひませんね。

竹田津氏　これは餘談ですが朝鮮人は物が落ちてゐるのを拾ふと返さない、子供でも物が落ちたらそれを拾ふと、天と地を見ると自分の所有に歸す。並んで行く人が物を落しても天と地を見たではないかとそれを拾ふて返さない、俯仰天地に恥ぢずですハ……(笑聲)

塚本氏　それは冗談でないですか。

武田氏　私の弟の宅に朝鮮の人を使つてゐましたが、何か置いてあると直ぐ持つて歸る、自分の慾しいと思ふものは何でも持つて歸る、いつか朝鮮で博覽會があつて田舍の小學生が澤山見に行くと、その小學生の通つたあとは必ず陳列したものがなくなり非常に困つたといふことを聞きましたが、今日の朝鮮はもうすつかり見直さなければならぬ鑛物資源も開發され、非常に生活狀態が良くなつてゐるし、盜癖といふものも普通教育が行き渡りましてそれは全然矯正さるべきものと思ひます。それは私悲觀しないのですがそれと同時に我が政治の遣方によると又反對に憂慮すべきものが考へられるのではないかと思ひます。

塚本氏　大體朝鮮内における社會道德を進めてゆくやうに日本も教育上考へませうが、全體から公平に見て、朝鮮政策といふものは、僕は他の歐米諸國の植民地に對する政策に較べて最も公正な最も進歩した立派なものだと思ひます。それは論より證據、日露戰爭當時の朝鮮の人口は千四百萬だつたが現在は二千二百萬に達してゐる、この三十年

間にこれほど人口の增大を來したといふことは他の歐米の植民地には絶對にない、歐米では植民地から搾取するため必ず貧乏になる。人間も殖えない、教育の程度からいつても昔讀み書も出來なかつたあの朝鮮が今日はどうですか、非常な進歩です、こんな正義に則した植民地統治は世界に例がありません。

竹田津氏　それは吾々は朝鮮人に對しては「一視同仁と御仰せられた　明治大帝の大御心に副ひ奉つることを標榜してゐるのですから……實際、昔に較べると衛生思想でも非常に普及しました、二十年も前でしたか！酷いコレラが流行して、火葬することさへ出來ず野天に積んで置くといふ有樣でした、それに朝鮮の天然痘といへば有名なものだつたが今日では衛生施設が非常に行屆いてゐる、實際、塚本さんの仰つしやるやうに日本の朝鮮統治は英國の印度統治なんかに較べると雲泥の差異があります。ですから朝鮮の人も悅ねばならぬ譯だが……

影井氏　私は以前夕刊大阪の全德さんに聞いたことですが朝鮮出身の人で同社の學藝部を擔當してゐる何とかいふ人は全く內鮮一視同仁で、內鮮融和といふやうなことをいふと、ひどく恐られる、才能もあり私のとこの學藝欄はこの人一人で出來てゐる、こういふ人は大毎、大朝でもどこの社でも社寶となる人だ……と聞いたことがあります、なるべく朝鮮出身者の出來る人は大いに登用すればよいですね。

武田氏　かういふ面白い話を聞いたのですが、それは、その研究者はこの間亡くなつた早大の平沼淑郎博士のお弟子ですが、朝鮮の研究をして見ると的確な研究ではありませんが、朝鮮民族の祖先と日本民族の祖先とは完全に同じであるといふことが古墳か何かで立證出來る、要するに日鮮は一體であるといふことが歷史的に判る、それを自分も

研究に行きたいが金がないから金を出してくれといふ人がありました。金を出して貰ふためにそういふことをいふのか、そのところはハッキりしませんが、そういふ話を聞いてゐると或はそういふやうな民族學的な或は考古學的な研究資料でもつてそして日鮮の民族的一體性の結論が出るといふと、私は非常にいゝことではないかと思ふ、私も何とかして研究を援助してやりたいと思ひますが、今その人はどこかに行つて歸つて來ません。そういふことも新聞用語に注意する以上に——一寸脫線したけれども——いゝのではないかと思ひます。

影井氏　どもつともです。そのやうな歷史的民族的立證によることは融合上最も貴重なことです。

竹田津氏　五百萬か、三百萬なら直ぐ融和出來るですが、何といつても日本の人口の三分ノ一あるのだから……

武田氏　しかし人種は同じですから……

竹田津氏　人種學者から言はすれは日本人は廣東人に近いとか、蒙古人に近いとかいひますが……

武田氏　それは日本人は非常にまさつて居りますから……

京城の博物館へ行つて見ると古い時代の發掘物に非常に優秀なものが出てゐます。それを見ると朝鮮政治は古代は非常に善かつたのが段々惡くなつたものらしいです。

竹田津氏　それは李朝になつて非常に怨まれてゐます。朝鮮人の子供、學生なんかも李朝に對しては尊敬を有つてゐないですね。

塚本氏　イギリスの印度統治のやうに昔は文化の國であつた印度を、現在百人に五六人しか文字を讀めるものがないといふところまで三四百年或はそれ以上の昔に逆轉させてゐるのに較べて、朝鮮の人は非常に有難いといふことを教へなければならぬ、結局印度の富はイギリスが吸ひ上げてこの財力を以て今日の大英帝國をつくつたのです。今日コレラの發生地は皆印度です。

竹田津氏　コレラの對策を講じないのですか。

塚本氏　惡く解釋すれば人口が增えないやうに、文化が進まないやうに衛生施設を放つてあるのです。

竹田津氏　故目賀田男（統監府財政顧問官）が朝鮮の財政立て直しに當つて朝鮮人の經濟生活が零になるまでやるといふのが理想だつたさうです。

塚本氏　零といふのは？

竹田津氏　家計收支ツーツーになる事ですね、大體、朝鮮人は一族のうちに一人成功すると、それを皆がたかつて食つてしまう、だから貯へるどころではない、あらゆるものを食ひ潰すといふやうな考へをもつてゐた、獨立の家計を樹てるといふ氣持など全然なかつたものです。それが今は貯金も出來、何も出來るといふことになつた、日本の政治の恩澤に浴した譯です。

塚本氏　それは大したものです。

影井氏　大体お話はつきたやうですから

今枝氏　一寸、書き拔いて置いたのでありますが、何と申していゝのか判りませんが、折角今日お集り願つた座談

食をして有果的なものに致したいと存じまして一寸書いたのでありますが、若しこれを御承認願ふことが出來ますればこれを纏めまして、そして今後更に今日の議事を出版等にしたいといふ場合にこれを強調しまして全國に宣明したいと思ひます。字句は完全でありませんが一寸讀み上げて見ます。

一、新聞、雜誌記事中內地人、朝鮮人の呼稱を撤廢する。

一、出身地を表はす場合府縣道町村面を以て表現す。

一、新聞、雜誌記事中內鮮人の差別的取扱ひを絶滅す。

一、新聞、雜誌記事中支那人の侮辱的取扱ひの根絶を期す。

これは恰度、支那事變が大きくなつてゐますから序に附加へて置きたいと存じます。大体かういふ風に纏めて見たのでありますが、御叱正を願ひまして一つ殘して置きたいと思ひます。

塚本氏　結構です。

德澤氏　結構です。

塚本氏　出生地をなるべく書かぬやうに……

竹田津氏　塚本さんの仰つしやるやうに現住所でゆくやうにして……

塚本氏　それを一項入れて置いて下さい、現住所でやるといふことに、どうしても萬止むを得ざる場合は府縣道町村を書くやうに……

武田氏　支那の問題になると注文が大きくなると思ひます。

今枝氏　實はこれは大体は朝鮮人の呼稱に關するものに限りたかつたのですが、時偶々警保局に少年少女雜誌の編輯者を集めて、その編輯方針を喧しくいつたその時に、支那人を侮蔑的に呼ばないやうに、チヤンコロなどといふことはいけない、蔣政權は撃たねばならぬけれども、同文同種の支那人でありますから、そういふことのないやうにとの話しをつたので、實は非常に問題が大きくなりますからいひにくかつたのですが、チヨロツト出した譯なんです。

武田氏　支那に對する侮蔑的な言葉はいけないけれども、もう一つ「中華」といふ文字もとりたいと思ふ、あの「中華」といふ文字をつけさせるのはいけない。

塚本氏　支那の問題は別にやる方がいゝでせう。向ふの政府は「中華民國」といつてゐるのだから、日本が名前をつけるのでないですから、別問題にしたらどうです。日本としては「中華」といふ文字はいかんですが……

今枝氏　では、また次の機會にして支那のことは除きます。だが中華民國は不都合ですね。

塚本氏　支那人は、日本のことを東洋鬼といひ自分を中華民國といつてゐます。

影井氏　新聞は名稱を用ひるのにルーズですね、國民政府のことでも、政府が國民政府を相手とせずと二度も聲明を發表してゐるのに、その後も國民政府とふ言葉がすつと紙面に現はれてゐる、あゝいふのは政府の方針が決れば直ちに國民政府といふ文字を使はず蔣政權とか蔣地方政權といふやうなものを使つて見たいと思ひます。

今枝氏　その點は割にルーズなどともありますね。

柳澤氏　支那人は「支那」といはれるのを非常に嫌つて「中華」といはないと何だか侮辱でもしてゐるやうに思つてゐるらしいですが……

塚本氏　支那又は支那人といふ言葉を日本人が言ふといやがるが、西洋人がいふても抗議しない、やはり頭腦がどうかしてゐます世界中が「支那」といつてゐるのです。ドイツ語でもフランス語でも英語其他の言葉でも「支那」といふ地名はそれ以外に言ひやうがない、日本人だけが「支那」といふと怒るのですが、自分の新聞の標題にチヤイナプレスといふ「支那」の文字を使つてゐるのですから、それは頭腦を改造せねば駄目です。今度の新政權の名前でも「中華」といふ文字をとらせるやうにしなければならぬ。臨時政府の成立は去年の十一月でしたかね……しかしその當時はやはり已むを得なかつたのでせう。

今枝氏　この間も同志から「聯邦支那」と假りに附けて新支那の基礎的論文を送つて來ましてね、私は「聯邦」といふ名前はいかんといふことを書いてやつて置いたのです。ソヴエット聯邦と同じやうに曲解されますから……

竹田津氏　支那合衆國としたらアメリカがよろこぶでせう。（笑聲）

塚本氏　それではこの位にして……

今枝氏　いろ〳〵有益なお話しを澤山頂きまして大いに有難うございました。それではこれで閉會致します。

影井氏　どうもお忙しいところを有難ふございました。

（完）

昭和十四年一月十八日印刷　（非賣品）
昭和十四年一月二十日發行

西宮市田中町三十一番地
編輯兼發行人　影井泰庚

大阪市北區神山町九十番地
印刷所　田淵印刷所

大阪市北區神山町九十番地
印刷人　田淵保太郎

081-2-1

日本人の海外活動に關する歷史的調査

通卷第一册　總論の一

第一章　近代に於ける日本經濟の發達

第二章　極盛時に於ける日本

第三章　日本及その植民地域に於ける人口の發達

8

大藏省管理局

001
51

日本人の海外活動に關する歴史的調査

通卷第一册　總論の一

第一章　近代に於ける日本經濟の發達
第二章　極盛時に於ける日本
第三章　日本及その植民地域に於ける人口の發達

大藏省管理局

昭和廿五年十一月拾六日

外交同和協會

總論 第一章

近代に於ける日本經濟の發達

目次

第一章　近代に於ける日本経済の発達……一

序……一

第一節　開國当時に於ける諸事情……一

一、開國前後に於ける経済事情……一

二、開國が各方面に及ぼせる影響……四

三、植民地化の危機……四

第二節　資本主義育成時代……七

一、明治維新後に於ける変革……八

(イ)　政治的変革……九

(ロ)　社会的変革……九

(ハ)　経済的変革……九

(ニ)　旧武士階級の没落……一一

二、近代的経済化への準備……一二

(イ)　貨幣制度……一三

(ロ)　銀行会社制度の移植……一五

(ハ)　新交通制度の輸入及び助長……一五

(ニ)　郵便、電信制度の移植……一七

(ホ)　官営による近代工業の移植……二〇

（ハ）博覧会共進会及び其の他……
（ト）貿　易……
三、整理恐慌と基礎的準備の完成……
（イ）紙幣整理及び財政整理と其の意義……
（ロ）農村の分解と新しき変化……
（ハ）産業及び貿易……
第三節　資本主義確立時代……
一、日清戦争（一八九四―五年）前後の経済発展―産業革命進行の第一期時代……
（イ）農業の地位の変化と商業化の進展……
（ロ）繊維工業の躍進……
（ハ）重工業其の他……
（ニ）交通及び通信……
1、鉄　道……
2、海　運……
3、郵便及び電信……
（ホ）貿　易……
（ヘ）貨幣及び金融制度……
二、日露戦争（一九〇四―五年）後の経済発展―産業革命進行の第二期時代……
（イ）農　業……
（ロ）工業の発展……
1、重工業の発展……
2、繊維工業其の他……
（ハ）交　通　業……

1、鉄　道……
2、海　運　業……
（二）貿　易……
（ホ）銀行及び金融の発達……
1、銀行による産業支配の強化……
2、資本の輸入及び日本資本の輸出……
第四節　資本主義高度化時代……
一、第一次世界大戦（一九一四―八年）後の経済発展……
（イ）農　業……
（ロ）工業及び鉱業の発展……
1、繊維工業……
2、重工業其の他……
（ハ）交　通　業……
（ニ）貿　易……
（ホ）銀行及び金融の発達……
二、昭和時代初期の経済事情……
（イ）世界経済事情の変化……
（ロ）日本経済の苦悩……
三、満洲事変（一九三一年）後の経済発展……
（イ）貿易の飛躍的発展……
（ロ）軽工業の飛躍的発展……
（ハ）重工業の飛躍的発展……
（ニ）朝鮮、台湾の工業化……

（ホ）漁業の発展……五五
第五節　戰時経済時代……五六
一、日華事変の発生（一九三七年）と日本経済の変貌——戰時経済体制確立時代……五六
（イ）生産力拡充と消費統制……五六
（ロ）平和産業の大圧縮と軍需産業繁栄の情況……六六
（ハ）満洲の開発……六九
（ニ）輸送力の隘路化……七三
二、太平洋戰争の勃発（一九四一年）と日本経済力の衰亡——近代的消耗戰時代……七四
（イ）泥沼戰への突入……七四
（ロ）戰時非常措置の強化……七六
（ハ）日本経済力の衰亡……七八

第一章　近代に於ける日本経済の發達

序

開國以來の日本経済の發達は非常に目覺しいものであり、世界の驚異に値すると云つても過言ではない。ここに安政六年（一八五九年）日本が開國してから、太平洋戰争終結（一九四五年）に至る迄の八十五年間に、日本経済は如何なる経路を通つて發達して行つたか、又衰亡したかを簡單に述べんとするのであるが、本文に入る前にここで一應の鳥瞰圖を示して置くことが便利かと思ふ。

近代に於ける日本経済の發達は、次の五期に區分して觀察することが出來る。即ち開國（一八五九年）より明治維新（一八六四年）迄を序幕とし、第一期は明治維新（一八六四年）以後日清戰争（一八九四—五年）前後に至る迄の資本主義育成時代、第二期は日清戰争前後（一八九四—五年）より日露戰争（一九〇四—五年）を經て第一次世界大戰勃發（一九一四年）に至る迄の資本主義確立時代、第三期は第一次世界大戰勃發（一九一四年）より日華事変發生（一九三七年）迄の資本主義高度化時代、第四期は日華事変（一九三七年）より太平洋戰争終結（一九四五年）迄の戰時経済時代、第五期は太平洋戰争に敗れて破滅した日本経済の再建に苦悩する現在である。本書では序幕から第四期迄、即ち開國時代から太平洋戰争終結迄を取扱ふのであるが、以下少しく各時代の特徴を述べて置かう。

序幕の開國当時は、日本封建経済の基礎が既に動搖しつつあつた時代で、それは貨幣経済の發達によつて町人階級が勃興し、嚴重な階級的區別にも混乱を生じ、更に西洋事情の研究も漸く行はれて当時の鎖國を非とし、開國を說く者も

001
51

現はれ、政治、経済、社会上の変化は次第に封建制度の崩壊を促しつつあつた時代である。そこに提督ペリーが米艦を率ひて日本へ來航し開國を要求した事は、日本の政治に青天の霹靂にも等しい衝撃を與へ、遂に正式開國となり、之は國内的に勤王倒幕運動となつて徳川幕府の封建政治が崩壊し、経済も亦封建の殻を脱せねばならなくなつた時代である。

第一期の明治維新（一八六四年）より日清戰爭（一八九四——五年）迄の時期は、意識的に資本主義経済の育成発展に努力した時代である。此の時代の前期である最初の十年間は維新変革期であり、旧制度思想と新制度新思想との争ひに國内は動揺と不安の内に終始しながらも、漸く変革の基礎を固めた明治政府が積極的に西洋の制度文物を輸入した時代である。此の時代に於ける政府の態度は直接干渉政策で、従來の封建的諸制限を撤廃すると共に西洋文明を日本へ急速に移植する爲めにはありとあらゆる政策を採用した。斯くして後期に入り、資本主義発展の諸條件が漸く具備すると共に、明治二十年（一八八七年）頃から日本の経済は著しい発展の速度を示す様になつて來た。

第二期の日清戰爭（一八九四——五年）前後より日露戰爭（一九〇四——五年）を経て第一次世界大戰勃発（一九一四年）に至る間は、所謂産業革命の進行時代である。此の時代の前期即ち日清戰爭前後の時代から日露戰爭に至る間は産業発展の第一期であり、賠償金の流入、金本位制度の確立、台湾の領有、販路の拡張等によつて、諸企業は著しく勃興した。当時に於ける企業勃興の中心は鉄道、銀行、綿糸紡績の三者であるが、就中鉄道と紡績の飛躍振りは目覚しかつた。次で後期の日露戰爭から第一次世界大戰に至る間は発展の第二期をなすが、此の時代の発展は外資の輸入と保護政策とに負ふ所が多い。当時に於ける日本産業の中心は紡績業であるが、製造工業、電氣事業、鉱業等も亦企業勃興の中心となつた。

第三期は第一次世界大戰勃発（一九一四年）より日華事変発生前（一九三七年）迄の時代で、幾多の波瀾を描きつつ日本の産業が著しく興隆した。我々は此の時代を日本資本主義高度化時代と云つてもよからう。此の時代の最初の四年間は、大戰景氣によつて日本は稀有の企業勃興時代を現出した。化学工業、紡績業、織物業、機械器具工業、金属工業、雜工業が勃興の中心であり、之に伴つて貿易業、銀行業、運輸業も著しく発展した。それに電氣事業も著しく膨大となつた。斯くて工業にも質的変化が起り、粗工業から漸次精工業へと進む様になつた。大戰後（一九一八年）は深刻な不況時代となり、遂に諸企業の整理淘汰時代となつたが、之は著しい企業集中現象となつて現はれ、日本資本主義高度段階への発展をなす機縁となつた。不況は幾多の波瀾を描きつつ昭和五年（一九三〇年）迄続いたが、昭和六年（一九三一年）に於ける満洲事変の勃発と金本位放棄とが、前者は軍事景氣、後者は爲替景氣となつて現はれ、日本産業はここに又花々しい新なる発展を遂げた。重工業、軽工業、化学工業等皆、國内需要も輸出需要も活潑となつて生産量は著しく激増したが、就中軽工業、雜工業は諸外國が世界的不況に呻吟してゐる中にあつて日本のみ独り雄飛した爲め、幾多諸外國の抗議に遭ひ、日本品は至る所法外な関税引上げや、輸入制限などに当面する様になつた。

第四期は日華事変（一九三七年）より太平洋戰爭終結（一九四五年）迄の戰時経済時代であるが、太平洋戰爭に突入する迄の前期四年間は戰時経済体制確立時代である。日華事変勃発と共に政府は民需品の輸入制限、使用制限を行ふと共に、軍需品は積局的な増産方針を取つた。之によつて重工業は極めて活潑となり繁栄を満喫するに至つたが、反面平和産業は犠牲となつた。不足する民需品、軍需品に対しては代用品が登場し、正に代用品時代に入つた観がある。その中でもステープル・ファイバーと人造燃料とは著しく発展した。又軍需、民需を問はずあらゆる商品に対して輸出入の厳重なる統制と共に、國内的には生産、配給、消費、賃銀、価格、労力、運輸、金融等経済全般に亘つて統制を励行し、斯くて統制経済時代が確立すると共に日本経済の戰時経済体制が出來上つた。後期の太平洋戰爭に突入してから終戰迄

の四年間は完全な消耗戰時代で、之によつて日本經濟力は甚しく消耗し衰弱するに至つた。敗戰直後の日本の前には破滅したあはれな經濟が待受けて、幾多の困難と苦惱とが見透された。

第五期は太平洋戰爭終結後の敗戰經濟時代とでも云ふべき被占領下の現在である。大破壞を蒙つた多くの住宅、都市、工場の復興難、潰滅を免れた工場と雖も機械設備の老朽化、それに食糧、原材料、燃料等の甚しい不足、全体として各産業の著しい能率低下、その爲めに生ずる過少生産、遊休勞働者の增大、インフレーション昂進、賃銀と物價の惡循環、是等は皆日本經濟の現狀を示す樣相であるが、然し敗戰後三週年にして漸く外資導入と國內經濟の整備とによつて經濟自立復興への機運は濃くなつてゐる。

本書に於ては第五期を取扱はない。理由は私に指示された範圍に入らないからである。

第一節　開國當時に於ける諸事情

一、開國前後に於ける經濟事情

德川幕府末期に於ける日本は、封建的經濟關係、社會關係が漸く腐朽し、崩壞に近づきつつあつた。

德川時代の經濟は德川將軍を中心とする封建的地主經濟であつた。封建的大地主とも云ふべき大小二百數十に達する各諸侯は將軍に臣從するとは云へ、その領內の支配權は絕對的なものであり、人民に對しては殆んど絕對君主であつた。そして各諸侯は多かれ少かれ相互に對立關係にあり、而して半獨立の狀態にあつた。彼等諸侯の主たる財政收入はその領內に於て獲得する年貢（地代）であつた。從てそれが大なれば大なる程、諸侯及びその家臣の生活は、より封建的であり得たし、より贅沢であり得た。然し經濟的にはその所得は原則として悉く消費され、經濟過程それ自身には何等の

變化を來すことがなかつた。農業中心の地方的自給自足經濟に於ては、所得を貯蓄しても之を投資すべき產業は無いと云つても左程過言ではないからである。農民は年々歲々同樣の生產方法を以て同樣の土地面積を耕作し、近代的な經濟の發展は見ることが出來なかつた。斯の如く經濟が停滯狀態にあつた爲め、人口も亦停滯狀態を持續し、德川時代約三百年間を通じ二千六百万人を多少上下するのみで、殆んど變化が見られなかつた。その經濟に大きな變動を與へるものとしては、それは自然の影響であり、之が經濟生活を大きく左右する重要な要素であつた。經濟秩序は武力、政治力、身分制度、宗教力等によつて安定してゐた。

然しその一見安定せる停滯狀態にある封建的地主經濟にも、內部的には大なる變化が起りつつあつた。それは江戶、大阪等の大都市を始め各地方に都市經濟が發達すると共に、諸侯及びその家臣が都市生活に浸潤すること次第に濃厚となり、約三百年に亘る太平の間にその市民的生活は漸次向上し、それと共に物價騰貴著しく、固定せる俸祿知行にも拘らずその支出は膨脹一途を辿つた爲めに諸侯及びその家臣の生活は不均衡の度合が愈々甚しくなつて窮乏化するに至つたが、反對に大都市の商人は愈々富を蓄積するに至つて商業資本主義の萌芽が現れ始めた事である。卽ち貨幣經濟、商品經濟の發達が封建的經濟關係、社會關係を著しく分解させて、武士階級の生活を次第に町人化せしめて來たのである。斯くて新しい生產樣式である資本主義的生產樣式も、その萌芽が或程度に發育しつつあつたが、何と云つても鎖國といふ大きな制限が日本の商業資本、產業資本の芽生えを著しく卽圧してゐた。

鎖國日本の開國は、內から起らず外からの圧力によつて行はれた。永い間世界に眼を鎖して眠つてゐた日本は、米艦の來航によつて先づ眼を覺された。眼が覺めた時の日本と欧米諸國との間の經濟的進步の度合は比較にならない。今、正式に開港の行はれた安政六年（一八五九年）を基準にして比較してみると、當時の英國は產業革命起つてより既に百

年を経て居り、蒸汽力による紡績機械は既に運轉され、陸には汽車が馳走し、海には汽船が出現して大洋を横断し、更に写眞術や電信機さへも発明されてゐた。米、佛等の諸國も既に近代的機械による大量生産を行つて居り、資本主義文明は駸々呼として発展してゐた。然るに日本では未だ鉄の船が浮ぶといふ話を聞いても水より重いものがどうして浮ぶかとそれを信じない程幼稚な時代で、経済的進歩の上に於て大なる懸隔があつた。斯の如き狀態の下に於て、日本は開國を強要され、欧米諸國と貿易を始めたが、之によつて日本は地方的自給自足経済から廣い世界経済の渦中へと投げ込まれることになつた。

先づ貿易の部面から、当時の日本を眺めるとしやう。当時の日本は完全な農業國で、見るべき工業製品は無かつた。従つて輸出は原料及び粗製品（生糸、茶、蠶卵紙、昆布、棉花等）に限られ、輸入は製造工業品（毛綿交織物、毛織物、綿織物、綿糸、食料品、錫、鉛等）が主であつた。貿易金額は文久三年（一八六三年）に於て輸出輸入各々四百五十万円前後であつた。然し逐次発展して慶應三年（一八六七年）——此の翌年に明治維新が行はれた——には、輸出輸入共に一千万円前後の数字を示した。

貿易に就て我々が忘れることの出来ないのは関税である。安政五年（一八五八年）の條約では輸出税五%、輸入税二〇%と規定されてあつたが、此の輸入税は日本が大阪、江戸、兵庫、新潟等の開市及び開港を延期する代償として慶應二年（一八六六年）五月の改税約定で五%以下に引下げられ、之が其の後半世紀も続いて、日本産業の発展にとり著しい桎梏となつた事である。

開國は日本に如何なる結果を齎したか、それは最初に於ては温室育ちの植物を外氣に曝した様なものだつた。即ち外國の近代資本主義的廉價商品が大量に流入して旧来の日本産業に大打撃を與へた。当時の日本が全力を挙げて之に抵抗

制限を加へたにも拘らず、それは殆んど無力に等しかつた。遂に之は日本の國内経済を危機に追ひ込んだ。

猶その上に日本の財政を窮乏化せしめたものに総輸入額の二〇%と見積られてゐる莫大な艦船及び武器の輸入があるが、之は「黒船」と大砲とによつて武装された外國船の渡来に驚いた封建日本が対抗上自己を近代的に武装せんとする企てであつた。更に何等の商品も輸入せずして外國商人に莫大な利益を與へたものに内外金銀比價の差による日本金貨の流出があつた。外國に於ては金一対銀十五の割合であるに対し、日本では金一対銀六乃至十であつた爲め、外國商人は洋銀百弗を日本の一分銀三百十一個に換へ、それを更に日本の金貨と換へることにより約五〇——一四〇%の利益を占めた。斯くて流出した金は安政六年（一八五九年）六月開港してより同年末迄の僅か八ケ月間に約百万両に達したと云はれる。然し之は万延元年（一八六〇年）四月以降の金銀比價改訂によつてその流出を防止し得た。

右の諸事情即ち滔々と流入する外國商品、それに伴ふ支拂超過並びに金貨の流出等は物價騰貴の主原因となり、開港より明治維新に至る迄の八ケ年間に三倍乃至十倍の物價騰貴を見た。植物から肥料を奪ふことが、その植物の枯死を意味する如くに、当時の貧弱な日本経済から急速に多量の金銀を流出せしめた結果による斯様な物價騰貴は経済的に破局である。既に危機に瀕してゐた徳川政府の崩壊は開國によつて急速に促進された。

二、開國が各方面に及ぼせる影響

次に開國が各方面に及ぼせる影響を調べてみやう。開國の結果は徳川政府に著しく財政負担を増加した。財政的増収として、各港收税額四百三十八万余円を得られたが、支出の増大は莫大で、艦船購入費が三百二十一万余円、武器購入額少くとも五百万円、更に砲台及び製鉄所の建設費、外交事件の償金等合計二千数百万円、その他海外使節派遣費、開

港費等々を加へると幕府財政は破産狀態に陷つた。他の封建諸侯の財政も同樣で、軍需品の購入と物價騰貴とが彼等の負債を增大した。

然し何と云つても最も悲慘な狀態に陷つたのは下級武士階級であつた。彼等は武士の誇りを捨てて種々の內職をせねば生命をつなぐ事が出來ない有樣であつた。その爲め下級武士の感情は尖銳化し、彼等の極度の窮乏は物價騰貴に由來し、その物價騰貴は外國貿易卽ち開國に由來すると結論し、開國を要求した歐米人を夷狄視し、開國派の幕府、諸侯及びその重臣達と銳い對立を示すに至り、所謂「尊王攘夷」論が唱へられ倒幕運動が表面化し、開國を斷行した德川幕府の總理大臣とも云ふべき井伊直弼は暗殺され、更に外國人に對する若干のテロ行爲さへも現はれるに至つた。

次に封建社會の基底をなす農民層はどうであつたか。封建的支配者達の財政窮乏は農民に對する重稅の誅求となり、農民の窮乏は之が爲めに深刻化し、百姓一揆の數は開國前の二倍乃至三倍（一八六〇年——一八六七年迄の間に百回）となつて居る。

一方商業資本、高利貸付資本の蓄積過程は一般的に云へば開國によつて一段と促進された樣である。然し貿易によつて直接に巨利を得た商人は、各港の売込商、舶來物問屋、輸出品を取扱つた地方商人等で、之等は何れも從來は小商人に屬する者であつた。大阪、江戶等の巨商は開港後も自ら進んで貿易に從はず、その得意先を封建諸侯に求めてゐたので、その保守性の故に未だ發展するに至らなかつた。

三、植民地化の危機

資本主義的に著しく發展した歐米諸國が、著しく發展の後れた日本を强要して開國せしめた事は、日本を植民地化への危機に迫ひ込んだ。若し日本が極めて有用な近代產業資源に富んでゐる國であつたならば、强國は日本の植民地化を考へたかも分らない。然し日本は四つの島から成る小さな國で强國をして占領を決意せしめる程の資源はなかつたし、況やマルコ・ポーロの東方見聞錄にある樣な金銀豐富な國では勿論なかつた。又若し列强の角逐といふ事が無かつたならば、日本が獨立國であり得たかどうかも分らない。例へば極度の財政難に苦んだ當時の幕府及び諸侯は英佛等から多額の借金をなすに至つたが、之などは少し深入りすれば日本植民地化への第一步と云ふべきである。先づ幕府が橫須賀製鐵所を抵當として五十万弗を借り、更に佛國より武器購入費として三百三十三万八千七百フランを借り、更に又米國から軍艦ストンウオール号の代價十万弗を借りた。此の外に各諸侯が英、佛、米から借りた金額は四百万円以上に達する。

斯の如くして外國資本の圧迫下に置かれた日本は、絶えず植民地化への危機に曝された。さればこそ、明治政府は何を措いても先づ日本自らの資本主義化政策を强行し、富國强兵を目標に努力せねばならなかつたが、その爲めに日本の資本主義的發展は常にその重要なる一つの支柱として軍事的要素を持つに至つた。之は資本主義的に著しい後進性を持つ小國日本の對外情勢に對應せんとする止むを得ざる適應政策であつたと云はねばならぬし、又一つの歷史的必然過程であつたとも云はねばならぬ。

第二節　資本主義育成時代

一、明治維新後に於ける變革

（イ）政治的變革

慶應三年（一八六七年）德川將軍は政治上の一切の大權を天皇に奉還し、ここに二百六十余年に亘る德川政府は終焉

を告げて明治新政府が生れた。

封建政治は要するに、土地を基礎とし、農民を唯一の生産者として、その上に武士と称する特権的不生産階級が衮はれ乍ら支配してゐる政治制度であるが、徳川の太平時代が続くと共に武士達の生活程度が次第に奢侈となり、従つて收支の適合が困難となり、遂に幕府も各諸侯も財政難に陥り、爲めに武士達の生活が次第に窮迫する様になつて來た。然るにその反面に於て、太平と奢侈の継続は町人階級の勃興となり、都市の発達となつて、貨幣経済の発達、商業資本の出現を促し、斯くて町人の金力は次第に封建制度を内から破壊し始めてゐた。斯様にして徳川時代の中期以後には町人が金力によつて武士となる者あり、武士が落ちぶれて町人と変る者ある世の中となつた。然し徳川幕府を直接に倒した者は是等商人ではなく、当時極度の貧窮に極度の不満を懐いてゐた下級武士達である。開國に基因する著しい物價騰貴は彼等の貧窮生活を更に極度化したが、之が遂に「尊王攘夷」の思想から進んで「倒幕」運動と発展し、更に王政復古といふ名前の下に新政府の建設となつたのである。当時に於ける幕府の苛酷な言論圧迫も、刑罰の大量化や極度化も更に効果無く、幕府政治は最早や維持することが出來なくなつてゐたのである。

然し出來たばかりの新政府は政治的支配権を確立する爲め、幾多の困難な問題に遭遇した。先づ昔通りに領地を所有してその領地を治めて居る大名制度といふ旧支配体制を崩して、日本を近代的統一國家形成へと前進せしめねばならなかつた。之は幸にして有力大名の支持により版籍奉還といふ形で行はれた。全國二百有余の大名の有する一切の土地並にそこに樹立されて居る支配権を総て天皇に帰属せしめ、日本の政治は一切天皇より出るといふ原則を確立したのが版籍奉還であるが、之は、明治二年（一八六九年）一月にその思想が表面化され、同年六月には天皇よりその命令が発せられた。之によつて新政府は一應形式だけは中央集権的なものとなつたが、然し傳統的な封建制度を掃蕩することは実質上出來なかつた。その理由は旧幕府残存勢力との戰ひがあつたからで、従て未だ未だ各大名との摩擦は回避せねばならなかつたからである。然し幕府残存勢力が一掃されるや、新政府は愈々旧封建体制の廃除を決意して、明治四年（一八七一年）七月に至り廃藩置縣を断行した。之は旧來の大名が、版籍奉還後も依然として昔の儘に其処の知事として君臨してゐたのを止めて、新に中央政府より知事を任命し、之をして治めしむることに改めたもので、之によつて日本は近代的な中央集権的郡縣制度に統一され、封建的支配の支柱たる大名制度は之によつて実質的にも終りを告げた。

右の廃藩置縣と共に中央及び地方の政治組織が変革された。新しく出來た政治組織は、薩摩、長州、土佐、肥前の大名閥を中心勢力とするもので、甚しく官僚政治的なものであつたが、兎に角之によつて旧來の封建的束縛を脱し、新しい社会関係、新しい経済関係に適應し乍ら、その支配権の確立を図らうとする所に明治政府変革の特色があつた。

（ロ）社会的変革

身分制度は封建的支配体制の支柱であつた。代表的な身分は士、農、工、商であるが、此の外に特殊な地位として上に公家があり、下に人間扱ひをされなかつた穢多等がある。

右の身分制度中封建社会体制を支へる最大の基礎は農民階級であつて、武士の経済的基礎は全く農民の年貢上に確立されてゐた。従て農民に住居移轉の自由及び職業選択の自由を認めることは、武士達の生存を危くするものであるから之は固く禁ぜられてゐた。一方商工階級は町人として農民の下位に置かれたが、之もギルド制度によつて営業の自由は統制され禁止されてゐた。

自由に対する斯の如き諸制限は、新なる経済関係の自由なる発展の爲めに排除されねばならぬ。そこで明治新政府は、明治元年（一八六八年）にギルド制度の廃止を布告し、同四年（一八七一年）には職業の自由を許すと共に、在官者以外の者は総て農工商何れの職業に従事し、又何れを兼職するも勝手たるべしといふ事に改められた。之と共に人身売買、世襲隷属的雇傭関係の如きものも、実質的には兎も角、表面上廃止された。

封建的身分制度と結合して居る職業の制限、経済活動の制限をその束縛から解放することは、近代的資本主義制度への自由なる発展の途を開いた変革と云はねばならない。

（ハ）経済的変革

経済的変革の中で、最も重要なものは土地制度の変革である。封建制度下に於ては、農民は土地に緊縛され、領主に対しては人身的隷属関係を有し、職業及び住居選択に就て自由を有せざるのみならず、耕作物をも制限され、更に土地の売買、質入等も禁止或は制限されてゐた。然し封建社会の胎内に育ちつつあつた商品経済、貨幣経済の非封建的要素は封建的所有関係にも影響を及ぼして、実際上土地の売買譲渡なども行はれてゐたが、それは勿論法制化されたものではなかつた。

然し明治政府が出現し、封建的権力が崩れると共に、土地に就ての封建的関係も亦排除されることになつた。即ち明治三年（一八七〇年）七月に従来の地租は物納制度であつたのを金納制度に改め、次で明治四年（一八七一年）九月には従来米作を強要して他の作物植付には諸制限を加へてゐたのが除かれた。翌明治五年（一八七二年）には、従来の貢納者たる封建的土地占有者を近代的土地所有者として認めることになり、土地の売買譲渡も自由なることが法制化され、且つ農産品の販売も従来は特権的組合を通じて販売される制度であつたのを解放して自由化された。

ここに於て始めて封建的な土地用益又は占有関係が近代的土地所有関係として法制化され、封建的な経済関係を固めてゐた諸制限及び束縛は除かれて、新しい経済関係の発展、即ち近代資本主義社会への発展の下準備が爲された。然しここに留意すべき事は、旧来の大名制度による封建的土地所有関係は一應解除されたとは云へ、実質的には封建的高率地代そのままの土地所有関係と多数の零細耕作農との存在がそのままに残存したことで、之が日本資本主義構造の枠内にそのまま再編成されて残り、一方に於ける近代工業の花々しき発展は他方に於ける封建的残滓の基礎の上に行はれたことである。換言すれば土地制度の変革も実質上近代的なものでなかつた爲めに、日本資本主義の発展は非常に跛行的なもので、資本主義的発展が常に農村を犠牲として行はれた点、従つて之が國内市場を著しく狭隘化せしめ、日本経済の発展はその早期から絶えず対外的な貿易の発展を必要とし、又之が成功によつて日本経済は伸長した点に留意して置くことは、又それと同時に工業原料が不足し或は欠如し豊富低廉な労働力を最大の資産とする日本資本主義にとつては貿易が日本経済の死活問題となつた点を銘記して置くことは、之から述べる日本の近代的な経済発展を理解する上に極めて重要なことである。

（ニ）旧武士階級の沒落

旧徳川時代に於ける公家、大名及びその家臣等は、明治政府の革新政策に依つてその封建的身分を失ひ、公家と大名とは華族の称号を與へられ、一般武士は士族と称し、従來の農工商の人達は一様に平民と称される様になつた。而して大名やその家臣達は従來農村自然経済に依存して、自らは軍事、行政、司法、徴税、学問等を司つて來たのであるが、

明治政府の革新政策は彼等の特権を取上げて了つたから当然経済生活の基礎も失はれることになつた。然し之によつて生ずる急激なる変化を避ける爲め、新政府は彼等に一定の秩祿を與へる制度を採つた。此の秩祿制度は若干の変遷を有するが、最初は米で以て支給された。然し此の秩祿の負担は甚だ重く、國家收入の三割を占むる有様で、之が新経済制度の発展を妨ぐること大なるものがあつた。そこで明治政府は、明治九年（一八七六年）に至り、公債証書を交付する制度を取つて従來の秩祿制度を廃止した。多くの旧武士階級が此の公債証書を貰つたが、固より一般的に云へばその額は僅少で、到底永く彼等の生活を維持することは出來なかつた。従來の借金の爲め、或は新しい生活の途が立たない爲めに、公債は彼等の手を離れて、多くは高利貸や商人等の懐に流れ込んで了つた。そして彼等の多くが急に無産者となつた。流出した公債は少数の富俗なる商人や高利貸の手に集められて、それが資本へ轉化されて行つた。斯くて武士階級の沒落は、來るべき資本主義経済を背景とする日本の産業革命を準備する一つの條件となつたのである。

多くの武士階級は無産者となつたが、然し彼等の全部が無産者と化した訳ではない。彼等の一部分は明治政府の指導者となり、又民間に在つても新興日本の指導者となつた事は記憶せられねばならぬ。明治初年の官吏の大多数、即ち七〇——八〇%位は、旧武士階級たる士族によつて占められてゐた。猶又巡査や学校教員が多く士族であつた。民間に於ける実業方面の指導者にも士族が多く、特に近代的企業形態たる株式会社の発達は彼等の奉公心に負ふ所が多大であつた。とは云へ官界、民間に於て指導者となり得た者の数は、全國二百万人の士族中官吏となつた者が四千人程度であり、民間の方は数字が判らぬけれども五千人と仮定しても全体で凡そ九千人、之は士族総数二百万人に対する比率から云へば問題にならぬ小数である。大部分の士族は農工商等に従事する小経営者、若しくは完全な無産者と化したのである。是等沒落士族を救済する爲めに、政府は或は開墾事業、或は養蠶、製糸、機織等の多くの企業を起して彼等を援けた。此の企業の大部分は失敗に終つたけれども、近代的生産様式及び技術の輸入、移植といふ点では、産業発達に資する所が多かつた。

二、近代的経済化への準備

(イ) 貨幣制度

明治維新以來日本は資本主義経済発展の準備を次第に整へて來たが、貨幣制度の改革、特にその全國的統一は欠く可らざる重要事であつた。然し此の仕事は明治の初期に於ては成功せず、幣制の確立には多くの年月を要した。徳川時代には米が未だ交換の媒介物として多かれ少かれ使用されてゐたが、此の外に雜多な硬貨及び紙幣が併用されて貨幣制度は混乱してゐた。そしてそれは明治維新以後迄持越された。明治二年（一八六九年）の通貨の種類とその概算額は次の如くである。

1、各種金貨	八七、六一〇、〇〇〇円
2、各種銀貨	五二、六六〇、〇〇〇円
3、銅、眞鍮、鉄、其の他の硬貨	六、〇三〇、〇〇〇円
合計	一四六、三〇〇、〇〇〇円

4、英米佛等の諸外國貨幣及び墨西哥銀貨が安政以來流通してゐた。流通額は不明。

5、従來の各大名はその領内限り流用の各種紙幣（金札、銀札、錢札、米札等）を発行したが、明治二年（一八六九年）の流通額は大体二四、六四〇、〇〇〇円以上と云はれて居る。

各貨幣の相場の変動は多様であり、計算は繁雑であつた。当然是等の貨幣は整理統一せねばならぬけれども、成立したばかりの明治新政府にはその余裕がなかつた。それ所か、多端なる國事を処理するに費用を先づ必要としたが、それは租税や御用金のみに頼ることは到底出來なかつた。そこで先づ発行したものが不換紙幣である。明治元年（一八六八年）に新政府の財政需要を充す爲め太政官札が四千八百万円、翌二年及び三年には小額紙幣である民部省札が七百五十万円発行されたが、是等は何れも不換紙幣であつた。次で明治四年（一八七一年）には大藏省兌換証券（之は廢藩置縣に伴ふ行政費急増を充す爲め）六百八十万円、更に明治五年（一八七二年）には北海道開拓資金調達の爲め開拓使兌換証券が二百五十万円、此の外に旧大名の発行紙幣である藩札を整理する爲めに二千三百万円、更に明治十年の西南戰役費として二千七百万円、それに加へて明治五年（一八七二年）以來設立された國立銀行の発行する銀行紙幣が逐年増発されて行つたので、茲に紙幣氾濫時代を現出し、明治十三年（一八八〇年）には各種紙幣の流通高総計が一億七千余万円となつた。それに対して國庫の準備正貨高は僅に七百六十六万余円、流通紙幣の六%にも達しない狀態となつた。

斯の如き狀態は必然的に紙幣價値の下落となつた。物價は暴騰し、公債價格は下落し、金利は昂騰する等、雜多なる紙幣の濫発が各方面に著しい悪影響のあることを政府も認めざるを得なくなつた。ここに於て幣制確立の爲め先づ紙幣整理に着手し、同時に財政緊縮方針を採ることになつたが、明治十四年（一八八一年）以降に於てそれが強行された。之によつてインフレ景氣は解消したが、同時に陰惨なる不景氣が訪れ、明治十七年（一八八四年）には恐慌に陷つた。然し此の紙幣整理によつて銀と紙幣との間に開きもなくなり、日本の貨幣制度確立は漸次本筋に進む様になつた。

右の如き混乱の間にも本位貨幣制度確立の準備は少しづつ行はれてゐた。明治初年の日本の本位制度は銀本位であつたが、明治四年（一八七一年）には金本位に改められた。然し実際には銀貨の流通が支配的であつた爲め、政府は金銀複本位制度を法制的にも承認せざるを得ない狀態にあつた。

明治十四年（一八八一年）に始まる政府の紙幣整理は、それと共に兌換制度確立の爲めの中央銀行設立が必要となつた。それは同時に明治五年以來紙幣発行権を與へられた銀行として設立され、明治十四年には本店百五十三、支店を併せて二百六十有余店に達する國立銀行及びその銀行の発行紙幣三千四百余万円をも整理せねばならぬ事となつた。そこで明治十五年（一八八二年）に日本銀行條令が発布されて十月には日本の唯一の中央銀行が出來た。同時に國立銀行は営業年限を創立の日より二十年と制限され、且つその間に各銀行の発行紙幣は消却に決定した。日本銀行の最初の兌換券は明治十七年に発行されその時の引換準備は銀であつたから、此の時の日本は銀本位制度を採用した訳である。之によつて通貨の價値は安定し、紙幣の消却は順調に進み、資本主義経済の急速なる発展に対する一つの準備が出來たのである。

（ロ）　銀行会社制度の移植

日本の如く欧米諸國に比して著しく産業的発展に立遅れた國が近代化する爲めには、政府が率先して自ら産業を起し之を保護育成することが必要であつた。だが又その爲めには近代的な金融機関や企業組織をも之を移植して保護育成することが必要であつた。

右の目的の爲めに明治元年（一八六八年）四月商法司といふ役所が出來た。之は明治政府が商業及び金融組織の近代化を企図した最初のものであつた。同年五月には「商法大意」といふ法律を出して、封建的特権組合を解体した。翌明治二年（一八六九年）には通商司といふ役所が出來たが、此の爲め前の商法司は廢止となつた。此の通商司は日本人が商業的経験に乏しく、資金は不足し、金融制度も亦不備である爲め、外國貿易上の利益は殆んど外國人に独占されて居

る弊害を救ふ爲め、日本貿易の獨立的發達を助長することを任務として出來たものである。本署を東京に、支署は東京、大阪、京都及び各開港場、並に其の他の商業上の要地に設けて、その下に通商会社と爲替会社とを置いた。

通商会社は内外商業の振興を目的とし、重要商品の定期売買をする会社組織の取引所であつた。爲替会社は通商会社と相並んで、内外商業の振興と内地産業の開発とを目的とする一種の資金融通機関で、主たる業務は預金、貸出、爲替、洋銀古金銀売買、両替等であつた。右両会社の設立資金、営業資金は共に大部分が政府から貸下げられ、且つ株式会社の型態を取つたが、その業務指導は通商司から派遣される官吏が之に当つた。

斯の如く異常なる保護の下に通商会社、爲替会社は出來たが、然し当時の日本人は未だ一般に会社、銀行に対する知識なく、從つて之を利用することを知らず、一方是等の会社を指導する人達もその指導を誤つた爲めに、数年ならずして失敗し、明治九年（一八七六年）迄には悉く解散、廢業或は轉換の運命に立至つた。然しその業績の貧しさにも拘らず、会社企業に関する知識の殆んど無かつた國民に合本組織の必要なることを理解させて、その後に於ける急速なる会社組織の企業、就中金融機関発達の基礎を造つた点でその歴史的意義は決して少くないのである。

一方、銀行設立は金融制度の確立といふ問題と共に生れて來た。明治四年（一八七一年）に米國の國立銀行を見学して、米國からその案を送つて來た伊藤博文の國立銀行案を基礎にして明治五年（一八七二年）に國立銀行條令が出來たが、之によつて先づ第一に出來たのが東京の第一國立銀行で、次が横浜の第二國立銀行、次で新潟の第四國立銀行、次は大阪の第五國立銀行で、此の四つは何れも明治六年（一八七三年）に出來た。是等銀行の株主は商業資本の代表者や地方富豪及び地主等が主であつた。その主なる特権としては銀行券の発行と官金出納事務が與へられた。明治九年（一八七六年）には國立銀行條令が改正され從來必要であつた正貨兌換の制度を廢止し、政府紙幣を以てするも可としたので、國立銀行が急に増えて來た。明治六年から同八年（一八七三―七五年）迄四行だつたものが、同十年（一八七七年）には二十六行、同十一年（一八七八年）には九十五行、同十二年（一八七九年）には百五十三行と激増した。然し此の國立銀行制度は明治十四年（一八八一年）に始まつた紙幣整理の過程中に於て消滅して行つた事は前に述べた通りである。

次に私立銀行の方は既に明治四年（一八七一年）頃から次々と設立願ひを出した者が数行あつたが、未だ銀行制度に関する法律が出來てゐない爲めに何れも許可にならなかつた。私立銀行は、明治九年（一八七六年）の國立銀行條令改正によつて、普通の銀行類似のものも一様に銀行と称し得る様になつてから漸く発達した。先づ明治九年（一八七六年）に三井銀行、同十二年（一八七九年）に共立銀行と安田銀行、といふ工合にして同十三年（一八八〇年）には三十九行に増え、同十四年（一八八一年）には九十四行に増えた。然し此の当時の私立銀行は未だ発達の緒に着いたばかりで、主要な金融機関としては國立銀行が支配的であつた。

猶、此の時代に外國爲替業務を担当する特殊銀行として横浜正金銀行が、明治十三年（一八八〇年）二月からその業務を開始した。此の当時の日本貿易金融は外國銀行に壟断され、日本貿易商の不利不便は少くなかつた。加之、当時紙幣濫発の結果、銀紙の開きも大となり、正貨は海外に流出し、爲替相場は下落し、日本の対外貿易は著しく阻害される事情にあつたから、相当の正貨を保有し、貿易金融を司る金融機関の設立が痛感されてゐた。尤も貿易金融を司る機関としては明治二年（一八六九年）に前述の爲替会社が設立されたが、之は前述の通り経営者に適材を得ず、遂に失敗して明治六年に廢業して了つた。此の爲替会社に代るものとして正金銀行設立の必要は特に重要でもあつたのである。かくて発足した正金銀行は外國爲替業務を担当する特殊銀行として法律上種々の特権を與へられ、年と共に発展して事

実上日本の外國爲替市場をリードする職能を持つ様になつた。

金融關係以外の会社組織の企業も、明治三年（一八七〇年）頃から政府の育成助長政策によつて起りつつあつた。明治三年（一八七〇年）には通商司監督の下に半官半民の回漕会社が出來て、東京大阪間の定期航路を経営した。然し此の会社は一ケ月で解散して三井をして新にその仕事を始めさせたが、その直ぐ翌年には郵便事業をも併せ名称を郵便蒸汽船会社と称する様になつた。明治五年（一八七二年）には飛脚問屋の仲間によつて陸運元会社が設立され、郵便事業に従つた。それが明治八年（一八七五年）には全國の貨物を一手に取扱ふ会社となつて内國通運会社と改称した。

農業方面に於ては開墾会社が、明治四年（一八七一年）に開農社といふ名称で生れた。当時の最も重要な生産品であつた生糸も政府の助成によつて会社企業の形を採るものが増えて來た。

明治九年（一八七六年）に政府は國立銀行條令を改正し、之によつて銀行の簇出した事を前に述べたが、之は同時に一般産業会社の簇出ともなつた。そして次第に資本金の大なる会社が出來て來た。即ち明治十三年（一八八〇年）には資本金六十万円の東京海上保険株式会社、五十万円の馬車鉄道株式会社、翌年には五十万円の東京電燈株式会社、六百万円の共同運輸会社などが現れた。又大阪方面に於ても、明治九年（一八七六年）の米の取引所設立に始まり、同十一年（一八七八年）には株式取引所、十三年（一八八〇年）には硫酸製造会社、十四年（一八八一年）には大阪製銅会社など次々と会社企業が現れて、明治十四年（一八八一年）の好景氣当時には、日本全國の会社総数一千八百〇二、資本金総額二千七百七十七万円となつた。

（八）　新交通制度の輸入及び助長

近代資本主義の発達の爲めに必要な條件の一つに交通機関の革新がある。國内市場の拡大、海外市場の急速なる発達には、旧來の陳腐なる交通機関では間に合はないのみならず逆に生産の進歩を阻害して了ふ。著しい後進性を負ひ先進資本主義國によつて植民地化される危険性にさらされつつ急速な資本主義化を基本課題とした明治新政府は、軍備確立の要求からも近代的な交通制度を樹てて、近代的な交通機関を整備助長することが必要であつた。

新政府は明治元年（一八六八年）に、既に交通に対する封建的諸制限を排除して交通の自由を確立したが、他方新交通機関たる鉄道、汽船の輸入助長にも努力を拂つた。然も之は近代産業の発展に先立つて行はれた。

先づ鉄道に就ては明治二年（一八六九年）英國に於て九分利付外債九十三万磅を募つて翌三年（一八七〇年）起工し、同五年（一八七二年）には東京横浜間十八哩（約二十九粁）の鉄道が完成した。之が日本最初の鉄道である。次で明治四年（一八七一年）には大阪神戸間の鉄道が計画され、之は明治七年（一八七四年）に完成した。京都大阪間は明治十年（一八七七年）には京都大津間が開通した。更に東京方面と大阪方面とを連絡する仕事が始められたが、然し此の連絡工事は全線三百八十哩（約六百十二粁）に亘る大事業で明治二十二年（一八八九年）に至つて漸く完成した。次で明治二十四年（一八九一年）には政府保護の下に民営といふ形で東京青森間五百二十九哩（約八百五十一粁）が開通し、之によつて青森から神戸迄の鉄道が完成した。

右の幹線鉄道の外に支線を成す地方鉄道も官設と私設が年を追ふて発展して行つた。

次に海運に目を轉ずると、政府の保護助長は鉄道よりも海運に於て一層甚しい。明治初年以來主として農民から集めた富を、保護政策によつて近代産業育成に注いだ様相は、此の海運発達の過程中に最も明白に現はれてゐる。

米國の蒸汽船が日本へ來た事は、日本の海運に一大刺戟を與へ、西洋型蒸汽船の購入、製造は徳川幕府及び諸大名に

よつて既に行はれてゐたが、明治四年（一八七一年）に於ける政府所有の汽船は廢藩置縣の時諸大名から沒收したものを加へ十八隻あつた。政府は是等の汽船で郵便蒸汽船会社を設立し日本の沿岸航路に当らせてゐたが、事業不振の爲め明治八年（一八七五年）には之を解散し、その所有船十八隻は三菱会社に無償で與へて了つた。三菱王國の歴史はここから始まる。

三菱王國を築いた岩崎彌太郎は明治三年（一八七〇年）に一つの運漕会社を造つて海運事業に乘出してゐたが、明治七年（一八七四年）佐賀の乱が起つた時、三菱会社は政府の輸送を引受けた。又同年台湾事件が起つたが、此の時政府は百五十万弗で十三隻の汽船を購入し之を三菱に委嘱して軍隊及び軍需品の輸送に当らせた。事件終了の翌年此の汽船全部は無償で三菱に與へられた。

斯の如くして三菱は郵便蒸汽船会社の汽船十八隻と台湾事件当時の購入汽船十三隻と、合計三十一隻を無償で貰つたのみならず、海運発達の爲めの補助金として政府から年額二十五万円、海員養成費として年額一万五千円を年々與へられる事になつた。斯の如き厚き保護の下に三菱は海上制覇に乘出して着々事業を拡大して行つたが、海上利益の独占を土台として、銀行、海上保険、倉庫等にも手を拡げ、遂に日本経済界に廣汎な支配力を持つに至つた。

斯る三菱の独占的保護に対しては反対が起り、之に対抗する会社が明治十五年（一八八二年）に造られて三菱との間に猛烈なる競爭を起したが、明治十八年には両者が合併し、茲に日本郵船会社が生れた。

明治十八年（一八八五年）に於ける日本の総汽船数は四百六十一隻、総屯数五万九千屯である。之は明治三年（一八七〇年）当時に比し隻数に於て約四倍に増加してゐる。此の比較によつて目立つのは小型汽船が著しく増加してゐることであるが、千屯以上の大型汽船増加は明治二十九年（一八九六年）の航海奨励法発布以後の事に属する。

（二）郵便、電信制度の移植

徳川時代及び明治の始め頃迄は、日本に郵便制度と称すべき程のものはなかつた。必要な郵便は夫々人を走らせて先方へ届けるといふ不便且つ幼稚なものであつた。

明治政府は近代的通信制度の必要を認め、明治四年（一八七一年）に官営による新郵便制度を先づ東京、大阪に実施し、それを次第に全國に及ぼす方策を立て、明治八年（一八七五年）には海外との連絡も始まつて同年上海に郵便船を出した。翌年には清國及び朝鮮に日本の郵便局を置き、その翌年即ち明治十年（一八七七年）には万國郵便條約に加盟した。

此の郵便制度の発達は著しいものであり、明治五年（一八七二年）に郵便局数二十一であつたものが、翌年には一千五百となり、その次の翌年には三千二百四十四に増え、明治十三年（一八八〇年）には四千八百十九となつた。

近代的な電信制度に就ては、明治政府は既に当初から注目してゐたが、明治二年（一八六九年）に英國から技師を招いて先づ東京、横浜間の日本最初の電信線を架けた。以来線路の延長に努めたが、技術の未熟なのと、無知な人民の妨害の爲め最初は一向発展しなかつた。そこで明治六年（一八七三年）之が改善策を立てそれを実施してからは急速に発展し、明治四年（一八七一年）僅に二十六里半（約百〇四粁）のものが、六年（一八七三年）には千九十九里（約四千三百十六粁）十二年（一八七九年）には三千八百四十里（約一万五千〇八十一粁）といふ工合に逐年急激に発展した。

斯の如くして近代的郵便電信制度は明治維新の当初から國営の下に移植されたが、一八八〇年代には早くも全國的規

模に迄拡大し、新興商工業者の利益と直接結び付いて、資本主義発達の基礎條件の一つが、他の産業設備に比して割合に早く完成されたのである。

（ホ）官営による近代工業の移植

明治政府はその成立以來、富國強兵、殖産興業のスローガンを高く掲げて、近代的資本主義國として発展すべく努力した。之が何よりも先づ明治政府の性格を特徴付けるものである。前に述べた如く日本は欧米先進國に比して遙に遅れてゐる。必然的に國家権力による強力且つ廣汎なる産業の育成保護が無ければ急速なる発展は望めないが、それには進んだ欧米の技術を急速に取入れねばならない。そこで政府は多くの人を欧米に派遣して学ばしめると共に、又多くの外國人技師を招いて之に師事し、あらゆる近代工業を自ら移殖し、又自ら之を経営するといふ方針を採つた。

(1) 先づ第一に軍事工業を見ると政府は主として旧幕時代の軍事工場を没収して自ら之を経営する方針に出た。その主なものを挙げると、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、その他火薬製造所、横須賀、長崎、石川島の各造船所などがある。此の外技術の発達、教育施設の拡充等にも努力した。かかる官営工場の発展は日本の機械制生産発達に対し一つの大きな刺戟となつた。

(2) 鉱工業部門の政策担当機関として明治三年（一八七〇年）に工部省が出来たが、之が日本のあらゆる鉱山（金、銀、鉄、石炭等）を官営し、その他鉄道、電信、土木、造船、製鉄、セメント、硝子等に迄手を伸して花々しい指導的役割を果したが、然し是等の官営諸事業は政府の意図に反して巨大な損失を招いた。それで是等諸事業の多くが明治十四、五年（一八八一―二年）以後に至つて政府の財政整理に伴ひ民間へ盛んに拂下げられた。けれども工部省の事業が日本の近代的大産業発達を助長する上に非常な貢献した事は確かであり、之によつて日本の資本主義も次第にマーカンチリズム的保護の溫室から脱出出来る様になつて来た。工部省は明治十八年（一八八五年）に廃止され、夫々の事務は逓信、農商務、文部等の諸省に分轄された。

(3) 次に繊維工業を見ると日本の開港以來最も重要な輸出品として生糸がある。然し当時の生糸は品質粗悪で濫造の弊害があつたので、政府は明治三年（一八七〇年）に外國人を招いてその技術指導の下に模範工場の建設を始めた。工場は二年後に完成したが、ここの工場で訓練された女工が各地に新技術を普及し、次第に優良生糸を出す様になつた。その功績は大なるものがある。

一方綿紡績は慶應三年（一八六七年）に近代的工場が鹿兒島に建設されてゐたが、之は明治新政府に引継がれて官営となつた。更に堺市に明治三年（一八七〇年）新工場を建設し、漸次その規模を拡大して行つた。当時の日本は未だ相当な棉花生産國であつたから、政府は之によつて外國品の輸入を防ぎ國内自給を図らんと企てた。然し当時の日本産綿製品は品質粗悪なる上に價格は輸入外國品に比べて著しく高く、到底競争に堪えなかつた。そこで明治十年（一八七七年）頃から外國製の紡績機械を輸入して紡績業を発展せしむる爲め民間企業心を啓発すべく、多数の近代的紡績工場を建設すると共に希望者には無利息十年賦償還で拂下げてその発達を図つた。

（ヘ）博覽会共進会及び其の他

明治政府が産業振興の爲めに努力して來た方策は今迄に述べたものの外に博覽会と共進会の開設を挙げなければならぬ。政府が権力を以て日本全國の諸産物と技術とを一堂に集めて、新産業の普及と技術の発達を図り、生産品の品質向

上と輸出振興とを目的として開設した博覽会や共進会は、明治初年の日本産業発達には尠からざる意義を持つてゐるのである。

日本は明治六年（一八七三年）にウイーン万國博覽会に參加したが、之は日本が海外博覽会に參加した最初のものである。之によつて日本は欧洲の進歩した生産技術を学ぶと共に、日本品の海外宣傳にも大いに役立つた。明治九年（一八七六年）にはフイラデルフイヤ万國博覽会に參加したが、以後明治十八年（一八八五年）迄に二十回に亘つて外國の博覽会に參加した。

内國博覽会は明治十年（一八七七年）に始めて開設、更に大規模なるものを明治十四年（一八八一年）に催した。又共進会が一八八〇年代に多く行はれた。之等は幼稚な日本産業の哺育に極めて重要な手段であつた。

以上述べた鉱業、工業、交通業などの外に農業、牧畜業などに就ても試驗所、学校、博物館などの施設を爲してその改善を図つた。一方國営開墾事業も相当大きく行はれたが、植民事業を見るべきものに北海道の開拓がある。之は明治二年（一八六九年）北海道開拓使が設けられて以來、未開地への移民、開墾、各種模範工場及び鉱山の官営、水産業の発展助長等に多くの努力を傾けたが、之が日本産業の発達に盡した功績は大なるものがある。

（ト）貿　易

幕末安政六年（一八五九年）開港以來日本は欧米資本主義國との不平等條約に束縛されて、関税自主権を持つ事が出來なかつた。此の事は日本が自主的貿易を行ひ得ないといふ事になり幼稚な國が産業を育成発展させる上には絶大な障害となつた。明治新政府は当然此の不平等條約を引継いだ訳であるが、その不利なる條約の改正には一貫して非常な努力を傾けた。然しそれは非常な難事業であつて日本が完全に関税自主権を獲得したのは遙か後の明治四十四年（一九一一年）の事である。

右の如き不平等條約下にあつては、貿易の利益が殆んど外國商人の手に占められて了ふことは当然であつた。之を実例で云へば明治十年（一八七七年）の貿易中、輸出額の九四%と輸入額の九五%は外國商館の手で取扱はれて居る。又輸出入の差額も明治元年（一八六八年）と明治九年（一八七六年）とを除いては常に著しい入超で、輸出振興は遅々として進まなかつた。それに貿易外收支も著しく支拂超過であつた爲め明治政府の政治家達は此の点を深く憂慮し、あらゆる方法を用いて貿易関係の改善に努力を傾けた。

当時の貿易政策は、外國商人に独占されて居る日本貿易を日本人の手によつて爲すといふことが中心課題であつた。その具体的方法は (1) 日本品の海外市場への宣傳 (2) 海外市場の直接的調査 (3) 日本品の海外への試売 (4) 民間商人の直接的輸出の奨励であつた。又一方國内で生産出來る製品は之が保護育成を図つて輸入品の防止に努むることであつた。

以上の如き諸方策によつて、政府は輸出の増進、輸入の防止に努力する所少くなかつた。然し何分関税自主権を有しない爲めに本格的な保護政策などは到底実行出來なかつた。日本が國力の差は如何とも成し難く容易に成功しなかつた。それ故政府は條約改正運動を盛んに行つたのである。然し本資本主義の成長発展を必要としたのであるが、然しそれは全く荊棘の道であつた。

三、整理恐慌と基礎的準備の完成

（イ）紙幣整理及び財政整理と其の意義

明治政府成立してより最初の十三年間は前述の如く旧封建制度の打破と、急速に欧米資本主義諸國の經濟制度と新しい生産様式とを輸入し移植することであつた。而してその費用を政府は地租を主とする租税のみに頼り得ず、三井其の他富豪に御用金を命じたのは勿論、更に多數民衆の金をも集めたが到底追ひ付かず補ふに專ら不換紙幣の濫発によつて行つた。此の弊害は明治十三年（一八八〇年）に至つて顯著となり、政府は財政經濟政策の轉換を余儀なくされるに至つた。そこで先ず不換紙幣の整理と財政の緊縮政策が当面の中心課題となつたが、此の仕事は明治十四年（一八八一年）松方正義が大藏卿に就任すると共に強行された。

此の政策の轉換は、維新以來政府自体が主体となつて近代産業を移植し、それを保護育成することに一應区切りを付けたものであるが、之によつて日本國民の前には慘憺たる經濟的破綻と窮乏とが訪れた。米價その他の農産物價格は下落し、地價も亦下落したが、租税の方は逆に加重されたので農民は甚しく窮乏化した。特に中小農の受けた打撃はひどく、多くの者が土地から離れた。農民其の他の購買力減少は中小商工業者をも急速に沒落させた。商業会社に於ける総資本金額は明治十五年（一八八二年）に約五千百万であつたが、明治十七年（一八八四年）には千七百万円に激減した。此の数字だけでも当時の不況が如何に深刻なものであつたかを察知し得るであらう。

当然此の過程中に於て多くの農民と多くの商工業者が完全な無産者と化し、多数の産業予備軍を生み出して近代的産業発達の爲めの諸條件が與へられて來た。かくて大工業の支配する時代である産業革命の基礎が据えられたのである。

（ロ）農村の分解と新しき変化

前述の紙幣整理を通じて古き農村形態は如何に分解変化して行つたか。又資本は如何に農村をつかんで行つたか。

維新政府が出來て地租は物納から金納に変つたとは云へ、それは殆んど封建的貢租と同様に高率であつた。然るに明治十年（一八七七年）減租があり、次で不換紙幣濫発による通貨價値下落と經濟発達に伴ふ農産物の需要増大とによつて農産物殊に米價が高騰し、金納地租の收穫に於ける割合は減退した。然し小作料は依然現物であつた爲め小作料收入を持つ地主の利益は増大したが小農や小作人はその割に惠まれなかつた。

そこへ紙幣整理が明治十四年（一八八一年）から强行されたが、之によつて租税は重課され、農産物の價格は二分の一以下に下落した爲め中小農は続々として土地を失ひ、或は小作兼自作或は完全なる小作農或は年季奉公人となり、更に多くの者が日傭労働者へ轉落し、又多くの者が逃亡離散して無産労働者の群に入つた。当時に於ける農民の窮狀は慘憺たるもので、中小農が減じ、零細土地所有者が増大した反面、大土地所有者の発達を見るに至つた。零細土地所有者は農耕のみで生活し得ず、多くは兼業、副業或は部分的賃労働によつて生活を維持して行つたのである。斯様に小数の富農の成長と多数の貧農の発生とが此の時代を特徴付けて居る。

次に農村の商業化も見落すことが出來ない。外國貿易の発展と共に生糸は日本の最も重要な輸出品となつたが、此の事は農村に於ける桑園の作付反別を増加した。更に又貿易上有利なものに茶があつたが、茶園の作付反別も増加した。反対に減退した作物もある。その代表的なものは棉花であつた。棉作は既に廉價なる外國品に対抗し得ず全國的に凋落し始めた。そして外國棉花の輸入が激増した。我々は此の過程に於て商業上利益ある農産物が多く栽培され、不利なる農産物が衰へるといふ商業化の傾向を見出すのである。

以上の如き諸事実は、資本主義の成長が次第に農村をも捲き込んだ事を示すものである。農村の商業化、農業生産が

自家消費の目的を離れて次第に市場生産を行つて行く過程、同時に工業生産品の農村へ流入する過程、こゝに資本が農業を支配して行く過程がある。

（ハ）産業及び貿易

前述の如く不換紙幣の整理と財政緊縮を中心とする新財政経済政策は、明治政府の劃期的政策轉換であつたが、日本産業史上特に重大な意義を有するのは多くの官營工場を拂下げた事である。こゝに産業自由主義への傾向が現はれた。

明治政府は自ら先頭に立つて鋭意近代産業の移植育成に努力すること十余年、それによつて近代産業も或程度迄發展すると共に民間資本も急速に伸長しつゝあつた。然し官業は大部分が損失を示し、政府保護の民間事業も多くは失敗したので、紙幣整理、財政緊縮は必然に官業の整理をせざるを得なくなつた。斯くて政府は多くの官營鉱山及び工場を逐次民間に拂下げたが、その價格は低廉であつたので民間企業の爲めには巨大な利益を齎した。之によつて從來小規模を以て經營して來た小資本家も到底大規模生産には敵しないことを悟り盛んに資本を糾合して機械的生産を行つたので、之によつて民間工業界は長足の進歩を示す様になつた。

明治十四年（一八八一年）に始まる不況の襲來は各産業に激しい打撃を與へたが、近代化された工業はその打開の爲め生産費の低減と品質の改良を急務とし、益々盛んに新しい機械を輸入する様になつた。然しそれに基ずく生産の增加は日本の狹隘なる國内市場に於てそれを消化することが出來ずこゝに各工業は貿易と密接な関連を持たねばならぬ様になつて來た。

當時の主要な輸出品は生糸が第一であり、茶が之に次ぎ、其の他銅、陶磁器、漆器、工藝品及びマツチ等であつた。輸入品の主なものは綿糸、繰糸、砂糖、織物類であつた。そこで輸出品の生糸と茶、輸入品の綿糸と砂糖とに夫々重点が置かれてその近代化に力が注がれた。その中で最も目覚しい發展を示したのは繊維工業就中綿工業の發展であつた。不況にも拘らず此の部門は明治十四年（一八八一年）から明治十九年（一八八六年）に至る五年間に資本金額は倍加した。繊維工業を中心とする日本經済の近代化は、多大なる自由労働者の發生と共にその條件が準備された。

第三節　資本主義確立時代

一、日清戰争（一八九四―五年）前後の經済發展―産業革命進行の第一期時代

（イ）農業の地位の変化と商業化の進展

日清戰争（一八九四――五年）前後の十数年間は、日本資本主義發達史上に於て一つの時期を劃する。前に述べた如く此の戰争前に日本には近代的工業が相当發展しつゝあつたが、此の戰争に勝つた事は日本の近代工業發展に大なる刺戟を與へ飛躍的發展を爲さしめた。

先ず工業の發展と共に農業の地位が如何に変化したかを見ると、之は工業の地位が益々大きくなり農業の地位が次第に小さくなつて來た事を看過出來ない。日本は明治五年（一八七二年）に於て、全國總戸数の八割が農業戸数であつた。然し明治政府の近代産業保護育成への努力と民間の努力とは相俟つて、鉱工業部門の産業が飛躍的發展を爲すに対し、農業部門は停頓にも等しい狀態であつた爲め、全國総戸数に対する農業戸数の割合が著しく低下して、明治三十六年（一八九三年）には前の八〇%から六〇%程度に低下した。

然しその農業も著しく商業化されて來た事を見逃せない。從來あらゆる食糧品とあらゆる衣料品とを自給自足してゐた農村が、耕作は財貨を得る爲めの一つの方法として行ふ樣になつた爲め、有利な農産品には力を注ぎ、不利なるものは次第に止めるに至つたので、農産品の內容に變化が起つて來た。その代表的なものとして激增したのが生糸の原料とも云ふべき桑の生産であり、激減したのは輸入棉花に圧迫された棉花の生産減少である。政府は當初棉作保護政策を取つてゐたが、次第に勃興してその勢を增して來た紡績工業家の意見が支配的となり、遂に明治二十九年（一八九六年）に至つて棉花輸入關稅を撤廢し、之によつて日本棉花の生産は極めて急速に凋落した。

一方土地所有關係を見るに (1) 中農の數が著しく減じ (2) 小農は益々小農となり (3) 小作者が著しく增加した。そして近代的工業が農村人口を吸收し始めた事は、地主と小作人との間の封建關係をも次第に稀薄化せしめ、在來の封建的隷屬關係から土地の貸借關係に基づく契約主義へと變化しつつあつた。

(ロ) 繊維工業の躍進

日清戰爭に於ける勝利は、當時の巨額なる償金の受取りと、戰勝の名譽とが大いに人心を鼓舞し、一方金融機關の發達が資金供給の便利を增加したので、企業熱は非常に昂まり、日本の近代的大工業は此の發展期に於て確立されたと云へる。尤もその確立は未だ全面的でなく、それは繊維工業に於ける近代的大工業の確立は、日露戰爭と第一次欧洲大戰とを經た後に於て爲されたが、如何なる國の生産樣式もその近代化は先づ輕工業部門から始まつてゐる、日本も固よりその例外ではない。

此の時期に於ける日本産業の發展が如何に急速であつたかを具体的數字で示すと、明治二十年（一八八七年）から日清戰爭を經た明治三十五年（一九〇二年）に至る十五ケ年間に總資本高は六千七百八十五万円から八億七千八百七十六万円に、卽ち約十三倍に增加してゐる。そしてその中心を成すものは近代工業就中繊維工業であつた。

先づ綿工業の發展に就て見るとしやう。德川時代の綿製品は國內自給自足で、多く農家の家庭內で手紡（ハンド・スピニング）車によつて行はれてゐた。然るに日本の開港以來欧米諸國特に英國の大機械生産による廉價な綿製品が滔々として日本へ入つてきた。明治十年（一八七七年）頃の消費量は二億四千万斤（約三億一千八百万封度）と云はれて居るが、その內一億三千万斤（約一億七千二百万封度）は輸入であつた。又明治元年（一八六八年）から明治十年（一八七七年）迄の十年間の總輸入貿易額中三六%は綿製品であつた。之によつて日本の手紡は圧倒され、涯知れぬ輸入增大が國民經濟の存立をさへ脅した。ここに於て日本は急遽新しい機械技術を輸入して、近代的大工場生産を發展させる必要に迫られてゐたのである。明治政府は此の目的に向つて或は自ら模範工場を官營し、或は民間を授助し、あらゆる保護助長に努めた結果明治二十二年（一八八九年）頃から若干輸出される樣になり、明治三十年（一八九七年）には國內生産からの輸出が輸入を凌駕する樣になり國內自給自足は完成されたが、更に明治三十六年（一九〇三年）には國內生産の四割位が輸出される程になつた。その輸出先が殆んど東洋市場（特に朝鮮、支那）に向けられて日本紡績業は次第に世界的なものとなつて來た。そして此の時には日本の手紡は殆んど亡んで了つてゐた。而して之は後進國日本が先進諸國との困難な競爭に對し苦鬪の結果得られたものであつた。

次に日本の最大なる輸出品である生糸工業を見ると、之も機械生産が非常に躍進した。生糸工業の發展は綿業とは反対の條件に於て、卽ち棉花の生産は日本の農家にとり極めて不利であるが、繭の生産は反対に極めて有利であるといふ條件に於て農家經濟に重要なものであつた。その爲めに綿業に於ける程著しき機械生産の進歩を見なかつたが、輸出の

伸長は品質の良好とその齊一と大量生産とを要求されるに至つて次第に機械生産が勝利を占める様になり、明治三十六年（一九〇三年）頃には大製糸工場が支配的となつて大規模経営が小規模経営を圧倒して行つた。一方絹織物も徐々に機械化されて行つたが、明治二十年（一八八七年）以後にはその程度が一層急速になつて行つた。

（ハ）重工業其の他

前述の如く綿工業は國内需要を充して輸出に轉ずる程の急激な発展をなしたのに比べ、重工業特に機械製造工業の生産は余り振はなかつた。当時日本で鉱工業に利用される機械の大部分は皆外國からの輸入品であつた。

然し後進國日本が先進國との対立競争場裡に成長しなければならなかつた事情は、國家資本主義的傾向を強く内包せざるを得なくなり、官営工場を中心にした兵器、船舶、鉄道用品の自給を目標にした若干の発展が見られた。民間の方は未だ一向振わず当時の最大工場は労働者六百八十人を有する芝浦製作所で、之も海軍用の機械を造る工場であつた。

次に当時の鉱山業及び製鉄業に就て見る。鉄鉱と石炭の産出は近代的大工業発展の基礎條件である。明治の初年から十四年（一八六八——八一年）頃迄官営方針であつた鉱山事業も、明治十七年（一八八四年）以後に於てその大部分を三井、三菱、古河等の大資本家に拂下げて民営に移した。之によつて鉱業技術は非常な発展をする様になつたが、之は近代的技術及び機械の外國からの輸入に援けられたものであつた。特に日清戦争を経てからは急速に機械化の程度を高めて行つた。

鉄鋼の生産は官営工場に於て兵器製造と結合して発展して行つたが大したものではなかつた。明治三十三年（一九〇〇年）に於て銑鉄は輸入（二万四千瓲）と國内生産（二万三千瓲）とが相半するに至つたが、鋼鉄は殆んど全部が輸入（三十四万三千瓲）で國内生産は僅に一千瓲あつた。

最後に雑工業を見ると、マツチ、莚蓆、陶磁器、麦程眞田、製紙などが輸出産業として発展しつつあつた。

（ニ）交通及び通信

1、鉄道

富國強兵、産業振興をスローガンにして明治政府が遂行して来た近代産業の保護育成政策は明治十四——十八年（一八八一——五年）の紙幣整理を経て蓄積されて来た民間資本が漸次近代産業に向ふことによつて前進して行つた。明治二十年（一八八七年）前後に於て投資の中心対象となつたものは鉄道企業で遂に鉄道景氣を現出した。その直接動機となつたのは明治二十年（一八八七年）に私設鉄道條令が公布されて私設鉄道の保護を実施した事と、日本最初の私設鉄道会社である日本鉄道会社が第一回の営業報告で純益年一割以上を示した事である。

然し政府部内には鉄道國有論を唱へる有力な一派があつた。けれども民間の資本が盛んに鉄道へ流入するのと、政府の國有方針が未だ確定しない事の爲めに、此の國有論は実現せず、私設鉄道は官営鉄道に数倍する速力で発展して行つた。之を数字で示すと明治二十年（一八八七年）に官設線三百二哩（四百八十六粁）に対し私設線は二百九十四哩（四百七十三粁）であつたが、明治三十年（一八九七年）に至るや官設線六百六十二哩（一千〇六十五粁）に対し私設線は二千二百八十二哩（三千六百七十二粁）となつてゐる。

明治三十年（一八九七年）は戦争景氣の反動と兇作とが重つて恐慌に見舞はれたが、此の時小会社は事業に行詰り大会社に合併されるもの多く、次第に鉄道会社の企業集中が行はれた。

鉄道の発達と共に看過出來ないのは汽車製造が始まつた事で、之は日本の重工業發達を促進した。又鉄道の延長增大は日本國内の經濟を開發し、農村の自給自足を急速に解消させ、農業と工業とを分離し、又それらの相互依存關係を强め、日本の資本主義經濟を更に前進せしめた。又鉄道の發達は石炭産額を增大せしめることになり、之によつて炭業は愈々盛んになつて來た。

2、海　運

海運業も日清戰爭を契機として目覺しく發展し、日本經濟の發展に對應して沿岸航路から遠洋航路へと進出した。明治二十六年（一八九三年）前迄は、日本沿岸と上海、浦塩、仁川、天津の近海航路に過ぎなかつた日本海運業が、同年にはマニラ、ボンベイ航路を開き日本最初の遠洋航海を行つた。此の印度航路の開設は直接に印度棉花を日本船で日本へ運ぶことを可能にしたので、之が日本紡績業の發展を助けたことも少くなかつた。

日清戰爭に直面して政府は汽船十四隻四万屯を購入し、之を日本郵船會社に委ねたが、日本郵船會社も亦二十三隻六万五千屯を購入し、その他戰時景氣を目當てに大阪商船會社、東洋汽船會社等外國船を購入する者が相ついだ。その爲明治二十六年（一八九三年）に四百十七隻十六万屯の日本所有船舶は明治二十八年（一八九五年）には五百八十隻三十二万屯に激增した。それと共に從來は日本沿岸を主とし、朝鮮、支那、印度辺り迄がせいぜいの所であつた航路を拡大し、明治二十九年（一八九六年）からは日本郵船會社が政府保護の下に欧洲、北米、濠洲の三大航路を開いた。之によつて同汽船會社は一躍して世界大汽船會社の列に入る樣になつた。

一方政府は航海奬勵法（明治二十九年、一八九六年）を出して、千屯以上、速力十浬以上の鉄或は鋼製汽船に奬勵金を與へる方法を取つたので、漸次優秀船が增加した。又汽船の增加はその後も続き明治二十九年（一八九六年）五百七十隻三十六万屯の汽船数は明治三十六年（一九〇三年）には一千八十八隻六十五万屯へと增加した。

3、郵便及び電信

郵便も非常な發展をした。明治三十三年（一九〇〇年）には郵便法が發布されて拡大された郵便制度に適合する根本的改正が行はれて斯業の面目を一新した。内外國發信郵便物数を見ると明治二十年（一八八七年）の一億六百万余通から明治三十三年（一九〇〇年）には七億五千万余通に增加した。

近代社會の神經とも云ふべき通信制度も同樣に著しく伸長した。電信線路延長は明治二十年（一八八七年）から明治三十三年（一九〇〇年）迄の間に二万六千七百粁から十万六千粁に增進した。

（ホ）貿　易

日清戰爭を契機として日本の機械生産は非常な躍進をしたが、貿易も亦之に伴つて一大發展をした。此の貿易發展は支那及び韓國に於ける新しい市場開拓に成功した事と、日本の政治力が次第に對外的にも力を增した事に原因してゐる。然し根本的には日本經濟力の勃興によるものである。

先づ貿易總額の数字を見ると、明治二十年（一八八七年）に九千六百余万円、明治二十六年（一八九三年）には一億七千八百万円、明治三十年（一八九七年）には三億八千万円、明治三十五年（一九〇二年）には五億三千万円と增加して居る。

然し日本の貿易は安政以來の不平等條約に束縛されて自主的貿易政策を採ることは不可能であつた。そこで日本朝野の政治問題は、不平等條約の改正即ち治外法權の撤廢と關稅自主權の獲得とがその中心的關心事であつた。幾多苦心折衝の結果、明治二十七年（一八九四年）英國との間に對等關係を原則とした日英通商航海條約が締結され、次で米、伊、露等十四ケ國との間にも同樣な條約改正を行つた。その結果、治外法權の撤廢、內外雜居、原則としての關稅自主權の確認が行はれた。斯くて條約改正に基づく新しい關稅定率法が明治三十二年（一八九九年）より實施されたが、然し此の關稅率は自主的なものでなく、實質は各國との協定に束縛されて依然日本は不對等の立場にあつた。然しそれにしても日本の東洋に於ける著しい政治的、經濟的進出は日本をして世界諸強國の仲間に入らせる機運を作つた。

貿易の發展と共に日本貿易商の直接貿易も增加した。明治初年（一八六八年）頃は貿易が殆んど外國商人の手で取扱はれてゐた。明治二十六年（一八九三年）にはそれが外國商人八三%、日本商人一七%となり、明治三十三年（一九〇〇年）には外國商人六二%日本商人三八%と變化して來た。

一方貿易商品の構成內容にも變化を示し、輸出部面に於ては食糧品が減少して全製品が增加し、反對に輸入部面に於ては原料品及び機械類が增加して全製品が減少した。機械類の輸入は欧米先進國に比して立遲れて居る日本の工業が益々發展を必要とする爲めであり、之によつて日本經濟の近代化は更に一層の發展を予想せしむるのである。

（一）貨幣及び金融制度

明治三十年（一八九七年）日本は金本位制度を採用した。それ以前の日本の本位制度は銀本位制度であつた。當時の有力な世界の諸國は既に銀本位を排斥して金本位を採つてゐたが、その当時の世界に於ける銀の產出激增が原因となつて、銀の金に対する比價は下落一方で変動常なく、銀本位國日本は之によつて非常な困難に遭遇した。卽ち爲替相場の激落、國內物價の昂騰、投機の流行、それに伴ふ貿易上の不利、國家經費の膨脹等に当面して安定せる貨幣制度の確立が当面の急務となり、それには金本位制度採用の必要が認められてゐた。然しそれには準備金を必要とした。その時幸にも日本は清國から償金二億三千万両を得たので、之を英貨で受取つて準備金に充当し、ここに金本位制度を確立することが出來た。

金本位制度の採用は、爲替相場を安定せしめ、物價の激変と信用の不確実を最大限に抑制し、外國貿易の進展を容易にし、國家財政を計画的ならしめ得た。一言にして云へば日本の資本主義經濟の確立とその發展が之によつて助成されたのである。

次に金融制度の整備に就て述べねばならぬ。日本の銀行は紙幣發行權を持つ國立銀行に始まつたが、之は明治十四年（一八八一年）以降に强行された紙幣整理の過程中に於て國立銀行は解消し、その大部分が普通商業銀行に轉換して了つた。

日本の普通商業銀行は斯の如き條件の下に發展した。明治二十三年（一八九〇年）に制定され、二十六年（一八九三年）から実施された銀行條例は、不良なる金融業者を排除して信用確実なるもののみを銀行として認むることになつたので、之によつて普通銀行の發達は更に促進された。一方日本產業の發展に促進されて普通銀行の数は愈々增加し、明治二十六年（一八九三年）六百二十八行が明治三十三年（一九〇〇年）には一千八百五十四行に激增した。然し普通商業銀行界に於ては当初から大資本家たる三井、三菱、住友の各銀行が支配的勢力を有してゐた事は指摘されねばならぬ。

政府は右の商業銀行の外に、農業、工業に対する金融機関をも整備する必要を認めたが、之には長期且つ低利の融資

を必要とする爲め夫々の特別法により農業金融機関としては勸業銀行(中央機関)及び農工銀行(地方機関)を設立した。(之は明治三十年(一八九七年)から明治三十五年(一九〇二年)に亘つて設立された。)工業金融機関としては明治三十年)に設立され、台湾の爲めには台湾に於ける中央銀行として台湾銀行が明治三十年(一八九七年)に設立された。斯の如くにして日本の金融機関は整備され、日本産業の急激なる發展に對應して非常な發展をして行つた。

二、日露戰爭(一九〇四——五年)後の經濟發展——産業革命進行の第二期時代

(イ) 農業

日露戰爭に勝つた事は日本の對外信用を倍加した。そして外國資本が滔々として日本に流入し、明治三十六年(一九〇三年)に一億九千五百万円に過ぎなかつた外債は明治四十年(一九〇七年)には十四億円に激増した。その上戰費約十九億円の大部分が民間の企業資金を増大させたので、日本の近代的大工業は此の時代を通じて更に發展した。一方此の事は日本農業の地位を益々低くして了つた。農村の自給自足經濟は益々切り崩され、農村の商業化は更に顯著となつた。之を端的に代表するものは棉花生産が益々凋落した事と、桑園從て繭の生産が愈々増大した事である。それと共に注意を要することは日本の植民地である台湾と、日本經濟の支配的地域となつた朝鮮から、廉價なる米の輸入が増加して來た事で、斯る事態は米の商品生産化を促進し、農村經濟の貨幣經濟化を速めることとなつた。

一方土地所有關係も前時代と同樣、中小農は更に小さくなつて、大地主が増加したに反し、零細土地所有者は益々増加した。そして土地の耕作も今迄は契約証書無しに行はれたものが多かつたが、漸次証書を取り交すものが増加した。之によつて地主と小作人との關係は一層稀薄化して來た。

(ロ) 工業の發展

1、重工業の發展

日露戰爭前後の時期を通じて日本工業の發展を特徴付けるものは重工業部門の大發展である。重工業の發展は前の時期に既に確立された輕工業の發展を基礎とし、日清、日露兩戰勝の結果として、台湾、朝鮮、南滿洲、樺太等が日本の政治的經濟的支配下に入つた爲めそこに於ける原料及び資源が確保された事と、更に日本軍部の要求が拍車をかけた事とによつて齎されたのである。

先ず重工業の急激な發展を示す一つの指標として鉄鋼の需要及び生産を見やう。明治二十二年(一八八九年)鉄類の需要總高は十一万一千二百九十屯であつたが、その内、國内生産は僅に二万屯で、あとは輸入されてゐた。然るに明治三十四——八年平均(一九〇一——五年平均)では需要高が三十八万屯に増加し、國内生産は約十万屯になつた。更に明治四十四年——大正四年平均(一九一一——五年平均)では需要高が百十五万屯に著増し、國内生産は五十三万屯に達する程になつた。鉄類の需要高及び國内生産高が共に斯の如く著増した事は、全体として日本の重工業が大發展を成した事を意味する。而して注意せねばならぬ事は、此の製鉄業の發展は官營中心特に明治三十四年(一九〇一年)に官營の八幡製作所が創設され、それが戰爭によつて拡張された事によるもので、鉄鉱の大部が支那から、特に大冶鉄山から供給された事で、大冶の鉄鉱と、九州の石炭とが結合した事は、意義が大きいのである。

右の如き大工業の發展を裏付けたものに原動力としての電氣の發達がある。電氣の發達は近代巨大産業の基礎であ

る。如何にその発達が目覚しいものであつたかは次の数字を見れば分る。即ち明治三十六年（一九〇三年）水力、火力合して僅に八万キロワットの電氣は大正三年（一九一四年）には百十万キロワットに激増した。然も水力発電が火力発電を圧倒して全体の七〇%を占める様になつた。斯くて電氣は工場に、鉱山に、鉄道に、又船舶建造にとあらゆる生産部面へ進出した。

2、繊維工業其の他

日本の綿工業は既に一八九〇年代に於て大機械生産が確立し、一九〇〇年代になると資本の集中が顯者に行はれ始めた。日露戰爭後の好景氣時代には再び急激な生産拡張が行はれたが、その反動恐慌期に入つて長期に亘る操業短縮を通じ、更に一層の生産の集中と資本の集中が齎された。

今それを数字によつて調べてみやう。明治三十六年（一九〇三年）に資本金は三千四百四十万円であつたが、大正三年（一九一四年）にはそれが八千百二十四万に、即ち二倍以上に増加した。同じ期間に於て運轉錘数も百二十九万本から二百四十一万本に、生産高は八十万梱から百六十七万梱に増加した。之に対し労働者の数は七万三千人から十一万四千人に増加したに過ぎず、会社数に至つては五十一から四十一に却て減少した。之は機械及び技術の改良並に其の高度化を証明するものである。

それに日本の紡績労働者はその七八%が女工で、その大部分が結婚前の若い女であり、婚資を稼ぎ結婚する時には退職して了ふ。斯くして絶えず新陳代謝するので賃銀は低廉である。従つて製品も廉價である。之日本綿製品が東洋市場に於て急速に支配的地位を獲得した所以である。

一方生糸工業の方は大工場生産が小経営及び家内工業と併存しながら発展して行つた。従つて生産規模も拡大されたとは云へ綿工業に於ける程急速ではなかつた。織物業は低賃銀が普遍的であつたのと、機械化の程度及び種類が多種多様であつた爲め、小経営や家内工業を一層廣く存続させた。然し力織機による手織機の駆逐は可成り顯著に行はれ、明治三十八年（一九〇五年）から大正三年（一九一四年）の間に於て前者が約二万台から十二万台に増えたのに反して、後者は逆に七十二万台から五十万台に減少した。

日本の化学工業は此の時代に漸く発展しつつあつた。醸造業、製紙業、製糖業、人造肥料工業などは次第に発展して進歩の一路を辿つてゐた。

鉱山業に於ては技術の進歩と共に次第に大規模経営に移り、資本の集中が行はれつつあつた。

（八）交通業

1、鉄道

日露戰爭後に於ける鉄道の最大問題はその國有化であつた。日清戰爭後の好景氣に刺戟されて鉄道景氣が現はれ、明治三十三年（一九〇〇年）には私設鉄道が四千八百粁に達する程の発展をした。然るに明治三十年（一八九七年）に起つた反動恐慌と、更に明治三十四年（一九〇一年）に起つた恐慌（此の恐慌は一九〇〇年五月北清事変が起り、対支輸出の杜絶、財界特に銀行の警戒などから起つた）などにより、鉄道会社の没落、合併が続出したが、ここに鉄道事業は深刻な不景氣に見舞はれた。

斯る情勢の下に、企業家自身の側から鉄道國有論が擡頭して來た。一方軍事的見地から軍人、特に陸軍々人が早くか

ら鉄道國有論を出張してゐた。斯くして遂に明治三十九年（一九〇六年）に多年の懸案であつた鉄道國有法案は議会を通過した。

國有によつて経営を統一した事は運輸力の著しい増大となつて現はれ、且つ海路及び外國鉄道との連絡運輸をも可能にした。又鉄道車輛の改善も國有以後に於て顯著なるものが認められた。

鉄道の斯うした発達及び國有化と共に見逃してならない事は、此の時代に於て機関車、貨車等の製造が漸次國内自給自足に向ひ外國から輸入するの必要がなくなつて來た事である。又一つ注意すべき事は、水力電氣の発達に伴ひ電氣鉄道が長足の進歩をしてゐた事である。

2、海運業

戰爭と海運業とが極めて密接な関係にある事は云ふ迄もない。四面環海の島國日本にとつて、海運業の発達は軍事的にも経済的にも極めて重要であつた。日清戰爭は日本の海運業を大発展せしめたが、日露戰爭は更に大きな発展をさせた。そして此の時の発展は單に量的な発展のみでなく質的にも発展した。即ち大型汽船及び速力の早い汽船が増加して來た事である。そして航路も近海から南洋、欧洲、北米、南米、濠洲へと拡大したが、支那近海への航路はより一層の拡大を伴つた。

発展を示す数字を見ると、明治三十六年（一九〇三年）一千八十八隻六十万屯の汽船は、大正三年（一九一四年）には二千百三十三隻百五十八万屯に増加してゐる。此の内千屯以上の汽船は全体の八二%を示してゐる。

（三）貿易

日露戰爭を契機とする日本産業の著大な発展と東洋市場に於ける日本産業の支配力強化は、前時代に数倍する貿易の繁栄を齎した。その飛躍的発展を総貿易額に就て見ると、明治三十年（一八九七年）三億八千万円、明治三十九年（一九〇六年）八億一千万円、大正三年（一九一四年）十一億八千万円と連年激増して行つた。

欧洲の強大國ロシヤに勝つたといふ事が日本の國際的地位を著しく高め、日本は東洋に於ける指導的勢力となり、日本の貿易品は清、韓両國のみならず、南洋方面へも非常に発展して行つた。斯る貿易の伸長は日本の近代的産業発展と相照應してゐる。それ故に輸出入貿易の構成内容及び海外市場に対する関係を見ることは、同時に日本産業の世界経済に於ける地位をも見ることになる。

先ず明治三十年（一八九七年）と大正三年（一九一四年）との間に於ける輸出入品目の構成内容変化を調べると次の如くなつてゐる。即ち原料品の輸出が一〇・二%から七・六%に減じ、反対に輸入の方は二四・四%から五五・一%へと著増してゐる。全製品の輸出は二三%から二八・四%に増加し、輸入の方は反対に、三三・四%から一四・六%へと著減した。之によつて見ると、日本の軽工業の発展と重工業の確立が輸出入関係を逆轉せしめた事を知る。唯原料品輸出五〇%位が生糸で占められてゐるが、之は日本産業の一つの特殊性を示すものである。日本は今や農業國たる地位を脱して益々工業國にならんとしてゐるのである。

然し日本の各種工業品は殆んど総てがアジア向けで、アジア諸國からは原料品を輸入してゐる。一方日本の原料品、半製品は概して欧米向けで、欧米諸國からは機械や各種製品を輸入してゐる。此の事実は日本の近代産業がアジアに於てこそ指導的立場に達してゐたが、欧米に比べると猶一歩後れてゐることを示すものである。

相手國として日本貿易が最も緊密な関係を有するのは支那、米國、英國であるが、全体として最も重要なのはアジア

市場である。殊に支那及び南洋への進出は著しい。明治三十二年（一八九九年）からその後十年間に、輸出に於ては対蘭印が六十八倍、対遅羅十八倍、対英印三倍半、対韓國四倍、対支那二倍となつた。輸入の方は蘭印十四倍、比律賓及び韓國は共に三倍、英、独、伊は共に二倍、米國は一倍半、加奈陀は六倍、濠洲は二倍と夫々増加した。

欧米先進國への輸出品は生糸、羽二重、茶、銅、陶磁器、竹製品、魚油、漆器、其の他等を主とし、輸入品は鉄鋼、機械、毛布、化学薬品、革類、棉花、羊毛、電線等が主なるものである。東洋諸國に対しては綿糸、綿布、マツチ、海産物、メリヤス類、時計、機械、石鹸等が主なる輸出品であり、棉花、粗糖、石油、麻、鉄鉱等が主なる輸入品である。

最後に日本の貿易政策上特筆すべき事がある。それは此の時期に於て日本の関税自主権を獲得した事である。之は日本の経済的政治的発展の結果、その國際的地位が高くなつた事を意味する。前に明治三十二年（一八九九年）條約改正に基ずく新しい関税定率法の実施を見た事、然し之は形式だけの平等で実質は協定に束縛されて依然不平等條約であつた事、然し乍ら之によつて自主的関税制度への緒口が出来た事を述べた。その明治三十二年（一八九九年）より実施の関税定率法は有効期間が十二年と定めてあつたので、明治四十四年（一九一一年）には改正の時期が来た。そして此の改正によつて安政の開港以来五十三年目にやつと日本多年の宿望であつた関税自主権が獲得された。斯くして日本は関税改正を行ひ、自主権の下に保護政策を確立した。新税率は原料品は概して無税又は五——一〇%の低率、半製品は三〇——四〇%、完成品は五〇——六〇%で平均三〇%となつた。

商権も急速に回復した。日本の外國貿易は明治三十三年（一九〇〇年）に於てさへ、その六〇%を外國商人が取扱つてゐたが、日露戦争以後の発展に於てはその位置を変じて日本商人が支配的となつた。

（ホ）　銀行及び金融の発達

1、銀行による産業支配の強化

日本の貨幣制度並に金融制度は日清戦争後に於ける明治三十年（一八九七年）の金本位制度確立と、その後の各種銀行設立とによつて一應完備された。日露戦争前後の時期に於ける近代産業の発展は生産及び資本の集中を伴つたが、之に伴ふ信用機構の拡大は、次第に銀行資本による産業の支配傾向を齎した。

先ず資本集中の程度を数字によつて見やう。明治三十六年（一九〇三年）から大正三年（一九一四年）迄の間に、会社数は九千二百十八から一万六千八百五十八に増加し、総資本高は八億円台から二十億円台に激増した。而して此の間に資本金五百万円以下の会社数は全体の七四%から七五%に増加してゐるが、拂込資本金総額の中で占める割合は七%から六%に却て減少してゐる。一方百万円以上の会社数は全体の一・五%から二・一%に増加してゐるが、総資本金高に於て占める割合は五七%から六三%へと著増してゐる。就中資本金五百万円以上の会社数は全体の僅に〇・三七%に過ぎないのに資本金高では三八・五%を支配する状態になつた。

斯うした産業の発展就中資本及び生産の集中と結合した信用制度の膨脹は必然的に銀行の産業支配を促進した。生産が大規模になればなる程巨大な資本を必要とし、それには銀行の援助を仰がねばならぬからである。

2、外資の輸入及び日本資本の輸出

銀行の産業支配の役割を最もよく代表したものに興業銀行の活動がある。即ち興業銀行は明治三十八年（一九〇五年）に二つの鉄道会社の社債合計二百万磅を倫敦から輸入して提供し、明治三十九年（一九〇六年）には韓國政府その他に

資金融通を約束し、明治四十年（一九〇七年）には滿鉄の社債四百万磅を欧洲に於て発行することを引受け、同時に各会社の社債五百万円を自ら引受けてその國内募集を爲した。其の後に於ても更に多額の社債を引受けて之が國内募集を行つた。之によつて同銀行の純益も著しく増大した。

アジア市場の支配は日本の商品進出によつて強められたが、銀行資本の進出も亦之に拍車をかけた。就中朝鮮に対する資本輸出は明治四十三年（一九一〇年）の日韓合併以前から既に圧倒的なものとなつてゐた。朝鮮の中央銀行たる朝鮮銀行は、日本の資本による銀行であり、その他総ての朝鮮の金融は完全に日本資本の支配下にあつたと云ふも過言ではない。日韓の合併は此の基礎の上に進展して結実した。同時に日本の資本は滿洲及び北支へも進出して益々増大して行つた。

以上の如き諸事情は、日本の資本主義が次第に質的発展を遂げて今や金融資本主義時代の様相を現はして來た事を意味する。

第四節　資本主義高度化時代

一、第一次世界大戰（一九一四——八年）後の経済発展

（イ）農　業

明治維新以來五十年間に日本資本主義産業の巨大な発展は第一次欧洲大戰に際会して、大戰中及び戰後を通じ今迄にない飛躍的発展を遂げた。之によつて農業の工業に対する相対的地位は更に低下した。

四年に亘る大戰中、日本の各界は未曾有の好景氣に見舞はれた。農業界も非常に繁栄した。然しそれだけに農村の商業化は一層著しくなつて、市場目当ての作物が多く作られる様になり、果実、蔬菜などの発展は著しいものがあつた。養蚕業も未曾有の繁栄をなし、副業ではなく専業とする者も相当に出て來た。然し戰後の不況は農産物價格を著しく下落させたので、農民をして他の商業的或は賃労働的仕事へと振り向けさせた。

此の時代の農業に於て機械利用が著増した事は注目に値する。大戰前迄は殆んど動力を利用することを知らなかつた農村が、大正九年（一九二〇年）には既に千七百八十五台の石油発動機と六百八十二台の電動機を使用するに至つたが、それが昭和二年（一九二七年）には石油発動機三万九千四百六台、電動機は一万一千六百三台へと飛躍的増加をしてゐる。然し是等は何れも主として米、麥等の調製加工機及びポンプであつて、動力耕耘機は昭和二年（一九二七年）に於て僅に百十九台が使用されたのみである。

大戰が招來した日本近代工業の巨大な発展は農村人口を都市に吸引し、農業の工業に対する従属的地位を決定的にして了つた。その爲め大戰中の好景氣時には農村の労力不足が見られる様になつた。

（ロ）工業及び鉱業の発展

1、織　維　工　業

欧洲大戰は日本の工業及び鉱業の発展に新しい飛躍時代を與へた。欧洲の主要國が戰渦の中心に捲き込まれ、生産力の破壊と世界市場に於ける既得権の喪失とは未曾有の規模に於て惹き起された。かかる條件の下にあつて戰渦の中心から遠く離れてゐた日本が、米國に次で未曾有の産業繁栄をかち得たのは当然であつた。

先ず繊維工業から見やう。綿糸紡績業は既に明治時代の中頃にカルテルが成立し、独占が行はれた所の産業である。そして此の産業も大戰の過程を通じて更に発展したが、それと共に著しい生産及び資本の集中がより顯著となつた。大戰を通じて織物工業は急速に機械化された。織物の部門では未だ家内工業、手工業の廣汎なる存続を特徴としてゐたが、此の発展時代に於て著しく機械化され、特に大紡績会社の兼営として長足の進歩を遂げた。綿布生産額は大正二年（一九一三年）一億六千五百余万円であつたが、同八年（一九一九年）には十億三千三百余万円と飛躍した。大正十二年（一九二三年）には不景氣の爲め六億九千四百余万円と落ちたが、昭和二年（一九二七年）には七億二千五百余万円へと回復した。

生糸工業も米國の大戰による好況を反映して著しい発展を遂げた。特に機械的大工場の進出が著しく、蚕種から生糸販売迄に至る全行程に支配的勢力を持つ大会社が現はれた。技術の改良は目覚しく従つて低廉にして良質なるものを産するに至り生糸を圧迫し始めた。大正七年（一九一八年）僅に十万封度の生産が昭和三年（一九二八年）には千六百五十万封度になつた程驚嘆に値する発展である。

人造絹糸は大正時代は全くの試験時代であつたが、昭和時代に入つてから急速に発展した。

モスリンを除いて殆んど輸入に依存してゐた羊毛製品工業も漸く此の時代から発展し始めた。

2、重工業其の他

重工業も大戰時代を通じて目覚しい飛躍をした。

先ず機械器具製造工業を見ると、此の部門は欧米先進國に比して最も後れて発達した部門であるが、大戰の爲め輸入が杜絶したのを一轉期として異常なる膨脹発達を遂げ、その製品も機関車、艦船、蒸汽機関、ディゼル機関、電氣機器、工作機械、化学工業機械、紡織機械、鉱山機械等各分野に亘り、斯くして従來外國に依存してゐた機械類の輸入が年と共に減少して行つた。

製鉄業も戰時景氣に伴つて異常な発展をした。國内生産高を見ると、大正三年（一九一四年）から昭和三年の間に鋼材生産高は二十八万屯から百七十二万屯へ、銑鉄及び合金鉄は三十万屯から百二十万屯へと夫々激増した。そして朝鮮及び満洲に夫々製鉄会社の建設を見るに至つた。

次に電氣業を見ると、之亦非常な発展を示して近代的産業の主たる原動力となつた。拡張に次ぐ拡張で、大正三年（一九一四年）から昭和二年（一九二七年）迄の間に資本金高は六倍、発電力は五倍に激増し、百十万キロワットから五百三十八万キロワットとなつた。斯くて原動機の総馬力中電動機の占める割合は明治四十二年（一九〇九年）一四%であつたが、大正八年（一九一九年）には六二%、昭和六年（一九三一年）には九〇%に達する程になつた。戰後の不景氣は電氣会社の利潤を低下させたが、之は企業集中となつて現はれ、五大電力会社の製覇戰となつた。その結果電力價格の低廉化を齎したが、此の事は單に各大工場の電化のみならず、家庭の電化、小工業の電化、農業の電化をも非常に促進した。

化学工業も日本に於ては最も後れて発達した部門に属するが、大戰の爲め輸入が杜絶したのを契機として非常な発展をした。從來は全く外國依存であつた乾溜工業、染料工業、電氣化学工業などが新たに発展した。

世界大戰の齎した日本産業の大發展と、內外市場の急速な拡大とは、必然的に巨大な運輸力を必要とした爲め交通業も大發展をした。就中海運業の發展は目覺しいものがあつた。

明治三十九年（一九〇六年）に鉄道は原則として國有となつたが、之は幹線のみに就て行はれ、補助的な地方小鉄道は私設会社により經營された。大戰中の好景氣は大工業地帶の膨脹や地方及び農村に於ける商工經濟の發展に助長され て國鉄も私鉄も非常に發達した。明治三十九年（一九〇六年）に七千七百粁の日本の鉄道路線は大正三年（一九一四年）には一万一千三百粁となり更に同十三年（一九二四年）には一万六千七百粁となつた。然し大戰後相次で起つた反動恐慌は鉄道事業にも大打撃を與へた。

此の時代の交通業にとり注意すべきものに、自動車運輸業の急速な發展がある。自動車運輸業は地方鉄道及び電車事業を圧迫しつつ發達した交通機関である。日本の自動車数は明治四十年（一九〇七年）に於て總数僅に十六台であつたが、大正十年（一九二一年）には約一万台となり、昭和二年（一九二七年）には四万六千台となり、全く飛躍的發展をした。自動車業は鉄道と異り小資本を以て經營することが出來るので、多数の小資本家が進出して日本全國に自動車を見ざる所は無い様になつた。然し此の自動車業も他の産業に於けると同様、大資本による小資本の駆逐、併合といふ現象が現はれ、次第に独占が進行して行つた。

次に海運業を見ると、世界大戰は日本海運界に黄金時代を齎らし、船成金時代を現出した。此の時期に於て日本海運は世界第三位の地位を占めるに至つた。今、汽船及びモーター船に就き総屯数百屯以上のものをロイドの調査せる統計によつて見ると、日本の所有船舶屯数は大正三年（一九一四年）百七十万屯、之に対し英國二千五十二万屯、独乙五百十三万屯、米國四百二十八万屯、諸威百九十五万屯、佛國百九十二万屯となつてゐるから、日本は世界第六位の國であつたが、大正十一年（一九二二年）には英國二千百六十一万屯、米國一千五百七十三万屯、日本三百五十八万屯、佛國三百五十三万屯、諸威二百四十一万屯と変化し、此の時以後日本は世界第三位の地位を持續するに至つた。然し英國及び米國に比べると著しい懸隔が常に存在してゐた。

戰爭の終了は熱病的に膨脹した海運業に深刻な打撃を與へたが、之は却て大資本会社の支配を強化させた。

（二）貿易

大戰中、西洋諸國は東洋市場から後退し、日本は殆んど戰局外に在つた爲めその市場を独占することが出來たので、日本製品に対する需要激増が急速に日本産業を拡張せしめた。原始生産物並に工業生産物を含めて、日本の生産は大戰後には大戰前の四倍になつた。之は当然日本の輸出入貿易をも膨脹させた。

先ず貿易總額を見ると、大正三年（一九一四年）十一億八千六百余万円が、大正八年（一九一九年）には四十二億七千二百余万円となつた。然も此の内の四年間（一九一五——八年）は年々数億円の出超であり、正に貿易の黄金時代であつた。然し大戰の終了が右の如き戰時景氣を解消した。欧米諸國は再び東洋市場に復帰したので、日本の貿易は急速に低下し相次ぐ不況、恐慌、更に損害約五十億円と云はれる大正十二年（一九二三年）の大震災などが日本の貿易を連続的入超にして了ひ、戰時中に獲得した約二十億円の正貨もその大部分を失ふに至つた。

此の時代に於ける日本貿易の特徴的性格とでも云ふべきものを述べると、絹を中心とする日本の特産品は先進國特に米國に送られ、綿織物の如き近代工業品は後進國特にアジア市場に送られ、而して資本主義的生産制度の遅れてゐる中小工業乃至手工業の産物、換言すれば未だ問屋制商業資本の段階にあつて生産されてゐる諸雑貨類は世界の隅々を漁る

が如くに出て行くといふ形であつた。要するに大工業も中小工業も安い労働力に基づく商品価格の廉價を唯一の武器として世界市場に進出したといふ感なきを得ないが、之は未だ日本資本主義發展の程度が欧米先進國に及ばない事を示すものである。

地域別貿易を見ると、日本はアジアに最も大きな関係を有し、大正八年（一九一九年）の貿易総額を取つてみると、その約五〇%がアジア諸國との貿易であり、國別に見れば米國に最も大きな関係を有し、大正八年（一九一九年）に於ては貿易総額の約三〇%が日米両國間の貿易である。

輸出入品の内容を檢討するに、輸出では綿製品、生糸、人絹等の繊維品が全体の七〇%を占める程になり、輸入では棉花、羊毛等の原料が約三〇%を占めた。貿易全体から見て約五〇%が繊維工業に関係して居る。機械類等の輸出はアジア市場に対して行はれたが、同時に米、英、独等の諸國から機械類を輸入してゐた。之亦日本の後進性を物語る。

更に貿易上から見て注目すべき事は、日本の工業的發展が進んだ結果、工業の基礎原料たる鉄鉱と石炭との輸入が著しく増えた事である。日本は今や鉄鉱資源に乏しく、その需要額の九〇%迄が支那と英領馬來から、石炭も亦國内供給量だけでは不足を告げるに至つて不足量の大部分を満洲、北支、佛印等から輸入せねばならなくなつた。

（ホ）銀行及び金融の発達

世界大戦を契機として日本の近代産業は益々生産の大規模化と集中化とが顯著になつたが、各企業の急激な發展に必要な資金は主として銀行から供給を受けた。斯くて之は銀行の産業全般に亘る指導と支配とを確立させることになつた。日本は今や金融資本の支配時代に入つた。

先ず資本の増大が如何に著しいものであつたかは次の数字を見ればよく分る。即ち諸会社の新設、拡張に使用された資本は大正三年（一九一四年）三億五千二百余万円であつたが、大戦の勃発でそれが急増し、大正九年（一九二〇年）には六十六億七千百余万円となつてゐる。而してその当時の資力吸收状態を見ると、その約八〇%は銀行に集積されてゐるのである。近代産業は最早や銀行と独立に存在することが困難になつた。

右の事情は銀行資本自体をも著しく發展させたが、それにも増して銀行の集中を著しく進展させた。大正二年（一九一三年）から昭和三年（一九二八年）迄の間に各種銀行の数は二分の一に減じたが、それにも拘らず資本金高、積立金高は三倍乃至四倍に増加して居るのである。

凡ゆる部門に於けると同様、恐慌によつて銀行の集中は促進された。欧洲大戦後の反動恐慌（一九二〇年）、大正十二年（一九二三年）の関東大震災、昭和二年（一九二七年）の金融恐慌等、一連の恐慌は多くの弱少銀行の消滅と大銀行の強大化を招來した。斯くて日本の金融市場は三井、三菱、住友、第一、安田の「ビツグ・ファイヴ」が支配する所となつた。

二、昭和時代初期の経済事情

（イ）世界経済事情の変化

第一次欧洲大戦後、欧洲の諸國は経済恢復に努力したとは云へ、戦前の状態に復帰といふ事は最早や困難であつた。戦時中に於ける米國及び日本の飛躍的發展を始め、従來後進國或は植民地と看做された諸國に於ける工業的發展も著しく世界の生産力は購買力を遙に凌駕するに至つて生産過剰の傾向は着々と進んでゐた。

斯くて万年景氣を謳歌してゐた米國にも恐慌が遂に訪れた。昭和四年（一九二九年）秋紐育ウオール街に端を発した恐慌は米國のみならず全世界をその渦中に捲込んだ。何れの國も國内需要を超過する莫大な過剰生産物を藏してその捌け口に苦しんだ。

ここに於て世界各國は競つて保護貿易主義を採用し、國内市場の排他的維持を図ると共に、自國の植民地や勢力範囲をその独占的な販売市場として確保せんとする傾向を強めた。一國によるかかる方策の採用は必ず報復的に他國をも同じ方針を採らせた。かかる國際通商関係の打開を通じ恐慌を克服せんとして、一九三〇年ジエネーヴに國際経済会議、更に一九三三年には倫敦に世界通貨経済会議が開かれたが、何れも殆んど成果を得ずして終つた。窮極する所、自由貿易主義は全面的に拒否され、ここにブロック経済なるものが新に登場して來た。自由主義を誇つた英帝國も一九三一年にはその永い傳統を捨てて保護主義に轉じ、一九三二年にはオタワ会議を開いて大英帝國ブロツの形成を通じ、ブロック経済に先鞭を付けた。

（ロ）日本経済の苦悩

斯る國際情勢の変化は日本経済に著しい苦悩を與へた。日本は明治以來政府の強力な援護の下に近代工業國の体制を整えたとは云へ、それは常に農村の犠牲に於て行はれた関係上、日本農業は未だ多くの点に於て封建的残滓を残してゐた。明治政府の土地制度改革は結果に於て零細耕作の規模と封建的高率地代とをそのままにして再編成したに過ぎなかつたので、小数の大土地所有者が現はれた反面、中小農を益々貧困化させ、多くの無産者を産出して、之が日本近代工業に吸收されて日本経済は発展して行つた。然しその吸收力は不十分なる爲め農村は常に慢性的人口過剰の下に零細耕作を営み、一方に於ける近代産業の輝しき発展にも拘らず、農村の生活は年と共に貧窮化し購買力は愈々衰へて來た。斯る國内事情が既に早くから伸びんとする日本工業を市場の狭隘化に悩ましめ、貿易の海外進出に非常な努力を拂はせたのである。

日本の様な國内資源貧弱な國が、そして農業部門には未だ封建的残滓が強く残存し、その爲めに國内市場を著しく狭隘化せしめて居る國が、工業國としてよく発展し得たのは貿易のお蔭である。貿易の発展により工業は発展し、工業の発展により貿易は発展した。両者は互に因となり果となつて日本経済を繁栄させ、人口を急角度に増加させたが、斯の如く日本が著しい人口増加と生活水準の向上とを同時に行ふことが出來たのは、日本産業の発達即ち日本資本主義発展の賜である。然しそれには所要の原料と生産財の輸入とを絶えず拡大しなければならなかつた。その爲めには更に市場の拡大を必要とした。近年の人口は年々百万人近くも増加する。貿易は益々発展させねばならない。然るに一九二九年に始まる世界恐慌と、之に原因するブロック経済の流行は日本に対して世界市場の狭隘化を意味した。

既に昭和二年（一九二七年）日本に金融恐慌が起つた時から、日本の経済界は單なる彌縫策では日本経済の危機を救ひ得ざる状態に陷つて大整理時代に直面してゐた。そして此の仕事は政府のデフレ政策と相俟つて、弱体会社の整理合併不良資産の切捨、評価の引下げ、減資の断行等を行ひ、極力産業の合理化、換言すれば生産コストの切下げによつて日本貿易の発展を維持しようと努めたのである。だが此の過程を通じて、人口過剰に基ずく豊富低廉な労働力と低賃銀とを基礎として日本経済を特徴付けてゐた中小企業と弱小銀行とは相次で倒産した。之に代つて生産及び資本の集中は加速度的に進められて、大企業と大銀行の独占型態が更に顯著に現はれた。既に久しく不景氣に喘いでゐた農村は之によつて殊の外疲弊して了つた。そこへ世界恐慌が始まつて日本経済に更に痛撃を加へた。生糸を重大な支柱とする日本

の輸出貿易は大萎縮し、國際收支改善の見込みもなくなり、農村の極端な窮乏を中心として、日本國内には既に政治的經濟的動搖が感ぜられてゐた。情況斯の如き狀態の下にあつて、昭和六年（一九三一年）九月滿洲事變が勃發した。

三、滿洲事變（一九三一年）後の經濟發展

滿洲事變の起つた昭和六年（一九三一年）九月、英國は金本位を放棄したが、日本も之に追從して同年十二月金本位放棄を斷行した。之より先、第一次世界大戰中に世界各國の金本位停止に倣つて日本も大正六年（一九一七年）に金本位を停止した。然し當時に於ける日本の國際收支は交戰諸國と違ひ多額の受取超過であつたから日本は金輸出禁止の措置を取る必要は少しもなかつた。唯外國の眞似をしたに過ぎない。戰後各國が次々と金本位復歸をなすに及び日本も亦之に眞似て昭和四年（一九二九年）に金本位復歸方針を決定し、昭和五年（一九三〇年）一月から之を實施した。然るに日本はその金本位復歸後僅か二年位の間に約七億七千万円の在外正貨を失つて了つた。その原因は一九二九年に始まる世界恐慌、各國の相次ぐ金本位停止、日本貿易の不振從つて國際收支の著しい逆調によるものである。遂に日本も金本位維持が困難となつて昭和六年（一九三一年）十二月に再び金輸出禁止を斷行したのである。

此の時以後の日本經濟の諸部面に於ける變化は實に甚しい。それは全體として云へば、急テンポで日本經濟が新なる發展をして行つたと云へる。その發展を援けた主な要素は、(1) 金本位放棄による円價の大下落 (2) 事變發生に伴ふ財政膨脹、特に赤字公債の增發 (3) 低金利情勢の繼續等であつた。

（イ） 貿易の劃期的發展

日本の貿易は第一次世界大戰中に大飛躍をして、大正八年及び九年（一八一九——二〇年）には貿易總額四十二億円を超ゆる程の盛況を示したが、翌大正十年（一九二一年）には戰時景氣の解決によつて一擧に二十八億円に迄激落して了つた。然し以後再び漸增して大正十四年（一九二五年）には四十八億円に達し、戰時中の好景氣をも凌駕する勢を示した。然し以後再び漸減の傾向を辿り、昭和六年（一九三一年）には僅に二十三億円に下落し、日本にも深刻且つ廣汎な世界恐慌の波がおひかぶさつた。政治的、經濟的に日本國内には動搖の兆が表面化して來た。昭和六年（一九三一年）九月滿洲事變が勃發したが、同年同月金本位を離脫した英國に倣つて同年十二月には日本も亦金本位を放棄してしまつた。之によつて円價は忽ち下落し始めた。約半ケ月後には三割の下落を示し、昭和七年（一九三二年）七月末には實に六割の下落を見るに至つた。斯の如くに円價が下落した事は、外國から見れば日本商品價格の大幅引下げといふ事になる。ここに於て日本の輸出貿易は急激に增加し始め、劃期的な貿易景氣時代を現出した。即ち昭和六年（一九三一年）二十三億円に迄減退した貿易總額が、同十年（一九三五年）には四十九億円となり、更に同十二年（一九三七年）には六十九億円の巨額に達した。實に日本始つて以來の貿易景氣である。

然し此の爲替安といふ波に乘つて日本商品が世界の各地に進出した事は、諸外國の產業殊に輕工業部門の產業を壓迫する事になつた。その爲め日本商品は Sweated goods なりと云ふ非難を受け問題になつた。過重なる勞働時間、過重なる仕事の緊張、そして低賃銀、密集且つ不衞生なる職場、かかる條件の下に日本商品は生產され、そこに資本家の搾取が行はれてゐると云ふのであらうが、日本工業の主要部分を形成する中小工業の大部分が、生きて行く爲めに出來る限り生產費を小ならしめんとして、かかる勞働條件の下に多くの輸出商品を生產してゐた事は之を否定する事を得ないであらう。

ここで日本の工業構造中に於ける中小工業の地位を知つて置くことは、日本經濟の特殊性を知る上に重要なことであ

るから次に若干之に就て述べて置かう。

日本で云ふ中小工業とは普通徒業労働者数を基準にして之を分けるが、商工省では、五人以上の労働者を持つ工場のみに就て調査し、その内五人乃至三十人の労働者を持つ工場を中工業、三十一人乃至百人の労働者を持つ工場を小工業、百一人以上の労働者を持つ工場は大工業としてゐる。今此の分類に従つて日本の全工場を調査したものを見ると、昭和九年（一九三四年）末に於て、金属工業（鉄鋼業を含む）に於ては九七%、機械器具工業は九六%、紡織工業は九三%、特に織物業は九七%、製粉業は九〇%迄が中小工業に属する。中小工業の一番少いのは製糖業で之は二九%、次で少いのは綿糸紡績業の五九%、毛糸紡績業の六二%などである。全國のあらゆる工場総数の全体から見れば六〇%乃至九九%位が中小工業と云へる。斯の如くに数は多いが、生産額は綿糸生産に於ては全体の僅に〇・二%、毛糸は四・二%、鉄鋼業は八%、機械器具工業は二六%といふ程、中小工業の生産物は少い。一番多いのは日本酒醸造業の九五%、次で製材及び木製品工業の八五%、製粉業の七二%、織物業の五〇%などとなつてゐる。ここに於て我々の云ひ得ることは、中小工業の特殊性は、資本主義前期的型態にありといふことである。その多くが家内工業、手工業的であり又は「マヌファクチュアー」程度の状態にあり、その経営は封建的要素強く日本の家族制度的團結によつて行はれてゐるが、その爲め合理化の程度低く、従て労働の生産性即ち職工一人当りの生産量も甚だ低い。然し兎に角是等多数の中小工業家は之によつて衣食してゐるのであり、総計としては極めて多数の労働者に職を與へてゐるのである。之は結局日本資本主義の発展が非常に跛行的なものであることを示してゐる。全体としてみれば、日本は高度な資本主義國の花々しい一面、即ち近代的大工場、独占資本の成立を有してゐるが、他面に於て未だ甚だ遅れた前期的資本主義、即ち旧制度の上に成立する家内工業、手工業的要素を多分に持ち、然も之が日本社会経済の基礎的部分をなす貧乏な國だといふ事になる。

そこで日本は Sweating system を採用して輸出增品を企てゐたかどうかといふ問題になるが、日本の以上述べた如き國内事情に基因する低賃銀は此の時代になつて始まつた事柄ではない。此の時に於ける日本商品進出の最大原因は、國際聯盟から派遣されて調査に來たモーレット氏の云ふ如く、主として爲替のいたずらと云ふべきであつた。

昭和十二年（一九三七年）に於ける日本の貿易を地域別に見ると、輸出に於てはアジア諸國への輸出合計が十三億七千四百万円（四一%）で最大であり、國別に見れば米國の六億三千九百万円（二〇%）が最も多い。輸入の方はアジア諸國からの輸入合計十二億九千五百万円（三四%）、米國からの輸入は十二億六千九百万円（三三%）となつて居り、之によつてみると、日本はアジアと米國とに最も深い関係を有する。

次に貿易品に就てみれば、昭和十二年（一九三七年）に於ては、綿織物の五億七千三百万円（一五%）が最も多く、之に次で生糸の三億六千四百万円（一三%）、人絹織物の一億五千四百万円（五%）となり、其の他の繊維品の輸出額合計は二億八千三百万円（九〇%）となつてゐるから、之によつて見ると日本は総輸出額の中で四二%が各種繊維品の輸出によつて占められてゐる。次は機械及び同部分品の一億九百万円（三〇%）、罐詰罎詰食料品の八千六百万円（二%）以下諸雑貨類である。輸入に於ては鉱及び金属の九億一百万円（二四%）が最も多く、之に次で実綿及び繰綿の八億五千一百万円（二三%）、羊毛の二億九千八百万円（八%）、油脂蠟及び同製品の二億九千七百万円（八%）、で、以下生ゴム、大豆、人絹用パルプ、石炭などが主なるものである。

ここに於て日本貿易の性格を概括的に述べるならば次の如く云へる。即ち日本は米國及び欧洲の先進工業國から石油、棉花、木材等の原料品並びに機械類、化学薬品等を購入し、是等の國には生糸、陶磁器、罐詰食料品、其の他諸雑貨類を輸出してゐるが、その貿易差額は常に入超である。之に対しアジア、欧洲、アフリカからは食料、棉花、羊毛、

生ゴム、鉄鉱石等の食料品及び原料品を購入し是等の地域には繊維製品機械類諸雑貨類を輸出総額の半分位輸出して、その貿易差額は常に出超である。之によつて見ると、日本の工業は主としてアジア、米國及びその他の諸國から原料を仰いで、その製品は主としてアジアに輸出することによつて成立して居ると云へる。若し此のアジアに対する輸出が無いとすれば、日本は米國及びその他の諸國から必要な物資を輸入することが困難となる。結局、日本の工業水準は欧米に比べ未だ低いので、一般的に云つて低い程度の工業品を必要とするアジアに対しては、工場的な性格を持つてゐると云ふことが、貿易面から云ひ得るであらうし、貿易はその特徴的性格をよく表してゐる。

（ロ）　軽工業の劃期的発展

貿易が以上の如く発展した事は、日本輸出産業の最重要部門を成す軽工業部門に一大繁栄を齎した。中でも最も著しいのは綿工業、人絹工業、羊毛工業で、それに次で諸雑貨類が進出した。生糸も日本の最重要な輸出品の一つであるが、之には大きな変化がなかつた。

先ず綿糸の生産高を見ると、昭和六年（一九三一年）二百五十六万梱だつたものが、昭和十年（一九三五年）には三百六十万梱となり、更に昭和十二年（一九三七年）には三百九十六万梱と飛躍した。人絹製造に於ける此の期間の発展は劃期的と云ふべく、昭和六年（一九三一年）四千六百万封度程度のものが、同十年（一九三五年）には二億封度を超ゆるに至り、更に同十二年（一九三七年）には三億二千万封度以上に達し、米國を凌駕して遂に世界第一位の生産高を示すに至つた。又羊毛工業の発展も著しく、毛糸生産高昭和七年（一九三二年）八千九百万封度だつたものが、同十年（一九三五年）には一億一千二百万封度、同十二年（一九三七年）には一億二千五百万封度に達した。

軽工業の斯の如き発展は爲替暴落による輸出の発展によつて促進されたものであるから、國内物價が騰貴して爲替安の利益が失はれれば輸出の伸長も次第に頭打状態とならざるを得ない。昭和十一年（一九三六年）下半期には既にその徴候が現はれて來た。加ふるに昭和十二年（一九三七年）四月米國の景氣が再轉落してから、世界は再び深刻な恐慌状態に陥つて日本の軽工業品輸出もその伸長を阻まれた。従つて日本の軽工業発展は昭和十一、二年（一九三六——七年）頃を以て最頂点とする。

（ハ）　重工業の劃期的発展

重工業部門は滿洲事変を契機とする國防力強化が軍部により推進されてから軍需産業部門を中心に大発展をなすに至つた。鉄鋼、機械、器具、造船、化学工業、石炭、其の他金属類の生産は前の欧洲大戦当時を凌駕する状態であつた。軽工業部門が昭和十一、二年（一九三六——七年）を頂点として行詰りになつたに拘らず、重工業部門は軍事費を中心とする財政膨脹の基礎の上に益々発展し、遂にその急速なる生産力拡充問題が昭和十二年（一九三七年）には政府の政策として前面に押立てられるに至つた。斯くて日本の遅れたる重工業は軽工業の驚異的発展を凌いで躍進して行つた。

商工省の工場統計によつて見ると、次の如くに軽工業と重工業との地位が顚倒するに至つた。即ち昭和六年（一九三一年）紡績業の生産金額は十九億円（全体の三七％）で断然他を圧し、重工業に属する金属工業と機械器具工業とは双方合計で九億円（全体の一八％）であつた。然るに昭和九年（一九三四年）には紡績業三十一億円（全体の三三・七％）重工業二十六億円（全体の二八％）となり、昭和十一年（一九三六年）には紡績業三十六億円（全体の二九・八％）重工業三十九億円（全体の三二％）となつて、地位を顚倒した。

従つて軍需資材を中心とする鉄鋼の生産高も著しく激増し、昭和八年（一九三三年）鋼材二百万屯、銑鉄百四十万屯の生産が、四年後の昭和十二年（一九三七年）には鋼材五百万屯、銑鉄二百三十万屯と飛躍的発展をした。それでも著しく増大して行く需要の前には供給が追ひ付かず、鉄鋼飢饉を來して市價は大暴騰をした。

化学工業の発展も目覚しいが、自動車生産工業、造船業の発展も著大なものがあつた。昭和六年（一九三一年）僅か四百台の自動車生産高は、昭和十一年（一九三六年）には九千台となり、一方輸入組立台数の方も同期間中に二万台から三万台となつた。造船も同期間中に僅か五十隻位のものが二百四十隻となつた。

重工業の右の如き発展は石炭の生産高をも著しく躍進させた。昭和六年（一九三一年）二千七百万屯の出炭量は昭和十二年（一九三七年）には四千五百万屯になつた。

斯の如き急テンポで政府が重工業の発展に努力を傾けたことは、やがて資材不足の声となり、之が軍需品に重点を置いた生産力拡充に関する國家計画となり、その爲め平和産業は犠牲を要求されることになつて來た。

（ニ）朝鮮、台湾の工業化

満洲事変を契機として、日本の植民地である朝鮮、台湾に対する経済政策が変つて來た。

日本と朝鮮の合併は明治四十三年（一九一〇年）に行はれたが、日本は朝鮮に対し工業製品の販路として、一方朝鮮からは食料、原料の供給地として、重要な意義を認めてゐた。就中、米を中心とする朝鮮経済の発展は著しく「米の朝鮮」が従來の政策を特色付けてゐた。

然し満洲事変の勃発とそれに続く満洲國の成立とを契機として、朝鮮経済は新な段階に入らざるを得なくなつた。日本本國の生産力拡充計画が朝鮮の資源開発を要求するに至つたのである。朝鮮内部に於ける水力発電の技術的革命が最も有力な朝鮮工業化の基礎となつて、北朝鮮に化学工業が勃興し、漸次工業化運動は全鮮を支配する様になつた。斯くて従來の農業主義から農工併進主義へと改められて、朝鮮経済は以後急速に発展して行つた。

台湾も同様な意味に於て変化した。米と砂糖とを二大産業とする台湾経済も、満洲事変勃発後に於て、次第に工業化といふ事を考へる様になつたが、支那事変発生前後の時期から急速な轉回を開始した。此処でも豊富な電源開発がその工業化の基礎となつた。

（ホ）漁業の発展

今迄漁獲高に於ても、漁船の数に於ても、又漁業者の数に於ても、世界第一位となる迄に発展を遂げた日本の漁業に就ては何等述べる所が無かつたので、ここに少し述べて置くことにしやう。

日本は四面環海、然も北方には世界三大漁場の一つを有するといふ絶好な條件に惠まれてゐるので、之が日本人の勇敢な氣質と相俟つて漁業を著しく発展させた。然し明治の中期頃迄は近海に於て日本式の小さな漁船で漁獲してゐた程度であり、日本の漁業は未だ微々たるものであつた。然し明治三十一年（一八九八年）遠洋漁業法の実施以來、汽船又は機帆船の堅牢なる漁船を用ひて漸次遠洋に乗り出す様になり、官民の非常な努力と時勢の進展とに促されて長足の進歩を遂げ、次第に北方及び南方遠く出漁する様になつた。斯くて日本水産業の活躍舞台は極めて廣汎となり、北は露領カムチヤツカ、オホーツク海、ベーリング海、南は南氷洋、濠洲、蘭印、海峽殖民地、東は太平洋沿岸、西は支那大陸の沿岸に及ぶ狀態となつた。

昭和八年（一九三三年）の漁獲高は約二億八千余万円となつてゐるが、此の内約六千四百万円は外國に輸出されて居る。從つて日本の漁業發展は唯日本人に食料供給の途を與へるだけでなく、他面に於て重要な輸出産業として日本貿易の上に尠からぬ貢献をしてゐるのである。

全世界の水産物獲得総額は、資料の欠乏から明確に之を把捉すること困難であるが、昭和十三年（一九三八年）當時のものを利用し得る資料によつて推定してみるに、世界の総水産物獲得高は数量にして約一千四百万屯、金額にして約二十億円となつてゐる。此の内日本は数量に於て約三百万屯、金額に於て約五億円を占めて居り、此の五億円中約一億円は外國市場に輸出されて居る。全世界の総額中数量では約五分の一、金額では約四分の一を占め、漁業者の数は全世界の漁業者約二百六十万人中、日本は約百五十万人即ち世界の約半数を占めるといふ有様である。

然し漁業者一人当りの漁獲高を見ると、日本は僅に三百円、之に対し米國は一千七百円、英國は一千九百円となつてゐるから、此の情勢から見ると、日本の漁業は概して零細企業の集團であり、米、英等の國は大規模企業による漁獲を行つてゐる事を知り得る。

第五節　戰時経済時代

一、日華事変の発生（一九三七年）と日本経済の変貌——戰時経済体制確立時代

（イ）生産力拡充と消費統制

満洲事変を契機として日本は深刻なる恐慌状態から一轉し、軍事予算を中心とする財政膨脹に刺戟され好景気状態に移つたが、一九三一年末の金本位放棄に伴ふ円爲替の暴落は、恐慌時代に於ける企業の合理化と相俟つて日本商品の世界的飛躍時代を出現せしめ、その爲め日本経済界は軽工業、重工業、化学工業等皆非常な発展をした。然し一九三七年に於ける世界景気の再轉落と、日本國内物價の騰貴とは、爲替安による貿易の利益を失はしめて、昭和十二年（一九三七年）には既に貿易伸長力の行詰りが看取せらるるに至つた。一方日本國内には昭和十一年（一九三六年）二月二十六日陸軍の叛乱事件が起つて國民に非常なショックを與へたが、之は結局軍部の専制政治力を益々前進せしむる結果となつて、日本経済は準戰時体制を強化せねばならぬといふ方向に進み、軍需部門の生産力拡充を日本政府の最重要な課題として採り上げねばならぬ情勢に立至つてゐた。

昭和十二年（一九三七年）七月七日日華事変が起つた。當初の不拡大方針にも拘らず拡大して了つた。かくて事変処理の爲めには緊急に軍需品生産力を大拡充しなければならないといふ事になつて、臨時資金調整法が出た。此の法律によると資金が不急な事業に流入することを阻止すると共に、緊急事業には積極的に融資をするといふのがその眼目である。然しその附随目的として消費の節約と赤字公債の消化といふことが其の狙いになつてゐた。

その結果、軍需関係以外の産業は、その拡張、増資を極度に抑制される様になつた。又一方貿易に就ても強度の制限が加へられた。貿易は個人の利潤追求の爲めに行はるべきでなく、國家の利益の爲めに計画化さるべきであるといふ軍部及び官僚の思想が強くなり、軍需資材以外のものは強度に輸出入を制限し、同時に強力な統制によつて、輸入品及び輸入原料による製品の國内消費を制限する事になり、強制的な割当制が実施され、購買券でなければ所定の商品を購入出来ない所の切符制度が実施された。此の傾向はその後更に強化されて輸入棉花による製品の國内民需禁止となり、羊毛製品、鉄製品其の他に亘り廣汎な使用制限を強制するといふ事になつた。

斯の如く軍需品生産中心主義で産業、貿易を統制し始めた事は、日本國内の物價体系にも大きな変化を與へる事になつた。卽ち軍需関係品以外の輸入は抑圧、軍需資材獲得の爲めには輸出奬励といふ事が、國内一般商品の價格を暴騰させ始めたので、政府は暴利取締令を拡大強化して取締つたが、然し斯様な事で物價騰貴を抑制することは出來ず、そこへ第二次欧洲大戰が昭和十四年（一九三九年）勃発する事によつて物價は更に暴騰の勢を示した。そこで政府は遂に應急的対策として國家総動員法を発動し、價格、運賃、賃金等の全般に亘り、昭和十四年（一九三九年）九月十八日に於ける額を超えて引上げる事を禁止するといふ方法を採つた。之が所謂「九一八の價格停止令」と呼ばれるものであるが、之は日本の國内物價体系と國際物價水準との関係を断つて行く緒口を造つたものである。斯くして「低物價政策」と「生産の増強」といふ二つの相反する方向に動く傾向のものを一つの方向に進め様といふ困難な仕事が始つたが、一方に於ける買溜め、売惜み、闇取引の横行、他方に於けるその統制強化、取締り、物價騰貴の悪循環的進行といふ問題が、絶えず日本経済運行の中心課題となつて表面に現はれ、政府はその調整策として、補助金、補給金（生産者に適正利潤を含めた適正價格を保証する）、或は價格報奨金（基準生産量を超えて増産するか、或は基準原價以下で生産能率を向上せしめた者に特別の一定報奨金を與へる）などといふ様なものを次第に多く予算面に計上するやうになつたが、價格統制問題は常に官民双方にとり最も煩はしい問題の種になつて來た。

此の日華事変進展の過程に於て最も顯著に現はれた特徴的現象は、政治の経済に対する圧倒的優位である。経済の全分野に亘つて軍部の要求が支配的勢力となり、之と結び付いた官僚による官僚統制が次々と実施された。政党の勢力は既に凋落し、有名無実の存在となつてゐた。統制の方式は次第に強化の一途を辿り、従來の統制経済がうまく行かなかつたのは産業界そのものに、統制経済、計画経済の運行を可能ならしむる計画的機構が整備されてゐなかつたからである。

るとして、昭和十六年（一九四一年）九月重要産業團体令が公布され、之に基づいて同年十月三十日鉄鋼、石炭、機械、鉱山、造船等十二の業種に対して速かに統制会を設立すべき命令が発せられ、次々とその業種別統制会が設立されて、所謂指導者原理に基づく所の一元統制が始まつた。一方又、卽ち昭和十三年（一九三八年）に公布されてゐた國家総動員法に基づき、物資、生産、金融、労務の各部面に亘る総動員体制整備の勅令が昭和十六年（一九四一年）後期に入つてから全面的に発動され、ここに日本は完全な戰時経済体制を採るに至つた。

右の如き事情は当然に國民の生活をも次第に窮屈な状態に追ひ込み、切符割当制が普遍化し始めた。先ず昭和十五年（一九四〇年）六月六大都市に対する砂糖、マッチの切符制度実施を皮切りに、同年十一月には木炭の切符制、同十六年（一九四一年）四月からは米の通帳制、その後塩、味噌、醤油等の通帳制、同年十月からは石油、ガスの消費規正等が行はれるに至つた。

（ロ）平和産業の大萎縮と軍需産業繁栄の情況

右の戰時経済政策は日本経済の様相を未だ曾て見ざる程に変貌せしめる様になつた。先ず第一に貿易統制の強化から、棉花、羊毛、パルプ、木材、皮革、其の他の軽工業用原料は極端な輸入制限を受けた爲め、是等軽工業の生産成績は著しく悪化し、貿易も当然に悪化した。

先ず紡績業から見ると、昭和十一年（一九三六年）当時既に三割前後の操業短縮を行つてゐたのが、同十二年（一九三七年）には四割となり五割となり同十三年（一九三八年）に入つてからは六割以上の状態になつた。

又羊毛工業も同様で、昭和十年、十一年（一九三五——六年）といふ頃は操短皆無の状態で非常な繁栄をしてゐた

が、同十三年（一九三八年）には一挙六割の操短を行ふに至つた。人絹工業も昭和十三年（一九三八年）には七割以上の高率操短を行はざるを得なくなり、此の爲め中小会社は致命的打撃を受けた。

斯の如くして軽工業部面は事変の長期化と共に益々生産を減退したが、以上の外、主要事業で極度の生産制限に陥つたものに洋紙、セメント、過燐酸石灰、石炭、窒素などがあり、其他平和産業と看做されるものは悉く萎縮して了つた。

然るに此の間にあつて独り隆盛を極めた繊維工業にステープル・ファイバーがある。元來此のスフは天然繊維の代用品として大正時代の末期頃から試験的に製造されてゐたのであるが、昭和十一年（一九三六年）濠洲政府の日本綿製品及び人絹に対する法外な関税引上げと、之に対する日本側の濠洲羊毛輸入を三分の一制限した事が轉換期となつて、被服原料不足をスフで補ふことになり劃期的な発展を始めたが、その後一年にして発生した日華事変がスフを時代の寵兒にして了つた。その理由は軍需品の輸入代金を確保する爲めに棉花の輸入を極力制限した事と共に、昭和十三年（一九三八年）春から國内用綿布には純綿品使用を禁じ、三分の一のスフ混紡を法律で強制したが、更にその年の夏に至るや國内用は特殊品以外は綿全廃即ちオールスフと改められたからで、斯る強引な政府の政策によつてスフ全盛時代が到來したのである。スフは國産パルプの増産によつて原料自給の可能性があつたのと、又スフ原料パルンは綿花よりも輸入單價が低廉であつた事もスフ製品躍進の原因である。然しスフは綿製品に比べて品質甚だ劣悪なので、之に対する國民の非難も相当に高くなつた。

スフ工業の発展振りを数字に就て見ると、昭和七年（一九三二年）僅に二百十噸（世界総産額の二%）が、同十一年（一九三六年）には二万噸（世界の一五%）と躍進して世界第三位となり、更に同十三年（一九三七年）には十七万六千噸（世界の四〇%）と飛躍して遂に世界第一位を占めた。実に類例を見ない跳躍振りである。

平和産業の大萎縮とは反対に、鉱業、重工業、化学工業等の部門には巨大な資金供給と共に政府の積極的な援助が與へられた爲めに著しい発展を見るに至つた。その中でも特に著しいのは重工業であるが、之は軍備拡充の爲め、平和産業を犠牲にして獲得されたものである。日本の産業は満洲事変後に非常な繁栄をしたとは云へ、それは以前に遊休状態にあつた生産力が円價の暴落と財政膨脹とに刺戟せられて活潑に動き出したからである。然しその生産力の余剰も昭和十一年（一九三六年）頃には大体に於て消滅した。そこへ昭和十二年（一九三七年）には日華事変が起つて軍部は更に尨大な軍事費を要求したので、その要求を充す爲めに積極的な軍需品の生産拡充に当る以上、國民生活水準の低下、従つて平和産業の犠牲と云ふのが、既に限界に達した設備を以て軍需部門の生産拡充に当る以上、事は避け得ざる條件となつて來た。日本の平和産業は此の時以來始めは徐々に、太平洋戦争に入つてからは極めて急速に、下降するに至つたのである。

その代り軍需部門の生産は確に著増した。中でも重工業部門、特にその中の機械工業の発達は目覚しかつた。機械工業の中でも高度の精密度を必要とする工作機械が急激に発展し、その生産額を見ると、昭和十二年（一九三七年）五千万円のものが、翌十三年（一九三八年）には二億円となり、同十四年（一九三九年）には三億一千八百万円、同十五年（一九四〇年）には三億一千三百万円、同十六年（一九四一年）は三億一千八百万円となつて、此の生産額は昭和十二年（一九三七年）に比べ六倍以上、満洲事変前の昭和五年（一九三〇年）に比べると七十二倍といふ驚くべき発展振りである。

次に著しいのはアルミニユムの生産であるが、之は工作機械の発展と相合して航空機生産の上昇を物語るものであ

る。その生産高を見ると、昭和十二年（一九三七年）一万四千瓲、同十三年（一九三八年）は二万二千瓲、同十四年（一九三九年）には約三万瓲となり、同十五年（一九四〇年）には四万瓲、同十六年（一九四一年）には七万一千瓲となり、五年間に約五倍に飛躍した。

次に鉱業部門を見ると、之は石炭の増産に主力が注がれた。石炭は大正時代迄は日本の重要な輸出品の一つを成してゐたが、大正末期に入つてからは日本工業の発展によつて逆に入超に轉じ、毎年樺太、朝鮮、満洲、北支、佛印等より補給を受けてその輸入額は年と共に増加し、昭和十二年（一九三七年）には既に六百万屯の輸入をしてゐた。此の年に於ける日本内地の生産は四千五百万屯であつた。軍需品生産の拡充には益々多くの石炭を必要とする事情にあつたので、之に対し非常な努力を傾けた結果、昭和十五年（一九四〇年）には五千七百万屯の生産を挙げたが、之を頂点として以後おり貧的な減産状態となつて來た。恐らくその原因は多くの出兵による労力不足と能率低下、それに資材不足などによるであらう。

次に戦争には直接的に最重要な物資である製鉄業部門を見ると、之は次の如くで左程大きな発展を見せてゐない。その最大の原因は日本内地が鉄鉱原料の生産に極めて恵まれない事と、製鉄用の良質炭生産が亦貧弱な事とによる。支那事変勃発当時既に日本の製鉄原料はその大半を朝鮮、支那、及び南洋方面に仰ぎ、コークス原料炭も約四〇%を大陸から輸入せねばならぬ状態にあつた。特に鋼材製造の爲めには屑鉄の輸入が極めて重要な地位を占め、之は米國から毎年多量に輸入してゐた。昭和十二年（一九三七年）の輸入額だけで二百四十八万屯に達する。斯くて日本製鉄業維持の爲めには大量の船腹を必要とし、少くとも海上輸送の三割乃至五割は之に取られる狀態にあつた。斯くて原料不足が主たる原因となつて製鉄増産は大きな発展をしなかつたとは云へ、昭和十二年（一九三七年）の鋼材生産高は五百〇八万屯、翌十三年（一九三八年）は五百四十九万屯となり、同十四年（一九三九年）には五百三十八万屯となり、同十五年（一九四〇年）には五百二十六万屯、同十六年（一九四一年）は五百万屯と、之亦石炭と同様なちり貧狀態を続けて行つた。然し銑鉄生産の方は昭和十二年（一九三七年）二百三十万屯の生産に対し昭和十六年（一九四一年）には四百三十一万屯とかなりの増産成績を示した。

次に目立つて著しいのは船舶と自動車の生産高で、造船は昭和十一年（一九三六年）二百四十隻程度のものが、翌十二年（一九三七年）には五百八十一隻となり、同十三年（一九三八年）は五百二十九隻、同十四年（一九三九年）は五百八十六隻、同十五年（一九四〇年）六百七十四隻、同十六年（一九四一年）には八百八十六隻に達した。自動車の方は昭和十一年（一九三六年）九千台程度の生産から同十六年（一九四一年）には約四万三千台を製造する程に飛躍した。

化学工業部門は全体として眺めれば、昭和十二年（一九三七年）以降に於て顯著な発展は行はれてゐない。その主たる原因は原料と労力の不足にあつた。然し近代兵器使用上欠く可らざる合成燃料製造事業の如きは非常な発展を遂げつつあつたと云ふ事が出來る。

（八）満洲の開発

日本國内の資源は貧弱で、如何に開発の努力を拂つても期待すべき原料は余り出て來ないといふ事は、必然に日本の植民地である朝鮮、台湾の資源開発となり、ここに朝鮮、台湾の工業化が相当な程度で進展し、特に北朝鮮の発展は目覚しいものがあつた。だがそれにも増して重大な意義を持つ様になつたのは未開発の大陸、特に満洲であつた。

満洲は日露戦争の結果その南半分が日本の政治的経済的勢力圏に入り、当初は南満洲鉄道株式会社を中心にして、鉄

道經営の外に鉱山業、水運業、電氣業、倉庫業等の外に鉄道用地内に於ける教育、衛生、土木等をも行つて、南満洲開発の政策が進められてゐた。然し昭和六年（一九三一年）満洲事変が起り、次で翌年満洲國が成立して満洲が事実上日本の植民地と化するに及び、満洲の開発は全面的且つ計画的となつて来た。特に此の頃世界にブロック経済運動が流行した事は日本を刺戟して日満ブロックなるものを唱へさせ、日満経済の一体化といふ事が現実問題となつて現はれて来た。

斯くて日本から多くの資本、技術、資材が満洲資源開発の爲めに注ぎ込まれ、昭和十二年（一九三七年）からは第一次産業五ケ年計画が実施される様になり、満洲の重工業化は極めて顯著なものがあつた。然し此の満洲開発は日本本國の経済的負担によつて行はれたものであり、それだけ日本本國経済は節約を要求された。

（二）輸送力の隘路化

軍需産業及び輸出産業の繁栄によつて、鉄道は貨客共に輸送量が激増した。不況時代赤字を示してゐた國有鉄道も満洲事変後は完全に之を脱却し、昭和八年（一九三三年）には貨物輸送の激増から貨車の不足を告げる様になつた。貨物増加の内容を見ると、鉄、石炭、機械類の如き軍需関係の物資が主たるものであり、之は軍需産業の活況を物語るものである。

昭和十二年（一九三七年）日華事変の発生は、一般と輸送力の増加を必要とするに至つた。然し輸送力増加は急増した需要に追ひつかぬので、遂に昭和十三年（一九三八年）から重点輸送を行ふ様になり。重点主義によつて石炭、鉱石、米、木炭などの如く生産拡充資材及び生活必需品を優先的に輸送する様になつて来た。それにも拘らず輸送状態は輸送力と輸送物資との懸隔が甚しく、滞貨多量に上る様になり、遂に昭和十五年（一九四〇年）からは重点輸送を徹底する爲め陸運統制令の制定を見るに至つて、輸送の全面的且つ計画的統制が実施されるに至つた。日本の輸送力は既に此の時に行詰つたと云へる。車輛製造高は支那事変以來急増したにも拘らず、需給関係の著しい不均衡は益々甚しきを免れぬ情勢に立至つた。

昭和十二年（一九三七年）末に於ける鉄道の営業路線は、國有鉄道一万七千粁、私設鉄道九千粁で、合計二万六千粁に達する。その後若干の増加はあるけれども、既に有利な路線の殆んど全部に鉄道が敷かれ、大体に於て飽和点に近くなつて居る。國有鉄道の貨物輸送量は昭和六年（一九三一年）六千四百万屯、同八年（一九三三年）六千八百万屯、同十年（一九三五年）七千九百万屯、同十二年（一九三七年）九千四百万屯、同十四年（一九三九年）一億一千四百万屯と急激な増加が目立つてゐる。

次に海運を見ると、日本の海運界は第一次大戦当時の好況によつて急速に発展したが、然し之は外國から老朽船を多量に輸入して膨脹したものであり、船質に於ては船齢二十五年以上のものが全体の約二割を占める有様で、世界の主要海運國に比し甚だ劣る状態にあつた。政府は之を根本的に改善する爲め昭和七年（一九三二年）から船質の改善方策をとつて助成金を出すに至り、昭和十一年（一九三六年）迄に約三十万屯の新造船を建造し、反対に約六十万屯の老朽船を解体した。之によつて保有数量は若干減少したが船質は著しく改善された。昭和十二年（一九三七年）からは高速優秀船の建造に助成金を與へることにして更に船質改善に努力しつつあつた。因みに昭和十二年（一九三七年）の日本の保有船舶は二千五百六十四隻、四百四十七万屯である。

然るに日華事変によつて船腹は再び大不足を告げる様になり、政府は再び外國老朽船の輸入を認めるに至つた。四面環海の島國日本にとり、海上輸送は日本経済の動脈である。之が不円滑は日本の全経済を麻痺状態に陥れる恐れがある。

然し日華事変の長期化と作戦規模の拡大とは海上輸送の著しい逼迫となり、遂に日本海運界は政府の一元的統制下に立つに至つて、各会社の営業の自由は全面的に失はれるに至つた。

今や日本は陸運に於ても海運に於ても行詰りとなり、此の輸送力の貧困は日本の生産力拡充に対し一つの大きな隘路となるに至つた。

二、太平洋戦争の勃発（一九四一年）と日本経済力の衰亡——近代的消耗戦時代

（イ）消耗戦への突入

日華事変に対して、日本政府は出来るだけ早く之を解決する方針で努力したが、戦ひは拡つて手が付けられなくなつた。軍部はどしどし戦ひを進めて行くので、恰も坂から石を転した如く非常な勢になつて最早や政府は如何にしても之を制御することが出来なくなり、遂には政府も軍の思ふがままに支配される様になつて、日華事変は東亜に新秩序を造るのが目的であるといふ事を中外に宣言するに至つた。既に日本が支那に対して武力を使用した時から、日本の対国際関係は悪くなつて行つたが、特に昭和十五年（一九四〇年）日、独、伊間に三国同盟が成立してからは、日本の対国際関係は著しく不利になつた。此の国際関係の悪化は遂に米、英、蘭等の諸国による対日経済封鎖といふ所迄進展し、日本経済は非常な苦境に陥つた。蓋し日本の生存上欠く可らざる原料の多くが米、英、蘭の領土圏にその供給を依存してゐたからである。此の苦境打開の外交交渉は平和裡に解決を見ず、遂に不幸なる太平洋戦争の勃発となつた。

昭和十六年（一九四一年）十二月八日、米英側の不意を衝いて戦争は開始され、初期の半年間に日本軍は南洋方面の大半を占領した。此の戦争初期の大成功は、既に軍部専制政治に陥つてゐた日本をして有頂天ならしめ、支那事変中唱へられた「東亜の新秩序」を造るといふ標語は、「大東亜共栄圏」の樹立といふ標語に進み、支那大陸及び南洋を含む日本指導下の自給自足経済圏を夢想せしめ、之によつて日本は絶対不敗の態勢が樹立されると称し、その夢想実現の為めに此の先どうなるか分らぬ南洋に向つて多くの技術陣及び生産財を軍部の指揮下に送り込んで、その開発に当つた。斯くして一時は確かに花々しい日本経済の進出が南洋を風靡した。然し乍ら日本の経済力は既に力を出し切つて下降期に入りつつあつた所へ無理な大戦争を起したのであり、然も負けない為めには人、物、金を遮二無二動員して戦争目的に注ぎ込まねばならない。そこには正常なる経済状態の無視は固より破壊さへもが遠慮なしに敢行される。その為め日本人民の上には未だ曾て見ざる程の犠牲がふりかかつた。

戦時経済は結局消耗経済である。甚大な物資を消耗する近代化学戦の補給任務は当然日本経済に強制された。広大な戦線に亘つて武器、弾薬、資材、食糧を補給し、一方国民の生活も確保せねばならない。然し既に第三国との外国貿易は杜絶し、再び生産過程に回帰せざる軍需物資の生産に主力が傾けられて居る以上日本経済がその無茶苦茶な搾取によつて日一日と弱つて行く事は明瞭となつて来た。生産増強も資材の欠乏、労力の不足、輸送力の貧困等によつて、然も之が益々ひどくなる事によつて、その達成は極めて困難となつて来た。今、日本本土以外の土地から日本本土へ汽船によつて運ばれた輸入物資の数量を見ると、それは毎年次の如く著減している。即ち昭和十六年（一九四一年）の輸入物資四千八百万屯、同十七年（一九四二年）四千万屯、同十八年（一九四三年）二千九百万屯、同十九年（一九四四年）一千七百万屯、而して終戦の年たる二十年（一九四五年）は僅に六百万屯に減少して居る。

それでも戦争開始後の約二年位はぢり貧になりつつもどうやら直接軍需品の生産だけは戦前の状態を維持して行つた。然し昭和十八年（一九四三年）に入り、米軍の反攻によつて日本の船舶が次々と撃沈される様になつてからは生産

力の低下が目立つて來た。船舶の損耗による海上輸送力の減退は日本經濟にとり、又戰力發揮にとり致命的である。日本の造船量は政府のあらゆる手段方法にも拘らず損耗量に遠く及ばない程に擊沈船舶が增えて來た。卽ち開戰の年たる昭和十六年（一九四一年）は僅に十五隻五万一千屯の損失であつたが、翌十七年（一九四二年）には四百五十二隻百九万六千屯となり、同十八年（一九四三年）には七百三十八隻二百六万六千屯、同十九年（一九四四年）には更に飛躍して一千四百十隻四百十一万五千屯を失ひ、更に終戰の年たる二十年（一九四五年）には八月迄に五百九十一隻百四十八万二千屯を、此の總計三千二百六隻八百八十一万屯を喪失した。斯くて終戰直後の實動貨物船は僅に百十二万屯で、之は開戰前の保有量六百三十八万屯に比べると僅に六分の一に迄減少して居る。

（ロ）戰時非常措置の强化

政府は昭和十八年（一九四三年）に入つてから戰時非常措置を强化して、日本の全力を擧げて戰力增强の爲め、特に鉄鋼、石炭、輕金属、造船、航空機を五超重点産業と指定して、之が生産に從事する者には資材、資金、勞力、輸送力、電力等あらゆるものを最大限に供給することにした。その爲めには全國的な一元統制が必要となり、各部門別に造られた統制機関を通じて政府の一元的指導下に鋭意生産增强に努力した。

今右の各産業別にその生産成績を各個に調べて見やう。

鉄鋼は鋼材に就てその生産成績を見るに、昭和十六年（一九四一年）五百万屯、同十七年（一九四二年）五百万屯、同十八年（一九四三年）五百三十五万屯、同十九年（一九四四年）四百万屯、同二十年（一九四五年）は著減して僅に七十一万屯となつた。

石炭の生産は昭和十六年（一九四一年）五千五百万屯、同十七年（一九四二年）五千四百万屯、同十八年（一九四三年）五千五百万屯、同十九年（一九四四年）四千九百万屯、同二十年（一九四五年）は二千二百万屯となつて居る。

輕金属はアルミニユムの生産に就て見ると、昭和十六年（一九四一年）七万一千屯、同十七年（一九四二年）十万三千屯、同十八年（一九四三年）十四万一千屯、同十九年（一九四四年）十一万二千屯を示して居る。

造船は百屯以上のものに就て見れば、昭和十六年（一九四一年）七十九隻二十三万屯、同十七年（一九四二年）百七十二隻四十二万屯、同十八年（一九四三年）四百二十四隻百十三万屯、同十九年（一九四四年）六百六十五隻百五十八万屯、終戰の年たる昭和二十年（一九四五年）は僅に八十一隻二十五万屯となつたが、此の總計千四百二十一隻三百六十一万屯に達して居る。然し日本が此の戰爭期間中に喪失した船舶は三千二百六隻八百八十一万屯に達してゐることは注意せられねばならぬ。

航空機も造船と共に主力を傾けた産業であるだけに著增し、昭和十六年（一九四一年）月産五百台程度のものが、同十七年（一九四二年）末には日産一千台となり、翌十八年（一九四三年）末には月産二千台に上昇し、同十九年（一九四四年）六月には二千八百台を建造するに至つた。然し粗製濫造の傾向があり、飛べない飛行機もかなり出來た樣である。その原因は米軍の空襲が激しくなり損害が增加して來たからで、遂には機体生産能力の六割を、各種原因によつて喪失する情況となつた。

右の情勢は直接戰力に關係の無い生産部門、又は關係があつても中小企業や非能率企業と見られるものは極度に圧縮せられることになり、遂に一般的な企業整理が始まつた。斯くして休廢止された企業設備は悉く軍需部門に振り向けられた。例へば紡績工場の機械は潰されて彈丸となり、そのあとは航空機の部分品工場となるといふ工合であつた。又一

般家庭、会社、銀行、学校、官廳等に在る備品も、それが鉄、眞鍮、銅等の如く重要な軍需資材である限り、又それを代用品を以て補ふことが出來る限り、供出を要求された。斯の如き死もの狂いの努力にも拘らず、既に下り坂に向つた生産力を引戻すことは出來なかつた。

斯くして國民生活も更に圧縮せられて來た。特に問題となるのは主食物であるが、之に対しては配給制度を一層完全なものにする爲め昭和十七年（一九四二年）食糧營團が設けられ、最初は米、麥の個別配給計画を立てたに止つたが、翌十八年（一九四三年）からは米、麥、甘藷、馬鈴薯、大豆、玉蜀黍等主要食糧全般に亘つて割当配給制度を強化した。遂には野菜、獸肉、魚肉、其の他あらゆる食糧品が皆配給制度になつた。然し主食副食共、その割当量は健康を保持するに決して充分なものではなかつた。又衣料品も昭和十七年（一九四二年）から切符制になつたが、斯くして國民の生活は次弟に窮乏の度を増して行つた。

（八）日本経済力の衰亡

昭和十九年（一九四四年）七月日本はサイパン島を占領されたが、此の時を境にして日本内地の主要都市並びに生産施設に対する空爆が極めて激烈となつて來た。既に減産過程を辿つてゐた各物資の生産は崩落的に一路低下して了つた。近代的な工鉱業の生産は戰前の三〇％に達しない程に打ちのめされ、船舶は開戰前保有量の六分の一になる迄撃沈され、航空機製造も亦能力の三割程度に落ちて了つた。斯くて昭和二十年（一九四五年）八月十五日日本は遂に降伏した。

顧れば日本國民は日華事変発生以來太平洋戰爭終結迄の八年間、軍部の企図した戰爭という賭博にかり立てられ、特に太平洋戰爭に入つてからは非常な苦しみを嘗めた。そして無謀な戰爭の結果は遂に敗戰國といふ不幸のどん底に突き落されて衰亡して了つた。海外領土は莫大な投資と共に喪失し、國内的には多くの都市、工場が大破壊を蒙り、貿易は停頓し、工場生産は甚しく衰弱した。戰時中に於ける日本の生産活動情況と終戰時に於けるその衰亡情況とは、次の表が之をよく物語るであらう。

戰時中に於ける生産活動指数

昭和10—12年平均＝100　加重算術平均　　國民経済研究協会調

年度別	昭和10年 1935年	昭和11年 1936年	昭和12年 1937年	昭和13年 1938年	昭和14年 1939年	昭和15年 1940年	昭和16年 1941年	昭和17年 1942年	昭和18年 1943年	昭和19年 1944年	昭和20年 1945年
総合指数	79.0	95.8	119.1	131.3	164.0	161.9	**169.4**	142.7	113.5	86.1	28.5
製造工業	78.5	95.6	119.5	131.6	165.4	163.0	**171.0**	143.3	113.0	85.3	27.9
繊維工業	90.8	98.9	**108.8**	91.2	85.0	68.7	51.4	31.5	21.7	8.9	6.4
化学工業	88.0	94.2	120.2	121.7	**127.5**	112.3	124.2	98.8	89.3	56.8	21.2
鉄鋼	88.5	99.6	111.8	121.5	126.6	126.7	129.6	131.2	**133.7**	97.9	17.3
機械工業	73.4	87.0	151.0	235.0	420.8	454.4	**522.8**	440.2	307.4	257.7	76.3
金属製品工業	90.4	99.4	**130.2**	76.6	89.3	99.5	90.7	73.3	65.1	45.5	15.7
鉱業	97.1	96.9	105.8	125.8	**126.9**	124.1	112.7	105.9	93.9	75.3	59.8
非鉄金属	88.7	103.3	107.9	134.0	130.3	**136.6**	132.0	128.3	124.8	105.8	43.7
原油	96.2	107.1	107.6	**111.5**	105.6	95.4	90.2	76.7	81.6	74.7	68.2
石炭	90.8	100.5	108.8	117.0	126.0	**137.8**	133.6	130.2	133.5	118.6	53.7
電力	91.8	100.2	108.0	119.9	122.0	128.7	**138.8**	137.3	142.3	135.2	81.9
瓦斯	94.2	99.0	106.8	125.4	133.0	144.6	154.2	**158.6**	152.4	167.1	48.4

總論第二章

極盛時に於ける日本

目次

第二章　極盛時に於ける日本……八七
第一節　版図と人口……八七
一、日本の版図……八七
二、日本の人口……九二
第二節　資源の賦存と主要物資の需給状況……九四
一、土地利用……九四
二、食糧……九八
（イ）米……九八
（ロ）麦……一〇〇
（ハ）大・豆……一〇〇
（ニ）其他農産物……一〇三
1、芋類……一〇三
2、雑穀……一〇五
3、果実……一〇六
（ホ）畜産……一〇八
（ヘ）水産物……一一〇
（ト）塩……一一〇
（チ）砂糖……一一二

三、衣料……一一三
（イ）生糸……一一四
（ロ）綿……一一六
（ハ）羊毛……一二二
（ニ）人絹……一二五
四、林産物……一二八
五、鉱産物……一三〇
（イ）鉱産額概況……一三二
（ロ）鉄及び鋼……一三五
（ハ）石炭……一三八
（ニ）石油……一四一
六、電氣……

第二章　極盛時に於ける日本

以上に於て我々は、明治維新以來日本が經濟的に如何なる經路を經て發展して來たかを概觀して來た。この發展の極まつた點に於て日本にとつて運命的なりし日華事變が起り、次いで太平洋戰爭に突入することになつたのであるが、この發展の極點に於ける日本經濟の一斷面を次に示すことゝしよう。まず日本がどれだけの範圍に版圖を擴大してゐたか、そこにどれだけの人口を包擁してゐたかを述べ、次いでこの人口を養ふ爲の資源の狀態と主要な物資の需給が如何であつたかを數字的に概說することゝする。

第一節　版圖と人口

一、日本の版圖

日本はアジアの東端に沿うて連る島國であつて、太平洋戰爭直前の、その最も膨脹した時期に於ては、本土は、本州・四國・九州・北海道の四大島、千島・沖繩・小笠原の列島、並に此等に附屬する諸島を含み、屬領として、朝鮮、台灣、樺太の南半を有し、尙中國から租借せる關東州と國際聯盟から統治を委任せられた南洋群島を版圖とし、又特殊關係ある滿洲國をその勢力範圍に持つてゐた。

その面積は本土が三十八萬二千五百平方粁屬領が朝鮮二十二萬八千平方粁、台灣三萬五千九百平方粁、樺太三萬六千平方粁合計二十九萬二千八百平方粁、二千五百余の島から成る南洋委任統治領が二千百平方粁、大陸にある關東州と滿

第1表　日本の版図及滿洲國の面積

	平方粁	平方哩
內地	382,562	148,407
朝鮮	220,792	85,248
台灣	35,960	13,884
樺太	36,090	13,937
關東洲租借地	3,463	1,337
南洋委任統治領	2,149	830
合計	675,406	249,795
滿洲國	1,303,143	503,144

洲國とは合せて百三十万七千平方粁、此等總てを合せて約百九十七万五千平方粁の範囲が、日本人にとつて交通居住自由なる版図であつた。

此の內四大島が日本民族の領土であることは既に古くからの歴史的事実として明治以前に成立し、之に関しては國際的に何等問題を生じたことは無いが、其の他の地域は、いづれも明治以後に於て、多少の國際的紛議の中で國民の確信に基いて日本への帰属を決定し、或は戰争の結果領土又は勢力範囲に帰したものである。此等に関して由来をこゝに簡単に述べて置かう。

まず琉球に就ては、其の所在日本と中國との間に位し、風俗習慣に可なり日本內地と差違があり、藩主は明朝清朝へ朝貢してゐたことは事実であるが、徳川幕府にはこれを日本西南端の雄藩、島津藩をして之を所管せしめてゐた。明治維新後日本政府は琉球の琉球の曖昧な地位を明確ならしめることに努め、遂に明治八年（一八七五年）藩主が清朝と交通することを禁じて日本の主権を明かにし、更に明治十二年（一八七九年）此の地にだけ残されてゐた藩の制度を廃して沖縄縣を置き官吏を遣して之を所管させることにした。

小笠原諸島は十六世紀の末に日本人の発見したものであるが、徳川幕府の末期迄は特に施設が行はれることなく抛棄されてあつた。十九世紀になると英米等の捕鯨船が寄港する様になり西洋人の定住者をも見る様になつた。明治八年日本政府は官吏をこゝに派遣し、在留外人を帰順せしめて、諸島を完全に我が版図に入れることを宣明した。

同じ明治八年は露國との間に、樺太と千島との交換を約した年である。樺太は既に十七世紀に於て蝦夷地を所領とする日本の大名の所領たることを認められてゐたが、十八世紀の中頃になりロシアの東方侵略は遂に太平洋岸に達して樺太及千島列島の一部にも勢力を及ぼし初めた。國境の紛争がこゝに始まり、安政二年（一八五五年）漸く千島に関して列島中の択捉以南を日本領とし、得撫以北をロシア領とする約定が徳川幕府とロシア政府との間に成立した。併し樺太に関する交渉は其の後何回か試みられたが、双方の主張が対立して纏らず、明治維新後に迄持越され、遂に明治八年（一八七五年）に至り、日本はロシアの要求を容れて樺太全島にその主権を認める代りに、千島列島の全部を得ることに依つて問題を解決した。併し樺太の南部に日本人の植民的事実があつたことは日本國民の記憶に消えないことであり、日本人の意識に於ては、この領土の交換は当時の日本の國力の劣弱が已むを得ざらしめたものであつて、一点の疑いを容れぬ公正の処置とは考へられなかつた。従つて日露戰争の結果明治三十八年（一九〇五年）ポーツマス條約に依つて北緯五十度以南の樺太がロシアから日本に割譲された時にも、日本人は之を旧領が再び自分の手に復帰したと云ふ感じしか持てなかつたのが事実である。

台湾は十七世紀頃から中國南方の民の來住する者が多かつたが、島內に争乱頻発し清朝に於ては之を化外の地として持て余した様な状態であつたものを、日清戰争の結果明治二十八年（一八九五年）獲得したのである。

朝鮮は日本にとつて一葦帯水の地、古來民族的交流もあり、文化的交通も繁く、政治的にも日本は嘗てその南部を属領とした歴史を持つてゐる。地理上の位置から見て、恰も日本の脇腹に擬せられた短刀の如くであるから、此の地に強大な大陸國家の勢力が加はることは、日本の國防上等閑に附し得ないことであつた。日清戰争は此の理由から、朝鮮に強い勢力を扶殖せんとする清國に対し起されたものである。戰争の結果、日本は朝鮮から清國の勢力を駆逐することが出來たが、同時に強大を恐れられてゐた清國の積弱を暴露したことは、西洋諸國の中國領土に対する帝國主義的野望を

唆る結果を招いた。就中ロシアは滿洲に進出し來り朝鮮にもその勢力を及ぼし始めたので、日本は再び干戈に訴へて自國の安全を守らざるを得なかつた。この際に日本が、東洋の平和を冀求する英國の同盟による後援を得、米國輿論の好意ある支持を得、また自國領土の保全を冀ひつゝも其の實力を欠いた中國の支持を得たことは顯著な事實である。この日露戰爭の最中に日本は朝鮮（當時國号を韓と云ふ）を保護國とし、其の後五年明治四十三年（一九一〇年）に、再度に亘る戰爭の苦い經驗を嘗めしめられ、其他にも絶えず政治的紛擾の苦杯を喫せしめられた禍亂の源を絶つ意味に於て、之を領土として併合したのである。

日露戰爭の結果はまた、ロシアが清國から得てゐた關東州の租借權、長春以南の鉄道の經營權並に鉄道附屬地の管理權を日本に繼承せしめた。（一九〇五年）。こゝに日本は初めて大陸に足がゝりを得て、南滿洲を勢力範圍に收めることゝなつた。

以上に述べた如き版圖の拡大は、何れの國にも存在する如く日本にも存在した一部の對外膨脹論者の希望に合したことは確かである。併し大多數の日本國民の意識に於ては、それは日本が獨立を保持し國土の安全を衞る爲に、已むを得ず非常な危險を冒して戰つた爲に生じた自然的な結果としか考へられなかつたのである。もともと、日本は十七世紀中期以來永い間鎖國の中で、孤立的な平和を樂しんで來た國であつた。十九世紀の半ばに西洋の産業革命の結果として、市場拡大の要求が飛躍的に發達した交通機關を利して、日本に迫つて、その好まざる開國を強いたのである。開國して西洋と交通を始めた日本は、文明への立ち後れを痛感した。その立ち後れを恢復しやうとして試みるあらゆる努力に伴つて、絶えず日本をして危惧せしめたのは國實獨立の脅威であつた。此の脅威から免れんとする努力の結果が、台灣、樺太、朝鮮、南滿洲の獲得と云ふ形で現れたのである。而して此等の新地域は日本がその勢力下に持來した當初に於ては、いづれも經濟的に豊かな地では決してなかつた。台灣は前述の如く中國にとつて化外の民の絶えず騷擾する難治の地であつた。樺太は千島と交換として三十年間ロシアの治下に何等の産業的發達も無き不毛の地として放擲されてゐた。朝鮮は別編で述べる如く、東洋に市場と原料とを求めて來た欧米の資本主義が、たやすく看過して悔まなかつた様な國であつた。滿洲は清朝はその發祥の地として永く封禁の制を布き、漢民族がこゝに入つて開發することを禁じて來た。十九世紀になつては此の制も廢れて、中國本土からの移住者は漸次增して來てはゐたが、その産業は未だ少しも世界市場と連結してはゐなかつた。此等の謂はゞ未開の地に、日本は開發の努力を傾注したのである。その結果が、治安上に、經濟上に、社會的に如何なる發達となつて現れたかは、本研究の各地域編が詳細に說明するであらう。日本が此等の地を喪失した時、それを玉として遺したか否かは觀る人に依り批判の余地があらう。が日本が之を最初に手にした時、それが瓦か、瓦に近いものであつたことは認めねばなるまい。

滿洲は、日本が敍上の様な筋途で戰はざるを得なくなつた時、再度戰場となつた地である。國民の膏血を搾つた巨億の國費がそこに注がれ、數十万の同胞の血がそこに流されてゐる。此のことは決して消えない記憶となつて日本國民の胸に殘つてゐる。この犧牲に於て得た足場を搖り動かす様な事件に對しては日本は可なり神經質にならざるを得ない。單に斯様な國民的感情ばかりでなく、日本は此の足場から滿洲を産業的に開發し、社會的、國際的の安定を得る爲、精神的・技術的に指導的な任務を負課されてゐるとのプライドを持ち續けてゐた。この心性（メンタリチー）が中國の國民革命以來漸次昂まつて來た民族意識・國權恢復の熱望と正面衝突する所に、昭和六年（一九三一年）所謂滿洲事變が起つた。それは一般の歷史的宿命と云はるべきであらう。滿洲事變は更に滿洲國と云ふ新國家を出現せしめたが、此の經過に對しては日本國民の中に決して異論が無い訳ではなかつた。たゞ此の異論は、事變の推移を押し止めて別の平和的手段を實行に

移すべき実力を欠いてゐた。斯くして滿洲國が一個の既成事実として出來た時には、大多數の日本國民は、此の新たな國の機構を通じて、滿洲の産業開發と國土建設とに努力せねばならぬことを感じ、その事業が成功することに依つて、事変以來生じた日本と中國民衆乃至世界各國との精神的空隙も埋められる日があらうことを庶幾したのである。事実この考への線に沿つての建設的努力に著しいものがあつたことは、別編に詳述する所である。

最後に旧ドイツ領たりし南洋群島が、第一次世界大戰の結果國際聯盟の委任統治領として日本の統治下に齎されたことは、詳述の必要あるまいと思はれる。

二、日本の人口

此の最も膨脹せる時期に於ける日本の版図内の人口は、昭和十五年(一九四〇年)の國勢調査に依れば左の如くである。この國勢調査の際には、日本は既に大陸に於て激しい戰争に從つてゐたが、この人口数の中には内地から國外へ出征従軍した者の数を含んでゐない。その数が別に一、六九四、四二八人ある。尚日本と特殊関係にあつた滿洲國の人口 四三、二九六、七六二人(同年國勢調査人口)が当時或る意味に於て日本の支配下にあつた。

第2表　日本の版図内及滿洲國の人口
(昭和15年1940年)

内地	71,419,880
朝鮮	24,326,327
台湾	5,872,084
樺太	414,891
関東洲租借地	1,367,334
南洋委任統治領	131,157
合計	103,551,673
滿洲國	43,053,894

第一表と第二表とから人口密度が計算せられる。日本の人口密度が非常に高く、その多くの経済問題が人口の圧迫から來てゐることは周知の事実であるが、計算せられた数字を太平洋に沿ふ諸國と比較して示すと第三表の如くである。ジヤワ以外には日本の主要地域の人口密度を超過する國は無い。

第3表　日本の版図内各地及太平洋諸國の人口密度

國別	調査の年 C國勢調査 E推定人口	人口 単位千人	土地面積(單位千) 平方粁	平方哩	人口密度 平方粁当	平方哩当
日本内地	1940 C	71,420	382.6	148.4	186.7	483.4
朝鮮	1940 C	24,326	220.8	85.2	110.2	285.3
台湾	1940 C	5,872	36.0	13.9	163.3	422.7
樺太	1940 C	415	36.0	13.9	11.5	29.8
関東州	1940 C	1,367	3.5	1.3	394.8	1,022.1
南洋群島	1940 C	131	2.1	0.8	61.0	157.9
滿洲國	1940 C	43,297	1,303.1	503.1	33.2	76.0
中國	1936 E	427,330	10,356.0	3,998.5	41.2	106.8
印度支那	1936 E	23,030	740.4	285.8	31.1	80.6
フイリツピン	1939 C	16,000	296.0	114.0	54.1	139.9
ジヤヴア	1930 C	41,718	132.0	51.0	315.6	818.0
ソヴイエト聯邦	1939 C	170,467	21,154.0	8,168.0	8.1	20.9
濠洲	1939 E	7,021	7.704.0	2,975.0	0.9	2.3
ニユージーランド	1939 E	1,625	269.0	103.0	6.0	15.8
カナダ	1938 E	11,209	8,979.0	3,467.0	1.2	3.2
合衆國	1940 C	131,410	7,702.0	2,974.0	17.1	44.2
メキシコ	1938 E	19,479	1,969.0	764.0	9.9	25.4
ペルー	1936 E	7,000	1,249.0	482.0	5.6	14.5
チリ	1939 E	4,644	742.0	286.0	6.3	16.2

日本各地及び滿洲國は第1表及び第2表より計算
其他は Institute of Pacific Relations. An Economic Survey of the Pacific Area, Part 1 Population and Land Utilization 所載表による

右の統計は版図内各地に於ける総人口であるが、各地は夫々に固有の種族と外來人とを持つてゐる。即ち日本は歴史的膨脹と共に、各地に日本固有の民族を移出して原住民と混淆させると同時に、各地域住民の版図内に於ける移住を促すに至つたので、各地域の人口の民種別構成は極めて複雑になつた。滿洲國をも加へて、その昭和十五年(一九四〇年)に於ける断面を示すと左の如くである。

第四表の外に上述の如く百六十九万四千余の出征従軍人口がある。(その殆ど総ては内

第4表　日本の版圖及滿洲國内の民籍別人口（昭和15年　1940年）

地域	内地人	朝鮮人	台湾人	樺太人	南洋人	中國人	外國人	計
内地	70,115,637	1,241,315	22,499	986	249	39,237		71,419,880
朝鮮	689,747	22,954,563	43	—	—	64,704		23,709,057
台湾	346,663	2,299	5,586,298	—	—	46,283		5,981,543
樺太	380,397	16,056	1	2,066	—	318		398,838
関東州	202,827	5,710	—	—	—	1,183,037	1,598	1,393,222
南洋群島	77,257	—	—	—	51,723	—	124	129,104
滿洲國	362,245	1,345,212	—	—	—	39,385,318	67,897	41,660,672
計	72,674,773	26,565,155	5,608,841	3,052	51,972	滿洲の中國人 40,568,405	含中國人 220,161	144,692,316

内地は國勢調査統後人口（但外地人中に43の從軍人口を含む）
朝鮮乃至関東州は1940年末現住人口、南洋群島は1939年末現住人口、滿洲國は1940年末現住人口
國勢調査人口と現住人口とは計算の當局と方法とが違ふので數字が一致しない

地人である）尙その外に滿洲國以外の外國に在る人口が内地人七五九、八四二、朝鮮人五四・六九四、台湾人一七、八四〇と註せられる。之を加くると世界中に振り撒かれた内地人總數は七五、一一九、〇〇〇人、朝鮮人二六、六一九、八四九人と云ふ數に上る。

第二節　資源の賦存と主要物資の需給狀況

一、土地利用

日本は土地利用に就ては非常に不利な地位にある。日本の耕地面積は僅に一五・八%程度に過ぎない。此の割合は他の諸外國と比較すれば極度に低い。英國は全面積の二二・五%を既耕地とし、佛蘭西三九%、伊太利四四・六%、独乙四三・八%及び未だ利用されぬ可耕地面積が相當に存在するとアメリカ合衆國でも全面積の二二・六%は既に耕作されてゐる。斯様な芳しからぬ割合は、日本が山國であるといふ事実から起つて來る。平地と云はず、緩かな丘陵及び山腹等と云はず、總て耕作し盡されてゐる狀態であるに拘らず、猶之だけの耕地しか得られない。「耕して山頂に至る。以てその貧を知るべし」といふのが日本の狀態である。此の狹い耕地によつて溢るゝ程多い人口を養つて行かねばならぬといふのが日本經濟最大の問題である。今、日本の全面積に対する耕地、未耕地、森林、其の他の土地利用の割合を示せば第五表の如くである。

第5表　日本に於ける土地利用
（1936年）

土地種別	面積	割合
	千ヘクタール	%
耕地	6,036	15.8
苗圃及叢林地	632	1.7
採草地及放牧地	3,326	8.7
未耕地	1,789	4.7
建物用地等	460	1.2
塩田	6	0.0
河川及湖沼	332	0.9
森林	20,862	54.5
計	33,443	87.4
明白ならざる面積	4,813	12.6
合計	38,256	100.0

日本内地には未だ土地改良さるべき荒蕪地が約百七十万ヘクタールあると推定されてゐる。然し之は余地があると云ふだけで經費の点を考へた時に極めて困難な問題が多いのである。成程是等の土地が總て耕作周辺地帶に存在することは明白であるが、是等の土地に対して開墾、段丘化、灌漑又は排水等を施す爲めには莫大な費用を必要とするのである。明治四十三年（一九一〇年）より昭和十一年（一九三六年）に至る四分の一世紀間の耕地増加は約八十万ヘクタールに

過ぎず、それも終りの十年間は殆んど停滯狀態であるが、此の土地改良事業の遲々たる歩みが、事業の前途に横はる諸困難を暗示してゐるとすれば、是等總ての耕作可能地が利用される迄には相當の長年月を要するであらう。然も土地改良の予定される斯る土地の殆んど半ばは北海道に存在して居り、此の地方の酷烈な冬は植民的事業の巨大な障壁となつてゐるのである。

その結果日本の農業は世界に比類のない集約的な栽培法を行ふ。朝早くから日沒迄骨身を惜しまず力の限りを盡して働く。休閑地は事實上存在せず、氣候と排水の許す所では、夏作物の米が收穫された水田を排水して第二回の冬作物——麥類が最重要——が栽培される。種々な作物の作付面積は第六表の示す通りである。

第6表　重要作物作付面積

（單位千ヘクタール）

	1925—29年平均		1936年	
	面積	割合%	面積	割合%
米	3,151	45.1	3,180	43.8
小麥	475	6.8	683	9.4
大麥裸麥	945	13.5	774	10.7
燕麥	114	1.6	125	1.7
其他穀物	305	4.3	278	3.8
小計	4,990	71.3	5,040	69.4
食料作物	1,370	19.6	1,467	20.2
工藝作物	209	3.0	262	3.6
綠肥	425	6.1	494	6.8
合計	6,994	100.0	7,263	100.9

第五表の耕地面積と第六表の作付面積との比率は「年耕地利用・度數」を示すものであつて、それは昭和十一年（一九三六年）に於て日本では三百十八万ヘクタールから九百六十二万瑤の米を收穫した（一ヘクタール當り三瑤）に対して佛領印度支那での收穫量は昭和十二—三年（一九三七—三八年）に於て五百五十八万ヘクタールから六百三十万八千瑤（一ヘクタール當り一・一三瑤）に過ぎない。又小麥の收穫は米國では

昭和三年—同十二年（一九二八—三七年）平均で一エーカー當り一三・四ブツシエル、昭和十四年（一九三九年）迄のレコードとして昭和十二年（一九三七年）にアイダホ州の一エーカー當り二七・九ブツシエルと云ふ數字があるが、（Statistical Abstract of the U. S. 1940. による）、日本では昭和五年—同十四年（一九三〇—三九年）の年平均收穫量が此のアイダホ州の記錄を超して一エーカー當り二八・三ブツシエルである。

然し狹い土地を極めて多くの農民が耕して且つ生計を立てゝゐるのであるから、農民の生活は決して樂ではない。農業者一人當りの耕地面積は全國平均が日本では〇・四三ヘクタールとなつてゐるが、之を米國の一二・八ヘクタール、カナダ及び濠洲の約二〇ヘクタールに比べると極めて少く、英、佛の二・七ヘクタール、独の二・一ヘクタールに比べても其の半分にさへ達しない。

日本の農業が畜力を利用することの少いのも諸外國の農業と甚だ異る点である。思ふに日本の様に一人當りの耕地面積が極めて少い所では畜力を使ふ程の余地がないのである。深く耕すといふことの利益から牛馬の利用が有利なのは云ふ迄もないが、余りに少い土地には牛馬利用が却て不利となるのである。だから日本では牛馬は耕作よりは主として運搬用に使はれる。

畜力利用ですら此の狀態だから、機械力利用は尙更少い。処によつては農耕に相當機械力利用をしてゐる所もあるが、然しそれは全体から見て問題にならず、農村での機械利用は農産物の調整加工及び灌漑、排水等が主である。

日本の農業は第六表の示す通り米を主作物とする。之は米が日本人の主食物であるから當然の事で、將來も変更すべきものとは思はれない。その外、麥類、芋類、野菜類、桑の栽培、それに果実栽培なども相當に普及してゐる。

次に參考統計として近年に於ける耕地面積表及び耕地変動表を掲げる。戰時中に如何に多くの土地が潰廢に帰したか

は第八表によつてよく知ることが出來る。

第7表　耕地面積

年度	總数	田	畑
	町	町	町
昭和10年末現在	6,058,753	3,219,326	2,839,427
11〃〃	6,085,886	3,217,685	2,868,201
12〃〃	6,098,435	3,217,928	2,880,506
13〃〃	6,078,282	3,208,254	2,870,028
14〃〃	6,079,246	3,209,298	2,869,048
15〃〃	6,077,502	3,206,575	2,870,926
16年8.1〃	5,860,679	3,172,184	2,688,494
17〃〃	5,812,392	3,163,863	2,648,529
18〃〃	4,717,856	3,121,659	2,596,196
19〃〃	5,562,953	3,065,587	2,497,366

農林省統計

第8表　耕地変動

年度	変動總数	拡張面積	潰廃面積	潰廃引拡張の差
	町	町	町	町
昭和10年	88,037	54,396	33,641	20,755
11〃	75,754	50,925	24,828	26,096
12〃	62,004	38,130	23,874	14,255
13〃	79,323	32,345	46,977	△14,631
14〃	62,673	31,721	30,951	764
15〃	65,134	30,666	34,468	△3,801
16〃	72,472	26,730	45,742	△119,011
17〃	86,643	28,834	57,808	△128,973
18〃	88,529	21,747	66,781	△145,033
19〃	110,586	16,014	94,572	△178,557

備考　△印は潰廃超過

二、食糧

(イ)米

東洋諸國の人間は米を主食物とする。日本人もその例外ではない。然し日本米は日本人の嗜好に適する特殊な米で、國際市場から孤立した商品である。日本米は全部が日本人によつて消費されるからこそ成立つのであつて、輸出商品としては採算の取れないものである。外國米を輸入しても日本人の主食物としては嗜好上適当でない。即ち日本米は國際的に需給の調節し難い經濟的に彈力性の乏しい商品であつた。それだけに供給上の僅少な過不足が忽ち價格の乱高下を起すので、政府は早くから米穀市場に干渉して來たが、遂に近年に至り、戰爭の影響も大いに手傳つて、米は政府の管理下に配給制度となつた。

元來日本は明治時代の半頃迄は米の輸出國であつた。然るに明治三十年（一八九七年）の大凶作を境として翌三十一年（一八九八年）には多量の外國米を輸入したが、其の後日本工業の發展、人口の增加などが原因となつて次第に産米不足の狀態が顯著となつて來た。其の後朝鮮及び台湾の産米增加を計画し、之が成功と共に日本米は漸く需給の調節を得る狀態にまで到達した。

そこで近年の狀態を見ると、日本本土だけの米の産額は、平年作が六千万石内外となつてゐるが、之だけでは日本國民の食料に非常な不足である。大豊作の七千万石收穫に於ても猶且つ若干の不足である。此の不足分は朝鮮及び台湾から輸入して補つてゐた。今後の人口增加を計算に入れ、且又朝鮮、台湾の喪失を考へると日本米は

第9表　日本（内地）に於ける米の用途別消費割合（1929—30）

米子	86.5%
飯種	1.2%
酒	5.2%
餅	4.9%
醤油、酢	0.7%
味噌、及飴	1.1%
菓子其他	0.4%
計	100.0%

第10表　日本（内地）の米の需給額（單位千石）

米穀年度	持越高	産額	移入 朝鮮米	移入 台湾米	輸入	輸移出	消費	一民國人當消費
大正10—14年（1921—25）	6,593	58,339	5,111		2,938	907	65,485	1.13
昭和1—5年（1926—30）	6,464	59,452	8,084		2,110	796	68,808	1.11
昭和6—10年（1431—35）	10,684	61,029	12,015		611	1,003	71,812	1.09
昭和11—15年（1936—40）	7,602	65,190	6,388	4,279	1,795	697	78,071	1.07
昭和16—20年（1941—45）	3,739	61,326	2,692	1,387	4,770	565	69,882	0.92

將來益々ひどい不足が予想出來る。そこに日本人の食生活に漸進的な何等かの変化を予想せねばならぬであらう。

朝鮮の米産額は平年作で一千八百万石前後であるが、内八百万石は日本へ輸出し、鮮内消費は約一千万石である。朝鮮の産米増加は日本へ輸出することを目的にして行はれたもので、朝鮮農民は食米の不足を從來から滿洲粟の輸入によつて補つてゐた。台湾米の平年作は九百万石前後であるが、内四百万石乃至五百万石を日本へ輸出してゐた。台湾は食料の生産が豊富なので余剰米を輸出してゐたのである。

（ロ）麦

麦類も米に次ぐ日本人の主要食料である。日本の各種麦類産額合計は平年作で約二千五百万石、之は米の平年作の約四割に相当する量である。此の内最近では小麦が最も多く生産される。然し昭和の初期迄は大麦、裸麦の方が多く栽培された。

大麦、裸麦の両者産額合計は現在でも小麦産額より多いが、大正十年（一九二一年）の数字を見ると、大麦九百万石、裸麦七百万石、之に対し、小麦は五百万石となつてゐる。然し其の後、國民生活程度向上の爲め麦を常食とする者が漸減したので、産額も次第に減つて來た。從つて大麦は國内で自給し得る状態である。主として麦酒の製造に用ひられ、臨時に不足する時幾分の輸入を見るのみである。

之に反し小麦の國内消費は年と共に増大した。小麦に対する日本の需要量は一ケ年約一千三百万石内外であるが、此の内二、三百万石は製粉の上輸出してゐたから、國内需要は凡そ一千万石程度である。然るに昭和五年（一九三〇年）の小麦産額を見ると六百万石程度に過ぎない。そこで政府は水田裏作奨励の意味から小麦増産五ケ年計画を立て、昭和八年（一九三三年）から之を実施したが、昭和九年（一九三四年）には九百四十万石となり、昭和十二年（一九三七年）には九百九十九万石となつて略々目標に達した。然し最近に於ては目標に達しても品種の点に於ては一段と改良を必要とする事情があり、又一方輸出製粉用としても更に増産する必要があつたので、昭和十二年（一九三七年）から第二次増産計画に着手し、昭和十五年（一九四〇年）には遂に一千三百六十九万石といふ記録的増産を示して目的を達した。然しその後戰争の影響を受けて小麦産額も著しく減少するに至つた。

日本に於ける小麦の用途を見るに昭和六年（一九三一年）の農林省調査によれば、大部分は製粉用（約七六％）で、之に次ぐものは醤油（約一七％）で、其の他は云ふに足りない。

昭和十年（一九三五年）の小麦製粉高は約四千九百万袋で、内五百八十四万袋が輸出され、殘りは國内消費に向けられて居る。國内消費に於ては約五〇％が麺類用、約三六％が菓子及びパン用となつてゐる。

第11表　日本（内地）麦類産額（單位千石）

年次	大麦	裸麦	小麦	燕麦	計
大正10年（1921）	9,028	7,054	5,582	—	21,664
昭和1年（1926）	8,569	7,441	5,897	1,984	23,891
昭和5年（1930）	7,091	6,088	6,125	2,315	21,619
昭和10年（1935）	7,288	6,616	9,656	1,949	25,509
昭和15年（1940）	7,518	6,267	13,694	1,962	29,441
昭和20年（1945）	4,968	5,175	6,892	1,167	18,202

（ハ）大豆

大豆は日本に於ては米、麦に次ぐ重要な食料品である。大豆の近年に於ける需要高は一ケ年約一百万噸で、その内約三二％を國内で生産し、朝鮮から一五％、滿洲から五二％を輸入してゐる。即ち滿洲から需要高の半分以上を輸入して

ねるが、之は日本の輸入食料品中金額に於て最も多いものである。然も小麦の如く輸出製品の原料とするのではなくて、殆んど全部が國内消費に当てられてゐる。外國では大豆を製油原料とし、粕を飼料とするのが普通で、食料品とは見てゐない様であるが、日本では國内産のものは殆んど全部が食用に供せられ、輸入大豆の凡そ半分を搾油用にし、半分を食用にしてゐる。日本人が斯の如く大豆を主要食料とする事は日本人の食生活上、大豆が魚肉と共に極めて重要な蛋白食源となつてゐるからである。

第12表　蛋白攝取源に関する日本人西洋人の比較

日本人（%）		西洋人（%）	
穀類及芋より	44.9	穀類及芋より	42.3
魚肉より	18.5	獣肉より	22.1
豆類より	13.3	牛乳及乳製品より	19.0
其他より	18.3	其他より	16.6
計	100.0	計	1000

満洲は世界に於ける最大の大豆供給國で、年産額は最近の平年作が約四百万噸、その大部分を日本、支那本部、欧洲等へ輸出する。満洲では大豆の作柄良否が同地方の経済界を左右する程に大きな産物であるが、此の栽培を斯く盛ならしめたのは日本人の功績であり、又その販路を世界的に拡めたのも日本人の努力によるものである。

第13表　満洲の大豆輸出

（單位千噸）

國別	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年
日本	433	494	513	563
朝鮮	62	159	70	107
支那本部	103	155	159	186
独逸	732	532	296	302
英ソ聯邦	82	190	243	188
丁抹	241	147	64	10
和蘭	39	15	39	44
伊太利	23	5	10	22
埃及	14	22	18	0
其他	502	680	211	437
計	106	80	120	64
	2,337	2,479	1,743	1,923

満洲貿易月表による

大豆は甚だ有用な諸物資を含んでゐるので、近年に至り種々な新研究が発達し、食料、飼料、肥料としての外に、大豆油加工品としてはグリセリン、火薬、人造バター、塗料、防水剤、リノリウム、レシチン等々があり、大豆粕からはカゼイン、大豆粕加工品としては水性塗料、ベークライト等高級な用途が開拓されてゐる。

（二）其他農産物

1、芋類

日本に於ける昭和十一年（一九三六年）の芋類の生産は約十四億五千万貫（約五百五十万噸）で、此の内甘藷が六二%、馬鈴薯が二八%、里芋が一〇%の割合となつてゐる。甘藷は鹿児島の一部と沖縄方面では主食物となつてゐるので、此の方面では甘味の少い品種が選ばれるが、他地方では副食物となつてゐるから甘い品種が多い。又生産高中甘藷は約一三%、馬鈴薯は約六・五%が家畜飼料に供せられてゐると推定される。更に生産高中の甘藷約八%と、馬鈴薯約一・五%は澱粉原料に供せられてゐると見られてゐる。

近年日本の馬鈴薯産額は増加の傾向にあり、比律賓及び南洋方面に一ケ年約四百噸を輸出してゐた。

支那事変を契機として甘藷は液体燃料製造に於ける主要原料の一つとなつてゐたが、終戦後は專ら國民の重要な主要食料品の一つになつてゐる。

第14表　芋類産額

（單位　百万貫）

年度	甘藷	馬鈴薯	里芋
昭和8年	936	367	165
9〃	820	339	154
10〃	955	333	170
11〃	999	447	
12〃	1,030	551	
13〃	1,008	492	
14〃	933	502	
15〃	942	438	
16〃	1,071	524	
17〃	1,005	524	
18〃	1,210	550	
19〃	1,053	533	
20〃	1,027	465	

農林省統計昭和20年は推定量

2、雑穀

粟、稗、黍、玉蜀黍などの雜穀類は日本農民の生活程度向上と共に食用としての用途に狹まつて產額漸減の傾向にあつたが、飼料としての需要が激增しその輸入が激增するに至つたので、昭和八年（一九三三年）頃から日本國內の生產も稍々增加傾向を示す狀態にあつた。然し太平洋戰爭の影響は是等の生產額を著しく減少せしめるに至つた。

玉蜀黍は世界的に見れば小麥に匹敵する程の多量の生產があるが、日本の生產額は約四十万石（約六万㌧）程度で問題にならない。日本では養雞飼料として昭和十一年（一九三六年）には約三百七十七万石（約三十四万㌧）の輸入をしてゐる。その輸入先は主としてアルゼンチンであつた。

第15表　日本の雜穀類產額及輸入（單位 千石）

種別	昭和11年	〃12年	〃13年	〃14年	〃15年	〃16年	〃17年	〃18年	〃19年	〃20年
產 粟	745	867	839	813	714	614	499	348	368	381	434
產 稗	158	254	283	240	174	141	136	109	212	230	112
產 玉蜀黍	372	536	567	523	550	479	382	468	376	387	191
產 蕎麥	439	600	—	—	—	—	—	—	—	—	—
產 小麥及裸麥	607	744	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸入 粟、高粱	61	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸入 玉蜀黍	257	701	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸入 飼料（千㌧）	813	2,377	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸入	246	115	—	—	—	—	—	—	—	—	—

農林省統計及大藏省貿易統計による

3、果　實

昭和十年（一九三五年）の日本の果實產額は約八千五百万円で、此の內柑橘類が最も多く約三分の一を占める。近年一般に果實は增產傾向にあるが、之は國內の需要增加及び輸出の增進と共に農業經營多角化の影響であらう。輸出は柑橘類が約九百万円（內五百万円は罐詰）、其の他を合せて約一千二百万円程度であつた。從來台灣からバナナ、パパイヤ、パイナツプル等の果實が日本へ相當に輸入されてゐた。

第16表　日本の果實生產（單位 千貫）

年度	柑橘	柿	林檎	梨	葡萄	梅	桃	枇杷	栗
昭和10年	117,841	61,605	42,405	43,742	18,493	13,053	12,962	5,285	—
〃 11年	75,745	71,748	32,179	43,654	17,734	14,452	13,248	4,283	—
〃 12年	117,015	61,526	41,571	42,742	18,412	12,880	12,353	5,995	—
〃 13年	93,236	66,295	49,225	43,267	16,049	16,095	12,412	5,635	—
〃 14年	123,572	70,906	55,945	45,439	15,860	15,813	12,382	5,214	—
〃 15年	114,604	74,332	59,957	46,114	16,838	16,593	13,151	6,017	—
〃 16年	139,144	52,532	54,017	44,069	16,223	15,500	15,131	3,747	5,185
〃 17年	111,881	69,795	75,514	43,204	14,434	15,128	14,886	5,949	6,140
〃 18年	113,057	70,098	63,647	40,146	13,697	15,413	13,291	7,575	5,142
〃 19年	112,499	44,947	47,971	28,823	12,482	10,603	10,074	4,916	4,925

農林省統計

日本では畜産が甚だ振はない。それは日本の氣候が牧草の生育に不適当だと云ふ事も原因であるが、古來日本人は畜肉を喰ふ習慣がなく、又農業に家畜を使用する事の少なかつた事も、牧畜の發達を見なかつた大きな原因である。

第17表　家畜在高
（昭和10年末）（單位 千頭）

地域別	牛	馬	豚	緬羊	山羊
日本	1,684.5	1,448.5	1,063.1	47.3	277.9
朝鮮	1,679.5	52.6	1,616.4	9.4	34.4
台湾	390.5	0.5	1,873.2	0.3	78.4
樺太	5.8	12.1	9.9	0.2	0.2
関東州	22.5	10.5	119.1	4.6	5.5
南洋群島	5.6	0.0	20.1	—	3.3

農林省統計

日本の家畜數は列國と比較にならぬ程少なく、人口一人當りにすると欧米の農業國に比して十分の一位にしかならぬ。然し近年に至り國民の生活様式が変化し、益々諸種の畜産品を必要とする様になつて其の輸入は毎年増加して來た。日本の畜産業を欧米並の水準に引上ぐることは、日本の經濟的諸條件から考へて望み得ない事であるけれども、今少しく之を發達せしむる必要のあることとは勿論で、此の爲め有畜農業振興の声は各方面に起つてゐる。

日本の農業は前にも述べた如く全力を人間の食料生産に集中してゐるので、特に家畜飼料を栽培する如き耕地の余裕がない。欧米諸國の如く、人口の牛數に近い家畜を飼育するとせば、日本の狭隘な耕地は到底その負担に堪え得ない事になる。日本で唱べられて居る有畜農業の主張は農家各戸が穀物屑、藁、雑草等で飼料を自給し得る範囲で飼へといふので、それにより自給肥料を増し得ることが主眼となつて居り、又耕地にも成るべく家畜を使用して深耕を行ふことが、肥料の節約にも有利だからである。然し農家は以上の外に、家畜の飼育及び処分によつて諸種の利益を挙げ得ること勿論である。

日本國民の獸肉消費量は近年甚はだ増えて居るとは云へ、之れを欧米諸國と比較すれば勿論非常に少い。日本人一人當りの食用肉消費量は約一・九瓩だが、欧米諸國では此の二十數倍の五十瓩内外である。此の獸肉消費量の少いことは、日本人の食生活と欧米人の食生活との相違から來て居ること勿論である。

第18表　列國の人口に対する家畜數
人口100に対する頭數（昭和10年）

國別	牛	馬	豚	緬羊	山羊	計（牛に換算）
日本	2	2	1	0	0.4	4
朝鮮	7	0	7	0	0	9
台湾	7	0	36	0	1	16
ソ聯邦	28	9	13	35	—	44
米國	47	9	29	39	0	69
英國 (1)	18	2	8	53	0	31
独逸	28	5	34	6	4	41
佛國	37	6	16	23	0	50
伊太利 (2)	17	2	8	25	4	24
加奈陀	81	27	36	24	0	112
亜爾然丁 (2)	276	88	33	351	5	406
濠洲 (1)	209	26	17	1,687	2	653
新西蘭	268	17	47	1,817	2	584

独逸統計年鑑、其の他より算出 (1) 昭和9年 (2) 同5年
*牛1頭は、馬1.5頭、豚4頭、緬羊6頭、山羊10頭に相当するものとして換算

日本の牛乳搾取高は一ケ年約百二十万石（約二十一万六千キロリツトル、此の内半分は煉乳、バター等の製品原料となる）であるが、之を米國に比べると甚だ少く、國民一人當りの搾乳量は米國では約二石六斗（約四百六十九リツトル）位であるのに、日本は僅に二升弱（約三・六リツトル）で百三十分の一にも達しない程甚しい差がある。日本の牛乳消費量が少いのは乳製品（バター、チーズ其他）の需要が極めて僅少であることが最大原因であるが、之亦日本人の食生活に基ずくものである。

然し畜産不振の中にあつて、養雞のみは近年非常に發達した。日本の養雞業は元來愛翫を目的としてゐたが爲めに、以前は規模も小さく、採卵數も少く

第19表 列國の養雞數及産卵數

國別	昭和10年 羽數	産卵數
	百万羽	百万箇
日本	51.7	3,609
朝鮮	7.1	227
台湾	6.5	—
米國	426.1	31,420
ソ聯邦	198.2	10,109
独逸國(1)	86.1	6,200
英國	75.1	3,893
佛蘭西	69.3	5,276
加奈陀(2)	53.1	2,682
波蘭	50.0	—
丁抹	28.6	1,432
和蘭	28.4	1,950
チエツコ	30.3	—
愛蘭	15.7	1,074

國際農事年鑑による。
(1) 昭和4年。(2) 昭和6年推計

は飼料の輸入が甚だ増加した。即ち雞卵の輸入は皆無となつても、雞卵の輸入以上の金額を飼料代として外國へ拂ふ樣になつた。此の一事によつても養雞の如きでさへ本格的に発展すれば農家の穀類殘屑などでは到底足りない事を知る。況や大動物の飼育となれば飼料の輸入が大問題となる。

畜産が甚だ振はないから皮革の生産も当然少い。日本の原料皮革需給狀況は、從來需要の約八割を輸入、二割が國産であつた。昭和十一年（一九三六年）には金額にして約三千万円の輸入をしてゐるが、此の内約五百万円が製革で、他は原料皮である。輸入先は主として支那であつた。

（ハ）水産物

日本の畜産不振による蛋白資源の不足を補ふものは漁業である。四面環海の日本は此の点に於て非常に恵まれ漁業に

よる多量の魚肉供給は日本をして世界一の魚肉消費國にしてゐる。

昭和十一年（一九三六年）に於ける日本の漁獲高は、日本本土の統計に於けるもの約三百七十万噸、朝鮮約一百五十万噸、台湾、樺太、関東州等を合して約五十万噸、此の總計は約五百七十万噸に達し、之は世界漁獲高總量の約四割に当る。その活動範圍は北はベーリング海から南は南氷洋に至り、世界漁業面積の約三分の一を占め、水産從業者の數は約一百五十万人、之亦世界總數の過半を占むるといふ狀態であつた。之に加へて捕獲する魚族の種類が極めて夥多に亘ることも亦世界一である。故に欧米では拾てゝ顧ない魚族でも日本では之を珍重して捕獲するものが多い。又漁獲物の加工方法も日本の方が複雜多種類で、鰹節、鰯、目ざし、蒲鉾など欧米にはない樣なものが日本にはいくらもある。

漁業は沿岸漁業と遠洋漁業とに大別されるが、日本の統計で云ふ沿岸漁業とは五屯以下の小船で漁撈に從事するもの、遠洋漁業とはそれ以上の船を使ふ漁業である。故に名は遠洋でも実際は近海で漁撈する者もあるが、然し概して遠くへ出掛ける者が多い。漁獲高から云へば沿岸漁業の方が圧倒的に多いが、其の漁獲物中には鰊と鰮が大きな部分を占め、此の二種を除いた沿岸漁獲量は大正時代の初期以來殆んど增加してゐない。高級魚類の供給增加は專ら遠洋漁業の発達によるものである。

遠洋漁業の中には大汽船を使ふ北洋の蟹工船や南氷洋の捕鯨船などもあるが、然し斯る大汽船使用は例外に屬し、普通の遠洋漁業は二百屯内外の発動船に乘つて一ケ月以上も数千浬の大洋を馳驅するのである。鰹船などは此の代表的なものであるが、その命知らずの勇敢さは日本人漁夫でなければ出來ないとさへ云はれて居る。

南氷洋に於ける捕鯨は從來英國と諸威のみの船が活動してゐたが、昭和十年（一九三五年）から日本も之に參加し、油脂原料としての鯨油及び食用としての鯨肉の供給に非常な貢献をしてゐる。

第20表 日本の漁獲高

地域別		昭和10年
		千瓲
日本	沿岸漁業	2,763
	遠洋漁業	815
	養殖	157
計		3,735
朝鮮		1,506
台湾		159
樺太		375
関東州		47
南洋群島		15
トロール漁業		54
捕鯨汽船		1.5千頭
露領極東出漁		—
総計		5,891

農林省統計及外地の統計による

あり、此の時から始めて出漁したものではない。

日本人の魚食といふことは、その生活上重大な意義があるもので、若し日本人が欧米人と同程度に獣肉を攝るとしたならば、日本は耕地面積の関係から到底今日の様な多数の人口を此の狭い國土に養ひ得なかつたと云はねばならぬ。然し魚食習慣のお蔭で、四囲の廣大な海から、土地や飼料などの心配の要らない自然の魚類捕獲によつて、多くの人間が養はれてゐると云はねばならぬ。而して此の事は日本人の食生活費を欧米人に比して甚だ安くしてゐる一原因である。水物産は日本の重要輸出品の一つであり、昭和十三年（一九三七年）には約一億円を輸出してゐる。輸出先は大体二種に分れ、一は支那向の乾魚貝、昆布の類であり、他は欧米向の蟹、鮭の罐詰、魚油、フイツシユミール、寒天等である。

（ト）塩

工業塩の不足は日本化学工業界の一大問題である。食用塩だけならば日本は辛じて國内産を以て間に合せ得るであらうが、今日の如くアルカリ工業が盛んになると原料塩の不足が極めて痛切な問題となる。昭和十一年（一九三五年）に於ける日本の工業塩需要高は約一百十六万屯、之に対し食用塩は約六十二万屯である。此れも此の工業塩の大部分は従來之を遠くアフリカ東海岸に仰ぎ、若干を満洲、北支、台湾等に求めてゐた。

周知の如く塩は日本政府の専売である。之は少くとも食用塩だけは自給しやうといふ目的もあつたであらうが、日本の様に雨が多くて然も岩塩抗皆無の國が海水から塩を採るのは甚だ不利益な仕事で、特に日本の製塩法は煎熬法といふ煩瑣極まる独特の製法で、先ず塩田で濃縮鹹水を造り、之を煮詰めて食塩とするのであるが、之は生産費が高價なばかりでなく、製品に夾雑物が多く、工業塩としては甚だ不適当なものである。政府の専売制がなかつたならば、日本の製塩業はとうの昔に亡んでゐたらうと思はれる。同じ海塩でも天日製塩法ならば煮熬法の十分の一の費用で済み、然も純度は極めてよいものが出來るが、雨の多い日本では之が出來ない。然し台湾、朝鮮、関東州、満洲などは天日製塩法によつてゐる。最近日本で機械力を應用し大規模な蒸発法を行ふ所謂機械製塩が多少実施されてゐるが、此の方法は廃熱及び副産物の利用など合理的に設計すれば生産費は天日製塩程度に引下げ得ると云はれてゐる。

然し一般的に云へば、岩塩及び井塩の方が海塩に比し品質遙に優良であり、生産費も亦遙に安い。米國や欧洲諸國の如くに斯る資源を持たない事は日本の不幸であるが、之は何とも致し方がない。その爲め日本にはアルカリ工業の興る

第21表 日本の塩需給

（單位 千瓲）

年度	生産	輸入	移入	供給高
昭和 1年	614	187	55	856
〃 2年	619	195	45	859
〃 3年	638	236	45	919
〃 4年	644	284	51	979
〃 5年	629	291	82	1,002
〃 6年	521	353	101	975
〃 7年	573	555	83	1,211
〃 8年	631	847	79	1,557
〃 9年	676	1,145	85	1,906
〃 10年	604	1,084	100	1,788
〃 11年	519	1,182	88	1,789

大蔵省専売局発表の資料による

北洋に於ける日本船の露領出漁は絶えず日ソ間の問題になつて來たが、此の出漁権は日露戦争後のポーツマス條約で確認されたものである。然しその権利行使に当つて日露間に條約を必要とし、その條約の締結、又は再改、或は條約に基づく漁場入札の度毎に問題を起して來た。

然し日本人の此の方面への出漁は既に徳川時代から行はれてゐたもので、ポーツマス條約は之を確認したものである。

見込みなしと迄言て極言されたが、輸入塩によつて此の工業が相当な発達をした。そしてその発達と共に原料塩の問題が益々痛切な問題になつて來たのである。

(チ) 砂　糖

砂糖は日本國内の産額では甚だ不足し、毎年多量の輸入をしてゐた。然し昭和四年（一九二九年）以來完全に自給自足し得る様になり、却て多少の輸出余力さへ持つ様になつた。日本の糖業が斯の如くに発達したのは一に台湾の領有による台湾糖業の保護育成に成功したからに外ならぬ。それに又日本本土の産額も、南洋群島の産額も、北海道の甜菜糖産額も凡て増加した。

日本が砂糖の自給自足を達成する以前は、主としてジヤバより粗糖を輸入し、之を精製して消費の不足に充てゝゐたが、斯くして日本に砂糖精製業が発達すると共に製品の一部を支那へ輸出する様になり、一時は此の輸出が栄えたけれども支那経済界の不況、排日貨運動等の爲めに振はなくなり、その代り満洲への輸出が激増した。之は満洲に於ける需要増加もあるが、大連港を通じての北支への密貿易が主原因である。その密貿易が発達したのは支那が砂糖に対し禁止的高関税をかけたことが主原因である。日本が砂糖の自給自足を達成し得る様になつてからも、ジヤバ粗糖の輸入は行はれて居るが、之は殆んど全部が精製の上輸出されて了ふ。輸入糖は関税の関係上、國内消費としては採算が取れないのである。

台湾の糖業は十六世紀中支那民族の移住に始まる。西暦一六二四年和蘭人が台湾を占領した時、既に台湾にはかなりの砂糖が産出される様になつてゐたが、和蘭人の砂糖奨励によつて蔗園は更に拡張せられ、その当時日本へ輸出したものだけでも年々七、八万俵に達したと云はれてゐる。

然し台湾糖業の本格的発展は日本人の努力によつて行はれたものである。台湾総督府は領台後直ちに糖業の改良を図つたが、始めは工場の改善に意を注いだ。然し明治三十五年（一九〇二年）糖業奨励規則によつて糖業政策が確立せられてから目覚しい発展に成功した。その成功の原因は高率関税の保護、甘蔗作付面積の拡張、甘蔗品種の改善、栽培法の合理化、新式製糖設備の増大、技術の向上等によるもので、殊にその製糖技術は世界に比類少き程に進歩した。領台当時年産五十万担前後の産糖額は昭和十二年（一九三七年）には一千六百万担となり、糖業は日本経済にとり極めて重要な産業となつた。然し太平洋戦争の結果日本は此の重要な台湾糖業を失ふに至つたので、再び昔に戻り、砂糖の著しき不足に悩まねばならぬ状態になつた。

第22表　日本の砂糖需給

（単位 千担）

区　別		昭和1年	〃5年	〃9年	〃10年	〃11年
日本内地	産額 (1)	1,589	1,646	1,935	2,303	2,463
	輸入	7,585	4,078	1,732	2,342	3,600
	移入	7,449	13,096	10,410	15,010	14,934
	輸出	3,063	3,698	2,124	2,764	3,170
	移出	249	201	211	228	203
	消費 (2)	13,311	13,853	14,600	16,605	17,479
	1人当消費	21.9斤	21.5斤	21.5斤	24.0斤	24.8斤
台湾産額		8,332	13,508	10,784	16,094	15,035
南洋群島産額		153	345	750	1,135	819
朝鮮産額		9	11	—	—	—
北海道産額		190	424	383	587	516

台湾糖業年報及其他による。生産及輸入、移入は粗糖。輸出、移出は主に精糖。(1) は北海道を含む。(2) 消費には年末在荷を加減す。

(イ) 生　糸

生糸は我國輸出品の大宗であり、昭和九年（一九三四年）綿織物に首位を譲る迄数十年間輸出貿易の王座を占めてゐた。此の輸出の減少は数量が減じたのでは無く價格下落に依る金額の減少に因るものであつて、我國が世界第一の生糸産國たる事には変化無く、世界生糸産額の八割を産してゐた。

我が輸出も既に安政年間に始つたものであるが、徳川時代には國内生産額は甚だ少く寧ろ支那よりの輸入國であつた。十九世紀に於てはフランス、イタリー、スペイン等南欧諸國に於て養蚕が盛であつたが、産業革命に因る貨銀の騰貴と蚕病の蔓延の爲に衰へ、之に代つて一時支那が最大の生産國となつたが、大正五年（一九一六年）頃我國の躍進著しく支那を凌駕して世界第一位となつた。十九世紀終期よりの世界生糸産額の増加は一に我國の増産に因るものであり、そして我國の生糸生産の躍進は一にアメリカの消費が旺盛となつて行つた爲である。

世界の生糸消費は今次大戰前に於て中華民國を除き大体米國が約五割、日本が約二割、欧洲諸國が約一割五分、残余が約一割五分の割合であつた。米國が世界第一の消費國であるが米國内に於ては全然生糸の産出は無く殆んど全部を我國から供給してゐたので、米國の需要の消長が我國の養蚕業、製糸業に至大の影響を及ぼしてゐた。昭和十年（一九三五年）我國生産額は本國内七十二万九千俵、朝鮮、台湾よりの移入一万九千俵、計七十四万八千俵、輸出は五十五万五千俵で供給額の七四%に達し、其の中米國への輸出は四十六万七千俵（供給総額に対し六三%）で、此の輸出に依つて我國の蚕糸業が成立つてゐたのである。残りの三割足らずの中には絹織物として輸出されるものがあるから純粋の國内消費は一割五分程度に過ぎないであらう。尚輸出される生糸は國内消費の余剰では無く、却つて輸出の余剰即ち不合格品や品質の劣等なものが所謂國用糸になつてゐたのである。

生糸に及ぼす人絹工業の圧迫に就いては人絹工業勃興の当初に於ては楽観説が多かつたが、其の後の情勢に於

第23表　本邦繭産額及輸出入

年次	桑園面積	養蚕戸数	繭産額 数量	繭産額 金額	繭輸出入 輸出	繭輸出入 輸入
	千町	千戸	千瓲	百万円	百万円	百万円
大正10年（1921年）	535	1,803	237.5	409.8	0.2	3.3
昭和 1年（1926年）	572	2,062	335.2	661.5	0.4	2.6
〃 5年（1930年）	714	2,216	399.3	304.2	0.4	0.9
〃 6年（1931年）	683	2,120	364.0	275.6	0.2	1.0
〃 7年（1932年）	653	2,065	335.8	296.8	0.1	0.3
〃 8年（1933年）	640	2,092	379.4	500.1	0.1	0.2
〃 9年（1934年）	623	1,995	326.4	203.8	0.0	0.1
〃 10年（1935年）	582	1,895	307.7	350.9	0.2	0.6
〃 11年（1936年）	566	1,858	310.9	386.6	0.6	0.6
〃 12年（1937年）	—	1,815	323.2	419.6	1.2	0.3

繭統計表、大蔵省月表による。

第24表　我國生糸需給

年次	生産	移入	輸出	國内消費
	千俵	千俵	千俵	千俵
昭和10年（1935年）	729	20	555	193
〃 11年（1936年）	705	20	505	220
〃 12年（1937年）	698	23	478	243
〃 13年（1938年）	719	22	478	263
〃 14年（1939年）	694	17	386	325
〃 15年（1940年）	713	20	294	439
〃 16年（1941年）	655	21	150	526
〃 17年（1942年）	453	—	8	445
〃 18年（1943年）	265	—	12	254

生産—10～15（暦年　農林統計）16～17（暦年蚕糸局調）
18年（生糸年度　蚕糸局調）移入—朝鮮貿易月報（暦年）
17年以後不明—輸出—暦年　18年は10月迄、以下不明

第25表　生糸類別輸出高（玉糸を含む）

年次	輸出港別		輸出先別				總金額
	横浜	神戸	欧洲	米國	其他	計	
	千俵	千俵	千俵	千俵	千俵	千俵	百万円
昭和1年（1926年）	406	101	22	484	2	508	776
〃 2年（1927年）	400	120	22	495	3	521	713
〃 3年（1928年）	409	144	25	523	5	553	751
〃 4年（1929年）	343	130	11	456	6	473	604
〃 5年（1930年）	391	160	17	506	8	530	386
〃 6年（1931年）	381	170	22	522	7	551	336
〃 7年（1932年）	367	170	25	506	5	537	412
〃 8年（1933年）	356	146	57	438	7	502	366
〃 9年（1934年）	379	147	67	444	5	526	302
〃10年（1935年）	408	147	66	467	22	556	388
〃11年（1936年）	385	121	60	428	18	505	393
〃12年（1937年）	362	115	69	380	27	479	408
〃13年（1938年）	370	108	69	393	15	478	364
〃14年（1939年）	394	92	45	332	9	786	507
〃15年（1940年）	62	26	24	62	3	88	158

大蔵省税関統計に依る。

ては生糸が量的に蒙つた影響はさして大なるものでは無かつたが、生糸が騰勢に向ふか又は一般購売力が疲弊すると人絹の代用若しくは人絹を混用せる値安織物が流行し價格の点に於て人絹が生糸を脅威した事は蔽い得なかつた。天然絹糸は幾多の独特の長所を持つものではあるが、人絹が生糸に対し常に潜在的競爭者たるの地位を占め、糸價の如何によつては其の價格低廉なる関係上直ちに生糸の消費領域を蚕食するに至るべき傾向あるは当然の勢であるから、養蚕業も製糸業も改良に努力し優秀品を廉價に供給し得る事が必要である。

（ロ）綿

我國に於ける綿業の発展は顯著なものがあり其の製品は世界的販路を持ち輸出品の大宗であり其の原料綿は輸入品中の大宗であつた。明治初期迄は我國は棉花を自給してゐたが其の量は繰綿に直して約二万瓲であつた。明治初年以來二十年間綿織物類の輸入が首位を占めたが、漸次紡績業の発達により棉花輸入が激増して之に代り、殊に明治二十九年（一八九六年）國内紡績業の発達を目指して原料綿の輸入を無税とし内地の棉花栽培を放棄する政策を採つて以來、事業の基礎が確立されて着々と発展し世界第二の棉花消費國となつた。

一九三〇年前後よりブロック経済の結成が世界的風潮となり原料の自給自足主義が盛行し、稍々もすると外國の諸種の工業原料の供給を断つ事に依つて政治的目的を達せんとする場合もあり原料の無い國は不断に脅かされる情勢となつたので、棉花の如きも少く共國内需要を充す程度は我國の勢力圏内に於て生産される事の必要が痛感せられ、朝鮮・満洲尚少量ながら台湾に於ても増産計画が進められた。

内地の棉作は往年の名残を留める程度で微々たるものであり、繊維も短く紡績用には不向で主として打綿用に使はれた。

朝鮮の棉花には在來棉と陸地棉の二種あるが、在來棉は農家の自家用で産額減少の傾向があり、陸地棉は米國アプランド棉の移植で、我國内産唯一の優良棉花であつて併合以來産額は漸増しつゝあつたが、特に昭和八年（一九三三年）米増産計画の中止から総督府の方針は棉作の大規模奨励に轉じ昭和十一年（一九三六年）には陸地棉約十二万四千瓲と昭和七・八年（一九三二・三三年）頃の約二倍に達した。之を繰綿に直せば約四万一千瓲で我國棉花消費高の約六%に当る。総督府の二十箇年計画は昭和二十八年（一九五三年）には実棉生産高三十六万瓲（繰綿にして約十二万瓲）に達せしむる予定であつた。

満洲國の棉花は昭和十一年（一九三六年）頃実棉にして七万瓲程の産額で此の間二割は在來棉で農家の自家用であるが、八割は近年の奨励にかゝる米國陸地棉で國内の紡績用に供してゐた。同國の棉花増産計画は康徳元年（一九三四年）

第26表　棉　花　輸　入　高

年次	輸入総額		中華民國		英領印度		米國	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	千俵	百万円	千俵	百万円	千俵	百万円	千俵	百万円
昭和1年（1926年）	15,528	726	1,159	45	7,820	328	6,030	317
〃 2年（1927年）	17,066	625	1,398	49	6,656	202	8,480	344
〃 3年（1928年）	13,020	550	1,389	50	6,139	232	5,162	246
〃 4年（1929年）	14,386	573	1,038	24	6,849	281	5,980	276
〃 5年（1930年）	12,794	362	937	22	6,301	148	5,178	177
〃 6年（1931年）	14,876	296	951	17	6,411	113	7,095	154
〃 7年（1932年）	16,987	447	709	19	3,653	92	12,136	321
〃 8年（1933年）	16,652	605	759	24	5,303	169	9,913	382
〃 9年（1934年）	18,073	731	441	16	7,723	252	8,649	401
〃10年（1935年）	12,244	714	570	21	6,948	259	5,758	372
〃11年（1936年）	15,159	850	461	23	6,727	315	5,929	372
〃12年（1937年）	13,680	850	399	24	7,016	364	4,224	306
〃13年（1938年）	9,343	436	1,432	72	3,096	113	3,249	166
〃14年（1939年）	10,078	462	1,081	47	3,399	121	2,873	147
〃15年（1940年）	7,729	504	771	91	2,361	115	2,767	177
〃16年（1941年）	5,968	392	930	115	2,184	94	471	33
〃17年（1942年）	2,030	224	1,883	214	20	2	—	—
〃18年（1943年）	1,545	266	1,535	266	—	—	—	—

数量は100斤俵。大蔵省貿易年表による。

以降二十箇年間に繰綿九万瓲の生産に達せしむる予定であつた。

我國の輸入棉花は米國棉と印度棉が主で古くは印度棉を多く使ひ次いで米國棉の比重が増したが、昭和十・十一年（一九三五・三六年）頃には又米國棉と印度棉が半々位になつた。大体に於て米國棉は印度棉より高級品に使はれるから我國製品の高級化と共に米國棉の方を多く使用する傾向にあるが、採算関係其他に依り必ずしも一概に印度棉の輸入が製品の低級化を物語るものとは爲し得ない。

棉花が輸入品の大宗であると同時に綿製品は我が輸出品の大宗である。巨額の棉花輸入は大部分は綿製品代金で相殺される。昭和五年（一九三〇年）綿業関係だけで輸出入が畧々等額に維持されたが

第27表　本邦綿業輸出入（單位 百万円）

年次	棉花輸入	綿製品輸出				棉花再輸出	差引入超	棉花輸入数量
		綿糸	綿織物	メリヤス類	計（其他共）			
								千瓲
大正 1 年（1912年）	200.8	53.7	25.8	9.0	29.2	—	108.6	364.0
〃 10 年（1921年）	438.1	80.5	203.7	13.2	365.2	—	136.9	525.5
昭和 1 年（1926年）	725.9	70.7	416.3	26.0	529.9	50.7	196.0	698.8
〃 5 年（1930年）	362.0	15.0	272.1	30.5	332.9	22.2	6.9	574.4
〃 7 年（1932年）	447.4	21.5	388.7	26.9	352.6	34.7	59.6	764.3
〃 8 年（1933年）	604.8	15.7	383.2	42.0	469.6	18.1	116.7	749.4
〃 9 年（1934年）	731.4	23.5	492.4	47.6	602.3	20.0	109.3	813.3
〃 10 年（1935年）	714.3	35.9	496.1	50.3	637.6	23.2	55.1	737.0
〃 11 年（1936年）	850.4	38.3	483.6	50.0	633.9	27.5	192.4	912.7
〃 12 年（1937年）	851.2	54.9	573.1	60.7	746.7	19.8	103.5	825.9

大蔵省貿易月表による。
綿製品の其他には打綿、綿縫糸、屑綿及屑糸、ブランケツト、手巾、タオル、敷布、綿袋、クレープシヤツ、ワイシヤツ、カラ類を含む。

其後又入超を見るやうになつた。之は我國の爲替下落に依つて輸入棉花代金が高く加工賃が安くなつたこと及び綿製品の逐年増加見越に依る棉花輸入の増加が其主因を爲してゐた。

昭和十二年（一九三七年）十月棉花の輸入制限令が発せられ従來我國輸入棉花の六割が輸出品原料、四割が國内消費に使はれたが、昭和十三年（一九三八年）二月以降内地向綿糸は三分の一程度ス・フ混用を強制して國内消費を倹約し輸出の増加は飽く迄奨励するの策が勘案せられた。

綿製品輸出に於ては綿糸輸出は近年激減し輸出に於ける地位は言ふに足らない。而して綿布が重要の地位を占め昭和十三年度（一九三八年）輸出総額二十六億七千八百万円中四億四百万円を占めて主位に在る。

日本の輸出綿布は其の七割近くが加工綿布である。古い記録は分らぬが大体昭和元年（一九二六年）頃を境として加工綿布の勢力が生地綿布を凌駕するに至つたやうである。初め織布原料としての綿糸の輸出から出発した我國の

綿製品輸出品は、明治の末期から生地綿布の輸出へ進み更に大正の末から加工綿布の輸出へ発展し、低度の加工品から高度の加工品へと轉移する産業発達の当然の過程を進み來つた。

我が綿製品輸出は世界不況前迄は支那市場を主としてゐたのであるが、滿洲事変（一九三一年）以來日貨排斥の爲め対支輸出が激減し其の結果印度・南洋等への輸出に主力を注ぐことゝなり、其他新市場ではアフリカ・近東・南米等へも進出して英國品との競爭となつたが克く此の競爭に堪えて英國品を圧倒するの形勢にあつたことは周知の事實である。此の傾向の爲めに日印協定に次いで英領植民地の日本綿布輸入制限となり、英國以外の各國も夫々日本綿製品に対して防遏手段を講ずることゝなり逐次強化されたが、我國綿製品の廉價なことは賃銀の低廉を事に就いての外國の非難もあつたが、他面我が國綿業が混綿技術の進歩せる事、新設備の大工場の多かりし事、原料及び製品の輸送に船会社との連絡が良かつた事、動力の電化が完成せられた事等の長所を有してゐた事に依る点も看逃し得ない。

日本の紡績業発達史上看過する事の出來ない事は我が紡績業の中華民國進出である。之は同地経営が内地よりも生産條件に於て優ると同時に

第28表　我國綿糸布需給

年次	綿糸生産高	綿糸輸入高	綿糸供給高	綿糸輸出高	綿布生産高	綿布輸入高
	百万封度	百万封度	百万封度	百万封度	百万碼	百万碼
昭和1年（1926年）	1,043	1	1,044	82	1,896	1,349
〃 5年（1930年）	1,010	4	1,014	24	2,615	1,572
〃 10年（1935年）	1,424	7	1,432	39	4,112	2,725
〃 11年（1936年）	1,443	48	1,491	44	3,973	2,710
〃 12年（1937年）	1,586	38	1,625	52	4,213	2,643
〃 13年（1938年）	1,544	7	1,551	42	3,101	2,181
〃 14年（1939年）	1,069	3	1,072	84	3,028	2,446
〃 15年（1940年）	980	12	992	61	2,624	1,854
〃 16年（1941年）	769	0	769	45	1,329	1,019

第29表（イ）　我國綿布輸出高（数量）　単位 百万碼

年次	輸出総額	滿洲	関東州	中華民國	遥羅	英領印度	比律賓	蘭領印度	生地綿布	晒綿布	其他
昭和9年（1934年）	2,577	170	84	59	70	411	67	441	773	773	1,295
〃 10年（1935年）	2,725	161	68	56	70	556	87	370	945	945	1,269
〃 11年（1936年）	2,710	224	127	37	72	480	45	352	963	529	1,218
〃 12年（1937年）	2,643	212	118	45	72	332	54	434	811	649	1,148
〃 13年（1938年）	2,181	135	58	111	80	470	33	246	829	510	814
〃 14年（1939年）	2,446	8	15	23	83	474	37	369	853	516	1,077
〃 15年（1940年）	1,854	3	32	57	101	391	34	322	568	448	837
〃 16年（1941年）	1,019	1	71	67	69	—	23	270	293	273	453
〃 17年（1942年）	167	0	75	12	27	—	0	11	32	59	75
〃 18年（1943年）	189	18	79	23	26	—	8	19	49	63	78

大陸市場に対する販売も亦有利であるからであつて、之は事実に於て本邦紡績の延長であるが見地を異にすれば中國の紡績であり本邦紡績の商敵と目すべきものでもある。本邦人が初めて支那に紡績工場を建設したのは明治四十四年（一九一一年）であるが其の後発展の勢ひ顯著なるものがあり大正十五年（一九二六年）には邦人経営会社数十五、機械設備紡機一、二五七万錘、織機六、六九〇台を算するに至つた。其の間中華民國経営紡績も長足の進歩をなしたが英・独・米共に不振となり在華外人紡績と言へば邦人独壇場の觀があつた。昭和十三年（一九三八年）六月には在華邦人経営紡績の機械設備は紡機百五十万四千錘、織機二一、九〇〇台である。中國全体の紡績機械設備は概算四百万錘であつたか

ら邦人の經營に係るものは全体に対し三八%に相当した訳である。

第29表（ロ）　我國綿布輸出高（金額）　　單位 百万円

年次	滿洲	關東州	中華民國	邏羅	英領印度	比律賓	蘭領印度	輸出總額	生地綿布	晒綿布	其他
昭和 9年(1934年)	40	19	13	11	67	13	83	492	124	124	280
〃 10年(1935年)	36	15	12	13	85	14	67	496	145	145	265
〃 11年(1936年)	47	28	8	14	73	8	55	484	144	85	255
〃 12年(1937年)	56	29	11	16	63	12	86	573	148	125	300
〃 13年(1938年)	38	17	24	15	68	6	39	404	126	89	189
〃 14年(1939年)	5	5	11	14	62	6	53	404	111	80	214
〃 15年(1940年)	2	11	29	21	62	7	56	369	95	86	218
〃 16年(1941年)	0	29	40	18	—	5	63	284	70	73	141
〃 17年(1942年)	0	36	7	20	—	0	7	101	17	34	50
〃 18年(1943年)	6	43	14	27	—	5	12	122	25	40	57

（ハ）羊毛

羊毛原料の輸入は近年激増して昭和十二年（一九三七年）に於ては二億六千百万封度、金額に於ては三億円に達して昭和四・五年（一九二九・三〇年）頃に比し二倍となり、棉花に次ぐ重要輸入品となつた。此の原毛輸入の増加は我國民の服装に革命的変化が起りつゝあつた事を示すものであつて、毛織物の消費は昭和年代に入り急増し昭和元年（一九二六年）には三千五百方碼であつたものが同九年（一九三四年）一億方碼を超え同十二年（一九三七年）には一億千

第30表　羊毛工業関係貿易状態　　單位 百万円

年次	輸入				輸出		
	羊毛	毛糸	毛織物	計	毛糸	毛織物	計
昭和 9年(1934年)	187.7	1.7	5.2	194.6	12.2	29.8	42.0
〃 10年(1935年)	198.1	1.9	6.8	201.8	10.2	32.4	42.6
〃 11年(1936年)	204.3	1.9	9.7	215.9	16.1	46.0	62.1
〃 12年(1937年)	299.6	1.6	9.3	310.4	22.4	50.1	72.5
〃 13年(1938年)	96.3	0.3	2.7	69.3	20.3	46.8	67.1
〃 14年(1939年)	74.5	0.0	0.0	74.5	20.0	51.8	71.8
〃 15年(1940年)	105.2	—	0.0	105.2	18.4	49.7	68.1
〃 16年(1941年)	124.1	—	0.0	124.1	16.5	41.4	57.9
〃 17年(1942年)	23.9	—	0.0	23.9	2.6	19.2	21.8
〃 18年(1943年)	7.2	—	0.2	7.4	1.4	9.9	11.3

大藏省貿易年表による。

第31表　毛織物生産高

種別	昭和1年(1926年)	昭和5年(1930年)	昭和10年(1935年)	昭和12年(1937年)
モスリン	140.9千 粁 86.7百万円	140.4千 粁 54.5百万円	134.2千 粁 54.8百万円	59.9千 粁 29.8百万円
フランネル	2.7千 粁 4.5百万円	2.9千 粁 3.5百万円	2.6千 粁 3.5百万円	2.7千 粁 3.9百万円
着尺セル地	25.1千 粁 35.1百万円	28.7千 粁 29.1百万円	36.2千 粁 37.0百万円	26.9千 粁 28.2百万円
ラシヤ	6.6千 粁 20.3百万円	7.4千 粁 19.4百万円	16.2千 粁 41.1百万円	18.4千 粁 58.8百万円
洋服用セル地	5.7千 粁 18.9百万円	18.3千 粁 40.0百万円	50.1千 粁 127.5百万円	66.0千 粁 169.2百万円
毛布	1.2百万枚 4.7百万円	0.9百万枚 3.7百万円	2.0百万枚 7.8百万円	3.0百万円 12.9百万枚
其他價額	35.0百万円	14.4百万円	24.6百万円	25.3百万円
價額合計	205.3百万円	164.6百万円	296.2百万円	328.0百万円

商工省統計表による。

七百万方碼に達した。他面輸出の増進も著しく昭和十二年（一九三七年）には毛糸・毛織物の輸出は七千二百万円に達した。

従來我國で製造される毛織物はモスリンや和服用セルが多かつたが漸次洋服用セル地、羅紗の類を多く製造するやうになつた。毛織物生産額は昭和十二年（一九三七年）三億二千八百万円で昭和元年（一九二六年）に比し六割の増加であるが、品種別の推移に於ては洋服セル地は数量に於て十二倍ラシヤは同じく三倍の著増を爲した。フランネル及び着尺セル地は殆んど変りが無くモスリンに至つては六割近い著減を來してゐる。其の原料は従前は毛織糸又はトップ（精梳した羊毛）として輸入するものが多かつたが、羊毛工業の発達に伴つて毛織糸も全部國内で紡績され随つて輸入は殆んど原料羊毛のみとなつた。

第32表　羊毛原料輸入表

年次	トップ	羊毛	價額計
	百万封度	百万封度	百万円
大正 1年(1912年)	9.0	13.3	16.4
〃 6年(1917年)	5.8	47.1	52.4
〃 11年(1922年)	7.9	67.5	56.0
昭和 2年(1927年)	6.0	99.2	101.7
〃 7年(1932年)	0.0	205.8	88.3
〃 12年(1937年)	0.0	260.4	300.0
〃 13年(1938年)	0.0	117.6	96.3

経済記事の基礎知識による。

第33表　我國羊毛原料國別輸入高　　單位 百万封度

年次	濠洲	新西蘭	米國南諸	阿邦南聯	英國	満洲	華國中民	其他	計
昭和 9年(1934年)	155.4	10.2	10.6	5.0	0.9	0.2	1.9	0.4	184.4
〃 10年(1935年)	230.3	7.3	4.2	2.6	0.8	0.1	1.9	0.2	247.3
〃 11年(1936年)	155.9	23.8	15.9	20.0	1.2	0.9	3.0	0.7	221 4
〃 12年(1937年)	98.4	39.4	45.9	74.5	0.8	0.9	0.9	0.8	261.7
〃 13年(1938年)	78.8	11.4	12.5	5.3	0.5	3.1	6.4	0.8	118.8
〃 14年(1939年)	67.7	6.5	1.1	1.9	0.6	2.3	24.5	1.5	106.0
〃 15年(1940年)	47.8	—	21.0	18.5	—	0.5	12.9	1.7	102.2
〃 16年(1941年)	57.5	—	33.9	9.1	—	—	12.9	7.1	120.6
〃 17年(1942年)	—	—	—	—	—	—	15.4	1.6	18.9
〃 18年(1943年)	〃	—	—	—	—	—	7.8	—	7.8

大藏省貿易年表による。

我國の原料羊毛は従來殆んど濠洲のみから輸入されてゐたが世界不況以來求償主義貿易の傾向が強くなり、我國も綿布其他を輸出する関係上南阿・南米等の羊毛輸入を考慮する必要が起り特に昭和十一年（一九三六年）濠洲と通商上の確執を生ずるに及んで南阿・南米・新西蘭よりの輸入が増加した。

毛織物の輸出は昭和六・七年（一九三一・三二年）頃迄は微々たるもので昭和年代初期は僅か三・四十万方碼に過ぎなく昭和七年度（一九三二年）に於て三百万方碼足らずであつたが昭和八年以後急増し昭和十二年度（一九三七年）には三千万方碼に達した。主なる輸出先は満洲・関東州・中華民國であつた。

我國の緬羊飼育は古くから政府の奨励する処であるが、緬羊は濕潤の氣候を嫌い内地での発達は困難である。昭和十一年末（一九三六年）内地の緬羊飼育頭数は約六万一千頭であつて羊毛産出は年三十万封度を出でず、我羊毛需要量を充すには約四千万頭を要し我國での羊毛自給は絶対不可能である。

満洲には約四百万頭の緬羊が飼育されてゐたが主として蒙古種で農民が肉と皮とを自給する爲のものであり、羊毛工業の原料とするには徹底的品種改良を必要とする狀態であつた。

（二）人絹

人絹工業は新興工業の一種であり、各國共其の勃興は比較的新しい。我國に於ける斯業の躍進は昭和五・六年（一九三〇・三一）頃からであり、欧米諸國に比し機械設備の新しい事、爲替安、労賃安の好條件と当業者研究努力と相俟つて海外輸出の大発展と國内需要の喚起とに依り短時日の間に驚異的発展を遂げ米國を凌ぎ世界第一の生産を挙げるに至

第34表　本邦人絹糸需給　　單位 瓲

年次	生産	輸入	輸出	差引需要
大正10年(1921年)	115	62	3	174
昭和 1年(1926年)	2,260	1,495	—	3,755
〃 5年(1930年)	16,304	387	1,442	15,246
〃 7年(1932年)	29,209	169	3,335	26,043
〃 8年(1933年)	41,025	228	4,010	37,243
〃 9年(1934年)	62,488	30	10,043	61,473
〃 10年(1935年)	91,186	20	13,802	77,404
〃 11年(1936年)	118,761	11	20,111	98,661

生産は人絹聯合会調査（昭和元年以前は商工省調査）
輸出入は大蔵省貿易月表による。

つた。

又我國は永く絹織物生産に馴れてゐたから人絹織物の生産も逸早く拡張せられ、世界市場に於て外國品を圧倒し我が販路は急速に拡大せられた。此の爲工場の新設拡張が続出し漸次設備過剰となり昭和八年（一九三三年）頃より生産過剰の傾向となり價格低落を來し初めたので、生産制限、続いて工場設備の新設拡張の制限を実行して價格の維持を図つた。人絹生産額の五割から六割は糸及び織物に加工されて輸出される。

我國で人絹パルプの製造が開始されたのは昭和六年（一九三一年）で爾來多少宛増産に向つて來たが昭和十一年（一九三六年）の産額は五万五千屯で需要約二十二万四千屯に対し二四%に過ぎぬ。人絹パルプの生産が飛躍したのは支

第35表　本邦人絹織物需給　　單位 百万円

年次	生産	輸出 総額	輸出 内絹織	移出（朝鮮）	差引	（参考）製品輸出*
昭和 5年（1930年）	109.7	34.9	1.3	8.7	73.5	—
〃 8年（1933年）	189.9	77.4	18.5	12.2	100.3	—
〃 9年（1934年）	257.7	113.5	41.6	15.9	128.3	—
〃 10年（1935年）	279.7	128.3	51.3	22.0	129.4	5.2
〃 11年（1936年）	384.0	149.2	67.0	25.7	209.1	10.7

商工省調、大蔵省貿易月表による。交織物を含む。
*シヤツ、ワイシヤツ、靴下、襟飾、メリヤス地、其他布帛。

第36表　本邦人絹織物輸出先　單位 百万方碼

	昭和9年(1934年)	昭和10年(1935年)	昭和11年(1936年)	昭和11年（金額）
亜細亜	178.0	229.3	318.9	90.8
英領印度	76.3	74.3	92.1	26.2
関東州	14.8	26.5	56.6	21.5
蘭領印度	46.7	49.9	51.2	11.6
比律賓	6.1	18.7	35.4	8.7
香港	2.2	12.9	26.9	7.5
シヤム	6.2	12.3	16.3	4.4
イラーク	—	15.2	16.2	3.9
大洋洲	46.4	75.2	73.7	22.9
濠洲	43.0	65.8	58.5	18.5
新西蘭	3.4	8.7	14.2	4.2
アフリカ	68.2	69.9	56.7	16.0
佛領モロツコ	—	18.5	16.8	3.2
南阿聯邦	13.8	12.8	14.3	5.8
エヂプト	26.4	20.2	10.9	2.9
北米	0.9	1.5	5.3	1.4
中米	20.7	15.6	23.2	6.5
南米	13.4	20.8	28.6	6.8
ウルグアイ	12.3	17.5	23.4	5.1
欧洲	12.8	11.9	21.4	4.9
計	345.7	424.1	527.9	149.3

帝人タイムス、其他による。

那事変以後に属する。

パルプは人絹用製紙用と言ふも根本的に差異ある訳では無く製紙用の高級品は人絹用に流用し得、更に原木に遡れば製法如何により何れにも爲し得るものである。我國のパルプ用原木は主として樹太材と北海道材が用ひられたが、更

第37表　本邦木材パルプ生産高並に輸入高　　單位 千噸

年度別	生産高 製紙用	生産高 人絹用	生産高 合計	輸入高 製紙用	輸入高 人絹用	輸入高 合計
昭和 2年（1927年）	536	—	536	96	—	96
〃 10年（1935年）	724	33	757	144	126	270
〃 11年（1936年）	747	55	802	157	169	326
〃 12年（1937年）	830	57	887	176	291	467
〃 13年（1938年）	852	103	955	130	114	244
〃 14年（1939年）	897	157	1,054	27	141	167
〃 15年（1940年）	906	231	1,137	33	140	173
〃 16年（1941年）	966	291	1,257	21	36	57

王子製紙調査

四、林産物

我國の森林面積は內地總面積の五二%に當る。朝鮮は全面積の四九%、台灣は同じく五二%で國土面積の割合に森林の多い點は世界有數である。然し山嶽の多い我國の地形は森林は多くとも伐採には不便であり、之が爲大形用材等米國加奈陀等から輸入してゐた。朝鮮・台灣も內地や外國より木材を購入してゐた。樺太のみは內地へ相當多量の製材用原木を供給してゐた。

我國は溫帶に位する關係上濶葉樹林が多く一般に建築其他に使用される針葉樹は比較的少い。しかも交通便利な場所の針葉樹林は多くは人工植林であつて樹齡若くは北米から輸入されてゐた如き巨材（天然材）は得難い。

第38表　本邦パルプ需要高

單位 千噸

年度別	生產高	輸入高	輸出高	差引
昭和2年（1927年）	536	96	0	632
〃 10年（1935年）	757	270	1	1,027
〃 11年（1936年）	803	327	1	1,129
〃 12年（1937年）	887	467	3	1,351
〃 13年（1938年）	955	144	—	1,099
〃 14年（1939年）	1,054	167	0	1,221
〃 15年（1940年）	1,137	173	1	1,308
〃 16年（1941年）	1,257	57	—	1,315

王子製紙調査、官廳年度

第39表　本邦パルプ原木使用高

單位 千石

	昭和14年（1939年）	昭和15年（1440年）	昭和16年（1941年）
內地	3,233	4,500	5,152
北海道	2,075	3,100	3,817
樺太	5,386	8,445	7,834
朝鮮	543	739	753
計	11,237	16,783	17,556
台灣	183	不明	不明
滿洲	837	〃	〃

王子製紙調査、官廳年度

に政府は朝鮮・台灣及び滿洲より相當の供給を行はんとする增產計畫を樹てた。然し其等の供給力は少く我國では樺太が最も大きな資源であつた。

第40表　本邦木材需給

單位 百万円

年次	生產	輸入 北米	輸入 北洋	輸入 南洋	輸入 計*	輸出	移出	差引
大正10年（1921年）	175.3	26.9	5.0	1.2	43.5	15.3	6.0	197.5
昭和1年（1926年）	118.0	88.8	9.6	3.2	104.0	17.9	7.9	196.2
〃 5年（1930年）	70.2	39.4	8.9	3.5	53.1	14.6	7.1	101.6
〃 7年（1932年）	67.4	27.6	3.5	3.6	35.0	11.3	7.6	83.5
〃 8年（1933年）	88.7	31.4	2.6	6.1	40.6	18.6	10.8	99.9
〃 9年（1934年）	112.7	30.4	0.6	8.8	40.2	23.9	15.1	113.9
〃 10年（1935年）	113.9	36.5	1.4	11.4	49.8	23.2	19.3	121.2
〃 11年（1936年）	—	28.4	0.1	15.4	55.5	24.7	24.0	—

農林省、大藏省の各統計による。北米は米國カナダを、北洋は極東露領、アジアを、南洋はボルネオ、蘭領印度、比律賓、シヤムを含む。* 其他を含む。

ア　增がゐ産金

內地の用材伐採高は昭和十年（一九三五年）容量六千六百万石、金額一億一千四百万円、同年の輸入は容量は六百六十万石で內地生產高の一割であるが金額に於ては五千万円で供給高の三割を占めてゐる。輸入の過半は米松、米樅の類で此の輸入は減少傾向にあつたが、他面比律賓、蘭領インド、英領ボルネオ等より南洋材の輸入が增加しつゝあつた。我國よりの輸出品は多くは半加工品で、ベニーア板の輸出が躍進した。

第41表　本邦木材輸出入

單位百万円

		昭和10年（1935年）	昭和11年（1936年）
輸出	木板	0.7	0.7
	枕木	4.4	6.0
	木材	5.0	5.0
	木材	0.1	0.4
	木材	0.3	0.3
	割	7.5	9.1
	及挽	5.2	3.4
	計	23.2	24.7
輸入	類	1.0	1.1
	材	1.3	1.5
	杉（挽材）	0.4	0.3
	及割材）	16.5	16.0
	類	20.2	21.3
	太	0.1	0.7
	桐	0.3	0.8
	計	9.9	13.8
	白	49.8	55.5

大藏省外國貿易月表による。

我國薪炭材伐採高は昭和十年（一九三五年）一億四千二百万石で用材の二倍を超え量的には薪炭に最も多くの木材が消費されてゐる。

我國の林野産物では木炭が主位に在り続いて柴草、茸類であるが輸出は推茸が多い。

第42表 本邦林野産物 單位百万円

	昭和10年(1935年)	昭和11年(1936年)
造林用種子	0.1	0.1
樹実	3.3	3.6
樹皮	2.2	2.3
竹皮	0.3	0.2
柴草（生）	15.6	17.1
蔓及倍茎子	0.1	0.1
五松茸（生）	0.1	0.1
椎茸（乾）	4.2	4.5
筍	3.6	4.3
山葵	4.1	4.1
醋酸石灰	1.5	1.6
木炭	0.3	0.2
計	89.0	90.8
	124.3	129.1

農林省統計表による。

第43表 本邦林産物類輸出入 單位百万円

		昭和10年(1935年)	昭和11年(1936年)
輸出	椎茸（乾）	3.3	2.5
	筍罐詰	0.5	0.6
	竹材	0.7	0.9
	竹行李	0.7	0.5
	其他竹製品	1.1	1.4
	木炭	0.02	0.05
輸入	松脂	4.3	4.7
	キナ皮	0.8	1.1
	甘草	0.7	1.0
	醋酸石灰	0.1	0.0
	コルク	2.1	2.1
	木炭	0.0	0.0
	籐	1.0	0.9

大藏省外國貿易月表による。

竹林は森林の百分の一にも足らぬが、昭和十年（一九三五年）伐採高は二百五十万円、外に筍四百万円を産出した。尚筍罐詰の輸出が増加しつゝあつた。

五、鉱産物

（イ）鉱産額概況

第44表 本邦鉱産額（鉱物及土石類）
（單位千円）昭和10年（1935年）

種類	産額	種類	産額	種類	産額
内地		砂利	15,415	台湾	
金及砂金	56,309	粘土(3)	4,554	石炭	9,868
銅	52,586	陶石陶土	2,507	金銅鉱	3,996
石炭	270,177	其他土石	10,382	金及砂金	3,556
鉄(1)	41,597	小計	43,470	金銀鉱	2,330
銀	17,917	合計	547,889	石油(4)	881
硫化鉄鉱	13,423	朝鮮		其他	2,208
原油	11,986	金及砂金	45,457	計	22,839
亜鉛	10,632	鉄	14,096		
硫黄	10,244	石炭	11,925	樺太	
錫	7,872	金銀鉱	6,503	石炭	11,328
鉛	1,864	銀	2,558		
クローム鉄鉱	1,381	タングステン鉱	1,389	南洋	
錫鉱	500	鉄鉱	1,279	燐鉱	1,766
其他鉱物	4,961	黒鉛	1,207		
小計	504,419	其他鉱物	2,693		
		土石類	932		
花崗岩	5,017	計	88,039		
石灰岩(2)	5,595				

本邦鉱業の趨勢による。（1）内地産鉄鉱の製錬高（2）セメント原料（3）煉瓦、土管類原料（4）原油及揮発油。

第45表 全日本鉱産額（土石類を除く）單位百万円

年次	内地	朝鮮	台湾	樺太	南洋	計
大正1年（1912年）	130.3	6.8	4.5	0.0	—	141.6
〃 10年（1921年）	332.6	15.8	10.3	1.3	—	359.7
昭和1年（1926年）	346.9	24.5	16.8	2.7	1.3	391.7
〃 5年（1930年）	307.7	24.4	15.1	5.6	1.2	354.0
〃 6年（1931年）	241.8	21.5	13.3	5.2	1.1	283.0
〃 7年（1932年）	254.8	33.4	14.0	5.2	1.2	303.5
〃 8年（1933年）	354.4	47.7	15.2	6.7	1.4	425.3
〃 9年（1934年）	432.3	68.4	18.9	9.1	1.4	530.1
〃 10年（1935年）	504.4	87.1	22.8	11.3	1.8	627.4

商工省統計表及外地統計書による。

我國の地質は多種多様である爲鉱産物は頗る雑多性に富んでゐるが、其の埋藏量は何れも甚だ貧弱である。

我國の鉱産物總額は土石類を除き昭和十年（一九三五年）五億四百万円で外地全部を合して六億二千七百万円であるが、鉱産物中國内生産を以て署々需要を充し得るものは石炭及び土石類位のものであり、其の他の鉱産物は原鉱或は製品で輸入せざるを得ぬ狀況に在る。

（ロ）鉄及鋼

日露戰役後官營八幡製鉄所を中心として、技術的に將又設備の上からも目醒しい発展を示した我が製鉄業は、第一次欧洲大戰中に大飛躍を遂げ、昭和初年の恐慌時代に於ける試練を經て鉄鋼会社の整理合同を完成し、昭和七・八年（一九三二・三三年）回復して爾後の伸長著しく昭和十一年（一九三六年）四百五十四万八千瓲で昭和七年（一九三二年）頃の約二倍に達し、又鋼材貿易は昭和九年（一九三四年）より輸出超過を示し鋼材は我輸出貿易上纖維工業品に次ぐ重要商品となつた。

我國には普通の採算で製鉄原料たり得る鉄鉱は僅少の産出しか無い。内地の鉄山は釜石の磁鉄鉱と倶知安の褐鉄鉱を主とし外に北海道に僅少の産出あるのみである。

朝鮮に於ては利原の赤鉄鉱が著名であり、全鮮に於て昭和十年（一九三五年）六十万瓲程度の鉄鉱産額があり其の中約二十四万瓲を内地へ供給した。滿洲の鉄鉱産額は同年約百五十万瓲であるが全部同地で消費され内地及び朝鮮の鉄鉱需給とは関係が無かつた。

我國の鉄鉱自給力は極めて微力であつて昭和十一年（一九三六年）の産額は六十二万瓲に過ぎず、同年需要高四百六十四万瓲に対する自給率は一三%で朝鮮よりの移入を加へても八十六万瓲であり殘りの三百七十八万瓲は輸入に俟つたのである。

其の國別輸入高は海峽植民地が最も多く百六十九万瓲、支那が之に次いで百二十五万二千瓲其他比律賓、濠洲等であつた。

我國の銑鉄需要は昭和六・七年（一九三一・三二年）頃の狀態では内地と滿洲の將來拡張予定の製銑能力を以て

第46表　本邦鋼材需給　　單位 千瓲

年次	生産	輸入	移入	輸出	移出	差引
明治39年(1906年)	69.4	348.1	348.1	—	—	412.6
大正 8年(1919年)	548.5	721.8	3.2	63.2	45.2	1,165.1
昭和 1年(1926年)	1,256.3	923.0	1.7	26.6	93.8	2,060.6
〃 5年(1930年)	1,921.1	434.8	2.3	67.0	166.6	2,124.6
〃 7年(1932年)	2,112.6	229.6	5.5	115.7	184.1	2,047.9
〃 8年(1933年)	2,791.9	400.0	9.9	229.3	206.0	2,766.5
〃 9年(1934年)	3,322.7	370.6	56.1	344.9	249.2	3,155.2
〃 10年(1935年)	3,976.1	315.9	41.3	444.1	371.9	3,522.2
〃 11年(1936年)	4,538.6	206.1	48.9	447.3	440.6	3,995.7

商工省編「製鉄業参考資料」其他による。
輸移出入には釘類建設資材（家屋橋梁船舶等）を含む。

第47表　本邦鉄鉱需要　　單位 千瓲

年次	内地産額	輸入 支那	輸入 英領馬來	輸入 濠洲	輸入 計*	移入(朝鮮より)	合計	朝鮮産額
大正10年(1921年)	87	440	129	—	578	191	856	233
昭和 1年(1926年)	130	503	290	—	793	98	1,022	388
〃 5年(1930年)	246	791	998	171	1,974	288	2,509	582
〃 7年(1932年)	227	557	878	21	1,482	152	1,861	376
〃 8年(1933年)	321	573	927	21	1,524	255	2,100	523
〃 9年(1934年)	432	825	1,053	82	2,132	181	2,745	570
〃 10年(1935年)	516	1,262	1,474	356	3,404	242	4,049	598
〃 11年(1936年)	620	1,252	1,691	—	3,780	243	4,643	629

商工省「製鉄業参考資料」其他による。*其他を含む。

第48表　本邦銑鉄需給　　單位 千瓲

年次	生産	輸入			移入	輸移出	差引需要
		滿洲	印度	計*			
明治39年(1906年)	141.3	—	—	101.7	—	0.4	242.6
大正 8年(1919年)	595.5	64.6	28.9	283.2	62.4	17.0	924.0
昭和 1年(1926年)	809.6	159.5	227.6	399.6	104.7	4.7	1,309.3
〃 5年(1930年)	1,161.9	179.2	214.4	405.8	109.4	5.4	1,671.7
〃 7年(1932年)	1,010.8	322.5	117.9	444.4	206.0	0.7	1,660.5
〃 8年(1933年)	1,423.9	455.4	172.1	640.9	160.4	0.4	2,224.7
〃 9年(1934年)	1,728.2	409.4	202,2	614.4	164.2	0.8	2,505.9
〃 10年(1935年)	1,906.8	382.7	338.3	961.9	130.6	1.3	2,998.0
〃 11年(1936年)	2,007.6	271.2	375.3	972.0	122.9	1.0	3,101.5

商工省編「製鉄業参考資料」其他による。輸入の滿洲は滿洲及関東州を含む。
*其他諸國を含む。

も主のをき屑料の使つ　瓲高産鉄其大

十分と見做され、印度銑に対して漸次輸入制限の政策を採つたが、其の後鋼材の需要増加し鑄物用銑鉄の飢饉も激しくなり再び印度銑の輸入を増加する事となつた。昭和十一年（一九三六年）の生産高は二百二十四万瓲で自給率は七割前後に達した。同年の輸入高九十七万二千瓲の中三十七万五千瓲は英領印度、二十七万一千瓲は滿洲よりの輸入である。

然し乍ら銑鉄は世界的に供給不足の時代となり輸入が困難となつたので製鋼原料として屑鉄使用が著しく増加した。我國の平爐製鋼では屑鉄は必要原料であり製鋼高の三割程度の屑鉄は普通に使用されるのであるが之が五割以上に上昇した。昭和十二年（一九三七年）の輸入は二百四十万瓲に達し主として米國より輸入されたものである。

第49表　屑鉄及故鉄輸入

年次	数量	金額
	千瓲	千円
昭和10年（1935年）	1,692	84,231
〃 11年（1936年）	1,497	80,865
〃 12年（1937年）	2,420	233,630
〃 13年（1938年）	1,358	118,228
〃 14年（1939年）	2,555	211,540
〃 15年（1940年）	1,391	181,260
〃 16年（1941年）	203	24,278

（八）石炭

石炭は燃料の王座を占むるのみならず現在全工業活動の根底たる主要物資である。一般に鉱産物資源の乏しい我國に於て石炭は比較的恵まれたもの〻一つで、明治より大正へかけて毎年二、三百万瓲の輸出超過を例としたが大正の終頃より輸入超過に轉じ其の額も最近は四、五百万瓲に達した。

炭田の分布狀態は北は樺太から南は台湾に迄及んでゐる。其の中主要なる炭田は九州、北海道、常磐、宇部等の四炭田であつて之等は何れも優良なる瀝青炭を産出してゐる。就中石炭礦業の盛な所は南に於て築豊炭田、北に於ては石狩炭田である。此の外朝鮮、樺太、台湾にも相当多数の炭田があつた。埋藏炭量は本州炭田二十五億五千万瓲、九州炭田六十一億二千万瓲、北海道炭田八十億瓲、内地合計百六十六億九千万瓲である。此の外朝鮮、樺太、台湾等旧領土合計二十五億瓲に上り総計百九十億瓲に達するが此の内経済的に利用され得るものは大約半分の百億瓲であらうと推定されてゐた。

石炭の内地需要高は世の景氣不景氣に依つて多少の増減を免れないが逐年増加の大勢に在り、第一次欧洲大戰中の大正五年（一九一六年）以來昭和十二年（一九三七年）迄二十二年間に於ける需要の平均増加率は五分七厘弱である。斯くて昭和十一年（一九三六年）に於ける内地需要高は四千万瓲に上り、大正三年（一九一四年）の千百八十万瓲に比すれば三・五倍に激増してゐる。

斯く需要の増加に連れ出炭高も漸増した。即ち大正三年（一九一四年）の出炭高二千二百万瓲八千万円であつたが其の後は三千万瓲内外が永く続き、昭和五・六年（一九三〇・三一年）減少に傾いたが昭和七年（一九三二年）より増勢

に轉じ爾來年毎に增加の度を高め昭和十一年（一九三六年）には四千二百万瓲三億六百万円に達した。最高は昭和十五年度（一九四〇年）の五千七百万瓲である。

朝鮮の産額は支那事変前は年二百万瓲近くの産出があり、戰時中之が六、七百万瓲迄增産され昭和十五年度（一九四〇年）には百四十四万瓲の移入を見た。台湾は昭和十六年度（一九四一年）二百八十万瓲の産額があつたが内地への供給は僅少であつた。樺太は昭和十五年度（一九四一年）六百五十万瓲の産出を挙げ内地へ三百万瓲を供給した。尙同地には從來封鎖炭田と言ふのがあつて資源保存の爲未開掘の儘残されたものかあり戰時中之が解放に着手された。

石炭の貿易に就ては先きに述べた如く從前は我が重要輸出品の一つであつたが大正十二年（一九二三年）以來逆轉して輸入超過となつた。しかも其の勢は益々強く昭和十二年（一九三七年）には入超額三百三十九万八千瓲に及んだ此の輸出減輸入增の原因は中華民國の炭礦事業の発達に因

第50表 石炭の産業別需要高

単位 百万瓲

	昭和12年(1937年)	昭和11年(1936年)
重工業	8.7	7.3
窯業	3.9	3.6
電氣業	3.6	3.2
瓦斯コークス	2.2	2.2
紡績工業	4.0	3.8
化学工業	6.3	5.4
食料品工業	2.2	2.2
官業	0.9	0.8
鉄道	4.3	4.0
其他	4.4	4.3
合計	40.6	36.9

経済記事の基礎知識による。

第51表 石炭産出高累年表

年次	数量 百万瓲	金額 百万円
明治40年(1907年)	3.8	60.0
大正10年(1921年)	26.2	227.7
昭和 1年(1926年)	31.4	231.0
〃 6年(1931年)	28.0	152.0
〃 7年(1932年)	28.1	142.0
〃 8年(1933年)	32.5	195.5
〃 9年(1934年)	35.9	245.6
〃 10年(1935年)	37.8	270.2
〃 11年(1936年)	41.8	305.5

経済記事の基礎知識による。

第52表 旧領土・満・華出炭高

単位 千瓲

地域	昭和16年(1941年)	昭和17年(1942年)	昭和18年(1943年)
朝鮮	6,881	6,645	6,574
(内無煙)	(3,943)	(3,913)	(4,910)
樺太	6,457	4,910	4,979
台湾	2,770	2,311	2,324
満洲	24,184	24,169	25,390
中華民國	24,763	25,807	22,613

石炭統制会調査による。

第53表 輸移入炭高調

単位 千瓲

輸移入先	昭和11年(1936年)	昭和13年(1938年)	昭和15年(1940年)	昭和17年(1942年)	昭和18年(1943年)
輸移入総計 有煙炭	4,578	5,056	7,519	7,284	5,292
輸移入総計 無煙炭	1,732	1,773	2,377	1,454	925
輸移入総計 計	6,310	6,829	9,896	8,738	6,217
輸入炭					
満洲	2,257	1,412	809	642	602
中華民國	1,151	1,706	3,787	4,539	3,389
佛印	906	665	473	274	75
北樺太	229	—	—	—	—
其他	—	—	7	—	—
計	4,546	3,783	5,076	5,455	4,066
移入炭					
朝鮮	618	855	1,441	911	496
台湾	116	398	255	174	5
南樺太	1,030	1,793	3,124	2,198	1,650
計	1,764	3,046	4,820	3,283	2,151

日本石炭会社調査による。

第54表 石炭輸出入累年表

単位百万瓲

年次	輸出高	輸入高	差引出超△入超
大正 3年(1914年)	3.6	1.0	2.6
〃 8年(1919年)	2.0	0.7	1.3
〃 13年(1924年)	1.7	2.0	△ 0.3
昭和 4年(1929年)	2.0	3.2	△ 1.2
〃 9年(1934年)	1.1	4.0	△ 2.9
〃 12年(1937年)	1.0	4.4	△ 3.4

経済記事の基礎知識による。

輸移出炭高調

単位千瓲

昭和11年(1936年)	1,956
〃 13年(1938年)	1,827
〃 15年(1940年)	1,569
〃 17年(1942年)	1,596
〃 18年(1943年)	829

日本石炭会社調査による。

るものである。卽ち撫順炭、開平炭、山東炭、鴻基炭等が著しく發展して我が輸出販路を侵蝕し、更に本邦に輸入されるに至つたからである。

（二）石　油

石油の一滴は血の一滴に匹敵するとも言はれ、現代國家にとつて戰時平時を問はず最も重要なる資源の一つであるが、我國には此の必要な石油の産額が僅少しか無い。

我國の石油産出地は北は、樺太北海道から初まり、本州の北西海岸たる羽後、越後を經て信濃を通り遠江の海岸に至り南は遠く台湾に及んでゐる。其の中主産地として著命なのは新潟、秋田、北海道、台湾等である。北樺太に於ては大正十五年（一九二六年）北樺太石油会社が創立せられ同地油田の開發に力を注ぎ年産百万石に達するに至つた。昭和十一年（一九三六年）試掘期限の五ケ年延長に関する対蘇交渉が成立し採油並に試掘の大拡張にとりかゝつたが日蘇國交の惡化に依り計画が停頓した。

石油の國産と言ふ中には日本産原油を精製したものと輸入外國原油から精製したものがある。此の外に製品の形で輸入するものがある。此の割合は昭和十一年（一九三六年）に於て國産原油からの製品一・一%、輸入原油の精製三九%、製品の輸入五八%であつて、供給高中約七%が輸移出された。

我國の原油産出高は大正四・五年（一九一五・一六）年産額二百五—六十万石であつたが、其後漸減し昭和八年（一九三三年）には百三十万石に落ちた。其後秋田油田の回復に依つて昭和十一年（一九三六年）には二百二十万石に回復を見た。

第55表　本邦石油製品需給　　單位 百万米國ガロン

年次	生産		輸入	輸移出	差引需要
	國産原油精製	輸入原油精製			
大正 3年(1915年)	101.3	—	30.1	6.9	124.5
〃 10年(1921年)	75.7	4.7	44.5	1.1	123.8
昭和 1年(1926年)	62.2	65.6	112.1	13.4	226.5
〃 5年(1930年)	65.4	108.3	255.9	19.0	410.6
〃 6年(1931年)	78.9	115.7	301.0	21.2	474.4
〃 7年(1932年)	58.4	183.1	349.2	27.3	563.4
〃 8年(1933年)	47.7	210.5	344.5	29.2	573.5
〃 9年(1934年)	58.7	258.7	396.7	44.6	669.5
〃 10年(1935年)	78.8	280.1	481.4	54.9	785.4
〃 11年(1936年)	92.0	328.4	490.7	60.8	850.3

内外石油統計による。

我國の石油の用途は明治四十年（一九〇七年）頃迄は主として燈火用であつたが電燈の普及と共に熱の利用に供せられ、動力用として利用され其の用途の拡大されるに從ひ需要は増加の一途を辿つた。需要増加の増勢は揮発油、重油が最も著しく機械油が之に次ぐ。揮発油需要の増加は自動車飛行機の増加に因るものであつて需要の約五割は國内精製品、五割が製品輸入であつた。重油の需要はデイーゼル機関の発達と共に増大し揮発油を凌駕するに至つた。

石油需要は年々激増の趨勢に在つたに対し内地産原油の産出高は増加しない爲、本邦に於て消費せられる石油は大部分之を外國よりの輸入に俟たねばならない狀態で、昭和十一年（一九三六年）石油類輸入額は一億八千三百万円に上り棉花、羊毛に次ぐ重要輸入品となつた。其の輸入は過半を米國に仰ぎ其他蘭領印度、北樺太、英領ボルネオ、欧露からも輸入されたが其の額は少なかつた。

石油の世界的需要増加と石油資源の乏しい國の液体燃料自給策とが推進力となつて各種物質より石油代用の液体燃料を得んとす

第56表　本邦石油製品需給

単位 百万米國ガロン

		昭和1年(1926年)	昭和9年(1934年)	昭和10年(1935年)	昭和11年(1936年)
揮発油	國産原油精製	11.5	12.4	13.0	16.7
	輸入原油精製	9.6	116.8	137.9	157.6
	製品輸入	29.2	145.4	157.8	172.9
	製品移入	0.2	—	—	—
	製品輸出	—	—	0.7	0.3
	製品移出	0.3	9.9	12.9	14.4
	差引供給高	50.2	264.7	295.1	332.6
燈油	國産原油精製	5.4	4.7	6.9	10.8
	輸入原油精製	4.9	15.3	16.4	23.3
	製品輸入	25.7	23.2	26.7	19.9
	製品移入	—	—	—	0.0
	製品輸出	0.2	1.2	2.9	6.4
	製品移出	1.2	10.2	11.0	12.2
	差引供給高	34.7	31.8	36.1	35.5
軽油	國産原油精製	25.6	16.9	16.3	13.0
	輸入原油精製	30.4	33.4	30.8	24.5
	製品移入	—	—	—	—
	製品輸出	—	—	3.9	4.8
	製品移出	2.8	6.7	7.7	4.5
	差引供給高	53.2	43.6	35.4	28.4
機械油	國産原油精製	13.8	15.2	20.1	17.1
	輸入原油精製	8.2	43.1	42.6	44.9
	製品輸入	17.6	10.5	11.9	16.7
	製品移入	0.0	—	—	0.2
	製品輸出	1.1	8.0	3.3	4.1
	製品移出	3.4	6.9	8.0	7.4
	差引供給高	35.2	53.9	63.3	67.5
重油	國産原油精製	5.8	9.6	22.4	24.9
	輸入原油精製	12.4	50.1	52.4	78.1
	製品輸入	39.6	217.6	285.0	281.2
	製品移入	—	0.2	0.2	0.4
	製品輸出	—	—	0.5	0.8
	製品移出	4.6	1.7	4.0	6.0
	差引供給高	53.3	275.8	355.7	387.4
合計	國産原油精製	62.2	58.7	78.8	92.0
	輸入原油精製	65.7	258.7	280.1	328.4
	製品輸入	112.1	396.7	481.4	490.7
	製品移入	0.2	0.2	0.2	0.8
	製品輸出	1.3	9.2	11.3	16.4
	製品移出	12.1	35.4	43.6	44.4
	差引供給高	226.7	669.7	785.6	851.2

内外石油統計による。本表は政府関係の数字及本邦商船が海外にて購入消費せる燃料油を含まず。

る研究が近年長足の進歩を見るに至つた。我國に於ては昭和十二年（一九三七年）人造石油製造事業法を制定し人造石油事業を政府の許可制度とすると共に各種の特典を與へ、石炭低温乾溜、石炭液化、瓦斯合成法等の各種の工場の新設を奨励した。

人造石油工業中頁岩油工業は滿鉄が撫順炭礦に於て昭和四年（一九二九年）以來行つてゐる。撫順炭礦に於ける石油

第57表　石油國別輸入

原油及製品の合計　単位 屯

年次	合計	米國	蘭領印度	其他
昭和12年（1937年）	4.819,244	3,796,122	963,551	59,597
〃 14年（1939年）	3,425,795	2,684,627	672,098	69,070
〃 16年（1941年）	1,406,765	878,559	588,206	—
〃 18年（1943年）	1,110,101	—	1,110,191	—

ダイヤモンド重要産業統計による。

第58表　人造石油実績

単位 屯

年次	製別法	揮発油	軽油	一号重油	二号重油	潤滑油	合計
昭和16年（1941年）	低温乾溜	3,821	607	1,419	18,745	—	24,592
	合成	4,236	773	2,193	—	—	7,202
	潤滑油	—	—	—	—	—	—
	計	8,057	1,380	3,612	18,745	—	31,794
昭和19年（1944年）	低温乾溜	6,742	2,832	6,607	37,412	—	53,593
	合成	10,158	5,296	967	144	—	16,565
	潤滑油	—	—	—	—	23,284	23,284
	計	16,900	8,128	7,574	37,556	23,284	93,442

ダイヤモンド重要産業統計による。

頁岩は炭層の上盤となり四百尺の厚層をなして存在し埋藏量四十四億屯に達する。之を乾溜すれば平均五%の石油が得られると称せられる。但し右埋藏量の中露天堀区域に於ける頁岩埋藏量即ち工業化し得る量は五億屯である。仮に屯当り十二ガロンを採收し得るとすれば之に依つて六十億ガロン即ち一億石の石油が得られる事になる。昭和十二年（一九三七年）に於ける設備では年産重油約千四百万ガロン、揮発油約七百万ガロンであつた。

六、電氣

我國に於ける電氣事業は当初遅々として進まなかつたが、第一次欧洲大戦以後に於て顯著なる発展を示し我國で

最もよく発達した工業の一つとなつた。而して此の発達があつたればこそ我國の一般工業の発展が実現せられたのであつて、各種工業の動力の九割以上が電氣を使用するに至つた。

我國は世界に於ける有数の水力國であり米國、加奈陀、諸威、瑞西に次ぎ第五位に在るが國土の面積から見れば其の水力包藏量は非常に高率である。

我國の電氣事業は最初は專ら電燈を目標に起つたが次いで電車の利用に進み続いて動力供給の発展となつた。電燈の普及は我國は世界第一である。内地に於て電燈の行亙らぬのは全國戸数の一割に満たぬ。併し電燈は普及してゐても工業用の電力使用量は諸外國に比して尚低い。

内地と共に朝鮮及び台湾に於ける最近の電氣事業の発展も注目に値する朝鮮赴戰江の大発電所の電力は一部空中窒素固定工業に使はれ、其他

第59表　本邦発生電力量

單位 百万キロ時

年次	水力	火力		合計
		汽力	内燃力	
大正 8年(1919年)	2,868	620	27	3,515
〃 12年(1923年)	4,246	776	13	5,035
昭和 1年(1926年)	8,084	969	11	9,091
〃 7年(1932年)	11,276	1,271	10	12,558
〃 8年(1933年)	15,131	1,810	20	16,962
〃 9年(1934年)	15,800	2,973	20	18,794
〃 10年(1935年)	18,216	3,316	17	21,549
〃 11年(1936年)	19,024	3,904	29	22,957

統計記事の基礎知識による。

第60表　全國包藏水力

(昭和21年(1946年)6月現在)　單位千KW

既開発	地点	963	
	発電力	6,055	(2,673)
工事中	地点	42	
	発電力	535	(241)
未開発 許可	地点	237	
	発電力	1,928	(668)
未開発 未許可	地点	1,929	
	発電力	11,214	(3,564)
包藏水力	地点	3,171	
	発電力	19,732	(7,146)

ダイヤモンド重要産業統計による。
発電力は最大出力。括弧内は常時出力を示す。(500馬力未満を除く)

長津江を初め鴨綠江を中心に一大電氣事業の勃興の機運に在り、台湾日月潭に発する電力は全島に供給した余力でアルミニーム製錬其他の電氣化学工業に乗り出さんとし更に大甲溪電源開発が着出せられてゐた。

第61表　本邦電燈需要

年次	需要戸数	取付燈数			*需要電力
		総数	内従量燈	一戸当燈数	
	百万戸	百万燈	百万燈	燈	千KW
大正10年(1921年)	7.0	18.1	—	2.0	328
昭和 1年(1926年)	10.2	30.2	8.9	3.0	684
〃 5年(1930年)	11.3	36.6	14.6	3.2	888
〃 6年(1931年)	11.4	37.4	15.6	3.3	959
〃 7年(1932年)	11.5	38.2	16.9	3.3	979
〃 8年(1933年)	11.4	38.4	18.0	3.4	434
〃 9年(1934年)	11.7	40.5	20.0	3.5	437
〃 10年(1935年)	11.9	42.5	22.1	33.6	447

電氣事業要覽による。*定額燈の需要。

第62表　本邦電力需要

年次	需要戸数	電力使用(千KW)			
		総数	紡織工業	機械金属	化学窯業
	千戸				
大正10年(1921年)	126.6	1,371	204	308	188
昭和 1年(1926年)	327.2	2,052	241	276	273
〃 5年(1930年)	585.1	3,532	550	442	492
〃 6年(1931年)	693.2	3,792	497	396	569
〃 7年(1032年)	820.4	3,812	609	451	554
〃 8年(1933年)	1,117.1	* 3,256	516	407	733
〃 9年(1934年)	1,181.7	* 3,818	553	704	985
〃 10年(1935年)	1,321.6	* 3,178	575	907	1,067

電氣事業要覽による。電動機及其他電力装置用。
* このほか従量用のものあり。

日本人の海外活動に關する歷史的調査

通卷第一册　總論の二

第三章　日本及その植民地域に於ける人口の發達

大藏省管理局

總論 第三章

日本及その植民地域に於ける人口の發達

目次

第三章　日本及その植民地域に於ける人口の発達

第一節　日本内地の人口……一三一

一、人口の増加……一三一

二、人口の産業別推移……一三三

三、人口の都市集中……一三六

四、北海道への移住人口……一六一

五、外來人口……一六三

第二節　日本の海外移民（一）……一六八

一、海外移民に関する統計……一六八

二、海外移民の渡航方向……一六九

三、海外移民政策の変遷……一七六

第三節　日本の海外移民（二）……一八二

一、ハワイ移民……一八二

二、濠洲移民……一八八

三、米國移民……一八九

四、カナダ移民……一九四

五、メキシコ移民……一九四

六、比律賓移民……一九六

七、其他南洋移民……一九八

八、ペルー移民……一九九

九、ブラジル移民……二〇二

一〇、其他南米諸國への移民……二〇四

第四節　日本の植民地の人口……二〇五

一、台湾……二〇五

(イ) 台湾人々口……二〇五
(ロ) 台湾に於ける日本人々口……二〇八
二、樺太……二一二
三、朝鮮……二一四
(イ) 朝鮮人々口……二一八
(ロ) 朝鮮に於ける日本人々口……二二三
(ハ) 朝鮮以外に於ける朝鮮人々口……二二六
第五節 満洲の人口……二二九
一、満洲に於ける諸民族の角逐……二三二
二、満洲人口の増加と中國本部よりの移住民……二三六
三、満洲國時代の人口……二三九
四、関東州及鉄道附属地の人口……二四二
五、満洲に於ける日本人々口……二四五
(イ) 歴史的観察……二四八
(ロ) 農業移民……二五二
第六節 日本及びその植民地に於ける民度の向上……二五六
一、人口の増殖と生産の増加との速度比較……二五六
衛生狀態の向上及び教育普及……二六二
(1) 日本本土……二六二
(2) 台湾……二六九
三、中國系民族の幣習矯正に関する日本の努力……二七〇
結論……二七七
一、明治維新より日清戰爭に至る時期……二七七
二、日露戰後より欧洲大戰に至る時期……二八一
三、欧洲大戰から満洲事変直前に至る時期……二八九
四、満洲事変前後より大平洋戰爭終結に至る時期……二九八
(1) 満洲事変前後より日華事変に至る時期……二九八
(2) 日華事変より太平洋戰爭終結に至る時期……二九八

第三章 日本及その植民地域に於ける人口の發達

欧米諸先進國が産業革命と共に急激な人口増加を示した如く、日本は明治開國以來極めて急速に人口増加を來した。その増加人口を、日本は、欧米の文物制度の採用と近代的生産技術の取り入れとにより、著しい生活程度の向上をさせつゝ養ふことに成功して來たのである。併し日本はその開國の当初に於てすら、決して人口稀薄な國ではなかつた。ともすれば人口過剰の嘆を発せずに居られない狀態が続いた。従つて海外への移民は日本にとつて必要でもあつたし、またその勤勉にして能率高き労働者は、経済開発を必要とする太平洋周辺の諸國或は地理的に日本の対蹠点にある國々からすらも観迎せられたので、明治の当初から海外移民は相当の敵に上つた。ただ人種的な偏見と、日本が海外との交通に入つた時期が余りに遅くて、当時既に世界の主要な地域の強國間に於ける分割が略々終つてゐた事実とは、移民による日本人の発展に種々な障害を與へた。また日本は、仰々その開國が、欧米諸強國の強制に基くものであつて、自國の独立を推持する爲に已むを得ざる途に出でたのであつたから、強兵を備へて強國からの脅威を除かうとする念慮は、最初から強烈ならざるを得なかつた。而して日本の独立を脅かす最も重要な問題は、地理的に最も日本に近接する朝鮮に於ける他國の勢力の伸展であつた。この問題が起る度毎に、日本は自衛の策に出でざるを得なかつた。日清・日露の役がこの爲に起つた。それは日本の國力を挙げての戰爭であり、國家の運命を賭しての戰爭であつたが、幸ひに両戰役共に入つた時期が余りに遅くて、当時既に世界の主要な地域の強國間に於ける分割が略々終つてゐた事実とは、移民による日本人の発展に種々な障害を與へた。また日本は、仰々その開國が、欧米諸強國の強制に基くものであつて、自國の独立を推持する爲に已むを得ざる途に出でたのであつたから、強兵を備へて強國からの脅威を除かうとする念慮は、最初から強烈ならざるを得なかつた。而して日本の独立を脅かす最も重要な問題は、地理的に最も日本に近接する朝鮮に於ける他國の勢力の伸展であつた。この問題が起る度毎に、日本は自衛の策に出でざるを得なかつた。日清・日露の役がこの爲に起つた。それは日本の國力を挙げての戰爭であり、國家の運命を賭しての戰爭であつたが、幸ひに両戰役共に國民の結束と世界の主要な國々の同情とに依つて勝利を占めることが出來、その結果として、日本は近隣に新に植民地を獲得した。獲得された新植民地は、その元の持主からは遺棄されたに等しいところの経済的に開発されざる、社会文物の備はらざる狀態にあつたのであるが、日本は之を近代的な産業組織の上に、文化高き社会に改造することに努力し

て余力を殘さなかつた。その努力の途上に、日本の智的水準の高い移民の此等植民地への流入が起つた。それは量に於ては多いとは云へないが、質的に確かに極めて優れたものであつたと云ひ得る。之に依つて日本はその人口問題の解決に重要な寄與を爲すと共に、また植民地の開發による經濟的交通の發展に伴つて國内の生活程度を上昇さすことが出來たのである。植民地に於ける固有の諸民族の生活程度が向上したことも勿論である。而して此等の諸民族も、日本の勢力圏の拡大と共に、その範圍内の交通居住の自由が拡大し、相互間の移住は年と共に増して行つた。日本がその發展に依つて日本自身の人口問題を解決して來た程度以上に、植民地の人口問題の解決に寄與した程度は大きいと云ひ得るのではないかと思はれる。

以上の關係を、本章に於ては出來得る限り正確な統計に基いて敍述しよう。まづ最初に日本内地の人口増加の狀態を見、次に日本の海外移民の大勢と、更に移民先諸國での狀態を概觀し、次いで日本の植民地となつた諸地域に於ける固有の民族の人口増加とその海外への發展を一瞥し又夫等諸地域に於ける日本人の進出の程度と性質とを述べ、最後に乏しいながら若干の資材によつて、此等の諸地域での民族の向上に關して觀察を試みることゝする。

第一節　日本内地の人口

一、人口の増加

日本の人口に關しては德川幕府時代の中頃の享保六年（一七二一年）に二千六百六万五千人と云ふ記錄があり、又その末年なる弘化四年（一八四六年）に二千六百九十万七千人と云ふ記錄がある。その中間の記錄によれば、多い時は二千七百二十万少い時は二千四百八十九万で、大体二千六百万を中心として上下へ百万許のフラクチュエーションをしながら続いてゐる。云ふ迄もなく之は正確な調査によるものではなく、當時の國民の諸階級の或るものが計算の外に置かれてあり、十五歳以下の人口が加へられてゐる場合もあると云ふ風で、学者の研究に依ると実際の人口は之に更に二百万乃至三百万を加へて考へねばならぬと云はれる。併し斯る嚴密な數字は到らぬにしても、十八世紀の初めから十九世紀の中頃へ、日本の封建制度での人口が停滯的で、極めて緩徐たる増加をしかしなかつたことは、安全にも主張し得る如くである。

第1表　德川幕府時代及び明治以來の日本の人口（内地の内地人）

年次	西暦	人口（千人）	年次	西暦	人口（千人）	指数
	年			年		
享保 6年	1721	26,065	明治 5年	1872	34,806	100.0
〃 11年	1726	26,548	〃 8年	1875	35,316	101.5
〃 17年	1732	26,921	〃 13年	1880	36,649	105.3
延享 1年	1744	26,153	〃 18年	1885	38,313	110.1
寛延 3年	1750	25,517	〃 23年	1890	39,902	114.6
宝暦 6年	1756	26,061	〃 28年	1895	41,557	119.4
〃 12年	1762	25,921	〃 33年	1900	43,847	126.0
明和 5年	1768	26,252	〃 38年	1905	46,620	133.9
安永 3年	1774	25,990	〃 43年	1910	49,184	141.3
〃 9年	1780	26,010				
天明 6年	1786	25,086	大正 4年	1915	52,752	151.6
寛政 4年	1792	24,891	〃 9年	1920	55,885	160.6
〃 10年	1798	25,471				
文化 1年	1804	25,517	昭和 5年	1930	63,972	183.8
〃 13年	1816	25,621	〃 15年	1940	71,810	206.3
文政 11年	1828	27,201				
天保 5年	1834	27,063				
弘化 3年	1846	26,907				

弘化3年（1846年）以前は本庄栄治郎博士の研究に依り、大正9年（1920年）以後は國勢調査人口、明治5年—大正4年（1872—1915）は此の間の人口統計を基礎として其の遺漏を補正した。内閣統計局の推計に依る。

明治五年（一八七二年）一月に新政府に依つて初めて比較的整つた人口調査が行はれ、之を後の研究に依つて修正して三千四百八十万六千と云ふのが當時の人口と推定せられる。これから後の日本の人口増加は極めて急速であつて、六十八年後の昭和十五年には、その二倍を超えて七千百八十一万に達した。米國本土の人口が一八六四年に三千四百三十四万八千で略

々右の一八七二年の日本人口に等しいが、三十三年後の一八九七年には一九四〇年の日本人口を超す七千二百十八万九千に達してゐるから（Statintical Abstract of to U. S. 1940 に依る）日本の人口増加はその速めさに於て到底米國に及ばないが、ドイツに比べるとその一九三四年当時の境域の人口は、一八七一年に三千六百三十二万三千で、明治当初の日本より多かつたが、六十二年後の一九三三年にも六千六百四万四千に過ぎないから（Statisches Jahrbuch für des Deutsche Reich 1934. Sf. に依る）日本の方が些か増加の速度が早い。

併し米國の人口増加には移民流入超過に依るものが多く、ドイツのそれは移民流出超過に依つて失はれてゐる数が少くないに反して、日本の場合には、後述する如く、移民の動きに依つて人口の趨勢が擾乱せられることは比較的軽微であつて、増加は殆んど全く出生と死亡の差から來ると云つて差支へない。此の期間に於ける所の出生と死亡並に人口自然増加に関する数字を見ると左の如くである。

第2表　日本人口の出生率死亡率及び自然増加率
（年平均‰）

年次	出生率	死亡率	増加率
1872年—74年 明治 5—7	21.9	17.4	4.5
1875年—79年 明治 8—12	25.2	18.3	6.9
1880年—84年 明治13—17	25.5	18.0	7.5
1885年—89年 明治18—22	28.2	21.2	7.0
1890年—94年 明治23—27	28.4	21.2	7.2
1895年—99年 明治28—32	30.6	20.7	9.9
1900年—04年 明治33—37	32.1	20.6	11.5
1905年—09年 明治38—42	32.1	21.1	12.0
1910年—14年 明治43-大正3	33.2	20.2	13.0
1915年—19年 大正 4— 8	32.3	22.5	9.8
1920年—24年 大正 9—13	34.8	22.9	11.9
1925年—29年 大正14-昭和4	34.1	19.8	14.3
1930年—34年 昭和 5— 9	32.0	18.2	13.8
1935年—38年 昭和10—13	29.7	17.2	12.5

即ち明治維新以後の産業経済上の発達、社会施設の進歩と共に出生率は速かに増加し、戰争疫病等に依る途中の多少の不規則はありながら、極めて確実に第一次世界大戰直後迄そのテンポを持続した。死亡率も明治前半期に於ける時折のコレラの流行（一八七九年、八六年、九二年）スペイン感冒の流行（一九一八年）等に依る不規則な動揺はあるが、大体に於て出生率に伴つて上昇した。併しその上昇程度は出生率の向上に遙かに及ばなかつたので、人口の自然増加率は、第一次世界大戰後に年平均一二——一三‰の極めて高い率を示すに至つた。

日本の出生率の最高は大正九年（一九二〇年）に達した三六・二‰である。同年以後出生率は逐年減退し、遂に昭和十三年（一九三八年）の二六・七‰に迄低落した。之と共に死亡率も低下を始め特に大正末年から昭和初期（一九二〇年代の後半から三〇年代の初め）にかけては、その減少が著しかつたので、出生率の低下傾向にも拘らず、人口増加率は前よりも増嵩する有様であつた。当時の年平均一四・三‰の増加率は実数にすると八十七万六千で、之が百万に達する日の近いことが予期されたが、それは昭和七年（一九三二年）に一五・二‰百万七千と云ふ数字を以て実現した。

恰も此の頃は世界大不況の襲來期で、切迫する経済困難と共に、日本人口の前途は日本の朝野に深刻な問題を投げ掛けたのみならず、外國の識者の注意をも著しく惹いたのである。一九二七年ホノルルで開催された第二四太平洋会議の際、ラウンド・テーブルの一は日本の人口問題を中心議題とし、日本人は既に「食料供給と人口との関係について頗る切迫した問題に直面してゐる」と云ふのが、討議参加者の一致した意見であつた。「日本産業の発達に伴つて、日本の人口は過去六十年間に二倍し、生活程度もこの時期を通じて上昇しつゝあつた。然るに日本の天然資源は極めて限定されてゐる爲、今日既に人口飽和の状態に入つたやうに見える。」「之が現代日本の根本的大問題である。現代日本の重要な役割を演ずるやうになつた社会不安の主要原因は、この人口と職業の不均衡といふことにある。この影響は対外的にはまだ現れてゐないけれども、問題は実に重大である。」「その救済策は四つに分れる。第一國内産業組織の改造、第二輸出工業の発展、第三移民、第四産兒制限その他人口増加を止める諸方策これである」と云ふ様な意見が同会議の報告書に現れてゐる。

人口増加の此の実際の状態と内外に於ける問題の論議を背景に置いて上田貞次郎教授は昭和八年（一九三三年）カナダのバンフで開かれた第五回太平洋会議に於て日本人口の将来に関する統計的研究の結果を発表した。「日本の将来人口総数は、一般に想像されてゐるやうに一億には達せず、八千万程度で停止するだらう」「生産年齢に属する人口は今後二十年間に激増を見るであらう。一九五〇年の生産年齢人口は一九三〇年に比べて約一千万人多いだらう。少く共この半数即ち年々二十万乃至二十五万人に対して新たに職業を当へなければならない。産兒制限はこの問題を解決するものではない。何となれば今後二十年間に生産年齢に入る者は既に生れてゐる人口なるが故である」と云ふのが当時の日本の人口問題の限界と眞の意義とを闡にした教授の結論であつた。而して其の後の歴史の実際の動きは、一九二七年ホノルルに集まつた太平洋会議参加者の一致した危惧を現実化し日本人口の包蔵した危険をして対外的に影響を及ぼさしめる結果を招いたものと云はざるを得ないのである。

二、人口の産業別推移

敍上の如き人口激増を続けつゝある間に、日本はこの増加人口を産業へ收容する問題を如何に処理して來たらうか。総人口中有業者の産業別或は職業別構成の明治初年以來の変化を見ると第三表の如くである。

日本の人口の産業別或は職業別統計は、太正九年（一九二〇年）國勢調査に依つて初めて正確なものが得られたが、其の後にも調査方法が改められて、最密な意味では同じ基礎での比較は困難である。況んや明治初年の数字は古い記錄に依る全くの推定で、一層の程度に於て比較には危険が伴ふ。併し大体の傾向を窮ふものとしては、此の表も十分役立つであらう。

此の統計で最も注目せらるべき点は、日本の農業人口が六十余年の間全然固定して動かなかつたことである。昭和十

第3表　日本の有業人口産業別構成の変化

業種別	人口							増					
	明治5年 1872年	大正9年 1920年	昭和5年 1930年	昭和15年(1940年) A 統後人口	昭和15年(1940年) B 総人口 (含出征人口)	1872— 1920年	1872— 1940年A	1872— 1940年B	1920— 1930年	1930— 1940年A	1930— 1940年B
実数（千人）											
農業	14,100	14,128	14,131	13,841	14,358	28	259	258	3	290	227
水産業	395	558	568	543	581	163	148	186	10	25	13
鉱業	6	424	315	598	629	418	592	623	109	283	314
工業	827	5,300	5,876	8,132	8,571	4,473	7,305	7,744	576	2,256	2,695
商業	947	3,188	4,906	4,882	5,073	2,241	3,935	4,126	1,718	24	187
交通業	118	1,037	945	1,364	1,467	919	1,246	1,349	92	419	522
公務自由業	5?2	1,442	2,005	2,195	2,487	940	1,693	1,985	563	190	482
家事使用人	172	655	802	709	710	483	537	538	147	93	92
其他	7	527	71	218	227	520	211	220	456	147	156
計	17,073	27,261	29,620	32,483	34,102	10,188	15,410	17,029	2,359	2,863	4,482
無業人口	17,733	28,702	34,830	38,898	38,973	10,969	21,165	21,240	6,128	4,068	4,143
総人口	34,806	55,963	64,450	71,381	73,075	21,157	36,575	38,269	8,487	6,931	8,625
割合											
農業	81.4	51.8	47.7	42.6	42.0	0.2	— 8	1.8	0.0	— 2.1	1.6
水産業	2.3	2.0	1.9	1.7	1.7	41.3	37.5	47.1	1.8	— 4.4	2.3
鉱業	0	1.6	1.1	1.7	1.8	6,966.7	98,663.7	10,383.3	— 25.7	89.8	99.7
工業	4.8	19.4	19.8	25.3	25.1	540.9	883.3	936.4	10.9	38.4	45.9
商業	5.5	11.7	16.6	15.0	14.9	236.6	417.3	435.7	53.9	— 0.5	3.4

	交通業	0.7	3.8	3.2	4.2	4.3	778.8	1,055.9	1,143.2	− 8.9	44.3	55.2
	公務自由業	2.9	5.3	6.8	6.7	7.3	187.3	337.3	395.4	39.0	9.5	24.0
	家事使用人	1.0	2.4	2.7	2.2	2.1	280.8	312.2	312.8	22.4	− 11.6	− 11.5
合	其他	0	1.9	0.2	0.6	0.7	7,428.5	3,014.3	3,145.0	− 86.5	207.0	219.7
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	59.7	90.3	99.8	8.7	9.7	15.1
%	無業者	50.9	51.3	54.0	54.5	53.3	61.9	119.4	119.8	21.4	11.7	11.9
	總人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	60.8	105.1	109.9	24.4	10.8	13.4

明治5年（1872年）有業者人口は中川友長博士の研究に基づく、總人口は第1表と同じく内閣統計局の推計。他の年度は總て國勢調査人口。

明治5年（1872年）は内地人のみ、大正9年、昭和5年（1920, 1930年）は外地人及び外國人を含み、昭和15年（1940年）は内地人及び外地人、但外國人、外地人を含むとの差は僅少である。

五年（一九四〇年）内地に現存した其の数は減少をむく示してゐる。之に出征人口を加くても、六十八年前に比して僅かに二十五万八千、一・八%の微増に過ぎない。此の間に於ける三千二百四十八万乃至三千四百万の有業人口の増加は悉く農業以外の産業部門に吸收せられたのであつた。爲に明治初年有業者中八一・四%の高率を占めた農業者は昭和十五年（一九四〇年）には四二・六%と云ふ低率に略々半減した。之に対して、工業人口は七百七十四万を吸收して約十倍に、商業人口は三百九十三万を收容して約五倍に、交通業は百三十五万を包攝して十一倍に、公務自由業は百七十万を受入れて四倍余の膨脹をしてゐるのである。膨脹の率から云くば、鉱業人口は最も著しくて百倍を越え約六十万を消化してゐる。総ては此の三分の二世紀の間に日本が経過した産業革命の結果を語るものである。

最近の二十年間に就いて見ると、第一次欧洲大戰直後の経済界好景氣の余波のなほ存した大正九年（一九二〇年）から、大恐慌に依つて不況の底に沈淪した昭和五年（一九三〇年）迄の間は、工業人口は増してはゐるがその後六十万に満たず増加率一割余の甚だ僅少であるに反して、商業人口は五割以上増加して百七十余万膨脹し、公務自由業人口も五十万を吸收して約四割増してゐる。更に鉱業人口、交通業人口が夫々十万内外減じてゐるのを見る時、不況の影響を受けて生産業関係部門が増加人口を受容し得ず、斯る部門から謝絶された人口が專ら零細な小売業や低收入の給料生活者から成る商業公務自由業部門に蝟集した事実を看取し得るであらう。此の際不生産的な家事使用人の増加も目に附く事実である。

然るに此の不況のドン底の昭和五年（一九三〇年）迄の間を見ると、商業人口、家事使用人等は寧ろ減じ、公務自由業人口も一割に満たない増加に過ぎないに反して、鉱業人口は九割を増し交通業人口は四割膨脹し工業に至つては此の間の有業人口増加数の四分の三以上を吸引して二百二十五万四割近くの増加を來したことが示されるのである。商業人口の伸力が抑へられたことは、当時日華事変深刻化し國家の流通物資漸く欠乏し配給統制が行はれて、企業整備による商業者の離散が始まつたことを現はしてゐるのであつて、その事自身は日本経済の健全な発展を示すものではない。併し合計二百九十七万、増加有業人口二百八十六万を超過する鉱工業交通業に於ける異常な就業人口の増加は、戰時下の日本が、百数十万の青壯年者を戰場に送り出して後、増加人口を工業化促進に集中的に投入し、その結果、他産業から労働可能人口を引抜いてまでも産業の工業部門に動員した事実を語り、この間に進展した日本経済の構造的変化を如実に示すものに外ならない。

上掲の統計は工業と云ふ大きな分類名の下に於ける有業者の増加を単純に量的に示すだけであるが、この増加が日本の工業構造の質的発展をも含んでゐるものであることは、この際附言して置かねばならぬ。この統計の鉱工業分類の下

に於ける細分類が示されるならば、そのことは容易に立証し得る筈であるが、遺憾ながら昭和十五年（一九四〇年）國勢調査の産業別人口は中分類以下が公表されてゐないので、別の統計に依つてこの間の推移を窺ふの外無い。

第四表は日本に於ける職工五人以上を使用する工場に於ける職工数の推移を、溯つて明治四十二年（一九〇九年）から掲げたものである。

明治年間に日本で最初に発達した工業は紡織工業を中心とした軽工業であつて、明治四十二年（一九〇九年）の其の職工数は総数の八四・一%を占め、紡織工業だけで六〇・八%を占めてゐた。当時重化学工業は僅かに一五・九%の職工を有するに過ぎなかつたのである。第一次世界大戰中には職工数は六十六万余を増したが、内軽工業の増加は約四十万円で重工業の二十六万余より遙かに多いが、併し割合から云へば後者の方が増加著しく、爲に全職工中での割合は軽工業は八〇・八%から七二・一%に落ち、重工業は一九・二%から二七・九%に昇つた。この頃から緩漫乍ら日本工業の重工業化の過程が進行し始めたのである。

第4表　日本の工場労働者数の推移

年次	総数	重化学工業	軽工業	重化学工業中 金属工業	重化学工業中 機械工業	重化学工業中 化学工業	軽工業中 紡織工業
	実数（千人）						
明治42年(1909年)	801	128	673	18	47	26	487
大正 3年(1914年)	948	183	765	28	74	38	568
〃 8年(1919年)	1,612	449	1,163	76	198	95	895
昭和 4年(1929年)	2,095	577	1,518	110	261	127	999
〃 6年(1931年)	1,766	506	1,260	101	214	124	900
〃 12年(1937年)	2,995	1,386	1,609	311	626	325	1,035
〃 13年(1938年)	3,125	1,676	1,540	377	860	322	977
	割合（%）						
明治42年(1909年)	100.0	15.9	84.1	2.3	5.8	3.2	60.8
大正 3年(1914年)	100.0	19.2	80.8	2.9	7.8	4.0	59.9
〃 8年(1919年)	100.0	27.9	72.1	4.7	12.3	5.9	55.5
昭和 4年(1929年)	100.0	27.5	72.5	5.3	12.5	6.0	47.7
〃 6年(1931年)	100.0	28.6	71.4	5.7	12.1	7.1	51.0
〃 12年(1937年)	100.0	46.2	53.8	10.4	20.9	10.8	34.6
〃 13年(1938年)	100.0	52.1	47.9	11.7	26,8	10.0	39.4

職工5人以上を使用する工場の職工数を示す。

第一次世界大戰後の十年間の職工の増加は大戰中の五年間に及ばず四十八万余であつてその四分の三迄が軽工業に吸収された。而して職工数は此の昭和四年（一九二九年）を一つの頂点として、大恐慌により昭和六年（一九三一年）迄に一六%の減少を見たのであるが、此の年を谷底として其の後猛烈な増加を来し前述の如き工業人口構成の質的変化を見るに至るのである。

即ち満洲事変の起つた昭和六年（一九三一年）から日華事変の起つた昭和十二年（一九三七年）迄の間に、職工数は百二十三万と云ふ未曾有の増加を来したが、その内七一%に当る八十八万は重化学工業に於て増加し、職工総数中に占める軽工業従事者の割合は七一・四%から五三・八%に落ちたに反して重化学工業職工は二八・六%から四六・二%へと躍進し、更に其の翌十三年（一九三八年）には五二・一%と過半数を占めるに至つた。この一年間の職工総増加数は二十二万。然るに重化学工業の増加は二十九万で、実に軽工業から七万の職工の轉移を見てゐるのである。これ迄増加を続けて来た紡織工業職工も、ここに至つて減少を見るに至つた。而して重工業の中でも特に機械工業は、昭和六年乃至十二年（一九三一―三七年）の六年間に四十一万二千、其の後の一年間に二十三万四千と云ふ激増を来して、全職工数の四分の一以上を占めると云ふ状態になつた。ここに於て嘗て紡織工業を主座に置く軽工業中心の日本工業は、勃興し来る機械工業を中心として顯著なる重工業化の傾向を示すに至つた。

太平洋戰前に於ける日本の工業人口の激増には斯様な質的変化が包藏されてゐたのである。

三、人口の都市集中

上述の如き人口の商工業化は即ち人口の都市化を意味するものである。農業に收容し切れない人口が大都市に走つて

之を巨大都市に膨脹せしめ、索漠たる田野が、交通の要衝に当り或は原料労力の集中に便宜な地位に当るが爲に忽ち殷振な都市に化することは、産業上の先進國に於けるが如く、この期間の日本にも顯著に見られたことであつて、政府に依つてオーソライズされた市の数は地方自作制が初めて日本に行はれた明治二十二年（一八八九年）には全國に三十九（別に自治制の未だ行はれなかつた北海道に「市」に準ずべき「区」が二つあつたが）しか無かつたが、昭和十五年（一九四〇年）には一六八になつて居り其の内人口十万以上のものは最初六市に過ぎなかつたのが、同年に四十五市あつたと云ふことだけでも、都市の発達が如何に激しかつたかが想像せられるが、此の間に於ける市部人口と町村人口との割合の変化を見ると次の第五表の如くである。

第5表　日本内地に於ける市郡別人口の推移

年次	市数	人口（千人）		割合（%）	
		市部	郡部	市部	郡部
明治21年（1888年）	41	3,812	36,293	9.5	90.5
〃 31年（1898年）	52	5,334	40,066	11.7	88.3
〃 41年（1908年）	66	7,740	44,002	15.0	85.0
大正 9年（1920年）	83	10,097	45,866	18.0	82.0
昭和 5年（1930年）	109	15,444	49,006	24.0	76.0
〃 15年（1940年）	168	27,578	45,537	37.7	62.3

即ち昭和五年（一九三〇年）迄約三十年間に市部人口は全國人口の八分の一弱から約四分の一を占める迄に至つて居り、その増加は郡部が僅かに一四%に過ぎないに対して二・九倍と云ふことになつてゐる。更に其の後十年の日本の工業化の最も激しかつた期間には、地方の都市化は益々進み昭和十五年には、郡部人口は減少を來し市部人口のみ増加して、全國人口の三分の一以上に達するに至つた。而して此の年に於ては日本人口の四分の一と云ふものは人口十万以上の都市に住むと云ふ事実を示したのである。

四　北海道への移住人口

日本に於ける人口の國内的移動の内、都市の膨脹と共に今一つ注目すべきものは、その本土の北辺にある北海道に対する移住である。都市の膨脹に於て特に意識的に之を促したものではなかつた。が北海道を開拓し内地の他の部分からここに人口を移し之を増殖せしめようと云ふ計画は明治政府が成立当初以來の意識的な政策であつた。明治政府が移民政策として最初に自ら課題としたのは、外國に対してではなく、新領土に対してでもなく、明治維新当時未だ開拓されないで残つてゐた所の蝦夷地であつた。而してその政策は立派に成功して実を結んだのである。後節に日本の外國移民に就いて詳述するが、その前に、日本が行つたこの内國移民の経過に就いて概略を語つて置かう。

蝦夷地は一六〇〇年代以來松前氏の封土であつたが、徳川幕府の末期当時東方に向つて侵略を続けて來たロシアとの交渉が頻繁になつたので、幕府は遂に之を直轄するに至つた。幕府の政策を継承した明治政府は國防上の理由と國内産業開発の理由とから特に蝦夷地開拓の重要性を認め、明治二年（一八六九年）この地域を北海道と改称すると共に開拓使と云ふ官廳を置いた。開拓使次官後に長官になつた黒田清隆は先見の明ある当時の最も有能な行政家の一人であつて、北海道開拓に米國の方式を輸入する利を察し、明治四年（一八七一年）自ら渡米し、米國の開拓状況を視察すると共にケプロン以下数名の米國人専門家を顧問として招聘した。彼等の建策に従つて明治五年から予算一千万円を以て十箇年計画が実施された。製粉、繊維、醸造等の模範工業が諸所に設けられると共に多くの土木工事が爲され、米國式の大規模農業、牧畜業が採用された。当時の努力の成果は札幌市等の整然として規模の大きい都市計画、内地の零細農業経営と著しく様相を異にする北海道の大農経営方式の上に、今日なほ跡を止めてゐる。物質上の施設ばかりでなく、明治九年（一八七六年）には、人材養成のため札幌農学校を開いた。その指導者として米國から迎へたキヤツプテン・クラークの感化が偉大なるものがあり、その短期の滞在中の門下生の中から後に日本の基督教、科学、教育の第一流の指導者

を輩出したことは著名の事実である。

而して斯様な施設を行ふ間に、日本政府は北海道移民を奨励したので、開拓使開設の年（一八六九年）僅かに五万八千余に過ぎなかつた人口は十ケ年計画の成功を以つて終つた明治十四年（一八八一年）末には十七万八千人に達してゐた。そこで明治十五年（一八八二年）には開拓使を廃し、経過的な統治組織を設け、明治十八年（一八八五年）から北海道廳を設置した。それと共に移民に対しては、従來の直接的な保護方法を廃して、專ら環境を改善する間接的方法に努力することに方式を改め、なほ國費を以てする開拓事業は長期の継続事業として遠き後年迄続けられた。その結果として北海道への内地からの移住者は年々四万乃至八万を数へる様になり、明治年間（一九一三年を以て終る）の移住者総数は百十万六千、内地への帰還者を差引いても八十九万八千と云ふ数に達し、更に一九二〇年迄を数へると來住者の帰還者超過は百三十五万七千人に上つた。現住の人口は明治二十年（一八八七年）三十二万一千、明治三十年（一八九七年）七十八万六千、大正元年（一九一二年）百六十六万二千と急増を続け、大正九年（一九二〇年）の第一回國勢調査に際しては二百三十五万九千少し許の（外地人外國人を含む）に達し、更に昭和十五年（一九三〇年）には三百十六万六千（内地人のみ）へと増加を続けた。

北海道には極めて少数の（約一万八千人）先住民族があつたが、其の他の人口は全部内地からの移住民及びその子孫から構成せられるのである。そこは決して所謂植民地の範疇に属すべきものではない。而してその人口増加の勢は極めて速く、開拓産業施設の進歩も、実際極めて速かであつた。にも拘らず此の地の都市及町村に不完全な地方自治制が與へられ、議会に此の地の代表者が送られる様になつたのは、前者は明治三十二年（一八九九年）後者は三十四年（一九〇一年）で、内地の地方自治制実施、最初の國会議員選挙に遅れること夫々十一年であり、市町村の自治制が内地と全く同一の法に依つて律せられるに至つたのは遠く後年の大正末期（一九二〇年代）の事に属する。斯様に日本が全く同一の民族の内國植民地に対して設けた代議制度の進歩の緩漫さは注目さるべきであつて、後に日本が朝鮮、台湾等に於いて代議制度を採用するに際して示したテムポと興味ある対照を爲すものである。

五、外來人口

以上四項に亘る叙述は、統計を使用し得る限り、すべて内地に於ける固有の日本人、内地人の人口に関するものである。此の外に外來の人口がある。之に関して一瞥を與へて以下に敍述しよう。

徳川幕府治下の鎖國時代に於て、日本は時折來朝する外國人を長崎の一廓に特別に施設された地域に留めて、内地に居住するのを許さなかつたことは著名な事実である。

安政五年（一八五八年）に米國を初め其他五ケ國との間に結ばれた修好通商條約は、日本が横浜等五港を開港場とし、其の地には貿易の爲外人が永久的居留をし、借地建造物購入、住居倉庫の造營をする事を許容し、又江戸、大阪を開市し、外人の商用の爲の逗留及家屋の賃借を許すことを定め、ここに日本國内に外國人が來住する法的基礎が出來た。中國朝鮮に対しても、明治政府になつてから結ばれた修好通商條約（中國とは明治四年朝鮮とは明治八年）に依つて同様の原則の下に地域的には今少し廣く其の國人の來住が許された。併し斯く條約が出來ても直ちに多くの外國人が入國して來たのでないことは云ふ迄も無い。第一回日本帝國統計年鑑に載せられた最古の計数たる明治九年の在留外國人統計を見ると、其の数四、九七二人となつて居り、内清國人が半数近くを占めてゐる。

在留外人に対しては開國と共に上記七市に居留地が設けられ、永代貸與の契約の形で土地が與へられて、外國人はそこに住み、條約の規定に依り一定の里程の範囲を遊歩可能の地域と定められ、國内の旅行は濫りにすることを許されな

かつたが、其の代りに治外法權を享有し、居住地域に関しても租稅上公營施設上の種々な特權が與へられて居つた。併し明治の日本外交史を貫く最上対外交涉案件たる條約改正に依る日本に対する不平等條項の徹廢に伴ひ、明治三十三年（一九〇〇年）居留地制度は廢止され（租稅上の特權を持つ永代借地權はなほ三十年近く殘存した）同時に外國人が内地人同樣、國内の如何なる土地に住居するも差支へ無い事となつたのである。但し斯く内地雜居の原則は認められても、欧米人が大都市開港地以外に住むことは、日本では殆ど例外的事実であつたと云はねばならぬ。

日本在留の外國人數は、明治三十三年（一九〇〇年）に一万二千五百余人あつたと記錄されてある。脫漏が相当あつたらうと想像されるが、それを如何に多く見積らうとも、日本人口中に於ける重要度は大したものではない。

在留外國人が最も多いのは中國人で、上記の如く明治九年（一八七六年）の二四四九人から二十四年の間に六八九〇人へ二・八倍の増加を見てゐる。彼等は大都市及開港地に於て商業や飲食店を營み、又日露戰爭（一九〇四―五年）の後には一時東京に留学生が多かつたことが顯著な事実である。それは特殊な文化的現象或は社会的事実として注意に値するものではあるが、人口移動の大勢と云ふ点から見れば、問題になる樣なものではない。人口移動の觀点から多少とも注目すべき事実が発生したのは、第一次世界大戰以後であつて、特に朝鮮人が問題であつた。日本では此の頃以來産業の急激な発達の結果、彼等に対する不熟練労働者としての需要が起り、彼等は其の故郷よりも就業機会が多く生活程度の高い内地への轉入を図る者が続出した。一九三〇年代に於いては労働問題との関聯から日本政府は彼等の流入に制限的態度を採らねばならなかつたが、その末期からの戰爭による労力拂底は、此の制限を緩和せしめ、太平洋戰爭の最中には炭抗等に於ける需要に應じて彼等を積極的に移入させねばならなかつた。専ら商業的移民であつた中國人に就いても、太平洋戰爭中には相当數の労働者の流入があつた。此の関係の數字は判らないが、昭和十五年に至る迄の日本に於ける内地人以外の人口の動きを見ると次の第六表の如くである。

第6表　日本内地に於ける外國人人口の推移

種別	明治33年（1900年）	大正9年（1920年）	昭和5年（1930年）	昭和15年（1940年）
朝鮮人	193	40,755	419,009	1,241,315
台湾人	…	1,703	4,611	22,499
其他の日本領人	…	34	40	1,235
小計	193	42,492	423,660	1,265,049
中國人	6,890	22,427	39,440	39,237
米國人	1,462	3,966	3,640	
露國人	177	1,714	2,587	
英國人	2,044	4,188	3,793	
ドイツ人	510	630	1,228	
其他外人	1,230	2,644	2,632	
小計	12,343	35,569	51,320	39,237
合計	12,536	78,061	477,980	1,304,286
総人口	43,847,000	55,963,053	64,450,005	71,419,880
総人口中外地人	0.00‰	0.76‰	6.57‰	17.71‰
総人口中外國人	0.28‰	0.64‰	0.84‰	0.55‰

即ち此の表で判る通り在留外國人の數は極めて微々たるもので、それも太平洋戰爭前には、時局不安から帰國者が多く出て以前よりも減少してゐるのであるが、日本の属領人たりし朝鮮人に就いては極めて急速な流入が行はれて、一個の人口移動現象としても無視し得ない程度に達してゐる。而して彼等の流入者は内地のあらゆる辺諏に迄及び労働需要のある所ならば何処にでも彼等の部落が発生する樣になつて來た。特に大阪府下は最も多く朝鮮人の密集した所であつて、大阪市東部一帯から布施町附近へかけての地域は、朝鮮の最大都市京城を凌ぐ東洋一の朝鮮人聚落地と云はれた。

此等朝鮮人の従事する職業は、大東亜戰後のは著しく狀態を変へたが、正確な統計の殘つてゐる昭和五年に就いて見ると、同年在住者四十一万九千人中、十五万三千が学生生徒を含む従属者、十三万七千が、土工・仲仕・日傭・農業・牧畜・炭抗・交通業等に於ける不熟練労働者、八万が工業の熟練労働者、二万五千が小売業者と云ふことであつた。

要するに日本内地に於ける外來人口の動きは、圧倒的に多い内地人口に増減の量の上で影響を與へる程のものはなかつた。ただ朝鮮人に対しては、併合以來その本土の発達が極めて巨大な増加人口を消化した上に、此の内地がなほ彼等の生活向上を約束する地となつて、その本土人口の五・二%に及ぶ多数を包擁する様になつたのである。

第二節　日本の海外移民（一）

上述の如く日本本土に於ける人口の増加は極めて急激であつた。この増加人口は英独等の産業先進國に於けると同じく、日本に於ける産業革命による経済の発達に依り、主として人口の商工業化に依り都市的人口として吸收されて行つたと云ふことが出來よう。併しこれと同時に、日本は明治政府の成立と共に國民に対し旧來の外國渡航の制限を解いし、明治後半期以後は続々新領土と勢力範囲とを獲得したので、海外への移住に依つて増加する人口を消化したことも、決して少くはない。但日本國民に海外渡航の自由が與へられた時には、遠くはあるが多くの経済的発展を約束する新大陸の領主は既に確定してゐて、人種的差別からそこへの移住は非常に制限されてゐたし、近接する大陸或は島々は、既に過剰な人口を擁し、相当高度の文化を享有してゐた日本人を誘引するには余りに生活程度が低かつたので、日本の年々の海外への移住者数は、ドイツのそれが一八八一年から九〇年迄の十年間に百三十四万二千を数へ（Statistisches Jahrbuch füy des Deutsche Reich 1928. 960 に依る）伊太利が一九〇七年から一九〇九年迄三年間に百八十一万九千を、同じ期間に英國が九十四万八千を海外に出した（矢内原教授「植民及植民政策」三七頁 Russo, G. B. L' Emigration 1912 よりの引用に依る）様な記錄は持つてゐない。それらに比べれば極めて乏しい数ではあるが、多くの制限下に、相当の海外移住者を出して移住地の需要に應じてその経済的発達に少なからぬ寄與をし、又本國の経済的発達に資して

第7表　日本の海外渡航者

年次	渡航者総数	移民	労働目的者（ハワイ渡航移民を含む）	免状渡航返還数
1868年—81年 明治 1年 — 14年	10,516	1,586	2,498	4,420
1882年—84年 明治15年 — 17年	4,218	649	770	1,418
1885年—89年 明治18年 — 22年	25,528	15,306	15,899	5,672
1890年—94年 明治23年 — 27年	62,298	23,824	35,860	17,002
1895年—99年 明治28年 — 32年	158,187	87,598	106,805	40,612
1900年—04年 明治33年 — 37年	161,313	67,142	76,523	49,616
1905年—09年 明治38年 — 42年	159,028	29,042	99,656	68,828
1910年—14年 明治43年-大正3年	160,314	63,426	109,875	96,186
1915年—19年 大正 4年 — 8 年	270,555	92,148	174,274	…
1920年—24年 大正 9年 — 13年	173,537	61,287	94,353	…
1925年—29年 大正14年-昭和4年	151,009	90,475	…	…
1930年—35年 昭和 5年 — 10年	197,090	117,458	…	…
1914年迄 大正 3年迄 合計	741,402	288,543	447,886	288,754
1924年迄 大正13年迄 合計	1,185,494	441,978	716,513	…
1935年迄 昭和10年迄 合計	1,536,593	649,911	…	…

外たのである。而してその移民送出に於ける日本政府乃至國民の一貫した態度を一言にして要約すれば、人口少き外國に対しては、求められる儘に労働を供給して之が開拓繁栄化に協力し、後歓迎されざるに及んでは、強いて争はず、抵抗少き別天地を求めて発展を試みんとし、人口過多の地に対しては專ら商業的移住者の少数を送り、新領土が獲得せられれば、之に対してはその発達程度低き産業経済社会文物の向上発展を図らんとして、主として技術的文化的指導階級に属する人々を送り出すことに努力した、と云ふことが出來るであらう。

本節に於ては、明治開國以來の日本の海外移民の数とその移住方向とを概観し、更に其の間に於ける政策の変遷を略述することとするが、その際日本の植民地となつた地域に関する敍述と、海外各地別の観察とは別の節に譲ることとしよう。

先づ明治初年以來の日本の海外渡航者に関する統計を見ると前頁の第七表乃至第九表の如くである。

一、此の統計は海外渡航者に対して與へられる免狀に基づくもので各年次の日本帝國統計年鑑に載せられた數字から作成。

二、免狀は後に日本の領土となつた朝鮮、勢力範圍となつた滿洲並びに中國に対しては不要となつた。

三、免狀の近邊數は歸國者の最少限度を示すものである。歸國後に之を返邊せざる者が相当多數存在するものの如くであるから、免狀下附數（渡航者總數）との差が海外に殘存する者の數と見ることとは困難である。殊に渡航者中には死亡者も出るし、移住して子供を儲ける者もあるから、此の數から在外日本人を推算することとは出來ない。

四、「移民」に関する統計は明治三十一年（一八九八年）から他の目的の渡航者と区別して作られる様になつた。その以前の數字は「出稼、雇奴婢」として示された内容に於て後の「移民」と略同一と思はれる者を集計したものである。

五、併し実際に移住を目的とする渡航者は此の「移民」以外にも存在する、農業者、漁業者、職工等労働を目的とする者の中には特に此の種の者が多いから、参考の爲に移民をも合あはせて、此の種の渡航者數を掲げた。但此の數の中には露領に対して夏季だけ漁業に赴く労働者の如きものを含むから、全數が移住者と見ることとは勿論出來ない。

六、商業者、学生等として渡航する者の中にも少からざる移住者があるが、之を区別することとは到底困難である。

七、渡航者の目的別の統計は大正十四年（一九二五年）で終つてゐるので、其の後は掲げられない。

八、渡航免狀返還者統計は大正三年（一九一四年）で終つてゐる。其の後には米國、ハワイ、カナダからの移民の歸國者、並びに大正十四年以後之に加へてメキシコ南米諸國からの移民歸國者の統計が存するのみである。明治四十一年（一九〇八年）以後昭和八年（一九三三年）迄の米國からの移民歸國者總數は一八一、五五二、ハワイからのは一〇三、二四二、カナダからのは三五、五四三、大正十四年乃至昭和八年のメキシコ及び南米諸國からの移民歸國者は一一、六八六である。此の中から再渡航者が出てゐることとは勿論である。

第8表　行先別海外渡航數

年次	總數	中國	朝鮮	ロシア及びロ領	比律賓	マレイ	蘭領印度	濠洲	ハワイ	米國	カナダ	メキシコ	ペルー	ブラジル
1868年—81年 明治 1年—14年	10,516	2,883	4,463	797	—	—	—	24	—	953	—	—	—	—
1882年—84年 明治15年—17年	4,218	1,249	1,464	599	—	—	—	49	7	403	—	—	—	—
1885年—89年 明治18年—22年	25,528	1,879	5,512	843	—	—	—	103	12,375	2,461	—	—	—	—
1890年—94年 明治23年—27年	62,298	6,023	14,788	4,308	41	342	—	3,106	22,924	7,891	2,207	80	13	—
1895年—99年 明治28年—32年	158,187	11,880	29,371	24,173	125	653	78	2,749	57,951	7,694	7,038	39	814	43
1900年—04年 明治33年—37年	161,313	27,989	21,617	18,957	12,669	665	323	1,438	31,906	33,291	4,602	699	1,303	—
1905年—09年 明治38年—42年	159,028	19,720	581	22,577	1,463	730	583	210	57,189	29,324	6,114	12,679	6,713	740
1910年—14年 明治43年-大正3年	160,314	10,832	—	66,860	3,990	2,520	1,530	1,638	18,544	24,774	5,474	379	3,881	6,398
1915年—19年 大正 4年— 8年	270,555	15,186	—	116,680	10,820	6,223	4,971	576	19,764	49,437	7,291	544	8,350	10,966
1920年—22年 大正 9年—11年	121,658	8,714	—	42,910	2,275	2,367	2,188	3,960	10,989	27,153	4,072	392	2,124	3,110
1924年—26年 大正13—昭和1年	77,826	9,524	—	2,140	5,650	2,676	7,628	895	5,188	12,970	3,530	1,088	3,150	17,908
合計	1,211,441	116,509	—	241,716	37,033	16,176	17,301	14,747	236,837	196,361	40,228	15,900	26,348	39,185
1914年、迄合計 大正3年	741,402	82,455	77,796	139,114	18,288	4,910	2,514	9,317	200,896	106,801	25,435	13,876	12,724	7,181
同免狀返還數	283,753	39,921	21,472	76,273	2,013	1,429	614	2,851	73,421	29,670	6,870	3,095	1,448	99

一、この表は第五表と同じ資料により作成。

二、海外渡航免狀下附數の國別の統計は大正十二年（一九二三年）の分發表無く全部は昭和元年（一九二六年）で終つてゐる。其の後の數字は判らないから、移民だけに関した國別統計を次の第七表に掲げる。第六表と第七表とを比較するとブラジル、ペルーに就いて總渡航數が移民數より少い年次を發見する。之はあり得ない事で、恐らく第六表の方が間違ひと思はれるが、その理由は明瞭でない。不正確な數字を敢て掲げたのは、両國への渡航者の始まつた年代と傾向とを示す爲である。

三、日露戰爭の後に朝鮮及び滿洲への免狀は不要になり、更に欧洲大戰頃に中國への免狀も不要になつた。

四、免狀返還數の國別統計は大正三年（一九一四年）迄存する。その明治初年以來の累計を掲げたのは、同年迄の免狀下附數と比較する時、例へば極東露領の渡航者の免狀返還割合が特に高いことが、季節労働者の多數存在を暗示ずる様な、示唆を與へ得るからである。両者の差が各地の在留民の數を決定するものでないことは第五表の註に示した通りである。

第9表　行先別海外移民數

年次	ハワイ	米國	カナダ	メキシコ	ペルー	ブラジル	比律賓
1899年—1904年	60,662	11,785	4,808	1,722	2,093	—	5,240
明治32年—37年	55,746	7,503	4,273	9,238	5,360	803	987
1905年—09年	16,507	16,201	4,937	131	3,911	14,243	3,393
明治38年—42年	16,921	30,295	6,603	286	7,966	12,645	8,651
1910年—14年	13,239	20,519	5,308	343	2,739	7,412	2,012
明治43年-大正3年	2,031	1,545	4,530	1,407	6,438	50,731	13,104
1915年—19年	—	—	594	1,084	3,267	86,371	8,828
大正 4年— 8年	165,106	87,848	31,053	14,211	31,776	172,205	42,215
1920年—24年							
大正 9年—13年							
1925年—29年							
大正14年昭和4年							
1930年—35年							
昭和 5年—10年							
合　計							

この統計は極めて不完全なものであつて、殊に永い年月の間に作製法も変遷し、渡航先の國々の主権領域にも変化があり、正確な數字的敍述がこれに基いてゐることは困難であるが、日本移民の永年間に於ける傾向を語るには足るものと思はれる。

明治開國以來六十八年の間に日本から海外に渡航した者の總數は百七十三万六千人内移民として登録された者は六十五万弱で總數の約四割に当るが、実際に移住目的者を少からず含む所の農業漁業等の労働を目的とする渡航者を之に加へると、その數は五十七年間に七十一万余人である。此の中には多數の季節的出稼人を含むが、兎も角日本の海外渡航者の六割と云ふものは、長期的にか短期的にか、労働を目的としてゐることは注目に値する。

明治開國以來六十八年の間に日本から海外に渡航した者の總數は百七十三万六千人内移民として登録された者は六十五万弱で總數の約四割に当るが、実際に移住目的者を少からず含む所の農業漁業等の労働を目的とする渡航者を之に加へると、その數は五十七年間に七十一万余人である。此の中には多數の季節的出稼人を含むが、兎も角日本の海外渡航者の六割と云ふものは、長期的にか短期的にか、労働を目的としてゐることは注目に値する。

二、海外移民の渡航方向

上述の如き日本の海外移民が、如何なる強度を以て、如何なる潮流を爲して、いつ頃から、如何なる方向へ向つて進んで行つたかを次に概観することとしよう。

年々の海外渡航者は明治の開國直後十年間は六七百人で、其の後数年間に一千名から一千五百名迄逐年増加したが、明治十八年（一八八五年）ハワイ移民が開始されると共に俄然其の數を増し三千五百から明治二十三年（一八九〇年）の八千へと増進し、明治二十四年（一八九一年）以後は更に一万数千を数へるに至つた。之は朝鮮への渡航者米國カナダ濠洲への移民極東露領への出稼人が著増したのである。此の頃の朝鮮渡航者はハワイ渡航者に次いで最も多数であつ

たが、其の大部分は商人であり、此等の中には朝鮮に定住するに至つた者が少くない。中間への渡航者に就いても同様のことが云へる。但渡航者の數は朝鮮よりも余程少い。

日清戰爭（一八九四―九五年）以後は國民の海外渡航熱が勃興して渡航者數が激增、每年二万乃至三万に達し、特に明治三十二年（一八九九年）には五万の渡航者があり、同年の移民三万六千と云ふ數は、日本の移民統計に於ける最高記錄である。移民の向ふ所は、後に明治四十年（一九〇七年）の日米紳士協約日加協約に依つて渡航が制限せられる迄專らハワイ及び北米であつた。濠洲も日清戰爭直後迄は魅力ある移民地であつた。明治十六年（一八八三年）木曜島の眞珠貝採取に從事する移民があつたのを最初とし、一八九二年九八年には一千名を超える數を出したが、明治三十四年（一九〇一年）濠洲聯邦が成立すると共に白濠主義が確立され、翌年には移民に対し讀書力試驗を課することにしたので、日本移民は事實上禁ぜられるに至つた。

ハワイは明治三十一年（一八九八年）米國に併合され、翌々年には米國の移民法がここにも適用されることになつたので、ハワイ王國以來その形式に依つて渡航して來た所の契約移民が禁止されることになり、三十四年（一九〇一年）には移民は激減したが、翌年以後は自由移民としての渡航者が再び增加した。而して此の頃からハワイに既に移住した日本人の米國へ轉航する者が多くなり明治四十年（一九〇七年）轉航禁止になる迄に其の數三万八千に上つた。米國は當時日本移民の憧憬の國である。その國が明治三十九、四十年（一九〇六、七年）頃には別記の如く日本移民を禁ずる空氣が强くなつたので、此の両年には米國渡航者が激增すると共に、そこを終局の移住地と念願するハワイ、カナダ、メキシコ等への渡航者も急增し、海外渡航者總數は此の両年夫々五万八千、四万三千と未曾有の多數に上つた。

日米紳士協約日加協約の結果、日本は北米行の移民を自發的に制限するに至つたので、日本から東へ向ふ移民は激減し、從つて海外渡航者總數も一二万代に落ちた。當時の日本政府の意嚮は東への移民を制限して、その方向を日露戰爭の結果日本の勢力範圍となつた滿洲へ向ける積りであつたが、生活程度が低く法の保護の確立しない此の方面の誘引力は强くはなかつた。商業者並に滿鉄を中心とする技術者職員等の中流階級者の移住は相當數に達したが、勞働を目的とする所謂移民が相當數を以て此の方面に集まる樣になつたのは、遙かに後年の滿洲事變以後に屬する。ただ同じく日露戰爭の結果日本の權益として確認せられた極東露領の漁場への出漁は、此の頃以後益々多くの季節的勞働者の渡航を引きつけるに至つた。

而して所謂移民の主たる方向は爾來南米を指す樣になり、初めにペルーが、次いで大正以後（一九一〇年代以後）ブラジルが、主たる移住地となつた。南洋方面も、既に明治三十六年（一九〇三年）比律賓に於けるベンゲツト道路工事の爲に一万を超える勞働者の渡航を見たが、大正以後殊に歐洲大戰以後に多數渡航する樣になつた。マレイのゴム栽培、蘭領印度の煙草行商がこれからざる日本の小企業者を引き附け、その地への移住者を出したことは著名の事實である。これ等の增加により、北米向移民の制限の爲一時減少した移民は一九一〇年代以後再び一万數千に增し、歐洲大戰中と昭和四、五年（一九二九、三〇年）の世界恐慌期には二万を超えるに至り、特に昭和八九年（一九三三、四年）には夫々二万七千、二万八千の移民を見たが、昭和十年（一九三五年）ブラジルで日本移民の制限が行はれるに至つたので、再び頓挫を來した。この間に海外渡航者の總數は、大正年代（一九一二年に始まる）と共に四万を越し、歐洲大戰末期は六万を超えたが、再び漸落して二三万になり昭和年代（一九二五年以後）三轉漸增の形勢を生じ、同八、九年（一九三三、三四年）四万に上つたが、十年には前述の樣な理由により一万六千に激減した。

海外への渡航が斯く塞がれた時は日本人の滿洲への移住が漸く盛になつた時であつた。之に関しては後に詳しく述べ

ることにしよう。

之を概括すれば日本移民の潮流は、年代的に云つて、最初ハワイを目指し、次いで北米に向ひ、更に轉じて南米に指向し、最後に滿洲に進むこととなつたのであつて、此の間に濠洲、南洋並びに日本の植民地となつた台湾、樺太、朝鮮、關東州等への移住者がその姿を点綴するのである。

三、海外移民政策の変遷

最後にこの日本移民の潮流が三轉四轉推移する間に於ける日本の移民送出に関する政策乃至政府の態度に就いて概略を述べよう。

明治政府成立の当初は國家制度の基礎工作に忙しく海外移民に関しては顧みる遑も無かつた。ただ当時ある意味に於て海外と云はるべき北海道の開拓に力を注ぎ、之に関する施設に見るべきものがあつたことは既述の如くである。併し斯様な政府の海外移民に対する無関心は間も無くハワイからの移民要求に依つて終りを告げ、政府が積極的に乗り出さねばならぬことになつた。当時急速に発展しつつあつたハワイの製糖業は労力の不足とポルトガル、ノールウエイ、中國等から誘入した労働者の成績が良好ならざるに苦しんでゐたので、ハワイの政府は遂に日本労働者の進出を我が政府に対して希望して來た。その交渉は、明治十四年（一八八一年）ハワイ國王が來朝した際に、自身試みた程同國にとつて重要なものであつた。遂に明治十七年（一八八四年）ハワイとの間に移民條約が締結せられ、日本政府は自身の手を以て移民を募集し之をハワイに送る仕事を、翌明治十八年（一八八五年）から開始した。所謂官約移民が之であつて、その事業は十年間続き、その間に二十五回約二万八千の移民がハワイに送られた。

併し明治二十七年（一八九四年）には日清戦争が起つて政府は戦事に忙しくハワイ移民事業を管掌する余裕が無くなり、また事実その事業は既に軌道に乗つて官營を続ける必要も無くなつてゐたので、政府は之を一切民營に委ねることにした。

当時民間には海外渡航熱が勃興し來り、日清戦後は殊にその勢が凄じく、明治二十八年（一八九五年）には海外渡航者数は二万を超えるに至つた。従つてその大部分を占める移民を海外の労働需要者の要求に應じて、國内各地方で募集し、之を編制して一團として需要地に渡航せしめるところの、つまり労働需要者と供給者との間に立つて之を自己との契約に依つて締びつける移民会社なるものが、続々と設立されたのである。移民会社の最初のものは明治二十四年（一八九一年）に設立され、翌年初めて濠洲ニュー・カレドニアに移民を送つた。これが日本民間人の移民取扱の最初であつて、同社は引き続き主として南洋方面への移民を取扱つた。之に倣つて出來た他の数会社に依つて、明治二十七年から三十三年迄（一八九四―一九〇〇年）の間にハワイに送られた移民数は約四万に達した。移民事業が斯様に盛況を來すので、移民会社の濫設が起り一時はその数四十に達する程になり、種々弊害を見るに至つたので、政府は明治二十九年（一八九六年）移民保護法を制定した。その内容は移民取扱業者の監督取締を主目的とするものである。

明治三十一年（一八九八年）ハワイは米國に併合された。米國の移民法がここに適用されれば従來の様な契約移民は入國を許されなくなるので、明治三十二年（一八九九年）のハワイ移民は二万二千と云ふ多数に上つた。翌三十三年（一九〇〇年）果して米國移民法がハワイへも適用され、契約移民は禁止となつた。この米國側の態度に同調して、日本政府も直ちに、一時的ではあつたがハワイ移民を禁止した。之に依つて打撃を蒙つたのはハワイ渡航の途を絶たれた移民ばかりでなく、此等移民を取扱つた幾多の会社はいづれも窮境に陥り、破綻するもの続出し、残存し得たのは他の地方へ移民を向けることに成功したところの漸く五、六の会社に過ぎなかつた。

濠洲移民も当時移民会社とタイアップした日本郵船会社の船に依つて相当多数に輸送されてゐたが、明治三十四年（一九〇一年）濠洲聯邦政府が成立するや一般アジア人排斥の移民法が制定せられ、翌三十五年から邦人移民の入國は所謂読書力試験によつて事実上入國を禁止されることとなり、日本郵船会社の濠移民の輸送及び之に関する業務も廃絶に帰した。日本政府も之に関しては強い抗議をすることも無く、一九〇四年濠洲との間に、日本人は商人、旅行者、学生に限つて一年間を滞在期限とする入國許可の取極めが爲された。

ハワイに於ける契約移民の禁止は、日本移民の形式を変へ、爾後自由なる個人的移民として定期船に依る渡航が爲されるに至つた。而して移民の主流はこの時北米に轉じ、ハワイに渡つた者も更に米國に向つて轉航する様になつたことは既述の如くであるが、不幸なる日本移民は、ここでも亦排斥の声を挙げられるに至つた。その経過の詳細は後に米國移民の項で述べるが、数次の交渉の結果、日本は自己の任意を以て米國行移民を制限することに決し、明治四十年（一九〇七年）十二月三十一日覚書を駐日米國大使に通告した。之が所謂日米紳士協定であつて、爾後日本政府は旅券に依る渡米者の取締を誠実に実行し、再渡航者、在米邦人の父母妻子、学生商人の外は、新な労働者の渡米を禁止したのである。

日米紳士協定の結ばれた翌年（一九〇八年）日本はカナダとの間にも所謂ル・ミュール協定を成立せしめ、非移民、再渡航者、店員、特定の農業労働者、家内使用人の外は同國人の渡航を禁ずることとし、且非移民外渡航者の数は一箇年に四百名以内に限ることを承認したのである。

北米に於ける排日運動の経過中には日本は随分と不愉快を忍ばねばならなかつた。僅かに協定による自発的移民制限と云ふことで面目を保つことに依つて問題を解決したのであるが、この反面には日本が此の時期の前後に於いて新たに獲得した領土と勢力範囲の地域が、増加人口最良の天地として考へられてゐたことを看過してはならない。明治四十三年（一九一〇年）三月の議会に於て小村外相は二十ケ年間百万人の大和民族満洲移住論を提唱した。明治四十一年（一九〇八年）には朝鮮開拓に日本農民を関與せしめる趣旨を包含して東洋拓殖株式会社が政府の出資と特別の保護と監督を受ける特殊会社として設立された。規模は小さいが台湾に於ても総督府は明治四十三年（一九一〇年）東部台湾に内地農民の移植計画を樹てた。南樺太に於ては、領有直後（一九〇五年）に内地農民の移住者に対し土地の無償貸附、成墾後の無償譲與の恩典を以てする奨励を約束した。此等のことは其後永い間或は実現を見ず、或は僅かの成功を得たに過ぎなかつたが、兎も角、当時日本の植民に対する意思が何処にあつたかを語る重要な事実である。而して之と同時に、外國への移民に関する日本政府の態度は、著しく消極的なものとなつて数年を過したのである。

然るに其後間も無く勃発した欧洲大戦は、東洋及び南洋市場に於ける日本商品の未曾有の輸出増加と共に、之に伴ふ日本人の海外移動の機会を與へ、又欧洲移民の杜絶は日本に対し地球の対蹠地からの移民の要求をさへも齎した。而して此の変動に依つて日本は空前の経済的好況を恵まれたが、ここに獲得された富の分配に関して新たに深刻な社会問題に当面せざるを得なかつた。さうなつて来ると日本は今更ながら資源の貧弱、食糧の不足を痛感し、過多な人口の圧力を緩和すべき方策の一として、移民に対する國家的努力を拂はねばならぬ必要を強く自覚するに至つた。そのことは、大戦が終つて不況が襲来し、次いで未曾有の関東大震災に依つて、戦時中に蓄積された量に略々等しき富が喪失されると共に、愈々日本の朝野に廣く高く叫ばれる議論となつた。大正時代の後半期（一九一〇年代の後半期からの十年間）には、此の事実と意識とを背景として、日本では種々な移民政策が具体化して来たのである。

大戦中から大戦後にかけて、政府の特別の保護監督を受ける横浜正金銀行、台湾銀行、朝鮮銀行等の爲替銀行の海外

支店の增設、汽船会社の航路の拡張、その南洋、南米東岸諸線に対する政府の補助等は、主としては貿易発展を意図したものであるが、また少なからず移民の便宜を考慮に置いた対策であつた。直接の移民、拓殖関係の施設としては、大正六年（一九一七年）以後に行はれた東洋拓殖会社の業務地域の拡張がある。同会社は朝鮮の開拓を目的として政府の援護の下に朝鮮に設けられたことは既述の如くであるが、此の年法律を改正して移植民金融機関の中枢たらしめる目的を以て本店を東京に移し、滿洲に支店を設けて此の方面へも事業を拡張し其の後更に中國、東部シベリア、馬來半島、比律賓、南洋群島へも手を延した。又日本の海外移民が多くの移民会社の手を通じて行はれて來たことは上に述べた所によつて明かであるが、群小会社の乱立は、資金の不足、無用の競爭による弊害少なからざるに鑑み、有力な一大会社を設けて移民政策上一貫した企画と実行とを之に行はしめようとして、政府の勧奨下に当時存立した四つの移民会社を合併し、後更に他の二社を吸收することに依つて、海外興業株式会社と云ふのが設けられた。大正六年（一九一七年）此の会社は同年改造された東洋拓殖会社と母子の関係に立つもので、後者は此の会社の株式を所有し代表者を重役会に加へて連繫指導に当らしめた。爾後此の会社は特にブラジルの移民と開拓とに盡すことが多かつた。

大正十年（一九二一年）政府は移民に関して積極的施設に乘出し、同年まづ海外興業会社に補助金を交付して民間に於ける移植民宣傳施設を助成する端緒を開き、大正十二年（一九二三年）からは同会社が従來移民から微收してゐた手数料を全廢せしめて、其の代り報償金を会社に交付することとし、又同年関東大震災の罹災者にしてブラジルに移住する者に対して船賃を補助し、翌十三年（一九二四年）からは一般ブラジル移民に対しても渡航船賃の全額補助の途を開くに至つた。海外事情の紹介、移民船中での保護教養等にも予算が組まれて移植民の保護奨励指導に関する体系は此の頃に略々整備されたのである。

昭和二年には海外移住組合法が制定せられた。之は従來の労働移民と性質を異にした所謂企業移民、卽ち相当の資本を携行して移住地で初めから土地を購入して開拓事業を營む自作農移民の組合で、移民の出身地府縣を一單位として組織されるものであるが、漸次各府縣に普及し、其の中央機関として海外移住組合連合会も設立され、其のブラジルに於ける代行機関として同國法に基くブラジル拓殖組合が出來昭和四年（一九二九年）から事業を開始した。

更に政府は移民の素質を一層向上せしめる爲、昭和三年（一九二八年）神戸に移民收容所を開設し、ブラジル渡航移民出発前約十日間無料收容して、彼等の教育、訓練、保健上の世話をすることとし、南洋移民に対する同様の施設は昭和八年（一九三三年）長崎に開設せられた。而して、此の頃迄ブラジル渡航者に対する補助は船賃の範囲を限られたのであるが、当時深刻化して來た農村不況の爲、海外移住を欲しても其の支度の爲し得ない者に渡航の途を開かんとして、政府は長年の民間の希望意見を容れ、昭和七年（一九三二年）以後ブラジル移民に対して渡航費の外支度金をも交付することとした。

此等の施設を行ふ主要官廳は初め內務省であつたが、昭和四年行政機構改革が行はれ、新たに拓務省が設けられて、ここに外地各部行政を統一的に總攬する仕事と共に、移民関係の事務が委ねられることとなり、施設は一層の徹底を期待し得る様になつた。

北米への移民が絶望となつてから欧洲大戰以後の日本の海外移民の主たる潮流はブラジルに向ふ様になり、一九三〇年頃には此の移民に対する施設も漸く組織的に完備して來たが、斯くなつた時には、ブラジルに於ても日本移民排斥の声が漸次昂まつて來日本國內の增加する人口の海外への捌け口は又もや塞がれる運命に際会せんとするのであつた。恰も此の際に昭和六年（一九三一年）所謂滿洲事変が起り、日本が明治以來夢にも忘れる能はなかつた滿洲への大量入國

の機会が到來した。爾後十余年太平洋戰爭の終末を見る迄の間、日本の海外移民に対する努力は、滿洲に創設された滿洲國政府と協力の上專ら滿洲を開拓して產業發展の原動力となり日本の國防第一線を守るべき農業移民をここに植え附けると云ふことに集中したのである。その經過の多少具体的な敍述は後節に讓り、ここには此の間に策定せられた日本の移民対策の輪廓を概說しよう。

滿洲事変の翌年昭和七年（一九三二年）初頭拓務省は滿洲移植民計画大綱を左の如くに宣明した。

（一）相当多数の者を移住せしめ一戸当面積は自家労力を本位とし經済的に成立し得る程度を目標とする自作農を設定する。（二）入植前内地及び現地に於て特殊の訓練を施す。（三）相当程度の補助金を政府より支出する。（四）農村の青壯年中身体強壯にして志操堅固なる者を選ぶ。（五）第一期計画として十年間に十万戸を送る。

之に対し滿洲現地側に於ても関東軍を中心として移民実施方針を決定し、日本政府は直ちに移住適地調査を実施、次いで在鄉軍人から約五百名の移民を募集翌昭和八年（一九三三年）之れを東北滿佳木斯（チャムス）附近に入植せしめた。之を第一次として以後第五次迄の所謂試驗移民が、未だ治安定まらず匪賊の屢々出沒する地域に武裝の姿で送られたが、此等とは別個に入植した自由移民共に種々な困難を克服して良好の成績を示したので、昭和九年（一九三四年）から十一年（一九三六年）迄の間に内地朝鮮滿洲間の連絡協議が行はれ、滿洲拓殖株式会社、滿鮮拓殖株式会社、滿洲移住協会等の設立に依り、移民実施の機関が整備され、遂に昭和十一年（一九三六年）八月日滿両國の國策として「二十ケ年百万戸五百万人入植計画」が公表された。

本計画の基礎は、滿洲國人口が今後二十ケ年間に五千万に増加するものと推定し、その約一割に当る日本内地人開拓民を、昭和十二年以後二十ケ年間に入植せしめんとするものであり、更に之を内地側から見れば、当時の日本農家五百

六十万戸の約二五%を占める五段歩（半ヘクタール）未滿の農家の約半数を移住せしめんとするにあるのであつて、実施期間を四期に分ち、五ケ年を一期として第一期十万戸、爾後逐次十万戸宛増して行く計画であつた。第一期計画に就ては更に詳細な年度割実行計画が樹てられ、試驗移民時代の入植戸数を合せて八万五千戸の入植が企図された。

尙此の外に、成年者の移民のみでなく純眞な青年を軍隊組織に依つて訓練して開拓地に出すと云ふ案が唱へられ、当局の容るゝ所となつて、滿蒙開拓青少年義勇軍の名の下に、昭和十三年（一九三八年）から毎年一万余の青少年が、まづ内地に於て短期の訓練を受けて、滿洲開拓地に送られ、二ケ年の現地訓練の後、集團開拓民として定着すると云ふコースを辿るものとして送出されることとなつた。また昭和十二年（一九三七年）日華事変以後日本の戰時体制下の經済変動に依つて中小企業者の轉業が必要となり、その消化先として滿蒙開拓地への移住が考へられざるを得なくなつた。

此等の別個の要素を織込み、且上述基本計画の実施にとり掛らんとした折に勃発した日華事変に依つて促された新情勢に基いて検討し直された滿洲開拓政策に関する基本要綱なるものが、日滿両國政府の協議の末に決定を見て、昭和十四年（一九三九年）末に公表され、翌年から実施に移された。その主要点を述べれば、第一に基本方針としては「滿洲開拓政策は日滿両國の一体的重要國策として、東亞新秩序建設の爲の拠点を培養確立するを目途とし、特に日本内地人開拓農民を中核として、各種開拓民並びに原住民等の調和を図り、日滿不可分関係の鞏化、民族協和の達成、國防力の増強及産業の振興を期し、兼ねて農村の更生発展に資するを以て目的とする」と謳ひ、第二に開拓民（從來使用された移民と云ふ語を避けて爾後專ら「開拓農民」又は「開拓民」の語が用ひられることになつた）の種類としては、日本内地人及び朝鮮人には、開拓農民、林業・牧畜・漁業等の半農的開拓民、商工鉱業等からの轉業開拓民、開拓青年義勇隊と数へ、原住民に就ては國内移住をする開拓民と日本開拓民の移住に依り土地の関係上移動する必要を生じ政府に於て

補導を要する原住民とを区別して、之が対策を講ずることゝし、第三に開拓農民の移住形態に関しては二、三百戸の集團形態三十戸乃至百戸の集合形態及びそれ以下の分散形態を区分し、第一のものに就ては協同経営を進めて自給自足経済の確立を図ると共に原住民との混合村の完成を庶幾し、第二のものに就ては開拓農家の自立を目途とし、各形態共原住民を包容融合せしめる如く指導することを期し、最後に農業経営に関して、集團及び集合開拓農民は家族的勤労主義並びに部落的協同勤労主義を目途とし、その形態は自作農を主眼として協同経営を加味し、特に集團開拓農民に付ては機械営農併用の協同経営又は必要なる鮮満人との合作を考究することゝし、分散開拓農民に付ては適地適應主義に依り自立自活の途を講じ自作農設定に努む、と謳つてゐる。

此の要綱を実施するに要する機関として、満洲拓殖株式会社を改組して成立してゐた満洲拓殖公社をして昭和十六年（一九四一年）朝鮮開拓民の助成機関たる満鮮拓殖株式会社を合併せしめて、開拓事業の一元化を図り、別に未利用地の開発事業を担当する満洲土地開発会社を設立し、諸種の機関に依つて運営されてゐた青年義務隊訓練所を統合する爲、日満両國合作の特殊法人として義勇隊訓練本部を設け、又満洲國政府に於ては一般開拓民を含む指導員訓練所、基幹開拓民訓練所を國立の機関として設け更に開拓に必要な一切の事項を科学的に調査研究する機関として開拓研究所を新設する等の施設が行はれた。

斯くて開拓第一期五ヶ年計画は昭和十六年度（一九四一―二年）を以て比較的好成績を以て終了し、昭和十七年度からは第二期に入り、五ヶ年間に二十二万戸を入植せしめ、青年義勇隊員十三万人を包擁すべき計画が、日満両國政府協定の上樹立せられた。併し愈々その実施にかかる時は、恰も日本が太平洋戦争に突入した時で、内地の農村も動員と軍需工業の労力需要急増による労力不足に苦しみ出して居り、満洲開拓民の送出は困難となりつゝあつた。その傾向は年を重ねて甚しく、更に折角入植した開拓民も、戦争の苛烈化するに連れて追々と現地で召集せられることとなり、開拓地は農業経営に支障を来すのみならず、治安の上からも危惧せられるに至つたが、遂に昭和二十年（一九四五年）八月終戦と共に、日本移民の既往の一切の努力は、将来への夢と諸共、日本人の所有としては跡形も無く消え去つたのである。ただ此の間に日本人が入植するに依つて促された土地の改良、農法の改善は、爾後の満洲の混乱に依つてその儘の形では持続されないだらうが、若干の痕跡を止めてゐるものと信ぜられる。

第三節　日本の海外移民（二）

一、ハワイ移民

日本の近代移民史は明治元年（一八六八年）のハワイ及びグアム島移民に始まると云はれる。之は当時横浜に居住して新聞を経営し、兼ねてハワイの領事事務取扱を委託されてゐた米人ヴェン・リードの斡旋によるもので、ハワイに渡航しは者が百五十三人、グアム島へ赴いた者が四十人あつた。翌明治二年にはオランダ人エドワード・スネールなる者が四十余名の日本人を引連れてカリフオルニアに移住したと云ふ記録がある。併しグアム島移民もカリフオルニア移民も共の消息は不分明であり、ハワイ移民は到着後言語の不通、労働習慣の相違、契約條件の不徹底等から傭主との間に衝突を来し、困窮状態にあるとの情報が傳へられたので、早くも明治二年（一八六九年）日本政府は官吏を派遣して調査の上、四十名を連れ戻さしめた。後に残つてハワイの最初の日本人移住者となつた者もあつたが、結局明治最初の三移民團はいづれも失敗であつたと考へられる。

日本開國以来の移民史がここに始まると云はれるにしても、上の事実は、謂はゞ好事家の詮索に委ねらるべきもので、

我々の觀察の対象となるべき組織的な大量の日本海外移民は、明治十七年（一八八五年）の日布移民條約の履行によつて翌十八年（一八八六年）から開始された官約ハワイ移民に始まると云ふべきであらう。この官約ハワイ移民が製糖業の勃興に依つて労力の異常な需要を生じたハワイの政府の希望に依ること、日本政府直営の移民事業がその後十年間続き、日清戦争に際し移民会社の手に引渡され、当時戦争に依つて著しく日本人の間に廣まつた海外渡航熱に應じて移民会社の設立が続出したこと並びに明治三十一年（一八九八年）ハワイの合併により、明治三十三年（一九〇〇年）から米國の移民法がここに適用されて、契約移民が禁止となり、日本移民に一轉期を劃するに至つたこと等に就ては既に前節日本の移民政策史の敍述の中で述べ終つたからこゝでは繰返さず、その後の狀態に就いてのみ述べることとしよう。

米國のハワイ併合の翌年明治三十二年末の調査ではハワイ在住の邦人は五万八千人あつた。而して米本國の移民法の適用に依つて契約移民が禁止せられると、最も苦しんだのは労力不足に悩むハワイ労働界であつた。併合迄は中國の移民も当時米國太平洋岸諸州で漸次盛んになつた中國移民排斥熱の影響下に漸次抑圧を受けつつも兎も角相当数ハワイに入つたのであるが、併合と共に之が全然禁止されるに至り、ハワイはただポルトガル人の移入労力にのみ頼らねばならなかつた。無論それで間に合ふ筈は無いので、日本労働者に対し集團的な契約移民としてでなく、個人的に自由な旅客として入國し、ハワイに定着することを希望する様になつた。明治三十四年（一九〇一年）日本政府も前年米國の立法に同調して発令したハワイ渡航の禁止を解いたから、其の後日本人は一定の制限下に所謂、自由移民として定期船で渡航し、明治四十年（一九〇七年）日米紳士協定が結ばれる迄の間に八万四千の渡航者を見た（但しこの中には移民以外の者の数をも含む）。当時ハワイに渡つた者の中には、米國へ移住する楷梯として渡航した者が少くないのであつて、此等が一旦定着せるハワイ移住者をも誘ふこととなり、明治三十六年乃至四十年（一九〇三―七年）に米國に轉航した者の数は三万八千人に達したと云ふ。而して此の頃迄にハワイは略々その労働需要をも満し得たので、日米紳士協定は新なハワイ渡航者をも嚴重制限することとなり、明治四十一年（一九〇八年）以後日本人の渡航者は、再渡航者並びに移住者の呼寄妻子に限られることとなつた。

一九一〇年以後に於けるハワイの人口統計を見ると、第十表に示す如くであつて、日本人の増加率は比律賓人には固より、白人のそれにも及ばない。移民の制限が効果を示してゐる訳である。併し定着した人々の間の増殖はこの期間に相当大なるものがあつた如くであつて、一九三五年の統計では人口十五万の内十万六千はハワイ生れであつたと云ふ。総人口に対する割合から云へば、日本人は一九三〇年に三八%を占めて遙かに他を抜いてゐる。斯様に日本人の移住者がその地民族別の人口に於て第一位を占めたと云ふのは、稚太を除けばハワイが唯一の例である。

第10表　ハワイの民族別人口

人種	1910年	1920年	1930年
総数	191.9	255.9	368.3
ハワイ人	26.0	23.7	22.6
混血ハワイ人	12.5	18.0	28.2
白人	44.0	54.7	80.3
中國人	21.7	23.5	27.1
日本人	79.7	109.3	139.6
朝鮮人	4.5	5.0	6.5
比律賓人	2.3	21.0	63.1
黒人	0.7	0.3	0.6
其他	0.4	0.3	0.2

Statistical Abstract of the U. S. 1936年に依る。

併し此等日本人の経済的地位は余り高くはなかつた。職業別から見ると商業が首位を占め、その殆ど全部が島内の小商業に従事し、貿易商会社経営等の目立つものは少かつた。農業経営者及同労働者が之に次ぐが、多くは甘蔗園労働者で、独立農業者も大多数中小規模の経営者である。独り漁業だけは殆んど日本人の独占的な事業になつて居つた。要するに、日本人自身としての経済的発展は目覚ましいものとは云へないが、彼等の前代の移住によりハワイ自身が産業的発展の基礎を作つたことは否めないのである。

二、濠洲移民

明治十六年（一八八三年）日本人潜水夫三十七名が英人ジョン・ミュラーなる者に雇はれて眞珠貝採取の目的で初めて濠洲に渡航した。之は明治初年の三移民團に比せらるべき好事的事実であらう。組織的な日本人の濠洲移民は明治二十五年（一八九二年）移民会社による最初の取扱に依つて、濠洲及ニューカレドニアに対して送られ、日清戰爭の後日本郵船会社は木曜島ニューカレドニア及び北濠洲クイーンスランドに対して二、三回の日本移民の試驗輸送を試みた後、結果の良好なのに力を得て、明治二十九年（一八九六年）秋から濠洲航路を開設し、移民会社とタイアップして此の方面の輸送事業の発展を期したが、明治三十四年（一九〇一年）濠洲聯邦成立と共にアジア人排斥の移民法が制定され、翌三十五年（一九〇二年）邦人移民に讀書力試驗を課する事になつたので入國が事実上禁止されるに至つたことは既述の通りであつて、郵船会社の事業も一場の夢物語と化し去つた。

其後明治三十七年（一九〇四年）の日濠間取極により日本人は商人、旅行者、学生に限り入國を許されることとなつたが、在住期間は、一年間に限られ移住は嚴重に制限された。併し潜水作業は日本人の特技であつて、他に代るべき労働者を得難い所から、木曜島及び西濠洲ブルーム地方の眞珠業者は政府の特別入國許可を得た上、日本に労働者を求めて來るものがあり、之に対しては日本も少数ながら出稼移民を其後も送つそゐた。

ニュー・カレドニアへはニツケル鉱山開発の爲一九一九年迄に約三千五百名の労働者が送られたが、其後ニツケル鉱山の事業不振と共に渡航者も途絶え移民も歸國離散した。

一九三〇年代の中期に於て、濠洲、新西蘭、太平洋諸島に在りし日本人は約三千人で、その三分の一は採貝夫として木曜島、ダーウイン、ブルーム方面にあつたものである。

三、米國移民

明治二年（一八六九年）蘭人エドワード・スネールが四十余名の邦人移民を引連れて、カリフオルニアに渡つたことは既述の通りであるが、この以前の徳川幕府の末期にも、数回の好事家の詮索に委ねらるべき米國移民の事実があり、その後にも散発的な邦人移住の事例は年々引続いた。併し社会現象として注目すべき日本人の米國移住は、明治十五年（一八八二年）米國が中國移民排斥法を制定して中國移民の入國を禁止して後に始まると云ふべきであらう。

米國の中國移民排斥は、同國西部地方で当時盛んに行はれてゐた鉄道工事に従事する労働力の供給に支障を來した。又カリフオルニアに発展しつつあつた農園企業の労働力需要も之が爲に影響を蒙ることが多かつた。そこで自然中國人労働者に代るべき日本人移民に対する需要が多くなり、恰も明治十八年（一八八五年）に始まつたハワイ移民と相並んで、自由移民としての日本人の渡來が、明治二十二年（一八八九年）頃から漸次增加し、明治三十三年（一九〇〇年）ハワイに於ける日本人の契約移民が禁止されると共に、渡來自由移民は一層盛んとなり、更に明治三十六年（一九〇三年）以後は、ハワイに渡つた移民の米國に向けて轉航する者が続出するに至つた。明治二十五年（一八九二年）から四十年（一九〇八年）十月迄十五年十ケ月の間に、日本からサンフランシスコに直接渡來した移民は二万一千人で、明治三十六年（一九〇三年）から同じ時期迄にハワイから轉航して來た日本移民は、ハワイの移出民統計に依れば三万八千人に達した。其他北はカナダ、南はメキシコより入國して來た日本人も多数に上る。米國は当時日本移民の憧憬の地なのであつて、此の頃に於けるハワイ、メキシコ、カナダ等への渡航者の增加の中には、終局的には米國に入る機会を得ようとの望みを持つたものを少からず含むのである。

斯様にして在米邦人の数は、日本の統計に依れば明治二十二年（一八八九年）千七百に、二十八年（一八九五年）六

千に過ぎざりしものが明治三十三年（一九〇〇年）には三万二千、三十八年（一九〇五年）には五万三千、三十九年（一九〇六年）には七万八千と激増の一途を辿つたのである。

十九世紀末から二十世紀当初にかけての米國西部の鉄道の発達と日本移民とは密接な関係がある。明治三十七年（一九〇四年）以後は殊に鉄道建設に日本人労働者の需要が多く、各地の鉄道会社は日本人請負業者の手を経て盛んに日本人労働者を雇入れ、太平洋岸は勿論、西部一帯の鉄道沿線到る所に、日本人労働者を見るに至つた。斯くて多数の日本人は太平洋岸から漸次内地へ進入する機会を得、初めは鉄道工夫として労働してゐた者も、附近の事情に通ずるに従つて、或は鉱山労働者に轉じ、或は農園労働者となり、或は耕作者として独立する者を生じ、次第に地歩を固め、之がまた新來労働者誘引の原因ともなつて、邦人農園事業の発達並びに同労働者の増加を來した。明治四十年（一九〇七年）頃には、その基礎も漸く深くなり、土地と密接な関係を生じて、単なる出稼労働でなく、土着民化する時代に入つた観を呈し、特に当時九万に上つた在米日本人の六割を占めたカリフォルニアに於ては、企業経營者が漸次輩出する傾向を示すに至つた。明治四十年（一九〇七年）頃に於ける在米日本人の職業別を見ると、鉄道工夫及び鉱山労働者が最も多数を占め、総数の約二六％に達し、次いでは農業労働者及び小作、借地農等農耕に従事する者で約二四％他の半数は家庭労働者、庭園師、商工業に従事する者、学僕等であつた。

斯く日本からの移民が米國内に於てその國土開発に貢献をし漸く経済的地盤を築きかけた時に、これ以上の移民を禁止する処置が採られるに至つた。

日本移民排斥の空氣は早くから米國西部地方にあり、日本に於ても之が感得せられたので政府は夙に自制に務める所があつた。既に明治二十四年（一八九一年）二月日本政府は渡米者に対する旅券発給に十分の取締を爲すべき旨の警告を地方廳に対して発してゐる。これは同年春桑港に於いて貧困者或は契約労働者なるの故を以て上陸を拒絶せられた者が生じたに鑑みたのである。明治三十一年（一八九八年）にも同じ様な事実がある。同年末には加州議会に日本人労働者排斥の決議案が提出され、翌年ソートレーキ市に於ける西部諸州労働團体聯合大会に於いても同様の決議案が採択され、更にその翌年にはやがて満期に達せんとする一八八二年の中國人排斥法の再制定を考慮する爲招集された桑港市民大会に於いて日本労働者の移住に対する強き反対を示せる決議が行はれ、外交官以外の一切の日本人を排斥する爲、法律の制定其他必要な処置を採るべき旨の勧告を採択した。斯様な事情に應じて日本政府は明治三十三年（一九〇〇年）五月米國行移民を一ケ月各府縣を通じ二百名内外に制限し、更に八月には当分の間一切の米國行移民を差止めるに至つたので、米國に於ける排日運動も一時緩和されたのである。

然るに前述の如く、明治三十七年から三十八年にかけて（一九〇四・五年）日本及ハワイから渡航して來る日本人労働者が急増したので、桑港クロニクル紙は一九〇五年二月以來連日対日問題に関する論説を掲げて一般の注意を喚起し世論も之に應ずるに至つたので、加州議会も日本人問題を取り上げる事となり、爾來毎議会に於ける重要議題となつた。更に同年五月桑港にアジア人排斥同盟会が設立されるに及んで、日本移民排斥は一層組織化せられ、同会は其後シヤトル、ポートランド其他各地に支部を設けて活潑な活動を行つた。斯る空氣の中で桑港学務当局は日支両國兒童を隔離教育する事を決定、之が実施に至らざる間に、翌明治三十九年（一九〇六年）四月桑港大震火災が起り、日本学童の通学する学校が焼失するに及んで、日本人学校問題は更に激化し、同年十月学務当局は遂に隔離学校令を出して多数日本人学童を東洋人学童を東洋人学校に轉校せしむることゝなつた。茲に於て排日問題に関し日米両國政府間に初めて公式の交渉が開始されるに至つた。

日米政府間の交渉の結果、桑港学務当局は遂に隔離学校令を撤回し、之が交換條件として日本政府は自己の任意を以て米國行移民を制限することに決し、明治四十年（一九〇七年）十二月三十一日覚書を駐日米國大使に通告した。之が所謂日米紳士協定であつて、爾後日本政府は旅券に依る渡米者の取締を実行し、再渡航者、在米者の父母妻子、学生商人の外は新な労働者の渡米を禁止することとした。一方米國に於ては一九〇七年二月の移民法修正に依り、メキシコ、カナダ或はハワイ行旅券を所持し該地より轉入せんとする日本移民の入國を拒絶するに至つた。

爾後日本政府はこの紳士協定を忠実に守つたが、米國に於ける排日的風潮は尚ほやまず、既に移民の入國を阻止し得た新な段階に於ては、日本移民の既に米國に定着して事業を営む者に対する圧迫を立法化する傾向となつて現れた。即ち明治四十年（一九〇七年）日本人土地所有禁止法案がカリフォルニア州議会に提出され下院を通過したが、大統領の勧告に依り法律の成立は阻止された事実がある。これが單なる移民拒否から轉じた排日立法の試みの最初であつて、其の後は毎年の如く此の種の法案が加州の議会或は他の西部諸州の議会に現れたが、暫くの間はいずれも成功を見なかつた。遂に大正二年（一九一三年）加州議会は、日本人の土地所有を禁じ借地権を制限する新土地法を可決し、五月十九日同法が成立した。日本政府は之に抗議したが結局何等得る所は無かつた。却つて大正九年（一九二〇年）には、カリフォルニアの排日派は更に進んで、日本人の借地権をすら奪はうとする運動を起し、一般人民投票に訴へて新たな土地法を成立せしめることに成功した。翌大正十年（一九二一年）にはワシントン州議会も日本人の土地所有禁止を目的とする外國人土地法を通過せしめた。大正十一年（一九二二年）米國最高法院は日本人に帰化権無きことを判決し、翌年更に前記カリフォルニア州及びワシントン州の排日土地法の適法を認めるに至つた。

更に大正十三年（一九二四年）恰も日本が前年の未曾有の関東大震災の打撃に呻吟せる際、日本の一九〇七年紳士協定の一層誠実なる遵守を根拠とする抗議にも拘らず、米國議会は帰化不能外國人移民の入國禁止條項を含む移民入國割当法案を成立せしめ、之が同年七月一日から実施となり、日本移民の米國渡航はこゝに完全に閉塞されるに至つた。

米國在留日本人の数は日本の統計によれば、昭和十年（一九三〇年）に於て十一万二千人で、内約十万人は太平洋岸諸州に散在してゐる。職業別は農業者が最多で、有業者四万人中の約半数を占め、次は商業九千人、家事使用人三千人の順である。農業は蔬菜、果実、花卉栽培を主として、その生産物は全米へ供給せられてゐた。耕作面積は三十四万エーカーに達するが、排日土地法の結果として日本人の手中に確実にある面積は四万五千エーカーに過ぎなかつた。

四、カナダ移民

日本の米國移民と盛衰略々同じ経過を辿つたのはカナダ移民である。日清戦争（一八九四、五年）後國民の海外渡航熱勃興と共に日本人労働者、主として漁業製材炭抗労働者のカナダに向ふ者が激増し、一九〇〇年にはカナダ西海岸に於ける日本人漁業者は其の数三千人に達した。併し其の頃から米國に於ける排日と相呼應して日本人排斥の声が高まり種々の排日手段が講ぜられたが、其の都度英國政府の盡力に依つて事無きを得た。

然るに一九〇四五年頃から在ハワイ日本移民の米大陸渡航が始まり、桑港と同様カナダのヴアンクーバーに押し寄せた数は非常なる数に上り、之が白人の反感を少からず挑発した。当時のカナダ民衆指導者等は米國太平洋岸に於ける排日運動の首脳者と氣脈を通じて排日の火の手を挙げ、遂に之が動機となつて、日米紳士協定の直後明治四十一年（一九〇八年）日加間には日本移民制限に関する所謂ル・ミュール協約が成立した。其の結果非移民再渡航者、店員、特定の農業労働者、家内使用人に限り入國が認められ、且非移民外渡航者の数は一ケ年四百名に限られ、同時にハワイよりの轉航も米國に於けると同様禁ぜられた。更に大正十二年（一九二三年）右の人数は百五十人に減ぜられ、事実上入國禁

止と同様になつたのである。

其後ナカダ在留の日本人数は約二万に固定して動かず、その大部分は太平洋岸ブリチツシュコロンビアに居住し、農林業、漁業、製鉱業、及び商業に従事して居た。漁業者は多く鮭漁に従事し、同州水産業が非常に繁栄に赴いたのは全く此等日本移民の力に依るものである。

五、メキシコ移民

日本のメキシコ移民は明治三十年（一八九七年）に始まると云はれる。同年日本の一貴族が珈琲園経営を目的として同國南部チヤパス州エスキントラ附近に土地を買収し、三十二名の移住者を送つたが、土地の選定を誤つた爲事業は成功を見なかつた。其後明治三十六年（一九〇三年）一移民会社は北部コアウヰラ州エスペランサ炭抗行契約移民四十八名を送出したのを初め、諸移民会社に依つて、明治四十年（一九〇七年）迄の間に前後十数回に亘つて約一万の移民がメキシコに送られた。彼等は炭抗、鉄道工事、砂糖耕地等に就働したが其後黄熱病、熱射病等に倒れる者、炭抗爆発の難に遭ふ者契約を棄てて逃亡する者続出し、帰國者二千人を出し、尚米國へ轉入せる者も約四千人に達した。残留者はメキシコ國内各地に散布して農業小商業に従事したが、一九三〇年代の在留者は五千余、その過半数は此等先駆者の呼寄せた移民で、雑貨、食料品、珈琲店等の小商業を営む者が多く、次で北部地方で農業を営む者、低加州各地を根拠として漁業に従事する者が多数を占める。メキシコでは革命争乱が頻発したので、在留日本人の受けた打撃も少くなかつたが、政情の安定するに従つて各地に日本人の小成功者が輩出してゐた。一九三〇年代中頃で日本人のメキシコに於ける投資は三百万円、一ケ年取引高一千万円と云はれてゐた。

六、比律賓移民

ハワイの契約移民禁止が当時日本に多数存在した移民会社の経営に打撃を與へたことは既に述べたが、諸会社は此の危機を、契約移民の禁止されてゐない地域への移民送出に依つて切り抜けることを考へねばならなかつた。南米と南洋諸地域は斯る事情の下に我が移民送出地として現れて來た。

日本の南洋移民発展の基礎となつたものは、明治三十六年（一九〇三年）比律賓の道路工事に雇はれた労働移民である。米國は比律賓の領有後間も無く、首都マニラから夏季の首都及び避暑地として選定したバギオに通ずるベンゲット道路の開鑿工事を計画したが、当初使用した比島人、中國人ではその完成容易ならざるを見て、忍耐心強く勤勉且規律的な日本人労働者の移入を決し、日本領事館を通じて労働者の供給を求めて來た。日本の移民会社は争つて此の要求に應じ、更にこの道路工事以外に諸種の土木工事の爲の労働需要もあつて、明治三十六年（一九〇三、四年）は比律賓への移民が三千人を数へた。併し明治三十八年（一九〇五年）困難を極めたベンゲット道路工事は、成功を以て終りを告げたので、日本人移民の渡航は一段落し、而して工事終了に依つて職を失つた日本人労働者の轉職の問題がこゝに起つて來た。

此の時に当り、比島開拓の先駆者太田恭三郎氏は、予てミンダナオ島の一角ダバオの地がマニラ麻栽培の好適地たるべきを察してゐたので、右の失職日本人労働者百八十余名を率ゐて此の地に入り、前人未踏の原始林に斧を振つて開拓に努め、マニア麻の栽培を始めた。其の後事業は幾多の困難に際会したが、拮据経営数年の結果、漸く成功の緒に就き其の範に倣つて同じ栽培事業に従事する日本移民も漸次増加した。此等の事業は、法律の制限内で出來るだけ廣大な土地を得る爲総て法人組織であつて、拂下又は租借によつて土地を得て栽培を行ふのである。欧洲第一次大戦中の好況はこの事業に幸ひし、その末期にはダバオ在留日本人約一万人、日本人会社は五十余を算するに至つた。

第一次欧洲大戦後の恐慌の影響により、マニラ麻栽培が不利となると共に、大正十二年（一九二三年）にはダバオの日本人は一時二千七百人に減少したが、其の後市況の恢復と共に再び渡来者が年々増加し、昭和四年（一九二九年）に始まつた第二次の不況にも、余り激しい減少を見ることなく、昭和九年（一九三四年）十月の調べでは在留日本人一万三千、投資額三千三百万ペソに達し、マニラ麻の生産は一九三七年に比律賓の生産量が二〇万瓲で世界の独占的生産物であり、その六〇%がダバオで出來、更にその三分の二が、この移住日本人の手で生産されたものであつた。

ダバオのマニラ麻栽培移民の外、商業移民の渡來も一九一〇年代以來相次ぎ、三〇年代の日貨の進出に伴つて其の數は愈々增し昭和十四年（一九三九年）の比律賓國勢調査に依れば在留日本人はダバオに一七、八八八、マニラ市に四、七三〇其他を合せて二九、〇五七と註せられた。

七、其他南洋移民

蘭領印度、英領馬來等への日本人の渡航は二十世紀に入つてから本格的に始つてゐる。併しこの方面の日本移民は比律賓のそれと異つて主として商業移民であつて、初期は殊に小規模の小売商が移住したものであつた。その中で蘭領印度に於いてスマラン、スラバヤ地方を根拠として奥地深く売薬行商をして歩いた日本商人は特色あるものであつた。彼等は年々日本から渡つたものであるがその中に南洋各地に定着するに至つた者も少くない。又英領馬來に於ては明治四十年（一九〇七年）頃からゴム企業が擡頭し、日本人の小資本を携へて、ゴム園経営の爲に同地に渡航する者が続出した。

併し日本人の此の方面への移住が大いに躍進したのは、第一次欧洲大戦の勃発と共に欧洲方面の物資の輸入が杜絶して日本商品の進出が目覚しかつた爲、之に附随して新な商業者、日本大貿易業者の使用人の移住が增したのである。けれども大戦の終了と共に、欧洲商品の輸入の復活、購買力の減退により日本商品の売行範囲は縮少し、日本貿易業者の引上げが起つたが夫等に使はれてゐた、店員従業員の多くが小貿易業者、小売商に轉化して残留した爲日本人の商業者は其の後も此等地方に增加した。蘭領印度に於ける日本人々口を論じて、ファーニバルは、他の國は先づ資本が來て移民が之に続くのに、日本人に就ては之が逆であると云ひ、昭和五年（一九三〇年）その数を七一九五と挙げてゐる。(Furnival. Netherlands India p. 405) 英領馬來英領（英領ボルネオ・サラワクを含む）には同年七、四二五の在留日本人があつた（日本外務省調）其の後一九三〇年代に於いて日本の貿易は此の地方に非常な進展を示し渡航者も両地共毎年四、五百人に達したが帰航者も多いので移住人口は增加せず、昭和十年（一九三五年）十五年（一九四〇年）の日本の國勢調査に際して領事館を通じて調べ上げられた在留人口は之よりも数を減じてゐる。而してその有業者中蘭領印度で六〇%、馬來で三五%は商業従事者であり、これに次ぐのが漁業従事者で特に馬來では有業者の三〇%が之である。第一次世界大戦直前頃から日本の漁民の南洋出漁が盛になり、中國の南方、比律賓、馬來からスマトラ、ジヤバ、セレベス等至る所で彼等は各地の土人の幼稚な原始的漁業法に対し優秀なる漁法を以て沿岸魚族の捕獲に従事し、漁業者として強い地盤を築き上げてゐたのである。

佛領印度支那、シヤムは位置は日本に近いが、日本人の移住地としては大したことは無く、在留人口も両地共三、四百を超えたことは無い。之に比べれば英領印度の方が一層重要で、昭和十年（一九三五年）に一五〇六の在留者を存した。その有業者の過半は商業者である。その中に含まれる大商社の綿花の買付の爲に派遣された者は印度の隅々に迄入り込んでゐた。

明治三十一年（一八九八年）一月日秘通商航海條約が締結されたが、同年ペルーでは國内に非常な権威を有した農会の建議に基き初めて移民法を制定し、日本移民の渡來を慫慂して來たので、之に應ずる爲の一つの移民会社が日本で組織され、明治三十二年（一八九九年）七百九十名の契約移民應募者を得て、初めて之がペルーに送られた。これが日本の南米移民の嚆矢である。併しこの第一船移民は種々な行き違ひから配属地に落ち着かず、逃亡者相次ぎ殆ど失敗に帰した。

其後同じ会社は明治三十六年（一九〇三年）に第二回、三十九年（一九〇六年）に第三回の移民團を送り、翌年から毎年継続して大正九年会社が解散する迄に一万五千のペルー移民を送り出した。この間に明治三十八年（一九〇五年）日本の汽船会社の南米定期航路の開設があり、一二の移民会社のペルー移民事業の開始があつたが、大正十二年（一九二三年）に至つてペルーに於ては契約移民を禁止した。明治三十一年から契約移民禁止に至る迄の間ペルーに送られた契約移民の数は一万七千六百名に達する。

ペルーに渡航した日本移民は、初め同國海岸地方に就働したが、其の頃の同國農園の衛生狀態は極めて悪く、悪疫が流行したのみならず、同國の耕地制度は小耕地の売買を許さぬ爲、移民には独立して自作農となる望みが無かつた。之が爲大部分の移民は、間も無く農地を離れて首府リマ及び商港カヤオ其他の都市に集まり、そこで小商業を営み、他の一部はボリビア、チリー、コロンビア等の諸國に轉住する様になつた。昭和十年（一九三五年）のペルー在留日本人は二万一千五百、有業者八千四百、その三〇%が農業従事者で、五五%は商業者であつた。小売商は非常に発展して、その販売網は全國的に張られてある有様であり、又日本移民にして小工業を起したものも少くはなく、ゴム、電球、帽子製造等が顯著で、同國の國産振興上少なからぬ貢献をしてゐた。

農業の方面では海岸地帯の綿花栽培、奥アマゾン地方に於ける珈琲栽培等に開拓の実を挙げてゐた。

九、ブラジル移民

明治四十、四十一年（一九〇七、八年）の日米紳士協定、日加協約に依つて、日本移民は北米への進路を阻まれ、方向を轉じて南米へ向ふことゝなつたが、その中での最も主要な目的地はブラジルであつた。

日本人のブラジル移民は明治四十年（一九〇七年）サンパウロ州政府当局と日本の一植民会社との間に結ばれた契約に基き、同州政府の船賃補助金を受けて明治四十一年（一九〇八年）送られた家族持の農業移民に始まる。それはブラジルに対する初めての移民であつたと共に、日本にとつて初めての家族移民の集團的渡航であつた。この様な方法によつて初めて有力な一会社が日本の海外移民を一手に管掌する様になつた。恰も此の際ブラジルでは欧洲大戦の結果、欧洲人の渡來が絶え、労力の供給に欠乏を生じて來たので、大正六年（一九一七年）サンパウロ州の当局は四年間を限つて再び日本移民に渡航補助金を出すことに決した。（事実上之は一九二六年迄継続された）この奨励と大正十年（一九二一年）以後日本政府の海外移民奨励施設が本格化したことゝによつて、一時衰へたブラジル移民は再び盛となり、昭和三年（一九二八年）以降は例外の年を除き、年一万を超え、同七年（一九三二年）乃至九年はブラジル

た各國移民中數に於て第一位を占めるに至つた。

ブラジルへの各國の移民の數を同國の統計に就いて見ると次の如くである。

10ノ2　ブラジルへの國籍別移民

年次	入國者總數	イタリー人	ポルトガル人	スペイン人	ドイツ人	日本人
歐洲大戰開始1年前ヨリ1919年マデ	(1836—1919) 3,577.4	(1836—1919) 1,378.9	(1837—1919) 1,021.3	(1841—1919) 501.4	(1828—1919) 118.3	(1908—1919) 28.3
1920年～22年	198.8	32.1	82.4	27.5	17.0	3.0
1923年～25年	269.7	39.4	76.7	27.4	37.7	8.9
1926年～28年	305.3	30.0	103.9	22.4	16.8	28.7
1929年～31年	198.9	12.5	65.7	9.6	11.2	36.4
1932年～34年	133.9	6.5	27.9	4.5	8.1	58.1
計	4,683.7	1,499.5	1,378.0	592.9	218.0	164.4

歐洲大戰前迄の移民は主として伊、葡、西三國民に依つて占められて居り、就中、イタリー移民はブラジルの珈琲栽培に非常な功績を顯した。併し第一次世界大戰勃発後は各國移民の渡來が激減し、加ふるに歸國者續出、殘留者も珈琲以外の農産物價格の騰貴と都市の勞賃高に誘はれて退耕者多く、珈琲耕地は著しく勞力不足に苦しんだ。大戰後は從來第一位にあつたイタリー移民は逐年其の數を減じ、次いでスペイン移民も減少し、之が爲ポルトガル人の入國が最多數であつたが、彼等は定着的な家族移民を欲する珈琲耕地勞働者としては必ずしも適当な資格を備へず、從つて珈琲園の勞力不足は甚しかつた。サンパウロ州政府では東歐諸國の移民を以て之に代へんとして補助を與へて之を招致したが、成績は極めて不良であつた。斯る中では日本移民の增加は、ブラジル殊にサンパウロ州の珈琲耕地に於て歡迎せらるべき理由があつた。殊に日本移民は正規の家族構成を爲し且殆んどすべてが農業移民であつて、而も耕地勞働者として優秀だつたから、日本移民は到着と共に珈琲園に就働し、その勞働を將來獨立農業者となるべき階梯とし、勤勞數年の後得たる經驗と資本とを以て土地を買入れ或は借入れて珈琲其他の栽培を始め、漸次その規模を拡張するのが常である。

昭和十年（一九三五年）の調査に依ればブラジル在留の日本人總數は十九万三千、その九〇%がサンパウロ州に在り、職業別に見ると、矢張り九〇%が農業に從事してゐる。一九三五、六年度の農産物生産價格はブラジル全國では推算約五六二四千コントス內サンパウロ州の占めるのが約四四%の二、五〇〇千コントスと云ふものは同州在留日本人の生産額である。日本人の農業生産物は從來珈琲が大部分であつたが、近年は棉花が躍進し、其他米、甘蔗、馬鈴薯、果樹、蔬菜等の栽培が殖え、養蚕等にも進出し、ブラジル農産界に非常な刺戟を與へてゐた。

尙ブラジルに於ける日本人は勞働移民或はそれから発展した自作農としてのみではなく、近年は開拓に投資する日本の大会社の資本に附隨する勞働者としても相当の大いさを示して來つゝあつた。海外興業会社、南米拓殖会社、アマゾニア産業会社、日南産業会社、野村合名会社等はいづれもブラジル諸州に廣大なコンセツションを得て、その開拓と栽培事業に当つてゐた。又棉花栽培の発展に伴ひ、且之を一層促進するが爲に、日本の數個の有力な棉花会社の進出も著しきものがあつた。

然るに一九三〇年の革命の結果、成立したヴアルガス政権の独裁に対し、憲政復歸運動が盛んになつたので、政府も遂に新憲法制定を決意し、一九三三年憲法制定議会を招集したが、新憲法は永い審議の末に翌一九三四年五月左の規定を含むものとして成立した。

第百二十一條第六項　ブラジル領土内に入國する移民は人種的完成の確保及び肉体的並びに文化的能力の保全に必要た制限を受ける而して一年間の各國からの移入は、過去五十年間にブラジルに定着した当該國人の二%の限度を超えることは出來ない。

第七項　聯邦領土内の何れの地点に於ても移民の集團を禁ずる。外國人の選択その居住地域の限定及び同化に就ては法律を以て之を定める。

即ちブラジルでは從來移民に關する取扱が各州の裁量に任されてあつたのが、この憲法の規定によつて、聯邦の憲法の支配下に齎されたのであつて、而してその規定は特に日本移民にとつて強い圧迫を意味するものであり、之が爲に昭和八、九年（一九三三、四年）両年度に於て各二万を越えた日本移民は、昭和十年以降は年二、三千人の入國許可割当をしか得られぬことゝなつた。併し日本移民の激減は殊に珈琲、棉花の栽培に打撃を及ぼすので、ブラジル政府に於ても右の憲法の規定を出來るだけ緩和して適用することゝし、前年度の入國許可者の入國を今年度の割当数と別に計算するとか、十四才未満の家族を割当人数に計入しないとか云ふ様な方法を講じたので、実際の入國者は割当数よりも遙かに多かつた。日本人移民のブラジル産業界に於ける重要性が、この時既にこの処置の採用を必至ならしむる迄に達してゐたのである。ブラジル在留の日本人は昭和十年（一九三五年）に十九万二千八百人で、ハワイ米國本土よりも多く、日本の植民地を除けばその移住数は第一位を占めてゐる。併し之を同國の総人口四千百万に比べれば〇、五%に足りず同國の廣大な未開拓地に対比すれば、全く九牛の一毛に過ぎなかつた。

一〇、其他南米諸國への移民

ブラジル、ペルー以外の南米諸國の中では、アルゼンチンが両國移民の轉住者及び彼等に依つて呼び寄せられた、渡來者に依つて、昭和十年（一九三五年）に五千七百名の在留者を持つてゐるのが最も多数であつた。その過半は首府ブエノスアイレス市及び附近にあり、小商業花卉蔬菜栽培に從事してゐる。

其の他の國々ではいづれも数百名或は数十名の在留者を数へるに過ぎず、人口の少い此等の國々でも、殆ど存在を見分け兼ねる程度である。日本は日華事変の渦中に入る直前に於いて、コロンビア、パラグアイ等へブラジル移民に倣つた農業移民を送出すべく努力を始めかゝつてゐた。

第四節　日本の植民地の人口

以上に日本の海外移民に関する観察を試みたが、本節には日本が二回の戰役を経て明治時代に新たに獲得した領土、台湾、樺太、朝鮮に於ける人口の発達に就いて述べる。滿洲に於ける関東州及び鉄道附属地は法的観念から云へば矢張り日本の植民地の範疇に入るべきものであるが、滿洲一般と総合して之が敍説を次節に譲ることゝしよう。

一、台　　湾

（イ）台湾人々口

台湾は明の中葉以來中國の南方の民が続々移住して、南方から流入したと思はれる原住民を圧迫し、漸次之を奥地の山中に駆逐して豊沃な西海岸の平地を其の占領下に置くに至つたものである。政治的支配権は、十七世紀の中頃に三十余年の間（一六二三―一六六一年）オランダ人が執つてゐた事があり、其後中國人に恢復され、一八八三年から清朝の

掌握する所となつた。併し清朝時代は島内擾乱絶えず頗る難時の地とされ、清朝は殆ど統治を放棄するが如き狀態であつたが、戸口はよく蕃殖し、光裕二十五年（一八九五年）即ち台湾が日本に割譲された年に中國に於て刊行された或る地誌に依ると、当時の台湾には五十万七千戸、二百五十四万六千の漢人住民があつたと云ふ。又原住民たる蕃人に就ては光裕十二年（一八八六年）に約十四万八千あつたと云ふ記錄が残されてゐる。

斯くて日清戰爭の結果、明治二十八年（一八九五年）以來日本が統治を継受したのであるが、日本の手により調査された最初の人口数は明治三十三年（一九〇〇年）に関するもので総数、二百八十四万六千、内日本の新附の民となつた漢人二百七十万七千、原住民たる生蕃人は九万五千六百、日本人が当時既に三万八千あつた。外國人は五千二百と云はれるが、大部分が中國人で、而も対岸の福建から來てゐるものが多い。本島人となつた者も元來は此の福建のオリジンの者が漢人住民の七割五分を占めるのである。

領台後三年を経て台湾統治の局に当つた民政長官後藤新平氏は、極めて進歩的な意見を懐抱し、行政と科学との結合に努力した人であつて、正確な人口調査が施政の根本であることを察し、明治三十八年（一九〇五年）日本内地が未だ手を着けてゐない完備したセンサスを行つた。日本内地は大正九年（一九二〇年）以來昭和十五年迄に五回の國勢調査を行つてゐるが、台湾は之よりも二回だけ多くのセンサス報告を有してゐる。其の報告に基く台湾の人口の推移を示すと次の第一一表の如くである。

第11表　台湾人口の発達　（單位千人）

年次	總数	台湾人	生蕃人	内地人	朝鮮人	外國人
明治33年 1900年	2846.1	2,707.3	95.6	38.0	—	5.2
明治38年 1905年	3,039.8	2,936.9	36.4	57.3	—	9.1
大正 4年 1915年	3,479.9	3,279.6	46.2	135.4	0	18.8
大正 9年 1920年	3,655.3	3,420.2	46.3	164.3	.1	24.5
大正14年 1925年	3,993.4	3,724.9	49.6	183.8	.3	34.8
昭和 5年 1930年	4,592.5	4,172.7	141.7	228.3	.9	48.9
昭和10年 1935年	5,212.4	4,733.3	150.1	272.7	1.5	56.8
昭和16年 1941年	6,249.5	5,677.2	155.7	365.5	2.5	48.5

明治33年（1900）年｝は年末調査現住人口　他はセンサス人口
昭和16年（1941）年｝

てゐる一ロ　るの湾き復の表口の対るな

な増加は全く台湾人自身に固有の増加率から來たものである。而して蕃人を除く台湾人は、上にも述べた通り、本來対岸の中國福建省廣東省から來たものが大多数で、今尚其の地に縁故関係を持つ者が多く、領台後も此等地方との人口の交流は絶えなかつた。（第十四表参照）現に右第一一表にある外國人と云ふのは殆んど大部分が中國の此等地方の者である。併し斯様な台湾人の対岸移住或は対岸からの復帰と云ふことも其の数は人口の変動に影響を與へる程大きなものではなかつた。従つて台湾の人口増加は全く、台湾人の出生死亡の差による自然増加に基くものである。その出生率死亡率の数字を示すと次の第一二表の如くである。

即ち出生率は、一九二〇年代にロシア、エジプト、セイロン、南米の若干國が示した様な四〇%以上の高率を一九一〇年以來持ち続け、而も第一次世界大戰後それが漸増する傾向にあり、死亡率は第一次世界大戰中から直後にかけて一時稍々上昇したが、大勢としては漸落しつゝある。領

台以來台湾本島人の環境が如何に惠まれたものであつたかゞ、最も端的にこゝに數字的に示されるのであつて、この出生率死亡率の逆鋏狀差によつて生ずる人口增加の異常に多いことは當然と云ふべきであらう。

斯樣な人口增加を台湾は如何に職業的に解決して來たかを之を國勢調査の結果に就いて見ると左の如き數字が示される。

卽ち明治三十八年乃至昭和五年（一九〇五—三〇年）の二十五年間に台湾人の本業者人口は三十万人を增してゐるが、內約二十万は農業に於いて、約十八万が商工業交通業、公務自由業等の都市的職業に於て增してゐる（差八万は其他の雜業の減少である）商工業等の人口の增加は多くの場合、農業人口の割合の減少に依つて行はれるのであるが、台湾では農業人口の增加も著しく且其の割合が減じてゐないのは、此の方面に於ける技術的進歩に顯著なものがあつたことを語るのであらう。

終りに台湾に於ける中國人と本島人との出入狀況を見ると左の第一四表が示される。中國人の來往する者は大部分対岸の福建人、之に次いで廣東人であるが、上述の如く、之に依つて台湾の人口、狀態に著しい變動を與へる程の數ではない。併し渡來者の數が稍々超過して居り、來往の頻繁さは三十年間に三倍になつてゐる。

又本島人の外國往來は対岸の福建廣東が殆んど全部に近く、渡航者と歸來者との間には終始均衡が取れて居り、居住

第12表 台湾に於ける本島人の年平均出生率死亡率及び自然增加率の推移 （%）

年次	出生率	死亡率	自然增加率
明治38年—42年 1905年—09年	39.8	32.3	7.5
明治43年—大正3年 1910年—14年	42.5	26.6	15.9
大正 4年— 8年 1915年—19年	40.4	29.9	10.4
大正 9年—13年 19_0年—24年	41.7	26.3	15.4
大正14年—昭和4年 1925年—29年	44.1	23.1	21.0
昭和 5年— 9年 1930年—34年	45.8	20.9	24.9
昭和10年—14年 1935年—39年	45.2	20.5	24.7

第13表 台湾人の職業別本業者人口
（センサス人口）

職業別	実數（千人）			割合（%）		
	明治38年 1905年	大正 9年 1920年	昭和 5年 1930年	明治38年 1905年	大正 9年 1920年	昭和 5年 1930年
農業	993.0	1,132.5	1,191.7	73.0	73.0	71.4
水産業	33.5	28.7	26 8	2.5	1.8	1 6
鉱業	8.2	16.6	18.4	.6	1.1	1.1
工業	71.4	119.8	125.8	5.3	7.7	7.5
商業	84.0	95.8	151.0	6.2	6.2	9.0
交通業	23.3	36.8	49.8	1.7	2.4	3.0
公務自由業	19.3	25.6	37.4	1.4	1.6	2.2
其他	120.5	89.0	59.6	8.8	5.7	3.6
家事使用人	6.7	7.6	8.0	.5	.4	.5
計	1,359.9	1,552.4	1,668.6	100.0	100.0	100.0

第14表 台湾人及び中國人の島外出入數

期間	中國人ノ來去		本島人ノ外國往來		本島人の內地往來	
	渡來數	退去數	渡航	歸來	渡航	歸來
明治39年—43年 1906年—10年	33,135	29,506	12,278	10,433	1,397	1,599
明治44年—大正4年 1911年—15年	40,004	42,715	9,166	10,058	3,415	3,339
大正 5年— 9年 1916年—20年	42,837	35,956	13,207	14,381	9,188	7,987
大正10年—14年 1921年—25年	51,928	45,986	18,010	16,987	11,551	10,120
昭和 1年—5 年 1926年—30年	86.835	68,582	27,845	29,190	26,143	27,723
昭和 6年—10年 1931年—35年	89,738	82,819	60,771	61,394	33,035	32,606

台湾總督府統計書に依る

關係に些の動搖も認められない儘に交通は逐次增してゐる。內地との關係も略々同樣であるが、交通の類繁化は此の連絡線に最も著しく、三十年間に二十倍余に達して居り、台灣と內地との間が極めて密接化して來たことが窺はれるのである。實際に台灣人の內地に現在した者は昭和五年（一九三〇年）の國勢調査の際には四千六百人、昭和十五年（一九四〇年）の國勢調査際には二万二千五百人あつた。日本の統治下に台灣人が漸次交通居住の自由を得つゝあつたことを語るものがある。但朝鮮、樺太乃至滿洲等は彼等にとつては魅力乏しい地であつたのであらう。數名乃至數千名の移住者或は旅行者が統計に記錄せられてゐるに過ぎない。

第15表　台灣に於ける內地人の渡航者及び退去者（單位千人）

年次	渡航者	帰航者	残留者
明治33年—37年 1900年—04年	80.5	62.1	18.4
明治38年—42年 1905年—09年	91.2	69.0	26.2
明治43年—大正3年 1910年—14年	159.7	112.8	46.9
大正 4年— 8年 1915年—19年	200.5	161.9	38.7
大正 9年—13年 1920年—24年	212.0	175.1	36.8
大正14年—昭和4年 1925年—29年	251.9	212.1	39.8
昭和 5年— 9年 1930年—34年	293.5	273.7	14.8
昭和10年—13年 1935年—38年	264.6	230.9	33.7
計	1,553.9	1,298.6	255.3

台灣總督府統計書に依る

（ロ）台灣に於ける日本人々口

以上の如き台灣固有の人口狀態の中への日本內地人の滲透は、如何なる推移で行はれたらうか。信憑すべき台灣の人口統計は明治三十三年に始つてゐるが、同年末の內地人在留數は第一一表に示す如く約三万八千である。同年以後昭和十三年（一九三八年）迄の每年の內地人渡台者と內地帰航者との統計があるが、之を整理して示せば上記の如くである。

右の統計に依り渡航者も帰航者も逐年其の數を增し內台間の關係が密接化し人口交流が强くなつたことが

第16表　台灣に於ける內地人の出生、死亡、自然增加

年次	五年間累計（千人）			年平均（‰）		
	出生数	死亡数	自然增加	出生数	死亡数	自然增加
明治33年—37年 1900年—05年	4.7	6.9	2.1	—	—	—
明治38年—42年 1906年—09年	10.6	7.0	3.7	27.6	18.6	9.0
明治43年—大正3年 1910年—14年	18.6	9.3	9.3	30.7	15.3	15.4
大正 4年— 8年 1915年—19年	25.1	12.5	12.6	34.4	17.6	16.8
大正 9年—13年 1920年—24年	31.1	12.4	18.7	35.0	14.1	20.9
大正14年—昭和4年 1925年—29年	32.7	12.2	20.5	32.2	12.0	20.2
昭和 5年— 9年 1930年—34年	37.7	13.9	23.8	30.4	11.2	19.2
昭和10年—14年 1935年—39年	40.2	14.7	25.5	27.2	10.0	17.2

判るが、この約四十年の間に過去者の數が渡台者數を超した年は一度も無い。兩者の差は卽ち內地人の殘留者で、之に內地人の台灣での出生死亡の差に依る自然增加を加へた數が（更に當初の在留數を加へて）各年の移住內地人人口となる訳であるが、自然增加は數としては比較的少く、右の殘留者の累積が內地人の台灣在留數の基幹を爲して來たのである。但台灣在留內地人の出生率死亡率は內地に於けるよりも遙かに低く、特に死亡率に於て然るので、自然增加率は內地よりも著しく高い。移住者の年齡構成と台灣の衞生狀態の向上が斯る好條件を齎したと思はれるが、統計を示せば第一六表の如くである。

台灣は領台当時旣に人口密度極めて高く、日本の移民の大量的な出向先としては抑々の初めから重視さるべき地ではなかつた。領台後間も無く、明治三十二年（一八九九年）台灣では鉄道敷設、築港、土地調査、給水施設、檻獄、廳舍建築等の事業を行ふ爲、二十ケ年計画を樹て事業公債法を制定し急速にその実施にかゝり、各地に土木工事が盛に起されたの

で、労力の需要が非常に生じ、労働賃銀等も一時は内地以上に昇騰する景況を生じた。此の際に内地人労働者を移住せしめる議が台湾総督府の内部に生じたのであるが、間も無く、生活程度低く環境が内地人労働者にとつて未だ十分快適化してゐなかつた此の地は、到底移民の目的地たるを得ないことが確認せられて、その方面への施策は一切取り止めにせられたと云ふ事実がある。其の代りに、斯様な特殊な労働需要に対しては、南支からの苦力轉入が行はれ、之を取扱ふ会社が後々迄も存在してゐた。

農業移民に関しては、之より遙かに遅れて明治四十三年、（一九一〇年）総督府の補助により東部台湾に内地移民を招致し、吉野村と云ふ村を新設したことがある。之は成功した部類に数へられ、昭和十四年（一九三九年）に約三百戸一千六百人の農民を残してゐた。其後数年に亘つて総督府の援助下に行はれた日本農民招致策は数個の新村を建設したが最初の移民程の成功を見ず、大正六年（一九一七年）此の計画は続行を中止せられた。後に昭和七年（一九三二年）内地の農村不況の打開策の考慮をも加へて、再び官営の農業移民事業が起され、西部の農業地帯に移民村を設け、昭和十年（一九三五年）以降は更に計画を拡充し恒久化する方策を採つた。併しその計画が悉く完成したとしても、十年間に三五二八戸、一七六四〇人を入植さすと云ふ程度で、内地の農村の包蔵する問題の大きさに比べては固より、台湾の農村に対する関係に於てもその意義極めて微々たる施設に過ぎない。農業移民の計画と共に、両國共漁業移民の招致策が講ぜられたが、之も極めて小規模のもので且成績は十分挙つたとは云はれない。日本の漁民は移住するよりは、内地から船を遠洋に駆つて乗り出す方が多かつたのである。

要するに台湾に対しては、労働を目的とする内地からの移民は、同地が内地よりも生活程度低き中國系の先住人口を既に十分抱擁してゐた関係上、問題にならなかつた。併し此等の先住民が、自己の力では如何とも爲し得なかつた社会的無秩序を匡正し、不衛生、非文化的状態から速かに脱却せしめて、彼等を教化し近代的産業組織化に文明の恵沢に浴せしめるが爲に、之が指導に当るべき階級に属する人々は、最高級から末端迄の官吏、事業経営者、教員、自由職業者其他多数の者が台湾に渡航して、こゝに其の職能を果すべき地を見出したのである。上に掲げる台湾在留内地人の職業別統計は、公務自由業の割合が著しく高い点に於て、この事実の一端を示してゐる。農工商等の職業人の範疇に於ても、台湾本島人に於けるよりは一階級上の業主、指導者に人口の重点があることは更

第17表　台湾に於ける内地人の職業別本業者人口
（センサス人口）

業種	実数 明治38年 1905年	実数 大正9年 1920年	実数 昭和5年 1930年	割合（%） 明治38年 1905年	割合（%） 大正9年 1920年	割合（%） 昭和5年 1930年
総数	33,134	76,145	90,559	100.0	100.0	100.0
農業	323	4,024	4,449	1.0	5.3	4.9
水産業	175	1,472	1,620	0.5	1.9	1.8
鉱業	1,658	1,226	418	5.0	1.6	0.5
工業	5,953	18,609	14,784	18.0	24.4	16.3
商業	6,582	15,602	18,135	19.9	20.5	20.0
交通業	3,923	7,879	9,063	11.8	10.3	10.0
公務自由業	12,209	25,582	37,619	36.8	33.6	41.5
家事使用人	1,094	1,441	1,546	3.3	1.0	1.7
其他	1,217	310	2,920	3.7	0.4	3.2

台湾戸口調査及國勢調査報告に依る

第18表　台湾に於ける人口都市集中程度
（昭和10年　1935年）

	総数（含外國人）	内地人	本島人
	千人	千人	千人
全島	5,212.4	270.7	4,883.5
都市（9市）	845.9	180.2	629.8
	（%）	（%）	（%）
全島	100.0	5.2	93.7
都市（9市）	100.0	21.3	74.4
全島中都市人口	（%） 16.2	（%） 66.6	（%） 12.9

昭和14年都市年鑑に依る

に細かい統計を援用する迄もあるまい。

斯る人口の職業的構成から、台湾に於ける内地人は都市に集中することが著しかつた。総数の三分の二は都市に居住し、台湾九都市人口の五分の一は内地人を以て構成せられてゐたのである。

二、樺太

南樺太は露領時代には流刑植民地として何等開発せられざる謂はば遺棄せられた地域であつた。面積は略々台湾と等しきに係らず、日本が之を領有するに至つた当初に於ては（一九〇六年）人口僅かに一万二千三百余を算するに過ぎなかつたのである。而もその内ロシア人、中國人を主とする外國人は二百六十余名、原住土人は一千三百名弱と云ふ僅少数であつたから、殆んど無人の境と云ふに等しい。日本人がこゝの統治を始むるや、農地を招き、漁業を盛にし、森林を開発し、道路鉄道を設けて交通を便にし、移住者漸く集聚するや市街宅地を測設して定住の途を講じ、電氣、水道あらゆる文明の施設に力を盡したので、極めて短日月の間に面目一新し、繁栄なる植民地社会が出現したのである。その産業、文化施設の進展の敍述は他篇に譲り、之が爲に生じた人口の増加状況を見ると次の第一九表の如くである。

樺太の人口の特色は、それが日本の新なる領土たりしに拘らず、異民族の存在が極微なりし爲、全数に近きものが日本内地人で占められ、領内が全く内地延長の観を呈したことである。外國人は殆ど人口の増加を見ない。土人はアイヌが大部分で、オロツコ其他若干名宛の二三の種族があるが、法を設けて特別の保護を加へて來たが、人口は停滞的であつた。ただ近年に至つて労働の需要が朝鮮人の相当数を誘致し、急速にその増加を見つゝあつたが、それすら全人口の四%程度に達したに過ぎない。此の地の開拓、産業、経済の発達、社会文化の発展は、その性質、明治初年以來北海道の発展に等しいと謂ひ得るのであつて、台湾、朝鮮或は満洲の如き日本の施設経営が他の民族に如何なる影響を及ぼしたかを見るべき事実を欠く。それ故こゝには唯々大正九年（一九二〇年）と昭和五年（一九三〇年）の國勢調査に

第19表　樺太人口の発達

年次	日本人	朝鮮人	土人	外國人	合計
明治39年 1900年	10,807	—	1291	264	12,361
明治44年 1911年	34,442	—	2114	169	36,725
大正 4年 1915年	58,482	—	2066	112	60,660
大正 9年 1920年	102,841	934	1954	170	105,899
大正13年 1924年					
昭和 5年 1930年	284,198	8,301	2164	528	295,186
昭和10年 1935年	313,115	7,053	1955	352	322,475
昭和15年 1940年	380,803	16,056	1660	318	398,838

大正9年(1920年)　昭和5年(1930年)は十月一日國勢調査人口　他は年末現住人口

第20表　樺太人口の職業別

種業	大正 9年 1920年	昭和 5年 1930年	指数 1920=100
総数	105,899	295,196	278
有業者	60,144	141,927	236
農業	14,563	41,002	282
水産業	11,790	15,164	129
鉱業	1,310	2,903	222
工業	12,501	29,174	233
商業	7,066	25,554	362
交通業	4,865	14,728	302
公由用人	2,408	9,665	401
家自使他	942	3,615	394
其務者	4,699	122	3
無業	45,755	153,269	335

現はれた職業別人口の変化に関する統計を掲げて十年間の樺太の発展が、あらゆる産業部面に著しかりしことを示すに止める。

内地人以外に比較的多数を占めた朝鮮人の状況に関しては、朝鮮の項下に若干の敍述を試みた。

三、朝　鮮

(イ)朝鮮人々口

朝鮮に於ては李朝中期の英祖の二十九年(一七五三年)から末期の光武八年(一九〇四年)迄の百五十一年間に、人口約百三十七万の減少を見たと云はれてゐる。正確な統計に拠るものでないから、この数字を悉く信用する訳には行かないが、兎も角も朝鮮が、日本の保護監督を受け次いで、その領土となつて総督政治下に著しい発展を見るに至る以前名目上の独立を維持してゐた間は、人口が我が徳川幕府時代以上に靜止的停滯的であつたことは想像される所であつてそのことは又この一世紀半の間の朝鮮の経済が、停滯靜止を続けて疲弊の極に達してゐたことを語るものである。

然るに朝鮮が日本に併合せらるゝや、その以後の人口の増加は実に著しいものがあつたことは、次の第二一表が示す通りである。

右表の指数欄に就いて見れば明かな様に、併合直後(一九一〇年)から三十年間に朝鮮人の人口は七割五分の増加を来してゐる。日本内地では、これだけの増加率を示すには明治初年から五十余年を要したのであつて、朝鮮人の人口増加が如何に速かだつたかが知られ、そのこと自身が従来朝鮮に恵まれなかつた社会の安定と生活の向上とを語るものである。

第21表　朝鮮人口の発達

年次	総数	朝鮮人	内地人	外國人	朝鮮人数指数(%)	総数中内地人割合(%)
明治43年 1910年	13,313	13,129	171.5	12.7	100	1.3
大正 4年 1915年	16,278	15,958	303.7	17.1	122	1.9
大正 9年 1920年	17,289	16,916	347.9	25.1	129	2.0
大正14年 1925年	19,016	18,543	424.7	57.5	141	2.2
昭和 5年 1930年	20,257	19,686	501.9	69.1	150	2.5
昭和10年 1935年	71,891	21,249	583.4	58.9	162	2.7
昭和15年 1940年	23,709	22,955	689.8	64.7	175	2.9

各年末に於ける現住人口調査に依る

斯く朝鮮人はその本來の住地なる朝鮮半島内に於て増加したのみならず、なほ半島外に向つて多数の移住者を出した。移住先での増殖を加へて朝鮮人人口はなほ二百数十万を加へねばならないが、その敍述は後に譲り、斯の如く著しい増加を来した朝鮮の人口は、之を産業的若くは職業的に消化するに就いては、如何に解決をつけて来たかに一瞥を與へよう。

朝鮮に於ては、唯だ一回昭和五年(一九三〇年)國勢調査の際に調べられた人口の職業別統計があるが、同じ基礎で比較さるべき他の年度の統計が無く、之では永年間の変動を見る訳に行かない。永年の間の推移を見ようとすれば、内地、台湾に関して掲げた本章の第三表及び第一三表等の数字よりは價値に於て甚だ劣るが、毎年末の現住人口調査に含まれる職業別統計を見るの外無く、それも本業者ばかりでなく、その家族従属者をも包含する戸別職業分類による総人口の数字を見るのが比較的誤り少い様である。次に掲げる第二二表は即ちそれである。

之に依つて見れば、朝鮮では内地と異つて農家の人口は最

第22表　朝鮮人の職業別人口

年次	農・林牧畜業	水産業	鉱工業	商業交通業	公務自由業	其他	無業	計
	実数（千人）							
大正 6年 1917年	14,096	226	358	976	236	455	271	16,617
昭和 5年 1930年	15,853	313	449	1.254	523	948	346	19,686
昭和15年 1940年	16,725	364	1,080	1,825	710	1,819	432	22,955
	割合（%）							
大正 6年 1917年	84.8	1.4	2.2	5.9	1.4	2.7	1.6	100.0
昭和 5年 1930年	80.5	1.6	2.3	6.4	2.7	4.8	1.8	100.0
昭和15年 1940年	72.9	1.6	4.7	8.0	3.1	7.9	1.0	100.0
	指数（%）							
大正 6年 1917年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昭和 5年 1930年	112.5	138.5	125.4	128.5	221,6	208.4	127.7	118.5
昭和15年 1940年	118.7	161.1	301.7	187.0	300.8	399.8	159.4	138.1

各年度の現住人口調査に基づく。世帯主の職業に依つて分類された從属者をも含む総人口の統計であつて、内地、台湾の人口の職業別統計が本業者のみに関するものであつたのと異る。

近迄依然増加の一途を辿つてゐる。併しその総人口中に占める割合は漸次減少してその縮少した余地を商工業、公務自由業に譲つてゐる。就中鉱工業の最近十年間の増加割合は著しく二倍以上に達して居る。これは一九三〇年代の恐慌期以後に於て、北朝鮮に電力の大開発が行はれ、日本工業資本の朝鮮進出が盛に行はれて、朝鮮に革命的な産業上の進展が見られたことを反映するものであらう。但しその増加実数に就いて見ると、鉱工業の六十三万に対して農業は八十七万余であつて、農業が依然増加人口を最も多く吸収してゐることを注意しなければならない。

以上の様な人口狀態の中に、日本内地人が流入して來た。朝鮮と日本とは古代から交渉深く一葦帶水の海峽を渡つての住民の交通も頻繁だつた様で、民族的にも相当混淆を來してゐることは、内地の傳說、地名、姓氏等に常識にも判断せられる程度で朝鮮傳來と思はれるものが多く存することに依つて想像せられ、又南鮮には、嘗て十七世紀初期に、こゝに攻め入つた日本軍が引揚げた後に殘留した日本武士の子孫が、他の朝鮮人とは明かに区別される特徴的な生活様式を持つて特別の部落を爲してゐるのが認められる様な事実もある。

明治政府は開國を以て國是とすると共に、依然國交を閉ざして旧來の因習を循守してゐた朝鮮に対して、明治九年使節を送り、その開國を促して、日韓修好通商條約を締結した。所謂江華島條約がこれであつて、其の條規に基き朝鮮の釜山、元山、仁川の三港が開港場として指定され、日本人は其の地に於て貿易に従事し、居住するの自由を得た。当時の日本の海外渡航者の中で最も多数を占めたものは朝鮮行の者であつて、此等の中からは当然長期に亘る滞留者も出、移住民も見る様になつた。日本帝國統計年鑑に載せてゐる海外在留本邦人統計は明治二十二年末（一八八九年）のが最も古いが当時の朝鮮在留日本人の数を五五八九と掲げ、ハワイの八六八六に次ぐ多数で、在外邦人総数一八六八八の約三割である。朝鮮内では南端の釜山在住者が過半であつた。

此等の移住者は、朝鮮が形式上完全な独立國であつた間は、條約に依つて居住を開港地に制限されてゐたのであるが（実際には制限を超えて奥地に入り込んだ者も決して少くはなかつた）日露戰爭の結果朝鮮が日本の保護國となり統監政治が行はれると共に、此の制限は徹廃され、奥地での雜居が許されることになつたので、日本人は内地同様に朝鮮の内部深く入る様になり、それに連れて移住者が増し、日鮮間の経済上、社会上の連結融合が促進されるに至つたのである。併し生活程度が著しく低く、人口も極めて多かつた朝鮮は、労働を目的とする日本の移民の渡航地としては、初めから問題でなかつた。たゞ商業者及び農業投資を目的とする小企業者にとつては、相当興味を惹く地域として可なりの

移住者を見たものである。前掲明治二十二年以後の朝鮮在留邦人に関する統計を見ると、明治二十八年（一八九五年）一二、三〇三人、明治三十三年（一九〇〇年）一五、八二九人、明治三十八年、四二、四六〇人とある。

（ロ）朝鮮に於ける日本人々口

併合以後朝鮮に於ける日本内地人の増加は第二二表中に示した如くであつて、三十年間に十七万一千人から六十八万九千人へ四倍余の増加であり、全人口中に占める割合は一・三%から二・九%へと進んでゐる。この増加が、單なる出生の死亡を超過する自然増加に依るものでないことは云ふ迄も無い。事実期鮮に於ける内地人の死亡率は第二三表に示す如くであつて内地に於けるよりも低いが（内地は大正四年乃至昭和九年の毎五年平均及昭和十年乃至十三年の四年平均の死亡率は夫々に二二・五‰、二二・九‰、一九・八‰、一八・二%、一七・二‰）その低さの程度よりも、出生率の低さの方が遙かに大なので（内地前掲各期間の平均率三二・三%三四・八%三四・一‰三二・〇‰二九・七‰）在留日本人々口の自然増加率は著しく低く、実数にしても近年になつて年平均五、六千程度を出ない。之と現住人口調査の結果現はれる人口増加の数、近年で年平均三、四万との差は、大体日本内地からの移入超過の人口であると見られる。其の数は台湾に対する移住者の退去者超過数よりは多数であつた。

併合前の朝鮮に於ける日本の移住人口が主として商業者であつたこと、労働移民が問題とならなかつたことは、既述の通りである。併合数に於ても労働移民の大量に生ずる余地が無かつたことは同様である。但その努力が爲されなかつたと云ふのではない。明治四十一年（一九〇八年）東洋拓殖会社が韓國政府の一部出資（田畑の提供）に依り日本政府の監督を受ける特殊会社として設立されたのも、日本農民を朝鮮内に導入して開拓を行はんとする意図が多分に存したのであつて、内地で移住民を募集し之を朝鮮に移住さす事業は、明治四十三年から毎年一回宛実行され、昭和二年迄十七回に亘つて行はれた。内第一回から大正十年迄のは移住者一戸に年職償置に依つて所有権を獲得せしむるべき田畑二町歩を割当し之を全部自作せしめるもので、その以後のは田畑五町歩を割当て内一町歩以内を自作し、他を小作に附する地主移住民であつて、前者を第一種、後者を第二種移住民と呼び、昭和十二年（一九三七年）に於て第一種は三千三百十九戸、第二種は五百六十一戸存在した。

又政府に於て移住費の補助金を交付して内地農民の招致に努めた事業として、不二農村産業組合、平廉産業組合の事業がある。前者は大正十二年（一九二三年）不二興業株式会社に依つて開始されたもので全羅北道群山府附近に在る約一千町歩の干拓事業地に内地農民を移住せしめ、土地を分譲して独立農創成を企図したもので、後に昭和三年（一九二八年）事業を会社の経営から分離させ、組合事業として独立させた。この移住者の残存戸数は昭和十一年に於て三百二十二戸を数へた。平廉産業組合は昭和三年（一九二八年）の設立に係り江原道平廉部に土地を選定して、部落毎に共同耕作を行はしめる目的で内地農

第28表　朝鮮に於ける日本内地人の出生死亡

期間	年平均（%）			左記期間の総数			
	出生率	死亡率	増加率	出生数	死亡数	出生死亡ノ差ニヨル増加数	人口調査ニ現レタル増加数
大正 5年— 9年 1916年—20年	24.7	22.9	1.8	41,343	38,643	2,700	42,837
大正10年—14年 1921年—25年	23.9	19.9	4.0	47,951	39,669	8,282	196,906
昭和 1年— 5年 1926年—30年	23.2	17.0	6.2	54,655	39,340	15,315	83,642
昭和 6年—10年 1931年—35年	24.3	15.7	8.6	66,305	42,829	23,476	81,500
昭和11年—13年 1936年—38年	245.	15.1	9.4	46,025	28,258	17,767	106,400

朝鮮總督府統計書に依る

民を招致したもので、昭和十一年に百戸の入植者を算した。

此等は直接間接政府の奨励の下に行はれた移民であつて、その規模は甚だ大きいとは云へない。内地の切迫せる農村問題解決の方途としての意義も認められる程のものではないし、朝鮮に於ける農村状態に重要な影響を及ぼす程のものでもなかつた。併し朝鮮に於ける内地人の移住農家中に於ける割合としては、可なり重要なものがある。昭和十二年の現住人口統計に就いて見ると内地人の農家戸数は七六〇二戸であるから、前記三者の移住農家合計三七四一戸は約半数に当る訳である。之は併し政府奨励による農業労働移民の割合が多いと云ふよりも、寧ろ内地人の此種の移住者が著しく少いと云ふ意味の方が重要であらう。

他の方面をも合せた日本内地からの移住者の職業的分布は、現住人口統計に就いて見ると左の第二四表の如くである即ち公務自由業、商業交通業、鉱工業に人口が集中してゐて、農業其他の業種のものは比較的少いが、大正六年（一九一七年）から昭和十五年（一九四〇年）へ二十余年の間に其の傾向は一層強化して来て居り、此の間に生じた在留日本人口の増加は悉く上記三種の職業内に於てゞあつて、他の部門では寧ろ人口の減少を見てゐるのである。日本内地人が朝鮮に於て社会的文化的技術的に指導階級に属してゐたこと、共に商工業方面に於て移住者としての発展を見つゝあつたことが此の簡単な統計にも現はれてゐる訳である。この第二四表の統計は朝鮮人の職業別に関する第二二表と同じ性質の現住人口統計調査で調べ上げられた数字であつて、世帯主の職業別によつて分けられた従属者をも含む総人口の統計である。長期間の比較にはこれに依るより外致し方が無いが、実は非常に正確な統計ではない。正確な数字を求めるならば、國勢調査の結果を見るの外無いが、それは昭和五年（一九三〇年）に唯一回調査せられたゞけである。その調査の際の本業者の職業別統計を揚げると、第二五表に示す如くである。分布の割合に就いて見ると、商業交通業が些か高いが他の主要業種は大体第二四表の大正六年と昭和十五年との中間に存する。而して同年の台湾に比べると、鉱工業交通業従事者の割合は略々等しく、公務自由業の多さが朝鮮に於ては台湾に於ける程著しくなく（台湾四一・五%、朝鮮三一・八%）之に反して商業と農業とに於て朝鮮は台湾よりも従事者の割合が多い（商業者台湾二〇・〇%朝鮮二五・七%農業者台湾四・九%朝鮮八・八%）斯様な人口構成の当然の結果として、朝鮮に於ける日本人は都市に集

第24表　朝鮮に於ける日本内地人職業別人口の推移

年次	農林牧畜業	水産業	鉱工業	商業交通業	公務自由業	其他	無業	計
	実数（千人）							
大正6年 1917年	37.6	11.3	44.3	96.3	89.1	41.2	12.7	332.5
昭和15年 1940年	33.0	9.9	144.9	191.2	258.3	28.6	7.0	673.0
	割合（%）							
大正6年 1917年	11.3	3.4	13.3	29.0	26.8	12.4	3.8	100.0
昭和15年 1940年	4.9	1.5	21.5	28.4	38.4	4.2	1.0	100.0

年末現住人口調査に依る　本業者及び家族を含む職業別人口

第25表　朝鮮に於ける日本内地人職業別本業者人口（昭和5年）

職業別	実数（人）	割合（%）
総数	228,129	100.0
農業	19,957	8.8
水産業	7,167	3.1
鉱業	969	0.4
工業	40,161	17.6
商業	53,655	25.7
交通業	20,510	9.0
公務自由業	72,552	31.8
家事使用人	3,536	1.6
其他	4,622	2.0

國勢調査の結果に依る

中度が高かつたことは上の第二六表に示す如くである。併し此の表と台湾に於ける日本人の都市集中狀況を示した第一八表とを比較すると、朝鮮に於ては台湾に於けるよりも日本人の都市居住割合が少かつたことを發見する。（台湾六六・六%朝鮮四七・九%）前述の通り農業者の割合が朝鮮に於て高かつたことも思ひ合されるが、要するに日本人は朝鮮に於ては、台湾に於けるよりも一層深く田舍に入り込んでゐた、と云はれる様である。

以上朝鮮半島内に於ける朝鮮人及び内地人の人口増加に関して說述した。此の外に外國人に関することがあるが、数は極めて少く、かつ朝鮮人の人口増加に関して特に述ぶべきことは少いから、之を省略して、最後に朝鮮本土以外に於ける朝鮮人の發展に関して概観を試みよう。

第26表　朝鮮に於ける人口都市集中の程度（昭和10年1935年）

	内地人	朝鮮人
全土	千人 583.4	千人 21,248.9
都市（17府）	279.4	1,175.8
全土	% 3.0	% 97.0
都市（17府）	22.7	77.3
全土中都市（17府）人口	% 47.9	% 5.5

朝鮮総督府統計書に依り計算

（八）朝鮮以外に於ける朝鮮人々口

鴨綠江及び豆滿江の一衣帶水を隔てた滿洲への朝鮮人の移住は沿革極めて古く、殊に間島地方は既に十七世紀の頃から農耕に從事する朝鮮人移住者が点在してゐたと云ふ。こゝは中國と朝鮮との國境が分明でなく、人口稀薄で而も地味相當豊沃なりし爲、自然國境地方住民の恒常的移住者多く、就中明治二十三年（一八九〇年）北鮮大凶作の時には罹災

民相次いで移住し、明治四十年（一九〇七年）には在住朝鮮人保護の爲統監府は臨時派出所を設けるに至つた。当時既に住民は中國人よりも朝鮮人の方が多かつたのであるが、明治四十三年（一九〇八年）中國との間の國境に関する協定の結果中國領と決定した。併しそれにも拘らず朝鮮各地からの移住者は益々多く、昭和七年（一九三二年）には、統計の示す所では三八八、一四七人、実際は四十万以上と察せられ、間島人口の八割以上を占め、耕地は六割以上を所有し中國人所有の土地も実際に耕作する者は悉く、朝鮮人であると云ふ狀態であつた。

間島以外の滿洲への移住も古くからあり、日露戰争（一九〇四、五年）後は安東、奉天間の鉄道開通に依つて交通の便宜が加はると共に平安南北道を主とし、南鮮方面の農民にして滿洲の奥地深く進出する者が輩出するに至つた。昭和七年（一九三二年）の外務省の調査では此等移住民の定着せる数二〇六、四二四人とあるが実際はその倍以上と云ふことであつた。此等農民は主として中國人が捨てゝ顧みない濕潤地を求めて水田を開墾して行つたものであるが、中國側の旧政権下に於ける保護は必ずしも万全ならず、かの所謂滿洲事変の直接原因となつたものゝ中にも、中國側の移住朝鮮人農民虐遇の事例が挙げられてゐるのである。滿洲事変の勃発と共に斯様な圧迫は悉く取り除かれ、新に成立した滿洲國は所謂五族協和を國是としたから朝鮮人は滔々として滿洲各地へ進出するに至つた。昭和十五年（一九四〇年）滿洲國治安部の調査に依れば、滿洲（関東州を含む）在住の朝鮮人は一、三四五、二一二であつて、間島に五八五、五二六の外には奉天省の一五一、八五五、吉林省の一四四、一〇二、牡丹江省の一〇六、三一〇、通化省の九〇、〇三六等〻が多きを占め、概して滿洲の東南境地域に集中してゐるが、他の各地域にも極めて廣く分布してゐる。無論この数字にも調査洩れは相当多数あるのであつて、恐らく実際の数は百五十万を越してゐたらうと云はれる。即ち滿洲事変直後に比すれば五、六十万人の増加であつて、年々の移住流入超過は五万を下るまいと推定されるのである。

滿洲事変以後の朝鮮人の滿洲入植は、環境事情の好轉に基く自発的な意思に依つて行はれたのも極めて多いが、また朝鮮内の過剰人口調整を意図する政府の勧奨政策の結果であることも少くない。その政策の概略を述べれば、朝鮮総督府は昭和九年（一九三四年）迄の間に内地及び滿洲國当局と屢々協議を重ねた後、昭和十一年制令を発し、鮮滿拓殖株式会社を京城に設立し、又滿洲國では同時に勅令に依つて新京に滿鮮拓殖股份有限公司（翌々年滿鮮拓殖株式会社と改称）を設置し、両者は一体不可分の関係に於て朝鮮人移民を主体とする開拓事業を行つたが更に昭和十四年（一九三九年）には日滿両國に於ける滿洲開拓政策基本要綱の策定に伴ひ、朝鮮人開拓民も内地人開拓民に準じて取扱はれることになつたので（本章第二節三参照）右滿鮮拓殖株式会社は昭和十六年之を内地人開拓民助成機関たる滿洲拓殖株式会社の改組せられた滿洲拓殖公社に合併統合し内鮮開拓民事業を一元的に取扱ふことゝなつた。

昭和十二年度乃至十六年度（一九三七―四二年）を第一期とする開拓計画に於ては、計画確定以前の試験移民時代の成績をも加へて集團開拓民約一万二千戸、五十乃至百戸を一團とする集合開拓民約二千六百戸の入植を実現したのであるが、昭和十七年（一九四二年）以後は第二期に入り年々集團集合開拓民五千戸、分散開拓民五千戸を統制的に入植せしむる計画であつた。前者に対しては朝鮮総督府は個人施設に要する経費に補助金を與へ、開拓地に於ける共同経費には総督府も滿洲國側も補助金を交付し、食糧、建物、農具等に関する営農費には滿洲拓殖公社から貸附を行ひ、土地を割当てゝ開拓し、終れば年賦償還法を以て之を彼等の所有に移す方策を持つたのである。

右は滿洲事変以後に於ける移民に対する保護助成政策の一端であるが、滿洲國の成立に依り滿洲各地の治安が確立し秩序が立つに従つて此等直接保護にあづかつた以外の移住朝鮮人も内地人と等しい保障下に著しい経済的発展を見たのであつた。

次に滿洲以外の中國に於ける朝鮮人の移住を見ると、之も地理的近接関係から、古くより存在したことは、改めて述べる迄も無いが、明治四十三年（一九一〇年）韓國併合後、併合に反対する者は多く華北に渡り、大正八年（一九一九年）所謂独立騒擾事件以後特に所謂不平分子の轉住する者が多かつたと云ふ。併し著しく朝鮮人移住者の華北流入の増加したのは滿洲事変以後であつて、昭和十二年六月、日華事変発生直前の華北在住朝鮮人は概数三万と見られた。但しその中の多数の者が叙上の所謂不平分子と禁制品密売者であつたと云ふ。然るに日華事変の進展するに連れて後方地帯の治安改善されると共に、昭和十四年（一九三九年）以降新規移住者は月平均三千人を超え、昭和十六年（一九四一年）末には華北に七二、〇七六人の外、華中に一一、三一九人、華南に一、四九〇人、計八四、八八五人の在住者統計を示すに至り、調査漏を合せれば約十万と称された。その職業は商業者並びに労働者で戰争に依つて後方に起つた特殊の需要に應ずる者が多く、元來農村人口の稠密な所の地方に農民として定着する様な余地は殆ど無かつたと云つてよいが、軍朝鮮総督府の保護下に華北に荒蕪地を獲得して之を開墾し安全農村と称して入植してゐた例も無くはない。華北に於て斯るものが昭和十六年（一九四一年）に約一千戸、人口五千があつた。

最後に日本の内地及び植民地各地に於ける朝鮮人の移住であるが、内地に関しては明治三十三年（一九〇〇年）僅かにその数一九三人に過ぎなかつたものが、昭和十五年（一九四〇年）には百二十四万一千を超す巨大なものとなつてゐたこと別項に於て詳説した通りである。（本章）

台湾に於ては朝鮮人の数は、上表の如き増加を見てゐる。

即ち朝鮮の日本人の併合以前には全然島内に影を見なかつ

第27表
台湾に於ける
朝鮮人人口

年次	人口
明治38年 1905年	一
大正 4年 1915年	6
大正 9年 1920年	69
大正14年 1925年	297
昭和 5年 1930年	901
昭和10年 1935年	1479
昭和14年 1939年	2260

台湾現住人口戸調による

た朝鮮人が、三十余年の間に二千二百名を超ゆる存在となつてゐるのである。日本の統治下に於て朝鮮人に與へられた領土内の交通居住の自由が生み出した結果と見ねばならぬ。彼等の從事する職業は昭和五年（一九三〇年）の國勢調査の結果では運轉業、婦人の接客業從事者等が多いが、その十年後には鉱工業の労働者が著しく増したものである。

樺太に於ては一層多くの朝鮮人移住者を見る。大正九年（一九二〇年）以前は數字不明であるが、同年の國勢調査の際九三四名の居住者があり、農業、林業、鉱業、土建業等の労働者が大多數であつたが、昭和五年（一九三〇年）には在住者八三〇一名に殖えて居る。その中には定着せる農耕業主も五百を數へるに至つてゐるが、大多數は農業、林業、漁業、工業方面の不熟練労働者である。併し十年前に比べると十五才未満の人口が全満の五%弱から一五%強に増し、全体の中の女の割合が四%から二三%迄増してゐることを見ると、彼等が著しく安定した生活を移住先でする様になつたことが判る。更に昭和十五年末には在住人口は倍加して一六、五六となつた。この増加は主として戰時に於ける労働需要から來たもので、職業的の分布には大して異動は無いと思はれるが、この中で永住の心持を持つた朝鮮人が著しく増してゐることは想像に難くない。

要するに日本統治下の各領土植民地に於ける種族の交通自由を、朝鮮人は極めて有効に利用して、各地に移住し、その地に於て極めて速かに増加したものと見ることが出來るであらう。

第五節　滿洲の人口

一、滿洲に於ける諸民族の角逐

滿洲は北部から東部へかけて森林地帯があり、西部には砂漠地帯が拡がり、その中間に農耕可能の沃土地帯が南北に細長く続いてゐる。古來この森林地帯には射獵を業とするツングース民族が住み、西方の砂漠地帯には遊牧生活を營む蒙古民族が居り、中央の沃野には漢民族が北支那から流入して農耕を營んで來た。最近世ロシア民族が東方を侵略し來り、日本民族が之に対抗して現はれる迄の滿洲の歴史は此の三つの民族の交渉の上に展開されて來たのである。三つの民族には夫々時により盛衰隆替があり、各族が此の地に作り上げた國家組織には幾多の興亡史が傳へられてゐる。併し古くからの歴史を通じて漢民族は此の地を本拠として建國したことは嘗て無く、彼等にとつては滿洲は常に植民地であつたのであつて、本國の勢威が此の植民地を支配したか否かゞ此の地に於ける彼等の勢力消長の歴史である。從つて滿洲史に於ける主人公は主として他の二民族であつて、此等二民族並びに其の支族が此の地の覇権を争ひ、而して滿洲に於いて強大な國家組織を持つに成功すれば、南方に進んで漢民族の文化を誇る中國の境域を窺ふ、と云ふ歴史を繰り返して來たのである。

十六世紀末から十七世紀初頭にかけて、当時中國を支配してゐた明朝は積弱の余弊を漸く現はして來た。此の際にツンダース族の一派なる女眞族の一部族を中心とする國家が興起して、女眞を統一して族名を滿洲と改め、國号を清と定め、まづ南滿洲に於ける漢民族の支配権を奪ひ、次いで明朝に対する中國の内乱に乘じて華北に侵入し、倒壊せる明朝の後を承けて中國に号令するに至り、その優秀なる軍事組織と傑出せる初期歴代の統率者の政治能力とが、清朝二百数十年の基礎を築いたのであつた。

漢民族の滿洲進出は古くからあつたが、古い時代のは主として軍事的、屯田兵的色彩が強く、中國防衛の第一線的の意味に於いて重視されたものであつたが、十五・六世紀明朝時代に入ると共に、著しく経済的要素を強くし、南滿洲の

各地に漢人の農耕植民地が開かれて來た。併しこれ等は十六世紀末から半世紀に亘る倒明興清の戰亂に依つて全く荒廢し、難民は關內に雪崩れ込む有樣であつた。そこで清朝は入關して中國の主權を掌握すると共に、農耕民たる漢人を滿洲に招致し、その農業生産を恢復する策を講じ、種々なる奬勵策を設けたのである。併しこの招民政策は僅かに二十余年續いただけで中止せられた。それは政策が相當の効果を擧げたからでもあるが、また清朝の首腦者がその發祥の地なる滿洲を滿洲族の爲に永く保持せんとする意思を强く持つたことが一層重要な理由である。最後に十八世紀の半ばに至つて最も嚴格な流民の入滿禁止の令が發せられた（朝隆十五年、一七五〇年）所謂滿洲封禁が之であつて、爾來國法の上では漢人の滿洲移住は嚴禁となり、それは確かに漢人の流入防遏に可なり大きな効果を擧げたのである。併し禁を破つて滿洲に入り込む漢人は決して少くはなかつた。殊に十九世紀に入り清朝の勢威が衰へ初めると共に流入する漢人の群は益々大きくなつて行つたのである。最後にロシア人が東方を侵略し來るに會して、清朝が其の初期に彼等を威嚇阻止した實力を既に失つて居り、之に抗爭する力を欠くに至つて、封禁の令は全く破れ、漢人の流入は公然たるものになつた。特に一八九七年、ロシアに依つて東淸鉄道が起工せられるや、其の工事に必要な勞働者は總て之を中國に仰いだので、無數の漢人が北支那から南滿洲はもとより、滿洲奥地乃至シベリアへ移動したのである。其の中から多數の定着者を出したことは當然と云はねばならない。

ロシアの勢力が滿洲へ伸びて來るのは、日本にとつて耐えられないことであつた。日本は地形的に朝鮮半島に依つて七首を脇腹に突きつけられた様な位置にある。この地に日本の獨立を脅威する勢力の入ることは認容し得ない。その爲に一度は中國とも戰はざるを得なかつたのであるが、之に依つて漸く朝鮮の獨立を確保したと思ふ間も無く、其の背後の地に一層强大なる國家が東亞席捲の野望を以て現はれるに至つては、不安一日も過し得ない。遂に日本は東亞に於ける利權を安全に保持せんとする點に於て利害を共にする英國と結び、戰爭に訴へてロシアの勢力を南滿洲から擊攘し去つた。而してロシアが中國から得た關東州の租借權と、その許諾の下に建設した東淸鉄道の長春以南の部分に關する諸權利とが日本に繼承せられたので、こゝに日本民族の滿洲に於ける發展の基礎が出來たのである。事實これ以後に於ける日本人の滿洲進出は相當著しいものがあつた。けれども日本が滿洲に勢力を持ち、その兵力を以て其の地の平和維持に努力し、產業經濟施設に社會施設に或は交通土木の施設に、滿洲に於て未前の努力を拂つたことは、結局に於いて最も多く中國人が其の恩惠に浴した如くであつて、端的にその事實の指標を供するものは、以下に示す滿洲に於ける中國人人口の增加である。

二、滿洲人口の增加と中國本部よりの移住民

以上の敍述には數字を一切含まないが、含ませようにも日本の登場する以前は、一切人口關係の統計が無くて、數字的敍述をなし得ないと云ふのが事實である。日本が滿洲經營に着手して初めて統計が作られるに至つた。日本勢力進出以後滿洲事變直前迄の滿洲（東三省）の總人口に關しては滿鉄の調査に依ると上の如き數字が擧げられてゐる。

第28表　東山省人口の發達

年次	人口（千人）	指數（%）
明治40年 1907年	16,778	100
明治43年 1910年	17,942	107
大正 4年 1915年	20,112	120
大正 9年 1920年	22,611	135
大正14年 1925年	25,502	152
昭和 5年 1930年	29,575	176

上の統計は正確なセンサスに基くものではなく、多分に推計を含んでゐるので眞實から離れた所が少くないと思はれるが、それにしても日本が滿洲を勢力範圍として以來の滿洲に於ける人口增加は極めて著

第29表　満洲の三省に於ける人口と耕地の増加

省別	1908年 実数	1908年 指数	1918年 実数	1918年 指数	1931年 実数	1931年 指数
	人口					
黒龍江省	万人 181	100	286	158	531	2
吉林省	454	100	618	136	932	203
奉天省	1080	100	1253	116	1533	142
	耕地面積					
黒龍江省	万町歩 111	100	万町歩 210	190	万町歩 403	369
吉林省	282	100	400	112	522	185
奉天省	413	100	465	113	467	113

細川嘉六「植民史」p. 426 に依る

しいことは確実である。

人口増加は満洲の古來からの漢人の植民地たりし奉天省よりも、奥地に入るに従つて激しかつた。その関係を耕地面積の発展と共に示す統計を次に掲げよう。（第二九表）

激烈な此の人口増加の内どれだけが自然増加に基づき、どれだけが移民の流入によるかは不明であるが、一九一五・六年頃の一文献に「満蒙の人口増加は、移民増加三十万人、自然増加二十四万五千人、計五十四万五千人」と示してゐるものがある（武居郷一「満洲の労働と労働政策」一五四頁に引用）稍高きに過ぎる見積と思はれるが、自然増加よりも移民に依る増加を多く見てゐることは、満洲の人口増加に注意を拂つた者の一致する見解である。

此等移民の殆んど九五%以上を占めるのは山東、河北の農民である。彼等は陸路山海関を経、奉山線の鉄道を利用し、或は古北口其他の関門を経て徒歩によるか、然らざれば天津、龍口威海衛又は青島を発し海路大連、營口或は安東に上陸し、満鉄を利用して沿線各地に散布して行く。極めて低率の鉄道運賃を

第30表　大連港に於ける中國人の渡來数と歸鄉数の推移

年次	西暦	入満者	離満者	留満者
明治43年—大正3年	1910年—14年	388	240	148
大正 4年— 8年	1915年—19年	892	422	470
大正 9年—13年	1920年—24年	1,117	635	481
大正14年—昭和4年	1925年—29年	2,128	827	1,301
昭和 5年— 9年	1930年—34年	1,631	1,109	522
昭和10年—14年	1935年—39年	1,435	919	517

関東局統計書に依る

も支拂ひ得ず、鉄道線路を傳つて徒歩遙かの奥地迄入り込む者も少くない。離満の場合はこの逆コースを辿るのであるが、入離満共に大連を経由する者が最も多数であつた。そは大連の港湾としての発達に伴つて漸次馴致せられたことではあらうが、一九三〇年代に於ては入満者の四五%は大連を経由し二〇%が營口、六%が安東に上陸し、陸路を経由する者は二九%であつたと云ふ。（武居氏前掲書二一二頁）

入離満中國人の総数に関する古い統計は入手が甚だ困難である。たゞ大連港に関しては一九一〇年代から統計が備つてゐるので、五年毎の概数を示すと次の第三〇表の如くである。

大連を経由する入満者数は最初は五、六万に過ぎなかつたが、欧洲大戰中に十万乃至二十余万に増し、戰後は二十万を降らず、昭和二年（一九二七年）には中國本部に於ける革命兵乱を避けて大連に來た者が急増六十万を超えた。其の後は一進一退、満洲事変直後、日華事変勃発の年等には、二十万内外に減少したが、直ぐに恢復すると云ふ有様で、昭和十五年（一九四〇年）には六十七万九千と云ふ最大の記録を作つたのである。離満者は、春季に渡來せる労働者が冬季前に歸鄉するのが多い関係上略々入満者数の消長と相伴ふ傾向を示すのであるが、入満者から離満者を差引いた数を以て悉く満洲へ定着した数と見做すことは厳密には

成り立たない。來滿の際大連に上陸した者が悉く歸路また大連を經由するものではないからである。併し概略の傾向を見る數としては此の計算も十分價値あるものであつて、右表の留滿者欄の大部分が、滿洲人口の急增の重要な因子たりしことは疑ひを容れない。

大連以外の經由地をも含めた入滿者の統計としては大正十四年（一九二五年）以來の入滿勞働者に關するものがある。第三一表が之である。この統計は勞働者のみに關するものであるが、別に勞働者にして家族を伴ひ來るものがあり、その家族數は加はつてゐない。同伴家族數は年により變動があるのは當然だが、大体勞働者數の一五%見當であると云ふ家族同伴者は大体留滿者として殘ると推定すれば、上表に揭げられた期間十五年間に、滿洲は約五百万の移住人口による增加を見たと云ふことになる訳である。斯樣に異常なる流入人口を滿洲が中國本部より得來つた原因は何であらうか。中國本部側に就いて之を見れば、第一は中國殊に北支那の人口過剩であらう。一九二六年郵政局調査に依れば山東の人口は三千八十万面積五万六千平方哩、一平方哩密度五五二人は日本の一九三五年の密度四七四よりも多いのである。直隷省の人口三千四百万、面積十一万六千平方哩を加へれば、日本よりは多少疎と云ふ事になるが、併し甚しい逼庭はない。原因の第二は水、旱、風、蝗等の天災であつて、之が爲に鄉土を棄てざるを得ない農民が年々莫大な數に上るのが中國の實狀である。第三の而して最大の原因は政治的なもので、中國の內亂、土匪の出沒、苛斂誅求に依り、民がその堵に安んずる能はず遂に離村せざるを得なくなるのである。昭

第31表　入滿離滿勞働者數の推移（單位千）

年次	西歷	入滿者	離滿者	留滿者
大正14年—昭和4年	1925年—29年	4,079	1,631	2,448
昭和 5年— 9年	1930年—34年	2,659	2,139	520
昭和10年—14年	1935年—39年	2,606	1,706	900

武居鄉一「滿洲の勞働と勞働改策」211頁所載統計表より作成

和二年（一九二七年）入滿者が百万を突破したのは國民革命の兵亂が華北に波及した際であつて、此の年は特に婦女子を伴つた移民の渡來が人目を惹いたのである。前述の天災の如きも、若し中國本部に善政が布かれてあるならば恐らくは予防されるべきものが少くはあるまい。然りとすれば天災は實は自然的原因では無く、根因を中國の政治の中に求むべきであるかも知れない。之に対して滿洲側が人口を吸引すべき原因を求めれば、人口密度が低く（一九三九年一平方哩当七八人）人口發展の余地が尙廣く存することもあるが、何よりも滿洲に日本の勢力が滲透して以來、その境域內の平和が保たれ、產業の異常な發達が多分に勞働力需要を喚起したことを挙げねばならぬ。

三、滿洲國時代の人口

以上滿洲に於ける昭和五年（一九三〇年）以前に於ける人口の增加の趨勢とそれ以後をも含めての中國人の移住に関する概觀を試みたが、人口に関する統計は、滿洲國が成立して以後極めて詳細なものが作成される樣になつた。若干年度の數字を揭げると次の第三二表の如くである。

滿洲と云ふ場合、所謂滿洲國の外に日本の租借地なる関東州と滿鉄に於て管理してゐた市街を爲せる鉄道附属地とがあることを忘れてはならない。鉄道附属地は昭和十二年（一九三七年）日本が滿洲國に対し治外法権を放棄したに伴つて之に対する滿鉄の管理権を滿洲國に還附したので無くなつたが、関東洲は最後迄滿洲國とは別地域を爲した。第三二表の統計は此の經過を其の儘に追つて示されてゐる。尙滿洲國の範囲は前揭第二八表の東三省よりも廣い。東三省は奉天、吉林、黒龍江の三省を指すが、滿洲國は之に熱河省と外蒙古とを加へた範囲で成立してゐた。熱河外蒙の地域には一九三三年に約二百九十七万の人口があつたと第三二表統計の原資料は語つてゐるから、それにしては第三二表と第二

第32表　満洲人口の発展（満洲事変以後）

（單位千人）

年次	地域	總数	満系	日系	鮮系	其他
大同2年 昭和8年 1933年	全土	32,288	31,288	317.6	582.1	100.6
	満州國	30,880	30,191	38.6	552.1	98.4
	関東州	1,004	862	139.0	2.2	.9
	鉄道附属地	404	235	140.0	27.8	1.3
康徳3年 昭和11年 1936年	全土	36,935	35,475	536.5	854.4	68.9
	満州國	35,255	34,202	166.7	819.6	66.3
	関東州	1,148	975	166.5	4.0	1.6
	鉄道附属地	533	298	203.2	30.8	1.0
康徳7年 昭和15年 1940年	全土	43,054	40,568	1,065.1	1,350.9	69.5
	満州國	41,661	39,385	862.2	1,345.2	67.9
	関東州	1,393	1,183	202.8	5.7	1.6

八表との人口計數の連絡は阻礙を來す。が之は滿洲國成立以前のは全然の推計であり、以後のは不完全ながら組織的に集計された統計で、基礎が異るので已むを得ないものであらう。而して滿洲國になつてからの人口增加が僅かに七年の間に一千万以上の增加と云ふことは殆んど信ぜられないことであり、前述の移民による人口增加の外に自然增加を如何に多く見積つても、斯る結果に到達することは困難であらう。結局之は逐年調査に際して漸次新な人口が發見されて來たことを語るものと云はねばならない。特に次の事實は注目に値する。卽ち一九四〇年十月一日には滿洲國に於ても可なり嚴密な國勢調査が行はれたがその結果は總人口四三、二九六、七六二と現はれ、第三二表に示した同年末の現住人口四一、六六〇、六七二とは、之よりも一六、三六〇、〇九〇だけ少いのである。滿洲國の樣に人口增加の激しい國に於て後時期の人口が前時期のよりも少いことは信じ得ないことであつて、之は結局國勢調査の嚴密な方法による計算と行政上の目的からする現住人口調査の稍粗雜な計算との差と見ねばならない。然りとすれば此の粗雜の程度が前に溯る程大であつたことは想像に余りある所であつて、詰まる所、第三二表に示された異常な滿洲國の人口增加には、單なる自然增加と移民による增加の外に、統計それ自身の進歩と云ふことが織込まれてゐるのであつて、それは滿洲國に於ける治安の確保、近代的な社會秩序の漸次的な成立を語るものに外ならぬと思はれるのである。斯の如き不確實な基礎の上に計算されたものではあるが、滿洲國人口の職業構成を示す統計があるから次に之を揭げて置く。

第33表　滿洲國の職業別人口

（昭和12年1937年）

	人口（千人）	割合（%）
農牧林業	22,269	70.8
漁業	56	.0
鉱業	204	.6
工業	1,110	3.5
商業	1,756	5.6
交通業	147	.5
公務自由業	1,443	4.6
家事使用人	2,936	9.3
其他	1,807	5.7
計（有業者）	31,727	100.0
無業者	5,223	—
總計	36,950	—

治安部警防司調査に依る

上の統計には民族別内訳が示されて居らない。併し滿洲國人口は中國人が圧倒的に多數なることを考へ、且脫漏は最も多く農民にあるべきことを考へるならば、有業人口の七割が農民であると云ふ概數だけは略々信ずるに足るかと思はれるのである。

四、関東州及鉄道附属地の人口

併しいづれにしても滿洲全体の人口統計には信じ難いものが多い。滿洲の中で信賴の置き得る統計は、日本に依つて統治されて來た関東州並に鉄道附属地に関するものである。そこで此の地域に於ける日本施政下の人口增加を見ると左の如くである。

第34表　関東州人口の発達

年次	日本人	朝鮮人	中國人	外國人	計
明治38年 1905年	5,025	—	369,726	34	374,785
明治43年 1910年	36,668	2	425,599	112	462,399
大正 4年 1915年	50,176	77	490,584	141	540,978
大正 9年 1920年	73,894	396	592,913	179	667,382
大正14年 1925年	90,542	834	665,989	441	757,806
昭和 5年 1930年	116,052	1,794	820,534	734	939,114
昭和10年 1935年	159,749	3,251	955,514	1,356	1,119,870
昭和15年 1940年	202,827	5,710	1,183,087	1,598	1,393,222
	指		数		
明治43年 1910年	100	100	100	100	100
大正 9年 1920年	201	1,980	139	160	144
昭和 5年 1930年	317	8,970	193	655	203
昭和15年 1940年	553	28,550	278	1418	301

第35表　鉄道附属地人口の発達

年次	日本人	朝鮮人	中國人	外國人	計
明治39年 1906年	3,821	—	7,675	—	11,496
明治43年 1910年	25,266	384	31,774	13	57,437
大正 4年 1915年	34,396	449	60,225	181	95,251
大正 9年 1920年	61,576	2,048	113,845	378	177,451
大正14年 1925年	83,620	9,005	180,534	1,466	274,625
昭和 5年 1930年	99,411	15,900	235,016	1,769	352,097
昭和10年 1935年	190,5[illegible]8	31,415	278,385	1,088	501,396
	指		数		
明治13年 1901年	100	100	100	100	100
大正 9年 1920年	243	533	358	2900	309
昭和 5年 1930年	393	4141	739	13608	613
昭和10年 1935年	754	8181	876	8369	873

第36表　関東州及び鉄道附属地に於ける中國人の職業別人口

（1935年 單位千人）

業種	関東州	鉄道附属地	合計 定数	合計 割合(%)
農業	144.8	4.3	149.1	27.2
水産業	16,9	0	6.9	1.3
鉱業	2.6	29.1	31.7	5.8
工業	56.1	33.2	89.3	16.3
商業	61.7	47.5	109.2	19.9
交通業	39.9	6.9	46.8	8.5
公務自由業	14.5	8.0	22.5	4.1
其他	35.0	23.0	58.0	10.6
家事使用人	9.6	10.6	20.2	3.7
無業	2.9	.8	3.7	.6
計（本業者）	384.0	163.4	547.4	100.0
家族	571.5	115.1	686.6	—
総計	955.5	278.4	1234.0	—

関東局調査に依る

関東州は面積三四六二平方粁で中に大連、旅順の二市があり、人口の過半は此の都市及郊外にある。鉄道附属地は満鉄の敷地並沿線の主要駅を中心とする、満鉄に於て行政権を持つ市街地である。日本は此等の都市の近代的施設には非常な努力をし、外観内容共に内地の都市以上に完備せしめた。従つて其の発展も著しく、奥地の経済的発展、人口増加に伴つて、上表に見る様な急速な人口集積を見たのである。人口の大多数を占めるものは云ふ迄も無く中國人であるが其の職業を見るに、明治四十三年（一九一〇年）には関東州及鉄道附属地を通じて総人口四十五万七千の内本業者十五万、その六三%の九万四千と云ふものが農業水産業に従事してゐた。即ち約四分の一世紀後の満洲國の農業人口の割合に近い原始産業人口を有したのであるが二十五年の後総人口に於て八十万、本業人口に於て四十万の激増を見た時の職業別内訳は左表の如きものであつた。

即ち農業、水産業も実数に於て増加はしてゐ

るが、其の割合は三〇%以下に降り、正に此の地域を除く滿洲國の人口職業構成と逆の割合を示して、都市的職業が激増を來してゐるのである。

而して此の增加が既に滿洲全体に就いて述べた如く、中國本部からの移民に依ることは勿論であつて、そのことは此の地域の中國人の女人口一〇〇に対し男が一六四・三の異常な高率を示すと云ふ植民地的特色を有することに表れてゐる。要するに滿洲の繁栄は著しく中國移民をこの地帶に惹きつけたと云ひ得るであらう。

五、滿洲に於ける日本人々口

(イ)歴史的觀察

滿洲に対する日本人の進出は日清戰爭（一八九四―五年）以後に於て著しきものがあつた。当時既に日本は滿洲の輸出貿易の最大顧客となると共に、その商人は主として牛莊（營口）に入り込んで相当の数に達したのである。併しその正確な数字は判らない。明治三十三年（一九〇〇年）の我が在外邦人統計に依ると、僅かに三五名が營口（牛莊）附近在留者として揭げてあるが、之は揭載された帝國統計年鑑の註記にも断られてある通り在外公館に自ら届け出た者だけを集計したのであるから、脫漏が極めて多いのである。同じ統計は滿洲の他の地域に於ける在留邦人数を五七六名として居り、その大多数はハルピンを中心とする北滿の諸都市に散布してゐる。これ亦脫漏が多いので数字夫自身は信を措き難いが、たゞ当時ロシアに依る東清鉄道の建設工事が日本人労働者の多数を惹き着けた事は事実であるから、その結果の一部が斯様な統計になつて現れてゐると見得るであらう。即ち数字は正確に判らないが、日本人の滿洲進出は大体に於て日清戰後に著しく南滿の入口に於てのみならず、北滿の奥地にまでも及んでゐたのである。

併し在滿洲日本人に関する人口統計も、正確に近いものは、日露戰爭後日本の勢力が滿洲に伸びてから、たゞ得られ、その内関東州と鉄道附属地との内にあつた日本人口の統計は上揭第三四表第三五表の中に示した。これは滿洲の日本の統治権が行はれた地域の外に、中國固有の統治地域に入り込んでゐる日本人があつた。而もそれは日本ニは外國在留邦人中に数へられる者であるが、今此の三者を合せて当初からの若干年度の人口の推移を見ると左の如くである。

日露戰爭（一九〇四―五年）直後、関東州及鉄道附属地の諸権利がロシアから日本に受継がれた頃に、日本人々口は僅かに一万六千余に過ぎなかつた。ロシアの滿洲経営は専ら軍事的経略を主とするもので、ために鉄道に於ても、旅順の要塞の築造の如きに大部分の努力が拂はれ、都市の経営は著しく遅緩のうきめにあつた程であるから、戰爭に依つて荒廃してゐた。日本はこの地の経営を初めるや、専ら経済的開発に重きを置いたので、鉄道の如きは廃棄し、きづ旧タルニーを大連と改称して、これを自由港として世界の商業に対して開放し、地の建設に非常な努力を注ぎ、比年ならずして東洋一と云つてよい完備せる港を建設した。奥地の鉄道附属地に於ても、道路、水道、下水、電氣、瓦斯、住宅、公園、学校、病院等の施設は、各中心たる市街地に於ても、大規模に行はれたので、短日月の間に面目を一新するに至つた。日本の勢力の下に滿洲の治安は著しく改善せられ、衛生行政をも担当せしめられた南滿洲鉄道会社に依つて費用を惜しまず、大規模に行はれたので、短日月の間に面目を一新するに至つた。日本の勢力の下に滿洲の治安は著しく改善せられ、衛生的な都市が建設せられた。日本の出来ない多数の衛生的な都市が建設せられ

第37表　滿洲に於ける日本人々口

年次	関東州	鉄道附属地	左二地域外ノ滿州	合計	関東州及鉄道附属地計
明治[illegible]年 1[illegible]年	12,792	3,821	—	—	16,613
明治[illegible]年 1910年	36,668	25,266	14,407	76,341	61,934
大正 4年 1015年	50,176	34,396	16,993	101,565	84,572
大正[illegible]年 192[illegible]年	73,894	61,576	24,590	160,060	135,470
大正[illegible]年 1925年	90,542	83,620	13,826	187,988	174,162
昭和 5年 1930年	116,052	99,411	13,285	228,748	215,463
昭和10年 1935年	159,749	190,508	144,451	594,708	350,257
昭和15年 1940年	202,827		862,245	1,065,072	—

第38表　大連港に於ける日本人の渡來数と出港数の推移

年次	西歴	入滿者	離滿者	留滿者
明治43年—大正 3年	1910年—14年	108.8	73.1	35.1
大正 4年— 8年	1915年—19年	208.8	129.8	79.9
大正 9年—13年	1920年—24年	253.6	203.5	50.1
大正14年—昭和 4年	1925年—29年	273.2	223.4	49.8
昭和 5年— 9年	1930年—34年	457.7	325.9	131.9
昭和10年—14年	1935年—39年	811.6	670.1	141.2

道附属地の國内市場を組[illegible]ます[illegible]
[illegible]ますも[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]の[illegible]日本人の[illegible]
[illegible]に[illegible]すべき[illegible]
[illegible]多きが[illegible]
た。
日本人[illegible]
出入すべき[illegible]
路朝鮮よりす[illegible]
のと、[illegible]
よりすべき[illegible]
つの[illegible]
[illegible]
ながら統計が[illegible]
が、後者は詳細な

ものあるが[illegible]整理[illegible]数字を第三八表に掲げる。二つの路の片方だけの統計で一方抜道が計算せられてたいので不完全は云ふ迄も無いが、日本人に対する滿洲の誘引力の変遷の指標としての役には十分立つのである。

第一次欧洲大戰中の滿洲の未曾有の好景氣は、著しく多くの日本人を滿洲に吸引した。單に日本統治下の地域ばかりでなく、中國人の支配する地域への進出も目立つものがあつた。但日本が日露戰争の結果、滿洲人への足掛りを得た時には、恰も北米で移民國に対し門戸を閉鎖されたので、その移民の流出口を此の滿洲に求める意図を多方に持つたのであつた。而して日本人は奥地に入つて中國民と同じく居住營業する権利を條約によつて與へられてゐた。因より土地を獲得して農業を経營することも出來ることになつてゐたのである。併し歴代の中國当局は此の日本人に與へられた條約上の権利を具体化すべき細目の交渉を極力回避して來たので、日本は当初の意図にあつた滿洲への農業移民を送出すことは出來なかつた。尤も仮に條約上の諸権利の具体化が取極められたとしても、日本内地と滿洲奥地との生活程度の差は、なほ著しい障害を爲したに相違無い。後述の如く当時若干の農業移民の企てが無いではなかつたが、極めて小規模な失等の計画も失敗の記錄を止めてゐるに過ぎない。

第一次欧洲大戰が終ると共に反動時代が來、中國人支配の地域に於ける日本人は激減を來した。大正九年（一九二〇年）と十四年（一九二五年）とを比較すると、四割以上の減少であつて、その減少人口は昭和五年（一九三〇年）にも恢復されてゐない。大連に於ける離滿者の增加は入滿者のそれよりも多くなつてゐる。関東州及び鉄道附属地の急テンポは最早示さないと云ふ狀態に陷つた。此の原因は半ばは此の時代の滿洲の経済的不況にあるが、重要な他の原因が欧洲大戰を機として起つた中國の國民運動國権恢復運動が此の地に瀰漫して來て、日本の権益の將來に不安を懐かしめたことにあるのは否み得ない。此の風潮に対する日本の反撥が昭和六年（一九三一年）滿洲事変となつて現れた。

第39表　関東州及び鉄道附属地に於ける日本人有業者職業別人口の推移

業種	明治43年 1910年	業種	昭和5年 1930年	昭和10年 1935年
農業	195	農業	971	1,113
水産業	197	水産業	275	553
工業	3,844	鉱業	1,841	2,773
商業	4,445	工業	14,888	28,742
交通業	3,144	商業	17,946	33,191
公務自由業	3,072	交通業	16,279	23,814
其他有業者	12,684	公務自由業	17,632	29,512
家事使用人	632	其他有業者	3,402	7,115
無業	243	家事使用人	1,545	5,781
計	28,456	無業	803	1,779
家族	33,882	計	75,582	139,355
総人口	62,338	従属者	139,881	210,902
		総人口	215,463	350,257

日本帝國統計年鑑及関東局統計に依る

[illegible]分增したに過ぎないに対して、入滿者は七割を增してゐる。人口の增加は、昭和十年（一九三五年）迄の五年間に、日東州に於て四万三千余（約四割）之より奥地なる鉄道附属地の諸都市に於て九万一千（約九割）更に従来日本人の足跡の及ばなかつた奥地に於ては十三万余（約十一倍）を数へ、洵に洪水が堤を切つた如く、奥地深く日本人口の流入があつた。日露戦後、日本の勢力が南滿洲に及んでから、滿洲事変迄二十五年間に日本人口の此の地に累積したものが、漸く二十三万弱に過ぎなかつたのに、事変後の五年間にはそれ以上の人口が流入して六十万近く数へるに至つたのである。

此の急速な日本人人口增加を職業的に見ると、奥地関係のは統計が備はらないが、関東州及鉄道附属地のは第三十九表に示す如くである。即ち事変後五年間に従属者の增加は七万一千で約五割に過ぎないに反し、有業者の增加は六万四千、約八割五分に達して居り、有業者の職業別の分布は商工業が倍加に近く夫々一万四、五千、公務自由業が一万二千交通業が六千六百を增してゐる。公務自由業、交通業関係人口が比較的多いのは滿鉄関係並びに植民地統治の関係から生ずることで、以前からも関東州及び鉄道附属地日本人々口の特徴であること、同じ表の古い年度の統計からも察せられるが、事変後の商工業人口の增加は稍々この比率に変化を與へた。ただ農業に関しては元來この地域が殆ど全然都会地のだから、変化を示して居らないのは当然である。併しこの地域以外の滿洲奥地に関する統計が若し得られるならば、当時滿洲國の建國により又その新な建設作業に従事する爲に官吏、会社員となつて赴任した日本人の数は夥しかつたから、公務自由業関係、商工業関係の人口の增加が著しいものであつたらう事は察せられるが、同時にこの時になつて初めて可能になつた日本人の農業移民の数が人口增加の大きな部分を占めることが明かになるに違ひない。

昭和十年（一九三五年）以後太平洋戦争直前迄の日本人の滿洲流入は、事変後の傾向を推進したものであつて、增加率に於てこそ前の五年間より些か劣るが実数に於ては約五十万を增して、昭和十五年（一九四〇年）遂に百万を突破したのである。此の人口の過半は、次に掲げる第四〇表に示す如く、滿洲の主要十九都市内にあつた。滿鉄附属地は昭和十二年日本の治外法権放棄に依つて悉く滿洲國の管轄する所となり、その手に依つて美しい市街は一層修築せられた。其他の都市はいづれも旧政権下に中國人が市街地を形作つてゐた所であるが、日本人の手に依つて指導されて、大規模な都市計画が行はれ、壮大な官公建築物が建設せられると共に、街路は修築され、衛生、教育、公共利用の完備せる施設が行はれ、短日月の間に目を一新した就中、長春は國都と奠められ、新京と云ふ新市名が與へられると共に、旧市街に隣接して廣大な都市計画に基き、着々最新の技術を應用した施設が行はれたので

第40表

都市	日本人々口（千人） 昭和12年 1937年	昭和15年 1940年	總人口（千人） 昭和12年 1937年	昭和15年 1940年
大連	155.2	181.5	503.8	656.5
旅順	12.2	13.1	31.5	34.5
営口	5.6	7.0	159.5	169.5
錦州	8.5	13.0	104.9	122.1
阜新	—	13.2	—	166.1
鞍山	25.4	42.3	120.2	214.0
撫順	26.4	35.7	214.7	252.5
遼陽	4.8	6.2	89.7	99.7
奉天	90.6	128.8	772.0	955.3
本渓湖	5.2	11.6	66.4	98.2
安東	17.2	22.3	210.8	239.5
鉄嶺	3.3	3.8	48.8	54.5
四平街	6.8	8.7	56.2	67.8
新京	76.1	106.2	360.3	454.1
吉林	10.1	12.4	132.3	143.1
哈爾濱	29.9	43.2	467.5	532.5
牡丹江	13.9	39.1	100.4	161.1
佳木斯	3.7	10.3	70.7	103.4
齊々哈爾	8.9	13.3	96.8	110.0

付けた環境の改善は一層の程度に於て中國人を利し、人口の集中を來したこと勿論である。

第四〇表に揭げた都市の外にも、滿洲には地方程な小都邑が數多くあり、日本人は此等の地に於て、官公吏として、會社員として、或は商工業の營業者とし、經營者として都市的職業に從事した者が多いのではあるが、併しまた實際都市から離れた僻陬の地に入り込み、開拓をする者が、此の時期になつて初めて多數に出現したのである。

屬した大都市が忽然として現出した。滿洲に於てはハルピンはロシア人の、チチハルは、中國人の面して新京は日本人の建設した代表的な都市として興味を以て比較せられた。其他牡丹江、佳木斯阜新等は或は軍事的に或は産業的に重要都市として滿洲建國後に特に日本人の努力によつて新に勃興して來た都市である。斯樣に都市の新設或は改造が至る所に行はれたが、日本人の進出が著しかつたので、どこでも住宅難は激しかつた。而して日本人を斯く迄惹き

たゞ日本農民の生活程度が、中國人農民のそれよりも高いことは、この時期に於ても依然變つた訳ではない。從つて斯樣な開拓移民の出現は、個々の農民の單独な企畫では到底出來なかつたことであつて、それは政府の保護の下に、集團的に行はれて初めて可能であつたのである。日本からの開拓移民送出の政策に關しては本章第二節に述べたから、次に此の政策の實績に關して一瞥を試みて此の節の敍述を終らう。

（ロ）農業移民

滿洲事變前に於ける日本人農業移民は、（一）滿鐵が鐵道守備隊の除隊兵を鐵道附屬地に定住して農業に從事せしめんとして大正三年（一九一四年）から四箇年度に亘つて行つた除隊兵移民（二）關東州に於て大正四、五年（一九一五六年）に行はれた水田經營を主とする同州金州郊外の愛川村移民（三）滿鐵の子會社大連農事會社が昭和四年（一九二九年）以後三箇年間行つた移民の三回の組織的な計畫があつたが、實績はいづれも數十戶程度の移住者を得たのみで、失敗に終つた。

然るに昭和六年（一九三一年）滿洲事變が起ると共に、日本は非常な熱意を以て農業移民の滿洲送出に努力を始めたこと、既述の如くである。（第二節（三）參照）まづ昭和七年（一九三二年）を最初として五回に亘る試驗移民が政府に依つて募集せられ、團体を形作つて北滿に入植した。その成績を檢討しつゝ進められた日滿兩國政府の開拓民送出計畫は昭和十一年（一九三六年）二十箇年百万戶、五百万人入植計畫として正式決定を見、昭和十二年（一九三七年）以降を五箇年宛四期に分ち第一期十万戶、第二期二十万戶、第三期三十万戶、第四期四十万戶を送出するものとし、開拓民を（甲）集團開拓民（政府の補助比較的厚く二百乃至三百戶の集團をなして入植するもの）（乙）集合開拓民（政府

[redacted]

もので、三十戸内外を一團とする）の二種に分つて実行に着手した。更に昭和十三年（一九三三年）からは訓練せられた青少年を入植せしめる開拓青年義勇隊が組織され、又朝鮮人開拓民をも包含せしめて、此等総ての開拓民入植計画を綜合する「基本要項」なるものが昭和十四年（一九三九年）に公表せられたことは既述の通りである。

之が実績を檢すると、まづ計画の基幹を爲す集團開拓民は、上述の五次の試驗移民に引続き昭和十二年（一九三七年）第六次から始まつて十六年（一九四一年）第十次を以て第一期計画を完了してゐるが、左の如き結果を見てゐる。

集團開拓民年度別入植總括表（昭和十五年五月現在拓務省調）

回次	年次	計画戸数	入植戸数	現在戸数	
第一次	昭和七年（一九三二年）	五〇〇	五二三	二九一	武裝移民
第二次	八年（一九三三年）	五〇〇	五〇七	二四八	武裝移民
第三次	九年（一九三四年）	三〇〇	二九〇	一九一	試驗移民
第四次	十年（一九三五年）	五〇〇	五三〇	四一七	試驗移民
第五次	十一年（一九三六年）	一、一〇〇	一、一一四	九九四	試驗移民
第六次	十二年（一九三七年）	四、六〇〇	四、五二五	三、九九八	
第七次	十三年（一九三八年）	四、九〇〇	四、四〇八	四、〇七八	
第八次	十四年（一九三九年）	四、二〇〇	四、二〇七	四、〇七八	
第九次	十五年（一九四〇年）	一、六〇〇	一、九一五	一、九一二	
計		四〇、四〇〇	一八、〇一八	一六、二八三	

集團開拓民は農業を主とする一般開拓民の外に、林業開拓民、畑作開拓民、煙草開拓民、蔬菜開拓民、半農半牧開拓民、酪農開拓民等があるが、昭和十六年（一九四一年）末に於て百二十二團五千三百余戸、一万五千人の入植を見た。

此の外に鉄道自警村開拓民がある。滿鉄の保護下に行はれたもので、鉄道の沿線守備を第一義とし、駐滿部隊の除隊兵を以て組織され、昭和十年（一九三五年）以降三ケ年に二十三ケ所に四百四十戸入植させたが、以後は青年義勇隊の入植により增設を中止された。之が十六年（一九四一年）末に三百八十余戸一千四百余人残存した。

また滿洲開拓青年義勇隊は毎年一万余の内地青少年が、まづ内地に於て短期の訓練を受けて、滿洲開拓地に送られ、二ケ年の現地訓練の後、大部分集團開拓民として定住するもので、昭和十三年（一九三八年）以降行はれ、十六年（一九四一年）には六十八ケ團に分けて義勇隊開拓團が出着した。

最後に数戸を一團とする分散開拓民は、昭和十六年（一九四一年）末に於て四十三團一千四百余戸、五千三百余人の入植狀態であつた。斯て第一期の計画は、其の移民入植の量に於ても、また入植地に於ける農耕の成績に於ても、相当の成果を挙げて終了し、昭和十七年から計画第二期に入つたのであるが、既に昭和十五年（一九四〇年）から、戰争の影響は内地に於ける農村の労力の不足を來してゐたので、滿洲に渡るべき開拓民を得るに困難を見る様になり、計画の進捗意の如くならざるものがあつた。

第六節　日本及その植民地に於ける民度の向上

明治開國以來の日本本土及び日本統治下の植民地に於て、極めて急激な人口增加があつたことは上数節に述べた如く

[illegible]た事実であり、経済の発達に依つてその所得内容にも量的の増大、質的の向上、[illegible]進歩があつたことは、種々の徴候から察し得るのである。尤も新らしい時代は新らい不満を持ち来たしより多くの[illegible]緊な誘起するから、すべての民族と社会階級が日本の施政を讃歌した訳ではない。それは如何なる時代、如何なる国の統治に就ても同じである。又満洲の様に常に新らしい移民が中國本部から押しかける所では、その最下級の労働者の生活は絶えず生活最低限の程度に押し下げられて、いつ迄経つても当初と差違が無い様に見えたから、最も多衆の階級に就ては、生活程度の向上があつたとは云へない様にも思はれる。併し仮令彼等の個人的な直接的な所得が、例へば其物消費の内容に於て、余りに向上せりと見られない様な場合にも、工場、鉱山等の労働をする場所の設備の著しい向上、農村に於ける治安の確保、道路鉄道の発達による國内交通の自由と快適化等による無形的な所得を計算に入れるならば、此等の最下層階級にとつても、生活の安定化と安易化とが著しい程度に於て実現して、その意味で生活程度が向上したと云ふことは十分に云ひ得るであらう。此等のことの具体的な叙述は以下の各篇に於て、詳細に爲される筈である。併し如何なる割合で生活程度が向上したか、民度が上昇したかを統計的に表示することは、包括的に之を行はうとすれば至難のことゝ云はざるを得ない。若し各地の大多数民衆の消費内容に関する統計等が存するならば、比較的便宜に此の目的に使用し得るであらうが、遺憾ながらその様なものは入手し得ない。凡そ「民度」「生活程度」と云ふ様な目標を以て募集せられた統計は、どこの國でも多くはさうであるが、日本でも存しないのである。我々は生産統計や、衛生統計、教育統計等の中で、夫々の目的の爲に集められた数字の古いものと新らしいものとの比較から、若干の傾向を捉えて之によつて我々の判断を下すべき断片的な資料を得る程度で我慢せねばなるまい。

その乏しい資料の中から若干を次に掲げる。

一、人口の増殖と生産の増加との速度比較

國民の生活程度向上を見る指標としては、物資消費の量的増加、質的向上を檢討するのが最も便宜であるが、この目的の爲に適当な長年月に亘る統計は甚だ得難いので、之に代るものとして、日本及びその植民地に於て、生産の増加が如何に人口の増加よりも急であつたかを示す数字を次の第四一表に掲げよう。

一國全体の生産が増したと云ふだけでは、その生産物の國民諸階級に於ける分配如何が明瞭でない限り、理論的には大多数民衆の生活向上があつたか否か結論し得ない訳である。併しその増加したと云ふ生産物が小範囲の一箇二箇の商品でなくて、廣汎な範囲を掩ふものであり、且長期間に亘つて増加の事実があるならば、その増加を少数者の階級が独占することは到底考へられないから、大多数の民衆への分配も増したことを推察し得る訳で、従つて生活程度の向上があつたと断じても好いであらう。この意味から云つて、多くの生産物を基礎として作成された長期に亘る生産量指数を人口増加指数と対比することは、我々の目的に適ふと云ひ得る。たゞ之に適当な生産指数の入手が問題であるが、幸ひにこゝに掲げた二種類の指数はその加工方法やこゝに利用の爲の再加工の爲の方法に統計学上の異論が多少挟み得るにしても、その増加率が余りに大なるが故に、結論に変化を與へることは無いと思はれるのである。

即ち明治四十三年（一九一〇年）を基礎として比較する時、内地の人口は昭和五年は三割増に過ぎないのに、全生産物の生産数量は二五二九の指数を示して居り、比較的増加の少い農産物にしても、五割余増してゐるのである。明治四十三年（一九一〇年）に於て人口は一九一〇年よりも一割五分少かつたに過ぎ

第41表　日本内地、朝鮮及び台湾に於ける人口指数と農産物生産指数との対比（1910年＝100）

年次	日本内地				台湾		朝鮮	
	人口	全生産物	工業品	農産物	人口	農産物	人口	農産物
明治28年 1895年	84.5	49.0	37.2	79.8	…	…	…	…
明治33年 1900年	89.1	61.7	51.6	86.1	…	…	…	…
明治38年 1905年	94.8	79.5	82.6	80.4	…	…	…	…
明治43年 1910年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大正 4年 1915年	107.3	130.5	142.0	118.7	106.9	110.1	122.3	147.5
大正 9年 1920年	113.6	184.0	238.5	136.2	109.9	115.1	129.9	159.0
大正14年 1925年	121.5	211.5	300.7	138.2	124.1	171.4	142.8	156.2
昭和 5年 1930年	130.1	252.9	399.6	151.2	140.0	204.3	152.2	185.6
昭和10年 1935年	140.7	…	…	…	159.1	245.7	164.4	188.6
昭和13年 1938年	×142.6	…	…	…	×179.0	237.3	×178.1	225.2

×昭和15年（1938年）

日本内地の生産指数は名古屋高等商業学校産業調査室調査に依る

台湾・朝鮮の指数は山田勇著「東亜農業生産指数の研究」所載指数を換算

ないが、大体に於ては此の生産指数にそい大分にも達してゐなかつた。当時から比較的生産の多かつた農産物にしても、一九一〇年に比し二割以上低地位にあつた。全体を通じて此の三十五年の期間に人口増加よりも遙かに著しい生産の増加があつたことが明かで、殊に工業品生産が十倍以上の増加を続けたことは、これによる國民の生活程度の向上が著しかつたことを察するに足りる。

明治二十八年（一八九五年）以前と昭和五年（一九三〇年）以後の数字が此の生産指数数列に無いのは遺憾であるが、別の計算に依ると、農業生産数量は明治五・六年（一八七二―三年）に比べて明治三十年（一八九七年）は二倍になつてゐると云ひ、商工省の工

数量指数は昭和六―八年（一九三一―三三年）を基礎として、昭和一〇年（一九三五年）が一三九・三、昭和十三年（一九三八年）が一七二・〇、翌十四年（一九三九年）一八〇・六に達すると云ふから、右第四一表の期間を前後に延長すれば、日本の物資生産量の増大の人口増加率凌駕は一層拡大されて示される訳で、台湾と朝鮮とに就ては農産物以外の生産数量指数が計算されてゐないが、工業発達が遅れ、農業生産が経済の最大分野を占める此等植民地に於ては、農産物生産数量を以て全生産数量の推移を代表させても大過はあり得ない。而して、両地共に生産増加の速度は人口増加の比でないのであつて、而もその人口増加率は内地のそれを遙かに凌駕するのだが、その高い人口増加率を更に上廻つて農業の改善があつた次第である。特に朝鮮の人口は明治四十三年は併合匆々で過少評価されてゐる傾向があることは、本章第四節（二）項に於て述べた通りである。従つてこの表に現れた人口指数はすべて過高評価されてゐる筈であるが、農産数量の増加率は之をも上越す勢であつた。

台湾の農産物生産数量指数は、明治四十三年（一九一〇年）以前は統計資料不足の為計算されず、第四一表に掲げられてゐないが、大体どの程度の生産増加があつたかを察する為に、最も重要な作物である所の米、甘藷、甘蔗の三つを取つて見ると、次の第四二表の示す如くであつて、前世紀末から、一九一〇年迄の間に、米は二倍、甘藷は三倍弱、甘蔗は十倍余の増收を見てゐるのであつた。若し他の農産物生産統計が揃つて生産量指数が計算出來たならば、この間に於ける人口増加約一八%を遙かに超すであらうことは云ふ迄もない。

工業生産品に就ても、第四一表の如く指数化した統計は無く、又指数化し得る程整備した基礎資料は乏しいが、粗雑な生産價額の統計ならば、台湾も朝鮮も共に之を有して居る。参考の為に次に掲げよう。

台湾の工業生産の大部分を占めるものは云ふ迄も無く砂糖であり、朝鮮の近年の著しい工業生産の増加は、北鮮の水

第42表　台灣に於ける重要農産物の生産增加

年次	米		甘藷		甘蔗	
	生産量（千石）	指数（%）	生産量（百万斤）	指数（%）	生産量（百万斤）	指数（%）
明治32年 1899年	2,053	49.0	404	37.9	342	9.
明治38年 1905年	4,354	104.0	1,140	106.4	1,156	32.
明治43年 1910年	4,187	100.0	1,071	100.0	3,601	100.0
大正14年 1925年	6,443	153.9	1,909	177.4	8,826	244.
昭和13年 1938年	9,817	234.5	2,877	268.6	15,101	419.

山田勇著「東亞農業生産指數の研究」に依る

第43表　台灣及び朝鮮に於ける工業生産價額の增加

台灣			朝鮮		
年次	生産總額（百万円）	指數	年次	生産總額（百万円）	指數
大正1年 1912年	514	100	明治44年 1911年	156	100
大正5年 1916年	130	239	大正5年 1916年	604	386
大正10年 1921年	154	282	大正10年 1921年	201	1,282
昭和1年 1926年	236	434	昭和1年 1926年	300	1,917
昭和5年 1930年	232	426	昭和6年 1931年	253	1,617
昭和10年 1935年	341	637	昭和11年 1936年	731	4,67
昭和13年 1938年	394	724	昭和14年 1939年	1,498	9,5

台灣は昭和15年版「台灣事情」に依り
朝鮮は昭和16年版「朝鮮事情」に依る

力電氣開發に基く化學工業の勃興と其他食料品工業、紡織工業の興起に依るものである。その生産價額の增加には、無論物價の騰貴傾向も含まれてはゐるが、之を如何に多く見込んでも、增加率の大なることは人口增加率の比ではない。

二、衛生狀態の向上及び教育普及

次に各地の民度の向上を示す指標として、若干の衛生統計及び教育統計を掲げよう。

(1) 日本本土

衛生施設の發達を語るものとして、先づ上水道施設の統計を見ると第四四表の如くである。即ち日本の上水道は橫濱外人居留地供給用の水道の敷設から始まつたが、眞の發達は二十世紀に入つてから始まり、爾後年一年敷設數を增して、三十余年の後には全國戶數の凡そ五分の一が水道を引用してゐる計算になつてゐる。

第44表　日本內地に於ける上水道の發達

年次	水道數	引用戶數（千戶）
明治20年 1887年	1	1
明治31年 1898年	7	7
明治42年 1909年	19	98
大正7年 1918年	69	550
昭和3年 1928年	233	998
昭和11年 1936年	542	3,199

東京市政調査会「自治制発布五十周年記念論文集」所載統計による

次に醫療機關に就て見ると、その發達狀は第四五表に示す如くであつて、明治二十三年（一八九〇年）と三

第45表　日本內地に於ける醫療機關の發達

年次	醫師數	歯科醫數	病院數			人口万＝付醫師
			官公立	私立	計	
明治23年 1890年	41,808		214	263	577	10.33
明治33年 1900年	32,977	531	166	591	760	7.26
明治43年 1910年	38,055	1,125	89	719	808	7.53
大正9年 1920年	45,488	6,164	84	1,260	1,344	8.13
昭和5年 1930年	49,681	16,065	95	2,033	2,128	7.71
昭和10年 1935年	57,581	20,010	114	2,811	2,925	8.31
昭和13年 1938年	62,934	22,735	138	2,907	3,045	8.71

日本帝國統計年鑑に依る

も、多少の例外はあるが逐年増加してゐる。青科医師の増加は之にも増して急速である。又病院数は、病院の定義如何で種々異つた統計が存し得る。古い官公立病院統計には後の統計から省かれた、簡單な傳染病隔離施設等も含まれてゐる如くであるが、斯様にしても、私立病院の発達は逐年病院総数の非常な増加を來してゐる。

第46表　日本における傳染病発生数
（年平均）

期　　間	コレラ	ペスト	痘　瘡
明治16年—20年 1883年—87年	34,570	…	25,770
明治21年—25年 1888年—92年	11,919	…	8,612
明治26年—30年 1893年—97年	11,740	…	21,651
明治31年—35年 1898年—1902年	3,065	50	643
明治36年—40年 1903年—07年	762	301	614
明治41年—45年 1908年—12年	1,312	157	3,695
大正 2年— 6年 1913年—17年	91	0	420
大正 7年—11年 1918年—22年	1,734	0	2,051
大正12年—昭和2年 1923年—27年	131	3	1,131
昭和 3年— 7年 1928年—32年	42	—	234
昭和 8年—10年 1933年—35年	—	—	269

日本帝國統計年鑑に依る

衛生狀態の良否の指標として傳染病統計を採ると、すべての傳染病の数は必ずしも年と共に減じてゐない。之は衛生思想の発達、医術の進歩と共に、傳染病の発見が多くなる爲であつて、病者数の増加が却つて、衛生狀態の向上を意味する場合があり得る。日本の如く近代医術を輸入してから急速に公衆衛生の発達した國の四十年五十年に亘る統計には特にこの傾向が強い。たゞコレラ、ペスト等の猛悪な傳染病に就いては、右の様な解釈は当らず、その減少のみが衛生施設の向上を語るものである。この意味で第四六表に、コレラ、ペスト、痘瘡の患者発生数の統計を掲げた。

コレラは日本が外國と交通する様になつてから、中國南洋方面から傳染の害を受ける様になつたもので、統計は備はらないが、文政二年（一八二二年）安政五年（一八五八年）の流行が記錄の最初である。明治に入つ[illegible]年、（一八七七年）十二年（一八七九年）十八・九年（一八八五・六年）二十三・四年（一八九〇・九一年）（一八九五年）等に流行し、十二年（一八七九年）と十九年（一八八六年）には夫々十五六万の患者を出した。此等は當時日本の國力が弱く海港に入り來る歐米の船舶に對して檢疫を強制することが出來なかつたことから[illegible]と見るべきものが多い。國力の充実、海港檢疫の勵行、予防施設の向上と共に、上述の如き大流行は無くなり[illegible]有一万以上の發生を見たのは、明治三十五年（一九〇二年）大正五年（一九一六年）を以て終つて居り、最近は全く[illegible]を絶滅し得た。ペストに就ては一層早くに予防に成功して居る。痘瘡は種痘の普及と共に一時之を終熄に近い[illegible]いた[illegible]のであるが、大陸方面との交通の頻繁化と共に[illegible]被害[illegible]の程度は少く、且之も漸減の傾向にある。

衞生狀態の向上と共に教育の普及も著しいものがある。開國以來日本の最も努力した一つは近代文化を吸收す[illegible]き教育施設の完備である。就中初等教育は夙に之を義務とすると共に施設の充実に努めたので、就學率の如きも、明治三十五年（一九〇二年）に九〇%に達し、その後數年にして、不就學者僅かに二%弱と云ふ極点に達して[illegible]男第子にして滿二十歳に達した者はすべて徵兵檢査を受けねばならなかつたが、この際に發見せられる文盲者の[illegible]學校四八表に示す如くであつて、日本の教育施設が無智を克服して來た過程を明かに語るものがある。第四十表發達の統計と図書館の施設統計とを掲げて、日本に於ける教育普及の一指標たらしめる。

(2) 台　湾

内地に就いて見ると同じく台湾に於ける市街地衛生施設の発達を語るものとして、上水道が如何に普及して来たかを見ると、左の第四九表の数字が挙げられる。

上水道は日本が台湾を領有する以前は、一ケ所も設備が無かつた明治二九年（一八九六年）に淡水に計画され、三年（一八九〇年）之が完成したのを最初とし、次いで基隆に明治四一年（一九〇九年）竣工と云ふ有様で、最初の十五年間は進行甚だ遅々たるものがあつたが、爾後は稍〻普及し、昭和十四年に於て設置箇所一〇一、給水人口一三〇万に達した。

第47表　日本内地に於ける小学校と図書館との発達

年次	公立小学校				公立図書館数
	学校数	教員数	児童数	児童中女	
明治22年 1889年	25,432	64,471	2,973,443	861,633	78
明治31年 1898年	26,370	82,510	4,000,973	1,450,895	10
明治41年 1908年	36,897	121,074	5,671,446	2,521,642	46
大正7年 1918年	25,162	168,573	7,850,202	3,678,762	640
昭和3年 1928年	25,138	224,730	9,446,780	4,503,633	2,962
昭和11年 1936年	25,698	256,709	11,397,064	5,488,052	3,350

第48表　徴兵検査に際し発見された文盲者数

年次	検査人員	読書算術出来ざる者	検査人員千中
明治34年 1901年	165,502	15,916	24.4
大正3年 1914年	175,784	19,206	21.7
大正9年 1920年	185,557	60,169	11.6
大正14年 1925年	191,201	4,554	8.8
昭和5年 1930年	200,000	2,000	4.8
昭和10年 1935年	200,000	2,220	3.5

次に医療機関に就て見ると、台湾にはもともと在来の漢方医術を業とする医生と云ふ者があつた。前代時代の医術の心得の無い者であつて、我に於ける医師の如きは勿論存在しなかつたのである。

明治三四年（一九〇一年）に開業を免許して来たが、漸次其の数は減じ、之に代つて新しい医学教育を受けた医師が逐次増加して来たことは第五〇表に示す如くである。此等医師の中に公民として公衆衛生の指導に当つて居るものがあることは総督府に於て手当を給して僻遠の地を指定してそこに開業せしめた者で、一般の診療に従事すると共に、公衆衛生の指導に当つて居るのである。

第49表　台湾に於ける上水道新設数

明治33年 1900年	迄	1
明治34年—38年 1901年—05年		1
明治39年—43年 1906年—10年		4
明治44年—大正9年 1911年—20年		17
大正10年—昭和5年 1921年—30年		47
昭和6年—14年 1930年—39年		31
計		101

第50表　台湾に於ける医療機関の発達

年次	医師				歯科医師				産婆				薬剤師			
	官公立	私立	有資格者	計	官公立	私立	有資格者	計	官公立	私立	有資格者	計	官公立	私立	有資格者	計
明治34年 1901年	5			5												
大正9年 1920年																
昭和14年 1939年																

台湾総督官房統計書に依る

第51表　台灣に於ける傳染病患者数及び死者数の推移

期間	西暦	コレラ		ペスト		痘瘡	
		患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者
明治31年—33年	1898年—1900年	—	—	4,486	3,437	1,073	42
34年—38年	1901年—05年	545	480	13,965	11,331	617	21
39年—43年	1906年—10年	—	—	8,987	6,636	143	17
44年— 4年	1911年—15年	209	183	1,365	1,185	109	39
大正 5年— 9年	1916年—20年	6,189	4,177	12	11	1,269	326
10年—14年	1921年—25年	—	—	—	—	106	17
昭和元年— 5年	1926年—30年	12	9	—	—	163	19
6年—10年	1931年—35年	12	4	—	—	59	8
11年—13年	1936年—38年	—	—	—	—	2	—

台湾總督府統計書に依る　台湾人に関する統計にして日本人を含まず

第52表　台灣人不具者数

年次	人数（内盲人）	人口千に対する割合（内盲人）
明治38年 1905年	22,636(15,582)	7.4(5.1)
大正 4年 1915年	26,534(18,959)	7.6(5.4)
昭和 5年 1930年	27,497(18,350)	6.0(4.0)

国勢調査報告に依る
台湾人のみの統計にして日本人を含まず

は屢々大小の流行を見たが、特に大正八・九年（一九一九・二〇年）に空前絶後の流行を見た。爾後予防に努めた結果、其の発生を極度に少くすることに成功してゐる。痘瘡の流行に就ても努力の結果は顯著に現れてゐる。此等悪疫は総て対岸及び南洋方面から輸入されるものなので、海港檢疫には特に努力が傾注された。

更に台湾人の健康狀態の改善されたことを示すものとして、第五二表と第五三表と二つの統計を挙げよう第五二表は台湾人の聾唖者及び盲人の統計、第五三表は台湾人小学校兒童の体格統計である。

不具者の数は、一時増加を見たが、最近に於ては、一般的人口増加に伴ひ実数は殖えてはゐるが、人口に対する割合では著しく減少を来してゐる。又小学校兒童の体格は、女子に於て特に著しい改善を見てゐる。この統計表の身長、体重、胸囲のどの数字も二十五年前と比べて最近のが劣るものは一つも無い。男兒に就ては些か不規則な点があり、低学年に於ては特に四半世記前の方が優れた平均値を示したものがあるが、十歳以上の兒童に於ては悉く増進を示して居り、著しき改善の跡あるは疑ふべくも無い。

次に教育の普及を示す統計として第五四表が挙げられる。台湾に於ては中等学校以上の教育は内地人、台湾人共学であつたが、初等教育は家庭に於て日本語を常用する者が内地人と同じ小学校に入るのを除いては台湾人兒童は

第53表

年齢	検査人員		身長（糎）		体重（瓩）		胸囲（糎）	
	明治44年 1911年	昭和11年 1936年	明治44年 1911年	昭和11年 1936年	明治44年 1911年	昭和11年 1936年	明治44年 1911年	昭和11年 1936年
男兒								
8	3,448	44,099	112.7	113.3	18.7	18.9	54.6	54.0
9	4,806	46,435	116.4	116.1	20.2	20.6	56.0	55.9
10	5,212	44,815	120.1	121.0	22.2	22.3	58.0	58.8
11	5,094	40,041	126.0	126.8	23.7	24.3	59.2	59.2
12	4,692	34,652	129.0	131.4	25.5	26.2	60.7	61.0
13	4,050	23,177	133.4	136.0	27.3	28.0	62.2	62.7
14	2,961	11,639	137.9	140.3	30.2	30.8	63.5	65.7
女兒								
8	481	21,284	113.3	113.5	18.2	18.4	53.0	54.8
9	515	20,553	116.6	117.6	19.4	20.6	54.1	56.1
10	469	19,043	122.3	123.3	21.3	22.6	55.5	58.0
11	407	15,631	124.6	128.4	22.5	24.3	56.2	59.8
12	305	13,007	128.2	133.2	25.0	27.5	58.0	62.0
13	226	6,625	134.2	138.4	27.6	30.6	59.4	64.0
14	126	3,984	140.6	141.8	30.5	32.5	62.7	65.8

台湾總督府学業年報に依る

第54表　台灣人に対する初等教育の発達

年次	公学校数	教員数	児童数	児童中女児数	旧式教育施設（書房）		
					施設数	教師数	生徒数
明治31年(1900年)	117	453	12,363	986	…	…	…
39年(1905年)	165	674	27,445	3,411	1,054	1,055	19,255
44年(1911年)	223	936	41,400	3,712	567	576	15,811
大正 4年(1915年)	284	1616	66,802	7,493	599	609	18,000
9年(1920年)	410	3315	125,135	20,833	301	350	10,936
14年(1925年)	723	5149	219,472	42,667	126	180	5,165
昭和 5年(1930年)	754	5350	233,346	53,920	160	236	5,805
10年(1935年)	770	5966	332,966	92,961	110	147	3,524
14年(1939年)	796	7496	500,276	161,981	19	43	1,011

台湾總督府統計書に依る

公学校と名づけられた初等学校に入る。第五四表は約四十年間に於けるその施設数と教員数と児童数の逐次的な急速な増加を示してゐる。無論人口増加の速度とは比較にならない急速さである。特に女児の就学者数の増加の急速なことは教育の普及を如実に語るものである。教育の普及を一層端的に示すものとして第五五表を掲げる。之は男女学齢児童の就学率を示すものである。第五十四表のカバーする期間の後半のみに関するものであるが、二十年の間に就学率は男児に於て倍加し、女児に於ては四倍半以上に対してゐる。無論その率は内地の就学率には未だ程遠く漸く、半途に達したに過ぎなかつたが、前途は明るかつたのである。

第五十四表にはなほ書房と云ふ台湾古来の初等教育施設の漸減して来た数字が示されてゐる書房は読書習字を教師が私宅で

第55表　台灣人学齢児童の就学率(%)

年次	総数	男	女
大正 9年(1920年)	20.7	32.4	7.4
14年(1925年)	28.7	43.5	12.1
昭和 5年(1930年)	30.7	45.6	14.7
10年(1935年)	38.9	54.4	22.5
14年(1939年)	49.8	64.5	34.1

台湾總督府統計書に依る

傳受する簡易な教育施設であるが、公学校施設の普及と共に、山間僻地以外には漸次跡を絶つに至つた。

教育普及の結果は、日本語を理解する台湾人の著しい増加となつて現はれてゐること第五六表の示す如くである。この表に收めなかつた明治三十八年（一九〇五年）の人口調査の際の統計では、日本語を話す台湾人は人口千中男六・九人、女〇・三人、平均三・八人に過ぎなかつたのだから、第五六表を之に比べれば普及の著しいことが判明する。日本語の普及は單に日本の統治政策の目的としてのみ見るべきでない。日本語は台湾に於て近代文明を媒介する手段であつたのであり、之を身につけた者の増加は、台湾人の知的水準の向上を語るものなのである。

(3)　朝　鮮

朝鮮に於ける上水道は、併合以前には明治二十八年（一八九五年）に釜山の居留地に於て日本人が敷設したものと、明

第57表　朝鮮に於ける上水道新設数

明治28年—42年 1895年—1909年	2
明治43年—大正8年 1910年—19年	12
大正9年—昭和4年 1920年—29年	16
昭和 5年—14年 1930年—39年	57
昭和15, 16年 1940, 41年	2
不　詳	3
計	72

朝鮮總督府統計書に依る

第56表　台湾人に対する日本語の普及程度

理解程度	総数		人口千中割合					
			総数		男		女	
	大正9年 1920年	昭和5年 1930年	大正9年 1920年	昭和5年 1930年	大正9年 1920年	昭和5年 1930年	大正9年 1920年	昭和5年 1930年
日本語ヲ解スル者	99,065	365,427	28.6	84.7	49.3	134.4	6.6	33.4
日本語ヲ読ミ書キ得ル者	115,305	430,825	33.3	99.9	57.2	157.8	8.0	40.0
日本語ヲ読ミ得ル者	19,651	69,873	5.7	16.2	9.4	24.4	1.7	7.7
合　計	234,021	866,125	67.6	200.8	115.9	316.6	16.3	81.1

國勢調査報告に依る

第58表　朝鮮に於ける医療機関の発達

年次	医師数		限地開業医数		医生数	歯科医数		病院数		
	総数	朝鮮人	総数	朝鮮人	朝鮮人	総数	朝鮮人	官公立	私立	中人朝鮮経営
明治44年 1911年	880	479	37	—	1365	32	4	17	143	28
大正 9年 1920年	1035	402	76	5	5376	104	14	27	112	18
昭和 5年 1930年	1749	921	218	116	4594	416	111	34	89	8
昭和15年 1940年	3197	1918	436	365	3604	915	301	56	105	20

治四十一年（一九〇八年）鎮海根拠地に於ける海軍病院の開設を以つて嚆矢とするが、併合後は続々と起工され、第五七表の様な普及あつただけであるが、併合後は続々と起工され、第五七表の様な普及されて来た。

次に医療機関の発達を見ると第五八表の如き統計が挙げられる。医師歯医師共に朝鮮人自身の関與する割合が増して来てゐる。斯の如く近代医術の教養ある医師が急速に増して来たのではあるが、その多数の者は各会地に集中してゐるので、僻陬の地では在来の医術の心得ある者に医業を続けることを許して来た。之を台湾に於けると同じく医生と呼び、医生の中で特に近代医術の簡易な補習教育を受けた者には地域を限り開業を許して来た。前者の数は大正二年（一九一三年）この制度の確立以来、漸次減少して来てゐるが、後者は漸次増加して来てゐる。病院の統計は特に私立のが一時減少し、昭和以後増加を示してゐるが、之は規模の大小、設備の完不完をも考慮に入れて観察せねばならない。

上掲二表の統計によつて察せられる衛生状態の改善に依り、朝鮮の人口動態統計には第五九表に示す様な変化が現れて来た。死亡率の逐次的減少は極めて著しいものがある。傳染病中猛悪なもの、発生も近年著しく減じて来たことは第六〇表の示す如くである。朝鮮のコレラは上海に発生したものが傳播して来るもの、り、痘瘡は満洲から齎らされることが多いので、海港及び國境檢疫には力を盡して来た。コレラの流行は内地台湾と同じく大正八・九年（一九一九・二〇年）が最も猛烈で夫々六六一七、二四〇四五の発生を見たが、その前後には明治四十三年（一九一〇年）の四六四、大正五年（一九一六年）の一六八〇、昭和元年（一九二六年）の二四八等が猖獗であつた。最近では昭和十三年（一九三八年）に六年ぶりで五〇の発生を見てゐる。概して云つて防遏に功を收めてゐると云ひ得るであらう。痘瘡は未だ跡を絶たず三年乃至八・九年の周期で流行するが、種痘普及の結果その惨害が漸次減じて来たことは確かである。

第59表　朝鮮人の出生死亡自然増加
（年平均率）

年次	西暦	出生率（‰）	死亡率（‰）	自然増加率（‰）
大正 4年— 8年	1915年—19年	31.4	24.3	7.1
大正 9年—13年	1920年—24年	34.2	21.3	12.9
大正14年—昭和4年	1925年—29年	37.5	21.9	14.6
昭和 5年— 9年	1930年—34年	32.8	20.2	12.6
昭和10年—13年	1935年—39年	30.9	18.7	12.1

第60表

年次	コレラ		痘瘡	
	患者	死者	患者	死者
明治43年—大正4年 1910年—15年	90	69	1261	194
大正 5年— 9年 1916年—20年	8468	5163	2467	806
大正10年—14年 1921年—25年	9	5	3108	953
△昭和元年— 5年 1926年—30年	53	34	778	187
昭和 6—年10年 1931年—35年	14	7	2046	446
昭和11年—15年 1936年—40年	10	6	1046	236

△昭和4年（1929年）資料欠如ノ爲之ヲ省キ4年間平均

轉じて教育程度の向上を見よう。朝鮮に於ける初等教育は、古來書堂と称する台湾の書房に等しい簡易な施設が存在

してゐた。日本に併合後も俄かに之を廃することは出來ないので總督府の監督下に存續した來たが、漸次整理せられて來てゐることは、次の第六三表の統計に明かである。之に代つて極めて急速に發達して來たのが、普通學校の施設である。朝鮮に於ける小學校は當初普通學校と呼び、日本語を常用しない家庭の兒童を收容し、當初は四年制であつたが、大正十一年（一九二二年）からは六年制を認めることにして教育程度を高め、更に昭和三年（一九二八年）頃からは、一面一校主義を確立して、如何なる僻地にも必ず普通學校施設がある樣に努力を始めた。更に昭和十三年（一九三八年）には、內地人と朝鮮人の課程の差違を廢して、同一程度の教育を施すことゝし、次いで昭和十五年（一九四〇年）初等教育の義務制を實施したのである。名稱もその翌年度から、內地と等しく國民學校と呼ぶことに改められた。校數、教員數、兒童數の增加は第六一表に示す如くであつて、朝鮮の地方區劃は、昭和十五年に府（市）二〇、邑（町）九一、面（村）二二四五であるから、一面一校主義が約十年で實現したことが知られ、兒童特に女兒の就學增加に依つて、教育普及の事實が窺はれる。朝鮮人教員中、女教員の增加の著しいことは第六二表に示されるが、之も朝鮮の民度の向上を語る重要な指標であらう。

第61表　朝鮮に於ける普通学校の発達

年次	西暦	学校数	教員数	生徒総数	生徒中女生徒
大正 2年	1913年	341	1472	41, 063	3, 115
5年	1916年	410	1863	58, 757	5, 193
10年	1921年	641	3143	102, 024	11, 207
15年	1926年	1242	7388	365, 741	52, 039
昭和 6年	1931年	1750	8961	437, 608	72, 204
11年	1936年	2274	10789	687, 077	137, 164
15年	1941年	2851	18002	1, 323, 804	343, 642

第62表　朝鮮人小学校教員の男女別

年次	男	女
昭和 5年 1930年	5774	600
昭和10年 1935年	6307	993
昭和15年 1940年	7387	2015

第63表　朝鮮人旧式初等教育施設（書堂）の推移

年次	西暦	書堂数	教師数	生徒数
大正 1年	1912年	16, 540	16, 771	111, 604
6年	1917年	25, 618	25, 831	259, 531
11年	1922年	24, 193	24, 531	298, 067
昭和 2年	1937年	16, 089	16, 568	196, 838
7年	1932年	9, 208	9, 594	146, 90
12年	1937年	5, 944	6, 545	164, 9
15年	1940年	4, 686	5, 245	161, 507

三、中國系民族の弊習矯正に關する日本の努力

最後に中國系民族が陷つてゐる悲しむべき惡習——阿片吸飮——に關して日本人がその領土內並びに勢力範圍內に於て、之を矯正すべく如何に努力し、如何にその效果を擧げたかに關して敍述しよう。

台灣が日本領となつた時、阿片問題の解決は內外の注目を惹いた最大問題の一であつた。遂かに阿片の吸飮を全く禁ずる時は、阿片癖に陷つた者の生命を害するから、政府は漸禁主義を執り、明治二十九年（一八九六年）二月以後政府以外の阿片輸入を禁じ、翌年之を政府の專賣とし、一般には吸飮を嚴禁するが、總督府の指定した醫師の診斷に依つて阿片癮者と認める者に限つて官製の阿片烟膏を購入吸飮することを許可することゝした。同時に烟膏の販賣、吸飮所の開設、吸飮器具の製造販賣等にも嚴重な制限を設けて之を許可營業とした。但この制度の開設匆々は島內の治安の不十分、法令の普及徹底を欠く等の爲癮者の悉皆調査が容易に出來なかつたが、明治三十三年（一九〇〇年）漸く略々其の調査を完了して一六九、〇六四人の癮者に吸飮特許の鑑札を交付し、次いで明治三十五年（一九〇二年）名簿の整理を行ひ、初めて事業の一段落を劃した。爾來当初の方針通りに、取締を嚴にして漸次此の惡習の絕滅を期して進んで來た

なほ本島在住の中國人に対しては、明治三十八年（一九〇五年）毎年一年を限り吸飲を特許し來つたが、大正八年（一九一九年）特許制を廃止することゝし、既に特許した者に限り三箇年の猶予を與へたが、なほその中に廃烟の見込外退去の可能性も無い者が存したので、大正十一年（一九二二年）末に令を発して、此等に対してだけは、已む無く分の間吸飲を許すこととせざるを得なかつた。

斯様な政策実施の結果が、如何なる数字を示すかを見る爲に、第六四表と第六五表とを掲げる。

第64表　台湾に於ける阿片吸飲特許者数

年次	西暦	本島人	中國人
昭和35年	1902年	113, 192	—
38年	1905年	130, 476	798
43年	1910年	98, 987	995
大正 4年	1915年	71, 715	1, 349
9年	1920年	48, 012	1, 020
14年	1925年	33, 755	604
昭和 5年	1930年	23, 237	231
8年	1933年	17, 820	171
13年	1938年	10, 788	96

第65表　台湾に於ける阿片吸飲者の年齢別

年次	五十歳以上	五十歳未満
大正14年 1925年	26, 643	7, 112
昭和 5年 1930年	19, 439	3, 798
昭和 8年 1933年	15, 444	2, 376
昭和13年 1938年	10, 012	776

第六四表は阿片吸飲特許者の的な減少を示すものである。当四万余を数へた癒者三十余年間か一万余に減じてしまつた。而し残存する癒者の大部分が眞に救見込み少き老人なることを示すの第六五表である。五十歳未満の年者にして阿片吸飲の悪習に染ある者は極めて少い事をこの統明かにし、日本が台湾に施した

漸禁政策の完全に近き成功を語つてゐるのである。

日本國籍を有する台湾人に対しては、阿片政策は途中何等逆轉を示すことなく進んで來たのであるが、之に攪乱を

へるのは対岸から紛れ込む中國人であつた。第一次欧洲大戦中迄屢々吸飲特許者が増加することが生じた。併し之も取締と救治方策の徹底によつて爾來急速に吸飲者の減じたことは第六四表の示す通りである。

第一次欧洲大戦後國際聯盟が成立した時に、聯盟は國際的協力に依り阿片吸飲の害毒を防ぐことを其の任務の一とし阿片委員会を設け、大正九年（一九二〇年）以來数次に亘り國際会議を開いた。大正十三年（一九二四年）十一月の会議に際しては日本の台湾に行つた阿片漸禁政策が詳細に報告され、國際的な称讃を博した。

阿片吸飲は満洲に於ても古くからの弊風であつた。関東州に於ては、日本政府当局はとを最善とし、領内の毒害を保つたが、満洲國が出來て満洲全土に日本人の理想が支配的勢力を得るや、眞つ先に阿片問題を採り上げ、台湾に於ける阿片政策の成績に鑑み、大同元年（一九三七年）十一月阿片法を制定して全くとに等しい漸禁政策を採つた。その政策の実施期間が短く、反対に國土人口は台湾と比較にならぬ程大なので、成績は十分挙つたとは云はれぬまゝに終つたが、満洲國の民政の局に当つた日本人の意図は、この地に於ても台湾と同様阿片政策の理想を達成しようとするにあつたことは事実である。

尚中國民族古來の弊風に纏足と云ふ事がある。幼年の女児の足を緊縛して発育を止め、成長しても歩行にも堪へざらしめると云ふ異様なる習慣である。阿片吸飲程の陋習とは云はない迄も、極めて不自然にして野蛮な風と云はざるを得ない。日本政府は台湾の中國系民族に対して、斯る風習を直接禁止する様なことはしなかつた。如何なる弊風にしても被治民族が古來の慣習として尊ぶ所は一應之を重んずるに任せねばならないからである。併し教育的手段に依つて、悪習の弊害を知らしめ、自発的に之をやめしめる爲には、日本政府は余すところなく努力した。其の結果として纏足せる婦人の全婦人々口に対する割合は、國勢調査毎に左の第六六表に示す如く減少して來てゐる。

第66表 台湾に於ける纏足婦人の割合

年次	全女人口ニ対スル割合
明治38年 1905年	596.4‰
大正 4年 1915年	173.5‰
大正 9年 1920年	118.2‰
昭和 5年 1930年	66.6‰

國勢調査報告に依る

明治三十八年（一九〇五年）には実に台湾に於ける中國系婦人の過半數がこの野蛮な風の犠牲者であつたが、二十五年の後にはそれが十五人に一人の割合に減じて來てゐる。その残れる者も老年者ばかりであつて、間も無くこの陋習が台湾から拂拭し去られることの見透しが附いた。これも亦台湾に於ける民度の向上が齎した一つの重要な現象と云ふ事が出來るのであらう。

結論

十五、六世紀の交、日本人は東亜に於て極めて活潑な海外活動を行つてゐた。十六世紀の初期、徳川幕府による國家的統一が成功し、次いでその宗教政策並びに國内治安維持の關係上、寛永十六年（一六三九年）鎖國が命ぜられるに及び、爾後永く日本人は此の辺鄙たる島國に籠居し、僅かに長崎の一角を通じオランダ並びに中國と交易するのみで海外との交渉の唯一の面になり終つた。この間に欧洲には近代國家が成立し、成長し、その植民地への発展が進められて行つた。十九世紀に入ると共に産業革命を経過して資本主義経済を確立し、商品の拡大された市場を求める衝動は南から海への出口を求める露國は欧亜大陸を東へ横断して北方から、北アメリカの辺境を開拓し続けて遂に太平洋に達した米國は海を越えて東から、未だ世界史の中に眠つてゐる極東の天地に触手を伸ばして來た。日本は欧洲諸國民の東洋に於ける植民地経営の触手に触れた最後の地である。触手に触れた最後の地であつたが、また日本は之に依つて覚醒した最初の國民であつた。覚醒と共に日本は直ちに國民一体となつて積極的な反應を示した。何故に日本が最も速かに此の積極的反應を示したか、日本よりも早く欧洲に原流を持つ文化に接触した國々は東洋に数少くないのであるが、最も遅れて之に触れた日本が、何故最も早く且強くその文化を攝取し、体得し、更に之を基礎として國民的発展を爲し、周囲をリードするに至つたかの歴史的な秘密に関しては、未だ之を説明した者は無い。その説明は決して容易たものでないに違ひ無い。併し説明の有無難易は別として、これが疑ふべからざる事実である。

日本は此の反應に依つてまづ國内態勢を整へ、永い鎖國の夢を破つて再び海外活動の場裡に入つた。活動の結果、日本は貿易を通じて幾多の國々と緊密な接触をし、後には大きく此等の國々に影響を與へる迄に成長した。又活動の結果日本は若干の植民地を持つに至つた。主として此等植民地に於ける日本の活動の經済的側面を描いたのが、本調査の各篇である。而して本冊に於ては此の日本人の海外活動の理解の前提となるべき日本々國の開國以來の經済的發達と、その必ずしも惠まれざる資源狀態とを述べ、更に此の活動を人口の移動、物資の交流、資本投資の部面に分つて觀察せんとしたのである。而して斯る日本人の海外活動が、日本の今は失はれた植民地の發達に又密接な接触裡にあつた外國に如何なる貢獻をしたかに關しては、見る人に依つて異るものがあらう。我々は、そこに幾多の失敗のあることは認めるものであるが、概して云つて日本が未開の極東地域の開發に相當大きな貢獻をしたことを信ずるものであつて、本冊を終るに當り、その概括した要点を次に摘記して結論に代へようと思ふ。便宜上、時代区分を、一、明治維新より日清戰爭迄　二、日清戰爭より欧洲大戰迄　三、欧洲大戰より滿洲事變迄　四、滿洲事變以後に分つて敍述する。

一、明治維新より日清戰爭に至る時期

明治維新から日清戰爭に至る時期は國内体制を近代的に整備する爲の時期であつた。政治的には封建の遺制を廢して立憲政治を採用せんとし、經済的には幣制、金融、財政、交通、通信の基礎的組織を創設すると共に、欧米の技術を輸入して官の强力な指導下に新な産業を振興し、以て資本主義經済を確立せんとする努力の傾注せられた時代であつた。外國との交涉は、此の立後れた産業を急速に育成せんとする要請を内に藏し乍ら、幕末開國に際し國際間の事情に通ぜざる間に諸外國との間に結ばれた不平等條約が之を阻む不利を免れんとして、如何にしても免れ能はざる煩悶の歷史が

此の時代の記錄の最大のものである。それは謂はゞ內を守る爲の交涉であつて、未だ外に伸びんが爲のものではなかつた。

此の時期に日本に積極的な植民的活動があつたとすれば、それは本州に對して海峽を一つ隔てた北海道に對する內國植民であつた。內國植民とは云ふが、一八七〇年代の日本の社會狀態と交通狀態では、それは或る意味で後年の北滿洲に對する開拓移民に似たものがあつた。當初米國人の技術的指導の下に行はれたこの植民は穫り多き成果を收め、一八七〇年代十万に滿たなかつたその地の人口は一八九〇年代の初には既に四十五万に迄增加してゐた。外國に對する移民も此の時期に既に始まつてゐる。但しそれは北海道に對する內國移民の如くに、政府が植民地を發見して、積極的に之に植民を奬勵したのではない。外國からの勞働の需要に依つて、國民が之に應じて移住したのである。無論政府は之にあらゆる便宜を與へ、ハワイ移民の如きは一八八五年乃至九四年、官營事業と迄したが、併しそれは渡航の周旋に止まり、移住先での移民の社會生活に迄干與するものではなかつた。ハワイへの移民は此の時期から次の時代の初期迄に於ける日本の外國移民の主流を爲すもので、此の期間に約四万の移住者があり、彼等は其の地に於ける糖業發展の基礎を作つた。ハワイに於ける日本移民及びその子孫は絕えず同島住民の最も多い割合を占めて來た。而して彼等が常に忠實なる米國市民たりしことは人の知る所である。

開國以來貿易に依つて促された日本の國內への影響は甚大なるものがあつた。歐米文化のあらゆる產物が船載せられて、日本人の文明への眼を開いたことは今述べる暇が無い。國際市場の市況が直ちに日本人の經濟生活に影響を持つに至つたことも今述べる暇が無い。たゞ當時の日本の貧弱な貿易品を例にとつて之を通じて一言すれば、封建制度下の極めて小規模な生產を續け來つた開國當時の日本に多少共商品化した生產品で、國際市場の需要に應じ得べきものは、生

糸の外には何も無かつた。之に対する外國需要が急増し、狭隘な市場の均衡はこゝから破れ、幕末の物價は異常な騰貴をした。物價騰貴は必ずしも外國貿易がその唯一の原因ではなかつたが、斯く物價騰貴して社会不安を來したことが、徳川幕府倒壊の一因に数へられる。輸入品に於て最も多かつたのは幕末以來こゝに問題とする時期を通じて綿糸布であり、其の最大の供給國は云ふ迄も無く英國であること、総ての後進國に於けると同様である。一八八五年頃迄それは日本の全輸入額の四分の一から三分の一迄を占めてゐる。之に依つて日本に於ける在來の棉作農業は衰微し、手工業的な綿糸紡績業は解体過程を辿つた。代つて近代的な機械紡績業が緒に就くには一八八〇年代の末迄待たねばならなかつた。

貿易を通じて日本が外國に如何なる影響を與へたか。云ふ迄も無く、貿易を通じて外國が日本國内に與へた程の影響を此の時代の日本が他國に與へたとは云ひ得ないであらう。併し此の時代にも日本は極めて急速に進歩しつゝあつた。貿易額だけでも此の四半世紀の間に六倍に近き増加を示し、内容も初期と終りとでは狀態は相当異るし、且日本は後年工業國となり、國際貿易の上に重要なる役割を演ずる國となつた。その種子は既に此の時代に蒔かれてあつたものもあるのであるから、若干注目すべきものが無いではない。

開國直後に引続き此の時代を通じて、日本の輸出品の過半を占めたものは生糸と綠茶とであつた。生糸は当初主として欧洲殊にフランスへ向けて輸出せられたが、後に米國向が第一位を占める様になり、それは一八八〇年代から長足の進歩をして來た所の米國絹業の原料となつたものである。生糸の輸出は中國の輸出と競争狀態にあつた。日本は一八八五―六年頃には中國を凌ぐ有様であつたが、その以後中國生糸の発達著しく、日本の二倍を保ち、再び生糸輸出に於て日本が首座を占めるに至つたのは二十世紀に入つてからである。綠茶の輸出先は專ら米國である。米國はもと之を中國

から輸入してゐた。一八七〇年代からその需要地を日本に轉換したのであつた。輸出品に於ける生糸と茶との王座は遂に此の時期を終る迄動かなかつたが、明治二十年（一八八七年）を期として、日本の近代的工業は漸く成立の緒に就き輸出品にも綿織物、マツチの様なものが現れて來る様になつた。云ふ迄も無く此等は朝鮮、中國等東洋諸國に向けられるものであつて、日本の此等諸國を工業的にリードする端緒は既に此の頃に始つてゐる。而して綿織物が輸出せられる迄に綿業の基礎が出來て來ると棉花の輸入は激増せざるを得ない。日本は此の原料の輸入を中國と印度とに求めた。明治二十六年（一八九三年）には印度棉花を積取る爲のボンベイ航路が開かれて、こゝに印度との間に密接な貿易關係が生じ、而して後年迄永く日本は印度の好き顧客となつた。而して中國に於ける日本の棉花の需要はその價格を高め、土産綿糸の生産を減じて、印度綿糸の輸入を促進したと云はれる。

最後に既述の言に対して多少の修正を記さねばならない。それは貿易を通じて外國が日本に與へた程の影響を、此の時代の日本が他國に與へたとは無い。と云つたことに關してゞある。朝鮮に対して日本は、幕末に米國が日本に対して立つたと略々等しい地位に立つた。即ち日本は隱者の國として國際場裡から取り殘されてゐた朝鮮を促して開國せしめ、之を通商の舞台に上らしめる爲に明治九年（一八七六年）特使を発して江華島に於て朝鮮の全権と交渉し、日韓修好條約を締結し、引続き附錄日韓通商章程に調印した。之に依つて朝鮮は釜山、元山、仁川を開港し、開港場に於いて日本人が貿易に従事することを認めたのであるが、次いで列國も之に倣ひ、明治十五年（一八八二年）米韓修好通商條約を初めとして、明治十九年（一八八六年）迄の間に英、独、伊、佛諸國との間にも條約が結ばれ、朝鮮の門戸は世界に向つて開放せられたのである。併しながら朝鮮の外來の刺戟に対する反應は、日本に於けるが如くに、敏感なものではなく、独立的なものでもなかつた。國内の近代化には此の後永い期間と日本の影響とを必要とした。併し既に貿易が

[illegible]れゝば、後來の朝鮮經濟の中に變化が起るのは當然である。たゞ朝鮮の場合は、日本の場合と異つて、貿易を通り來つた勢力が强大な欧米資本主義國でなく、開國の後も此等の國々はさしたる興味をこの國に感ぜず、取引の相手とする事なく打過ぎた。從つて變化は日本の場合に於けるが如く激烈ではなかつたが、農業と手工業の分解、土地公有原則の崩壞、貨幣經濟の普及が漸次に行はれた。

斯くて開國當初の朝鮮の貿易は日本の獨占に委ねられた。その沿岸航路を開拓して航權を握つたのも日本であつた。又第一銀行は明治十一年（一八七八年）釜山に支店を設置し、次いで各開港場に及んだが、これが朝鮮に於ける近代的金融機關の嚆矢を爲すものであり、當時貿易金融を一手に握つてゐたとは云ふものゝ、開國直後五年間の輸出入總額は一千万円に滿たない少數で、日本の貿易總額中に占める割合は二%强に過ぎなかつた。輸出の九〇%は農産物、主として米で遙かに下つて之に續くのが大豆で、日本の食料用に送られた。輸入は八〇%が綿製品であつて、且九〇%が欧米製品であつた。日本は當時未だ自らの工業製品を輸出する段階に達せず、單なる仲繼貿易をしてゐるに過ぎなかつた。併し一八八〇年代の末期になると、日本の綿製品が少しづゝ市場に現れる樣になつて來た。

斯くて開かれた朝鮮市場に對し一八八〇年代の半ば頃から、中國からの輸入が漸次增して、日本商人の地歩が中國商人の勢力に圧せられる狀態を呈した。それは清國の政治的勢力の朝鮮進出と伴ふものであつた。朝鮮の獨立が清國の政治的勢力によつて危くせられることは、日本はその國防の上からも最も惧れる所であつた。斯くて日清戰爭（一八八四—五年）が戰はれねばならなかつた。要するに此の時期に於ける日本の海外活動は、外國から促されて開國したに引續く謂はば受動的のものであつたが、朝鮮に對する活動だけはその例外を爲す能動的の事例と云ひ得るであらう。

二、日露戰役より欧洲大戰に至る時期

前期に於て政治的改革は一段落を告げ、明治政府がその成立以來育成に努めて來た資本主義經濟の基礎も略々成り、國內体制の整へられた際に日本は清國との戰爭に遭遇した。この戰爭の國際的な影響に就ては、——而して此の戰爭の必然的結果たる日露戰爭の影響に就ても——周知の事實でもあり、本調査の範圍を超えるからこゝには觸れないが、たゞこの戰爭の終結に當つて結ばれた下関條約に依つて、沙市、蘇州、杭州、重慶の開市が約され、揚子江の溯江權が與へられ、且「日本國臣民は清國各開市場開港場に於て自由に各種の製造業に從事するを得べく、又所定の輸入稅を拂ふのみにて自由に各種の器械類を清國に輸入することを得べし」（同條約第六條）と約されたことは重要であり。それは中國の內地深く外國汽船が進入し得ることゝ、近代的工業が中國人以外の手に依つて中國に於て營まれることを公認したものであつて、中國の開國に對する抵抗史の最後を劃するものである。下関條約第六條は日本の對支投資を予想したものであつた。併し實際には此の時期に於ては日本は未だ外國に向つて工業投資をする程の資本的余裕を有せず、僅かに二、三の紡績会社の進出と小規模な雜工業が直接又は合弁で設立されたのみである。却つて此の條項は最惠國條款により先進資本主義國の上海を中心とする企業を促進したものである。それは中國の民族資本に一時打擊を與へたには違ひないが、中國の工業化に必然經過せねばならぬ過程であつたに違ひない。

日本の工業化は此の期間、前期に築いた基礎の上に急速なテンポを以て進展し、その爲の原料の輸入と製品の輸出とは著增した。明治二十六年（一八九三年）の輸入貿易が原料品一九百万円（二二%）半製品一七百万円（二〇%）全製品二八百万円（三三%）であつたに對して、大正二年（一九一一年）には夫々に原料品三五四百万円（四八%）半製品

二二百万円（一七%）一二四百万円（一七%）に変化し、輸出品中の全製品が同じ期間に二二百万円（二五%）から一八五百万円（二九%）へ増加してゐることにこの間の消息が窺はれる。それには前期に於て遂に成就せられなかつた不平等條約の改正が此の時期の初めに漸く成功して、或る程度の國内産業保護が爲し得る様になり、更に此の時期の末期にその第二回の改正が行はれて漸く保護を徹底し得るに至つたこと、又此の時期の初めに当つて行はれた銀本位制から金本位制への移行が國内経済と世界経済との連結を滑かならしめたこと、航路補助を初め万般に亘つて政府が産業貿易の進展に奨励努力したこと等が與つて力がある。

輸出品の王座はこの時期に於ても依然生糸が占めてゐた。前期に於てはフランス向のものが多かつたが、米國絹業の発達は一八九七年マツキンレー関税に依つて生糸を無税にしたので爾後米國向は激増し、概して云つて欧洲向の二倍が米國に向けられた。この点に於て中國が米國向の二倍の生糸を此の期間欧洲に向けたのと正に方向を逆にする。明治三十八年（一九〇五年）に欧米市場に於ける生糸の供給は、中國、欧洲、日本夫々三分の一を保つたが、大正二年（一九一三年）には日本が四四・三%、中國が三一・一%、欧洲及近東が二四%であつたと云はれる。生糸に次ぐ日本の輸出品は前期の茶に代つて綿織糸が占めるに至つた。その大部分は印度糸との競争に於て中國に向けられた。綿布の輸出は此の時代には未だ比較的僅少であつて、東洋各地に供給はされてゐるが、中國市場に集中してゐる。併しその市場での英國の地位はなほ動かすべからざるものであり、日本製品は中國民の消費に手頃な下級品に就いての供給を始めたに過ぎない。併し日露戦役にそれは逐年増加して行つた。日本に於ける綿業の発展は愈々棉花の需要を増した。而して製造綿糸の細番手化は中國綿を去つて印度綿に向はしめるに至り、此の期間中に日本をして遂に印度棉花の最大需要者たらしめた。大正二―三年（一九一三―四年）印度の棉花輸出價額四一〇百万ルピーの内一九四百万ルピー（四七・三%）が日本に向けられてゐる。此の他にも日本の工業的進歩は雑多の輸出品を東洋市場に向けて出すに至らしめた。而してそれは多く欧米の高い生活程度の國々の製品よりも、民度の低い此等の國々の消費者に適するものであつたが、大きく國際的影響を持つものとしては、繊維工業品の範囲に限られると云つてよい。

日本の海外活動は、此の期間に台湾、樺太、朝鮮の新領土、満洲の植民地を得たことに依つて極めて具体化された。之に就いて一瞥を試みよう。

台湾は清朝時代「三年小叛、五年大叛」の諺があつた位争乱の絶間無き地であつた。日清戦争の結果、日本の領有に帰したが、統治はまづ治安の確保から始められねばならなかつた。此の工作に最初の約七年が費された。而して之と平行して台湾を近代化すべき基礎施設として、土地調査、鉄道建設、及築港の三事業が起され、又金融の中心機関として台湾銀行が設けられた。土地調査は地積の測量と同時に旧式にして複雑なる土地制度を改革するを目的としたものであつたが、之の成功は産業の発展と共に台湾総督府の財政収入を増し且確実ならしめ、領有後十年にしてその財政に本國政府からの補助金を不必要ならしめた。台湾の産業に於て当初から最も注目せられ、且台湾産業政策成功の指標とされるのは糖業である。日本は開國以來輸入貿易に於て綿製品に次いでは砂糖が最も多きを占めてゐたのである。その輸入を防遏して國際貨借を改善せんことは日本の最も念願する所であつた。総督府の指導の下に農業的には蔗種と耕作法とを改良し、工業的には在來の糖廊を廃して大工場を起し、内地資本の導入を行ひ、官民あらゆる苦心の末に遂に此の期の末には内地移出を價額に於て当初の三十倍にし、数量に於て内地需要の半ばを贖ふに至つた。産業政策に於ける糖業と比肩して日本の台湾統治の上に残した大きな功績は阿片政策である。阿片吸飲は中國系民族の弊害であるが、日本は統治を始めて間も無く之が漸禁策を講じ、阿片専売制度を布いて吸飲を特許者に限り、明治三十三年（一九〇〇年）十

[illegible]ゐるを三十八年の後に一万を超ゆる僅かばかりの老年者だけに止めると云ふ、殆ど完全に近い成功を収めた。

朝鮮に関しては、日清戦争の結果、清國をして之を独立國として認めしめたが、満洲に進出して來た露國の勢力が更に此の國に浸潤し、日本の國防を危殆に陥れた爲に遂に日露戦争が戦はれねばならなかつたことは周知の事実である。日露戦争の結果、明治三十八年（一九〇五年）日韓協約に依り日本は朝鮮（韓國）に統監を置いて外交権を掌握し、次いで四十年（一九〇七年）新協約によつて統監の権限を拡張し、内政に関與することゝなり、更に明治四十三年（一九一〇年）日韓併合條約に依つて遂に之を併合し、総督府を置いて統治することゝなつた。此の間日本の朝鮮に於ける政治的地位は危くなつたこともあるが、経済的にはその貿易額の八〇%が日本に依つて占められ続けたに依つても知られる如く、常に不動の地位を占めてゐた。併し朝鮮との貿易の日本外國貿易総額に於ける位置に就ては此の時代も前期と多く相違を見ない。たゞその移入内容に於て綿製品の割合が減じて、特に末期に木材及板、鉄類、諸機械等の移入が増加し、朝鮮の近代化への準備が開始されたことが注目される。併合と同時にこゝでも台湾に於けると同じく、土地調査近代的交通運輸機構の建設、貨幣金融制度の整備が行はれた。尚併合と共に総督府が植林に努力したことを記さねばならぬ。併合当時の朝鮮には禿山が多かつた。それが後には樹木に依つて蔽はれる様になり、極めて卑近な観察であるが之に依つて朝鮮の産業の発達と人民の福祉の増進が卜されるとされたのであつた。

樺太は嘗てその南部に日本人が植民した事実があり、明治の初め露國との間に領有に関して紛議が起るや、日本はその領土権を主張したのであるが、露國の容るゝ所とならず、明治八年（一八七五年）遂に千島列島と交換せられるに至つた。従つて日露戦争の結果、その南半が割譲せられた時には、日本人としてはその旧領が返還された感をしか持ち得なかつた。而して当時に至る迄この地は何等の開発も行はれず全く遺棄された地と云ふに等しかつた。日本はこゝに樺太廳を置き開発に着手したが、後年こゝは重要なるパルプ資源の所在地として又漁業の盛に行はれる地、毛皮獣の養殖地としても著しい発達を遂げた。樺太はまた日本の持つた植民地の中で唯一の人口に於て日本化した地であつた。大正四年には全人口六万の内、五万八千五百、大正十四年（一九二五年）には十五万二千の内十四万九千、昭和十五年（一九四〇年）には三十九万八千の内、三十八万が日本内地人の移住者及びその子孫であつた。

日露戦争はまた露國が中國から得てゐた、関東州租借地、長春以南の鉄道の経営権及その附属地行政権を継承せしめた。こゝに日本は満洲に於ける足掛りを得て、その地への発展を企図したのである。日本の満洲経営機構は南満洲鉄道株式会社、関東廳、関東軍、領事館の四系統から成り、満鉄は資本関係及鉄道附属地の行政、関東廳は関東州の行政関係、関東軍は軍事関係、領事館は外交関係を担当し、全体としてその満洲経営を遂行して來たが、一方では所謂四頭政治として久しくその統一が問題とせられたのであつた。

南満洲鉄道株式会社は明治三十九年（一九〇六年）資本金二億円、政府民間夫々半額出資で設立せられたが、鉄道運輸の外に、鉱業殊に旅順及煙台の炭鉱採掘、水運業、埠頭事業、電氣事業、鉄道附属地に於ける土木及び家屋の経営等の附帯事業までも含む綜合企業であつて、日本の満洲経営の実質的の担当者、中枢的の機関であり、鉄道夫自身は軍事的にも政治的にもまた経済的にも、あらゆる点で日本の満洲経営の大動脈であつた。之に配せられた日本の軍隊の武力が満洲の治安を保つたことは、爾後の満洲の経済発展に著大なる影響を與へた。その第一の指標となるものは人口の増加である。明治四十年（一九〇七年）東三省の人口は千六百七十八万と推定せられたが、八年の後それは二千十一万へと二割の激増を示してゐる。云ふ迄も無く此の増加は中國本部からの流入人口の多かつたことを示すもので、それは驅

滿洲の經濟開發の最も大きな原因となつたものは、滿洲の農業の發展である。而して此の農業の發展は日本の力に依つて世界市場に紹介せられたことである。明治四十一年（一九〇八年）日本の三商社はロンドンに向けて滿洲大豆の試驗輸出を行つた。偶々歐洲市場には油用種子が拂底してゐたので、英國の石鹼業者其他の歡迎する所となり、翌年は一層の需要を喚起し、ここに滿洲大豆が國際商品たる地位が確定したのである。明治四十一年（一九〇八年）の滿洲の輸出は四、五百万海關両に過ぎなかつたが、大正二年（一九一三年）には一億海關両に倍加以上の勢を示し、中國の輸出貿易全体に於ける割合は一一・五%から一七・三%に増し、その發達が中國本土を遙かに抜くことを示してゐる。

滿鐵への投資は此の時代日本の外國投資の最大部分を爲すものである。リーマー教授に依ればその額は大正三年（一九一四年）に二三一百万円と見積られ、其他の商業貿易業、銀行業、煙草、製粉、油房、燐寸等の工業、農地等への投資と合せて、日本の中國に於ける直接事業投資の六八・九%を爲すものであつた。併し此の滿鐵への投資にしても、悉く日本内地の余剰資本が投ぜられたのではない。露國から譲渡せられ而して露國はフランスの資本によつて形成した財産の資本價額が其の内に含まれるのは勿論であるが、尚滿鐵は設立当初事業資金として英國で八百万磅、佛國で五千万法の外債を募集してゐる。日本は謂はゞ外資を輸入しつゝ滿洲投資を強行したと云ふのが実狀であつた。

最後に移民に関して一言しよう。此の時期の初期には前期以來のハワイ移民が盛に行はれてゐた。又濠洲に対しても木曜島に於ける眞珠貝採取の爲の移民を初め相当多数の移民があつたが、後者は明治三十四年（一九〇一年）濠洲聯邦政府の成立と共に一般アジア人排斥の移民法制定に依つて阻まれ、前者は明治三十三年（一九〇〇年）ハワイが米國の准州となると共に米國の移民法が適用せられて、契約移民が禁ぜられることゝなり一頓挫を來した。爾後自由移民として渡航する者が続いたが、併し之を轉機として日本移民は直接に或は間接にハワイから轉航して北米に殺到することゝなつた。在米日本人の数は明治三十五年（一九〇二年）には僅か六千人に過ぎなかつたが、明治四十年（一九〇七年）には八万九千人に達したと云はれる。この日本移民は米國西部の鉄道建設、鉱山採掘、農業労働に功績を挙げ、更に進んで農業の経営に依つて地歩を築くと共に、米國西部の發達に寄與する所があつたが、その顯著な増加は、米國西部諸州の排斥運動を惹起し、遂に明治四十年（一九〇七年）日米紳士協定に依つて日本は米國行移民を禁止に近き迄の制限をするの余儀無きに至つた。翌年カナダも同様の協定を日本との間に結んだ。こゝに於て日本移民の行先は三轉して南米に向はざるを得なくなつた。併し此等移民の数は多くも年に数千を数へるに過ぎない有様であつて、当時四十年間に千五百万を増して既に五千万の人口を擁し、尚年々約七十万の増加を見つゝあつた日本の人口問題を解決するには遙かに程遠いものであつた。滿洲の廣漠たる天地が北米で拒まれた日本移民の代つて進むべき地、その開拓を促進すべき地として考へられたのであるが、生活程度の格段の相違と、日本の中國への進出に伴ひ多く発生して來た摩擦とは之を阻まざるを得なかつた。

三、歐洲大戰から滿洲事変直前に至る時期

大正三年（一九一四年）勃発した歐洲大戰は、日本の國際的地位に一大変化を與へた。日本は逸早く聯合國側に立つて参戰し、中國山東省に於けるドイツの基地を陷れ、南洋群島から其の勢力を掃蕩した。他の列強の東亞に於ける勢力も戰時中後退せざるを得なかつたので、此の間日本は武力を背景にして、大陸に於ける足場を固めんとした。大正四年（一九一五年）の対支二十一ヶ條要求はその著しい例である。之に対する反動は平和と共に來り、大正九―十年（一九

[redacted]会議に於て、日本の戰時中の新[redacted]努力は多く空に歸せしめられた。[redacted]に[redacted]は、日[redacted]塩[redacted]の統治を委任せられて、日本の勢力は遠く太平洋に伸び、大陸に於ても、一九一七年のロシアの革命は一時日本の北方の脅威を除き、共の事実上の勢力は深く滲透することが出來た。

併し斯る武斷的勢力の採つた政策に反対する平和主義的な思想は、民主的な勢力と共に、大戰中以前よりも著しく複雜化し、近代化された日本の社会に伸長しつゝあつたのであつて、ワシントン会議に於ける海軍々縮條約に対する軍部の強い反対を抑へて之を成立に導いたのは、斯る新興の思想乃至勢力であつた。その思想乃至勢力は、引続いて陸軍々備縮少にも、小規模ながら成功し、対外的には所謂幣原外交となつて現れたのである。この平和外交の一つの著しい表現は、ワシントンで結ばれた中國關税條約に基いて開かれた一九二五年北京關税会議に於て中國が要求する關税主権に対し日本が列國に率先して之を承認した点に認められる。而してそれは、この時既に相当成熟を遂げてゐた日本資本主義の隣國の關税壁を介意せぬ自信を表白したものでもあつた。

日本の資本主義は前期に既に成立してゐたのではあるが、その工業は紡績業を主軸とし僅かに政府の庇護に依る製鉄造兵、造船と若干の機械工業とが之を補つてゐる状態であつたが、戰爭に依り從來海外に仰いでゐた重工業及び化学工業製品の輸入の杜絶は恰も國内の此等工業に強力な保護を與へたと同様の効果を來し、俄かに此の部面の工業の勃興を見た。國外の市場に於ては、交戰國が競爭者として姿を隠した爲に、日本の商品が代つて進出し、特に東南洋の市場は綿布を最とし有らゆる工業品の供給を日本に求めるに至つた。又日本の最大顧客たる米國が戰禍の外に立つて欧洲の軍需民需の供給地となり、交戰國の海外市場への供給を代位して未曾有の繁栄を続けた結果として、生糸の需要の激増を來したから、日本の貿易は空前の進展を示し、こゝに輸出の大超過時代を現出した。同時に日本の海運業も大活況を呈し、世界の各方面にその活動範圍を拡めたので、海運及び保険收入に依る貿易外の受取勘定も莫大な額に達し、戰時中の日本の收入超過は二十八億五千万円に上ると註せられた。從來資本の欠乏に苦しんで來た日本は、こゝに初めて巨額の資本蓄積を得て、漸くその資本主義の形態と活動とを高度化することゝなつた。景氣の昂揚は云ふ迄もなく、この蓄積に依つて初めて、國外投資も積極的に行ひ得るに至つたのである。

大戰終熄後一年半にして景氣は挫折した。それと共に戰時中獲得した海外市場は、漸次復帰して來た旧供給國の商品の進出に狹隘化し、速成の機械、金属、化学工業は、國内市場を守ることすら出來ず、貿易は再び逆調に轉じ、加ふるに大正十二年（一九二三年）關東大震災は未曾有の災厄を齎し、その復興の爲輸入の増加が一層激しさを加へた。斯る輸入を阻止せんとして、大戰後頻々として採られたのが、關税引上政策であつたことは日本も諸外國と軌を一にする。而して日本は大正六年（一九一七年）米國に追随して金の輸出を禁止したが、其後米國の金解禁に際しては、之に倣はず金本位制を離脱した儘経過した。この爲金準備が比較的豊富な結果、通貨は收縮せず、物價の地位高く、爲替の低落貿易の逆調は容易に訂正せられなかつた。此の間に手を加へんとすれば、物價の低落に依る不況の襲來を免れ得ないので、容易に問題に触れ得ないで経過したが、遂に昭和四年（一九二九年）成立した浜口内閣は敢てデフレーション政策を採つて金解禁を決行するに至つた所で此の期は終るのである。

欧洲大戰中の日本貿易の特徴は、その全製品輸出入額の割合の推移に明瞭に現れてゐる。即ち輸入品総額中全製品の占める割合は戰前の大正二年（一九一三年）一七・〇%であつたのが、大正四―九年（一九一五―二〇年）は一一・七%に減じ、戰後大正十一年（一九二二年）には再び一九・三%に復してゐるに対し、輸出品に於ける割合は、大正二年（一九一三年）の二九・二%から戰時中及び大戰直後四一・六%に激増、大正十一年（一九二二年）三五・五%に反落

…工場、青島…紡織工場、合計七工場増加し、その錘数と繰機数とは在華…日系の工場を遙に凌駕した。後は戦時中各地に起興された日本人雑工業が殆ど後退又は停頓した中に独り綿業だけは一層の進展を示し、上海青島に大工場を設置すると共に、続々中國系、外人系の工場を買收し、一九二五年迄に工場數の増加二十八、会社数の増加十二を數へ、一九三〇年には中國紡績業の總錘數の四〇%と云ふものが日本人の手にあつた。一九二六年國民党の北伐完成し翌年國民政府成立、中國の関税自主権恢復が見越される様になつてからは、更に紡績業以外の雑工業にあつても、輸入税引上に対する対策として盛な資本輸出が行はれ、上海を主とし、華北其他各地に於ける日本人の中小工場の設立、拡張が著しく現れた。昭和五年（一九三〇年）に於て中國本土に於ける日本人の工業投資は二億三千三百万円、貿易業投資二億四千八百万円、銀行金融業六千五百万円、運輸業二千万円、其他共合計六億四千七百余万円に達した。とリーマー教授は報告してゐる。

日本の植民地、朝鮮及び台湾に於ては、日本の統治は基礎既に牢固たるものがあつた。両地共日本の領土となつて以来、兵馬の権を握る総督が支配して来たのであるが、大正八年（一九一九年）之は改められて、兵権は別に軍司令官を置いて之に委ねられ、総督は文官として専ら民政を督することゝなり、更に翌九年（一九二〇年）からは地方團体に原住民を含む諸問機関が設けられた。議員は大体官選であるが、朝鮮の都市に於ては選挙制も導入された。尚朝鮮に於ては併合以来憲兵警察制度が行はれて来たが、之も改められて警察官は文官を以て宛てられることゝなつた。此等は日本の植民地統治が文治主義に向つて再出発したことを示すもので、日本に於ける民主的勢力興起の影響の著しい現れであつた。

経済的には両地共未だ工業化の時代には入つてゐない。朝鮮に於ては総督府の指導の下に、専ら農事改良に努力が拂はれた。戦時中から愈々著しくなつた日本内地に於ける食糧不足は、朝鮮の米に対する需要を進め、その商品化が著しく行はれた時期であつて、大正六年（一九一七年）僅かに百万石に過ぎなかつた其の対内地移出量が、昭和四年（一九二九年）には百九十万石に達してゐる。増産が此の移出増加を賄つて足りない所は満洲から粟を輸入するに依つて補はれた。高價な移出米と、低價な輸入粟との差額は朝鮮農民の貨幣所得の増加に依つて、その生活程度向上に資したのである。台湾に於ても此の時期に米作の発達が著しく、その初期と末期との間には收獲量に五割の増加がある。特に品種の改良が著しく行はれて、内地種の蓬萊米の栽培が盛となり、従つて内地への移出が増加した。また糖業は技術的に、生産規模の上に大きく進歩して、旧式生産方法は殆ど影を潜め、新式工場のみの生産となつたが、此の時期の終には遂に本島と内地との需要に対し完全に自給し得るに至つた。勿論此の発展は資本主義的生産が完全に在来の原住民の生産を包攝したことを示すもので、日本の資本が台湾農民をその隷属者とし終つた事実を語るものである。併しこゝに至る過程には、経済的発展以外にも多くの文化的な副産物があることを見逃してならない。例へば台湾の製糖業はその原料たる甘蔗を迅速に蒐集する爲に軽便鉄道を敷設せねばならなかつたが、其の普及は此の期間に著しく、総延長は遙かに幹線鉄道を凌ぐものがあつた。之が僻遠の地迄も交通の便を開き、原住民の間に文化を滲透させ、生活の向上を齎したこと等は争ふべからざる事実である。

満洲は此の時期の間戦時中の好景氣の恵みも受けて著しい発展を続けた。少しく統計に就いて見ると、昭和五年（一九三〇年）に人口は三千万、明治四十一年（一九〇八年）の七六%を増してゐる。同じ期間に耕地は七〇%を増し、大豆の收穫は百五十万米屯から、五百八十万米屯に激増し、最大の生産物たる豆粕の生産高は十七倍し、満鉄の経営する撫順炭鉱は十四倍の年七百万英屯を採掘する様になつた。貿易は総額一億一千五百万海関両から六倍余の七億三百万海

關向に進してゐるが、此の内中國本土への輸出入は當初四六%であつたものが二九%に減じてゐるに反して、日本の關與する所は二六%から三二%に增加し、中國本土の割合を凌駕した。日本の滿洲への直接投資はリーマー教授に依れば昭和五年（一九三〇年）大正三年（一九一四年）の四・一五倍に殖えて十一億円に達し、その六三%が滿鉄への投資であるが、その割合は一九一四年の八〇%よりは著しく減じてゐる点に日本の鉱工業、貿易、金融業其他の純民間投資が此の間に激增したことを語つてゐる。

斯る發展が辛亥革命後引續く中國本土の絶間なき軍閥抗爭の紛乱を外処にして可能であつたのは、確かに日本の武力を背景とする治安推持の結果である。併しこの日本の武力は一面に於て中國民の最も喜ばざる所であつた。戰時中、大正四年（一九一五年）所謂二十一ケ條要求がこの武力的强制の下に中國に対して提出せられ、中國本土に於て民族的運動として排日運動を興起せしめ、戰後にはワシントン会議に依る海軍々縮、九ケ國條約の締結等、日本の武力を制限する環境に於てこの排日的風潮は漸次中國全土へ瀰漫して行つた。殊に此の時期の末期に当つては、滿洲に於て中國側の鉄道敷設熱加わり、滿鉄の機能を癈痺せしめる様な包囲的な鉄道の敷設計画が立案せられ、着々実施に移される形成になつたことは著しく日本を刺戟した。又露國の革命で一時脅威から免れた北方には、ソ聯邦が着々と内容を充実して、一九二八年五ケ年計画を開始し、再び極東経営外蒙工作に乘り出して來て、日本の安眠を許さぬ形勢が現れて來た。而して一九二七年中國では國民政府成立し、翌年從來中國本土政権に対し別天地の観があつた滿洲も新中央政権の指導下に來る等の事実があり、日本の武力を背景とする勢力は、之に神経を悩まさない事を得なくなり、そこに一脈不氣味な空氣が漂ふことが感ぜられたのである。

四、滿洲事変前後より大平洋戰爭終結に至る時期

此の時代は明治以來の日本の発展の最終段階を爲すものであるが、それは更に日本の平和的な経済的海外発展が大陸に於いて武力を以て足場を固めんとする努力と併存することの出來た滿洲事変前後から日華事変までの時期と、純然たる戰時経済の段階に入つた日華事変以後の時期と、顯著な差違のある二つの時期に分れる。後の時期は更に、日本は尙世界経済との連繫が殘されてゐた太平洋戰爭勃発迄の時期と、それ以後の活動が極東地域に局限された時期とに区分し得るであろう。この各時期に於ける政治経済の推移を描くのは本稿の目的ではない。以下にはたゞ此の期間多くの破壞が行はれ、戰爭の意図に依つて事が運ばれた中に、なほ現れ來つた日本人の建設的な事業、海外の隣人の福祉に貢献した事実の若干に就いて簡單な敍述を試みんとするものである。

(1) 滿洲事変前後より日華事変に至る時期

昭和四年（一九二九年）秋を境にして世界経済は大恐慌期に突入した。世界の貿易は極度の萎縮に陷つたが、之に対し各國の採つた対策は関税の引上、輸入の制限等専ら自國の市場を守るにあつて、益々國際商業の減退を來す方向にあつた。稍積極的な努力も、一九三二年オツタワ会議に現れた如く、数國を連ねてブロックを結び、自給自足の経済を確立せんとするにあり、この傾向にして極まつて行くならば日本の如く資源乏しく國内市場の狹い國は、圏外に取り残されて生活の基礎を失はしめらるゝの危惧を感ぜざるを得なかつた。而して経済不況は更に國際的不安を招き、それはまた各國の失業救済の対策ともなる所の軍備再拡充の競爭に各國を駈り立てた。斯る世界の形勢の中に一九三〇年代の日

[illegible]は行はれたのである。

日本は昭和四年（一九二九年）夏、日本は永年の懸案たりし金輸出解禁を決し、翌年早々之を実施した。それは低落せる円の対外価値を引上げ、金の國際移動を自由にする事に依て我が通貨を世界経済に連結し、新な物價水準に於て日本商品の対外的発展を図ることを直接の目的としたが、同時にその目的を達する過程に於て、政府財政と國民生活の緊縮に依り物價を引下げ、産業経営の合理化を強行し、之は依つてより能率的な生産の基礎を求めんとしたものであつた。政府は重要産業統制法を制定して、企業間の自由競争を制限するカルテル組織の促進を図り、民間企業は労賃の引下げと共に経営の緊縮と機械力の利用技術能率の向上等に必死の努力を試みた。その結果が日本の生産力向上となつたことは明かであるが、巷に氾濫する失業者、時を同じくして未曾有の豊作による米價低落を契機として起つた農村恐慌、之に依つて生じた政情の不安、爲替の思惑買の増大、而して世界恐慌が遂に英國をして昭和六年（一九三一年）九月、金輸出を再禁止せしめるに至つた事情等、悪條件の累積は同年末政変を惹起すると共に、再び金輸出を禁止するの已む無きに至らしめた。

満洲事変は昭和六年（一九三一年）九月、此の恐慌の最中に勃発した。それは近因としては内外に種々なるものが挙げられるが、根本に於ては前期の終に生じた満洲に於ける日本の地位の危殆化に対して武力を以て対應せんとするものであり、当時の日本に於て政権を占め、國民思想の主流となつてゐた平和主義的民主的の潮流への反動であり、世界経済のブロック化に應じて日本の食料重工業資源を満洲に確保して、その武力的基礎を固めんとする要求を持つたものであつた。

満洲事変の結果は中國の全國的な日貨排斥運動となつて現れ、従来我が総出額の二二%を占めた対中國輸出額は昭和

十年（一九三二年）満洲を合するも一一%と云ふ割合に半減し、中國の貿易対手國としては米國の次位に下り、爾後満洲が日本との関係の密接化に依つて急激に貿易額を増したに反して、中國本土の日本品の市場としての地位は印度、蘭領印度等に及ばないことゝなつた。

併し金輸出再禁止に依る爲替の低落は、國内物價が依然たる不況で上昇を見ない間に著しい程度で起つたので、日本の輸出貿易は世界各國に対して伸びて行つた。輸出品の過半は繊維工業品である。但生糸は米國の不況と共に、昭和五年（一九三〇年）以後半減し、再び伸び得なかつたが、綿織物輸出は昭和八年（一九三三年）生糸の壘を摩し、翌年以後確実に日本輸出品中の首位を占めるに至つた。綿織物の外にも、人絹織物、毛織物等の輸出が新に加はり、日本の繊維製品は世界の市場に溢れ、其他衣類、肌着、帽子、服飾品、陶器、セメント、硝子製品、琺瑯鉄器、電氣器具、電線自轉車及部分品、紙製品、化粧品、石鹸、塗料、ゴム靴、ヅック靴、玩具等にて凡そ有りとあらゆる工業品が各國の消費者に安價に提供せられた。印度の一九三五―六年の輸入総額の内英本國からの輸入は大戦後平均五七%を占めたのが三八%に落ちたに反して、日本からの輸入は七%から一六%に上進し、蘭印の市場では一九三四年に輸入総額の三二%は日本品で、本國オランダからの輸入品價額の占める一三%の割合を遥かに抜き、綿布の輸入價額の七六%迄が日本製のものであつた。

然るに此の輸出の進展が、恰も世界各國が不況に悩み、輸出振興、國内市場確保に苦慮しつゝある時期に際会し、各國の競争産業に脅威を與へた爲に日本の輸出は社会的ダンピングの名を以て非難せられた。併しこの非難は日本が人口過剰から低賃銀を余儀無くせられる限り、日本人を納得せしめなかつた。実際には日本に於ける労働條件も、前期に欧洲大戦に依る経済好況時代を経、労働運動の勃興を見て以来、以前に比すれば大いに改善を見てゐたのであつて、輸出

…経営の基礎を堅実化し、深刻な不況の…

…海外…に曝され…経営の…

…動向に研究を積み製品の品質意匠等に夫々の市場向いもいろ…

…なつたことゝにあつたと解される。日本人にとつては、日本の安價な商品が不況裡に所得を減じて生活に悩む…

…日本商業大衆の購買から阻止せられることは、当を得たことゝは感じ得なかつたのである。併し通商の自由を欠くこと…

…國固有の現象であつて、求償協定に依る互惠的或は排他的な取引が一般に行はれる狀態に立至つて居つた…

…ら、日本も遂に昭和九年（一九三四年）一定量の棉花の輸入と綿布の輸出量とを柬連せしめた日印通商協定を成立せ…

…たのを初めとして、英國、カナダ、蘭領印度、濠洲、エヂプト、中南米諸國との間は会商を開き、或は協定に達し、…

…に不成功に終らざるを得なかつたが、いづれにしても日本の輸出貿易は四面楚歌の裡に進展したのであつた。

日本に於ける繊維工業の発達の爲に、その原料の輸入は莫大な額に達せざるを得なかつた。印度の輸出棉花の半ばを…

日本が輸入してゐたのは前期中からの事実である。此の時期に入つては稍その割合は減じたが、なほ一九三八―三九年…

…花に於て、印度の棉花全收穫量の二四%、輸出量の四五%は日本へ向けられた。米國棉花に対する需要國としての日本…

…の時期に入つて英國、ドイツを凌いで第一位となり、一九三一―三五年平均に於て、米棉輸出量の二四%、生産量…

…いてゝと云ふものは日本が購買した。濠洲の羊毛に就ても日本は此の時期に英本國に次いでの需要國となり、一九三…

…年に於て、その輸出額の五分の一は日本に向けられたのである。斯様な平和的産業の原料の輸入の爲に、日本…

…諸國の…に甚大な影響を與へ得る程に資本主義的に成長したと同時に、一方に於て満洲事変並に國際的環境が…

…國防の充実、國防産業の拡充の要求の爲に、鉄、金属及金属製品、石油、生ゴム等の輸入貿易を益々増…

…大な…建設資材、重需物資の輸入六、棉花に対する需要の増加と並に生糸輸出の不振と重なり合つた爲に、昭…

…昭和…、九三二年）以降日本は明治以來永くその最大の顧客たりし米國に対し…輸入品…國たるに至つた。

…変は一應日本の武力的勢力の成功に依つて終結し、昭和七年（一九三二年）満洲國の成立を見た。新國家は五…

…新の國とされ、王道樂土建設を理想として出発した。政府の最高級幹部は中國人を以つて構成されたが、実質的な…

…実を握る次位以下中級の官吏には日本人が任命された。而して関東軍は昭和七年調印された日満議定書に依つてこの…

…日の國防を引受け、別の約定に依つて政治経済の運営に関する内面的指導を行ふことゝなつた。爰に於て日本の満洲に…

…於ける統治方式に実質的な大変化が起り、日本の武力を中心とする勢力が、満洲の政治経済の動きの原動力となつたの…

である。

満洲國成立と共に新國家がまづ爲さねばならなかつたのは、治安の恢復、幣制の統一、財政の確立、主要鉄道及道路の建設、通信機構の整備、國都新京の都市計画等の政治経済的基礎工作であつた。内幣制に関しては満洲中央銀行を創設して之に通貨発行権を與へ、旧政権時代の乱雑な通貨を整理して、昭和十年（一九三五年）にはその九七%迄を回収し、圓幣円と日本円とをパーでリンクして通貨安定に成功し、満洲に於て在来未曾有の幣制統一を成し遂げた。又鉄道に関しては旧露國の東方侵略の具となり、革命後もソ聯の手にあつた東北鉄路（旧東清鉄道）を折衝の末昭和十年（一九三五年）遂に之を買收して手中に收め、國内鉄道の経営は新線の建設と共に委任せられて満鉄が之に当つた。電氣通信の整備の爲には満洲電信電話会社が創設せられた。斯て基礎工作が極めて急速に進む一方に於て、産業開発が行はれたければならなかつたが、満洲國は之を成立せしめた勢力自身が、資本主義の自由進出に対して強い反感を持つてゐたので、当初からこの建設事業には強い統制が加へられ、所謂一業一社の原則が置かれて、特殊会社、準特殊会社を設けて事業が進められた。満洲航空、満洲電業、満洲炭鉱、満洲鉱業開発、満洲採金、満洲林業、満洲塩業、日満

…満洲拓殖、満洲生命保険、満洲軽金属、本溪湖煤鉄、昭和製鋼等々の…

…られて、夫々の部門を担当することゝなつたのであるが、斯て其基礎体制が整へられた所で、…年（一九三六年）…国策五ヶ年計画を樹立し、昭和十二年（一九三七年）から之が実施に取りかゝつた。而して此の五ヶ年計画の実施により、満洲国の経済建設の重点は、敍上の交通、通信機関の整備等の基礎的建設から、鉱工業部門、特に重工業部門に移行するのである。こゝに至る迄の間、即ち昭和七年（一九三二年）満洲国建国以後昭和十一年（一九三六年）迄の日本の満洲への投資は総額約十一億六千万円と傳へられる。その六割余は満鉄を通ずるものであつた。而して此の投資は結局日本からの建設資材輸入資金に振り向けられ、日本に対し従来輸出超過だつた満洲は昭和八年（一九三三年）以降入超國となるに至つた。

満洲國の成立とその発達とは、日本人の著しい満洲移住を呼び起した。事変前の昭和五年（一九三〇年）関東州及満洲に於ける日本人の在住者数は二十二万九千弱で、その殆ど全部に近き数が都市人口であつた。然るに昭和十年（一九三五年）には五十九万五千弱に増加し、更に五年後の昭和十五年（一九四〇年）には百六万五千に激増してゐる。その主なる都市は大連、新京、奉天其他の約二十箇所の都市に在る商工業者、官吏、会社員並に其の家族であつたが、他の三割は山地深く入り込んだ者及び新に生じた農業移住民であつた。事変の翌年武装せる移民團が北満に入植するあり、爾後日本は五回の所謂試験移民を送出した後、昭和十一年（一九三六年）日満両國の重要國策として、二十ヶ年間に百万戸の日本農民を満洲に移植する計画が公表された。計画は其の後戦争の爲に日本内地でも労力の不足が生じたので、完全な実行を見たかつたが、太平洋戦争の開始前迄に既に二万戸の集團移民が、特に北満地区に多く入植してゐた。日本の移民は日露戦後、北米に於て入國を拒否されて以来、南米に向ふのが大きな潮流となり、殊にブラジルに於て成功し、日本の産業上にも貢献したのであるが、不況期に於ける一般外國労働者入國と人種問題とが絡まり一九三〇年以来圧迫激しく、三五年同國憲法の改正に依つて入國数を極端に制限され、こゝでも再度墻壁にぶつかり、遂に満洲に展開地を見出すの外無かつたのである。而して此処への流入は日本の人口問題の解決に資し得る規模が期待せられ、國防上の要求にも合するものであつた。実績の上に於ても、集團を爲して入植する結果、生活を内地に於けると同様可能ならしめたばかりでなく、満洲に日本の進んだ農法を持ち込み、入植地附近の中國人農民を通じて満洲農法に少からざる改善の刺戟を與へた。なほ又朝鮮人も同じく日本人として待遇せられたから、満洲事変以後、満洲へ移住する者が激増した。事変直後の満洲在住朝鮮人は主として間島、東満地方に集中して五十八万と称せられたが、昭和十五年（一九四〇年）には、他の地方へも廣く散開して、百三十五万の人口を数へた。この時期に於ける朝鮮の発達は異常なものがあつた。朝鮮に於ては、満洲事変の前年、昭和五年（一九三〇年）赴戦江の流域変更方式に依る最初の水力発電工事が完成し、朝鮮窒素肥料会社の興南工場の操業が開始された。これ朝鮮に於ける産業革命の濫觴とされるものであつて、爾後続々と北鮮に於ける水力電源が開発され、こゝに重化学工業発展の源泉が開かれた。而して此の際内地に於て恐慌対策として採られたカルテル的統制は、日本内地資本をして自由な投資地を求めしめたのであるが、一方満洲事変に依つて出現した新國家満洲國は既述の如く当初日本資本の自由な進出を強度の統制を以て阻む傾向にあつた。然るに朝鮮は当時尚重要産業統制法の施行地域外にあり、工場法も施行されてゐなかつたので、日本内地資本の最好適流入地となつたのである。総督府も亦不況下に於ける朝鮮の産業打開の途として、工業化を企図し、地方と協力して工場誘致に努めた。こゝに日本内地の財閥の大資本は続々朝鮮に進出し、之に附随して中小資本、地場資本も結集せられ、日北鮮一帯に重化学工業、京城、仁川地区に消費財中心の工業、南鮮に繊維工業及び輸移出向雑品工業の活潑な起

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(2) 日華事変より太平洋戦争終結に至る時期

日和十二年（一九三七年）七月、蘆溝橋畔に起つた日華軍隊の小衝突は、忽ち両國の全面的抗争に拡大し、戦線は華北から華中へ、華南へと延び、中國全土を戦場化すると共に、日本を運命的な戦時経済に没入せしめてしまつた。事変は満洲事変以来の日本の武力的大陸政策と中國の民族運動との反撥の必然的帰結であつた。併し此の時日本は未だ大陸に全面的な軍事行動を起すだけの十分な戦争準備を整へては居なかつた。事変の前年に起つた所謂二・二六事件は一面には軍備充実、國防産業確立の基礎工作の進行の遅々たるに対する軍部の憤懣の爆発だつたのであつて、爾後準戦時体制の名の下に、漸く此の方面への財政経済政策的努力に拍車が加へられたが、それは忽ち軍需生産拡張の為の工作機械原料品の輸入激増に依る國際收支の悪化を招き、政策の遂行は阻害され、日本の生産力の限界に行当らざるを得たかつた。為に「生産力拡充」の要求が日程に上り、当時既述の如く第一期の政治経済的基礎的工作を終つてゐた満洲國は、逸早く産業拡張五ケ年計画を樹立し、重点を鉱工業部門、特に金属工業、化学工業等軍需工業部門に指向して昭和十二年（一九三七年）を第一年度として実施に移つたが、その所要資金二十三億乃至三十億円と云ふのを日本では其計画としか扱はなかつた悲態であつた。

茲に日華事変の突発並にその長期化は、戦争を遂行しつゝ一面に於て軍需産業の確立拡充を図るの已むを得ざるに

至り、それには満洲中國の資源と結びついた計画に邁進するの外は無かつた。昭和十三年（一九三八年）に至り、既に第四回に亘つた産業四ケ年計画は政府に依つて樹立せられ、鉄鋼、石炭、電力、液体燃料、アルミニウム、マグネシウム、塩、曹達灰、パルプ、兵器、飛行機、鉄道車輛、自動車、工作機械、採金、銅、鉛、亜鉛、石綿等鉱工業部門生産の飛躍的増大を図ることゝなつた。満洲國の五ケ年計画は一年早く実施されて居たのを、修正して之に歩調を合すことにし、且従来同國が成立以来資本家的経営に強い反感を持つて企業を厳重な統制下に置き、そのことが兎角開発の進行を阻害してゐたのを改めて、昭和十二年秋には財閥、日産コンツエルンを満洲に移駐し、満洲重工業開発会社を組織せしめ、昭和製鋼、満洲軽金属、満洲炭鉱等々五箇の重工業会社をその傘下に収めて親会社として之を統轄し、綜合的な大規模経営に当らしめることゝなつた。同社は其後此等子会社の拡張を行ふと共に、本渓湖煤鉄会社を傘下に納れ、飛行機、日満車製造会社、東辺道開発会社等の新設、各種鉱山炭鉱会社の新設或は投資に活動し、満鉄と相並んで満洲に対する日本の投資のチヤンネルとなつたものであつた。

同様に華北に於ても、事変直後の過渡的な経済復旧工作が一段落すると共に、昭和十七年度（一九四二―三年度）を目標とする産業五ケ年計画が樹立され、之が実施の担当者として昭和十三年（一九三八年）秋、北支那開発会社が日本民間出資に依つて東京に設立せられた。華北に於ては之より先、既述の如く興中公司が満鉄の子会社として設けられて日本の投資会社として各種事業に手を着けてゐたのであるが、爰に至つてその事業は新会社の手に継承せられ、拡張信にか拡張せられて、通信、交通、製鉄、炭鉱、石炭液化、発送電、製塩、曹達灰、苛性曹達製造等の基本産業の外蒙疆に於ても其の傘下に収められた。華北交通、華北電業、蒙疆電業、華北電信電話、大同炭鉱、井経煤鉱、山東鉱業、石門鉄鉱、山西鉱業、北支那製鉄、華北塩業等の諸会社が其の中に数へられる。これ等は概ね中國側から既存設備を

現物出資させ、之に日本側の資本及び技術を注入して、合弁に依つて経営せられるもので、北支那開発会社と融資乃至経営の統轄をしたのである。

北支那開発会社と同時に、中支那振興会社が設けられた。その会社の目的機能も略ゝ同様いものであつて、その傘下に鉄道、バス、輪船、内河汽船、電氣、電氣通信、瓦斯、房地産、鉄、塩、水産等の諸会社を統め、更に後太平洋戦争起るに及んでは、此等傘下会社は上海の電力、電話、瓦斯、バス等英米系の公共事業の管理経営に当ることゝなり、又会社自身製鉄、化学工業其他の戦時重要工業に投資をなし行ひ、日中要物資の收買に従事したのである。

上述の如き両開発計画が、重点を直接軍需産業たる重化学産業及び鉱業炭鉱資源の開発に置いたことは云ふ迄も無い所であるが、両の中には食料、繊維原料、搾油原料たる農産資源の開発も包括せられたことは勿論であつて、満洲國に特に重要の任務を重く負はされ、而してそれは戦争の長期化と共に、一層増大して行つた。主要作物及び畜産に対して格別の増産を促進すると共に、昭和十四年（一九三九年）には遂に食糧及油用農産物に対する國家管理を実行し、政府の代行機関を設けて大豆、高粱、粟、玉蜀黍、小麦等の蒐荷、收買を実施するに至つた。出荷の強制、公定價格に依る買上は、生産意欲を減じ、実施困難であつたが、其後先銭制度の設定、出荷者に対する綿布の特配等の奨励方法を講じ、屢々その実施機関の機構を改善する等惨澹たる苦心の末に、漸く月期の入手を確保するに至つた。

満洲國に於ては上述の産業開発五ヶ年計画と併行して、昭和十四年（一九三九年）から北辺振興三ヶ年計画が樹てられた。之は北満の対ソ聯との國境地帯に交通通信施設を拡充し、特に鉄道増設に努め、之に伴つて新都市を建設し、その公共施設防衛施設を完備し、農畜産物の増殖、開拓の促進等を内容とするもので、目的は、ソ聯関係に備へ北辺國境の國防力を充実するにあつた。その目的は如何にあれ、実現したいは後述の如く、北満の交通開発に多大の貢献をなすものゝ一つであつた。

日支事変による直接軍需の巨大な消耗と共に、内地大陸を通じて尨大な建設事業を遂行しなければならなかつたことは、日本の外國貿易に顕著な変化を及ぼした。日本は大陸に対する機械設備、建設資材等の供給を引受けねばならないと共に、その地の民需工業品の戦乱に依つて生産供給減じ、建設事業による資金撒布並びに軍資金撒布に依つて需要を増加するのに應じて行かねばならなかつた。之が為に、日本の対中國、関東州、満洲國、輸出は昭和十一年（一九三六年）の十一億六千五百余万円、十五年（一九四〇年）の十八億七千二百余万円へと三倍に近い増加で、総輸出額に対する割合から云へば、二四・四%、四八・九%から遂に五一・八%へと激増した。之に対し大陸からの供給は、建設と戦乱からの復興の初期に当つて多くを期待し得ないのは当然であつて、十一年（一九三六年）の三億九千四百万円から、十三年（一九三八年）の五億六千四百万円、十五年（一九四〇年）の十億千六百万円へと二倍に足りぬ増加で、総輸入額に対する割合は、夫々一四・三%、二一・二%、二一・六%の微増に過ぎないのであつた。対中國輸入割合の伸びないのは、対第三國輸入の必要急なるが為、その割合が減じなかつたのであつて、金額にすれば、昭和十一年（一九三六年）の二十三億六千九百万円（八五・七%）から翌十二年（一九三七年）へ激増し爾後も十三年（一九三八年）の二十億九千九百万円（八八・四%）へ

本の在米資産が凍結が行はれ、続いて、英國　カナダ、蘭領印度が之に倣ふに及んで、物資の供給を英米の支配する市場に依存する政策は一切無意味に帰した。斯くて日華事変は更に進展して太平洋戰爭の段階に入つたのである。

日本の貿易額は昭和十五年（一九四〇年）に七一億、十六年（一九四一年）尙五五億あつたのであるが、太平洋戰爭に入ると共に三〇億台に激減した。戰前日本國内には大東亞共栄圏論なるものが起り、自給自足を完全に果し得ない日滿華ブロックを、南方諸地域をも包括する様に拡張せねばならぬことが説かれたのであるが、併し太平洋戰爭開始後三年間の、佛印、シヤム、蘭印、比律賓四箇國との貿易は一五八百万円の入超で、此等の國が物資供給地として戰時の日本に重要なりしことを示したものゝ、輸入合計は八六五百万円、總輸入額に対し一五%に過ぎなかつた。之に対し滿洲及中國への日本の輸出は十六年（一九四一年）の一、九四二百万円から、十九年（一九四四年）の一、一二一百万円へ年々減じて行つたに反して、輸入は一、〇〇五百万円から一、七二五百万円へ増加し、戰時三年間の輸入額四、四〇四百万円は總輸入額の七六%を占め、日本の戰時物資需要が大陸に依存すること多かりしことを示してゐる。而して輸出入のバランスは最後の二年間に日本の入超に逆轉し、戰時三年間日本の入超額は一八六百万円に達した。

日華事変以來、中國に於ける日本軍の占領地が拡大するに連れて、日本人商人の軍隊と共に進出する者が空前の多数に及んだ。群小の此等の者に伍して日本の貿易商社の進出も著しく、彼等は從來の如く開港場貿易に固着せず、奥地深く入り土貨の買付をし、見返り物資の販売に手を拡げた。その結果が上述の如き日本の対中國貿易の殷盛となつて現れてゐるのであるが、此の統計の現れない所の軍隊関係の特殊收買、その收買見返の爲の物資の供給、軍票價値維持の爲の見返物資乃至宣撫用物資の供給の爲にも此等の貿易商は技術的に日本軍隊に協力して行つた。而して彼等の此の間に行つた仕事の注目すべきものに工業への進出がある。日華事変と共に上海、青島、滿南、漢口等の日本人経営工場は戰

禍を蒙つて大打撃を受けたが、戰闘の奥地移轉と共に占領地の敵性工場は、敵産として接收せられ、華人紡績工場は日系在華紡に其他華人工場も夫々邦人工場經營者に委託經營が行はれたが、其の際日本人貿易業者が此等工場の兼營に進出したものが少くなく、又彼等が誘引して內地製造業者をして中國に於ける工業經營に乘り出さしめたのが多かつた。但昭和十五年（一九四〇年）汪政權が樹立され、十八年（一九四三年）以後は華中に於ける此等中國人系の敵產は、原所有者に返還されたが、一部分は日本人に買收され、又は日華合弁として殘つたものもあり、又既に斯く經驗が積まれた上は、日系業者の進出は一層著しいものとなり、金屬工業、機械器具工業、化學工業、食料品工業、木材は革製紙印刷、其他日用品雜工業等あらゆる部面に活躍する樣になつた。更に太平洋戰爭勃發するや、上海の兩租界を始め各地の英米其他諸國の工場が新敵產として日本軍の管理下になり、大部分が日本人民間事業家に委託經營させられた。この旧敵產新敵產委託經營關係には幾多遺憾とすべき紛爭事件が少くない。けれども現實に之を經營すべき主人が戰爭に依つて存在しなくなつた後では、此の經營形式を採るの外無かつたのであつて、之に依り華人從業員の生活を支へ、中國民衆の需要品の生產を續ける事が出來たのである。殊に太平洋戰爭下にあつては外國からの輸入が杜絶し、日本からの供給も困難になつたので、日本人の中國に於ける工業活動は中國民生の爲にも重要なものとなつて居た。工業系統の欠陷を補充する爲には、內地工場の機械設備の輸出、工場の移駐が行はれた場合もある。日本の本華紡は日華事變勃發に際し最も重大な被害者であつた。紡機の三七%、織機の半數に近きものが失はれたが、其の後復興に努めた結果、青島は半減の儘殘つたが、天津が倍增し、上海は旧に復し、全体として終戰直前には殆ど日華事變前の旧地位まで設備を恢復して居り、終戰と共に之を中國へ遺產として渡したのである。

太平洋戰爭勃發の際滿洲國はその產業開發五ケ年計畫の最終年度にあつた。日華事變の拡大に伴ふ種々の困難にも拘らず計畫は成功を以て進捗し、同年度の實績は、計畫實施前の昭和十一年（一九三六年）を一〇〇として石炭一五九、鋼塊一五四、鋼材二六四、アルミ一六六、液体燃料一六〇、塩一九〇、電力一四一等の數字が公表せられた。たゞ農產物に於て高粱、粟、包米は夫々一一五、一一四、一四八の增加があつたが、大豆は八五に低下したと傳へられた。又に於て滿洲國は日本の戰時要求と歩調を合せ更に第二次五ケ年計畫を樹立し、今回は第一次計畫の重工業偏重を稍緩めて農產物と石炭の增產に努め、經濟建設の培養素たるべき民需產業の振興を圖ることゝし、第一次計畫の完了に引續き實施に移つた。たゞ戰爭の苛烈化に連れ、資材の供給益々減じた上に單純移民の入滿減少に依る勞働力の不足、運輸の不円滑を來し、加ふるに十九年（一九四四年）には米國機の空襲が始まり、計畫は進捗しないものよりは頓挫を生ずる部面が出て來た。併し同年の實績を見ると石炭採掘高二五六〇万瓲（四年前に比し一二二%）鉄生產勢力二五万瓲、實績一一六万瓲（同一〇九%）鋼塊生產能力二六六万瓲、實績四四万瓲（同八二%）鋼材能力八三万瓲、實績一八万瓲（同八四%）アルミ生產高八四四〇瓲（同一六〇%）電力一六七万KW（同一九四%）飛行機七八四、自動車組立一五〇〇台と空襲による鉄鋼減產以外は著しい躍進を示し、他の諸工業品の生產も急速な進展を見せてゐる。此等の生產增加そのものは可なり無理な戰時生產であつて、滿洲の民生に益する所如何ばかりかは疑問とすべき所もあらう。併し兎も角原始經濟を去る事遠からざる農業國滿洲に之だけの生產を挙げ得る施設と組織とを極めて僅少の年月の間に造り上げた所には、日本人の努力を認めねばなるまい。特に昭和十一年（一九四二年）には朝鮮との協力による第一期計畫であつた鴨綠江上流を閉切り、六〇万KWの出力ある水量發電所の工事が完成したこと、翌十八年（一九四三年）にはボールダーダムに比敵する人造湖を造出する計畫の第一段作業のダム第一期工事完成し、万KWの發電を開始したこと、此等の電源から奉天、撫順、鞍山を中心とする工業地帶から北は

ハルヒン、南は大連を連ねる大送電線が架設せられて、滿洲の電化工業化を約束したことは、國都新京の雄大にして美しい都市計畫の實現、全國に亙る近代的道路網鐵道網の建設と共に日本人の滿洲に殘した有形的方面の大きな足跡であると思はれる。斯様な物質的建設に邁進する一方に於て、滿洲國が教育の普及に熱心であつたことを忘れてはならない。昭和八年（一九三三年）滿洲に於ける小學校數は一万一千弱、教員數一万九千八百余人、生徒數は五十九万余であつたが、八年の後昭和十六年（一九四一年）には校數一万四千六百余、内私立校は四八百校から、教員數は二万六千五百余、生徒數は百六十二万六千余へと激増した。

朝鮮に於ても昭和十年（一九三五年）以來水力電氣の開發に依り工業化が進行し始めたことは既に述べたが、此の傾向は日華事變後も繼續した。北鮮の重要電源は續々と開發され、就中昭和十七年、前述水豊ダムの滿鮮國境かに發電所の運轉と共に、興南の電源開發は從來の化學工業に加へて、新たに發展した。發展は主として重化學工業關係の精製品製造段階には及ばなかつたが、一方金、鐵、無煙炭、重鑛、タングステン、モリブデン等の鑛物資源の探求開發は著しく朝鮮の變貌は顯著なものがあつた。

合成纖維も昭和十年（一九三五年）は月潭水力發電所の開發は工業化の第一歩であつて、それは日華事變直後、ルプ工業等が起り、事變の進行と共に、アルミニウム、合金鉄、天然ガス処理、パルプ工業等がまで起り、事變の進行と共に、化學工業其他雜工業が或は移駐し、或は新に起興された。太平洋戰爭開始と共に、日用品の雜多の輕工業が新に起り、戰時特殊需要に應ずる爲に酒精、ブタノール、アセトン等の化學工業が起つて來た。朝鮮程の日醒しさはなく、畢竟台湾は農業殖民地たる性格を持ち續けたが、併し兎も角最後には

の工業化を來してゐたのである。この外蒙疆華北各地に於ける石炭、鉄其他鑛業生産の強力な遂行、綿花、塩等生産の推進、海南島に於ける鉄鑛の開發、港灣設備の創設、南方諸占領地域に於ける復旧復興工作等、其の多くが終戰の後に該地域の民生に裨益すべき遺産として殘されたものに就て述ぶべきことは多いが一切省略する。

最後に一言觸れて置かねばならないのは、此の期間に於ける一般民衆生活―直接戰場になつた地域でのそれが悲慘なものであつたのは今之を惜くとして、日本の固有の領土及滿洲に於ける一般民衆生活の犧牲に就てゞある。日華事變直後、經濟統制はまづ暴利取締から始つて、翌年公定價格制の實施となり、その裏付を爲す物資の直接統制は、生産者に對する原材料資材の切符制配給から漸次消費者に對する配給制となり、昭和十五年（一九四〇年）まづマッチ、砂糖等の日用品から始つて、衣料に進み、遂に主要食糧に及び而も其の量は漸次窮屈化して行つた。民需の斯様な圧迫は之が生産販売に從ふ中小商工業者の企業整備を余儀無くし、失業者の續出を見た。その余裕労働力は、当時急需されて來た軍需産業、重工業等の生産力拡充に振り向ける様努力され、或は滿洲移住等の方向も取つたが、此の範圍に屬する工業設備は植民地、滿洲、中國方面での民需産業起興の爲移駐せしめられたものが少くない。併し出征兵員の増加、益々要求される戰時工業労働力の増強は遂に徴用、戰爭末期には学徒動員、女子挺身隊の出現と迄進んだのである。一方戰費と生産力拡充に撒布される資金は日に月にインフレーションの進行を來し、物價の騰貴に民衆の苦悩は深まつたが、インフレーション阻止の爲に、必然行はれねばならなかつたところの貯蓄強制、公債割当の強制は一層その困難を増した此の一連の經過は、時の少しづゝのズレを以て内地以外植民地及び太平洋戰爭下に入つて滿洲國にも実施され、異民族に對しても影響を及ぼした。經濟統制の強化は此等異民族の自由を束縛し苦痛を増したことは疑へない。併し既に戰爭を遂行すると云ふ根本的な害悪が行はれてゐる限り、この犧牲は已むを得なかつたと云はねばならない。この際に問題

なるものはその犠牲が公平に分配せられたか否かと云ふ事である。之に対する解答は、個人々々の経験による事実に頗る容易ではない。が、概して云つて日本人は内地外地を通じて事変以来の社会的推移の責任者たる意識を持つてゐた。その責任感からして、又異民族支配に於ける技術上の不熟練からして、――この不熟練が無用の反感を買つた場合も少くないが――常に犠牲の多くを異民族の上に押しつけることなく、自ら最も重き負担をして行つたことは認められるであらう。

081-2-2

日本人の海外活動に関する歴史的調査

通巻第二册　朝鮮篇　第一分册

序章　朝鮮の概貌

第一章　旧來朝鮮の政治経済社會文化の性格

第二章　朝鮮開國より日韓併合への道

大藏省管理局

001
51

昭和廿五年十一月拾六日

社團法人同和協會

朝鮮篇

目次

序章　朝鮮の概貌……一

はしがき……一

第一節　朝鮮の地理と歴史……一

第二節　朝鮮の政治……一三

第三節　朝鮮の經濟……一六

第四節　朝鮮の文化……二三

第一章　旧來の朝鮮の政治・經濟・社會・文化の性格……三六

第一節　朝鮮歴史の出発点としての自然的條件……三六

第二節　民族國家の生成過程に於ける半島的性格……四八

第三節　國是としての事大主義の成長……四三

第四節　李朝社會の「停滯性」の眞意義……五八

第五節　貴族政權の存續と党爭の余殃……六三

第六節　封建制の欠如と民生の阻碍——民間体の結成……七
第七節　儒教精神の経済活動への影響……一九
第八節　開國直前の朝鮮の姿……公四
第二章　朝鮮開國より日韓併合への途……九九
第一節　朝鮮開國の二段階……九九
一、日本の「独占」の眞相……九九
二、朝鮮開國の國際的背景……一〇四
第二節　宗主権の問題
——清國と列國との對立——……一一一
第三節　外國人の経済活動……一一六
一、日清商人の爭覇……一一六
二、日本の金融覇権の成立……一二三
三、土地の貨幣化の趨勢……一三四
四、在來工業の沒落と新工業の擡頭……一四四
第四節　國際政治舞台上の朝鮮……一四五
一、日清勢力の衝突……一四五
二、ロシア勢力の登場……一四七
三、日本勢力の確立……一五三
第五節　日韓併合の回顧
——その意味とその運命——……一六七

序章　朝鮮の概貌

はしがき

日本のポツダム宣言受諾によつて太平洋戦争は終結し、朝鮮は日本の統治より分離することとなつた。この秋、過去における日本の朝鮮統治の実績を顧み、その功罪を明らかにして、反省すべきは厳に反省し、解くべき誤解はこれを解いておくことが必要であろう。この意味において、以下各章にわたり、朝鮮統治各般の実績を歴史的に要約記述し、率直にその功罪についての自己反省を及さんとするものであるが、本章に於いては、第一章以下各章における記述の理解に資するため、朝鮮についての一應の概念を、その地理、歴史、政治、経済ならびに文化について略述しておこうと思う。

第一節　朝鮮の地理と歴史

一、朝鮮の自然　朝鮮はアジア大陸の東南に突出せる弓状の一大半島を主幹とし、その附属島嶼を併せたものより成る。東経百二十四度十一分（鴨緑江口薪島）より百三十度五十六分二十三秒（鬱陵島東端）、北緯三十三度六分四十

001
51

秒（濟州島南端）より四十二度三十六秒（咸鏡北道の北端）の間に位置し日本本土と対比すれば、略々北海道の札幌から九州の熊本に至る區間に於てその西方に位置して居る訳である。

その面積は約二十二万平方粁（二二〇・七八八・四四平方粁）日本本土の面積が二十九万平方粁であるから、本州より遙かに狭いものとほゞ相等しい。東は日本海を隔てゝ日本に面し、西は黄海を隔てゝ支那本土と相対し、南は朝鮮海峽を隔てゝ本州及び九州と指呼の間にある。北は長白山脈、鴨綠江及び豆滿江の一部により滿洲及びソ聯沿海州と接境し、唯一の陸接地である。

朝鮮半島の地形は、北部の大陸軀幹部が高く南部の半島部が低い。平均高度は四百八十米であるが、咸鏡南北道を始め北朝鮮に於ては高度約一千米の山岳高原地帯であつて、その上に朝鮮第一の高峯白頭山（二七四四米）が聳え、東方日本海に面する部分に於ては急崖を以て傾斜し、西方は緩やかな傾斜を以て黄海に消える。他の一方は太白山脈となつて咸鏡道と平安道を分け江原道に入り、金剛山（一六三八米）の高勝峰を造りつゝ、海岸線に沿つて南に走り朝鮮半島の背梁骨を形成して居る。

慶尚北道の太白山（一五六一米）から南はその勢が弱まつて二つに分岐し、一つは慶尚北道の沿岸に沿つて釜山近く迄延び他は南西の方向をとり、小白山脈となつて忠清北道と慶尚南道の境に沿い、俗離山（一〇五七米）知異山（一九五一米）の峻峯を連つて居る。

昌原山脈が東に辺して居る事からして河川の長大なものは何れも黄海方面又は朝鮮海峽方面に注ぎ日本海方面に注ぐものは豆滿江を除き悉く短小な河川である。主なる河川とその流路延長及び流域面積は第一表の如くであり、その流域は何れも平野を形成する。けれどもそれらの平野には多くの丘陵が存在し一望千里の大平野に乏しく、全羅北道の湖南平野、京畿道の安城平野、黄海道の延白並に戴寧平野、平安南道の安円平野等六個かに比較的連亘して居るのみである。

第一表　主要河川

	流域延長粁	流域面積方粁
鴨綠江	790	62,638
豆滿江	520	41,242
洛東江	525	23,859
漢　江	469	16,218
大同江	397	15,711
錦　江	401	9,885
臨津江	254	827
禮成江	212	4,896
龍興江	174	4,048
載寧江	134	3,396
	129	3,670

三面海を繞らし又多くの島嶼を有して居るので、その海岸線は陸地八・六九一粁、島嶼八・五六三粁、合計一万七千二百六十粁に達し、陸地一方粁に対し〇・七粁の海岸線を有して居る。然しその海岸線も東岸に於ては概ね單調であり、従つて港湾に乏しく、西岸に於ては屈曲に富みながら、世界的にも有名な湖夕干満差の甚しいという欠点に災され、又廣大な干潟を形成して居る事は近代的大港湾の発達を著しく阻んで居る。潮汐の干満は仁川港の如き最大十米に達し、北及び南するに従つて稍劣るが、北方龍岩浦六米、木浦附近四米に及ぶ。

朝鮮近海の海流の主なるものは、暖流たる対馬海流と寒流たるリマン海流である。対馬海流は日本海流即ち黒流を本流とする分流であるが、濟州島附近から一部を黄海に分ち、朝鮮海峽を東流して日本海に入る。日本海に入つた対馬海流は東日本に沿つて東に流れ、津軽海峽及び宗谷海峽に出、一部は朝鮮の南東角を左に廻り朝鮮東海岸を北上して沿海州方面に至る。リマン海流は沿海州方面より南下し、朝鮮東沿岸に沿つて朝鮮海峽方面にまで至る。この暖寒二流により、朝鮮の氣象は多大の影響を受け、また朝鮮の水産業を支配される。

朝鮮の氣象は一般に大陸的氣候であり、冬寒く夏暑く、且つ冬夏が長い。年平均氣溫は南岸地方で十度内外、北部

では一、二度に下る。而して同緯度地方でも海岸地方は西部に比べ幾分溫和である。暑氣は八月中の最高平均氣溫大邱の三十一度、雄基の二十四度を最低とし僅に七度の差にすぎないのに反し、酷寒期に於ては北部國境内陸地帶に於て平均零下二十九度、最低中江鎭の四十三度に比し、南部海岸は平均零下一度余にして、約三十度の大差を見る。最低氣溫が零度以下に降つた日を冬の目安とし、その訪去の期日を需めると、北部内陸は十月初旬より四月下旬に至る七ケ月、北部海岸及び中部内陸の十月下旬より四月中旬に至る五ケ月半、中部沿岸の十一月中旬より四月初旬に至る四ケ月半、南鮮は十一月下旬より三月下旬に至る四ケ月となり、如何に冬期が長いかを示して居る。併し所謂「三寒四溫」と呼ばれる大陸内部の高氣圧の一進一退による寒暖の交互去來があつて長期に亘る冬も比較的凌ぎ易からしめて居るのであるが、海洋の影響よりも、大陸型を示し、アジア大陸から吹いて來る寒冷な北西季節風の支配をうける。之に反し夏期は東乃至南東風が卓越し、雨季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣圧の傾斜が悉で風力が強いが、夏季は濕潤で曇天雨天の日多く、且つ氣圧の傾斜が緩やかな爲、風勢は甚だ弱い。

降水年總量は凡そ五百粍乃至千五百粍で、滿洲の約二倍、日本に比べ約二分の一に相當する。降水量は地形による影響大で、咸鏡南北道と大同江大流域地方即ち西朝鮮灣の南部に面する地域は最も寡雨な地帶で年八百粍に達せず、就中豆滿江中流域は僅かに五百粍に過ぎぬ。千粍に達しないのは鴨綠江流域と洛東江上流域であり、其の他の地域はいづれも千粍を超え、一三〇〇粍以上の地域は西鮮北部の内陸と中部朝鮮の内陸及び湖南地方から海峽沿岸に拡がつて居り、就中蟾津江の河口附近は千五百粍に達する最多雨地域である。季節によつても其の差異は甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量極めて寡く、年總量の一五%内外のみ、六月より八月の間が降雨期であり、特有の豪雨を齎らす。この様に降水量の年分布の偏向は、夏期植物の繁茂を助成する利点を有すると共に屢々洪水の禍を齎らし、水路式の電力開發の困難ならしめた。霜は黃馬地方に最も早く、九月上旬に現われる。中部以北は十月上旬、南鮮内陸は十月中旬、南岸は十月下旬乃至十一月上旬、濟州島では十二月下旬であつて、その間三ケ月の差を持つ。終霜期は、濟州島の三月中旬に始り、黃馬台地の五月下旬に終る。

二、朝鮮の人口　朝鮮の現在人口は、一九四二年末に於て、總戶數四百七十八万二千九百六十九戶、日本人十七万九千三百四十九戶、朝鮮人四百五十八万七千二百四十二戶、外國人一万六千二百二十三戶、總人口二千六百三十六万一千四百一人、日本人七十五万二千八百二十三人、朝鮮人二千五百五十二万五千四百九人、外國人八万二千六百六十一人であり、戶口、人口共に併合当時に比べ約二倍の激增である。分布狀態は第二表の通りであつて、京畿道が絶対數に於ても密度の点に於ても最大の地位を占める。府郡島別の人口分布を見ると一九四一年末に於て京城以下二十一府（市）の人口は、三・六九〇・五六四人で全人口の一四%を占め殘余の八六%が農村人口と云うことになる。二十一府とは、京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・晋州・海州・鎭南浦・新義州・元山・咸興・清津・羅津・城津であり、十万以上の府は京城・平壤・釜山・清津・大邱・仁川・新義州・元山・咸興である。

之を一九一九年末の十二府五十八万三千六百十一人、總人口の三・四%、一九三〇年末の十三府九十六万九千八百三十五人、總人口の四・七%というのに比べると、近年急速に人口の都市集中が進められた事を知るのである。之は

第二表　各道面積と現在人口（1942）

道名	面積 方粁	戸数 総数	戸数 日本人	戸数 朝鮮人	戸数 外國人	人口 総数	人口 日本人	人口 朝鮮人	人口 外國人
總数	220,840.30	4,782,969	179,349	4,587,242	16,378	26,361,401	752,823	25,525,409	83,169
京畿道	12,820.88	570,957	46,180	523,077	1,700	3,223,856	206,627	3,008,495	8,734
忠清北道	7,418.38	173,033	2,462	170,454	117	379,423	9,417	969,598	408
忠清南道	8,106.44	292,347	6,506	285,578	263	1,667,840	28,228	1,638,582	1,030
全羅北道	8,574.12	315,725	8,134	307,306	285	1,721,163	35,363	1,684,529	1,271
全羅南道	13,887.37	527,146	10,627	516,353	166	2,817,585	45,250	2,771,637	698
慶尚北道	18,988.84	477,674	10,991	466,546	137	2,634,743	45,224	2,588,933	566
慶尚南道	12,304.60	464,010	22,949	440,936	115	2,470,353	98,974	2,370,933	446
黃海道	16,744.42	365,336	6,802	357,662	871	1,956,156	26,189	1,926,166	3,801
平安南道	14,939.25	338,702	12,429	324,798	1,475	1,841,433	51,263	1,782,501	7,669
平安北道	28,467.85	334,317	8,866	318,732	6,719	1,896,290	32,252	1,826,602	37,436
江原道	26,262.98	333,912	5,806	327,566	540	1,866,260	21,100	1,844,038	1,121
咸鏡南道	31,978.41	356,318	17,499	337,124	1,695	2,054,965	73,990	1,972,617	8,358
咸鏡北道	20,346.76	233,492	20,098	211,099	2,295	1,231,334	78,925	1,140,778	11,631

朝鮮の近代産業地の時期と合致して居る。右の内日本人人口は一九四二年末に於て三九九・六二八人で朝鮮現住日本人全人口の五三%を占めて居るが、更に邑（町）居住の日本人一五五・九五四人を加える時は、五五五・五八二人となり朝鮮居住日本人全人口の七四%を占めて居る。此の事は次の日本人の職業と対照し、在住日本人の性格を示すものとして注目さるべき事実であろう。

第三表　現住戸口職業別（1942年末）

	総数	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務自由業	其他有業者	漁業
				戸数						
総数	4,782,969	2,986,844	94,994	118,959	253,218	347,379	80,956	268,448	488,294	143,877
日本人	179,353	6,102	2,027	6,854	32,688	28,157	12,132	74,973	8,247	8,173
朝鮮人	4,587,242	2,976,454	92,966	110,965	218,016	314,262	68,491	193,066	477,489	135,583
外國人	16,378	4,338	1	1,140	2,515	4,960	333	410	2,558	123
				人口						
総数	26,361,401	17,447,636	514,180	564,434	1,327,051	1,912,134	405,150	1,306,388	2,312,252	572,176
日本人	752,860	29,216	9,093	23,265	141,063	136,801	53,894	297,236	32,653	29,661
朝鮮人	25,525,409	17,396,888	505,083	537,806	1,717,094	1,749,938	348,678	1,007,360	2,266,404	542,158
外國人	83,169	21,532	4	3,363	14,896	25,395	2,598	1,795	13,198	388

職業別構成は第三表の如くであり、農業が圧倒的に多く全人口の六六%を占め他はこれより遥に少く商業、其他有業者、公務及び自由業、工業等の順である。即ち絶対的には尚農業國である事が明かである。併しながら相対的な変化については、例えば一九一九年末現在農業人口は総人口の八三%を占めて居り、工業人口は僅かに二%に過ぎなかったのであるから、農業の地位の衰退、工業の地位高上は明である。在鮮日本人の職業別人口を見ると公務及び自由業が最大で四〇%、工業の一九%がこれに次ぎ、農業は僅か四%にすぎない。

第四表　職業別人口百分比（1942年末）

	日本人百分比	朝鮮人百分比	總數に対する日本人の割合	總數に対する朝鮮人の割合		日本人百分比	朝鮮人百分比	總數に対する日本人の割合	總數に対する朝鮮人の割合
農業	4.0	67.4	0.1	65.7	交通業	7.1	1.2	0.2	1.1
水産業	1.2	1.8	0.04	1.7	公務自由業	39.5	3.8	1.2	3.7
鑛業	3.1	2.0	0.01	1.8	其他有業者	4.3	8.5	0.2	8.3
工業	18.7	6.6	0.5	6.4	無職	3.9	2.0	0.1	1.8
商業	18.2	6.7	0.5	6,65	總數	100.0	100.0	2.85	97.15

第五表　現住戸口累年別

	戸數				人口			
	總數	日本人	朝鮮人	外國人	總數	日本人	朝鮮人	外國人
1910	2,804,103	50,992	2,749,956	3,155	13,313,017	171,543	13,128,780	12,694
1914	3,121,781	83,406	3,033,826	4,549	15,929,962	291,217	15,620,720	18,025
1918	3,237,961	93,628	3,139,140	5,195	17,057,032	336,872	16,697,017	23,143
1922	3,359,552	106,991	3,242,432	10,129	17,626,761	386,493	17,208,139	32,129
1926	3,614,505	117,001	3,483,779	13,725	19,103,900	442,326	18,615,033	46,541
1930	3,821,564	126,312	3,679,463	15,789	20,256,563	501,867	19,685,587	69,109
1934	4,010,606	141,417	3,857,169	12,020	21,125,827	561,384	20,513,804	50,639
1939	4,296,524	161,460	4,123,646	11,478	22,800,647	650,104	22,098,310	52,233
1942	4,782,969	179,349	4,587,242	16,378	26,361,401	752,823	25,525,409	83,169

累年別の増加について見ると第五表の如くであつて日本人の増加が日本よりの移住という点にあるに反し、朝鮮人は朝鮮外への移住を考慮に入れるとすれば、その自然増加は驚くべきものであり、殊に近年の増殖率は活目すべきであろう。

三、朝鮮の歴史　何れの國の歴史もその始りは傳説的開國を以て始められる。朝鮮も亦その例に洩れず多分に説話的存在である箕子朝鮮を以て始とする。殷末の三仁の一とされる箕子が紂王を諫めて納れられず東に逃れて渡り来り、國を開いたとされる。次で燕王盧綰の臣である衛満も亡命し朝鮮に渡り、國王準を亡して衛氏朝鮮を建てた。然し此邦も三代百年足らずして、漢の武帝により亡され（二〇九）樂浪・眞番・臨屯・玄菟の四郡が設置された。四郡の大体の地位は、大同江を中心とした西北鮮地方とされる。以後四百余年の間、郡縣制度の確立と共に、漢文化直流の地として華やかな生活様式と、高度の智識を齎らしたのである。

一方南鮮に於ては韓民族が、馬韓・辰韓・弁韓という極めて微弱な統一の三國に分れ覇を争つて居た。馬韓は五十余國、辰韓・弁韓共に十二國より成り、その上に立つ統率者も定かでないのであつて、今日の如き國家形成にまでは至つて居なかつたのであろう。かゝる形態より脱して、馬韓は百済、辰韓は新羅と夫々國家的統一を整え（三五〇―四〇〇）、独り弁韓の地は最も日本に近く、その支配下にあつて、任那日本府により域内各國を夫々統治せられて居た。他の二國も亦古くより多かれ少なかれ日本の勢力範囲にあり、相当の連絡があつた。

北方にあつては百済・新羅の統一より早く玄菟郡より扶余族が起り、漢兵を追い、次第に強大な勢力を持ち、高句麗國を形成、北鮮に於ける支配者となるに至つた。（二世紀頃）

樂浪郡を滅亡せしめると共に、好太王の時百濟攻撃を開始するに至り、始めて南北勢力の対立となつた。この対立は高句麗と日本勢力の対立に外ならない。好太王の碑其他に於ける史実より推して、百濟に対する日本の援助は積極的なものであつた。百濟の南遷に伴い（四七五年廣州より公州へ、五三八年扶余に主都を遷す）日本は任那の直領地を割き之に與え、又新羅の侵入と共に日本府は滅亡し、こゝに表面上の日本勢力は消滅して、高句麗・新羅・百濟の三國対立の時代となる。

新羅は眞興王の時、百濟と結び高句麗を攻め、後百濟の占領地をも併せ、支那との交通を容易ならしめた。隋また大軍を以て高句麗を攻め爲に大に勢力を弱めたが、次いで唐は新羅救濟を名として百濟を討ち之を亡した（六六〇）六六八年には高句麗も亦新羅、唐の聯合軍により亡され、新羅は朝鮮に於ける覇権を握つたのである。其後唐羅対立の事もあつたが、唐の対外退嬰政策と新羅の謝罪により解決し、麗・濟の故地を收め半島統一の事業を成就した。唐に対しては之を宗主國として屬國の礼をとり、連年賀正使を遣して朝貢し、亦留学生、留学僧を派遣して、文化攝取に努めた。この時代佛教の渡來あり（五二八年）、國家的に之を「佛法肇行」して認め、大に奬勵した。この爲統一後約百年は、中央職官の整備、郡縣政治の確立と共に、慶州を中心とする文化大に栄えたが、その爛熟と共に貴族間の権力の爭奪となり遂に惠恭王は内乱兵の爲に殺された。次で起つた宣德王以下二十代、百五十余年間は嗣位の爭奪に終始し、地方政治も弛緩し、内乱相次ぎ、梁吉・弓裔・甄萱等地方豪族は夫々國を建て王を称した。弓裔の部下王建出するに及んで高麗國を建てたが、甄萱の慶州に侵入し、景哀王を亡すと共に、新羅王族金溥（敵順王）は高麗に走り臣礼をとり、王建は新羅の旧を継承して、朝鮮統一をなす事になつた。

乃ち王建位に就き太祖となり、その出生の地開京（開城）を都とし、後唐に使を出し臣礼を盡し、高麗王に封ぜられ、その年号を奉じた。以後五氏諸國、宗の冊封使を受け、新羅の旧文化と共に、大に新制度を採用し、高麗國基を定めたのである。太祖の始め人心の安定を第一とし、官制は新羅を継ぎ、王延の臣も新羅の旧臣を重用したのであつたが、六代成宗の時に至り、唐の制に倣い、十道十二冊節度使を設け、官制を確立した。

然し北方満洲にあつては、高麗建國と略時を同じくして契丹國興り、その勢盛んになると共に、屢々辺境を犯し、高麗は建國の初めより終始外寇に悩まれる事となつた。成宗十三年（九九四）には契丹の正朔を奉じ屬國の立場に立つたが、顯宗の時には征兵開京にまで及び、王は難を避けて南行した事もあつた。

更に女眞族中より耶律阿保機國を興し金と号し、家と結び契丹を亡すと共に、高麗に圧迫を加える事となつた。外難に対するに内に於ては漸く政統乱れ、李氏一族の專横、或はまた僧妙清の反乱、鄭仲夫の乱等内乱相次ぎ、政権は武臣の手に移つた。崔忠獻出でゝ、明宗を廢しその弟神宗を立て、更に康宗、高宗と更え、自邸に於て政治を執る様になつた。之を都房と言い王位は空の存在に過ぎなくなつたのである。

時に蒙古にあつては成吉思汗王位に即き、次いで太宗立つて共にその勢高麗に迄及び、兵を入れて開京を囲んだので、高宗は之に降り、各府州縣には蒙古の役人が置かれて行政を監督される事になつた。一二三二年崔怡は王室の安全を期するを名として都を江華島に移したが、蒙古の追及激しく、崔怡の死と共に太子を遣はし朝見する事等を條件として旧都に復した。世祖位に即くと共に國号を元と称し、宋、日本の攻略に積極的に力を注ぐ様になつた。その軍路としての高麗に負はされた負担は極めて重く、多数戰艦の建造、軍兵の提供、通過元軍の食糧による國力の疲弊は

想像に余りがある。元の勢力漸く衰えると共に支那に於ては朱元璋起り帝位につき明を号した。（一三六八）明の勢盛んになると共に高麗の朝臣は親元、親明の二派に分れたが、親元派の中心崔瑩は曹敢修、李成桂両将をして遼陽に明を封ぜしめた。両将征路上書して明を攻むる不利を說いたが容れられず遂に軍を回し瑩を追い、王子昌を立てた。更に王昌を廃し定昌君瑤（恭讓王）を擁立し、反対派鄭夢周の除かれると共に李成桂王位に卽いた。（一三九二）

明の承認を求め許さるゝと共に國号を朝鮮と定め、明に仕へその屬國となつた。高麗の中期より、沿岸各地はもとより、内陸迄、海寇により大いに苦しめられたのであるが、太祖（李成桂）は之を破つて功を著はすと共に、卽位するや直ちに我國に使を送り修交を求めた。以後日鮮貿易は対馬を中継として大に振う様になつたのである。其後豊臣秀吉の征明を志すや朝鮮にその嚮導を命じたが意を通ぜず、軍を起して朝鮮を攻め京城を陷し、平壤、会寧迄兵を進めた。明の援軍來り和を講じ、一旦兵を引いたが、和成らず再度來征し、秀吉の薨ずるに及び軍を撤した。この間七年に亘り（一二九二―九九）明の駐軍は其後長きに及び、國内の疲弊は著しかつた。

更に一六二七年には清國軍の入攻あり、仁祖は廣州の南漢山城に難を避けたが、四十五日にして出で降り、明と交を絶ち明に対し採つたと同様の礼を致す事等を約した。

欧米人の東洋進出が著しくなると共に、朝鮮にもキリスト教の渡來あり、李太王の生父大院君は排斥政策を採り、フランス宣教師を殺害し、或は米船シャーマン号の焚掠等の事件あり、鎖國を強化した。一八七六年我軍艦雲揚号が江華島沖を航行中砲撃を加えられた事より事態は急速に変化し、江華條約の締結と共に開國の運びとなり、列國之に做い、日清、日露の戦役を経て日韓併合となるのであるが、此事は次章以下に於て詳細に取上げられるであろう。

第二節　朝鮮の政治

一、中央行政　一九一〇年韓國の併合と同時に朝鮮総督府を設置したが、当分の内統監府及び其の所屬官署を存置し、朝鮮総督の職務は姑く統監をして之を行わしめ、且つ韓國政府に屬したる諸官廳は内閣及び表勲院を除くの外総て之を総督府の所屬官署と看做して政務に当らしめた。其の後約一箇月間に各種機関の廃合統一を爲し同年九月三十日朝鮮総督府官制及び所屬官署官制を公布し十月一日より之を施行した。当初、朝鮮総督は親任とし陸海軍大将を以て之に充て、天皇に直隷し、委任の範囲内に於て陸海軍を統率し、朝鮮防備のことを掌ると共に諸般の政務を統轄し、又警務機関としては中央に警務総監部を、各道に警務部を置き、憲兵隊司令官をして警務総長を、憲兵隊長をして警務部長を兼ねしめ地方行政機関の外に特立して一般警察衛生事務を統理執行せしむることゝしたのであるが、一九一九年八月大改正を行い、総督に対する陸海軍統率権委任の條項を削り、朝鮮に於ける陸海軍の司令官に対する出兵を請求することを得しむると共に、憲兵警察制度を廃止し、以て所謂武断政治より文化政治への轉機を劃したのであつた。

総督は朝鮮最高の行政官廳であるが、その権限の主なるものは、

（一）政務総理権　特に中央政府の留保するもの以外、朝鮮に於ける行政事務は包括的に朝鮮総督の権限に屬し

（二）安寧秩序　保持の爲必要と認めるときは朝鮮に於ける陸海軍司令官に兵力の使用を請求し得

（三）制令度定権　朝鮮に於て法律を要する事項総督の命令（制令）を以て之を規定することを得

（四）命令権　職権又は委任に依り総督府令を発し得る。之に附し得る罰則の限度は自由刑一年、財産刑二百円迄である

（五）監督権　下級行政官廳を指揮監督しその違法不当の命令、處分の取消又は停止をなし、所部の官吏を統督する

（六）王公族及び朝鮮貴族に関する権限

等である。

総督府には総督官房及び総務・司政・財務・殖産・農林・法務・学務・警務の八局を置き（太平洋戰前の構成）総督の補助機関として総督を補佐し府務を統理し各部局の事務を監督する爲め親任官たる政務総監が置かれる。更に特別行政廳として、鉄道、遞信、專賣の三局があり、陸海軍を除き大体中央政府の各省に当るものが各局部として総督の下に分属して居る訳であるが、内閣と異りすべて一元的に総督の指揮監督下に置かれて居る。太平洋戰と共にこの機構にも大改革が加えられ、総務・司政局を廃止し、殖産・農林局の事務を夫々鉱工局、農商局に分属せしめられ、專賣局の機構を縮少して財務局の直接統轄事務となした。

二、地方行政　地方行政は、朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尚北道・慶尚南道・黄海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に区劃し、更に之を分ちて二十一府（京城府に在りては更に之を七区に区劃す）、二百十八郡、二島、百十四邑、二千二百十一面とする。之に道知事、府尹（京城府の区には区長）郡守、島司、邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむると共に、公共團体の事務を執らしめ、道

には知事官房、内務部、産業部（戰時には農商部、鉱工部）警察部を置いた。財務機関は、一時、地方行政機構より特立していたが、戰時下再び各道財務部として地方行政機構の中に包括された。公共團体としての道は法人であつて、議決機関たる道会を置き、歳入出予算、決算、道税、夫役現品、使用料又は手数料の賦課徴収、起債、基本財産及び積立金等の設置管理及び処分、継続費、特別会計、予算外義務負担及び権利抛棄等重要事項に付議決権を有せしめる。議長（道知事）及び副議長（議員中より選出）を置き、議員の定数は二十一乃至四十五人とし、三分の二及び其の端数は選びたる府邑会議員又は面協議会員之を選びし残り三分の一は道知事之を任命、任期は四年である。

府、邑、面にも夫々府会、邑会、面協議会を置き意思機関たらしめた。

尚教育に関しては、朝鮮人教育に対する費用を支弁する爲め郡島に『学校費』を設け郡守又は島司之を管理し、学校評議会を設け諸問機関たらしめる。日本人側教育に関する機関としては、日本人会の経営した事務を整備し『学校組合』を設置し之を運用せしめた。但し府に於ては第一、第二特別経済として府に統一せしたのである。

三、司法制度　司法制度に関しては、民事及刑事の裁判及び非訟事件の事務は朝鮮総督府裁判所に於て之を掌り、該裁判所は高等法院・覆審法院及び地方法院に分ち、必要により地方法院支廳・登記公証の事務を取扱はしむる爲め地方法院出張所を置いた。高等法院は京城に一箇所、覆審法院は京城・平壌・大邱の三箇所に、地方法院は京城・大田・咸興・清津・平壌・新義州・海州・大邱・釜山・光州・全州の十一箇所に設けられた。地方法院は民事及び刑事に対する第一審裁判並に非訴訟事件に関する事務を取扱い、覆審法院は地方法院の裁判に対する控訴及び抗告、高等法院は覆審法院の裁判に対する上告及び抗告に付裁判を行い、且内地の裁判所構成法に定めたる大審院の特別権限

に属する職務を執行する制度であつたが、之を拡張し、地方法院の裁判に対する上告及び上告棄却の決定に対する抗告をも同院の判断に属せしむることゝしたのである。

第三節　朝鮮の経済

一、農業　朝鮮経済に於ける農業の地位は、第一節人口の所で見た如く、総人口の六六%を占めて居るのであつて、工・鉱業の発達に拘らず、産業の樞軸をなす。耕地は中鮮地方に最も拓け総面積の約三割内外、南鮮地方は約二割、北鮮地方は約一割五分が開拓されて居る。其の面積は四百九十万余町歩で、内沓（水田）は百十七万三千町歩で三六%、田（畑）は二百十九万六千町歩で六四%の割合となる。併合以来の増加は第六表の如く、二十九年間に沓は二倍強、田は一・七倍の増大を見た。此の内二毛作沓は冬期の氣候に災され大体沓面積の三〇%内外に止つて居る。製作物栽培面積を見ると第七表の如くで二〇%は米、二四%は麦類、四三%は食用農作物、四%は棉が占め、蔬菜、絲肥用作物、工藝農作物、桑、果樹が一三%を占めることゝなる。

第六表

地総面積の増加（千町歩）

	沓	田	畑	計
1910	847	1,617	—	2,464
1915	1,177	1,993	—	2,170
1920	1,547	2,819	128	4,495
1925	1,575	2,843	153	4,571
1930	1,643	2,822	180	4,646
1935	1,703	2,796	417	4,917
1940	1,762	2,763	431	4,958
1942	2,769	2,719	399	4,887

さてその農作物を生産価格について比較すると一九三五―一九三九年の平均は第八表の如くであり、米が五四%を占め第一位で、麦類の一三%が之に次ぎ、朝鮮農業の性格を明示して居り、この事は生産数量についても同様の事が言えるのである。生産高の向上は前掲の耕地面積の増加と共に異常なものがある（第九表）

耕作者の区分は第十表の通りであつて、中堅たる自作、自作兼

小作は漸次その数を減じ、地主、小作が増加し土地集中の傾向が著しい。

農作物の生産は、地勢と氣候とにより地方的な特徴が著しく、米の主産地は南鮮地方より西海岸に沿つて北上する地域であり、粟は米よりも内陸に入り、東海岸に沿う地方である。玉蜀黍は粟地帯の西側に沿うて平北の中間部より江原道迄の山手に沿つて南下し、馬鈴薯は主として江原道以北の東海岸に沿う。大麦は中鮮地方の西側から南鮮地方

第七表　農作物栽培面積（1939）

	面積 町	Aに対する割合 %	Bに対する割合 %
耕作総面積(A)	4,958,507	100%	—
主要農作物栽培面積(B)	6,230,781	125.6	100%
米	1,234,781	24.7	19.8
麦	1,491,073	30.1	23.9
食用農作物	2,691,665	54.3	43.1
工藝農作物	90,416	1.8	1.5
果樹	16,680	0.3	0.3
棉	253,185	5.1	4.1
蔬菜	185,808	3.7	3.0
絲肥用作物	185,111	3.7	3.0
桑	82,034	1.7	1.3

第八表　農産物生産價格（1935～1939千円）

	價格 千圓	百分比 %
米	629,973	54.0
麦類	159,399	13.7
豆類	87,225	7.5
雑穀	108,159	9.3
甘藷馬鈴薯	35,505	3.1
其他雑作物	36,718	3.2
棉	11,406	1.0
棉以外の繊維作物	16,206	1.4
特用作物以外の作物	66,074	5.6
蔬菜	14,218	1.2
果實	634	—
桑苗		
計	1,165,477	100.0

に、裸麦は中鮮南部より南鮮西岸に、小麦は西中南鮮の内陸地帯に産出する。

農業生産額中の首位を占める米は、施政当初收量品質ともに劣等で約一千万石を産するに過ぎなかつたが、総督府の極端な迄の指導奨励により、内地系優良品種の普及栽培法の改良、金肥の奨励、アメリカ式灌漑田の創出等、あらゆる方面にわたる施策の結果、一九四一年度に於ては二千五百万石を産するに至つたのである。一九二〇年産米増殖計画が実施され、土地改良に重点が置かれ、兼ねて耕種法の改善が併用せられた。三十ケ年を期し八十万町歩の土地改良を行う予定であつたが、六ケ年間に九万町歩の改良を行つたに過ぎず、一九二六年、更新され第二期に入つた。此計画により水利組合が設立せられ、その蒙利面積二十二万三千町歩に及んだ。かくて農業形態は米穀單種耕作型構造を取らしめ、全朝鮮経済を米を中心とする資本主義経済へと形成せしめたのである。米の増産と共に内地への移出も亦急激な増加を見せ、その趨勢は生産増加よりも急速な増加率を見せた。後、農業恐慌と共に朝鮮米移入制限案の叫びも起り、一九三四年以降一應増殖計画を打切るの止むなきに至つたが、戰時経済に入ると共に、新増米計画が樹てられ、一九五〇年度に於て総生産量を三千五万石たらしめんとするものであつた。

第九表　主要農作物生産高推移（万石）

	米	麦	豆	粟	繭	棉
1910～1914平均	1,182	765	446	388	2	3,235
1915～1919平均	1,369	899	537	477	9	6,858
1920～1924平均	1,452	941	564	548	17	11,886
1925～1929平均	1,492	944	543	500	37	15,668
1930～1934平均	1,726	1,045	540	492	63	15,068
1935年平均	2,052	1,285	471	521	2,177	20,242

第十表　農民の区分

各5ケ年平均	自作農		自作兼小作		小作農		合計	
	戸数千戸	%	戸数千戸	%	戸数千戸	%	戸数千戸	%
1913～17	555	21.8	991	38.8	1,008	39.4	2,554	100
1918～22	529	20.4	1,015	39.0	1,098	40.6	2,602	100
1923～27	529	20.2	920	35.1	1,172	44.7	2,621	100
1928～32	497	18.4	853	31.4	1,362	50.2	2,712	100
1933～37	547	19.2	732	25.6	1,577	55.2	2,856	100
1939	539	19.0	719	25.3	1,583	55.7	2,841	100
1941	529	18.4	729	25.2	1,641	56.4	2,899	—

第十一表　鮮米の生産高移出高及び一人当消費高

	生産高千石	指数	移出高千石	指数	一人當消費量石
1912～16平均	12,303	100	1,056	100	0.7188
1917～21平均	14,101	115	2,196	208	0.6860
1922～26平均	14,501	118	4,342	411	0.5871
1927～31平均	15,798	128	6,607	626	0.4964
1932～36平均	17,002	138	8,757	829	0.4017
37	19,410	159	7,161	678	0.5679
38	26,796	218	10,702	1,013	0.7031
39	24,138	196	6,051	573	0.7761
40	14,355	116	—	—	—

米に亜いで第二位を占めるのは麦類であり、大麦八十三万町歩、小麦三十五万町歩、裸麦二十九万町歩、ライ麦一万余町歩で、生産高は大麦七百五十七万石、小麦二百四十九万石、裸麦二百九十九万石、ライ麦八万石であり、米の移出増加と共に、麦類の消費高は年々増加し、輸移入により其の不足を補つた。

豆類は大豆作付面積約七十万町歩、收穫高四百万石で、豆類の大部分を占めたが、満洲よりも多量輸入せられた。

粟は西北鮮地方の主要食糧であり、作付面積八十万町歩收穫高五百万石であるが、尚八十万石内外を満洲より輸入した。

其他綿、麻、煙草、人参、果実等にも品質数量共に見るべきもの多く将来も多大の期待がかけられる。

畜産は各種の事情よりして発達し、牛は古来全道に遍く飼養せられ、百七十万頭を算するに至つて居る。乃ち農家

百戸に就いて五六頭が飼養せられて居る割合であり、畜牛一頭当耕地面積は二九・一反となる。

馬の使用は従來極めて寡なかつたが、施政後蒙古牝馬に洋種系内地馬を交配し「新朝鮮馬」と称しその増殖を図つた。

緬羊は自給を目標に大に奨励され一九二九年現在で三万八千頭弱を飼養して居る。

其他畜産場としては、養鶏、養豚、養兎等も廣く行われる。

二、林業　朝鮮の林野面積は約一千六百三十二万町歩で全面積の七割三分に当る。古來朝鮮は林政不備で、特殊保護林以外は公山と称して、自由採樵に委したので、乱伐、開墾により大部分は荒廃に帰した。施政以來森林齢を公布保安林を設け、植樹を奨励、造林、破防に努力し、現在に於ては立木地一万一千余町歩、散生地二千町歩、未立木地一千町歩、其他一千五百町歩となつて居る。林産額は一九四二年現在総額三八九・六五千余円で、施政時の二十倍に相当する。山林地帯は鴨綠江、豆満江の流域及び背梁山脈に偏在し、交通運搬に制約せられ伐材は僅に水運の便ある地域に限られ、他は火田民の跋扈により火耕燒燼せられるにまかされて居た。一九三七年以降十五箇年の予定を以て北鮮開拓事業計画を立て、（一）森林の開発、（二）火田民の指導及び農耕適地等の開放、（三）森林の保護に努力した。

三、水産業　海流の交錯と、海岸線の廣延なるにより、水産物は頗る豊富であり、重要水産物のみでも凡そ百二十種に及び、魚類七十五、貝類二十、藻類十五、其他十種となつて居る。一九四二年に於ける漁獲高は一億六千余万円養殖生産高二千七百万円、製造高一億四千余万円に達し、併合時の四十倍以上の増加である。主なる産物は、メンタイ二千四百万円、グチ一千五百万円、サバ八百万円、イワシ八百万円、ニシン七百万円、太刀魚六百万円、エビ五百万円、イカナゴ三百万円でその他百万円以上の物は、サンマ、ブリ、タイ、ヒラメ、タラ、フカ、ワカメ、アナゴ、アジ、天草、タコ、イカ、ボラ等である。

朝鮮に於ては漁民を賤民視したゝめ、漁業の発達は頗る遅れていた。一九〇四年通漁修約の改締により日本人の朝鮮全沿岸に亘る漁業が認められてからは、内地人経営の各種漁業が急激に発達し、巾着網、縛網、大敷網、角網、桝網等の内地式漁法が急速に普及し、朝鮮人に於ても、漁船、漁具、漁獲処理法等全く日本式に操業するものが多い。漁船は大部分日本型及び朝鮮型帆船で、他に小数の支那戒克船がある。施政当初は一万六千七百九隻であつたが、一九四〇年末には五万八千八百八十五隻になつた。

養殖漁業は補助奨励の結果、ノリ、カキ、アサリ、ハマグリ、テングサ、淡水魚等の養殖発達し、就中ノリ養殖は全産額の九〇％以上を占め、日本その他に輸出せられるものが多い。

水産製造業は従來單に素乾メンタイの外見るべきものがなかつたが、近年その発達目覚しく、漁獲高に匹敵する産高になつた。主なるものは、素乾品の三千九十万円（メンタイ、スルメ、ワカメ、イワシ等）塩藏品二千百万円（サンマ、サバ、グチ、ウニ、カニ等）海藻類三千万円（ノリ、ワカメ等）蒸乾類一千七百万円（イワシ、イカナゴ、エビ等）罐詰類五百万円等の食用品、肥料、油脂、海藻等一千四百万円の非食用品等である。

四、鑛業　鉱山の開発は近年に至つて急速に促進されたのであつて、一九三六年の鉱産額は一億一千万円で一九一〇年の六百六万円に比し十八倍、朝鮮鉱業に一轉機を劃すに至つたと見られる一九三一年の五倍に相当する。以後の

正確なる数字は判明しないが、その激増は想像し得るのである。

従來金鉱を除いては殆んど注目せられず、徒に放置されて居たが、満洲事変以後軍需の増加と共に大資本の進出となり、許可鉱区数も金銀鉱の六千四百区、石炭の五百五十区、砂金の四百六十区、黒鉛の三千四百区、鉱鍍の二百五十区、其他タングステン、螢石、雲母、高嶺土、石綿、硅砂等一二・四九七鉱区に及び稼行中のもの八千鉱区に達するのである。

金は世界的な産地であり産金奨励により大に開発せられ、一九三七年産金増産五ヶ年計画の実施と共に、大規模な採掘が進められた。日本鉱業、三菱鉱業、住友、野口系等によつて、雲山、遂安、大輸洞、咸興、甕津、金井、新延美州、光陽、発銀、長津等各年産百万円以上に上る近代的金鉱の開発が進められた。砂金も亦金提、稷山、順安、粛川、永興等に於て、ドレッチャーにより大規模に採金された。

鉄鉱山は殷栗、載寧、下聖、銀龍、兼二浦、价川、利原、金華、茂山等に産し、茂山を除く外は赤鉄鉱又は褐鉄鉱を主とし、その埋藏量は含鉄品位五〇%以上のもの約二千万瓲と推定され、一九三六年には六十三万余瓲を産した。茂山は埋藏量数億瓲に上る大鉄鉱床であるが品位三八の貧鉱であるため長く放置せられて居たが、自給態勢の強化と共に、漸く開発せられるに到つた。日鉄及び三菱清津製鉄所の外、日本高周波重工業株式会社、朝室興南工場、朝鮮理研仁川工場、朝鮮製鉄、兼二浦製鉄等数多の製鉄所が存在する。

石炭は咸鏡北道の褐炭の外全鮮的に多量の無煙炭を埋藏し、平壌を中心とする平安南部炭田、徳川一帯の平北炭田寧越三陟炭田等が採掘され、煉炭を製造する外、完全燃焼法の研究と共に、発電燃料、工場燃料として廣く利用され

更に瓦斯合成法に依る液化原料としても有望視される。

黒鉛は世界第一の産出地であり、一九三六年四万一千瓲を産出し、多量の輸出を見て居る。其他タングステン、モリブデン、マグネサイト等特殊鋼用原料の産出も逐年増加しつゝあり、螢石、雲母、燃灰石、石綿、硅砂、高嶺土等多種多様の地下資源に惠まれて居る。

五、工業　併合前の工業生産は殆んど見るべきものなく、花莚、陶磁器、製紙綿布等手工業的工藝品の生産に過ぎなかつた。日本商品により、此等の在來生産品は一路衰退の途を辿り新方式による工場工業が勃興した。主に日本小資本による精米業、皮革業、煙草業其他であり、積極的政府の奨励補助もなく、大資本の進出もなかつた。総督府の政策も、重農産米に重點が置かれたのであつて、新工業は國内商業乃至貿易業の補充的役割にすぎなかつた。

米産の異常な発達と共に、先精米業の近代的大規模な発展があり、それと竝んで食品工業成長があつた。それに次で、日本製絲業資本の朝鮮進出が急速に進み、農家手工業としての製絲業より工場工業へと轉化した。一九三一年の工場工業生産額二億七千三百六十五万円のうち、食料品工業は一億五千六百四十八万円、五七%紡織工業は二千四百四十三万円、九%を占めて居るのである。

一九三〇年代に入つて米穀單種穀作型産業政策の行詰りと、後述の水力電氣の大規模な開発により、朝鮮工業は正に産業革命とも言える近代工業化が始まつた。

流域変更方式に依る電力資源の再発見とが化学工業への利用と云う形で朝鮮産業革命は始つたけれど、実際には紡績工業、麦酒醸造業、セメント工業、豆電球製造工業、琺瑯鉄器製造工業等軽工業中心に勃興して行つた。この事

第十二表　工場工業構成の変化

	1930				1936				1939			
	生産額	%	工場數	職工數	生産額	%	工場數	職工數	生産額	%	工場數	職工數
紡績工業	33,674	12.8	270	19,011	90,378	12.7	402	33,830	193,369	13.2	608	52,081
金属工業	15,263	5.8	231	4,542	28,365	4.0	259	6,787	131,688	9.0	295	17,875
機械器具工業	3,328	1.3	224	2,854	7,398	1.0	344	7,939	47,382	3.2	613	29,579
窯業	8,348	3.2	314	5,366	19,032	2.7	366	8,269	35,879	2.5	342	15,162
化學工業	24,676	9.4	515	14,720	162,462	22.9	1,425	41,972	458,977	31.3	1,618	71,679
製材及木製品	7,037	2.7	163	2,629	19,230	2.7	271	4,906	40,956	2.8	360	12,401
印刷及製本	8,184	3.1	215	4,146	12,426	1.8	286	6,273	18,376	1.2	313	8,408
食料品工業	152,054	57.8	2,088	27,055	320,580	45.2	2,258	32,617	452,583	30.9	2,348	48,610
瓦斯及電氣	6,432	2.4	35	525	39,988	5.6	50	812	30,462	2.1	34	1,336
其他工業	4,063	1.5	206	3,052	10,002	1.4	296	5,304	56,661	3.8	422	13,319
合計	263,062	100.0	4,261	83,900	709,865	100.0	5,927	148,799	1,466,187	100.0	6,952	270,439

は第十二表に見られる通りであり、一九三六年の化学工業の躍進は朝窒工場の生産増加による事大で、これを除けばその順位は殆んど変化がない。支那事変後一九四〇年代からは重工業の進出目覚しく、金属工業、機械器具工業、化学工業が急激にその生産額を増大して居るのである。之と共に大工場工業の設立となり、工場数が一九三六年の五千九百二十七より一九三九年の六千九百五十二と増加率一割七分であるに反し、従業員数は十八万四千名より二十七万四百人と四割三分の増加率を示して居る。同様の事は一工場当り生産額（工場生産額）が七万五千円より十五万八千円と二倍以上の増加を示して居る事によつても知られる。工場規模別に之を考察しても同様であつて、工場数に於て

第十三表　部門別工場並職工比率（1939）

	小工場(5～30人)		中工場(30～200人)		大工場(200人以上)	
	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数
紡績工業	68%	10%	25%	22%	7%	67%
金属工業	82	34	15	23	3	43
機械器具工業	74	20	23	35	3	44
窯業	73	19	24	44	3	37
化學工業	79	22	19	39	2	78
製材及木製品	82	41	17	50	0.8	8
印刷及製本業	83	43	16	38	1	14
食料品工業	91	49	8	37	0.6	13
瓦斯及電氣業	73	26	6	52	0.8	22
其の他工業	79	26	19	41	2	33
合計	81.7	26.1	16.3	34.6	2	37.3

第十四表　部門別規模別民間工場生産額（1939）

	小工業		中工業		大工業		合計	
	工場生産額	百分比	工場生産額	百分比	工場生産額	百分比	工場生産額	百分比
	千圓	%	千圓	%	千圓	%	千圓	%
紡績工業	9,237	5.9	13,051	8.3	133,840	85.8	156,130	100
金属工業	6,356	4.8	9,083	6.8	116,199	88.4	131,638	100
機械器具工業	8,043	17.0	14,335	30.3	24,953	52.7	47,332	100
窯業	3,874	10.8	6,009	16.7	25,995	72.5	35,879	100
化學工業	45,451	9.9	65,757	14.1	347,768	76.0	458,977	100
製材及木製品	4,678	52.1	4,316	47.9	—	—	8,995	100
印刷及製本業	4,674	25.5	10,067	54.7	3,634	19.8	18,376	100
食料品工業	73,874	41.6	94,599	53.2	9,314	5.2	177,788	100
瓦斯及電氣業	15,138	49.8	11,282	37.0	4,041	13.2	30,462	100
其の他工業	9,111	34.8	10,432	39.8	6,655	25.4	26,199	100
合計	180,440	16.5	268,935	21.7	672,404	61.8	1,091,780	100

小工場は全体の八一%を占めて居るが、職工数は二六%、中工業は工場数一六%、職工数三四%、大工業にあつては工場数は二〇%にして職工数は三九%の最高率を示して居る。更に之を生産額から見ると第十四表の如く小工業は全工場生産の僅か一割六分五厘、中工業は二割七分一厘で、之に対し大工業は六割一分八厘と過半数を占めて居るのであり、重要産業に於ける独占形態は明瞭である。

朝鮮に於ける水力発電は降雨状態の偏向と河川の流速緩かな爲不適当とされ專ら火力に頼つて居たのであるが、水路式より流域変更方式に変える事により巨大な電力が得られる事に着目され、急速な発展をなす事になつた。先ず第一は赴戰江を中途に堰止め貯水湖を造り、日本海側に流下せしめ二十余万キロワツトの電力を得たのである。更に一九三七年以降、鴨綠江、漢江等の大河川を堰止める大規模な工事が相次で起され、其他長津江、虚川江、富寧、面頭水、近界、蟾津江、錦江等に於ても戰時下の悪條件を冒して工事が進められ、一九四三年度に於ては一四〇万キロワツトの電力を得たのである。

六、商業及貿易　朝鮮人の商業取引は大部分市場に於て行われるのが一般の慣例であり、近年に至り店舗を常設して商業を営む者が漸次増加したが、在來市場は依然地方商業機関の重要な地位を占め、一九三九年末其数は千五百箇所、取引額は一箇年四億一千四百万円に達して居る。之に対し日本人の商業は概ね京城・仁川・釜山・郡山・木浦等の内地人集團地を中心に発展し、穀物、海産物、牛皮等朝鮮物産の輸移出、各種雜貨、綿絲布類、肥料等の移入貿易を主とし、各種商品の卸小賣に従う者が多い。

会社の設立に関しては初め会社令を施行して、許可主義による制限を行つたが、企業の発展を見ると共に、一九二〇年之を廃止した。朝鮮に本社を有する会社の各業種別は第十五表の如く、農林業会社の拂込資本額は一九三〇年には総額の一三%、一九三六年には一一%、一九四〇年には五%と次第にその比重を減じ、反対に製造工業及び瓦斯電氣部門の割合は、二八、三一、四五%とその比重を増大しつゝある。この外支社形態による巨大資本の鮮内投資が相当多数あり、その近代的発展は素晴しきものがある。

第十五表　朝鮮に本社を有する会社資本額

	1930年			1936年			1940年	
	社数	公稱資本	拂込資本	社数	公稱資本	拂込資本	社数	公稱資本
		千円	千円		千円	千円		千円
農林業	181	71,680	43,493	263	117,552	73,326	309	159,881
水産業	32	14,307	5,988	48	16,422	8,043	91	35,299
鑛業	31	24,079	12,584	106	115,598	81,644	205	322,218
製造工業	657	197,301	68,316	1,127	265,580	139,090	1,541	543,935
瓦斯及電氣業	57	31,294	27,185	32	116,608	74,201	20	398,873
銀行業	17	101,475	61,081	10	99,175	65,981	9	127,175
金融及信託業	158	26,385	11,186	198	36,149	19,786	186	51,145
運輸業	316	105,755	33,267	454	152,280	57,867	465	235,593
倉庫業	34	7,470	2,371	35	10,197	3,505	37	21,714
保險業	2	5,500	1,375	2	5,500	1,375	2	5,560
商業其他	1,432	115,884	64,225	2,684	212,281	138,707	3,028	334,197
計	2,947	702,132	331,074	4,959	1,147,347	663,569	5,893	2,225,532

	1940年
	拂込資本
	千円
農林業	87,684
水産業	19,380
鑛業	275,945
製造工業	384,971
瓦斯及電氣業	337,527
銀行業	91,531
金融及信託業	27,156
運輸業	132,795
倉庫業	5,236
保險業	1,375
商業其他	215,068
計	1,579,072

第十六表　朝鮮對內地移出入額

	移出	移入		入出超
	千円	千円		千円
1910年	15,378	25,348	入	9,969
1916年	42,964	52,459	入	9,495
1921年	197,392	156,482	出	41,910
1925年	338,175	248,235	出	89,839
1930年	240,694	278,194	入	37,499
1935年	485,893	558,813	入	72,919
1940年	741,424	1,335,715	入	594,241
1942年	752,286	1,373,412	入	621,126
1944年	814,233	769,179	出	45,054

貿易は対内地移出入が総輸移出入の八〇%以上を占め、朝鮮經濟が如何に日本經濟に依存して居るかゞ察せられる。移出入額は第十六表の如く年を逐つて増大し一九四三年度に於て移出七億五千万円、移入十一億三千万円の巨額に上り、併合時の約五十倍という異常な増大振りを示した。主要移出品は米鉱産物、肥料、水産物、生糸、大豆等、移入は織物、機械類、鉄機、食料品等である。対外國貿易は近年その占める地位を漸次高上し、殊に滿洲支那との交易が圧倒的割合を占めた。朝鮮に於ける工業の急速な発達と共に、原料供給地としての地位を離れ、漸次全製品の輸移出、原料品の輸移入が増大しつゝあるのは当然な事であろう。

七、財政及金融　韓國政府の財政は紊乱の極に達し、その刷新の努力にも拘らず好轉し得なかつた。併合当時に於ては經常歳入を以て到底多大の歳出を弁じ得なかつたので、一九一一年以降日本政府より、一千二百三十五万円の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後朝鮮特別会計の独立に努力し一九一九年度に於ては全く補充を仰がぬまでに至つたが、時恰も文治政策への轉換に当り、再び毎年一千五百万円程度の補充を受け一九三二年以降に於ては大体一千二百万円程度の補充を受けて居る。

道路の修築、海関工事、鉄道建設等の事業は総て公債者は借入金に依り賄つて來たのであり、一九四三年三月には二十三億九千四百万円に達して居る。（煙草、人参、阿片、塩は專賣制度になつて居り、一九四二年度に於て煙草一、

第十七表　國別朝鮮外國貿易額

	輸出			輸入		
	1937	1938	1938	1937	1938	1939
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
関東州	20,616	18,737	22,952	6,928	10,157	8,181
滿洲國	71,527	122,063	205,149	62,227	50,050	80,459
中華民國	4,842	22,155	33,565	10,367	12,217	10,334
計	96,985	126,896	361,667	79,523	80,425	98,974
円城外アジア諸國	4,152	1,777	3,429	14,437	23,023	19,382
ヨーロツパ諸國	2,869	1,340	800	7,905	4,343	6,763
アメリカ諸國	2,068	1,617	3,970	22,658	21,546	27,945
アフリカ諸國	6,923	1,401	984	373	617	5,92
其他諸國	97	32	57	1,797	3,206	3,840
合計	113,097	169,066	269,911	128,138	134,582	159,031

第十八表　朝鮮総督府歳入歳出特別会計

	歳入			歳出		
	經常	臨時	合計	經常	臨時	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1911年	24,067	24,067	48,134	27,880	20,861	48,741
1914年	37,724	21,688	59,412	35,606	23,806	59,312
1920年	67,347	55,450	122,797	67,209	47,107	114,316
1924年	102,383	38,439	140,822	106,208	34,615	140,823
1930年	202,057	37,672	239,729	186,672	53,056	239,728
1935年	262,362	67,857	330,219	205,979	77,979	283,959
1937年	341,262	129,445	470,708	253,755	153,271	407,027
1940年	647,957	347,306	995,263	426,981	386,534	813,516
1942年	901,344	411,480	1,312,825	517,587	638,201	1,155,791

億三千七百万円、人參、三百七十万円の産額がある。

朝鮮に流通する通貨は朝鮮銀行法による朝鮮銀行券及び日本各種鑄幣である。発券制度は正貨準備による発行と保証による発行とに区分せられて居たが、一九四一年度よりその区分を停止すると共に限度は大藏大臣の定むる所に依る様になり、一九四一年度六億三千万円、四二、四三年度は七億五千万円と定められた。日本各種鑄幣の流通見込高は一九四三年現在約三千二百万円と推定される。

朝鮮銀行券は関東州、満鉄附属地に於ても強制通用力を認められていたが、昭和十二年以降関東州を除く満洲國内においては、満洲國幣に統一されることゝなつた。

金融機関は、中央金融機関としての朝鮮銀行、不動産金融機関としての朝鮮殖産銀行及び東洋拓殖株式会社があり其他朝鮮貯蓄銀行、普通銀行として朝鮮に本店を有するもの三、内地に本店を有するもの三がある。其他朝鮮信託株式会社、朝鮮無盡株式会社並に各地に金融組合がありその普及は目覚しい。

八 交通、通信 朝鮮に於ける鉄道一九九九年京城、仁川間に敷設せられて以来、軍事上、経済上の必要より急速な進展を見、一九四三年に於て國有鉄道四、五七〇粁、私設鉄道一、九〇三粁に達して居る。軌幅は世界鉄道標準軌間たる一米四三五である。國有鉄道の業務は一九一七年七月より一時南満洲鉄道株式会社に委託し、二五年四月総督府の直接経営に移した。

自動車交通は旅客自動車運輸業者九九、路線延長二萬三千六百九十三粁、貨物自動車運送業者は一三五に達して居る。一九四一年よりは旅客貨物共に全鮮を区域とする劃一の自動車運送事業組合が設立せられ統制下に置かれた。

第十九表 朝鮮に於ける郵便通信業諸取扱数（1942）

		引受	配達
郵便物	通常	431,603,949	467,952,166
	小包	4,488,424	5,468,513

		発信	着信	中継信
電報		13,960,220	13,700,858	26,519,139
	加入者数	市内通話度数	市外通話度数	合計
電話	65,096	397,886,115	7,087,427	404,972,542

第二十表 朝鮮に於ける郵便爲替貯金並郵便貯金

	内國爲替		外國爲替		合計			
					指出		拂渡	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
	千円		千円		千円		円	千円
1922年	103,016	103,355	162,230	194,362	103,178	2,628,455	2,626,839	103,549
1941年	296,262	295,460	2,401,014	9,347,960	298,663	6,695,388	5,851,676	386,808

	預金				拂戻		年度末現在高	
	度数	金額	新規入員		度数	金額	金額	一人平均
		千円				千円	千円	円
1922年	3,235,768	56,634	321,614		966,797	55,485	47,469	12,50
1941年	17,015,482	294,260	1,460,764		3,462,837	258,732	762,223	23,51

道路は國道百一路線、延長一万二千六百三十二粁、地方道六百二十路線、延長一万八千八百十四粁となつて居る。通信機関の活動、郵便爲替貯金、郵便貯金の普及は第十九、二十表の通りであり、近年に至りその利用者は漸次増加して居る。

第四節　朝鮮の文化

一　教育　併合当時に於ては、風俗民度の差異により、日本人、朝鮮人とその系統を異にして居たが、一九二二年之を同一法規の下に統轄して、普通教育に於てのみ國語を常用するものと然らざる者とに依り教育機関を区別したが、他は総て内鮮共学を本体とし、且学校の程度を高めて内地諸学校に運営せしめ、大学及び大学予科を加えてその制度を整備した。一九三八年に至り普通教育に付ても内鮮の区別を撤廃し学校の名称を統一し、四一年には更に内地と同時に國民学校制度を施行し、四三年の内地に於ける全面的学制改革には之と同一の方向をとつた。

初等学校に於ける朝鮮人児童の就学率は凡そ五割五分であるが、一九四三年より四六年度迄に國民学校学級九、八〇九の増新設により、就学率を七割に達せしめんと計画中であつた。

図書館は一九二三年京城に総督府図書館が設置された外、各地に府、公共團体による設置があり一九四二年現在館数四三、藏書八二三、九〇〇冊、閲覧人員一、八六七、六三四人に達するが、施設其他に於て充分なものとは言えない。

古蹟の調査保存は総督府の施政以来、最も力を盡した所であり、一九一五年迄に第一回の古建築物並古蹟の調査を終り、更に一九一六年四月より二十一年三月末迄五ケ年に亘り、先史遺蹟、古墳、史蹟、古建築、金石其他の遺物古

第二十一表　朝鮮に於ける学校

初等學校

	学校数	学級数	兒童数 内地人	朝鮮人	其の他	合計
官立國民学校	14	129	625	6,270	—	5,895
公立一部國民学校	532	2,584	97,137	5,656	16	102,809
公立二部國民学校	3,110	23,258	1,040	1,683,894	11	1,684,945
私立認定学校	141	870	28	63,426	—	63,454
公立簡易学校	1,680	1,715	2	117,209	—	117,211
合計	5,477	28,556	98,832	1,876,455	27	1,975,314

中等学校

	学校数	学級数	生徒数 内地人	朝鮮人	其の他	合計
公立中学校	52	501	11,301	14.809	1	26,111
私立中学校	19	193	8	11,151	—	11,159
公立女学校	59	441	14,350	9,044	—	23,394
私立女学校	12	107	989	5,269	—	6,258
公立農業学校	48	265	1,036	12,052	—	13.088
私立農業学校	1	5	—	256	—	256
公立商等学校	22	197	4,735	5,585	—	10,320
私立商等学校	10	97	494	5,052	5	5,551
公立工業学校	7	83	1,556	1,560	—	3,116
私立工業学校	2	14	258	333	—	591
公立水産学校	4	30	147	800	—	947
公立職業学校	13	131	911	4,172	—	5,083
私立職業学校	2	19	573	442	—	1,015
公立實業補習学校	119	193	760	6,678	—	7,478
私立實業補習学校	18	59	3	4,257	—	4,260
合計	388	2,335	37,121	74,782	—	118,587

第二十一表　朝鮮に於ける学校(続)

	学校数	学級数	学生生徒数 内地人	朝鮮人	その他	合計
師範学校	12	176	2,137	6,233	—	8,370
官立專門学校	1	62	1,574	580	6	2,160
公立專門学校	2	8	377	211	—	588
私立專門学校	11	73	787	3,115	12	3,914
帝國大学	1	100	424	375	—	789

文書等に分ち詳細に調査した。亦一九一六年七月古蹟及び遺物保存規則を制定し、主要なる遺蹟及び遺物に対し順次其の保存工事を施し来つた。宝物、古蹟、名勝、天然記念物に就ては、一九三三年保存令を公布、保存会を設け爾来宝物、古蹟、名勝、天然記念物に指定したものは、宝物四〇三件、古蹟一四四件、天然記念物一三二件、古蹟及び名勝四件、名勝及び天然記念物二件に上る。総督府構内に博物館を設け、古都慶州扶余には夫々分館を開いて居る。其他平壌には府立博物館があり樂浪及び高句麗時代の遺物を陳列、開城、公州にも夫々設置せられて居る。

二、衛生　併合時医院としては京城に廣済院、京城医学学校附属病院、赤十字病院の三箇所あるのみで他は全く見るべきものなく、専ら漢藥及び漢方医に頼るのみで全く放置されて居た。総督府の積極的な医療機関の設置、医師の養成により一九四二年末に於て、病院一七六、医師四・〇八七、医生三、四五三を数うるに至つたが、未だ分布稀薄であつて医師一名に付人口約六千四十名に当り、殊に都会地に多く集中して居る爲め巡回診療に努めて居た。

傳染病は衛生記念の未発達等により相当数の発生を見て居る。腸チブス、赤痢は四季を通じ流行を見、傳染病患者数の六二%を占める。痘瘡は古来一般に免るべからざるものと信ぜられて居た程であり、種痘施行に対して之を避忌する者が多かつたので種痘令を公布其の強行に努めた。癩患者は一九四二年末調査に依れば一万三千三百七十三人であり、之が医療機関としては全羅南道小鹿島に官立療養所があり、大邱及び麗水に私立療養所がある。

三、宗教　佛教は三國時代に渡来してより人心に深く浸透して居るが、李朝に至つては概ね排斥圧迫の方針をとつた爲め寺刹の多くは荒廃に歸した。併合後一九一一年寺刹令の公布と共に宗教的活動を公認されたので、各寺刹は布教所を設置し、財團法人朝鮮佛教中央教務院（一九四二年曹溪学院と改稱）を創立した、一九四一年には総本山太古寺の設立を容認し、四二年現在、総本寺一、本寺二十一、末寺一千二百九十四、布教所四百九を数える。

日本人による師教布教は併合前既に眞宗、日蓮宗、浄土宗、等相次いで渡来し、一九四一年現在九宗十七派、寺院百三十八、布教所七百十九、布教者六百六十六人、信徒三十六万二千三百余人を数える。

神道は天理教の渡来最も早く、一九四二年現在、天理教、神理教、金光教、神習教、大社教、扶桑教、神道、黒住教、実行教、神道修成派、御嶽教の十一派あり、布教所三百二十七、信徒九万一千余人である。

基督教は十八世紀の中葉、既に旧教天主公教の傳播があり、新教の開教は一八八四年米國北長老派の宣教師が入鮮したのを第一歩とし、爾後渡鮮布教するもの多く、朝鮮耶蘇教長老会、基督教朝鮮監理会、聖公会、第七日安息日耶蘇再臨教、東洋宣教会、救世團、基督教会朝鮮宣教会、基督教五旬節会及び基督教の九派であり、日本側新教基督教は日本基督教会外五派があつたが合同して日本基督教團となり、朝鮮人側は朝鮮基督教会、朝鮮会衆基督教会、神の教会、基督の教会、朝鮮耶蘇教会、イエス教会、基督教朝鮮福育教会、聖主教團、日本一致基督教会、ナゾレン教会、耶蘇教福育教会及び東亞基督教会があつた。以上各派を通じ、一九四二年來現在布教所五千四百九十七、布教者四千三百四人宣教師百四十二人、信徒日本人八千三百余、朝鮮人三十七萬四千余、外國人三十七、計三十八万二千八百余人である。

基督教の社会事業は廣く、朝鮮内に行われ、専門学校三、中学校一、高等女学校三、実業学校二、小学校十九の外同程度の学校九十六、幼稚園百七十、講習所及び書堂九十一である、医療事業は旭医学専門学校附属病院外十一箇所の病院並に大邱に於ける癩病院を経営し、其他孤兒院、養老院、救世團の厚生学院、惠泉院、清心療がある。

第一章　旧來の朝鮮の政治經済、社会文化の性格

第一節　朝鮮歴史の出発点としての自然的條件

朝鮮に関する歴史的考察をなさんとするに当つて、地理的條件の顧慮は、その第一前提でなければならない。蓋し何國に於てにせよ、その氣候風土位置地勢等の條件は、與えられたる当該民族の活動の場として、絶対的な重要性を持つことは論ずるまでもないが、朝鮮に関しては、特にその「半島性」――アジア大陸就中満蒙及び支那本部と日本列島との間に介在する半島たることが、この民族の運命に宿命的とも謂うべき影響を齎らし來たつたからである。

朝鮮の範域に関して、地理学者は地勢上より廣義の朝鮮として「遼河に沿い東北、西南の方向に拡がる満洲南部及び朝鮮を含む一大地域にして、殆んど全く山嶽地を成して東南及び南に延長し、鴨綠、豆満両江の溪谷はあつても、一般の地勢は連続してゐる」地域を指称して居る。古くは古朝鮮、満洲朝鮮の領域と想像せられ、また高句麗の内地たりし地域に及ぶ訳である。若し國家形成以後の朝鮮の領域にして斯くの如きものであつたならば、事態は悉く異なれる様相を示したでもあろう。然しながら、國家成立以後の朝鮮は常に両江以南の劃定せられ、寧ろ北辺の國境線の変遷は屢々、より遙かに南方に区切られた。李氏朝鮮以降の朝鮮は大体現今に同じく、即ち面積大約二十二万平方粁、アジア大陸の東南に突出する一大半島であつて、東・南・西の三面海を遶らし、多数の附属島嶼を、特に南方所謂多島地域に有して居る。その地勢は略々黄海・江原二道を境する馬息嶺山脈を以て南北に分つとすれば、北部朝鮮は狼林

山脈によつて東西に二分され（平安・咸鏡）、その東に咸鏡山脈、西に妙高山脈があり、北境を限る長白山脈の南に添いて鴨綠・豆満の両江が國境をなし、白頭山は両江の分水嶺となり蓋馬高臺と共に廣大な熔岩臺地を形づくる（高度約一千米）。蓋馬高臺及び咸鏡山脈の日本海に逼る所は壯大な水蝕層をなし、海岸は砂浜多く單調である。西部は準平原地帯で、清川江や平壤平野を流れる大同江がある。この海岸も砂浜であるが溺谷が多い。南部朝鮮は東方に偏して太直山脈が、狼林山脈盡くるところに起つて半島の背梁となり、日本海岸には永興湾・迎日湾の外出入が少なく分水嶺の西には断層や侵蝕を受けた丘陵性の廣州・車嶺・蘆嶺・小白等の支脈が雁行し、その尖端は沈降して遠淺の多島海となり、漢江・錦江・榮山江・洛東江の巨川皆西流して、下流に廣き平野を作り三角江をなして居る。要之に朝鮮半島は東方に偏せる背梁山脈を枢軸として西方及び南方に傾斜し、大河は皆西南流して平野をなし、東面は高崖断続して、海岸に僅かの浜地を許すのみ、北部は満洲に連なる高原となる。従つて地勢平易にして、先づ人類可居の地となるのは、平安道南部より中鮮の黄海・京畿を経て忠清・慶尚・全羅地方が、韓民族國家活動の地となるのは後に述る通りである。

斯かる半島の地理的條件は、古來朝鮮をして絶えず三方面より來たる圧力の競合点たらしめざるを得なかつたことは後段に説くところの如くであるが、同様の事情は、始めて朝鮮半島に人類が渡來し、定住し聚落するに当つても働らいたものと想像せられる。三方面とは、その一は東方より日本海及び朝鮮海峡を隔てゝ半島を抱擁せんとする如き日本列島の夫れであり、その二は北方に陸接せる満蒙地方の夫れであり、この勢力に近世に入つて更に北方のロシアよりの夫れが加わつた。第三は支那本部よりするものであつて、夫れは或は満洲地方を通貫し、或は遼東半島若しくは

山東半島等より海路を越えて相通じたのである。蓋し北方高原地帯は山岳重疊して、一應外界との自由なる交通を遮斷するも、それは全く人跡を杜絶せしむる程のものではない。豆滿江下流慶興、慶源、穩城、鏡城、会寧の地方と鴨綠江口義州の一帶とは、土地比較的平潤にして、ポシエツト湾地方及び滿洲と一衣帶水をなすし、長津江・禿魯江・忠滿江等北流して鴨綠江に入る諸川の溪谷も亦人類往來の首途となつたに相違ない。南部ウスリー・ニコリスク・ポシエツト湾地方との石器の類似、支那戰國時代の蒸國貨幣明刀銭（西紀前三世紀）の分布の遼東より寧辺に続ける、また高句麗の丸都（滿洲通化省輯安縣）より平壤への遷都経路が、滿浦鎭より禿魯江を溯つて江界に達し、西方水江を辿つて狗峴嶺を越え清川江上流より下江して熙川—寧辺—安州—平壤へ、若しくは江界より東方水源を辿つて狼林山脈を越え大同江上流より下江して寧遠—徳川—順川—平壤への移動を推定せらるゝが如き、孰れも上の推測を裏付けるものであつて、後年これらが國境鉄道線の順路となれるも偶然ではないのである。斯様に朝鮮半島北境の山岳地帶は外人の流入をば可能なるも而も容易ならざる程度に制約した。それは外來者が徐々に移入して此處に個中の一天地を形づくるに恰好なる條件である。大陸中心地帶や大平原の如く容易に外部の刺激に露出し、不断の動搖を経驗せず、一種靜穩の雰囲氣の支配する世界が其処に成立する。これを擾乱するものは、時あつて其の際間より奔入する怒濤あるのみ。巨浪大波一過すればまた以前の靜穩にかえる。これ亦朝鮮半島の與えられたる自然に根さす前提の一つであり、國家社会の形成後も、長くその性格の一つとなつた。停滯隱逸はこの不幸なる表現である。然しながら近代に至つて人智と科学との進歩が、嚮てこれらの條件を無有に帰せしむる時期が來た時、そこに未曾有の変革が訪れざるを得なかつたのである。

半島の三面を囲む海洋が、一方に開放的であると共に、他方その決意と手段とを有せざる人類の遷徙を阻碍するものであることは言うまでもない。從つてその半島内部に対する役割は、北境山岳地帶の夫れと同様の意義を有するものであつた。半島は勿論舟揖困難なる絶海の孤島ではない。加之にその沿岸は謂わば順当なる海流の還流に洗われて嶮難近づき難き條件の如き箇所もなく、安穩にして適度なる距離によつて、日本列島及び大陸対應部と隔てられて居るのである。試みに今日の海路によつて其の距離を測るに、日本との至近距離釜山—博多一一一浬、釜山—下關一二二浬、而もこの間には壱岐対馬なる飛石があり、更に西寄りには濟州島あり、南鮮多島港の無数の島々が展開する。黄海側に於ては、遼東半島よりすれば、大連—鎭南浦一八五浬、若し黄海道の岬端に至ればヨリ近い。大連—仁川は二八八浬、更に山東半島よりは芝罘—仁川二七〇浬、近世に入つては中國との往來に最も慣用せられた航路である。また仁川—上海四九七浬、釜山—上海四七八浬と云うによつて、高麗時代・李氏朝鮮時代に関係深かつた宋・明との交通も察せられよう。而して半島の西海岸は頗る屈曲に富み、殆んど到る処港湾泊処ならざるなき有様である。のみならず、大河川は大部分南・西岸に注ぐものであつて、孰れも内陸に舟楫を通ずるの便がある。之れに反し、東海岸、日本海側は背梁山脈の東に偏せる関係上、断崖絶壁勘からず、海上距離亦南・西両面程近からざるも、猶今日の狀況開港地四・地方港又は漁港三十四を数うるに推しても、また此の方面に於ては恐らく海流の関係が最もよく利用せられたと想像せられ、日本との海上交通亦稀れではなかつたと考えられる跡がある。長門・周防・出雲・石見の地方が九州北部と並んで朝鮮調に富み、同系統の石器を出だすは周知のことである。釜山—境（出雲）二三〇浬、元山—敦賀四六七浬、城津—敦賀四六五浬、雄基—新潟四五〇浬と測られる。因みに雄基と露領ウラジオストツク間は海上

九十五浬である。

日本及び朝鮮近海の海流に就いては、大原利武氏の報告（「朝鮮史講座」）がある。今その朝鮮に関する部分を要約すれば

一、対馬海流　台湾方面より北上する日本海流（黒潮）の支流であつて、九州南方で本流と分れて北上―済州島の南にて黄海暖流を分岐―朝鮮海峡通過―朝鮮東岸暖流分岐―津軽海峡の西口にて同海峡を東進する小支流津軽暖流（一名沖の汐）を分岐―北海道西岸北上―宗谷海峡を東進する大支流オホツク暖流分岐―樺太西岸を北流して消滅する。速力、九州南方―朝鮮海峡通過まで一晝夜三十浬内外、夫れより津軽海峡迄は夏季平均二九四浬

二、黄海暖流　済州島南方にて対馬海流より分派せる微弱なる小暖流、朝鮮西岸沖合を北流（沿岸には優勢なる支那海寒流あり）、黄海道海岸の一部を洗い、夏季には西北向して旅順港外迄到達。

三、朝鮮東岸暖流　蔚山沖にて対馬海流より分派せる小支流、東海沿岸を北流、夏季には露領ウラジオストツク港外迄、冬季には江原道海岸迄。この外側にはリマン寒流反流し、夏季屢々濃霧の原因となる。

四、リマン海流　間宮海峡―沿海州沿岸―ウラヂオストツク港外―夏季は朝鮮東岸沖合を南流、対馬海峡北方へ。冬季は暖流を圧して咸鏡南北道沿岸を南下、江原道辺より海岸を離れて対馬海峡北方へ。更に一派の小支流は対馬暖流の北側を東北進し、大部は対馬海流下を南方に潜流、済州島附近にて浮出して支那海寒流となる。

五、支那海寒流　済州島と半島間の海峡に起り、朝鮮の西海岸を北流、冬季は黄海暖流を圧して仁川以北を独占―遼東半島・渤海湾・山東半島沿岸―支那海を南下、台湾海峡へ―冬季は同海峡の西部を南流、夏季は日本海流に圧せられて潜流となつて南過する。

これらの海流を利用することによつて、或は一つの海流より他の海流に乗移ることによつて、比較的容易に遠隔なる海岸地方よりも或は南下或ば北上、時にまた東西に横断することも可能なる事が判明するであろう。加之に帆走時代に入つては定季的な信風も亦利用せられる。例えば支那海上の春秋二期特に春季の強烈なる東北風を利して、日本の遣唐使船が九州北部より揚子江口寧波地方に志ざした如きである。この好條件に於ては流速一時間四十八浬にも及ぶと云われる。朝鮮に關する季節風は、近時の研究に於て次の如く総括せられてゐる。

「冬季は大陸方面に大陸高氣圧が蟠居する影響で、季節風は黄海沿岸・南岸及び北東岸に於ては北乃至北西であるが、内陸地方及び中部の東海岸では地形の影響を承けて西偏風が卓越する。之と反対に夏季の氣圧配置は冬季と全く交代して、大陸方面が低圧部となり太平洋上に高氣圧が滞留してゐる爲め、南岸・黄海沿岸及び北東岸では南偏風流行し、中部以南の東海岸では南東乃至東風が卓越する。而して両季節風の交替期である春秋の候は風向が区々で一定しない。又両季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣圧の傾斜が急で風力が強いが、夏季は温潤で曇天雨天の日多く且つ氣圧の傾斜が緩やかな爲め、風勢は甚だ弱い。又冬季季節風に比べて其の間が永い。尚全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱い傾向がある。」（朝鮮総督府「朝鮮事情」）とこれによつて其の狀況を察するを得るであろう。

第二節　民族國家の生成過程に於ける半島的性格

上節に指摘した様な朝鮮半島の地理的條件即ち大陸と日本列島との中間に介在し、その孰れとも容易に相往來し相關渉し得る開放性を具えて居ると云うことは、第一段にその最初の社會形成に影響したに違いないし、第二段にはその政治生活や經濟生活・文化生活等總じて社會生活の万般に亙つて、常に両方面との牽聯を免れ得ないと云う宿命を、半島に課することゝなつた。われわれは、之れを朝鮮の持てる半島的性格と呼んでもよかろう。今少しく此の点を細說しよう。

今日の朝鮮民族の主體を成すものが韓民族であることに論はない。彼等が南部朝鮮に三韓—馬韓・辰韓・弁韓の住民として史籍に現われた時は、平壤を中心とする西北鮮地方に國した衞氏朝鮮が漢の武帝に討滅せられ（西紀前一〇八年）、樂浪・臨屯・玄菟・眞番の四郡の設置せられた直後であつた。而して衞氏朝鮮が漢人の東遷者より成つて居たこと、その前驅者たる所謂箕氏朝鮮と同樣なることは容易に想像せられる。箕氏その人の傳說の眞否は別として殷末以來の支那本部の亂世を避けて、多くの漢人が滿洲に迸り出で（例えば遼西郡・遼東郡の如きあり、）更に半島に流入せることは當然考えられるところであつて、漢四郡の地特に樂浪郡が漢人の別天地たりしことは遺蹟の發掘により證明せられた事實であり、恐らく四郡設置は、夫れ以前に多くの漢人の自由殖民がこの地域に行われたる結果と見得るであろう。而してこの趨勢は、漢以後の郡縣時代四百余年の間にも大體繼續せりと解して差支えないであろう。否

それぱかりではない。「桓靈の末（西紀一四七—八九）韓・濊彊盛・郡縣制すること能わず。民多く流れて韓國に入る」（「魏志」）などゝあつて、漢族の血は更に南流するに至つたのである。

更に一方、三國の一雄となつた高句麗は、もと滿洲長春方面にあり西紀前一〇八年以前頃鴨綠江上流に聚落した扶余種である。また百濟の開國傳說は其の先の高句麗より出づるを語つて居る。之れを信ずるとすれば、扶余種は東向して高句麗となり、一部は南下馬韓に入つて百濟となつたのである。また漢の玄菟郡卽ち咸鏡道の地方には沃沮、その南臨屯郡の地たる江原道地方には濊・貊の名が見える（「魏志」）孰れも滿洲族の血である。而して此の場合、その血は、日漢両民族の場合と異なり、別にその故土を成すことなく完全に溶融し了れることは、注意してよいであろう。

最後に日本との関係は三國時代以後頓にその交通顯著であり、日本倒の信憑すべき記錄にも載せられるが、相互辺民の來往はもとより之れに先立ち、南鮮と西日本・九州方面とは、國家意識成立以前、むしろ隣接部落の如き交通移住の狀ありしに非ざるやを臆測せしむるものがある。素盞嗚尊檀君說の如きは荒唐無稽とるに足らず、但し同尊及び五十猛命の新羅曾尸茂梨降臨說若しくは韓土往來說には傳說的解釋の余地あるべく、殊に「三國史記」・「三國遺事」等朝鮮側の記錄に見ゆる傳說には注目すべきものがある。新羅の開國傳說に王族晋氏の日本多婆邦國渡來說があり、濟州島の開國傳說に三神人の配たる三王女の日本渡來說があり、逆にまた延烏郎・細烏女の日本渡航王位說等々猶若干を擧げることが出來る。これら傳說は、後世の如く作爲に不純なる意圖の混入を疑う必要がないのであるから、特に貴重すべき日鮮親近譚を申してよいであろう。日本側記錄に殘る多くの事蹟に至つては、近來充分に探索せられ、

余りに高唱せられ、時に不必要に誇張さえせられたところであるから、玆には繰返さない。たゞ日鮮両民族は人類學上ツングース族と並んで蒙古種族に属するも、日鮮民族として一類をなすとせられることを断案として指摘するに止める。猶ほ斯かる方面より本問題の冷靜なる解明の進展を、將來に期待する次第である。而して此の日鮮民族関渉の場合にあつては、前述の滿漢の場合に比し、血の流入のみならず其の交流が、相当程度にまで行われたと云う点は注目してよいであろう。

以上によつて、初期の朝鮮社会形成期に於ける周辺民族の役割の大観を得たと信ずる。玆迄の便宜上史籍時代以後にも言及したが、元來有史以前の問題であるから、これが判定の客観的資料は古蹟や遺物の檢討による考古学的研究に俟つの外無いのである。その点に於て、多少古いけれども藤田亮策元城大教授の綿密なる半島の古蹟踏査の結果になる綜合的結論を挙げて置こう（「朝鮮史講座」）

「有史以前の民族は如何なるものであつたかは重要の問題である。半島各地に於ける三國時代の古蹟其の他の発掘遺物を有史以前の夫れと対比するに、決して民族の大変動などは考えられない。即ち有史以前から既に今日の朝鮮民族の根本をなす韓民族が、早く半島に占居したる事を信じてよい。而して北方成鏡道方面は遺物の上よりて見て北滿洲及び西比利亞の夫れと相等しく、平安道・黄海道方面には早く漢民族の侵入して漢文化移入の先駆をなし、漢四郡設置の前提をなしたる事疑う事が出來ない。又南鮮一帶の漢族が日本内地特に畿内以西の西日本と全く同様の文化狀態にありし事は、三國時代に至りても尚其通りで、或は民族的関係も極めて密接なるものがあつたであろうと、述者の断言して憚らざる所である。是等四方民族の影響融和をうけ、而かも太古より大和民族と密接の関係ある韓族を基調として、現今の半島民衆は生活し発達し來たつたのである。」

斯くの如く、朝鮮民族社会は、既にその形成の過程に於て、周辺民族との緊密な関聯の裡に成就せられたのであるが、斯かる情勢は爾後の國家的統一の道程に於ても、また統一國家成立後の戰爭と外交・外交の延長としての國内政治に於ても、絶えず換面脱頭して出現せずには居なかつた。而も夫れらの出現が、極めて少数の例外（特に初期時代の）を除いて、常にイニシアチーヴをとるものは周辺國家であり、朝鮮側としては、之れに如何に順應し自己保存を全うすべきかに努力が集注せられた。この受動的消極的性格は、亦一つの半島的特性として指摘せらるべきものである。玆には右の証明の爲めに半島國家の全対外交涉史を展開する余裕は無いが、唯々その顯著なる事例を「型」として挙示するに止めよう。

有史以後の朝鮮半島の情勢は、西紀前一〇八年漢の武帝によつて置かれた四郡が南滿洲よりかけて半島の中部以北を掩い、その南部に韓族、北部に高勾麗族あり、次第に單なる部落集團より部族的國家への成長を遂げつゝあつた。後の三國鼎立の時代を形づくつた國々の建國年代は、夫々の開國傳説に従えば新羅の西紀前五七年、前漢の五鳳元年を第一年とし、二十年遅れて西紀前三七年高勾麗、更に十九年後の西紀前一八年を以て百済となすけれども、右は後の三國統一者新羅の意図に迎合せる作意と認むべく、寔は高勾麗最も早く玄菟郡の支配より独立し（西紀一世紀頃）、着々西方遼河地域並びに南方樂浪・帶方地方に進出して遂に之れを占拠、北鮮の支配者となり、進んで南鮮を覗うに至つた。時に三一三年、漢代の郡治は玆に終焉したのである。他方南鮮の地は馬韓五十三國・辰韓・弁韓各十二國と謂われ、また馬韓には大國は万余家、小國は数千家、凡そ十余万家、辰韓・弁韓には大國は四五千家、小國は六七百

家両者合して四五万家と誌されて居るから、純然たる部落集團が各地に割拠し、而もその間多少の聯合体態勢に向いつゝあつたものと想像せられ、これらの君長は支那政府より辞令を受けて其の統御に服して居たが軈て馬韓の地は、百済、辰韓の地は新羅によつて國家的統一に近き体制を具えるに至つた。西紀四世紀の後半迄の出來事である。その正確なる時期並びに経過は未だ明らかでないが、尠なくとも樂浪・帶方郡治の消滅が有力なる動因たりしことは察せられ、また百済が新羅よりも開明の期早く、間接に推知せられる。ひとり弁韓の地のみは猶ほ日本の直接の支配下に在つてかの任那日本府によつて域内各國それ〴〵に統治せられて居た。これ四世紀後葉に於て、われらの眼前に展開する半島の諸國対立の情勢である。念の爲めこれを今日の道制にあてはめれば、大体高勾麗は黄海・江原道以北、百済は京畿・忠南・全羅南北・新羅は忠北・慶北及び慶南の洛東江以東、任那は慶南の大部に相当する地域となるであろう

これより三國鼎立交戰、半島の主権を争う時代に入るが、この時期は前後二期に分つて観察するを便とするであろう。即ち前期は高勾麗が樂浪掩有の余威を駆つて盛んに南方経営に乘りだした時期であり、後期は新羅が高勾麗への従属的地位を脱して其の対抗者となり、軈て唐の助けを藉りて半島統一の大事を成就した時代である（六六八年）。而して略々西紀六世紀の始めを以て、其の轉換期となし得るであろう。これを年代期風に記せば、

一、高勾麗好太王の百済攻撃が、後者に於ける日本勢力との衝突の形に於て行われたこと（三九六—四〇四年）。

二、その際新羅は日本よりの圧迫を高勾麗に訴えて、百済攻撃に於て相聯合したこと。

三、高勾麗の南侵により、百済は再度國都を棄てゝ南遷し（四七五年廣州より公州へ、五三八年扶余へ）日本はその半島に於ける直轄領を割いて之れに與えた。

四、加之に新羅は実力を以て任那を侵略したから、東西相俟つて任那及びその日本府は消滅に帰した（五六二年）

五、この間百済は日本及び支那南朝歴代の冊封を受け、新羅は高勾麗及び支那歴朝主として北朝に朝貢の禮をとり時には日本にも和親のヂエスチュアを示す等二重外交の横行を見た。蓋し半島内の角逐は半島内の情勢のみで決する訳にはゆかなかつたのである。

六、後期に入つては、新羅は先づ百済と結んで高勾麗の諸域を取り、次いで百済の獲得分まで併せ領した（西紀六世紀後半）。

七、支那が随により統一さるゝや頻りに高勾麗を攻め、次いで唐亦屢次兵を出だしたが成らず（五九八年以降）

八、他方百済は新羅と争い、唐は新羅の救援を名として百済を討滅し（六六〇年）日本の援軍を克たず、百済亡ぶ（六六五年）

九、次いで西紀六六八年高勾麗も亦唐羅聯合軍に亡ぼされた。

この役、唐は新羅救援を名とするも、その実は統一せる支那本部保全の爲め、当時塞北に威を振える突厥の背後を断たんとするに在り、新羅亦唐兵の威を藉りて其の意は半島の統一に在つたから、役後両者の間に若干の摩擦と敵対行動が生じたが、幾許もなく唐は兵を城外に撤し、新羅は唐を宗主國と仰ぎその冊封を受けつゝ半島を統一することゝなつた（六七五年）。他方日本國は当時大化改新の前後に当り、内治改革充実の痛感せられたる時代であつて、百済救援も多分に信義の問題と看做され得べく、新羅は請政進調使を遣わして和親の形を示したので、容易に平和の交際が恢復せられた。即ち民族國家生成の全過程を通じて、それは國内問題と云うより以上に、國際問題であつた。後

者の一應の解決が、統一國家新羅の成立を可能ならしめたのである。而して之れ以後支那本部に於ても、朝鮮半島に於ても、略々全國的統一が保たれ、王權の授受、易姓革命も亦その規模に依つて行われたから、茲に後世所謂「事大交隣」の言葉によつて現わされる様な日鮮史の新しき均衡關係の「型」が萠芽するに至つたと言うことができるであろう。

第三節　國是としての事大主義の成長

然らば爾後永く朝鮮の対外政策の基本的な「信條」となつた事大交隣の「型」とは如何なるものであつたろうか？

上來說き來たつた様な、統一國家成生以前に於ける三國が互の勢力關係に從い、隣接諸國の力を揃り、或は此と結んで彼を攻め、或は彼と通じて此を破るが如き手段は、一般に乱世に処して國本を維持し他國の犠牲に於て自國の発展を志ざす權謀術數の途であつて、東西共にその例に乏しからず、之れを特に半島的性格の発現となすは当らないかも知れぬ。然しながら、朝鮮に於ては此の傾向は更に次第に発展し、軈て固定して、支那本部に於ける正当なる主權國家を宗主國として附庸の礼を以て之れに事え、その承認（封冊）を得ることを以て自國の王朝並びに嗣王の主權性の正当の証憑となすに至つた。交隣とは隣接國と対等の礼を以て和交の道を盡くさんとするものであつて、実際上、日本が之れに当る。徹頭徹尾消極的平和的態度がその基調をなした。斯かる政策は、恐らく其の始めは周圍に促がされたる実際的必要により無意識的に、後には傳來の外交政策として又後述儒教的裏づけにより意識的に採用せられ、これを實行推進することによつて、朝鮮半島の支那大陸―日本列島間に介在する國際關係上の難關を切抜けんとしたのであるが、「交隣」は詮ずるところいづれの國家に於ても平和時の常道に外ならない。たゞ異を樹つるならば、朝鮮に在つては日本一國を特に其の目標としたる点のみ、政策の中心は「事大」の方向並びに程度の決定を以て能く交隣の枢軸とななした。謂わば國家的存立要件としての対外倚存性とでも評すべき歟。

尤も斯くの如き事態を齎らしたについては、東洋の文化的最先進國にして政治的最有力國であつた支那自身にも一半の責任は存する。即ち支那は自ら中華と尊み、同隣諸國を東夷南蛮西戎北狄と規定したのであるから、他國との対等の交渉はあり得ず、支那と交通して或は文化を吸收し或は交易の利を收めんとする諸國は孰れも、自ら好むと否とに関せず、又その本心よりすると否とに拘らず、勘なくとも形式上朝貢臣属等の礼によらざるを得ず、また爾かすることが相手に容れらるゝ最便法であつたからである。更に此の問題を檢討するに当つて注意すべき点は、その史料が概ね支那人によつて、若しくは支那思想の信奉者によつて書かれたものであると云うことである。蓋し支那以外に文字なく、凡そ史錄に堪うる程の人士は悉く支那に学ばざるを得ないのが往時の実情であつた。斯くて彼等によつて遺された記錄は必然的に如上の支那式思考方法並びに表現方法に支配せられたことが想定せられるのである。斯かる條件を考慮に置きつゝ、朝鮮に於ける事大思想の推移の跡を稽えるに、其の外型は前に述べたる如く、新羅の半島統一によつて日本勢力が確定的に拂去せられて、日本が單なる「外國」となつた時に出発するけれども、これに肉がつけられたのは高勾麗時代であり、精神が吹きこまれたのは李氏朝鮮に入つてからであつて、後代程熟心誠実且つ積極的に事大を以て國是を信じ且つ実行するに至つたものなのである。

事大思想の症狀診斷の好箇の指標となるもの一つに箕子朝鮮傳說なるものがある。初め史記・漢書・魏略・三國

志等に誌され、後次第に敷衍附会せらるゝに至つたものであつて、その内容は、殷末三賢人の一たる箕子が難を避けて朝鮮に入り、武王之れを朝鮮に封じ、子係相傳えて、後燕人衛滿の亡ぼすところとなるとなす。即ち朝鮮は支那聖賢の後なりとの結論を出だす。附庸主義者の神話であり、また対支外交の護符ともなつた。これに対して朝鮮製の神話に檀君朝鮮傳說がある。檀君なる神人を以て開國の祖となし、之れを箕氏朝鮮の前に置く。高麗朝後期の文献に始めて見えるものであるが、民族主義・独立主義者の胸奥に訴うる神話として、各時代その信奉に盛衰があつた。これ亦右の事大思想診断の対照資料として役立つものである。

扨て朝鮮三國は夫々の開國傳說を有し、新羅赫居世の卵生說、高勾麗東明朱蒙の天降說、百濟の高勾麗分派說など元來箕氏傳說とは関わり無く、一書に衛滿朝鮮勃興の時、前王子孫即ち箕氏後裔の韓地に入れりと說くものあるも後代の附說に過ぎぬ。高勾麗の平壤奠都後、その地緣によつて箕子を祀りしことあるも通り一ぺんの祀儀であつたらしい。「三國史記」に新羅六村を朝鮮遺氏としたのは、高麗初期の修飾と見られる。而も最も独立的且つ対支那攻撃的なりし高勾麗にして猶南北支那諸朝の正朔を奉じたるは訝しく、唐軍の援助によつて半島統一を成しとげた新羅の能く唐に臣事したるは当然と思えるが、まことはこれらは、曩の三韓諸國が支那の官職名を拜領したる延長とも云うべき程のものであり、夫れは高勾麗にとり支那の郡縣を侵略するの止むなきに至らしめて居る。その統一時代の旺盛なる國家領を攻撃し、幾許もなく唐をして完全に半島より撤退するの支障とも感ぜられず、新羅も亦忽ちにして半島内の唐的独立精神は、藩屬國形式に多く束縛せらるゝ処なかつたと見られる。現に新羅は既に一方に任那を討滅しながら、他方対高勾麗策として日本に朝貢の礼をとつて居るのである。要之に、三國時代より新羅統一時代にかけては、大國と

して支那本部の邦國の勢力に敬意を拂い、通交の手段として冊封を受けつゝも、まことは外交上の一手段程度に看做したものと想像せざるを得ないのである。然るに今や日本の後退によつて、藩屬関係が始めて明瞭なる事大の型に進み入つたということが出來る。一統時代以後百二十余年惠恭王に至る新羅の全盛時代は、唐に於ける初世より玄宗を経て代宗に至る文物隆盛の時期である。更に新羅の滅亡は唐時代支那文化の半島流入は寔に眼ざましきものあつたことが想像せられ、て充分に証拠だてられる。同時に支那流の思想形式も亦多く半島に移植せられたるは、羅末麗初の名ある文人高僧孰れも唐國留学生たりしによつても知られるであろう。この間にあつては、事大は実効ある内容を以て朝鮮人士を動かしたに違いない。朝鮮は今や「東夷」の境を脫して「小中華」の域に近づきつゝあるのである。その効果は次いで立てる王氏高麗時代に入つて判然とする。

高麗太祖の時代は正に唐未分裂抗爭の五代十國の世であつたが、太祖は建國以來熱心に使を遣わして遂に後唐の冊封を受け、その年号を奉じた。支那本部の主人公の轉々交替にも拘らず、高麗は歷代斯くの如くにして新主人の冊封を求め、宋興つて漸く一應の安定を見出だしたのである。五代の君主が皇帝を自称する以外殆んど東辺の異域に関渉なきは明らかであり、加之に当時満洲には契丹の遼國勃興して、支那本土との交通は專ら海路によらなければならなかつたのであるが、高麗は決してその煩を厭いはしなかつた。現代に於て諸國に新政権の樹立せらるゝや、列國の承認特に有力國家の夫れが熱心にとりつけられるが、思うに支那皇帝の優越性が今や明白に認めれ、その承認即ち冊封が新王國の存在正当化の要件として、半島内に意識せらるゝに至つて居たのであろう。況んや過去に何等の歴史的又

は傳說的背景を有せざる高麗に於てをやである。既に新羅末期に於て王位不安定にして其の爭奪が繰返えされたが、當時諸王は熱心に支那の冊封を求めた例がある。今や夫れは半島に於ける王位の存立要件となつた訳である。高麗は同時に日本にも遣使して交隣の実を挙げんと図つたが、拒まれて遂に果たさなかつた。

斯くて極めて開放的且つ平和的に門出した高麗の國際關係は、現実に於て最も苦難に充ちたものであつた。第一に高麗が正統なる宗主國と賴んだ支那本土の皇室は後唐以後三十年にして四代をかえ、漸く宋立つに及んで少しく安定したが、既にして接壤の滿洲蒙古地方に遼(契丹)の蹶起するあり、支那本土、滿蒙・朝鮮半島三者の相互牽制的地理條件は例によつて高麗を北方民族の支那本部爭奪戰の渦中に捲きこんだのである。けれども宋の脅威は間接的であり遼の脅威に直接的であつたから、高麗はその大義名分の信念に反しつゝも遂に臣屬の礼をとつた。而も猶且つ顯宗朝(西紀一千年代の始め)その來往を蒙むること数次に及んだのは、想うに誠意を持ち得ざる臣礼の眞意が遼國に感知せられたが爲めであろう。聽て遼國は亡んだけれども金國(女眞)之れに代り、高麗は宋・金両屬政策を以て局面を糊塗したが、代つて元國(蒙古)強盛なるに至つては、容赦なく高麗に兵を入れて諸地方を寇掠誅求すること数回、高麗は之れに臣事して、その官服を用い、政令はその派遣官吏の干渉に委ね、苛重なる貢担・財貨の掠奪・子女の徴発等に甘んじ、王及び世子は屢次燕京に入朝し、蒙古名を称し、胡朝を着し、元の宗室の女を娶り、忠烈王以後廟号を用いずと云う風で、今や事大服屬どころではなく、半島は半ば蒙古の一地方と化して了つたのである。高麗をして斯かる隷屬の地位を免れしめたものは明の興起であり、元の滅亡であるが、麗末には猶元に從わんとする者と明に心を寄する者の二派あり、この派閥が、高麗を倒し李氏朝鮮を立たしむる一機緣となつたのである。以上觀來たれば、高

麗時代に於ては、事大は字義通り強きに屈從すると云うにあつて、これを要求する道義の理に至つては、時に支那本部の正朝を憧憬する念の徵候を認むる以外には見出だし得ない。所詮は自己保全の爲めの政策の一たるに過ぎぬかに見える。その多難に時局を担当して、和戰の方略を決し、冊封年号を奉ずるにも、高麗君臣の関心するところは社稷の存亡如何のみ。一面國家的独立の態は大であるが、他面事大の義理は明かなりと云うことが出來ない。その是れあるは、後に述べる如く、李氏朝鮮時代に入つて、儒学の教理と緊密に結合して以後のことである。事大の主義は李朝に入つて完成せられたりと言う所以である。

今これを他の一面、さきに挙げた箕子傳說・檀君傳說の方面より觀察する。高麗の太祖王建は一市民より身を起して天下の権を握るの、朝鮮に於ける最初の事例をなす。彼の背後には、先代新羅に於ける如き神秘的傳說もなく、永き民族的傳統も無い。時代は既に新らしき開國傳說をつくるには余りに下降して居る。玆に於て先づよりどころとせられたのは、その本拠の地理的近接より來たる高勾麗との連繫である。高麗を以て高勾麗の後なりとすることは、比較的容易に内外に受容れられた。(新羅王室が対等的態度を以て投降し、高麗亦同様の態度を以て之れを受けたカラクリは是れを意味するものであつて、事の順逆を二百七十年前高麗滅亡の日以前にかえしたのである。)このことから一方に高麗の故地平壤に於ける箕子傳說が採用せられた。太祖が逸早く此の地を西京として國都開城に次ぎ重要視したのも、單に北方経営の爲めのみではなかつたであろうし、第十五代肅宗に至つて箕子の墳墓を営み、祀を建てたるによつても、其の風潮を察し得るであろう。新羅以來の唐留学生によつて輸入せられた新文化の信奉者等は双手を挙げて之れを歓迎した。然しながら、これら知識人の支那崇拜は寧ろ表面的な現象に過ぎなかつたかと解される。その証拠は

ヨリ一般的根源的民心を代表すべき民間傳承としての檀君傳說の結唱せられたのは、この高麗朝中頃迄と推定せられるからである。この傳說によつて、兎にも角にも朝鮮は獨自の神人の裔としての存在を確保することゝなる。而して此の神人は高勾麗傳說の祖朱蒙の父となり、やがて高麗につながるのである。この傳說のツングース族的出身、佛敎並びに道敎的臭味等その生い立ちの詮索は種々であろうが玆には問わず、寧ろ斯かる民間傳說の出生そのものゝ中に高麗固有の民族的希願を見るとするは獨斷に過ぐるであろうか。如上箕子傳說の政治的形式的採用並びに檀君傳說のフォルクロア民譚としての醞釀の裡に、高麗的事大主義—國家的獨立手段としての强國倚存・出來得べくんば自力による國家彊域の開拓・文化國家の尊崇乍然ヨリ以上に强力國家への挽首等々の眞意を忖度し得るではなかろうか。

李氏朝鮮に入つては甚しく事情を異にする。この時代に於て対外関係の主なる相手は第一に明國、これは李氏創業当時既に建國の根基を固めて居た。次いで滿洲勢力の具現者たる清國興起し、遼て中原に入つて明國に取つて代つた朝鮮最大の惱みは滿洲民族にして現實の支配者たる清國への臣屬とを如何に調和せしむるかに在つた。第三に來たるものは日本である。李朝は開國の始め早くも室町幕府と修好を遂げ、海寇の源を絶つの手段を講じたが、壬辰・丁酉の役起るに及んで拭い難き怨恨を半島の朝野に植ゑつけた。然しながら、慶長十二年復交後は大体順調に—勘なくとも表面上は—交隣の常道によつて推移するを得たのである。李朝末期開國に前後する驚天動地的大変動に就いては、事の性質上、別章に述ぶるを便とするであろう。

明朝に対する李氏朝鮮の態度は、形式・精神とも、完全なる事大主義の典型とも云えるであろう。凡そ多少とも獨立的なる一國にして他國に服屬すること斯くの如く誠心なるもの、史上に類い稀れなりとも評することが出來る。第一李氏朝鮮の開祖李成桂の建國の機緣となつたものは、かの有名なる威化島回軍である。即ち親元派の政府の命令に反して明軍の攻撃を拒み、親明を標榜してクーデターを行つたに発する。斯くて一三九二年太祖即位するや先づ明に使を遣わして其の承認を求め、「朝鮮」なる國号そのものも明朝の指示に從つたものなのである。彼の明の封冊を請うや「國人臣ヲ以テ事大ノ忠有リトシ咸共ニ推戴ス」と称し、また「臣ノ先世ハ本ト朝鮮ノ遺種」云々と作爲して、事大主義と箕子苗裔說とを二大看板に掲げた。而してそれは單なる冊封獲得の爲めの対明阿附に止まらずして、やがて李朝全期を通じての國是となつた。その是れをして然らしめたるものは、先にも一言した如く、李朝時代に於ける儒学の興隆である。

李氏朝鮮は前朝佛寺の弊に懲りて抑佛崇儒をその七ツトーの一とし、極力佛敎を圧迫して佛徒をして賤民階級に伍せしめる一方、或は学校を建て或は科挙試にこれを採用する等大いに儒学皷吹の方策を講じ、これを以て修身斉家治國の絶対要道となした。諸般の儀式祭祀の如きも前期には佛敎に則れるを、儒敎の礼に改めたのである。李朝に於ける儒学は宋儒朱熹の流れを酌むものであつて、特に文公家礼その他の形式儀礼の方面を重視し、その訓うる方式に是れ違わざらんことに努め、就中冠婚葬祭の儀礼の如き最も嚴重なるものであつて、それらの形式論の解釈に日も足らざる有様であつた。李朝の儒学偏重特に朱子一派に凝結して批判を許さなかつたこと、精神学としてよりも人間の日常坐臥から政治の方式に至る迄の儀礼形式に関する應用方面にのみ浚頭したること等より來たる利弊に就いては論ずべきこと多く、寔に李氏朝鮮社会の短処長処悉くこゝに淵源すと云うも過言ではないが、こゝに事大に就いて言えば朱子儒学の裏づけあるによつて夫れは典型的な完遂を約束せられ、從つて其の弊害も極点にまで推しすゝめられたと

断じ得るであろう。

事大の忠実は必然に箕子傳說の振興拡充を伴い、平壌の箕子の祀宇は重建せられ、所謂箕子井田趾は発見せられて「箕田攷」の考証現われる等の有様であつたが、この信仰は特に宣祖以後に盛大となつた。蓋し此の頃より文運頓みに振うに至つたにもよるが、更に重大な原因は、壬辰・丁酉の役に明國が大軍を発して援けたる、所謂「再造藩邦」の思の感銘するところ深かりしによるのであつて、「箕子志」の如き箕子関係文献錄を始め、諸学者の箕子論現はれて、種々の箕子の業績行蔵が発明せられその書院が建てられ「続大典」の如き國家根本の法典に「箕子井田区洫」の禁耕の規定を見るまでに至つた箕子若しくは其の従者の後裔と称する者が現われて堂々箕子以来の族譜を刊行せるなど寧ろ当然の成行と云うべく、爰に朝鮮が箕子の教えによつて礼儀の邦となり、夷狄たるを免れて「小中華」たり得たるの光栄は前後左右を顧みて疑うべきの余地皆無の有様であつたのである。事実明國の朝鮮に対したる態度は、その最初に約したる貢賦も、幾許もなく之れを免じ、何等内治に干渉することなく、唯々名を容すのみであつたから、若し元朝服属当時の記憶を存するものありとせば、その差宵壌も雷ならず、正に天恩の無窮に感激せざるを得ざるものがあつたと想われる。加之に壬辰・丁酉の役起るや、その仮令明國にとつて自己防衛を意味したるにせよ、また其の間「天兵」の暴虐「倭奴」に劣らざるものありたるにせよ、前後七年の長きに亘つて大兵を動かし國帑を傾むけて救援し、よくその目的を達したのであるから、半島の君臣挙げて事大の実効空しからざるに随喜したのも蓋に無理ではない。而も当時既に後門の狼は頭を擡げつゝあつたのであつて、後金(清國)の太祖・大宗の満洲・蒙古を蔽有して中原に迫るや、明國は既に壬辰役に國力を傾けつくして守る能はず南遷し、幾許もなく亡びた(一六四四年)。朝鮮はその信仰の対象を失つたのである。而も—この両度の遠征は、爰に朝鮮が明の要求に應じて兵を満洲に送つたことに端を発し、明の敗退後も慕明の念慮失せざりしによるものであつて、類似の場合に於ける高麗の行動に対比する時、両者の事大性の相違が判然とするであろう。—已むことを得ずして之れに服属したるも、内心永く明朝の「天恩」を忘るゝことがなかつた。勿論両國の実力隔絶せる故に、國内かぎりの密室私語・慷慨悲歌に類するものであつたが、次代孝宗王は尤庵宋時烈と回天の策を議したりと云い、その後も燕宗より使者帰還すれば明朝遺臣の行動を貪り訊し、明の末帝毅宗皇帝・壬辰時の神宗皇帝の爲め窃に万東廟を建立し、壬辰時明将子孫や明朝遺民と称する者を厚遇し特別敍用し、國家の正史たる実錄にも臣属以来数十年にして猶清の年号を誌さず、「勅使」と記さずして「清使」とか「彼人」とか記し、之れに対する國王の礼待には毎度仮病粉紜する等、消極的女性的抵抗感情は永く続いた。終生清の年号を用いず明末の崇禎紀元若しくは唯々干支のみを記す学者の如きは此の後極めて多い。皆事大の大義名分に忠実ならんとした現れであつて、清國が名実共に宗主國として受容れらるゝに至つたのは、仁祖丙子以後百五十年を越え、宋時烈の学統即ち老論の派党靜平に帰したる後、而して清朝の文運大いに振い、半島にも光被したる後のことに属する。如上反感の今一つ隠れたる理由は、明時と事違い、清國は尠なからざる貢物を要求し、清使の貪婪亦明使を越ゆるものゝあつたことも数えられるが、後代に至つて此の貢賦も亦漸減せられた。

事態斯くの如くなる故に、韓末朝鮮開國の後に於ても、清國が列國の間に在つて屢々特別待遇を要求し、清人が大國人として特殊の尊敬と取扱いとを享有し、遂に日清の間に韓國独立の問題をめぐつて干戈相交ゆるに至つたのも偶然ではないのである。否それのみに止まらず、日露の役を経、日韓併合成りて十余年を経たる大正の末年当時に至る

迄、半島の新聞紙が常に中國新聞紙の論調を、並々ならざる注意と敬意とを以て紹介論評したる如きは、日本の施政に釈然たらざることの婉曲なる表白でもあつたろうが、亦長き歴史の流れの拂拭し難き痕跡を示すものと觀ぜられるのである。

第四節　李朝社会の「停滯性」の眞意義

以下國内体制の諸問題を説くに当つては、重点を李氏朝鮮時代に置き、之れと牽聯する限りに於て以往に遡つて述べることゝする。是れ本書の目的は日韓併合以後の眞相を明らかにするに在り、この目的の爲めには、主義と傳統とに関せざる限り、右の時期と直接する李氏朝鮮社会の描写を以て足ると考えられるからである。事実、明治維新以後の日本を規定したる様々の特殊事情が概して徳川時代に形づくられたと同様に、併合後の朝鮮に傳えられたる遺産の大部分は李朝時代の所生であつた。そして更にその尠なからざる部分は、今や新生朝鮮國の受けつぐべき運命に在るのである。

猶、以下経済関係の記述には、四方博「朝鮮に於ける近代資本主義の成立過程」に拠るものが多いが、一々挙示するの煩を避ける。

李氏朝鮮時代は一三九二年太祖の即位より一八七六年（明治九年）開港、一八九七年（明治三十年）大韓帝國政号の大事を経て一九一〇年（明治四十三年）日韓合併まで前後五百十九年の時日を閲みしたが、その間この時代の社会事象を大観する概ねの観察者の結論は、「停滯性」の一語に盡きる。太古遺民の風ありと断じた人も居るし、グリフイスが隠遁國（ハーミツトネーション）と呼んだのも、多分にその意を以てゞあつたろう。自らも堯舜周公の治を以て理想としたのであるから、蓋し本懐であつたかも知れぬ。孰れにしても、韓末の朝鮮社会の姿は二十世紀の世のものと思われず、従つて永い歴史期間の停止状態が推断せられたのである。その代表的なものは、朝鮮経済研究の先鞭福田徳三博士であつて、それは日本経済社会に比ぶれば王朝時代、恰も藤原時代末期に相当すると断定して、その経済発達段階説的解剖を展開せられた。藤原末期と云えば、時間的には高麗朝中期に相当する訳であつて、この間約一千年に垂んとする。尤もこの停滯性と云う言葉は多分に直観的な大マカな意味に於てのことであると思われる。歴史に全くの停止と云うことはあり得ず、社会生活の全般的退歩と云うことは容易ならぬ事態であつて、玆に云う停滯性とは、極めて進展が遅緩である、若しくは普通健全なる社会の示すべく予期せらるゝ如き発展が認められない、経済生活に就いて言えば生産や消費の様相に循環的傾向が著しいと云う程の意味と理解せられ得る。その意味に於て、筆者もこの通説に同意するものである。然しながら、従來概ねの論者は李朝経済の非進歩性を強調するに急にして、抽象的な臆測論に非ずんば、李朝時代の文献中に見出だされゝ数字と韓末に発表せられたる数字とを端的に比較し、この間の経済退化の結論をさえ抽き出だすを常とする。前者の非学問性は論ずるに及ばずとして、後者の論証法の如きは、その表面的尤もらしさの故に、大いに注意を要する。それは屢々これらの数字の吟味を誤まつて居るからである。今その著しき例として人口の問題を挙げてみよう。

朝鮮の戸口が李朝中期より末期迄の間に於て約二割の減少を見たと云う説がある。李朝時代の戸口は三年毎に申告による調査を行い、これを集計して中央に報告せしめたから、壬辰役以後には、正史たる「李朝実錄」を始め数書に

散見する。特に正祖十三年（一七八九年）の「戸口總数」に最も詳しく、例えば同年七百四十万人とあるが、幾許もなく減少し始めて、旧時代最後の報告たる光武八年一九〇四年には六百万人となつてゐる。これを其の儘に受取れば其の間約百四十万二割弱の減少と云うことになる。けれども右の数字を其の儘に受取る前に、われわれは光武八年より三年後の警務顧問部調査に千二百二十余万とあり、更に三年後の統計年報に千三百十余万とあり、この数字は爾後現住戸口調査として連続してゐること、一九二五年以來行われた國勢調査人口は更に之れを百万人程上廻つて居ること等に注意し、従つて一九〇四年（光武八年）の数字が余りに過少であることに氣附かねばならない。更に若し労を厭わないならば、李朝時代の古記錄中に大邱府の戸口帳籍が粛宗以來或程度連続して遺在して居り、その内容が正祖十三年戸口と合致すること、これら帳籍中の人口により年齢階級別人口を算出すれば、その人口構成図は粛宗―正祖時代には正常的円錐形をなすが時代を下るに従い青少年層の欠缺が現われて、光武に先立つ少許年なる哲宗時代には殆んど幼年層を存しない畸型的様相を示すこと、斯くて李朝の学者が屢々指摘したる如く、人的負担を忌避する爲めの申告漏れ―所謂漏口が特に幼年層に甚しかつたことを推断し得るに至るであろう。後代の人口報告は実に、人口の不自然なる減少を示現するものではなくして、政網の弛廃を反映するに外ならないことを知るべきである。従つて若しこれを中期頃の、或は併合以後の人口構成と同様なものとして訂正すれば、始めの頃に一、二割末期には四五割にも達すべき漏口を加算すべき必要を認めるであろう。斯くて李朝人口は英祖、正祖の頃より僅かづゝではあるが増加の趨勢を辿り光武年間には略々一千万台に達して居たものとの計算に導かるゝことによつて、爾後の実在人口との合理的な連続を得ることを認めねばならぬ筈である。現に韓末に來住せる諸外國人が行える種々の、主として抽出調査を基礎とせる全國人口の推算の結果に見ても、最少九百万から最大一千百万位の範囲にあるのである。驚天動地の変動を蒙むらざる一國の人口が百年余にして二割を減じ、数年にして二倍となり更に三十年にして七割を増加すると云う様なことは数字の魔術以外にはあり得ないことである。

われらの名ずけて停滞性と謂うのは左様な意味ではない。李朝五百年間、いつの時代をとりあげて見ても、同様の生活様式があり、同様の思考形式が支配し、生産方法の躍進もなく、消費生活の変化もなく、常に同一の主張・同様の批難が繰返えさるゝに拘わらず反省も改革も行われなかつた。常に両班は支配して常民は屈服し、常に朱子学は金科玉條であり、常に原始的農耕が行われ、常に國民は最低限の生活に満足させられた。斯かる醉生夢死的時間の経過を包括的象徴的に爾か名ずけるのである。

斯様な意味に於ける停滞性の表現は、以下其の原因の検討と併せて述べるを便とするが、然らばその因由は何処に存したのであろうか？筆者は之れを求めて物心両面にありとする。蓋しこの社会的成育不良症の原因が物＝経済的條件に依存すべきことは申すまでもないことであるが、それと共に、人間意識の活動が社会生活を大きく規定することも亦否定すべからざる事実である。経済の史的進行と雖も、経済的要因と同時にまた経済外的な社会的、歴史的事件の運行と無関係ではあり得ない。そしてこれらは多分に、これに関與する人間または人間集團の意識によつて影響せられるものなのである。況んや李朝時代に於けるが如く、その始めより「物」の力の弱かつた社会に於ては、一層然りであつたと言い得るであろう。

物の面より出発すれば、李朝時代をして永く中世的レベルに低徊せしめた基本原因は資本の蓄積が充分に行われ得

なかつた点にある。而して資本の蓄積を不可能ならしめた原因としては、李朝の社会が如何なる組織をもつて成立して居たかと云うこと、並びに此の社会の指導精神が如何なるものであつたかと云うこと、この二つの面に分かつて之れを究明することが出來る。以下順次これに関する要素に就いて考えよう。

第五節　貴族政権の存続と党爭の余殃

李氏朝鮮の政治機構は、一般的規定に從えば專制君主國であり、その地方は中央集権的郡縣制度を以て統治せられた。朝鮮が完全なる独立國と言い得なかつたことは前段に述べた通りである。然しながら支那歷代國家が採用した対藩屬國政策は特殊なるものであつて、若干の―或る場合には名目的の―貢物を奉献し（これに対しては回賜があるから、一種の贈答に類する）、所定の儀礼を盡くさしめる外は、附庸國の内治はもとより外交軍事にも最少限の干渉（たゞ〳〵勸告程度の）しか及ぼさなかつた。求むる処は名分と儀礼とであつたのである。從つて朝鮮の場合に於ても元朝の強圧政治時代の外は、一種の独立國と看做した方が眞相に近いであろう。

ところで、先ず「君主專制」なるもの、実情を見るに、それは決して一般に想像せられる様に、かのルイ十四世の名によつて有名な「朕は國家なり」的な絶対有力性を具えたものではなかつたことに注意しなければならぬ。これは或は中國・日本等同一文化圈内の國家に就いても同様に云われ得ることであるかも知れないが、元來朝鮮に於て絶対專制君主と云うものは生まれ得なかつた。新羅の建國傳説は、その君長を戴くに際して、構成部落たる六村の「長老合議」して卵生の神人を推したことを語つて居り、後々まで國家の大事には主な階級の人々の合議によつた「和白」なる制度が存在した。部落國家の必然的形態であつたろうけれども、斯かる風潮は後代にも失われなかつた。高麗朝に入つて成宗の制度改革に際し、唐の六典の制に倣つて門下省を置いたが、こゝには諫諍と封駁を掌る郎官があり、門下省の長官は中書省と合議して、王旨と雖も行うべからざるものは返上する権限を持つた。更に國家の大事には高官連が自由に参加論議する「合座」の制があり、後に都評議使司となり、李朝時代に議政府として傳承せられたもの是れである。高麗朝の下代に至つて政権が武人の掌中に帰し、その政府が議政の場となつたことは有名である。これらは日本に於ける平安朝の貴族政治と之れに次げる武家幕府との折衷の如き姿を呈してゐる。李氏朝鮮時代に入つても、制度と名称とに変遷はあつたが、根本の精神と方式とには大差がない。國王は大臣長官等（議政・判書以下）と政堂に政事を聽く外に、日夜儒臣を招じて経筵を開く。経史を講じ、先哲の訓を説き、先人成敗の跡を論ずるに関聯して当面の施政をも批判する仕組みである。前者が老成実際政治家の議なら、後者は儒学思想に立脚する新進の理想論として対比せられる。更に三司がある。司憲府・（掌論執時政、糾察百官、正風俗、伸冤柳、禁濫僞等事）司諫院（掌諫諍論駁）・承政院（掌出納王命）と云うもの是れであつて、孰れも新進氣鋭の俊秀を以て員に充て、その直言は特別に尊重せられ、これ等の人士は國政並びに諸有司を批判するのみならず、君徳に過ちなからしめん爲めに、國王の公私の行状に至るまで、常に監視を怠らないのである。國王個人の意見が諸臣の議を排して実行に移されることは殆んど不可能に近いと云つてもいゝ。勿論國王は凡ゆる批難や反対を押切つて命令することは出來る。然しながら、これ既に王徳にふさわしくない。その繰返しは、軈て群議は彼を暴君とし、社稷を託するに足らずとし、斯くて或機会に何等かの理由を以て、廃位の運命に逢うべき危険が絶えず存在する（燕山君、光海君の如きは其の例と云えよう）。

賢明なる國王は、自ら統治すと云わんよりは、諸臣を操縦し群議の間に均衡点を見出だすことを使命としたと云うを適切とする。斯かる均衡点の点綴の中に、一聯の自己の主張を貫ぬき得たる時、（群議の中には自ら國王の意図に合致するものも現はれる）、彼はその施政に最大の効果を收め得たのである（例えば英祖・正祖の如きは夫れ歟）。この点に於ては、党論による諸臣の対立は、國王にチャンスを與えるものと云うことが出來る。

斯くの如く君主の権の軽かつた原因の一は、儒教主義の尊奉によつて君王の理想型が明白に且つ固定して存在して居たからである。君王は公私ともに堯舜たるを期して行動しなければならぬ。夫れ以下の（または以外の）行動は纔に「宥恕」せられるだけである。斯かる至上規範に照らす時は、君主の批判評價はもとより、不適格者の排除も亦止むを得ない。君主は君王たるが故に貴きに非ずして、君徳あるが故に貴いのだからである。原因の二は、前期以來傳われる貴族政治精神の残存である。李氏と雖も結局われら貴族階級の一員たりとする観念である。王侯將相何ぞ種あらんやの革命思想まではゆかないにしても、甚だしく不適当な國王を他の王統を以て代うるは、一家に於ける嫡庶同様のことゝ心得られた。第三に、家族主義の墨守せられ家系の重んぜられた此の社会にあつて、族譜学の見地よりすれば、全州李氏は必ずしも最高の家系ではない。他に歴史と傳統とによつてヨリ高く價値づけらるゝ家系の存在は周知のことである。（慶州金氏の如き）。王家の價値判断への標準がぐらつかざるを得ない訳である。

斯くて、李氏朝鮮の君主専制は表面にして、依然として支配階級間の合議制—その勢力関係の上に立つ貴族政治が現実に近き姿であつた。中期以降激化した党争、後期に於ける幼君を擁しての世道政治、孰れもその現れならぬはないのである。されば、凡庸の君主は兎も角、英邁の君主と雖も、聖賢の道と諫諍専門家の重囲とにガンヂがらめとなつて積極的意図を行うことが出來ない。專ら消極に墮し、事なかれ主義を守り、政道の萎微と事態の沈滯とを看過するの外ないのである。且つ君権重からざるの結果は、國政の中心が担当々局者の変更に伴うて動揺し、動揺は地方に波及して民生の不安定の原因となる。而も党争激甚なるに從つて此の弊は甚しからざるを得ない。中央政局の轉換に應じて地方官吏の入れかえが行われるからである。更にまた貴族制の残滓は、恰も家族主義の旺盛と相俟つて、地方に於ける豪族の割拠をも促がした。地方に於ける官権軽く豪族強盛なる時、その下にある一般人民の痛苦如何は察するに余りあるであろう。右の党争の激化そのことが既に君権重からざるよりする結果の一であるが、凡そ李朝の後半三百年脈々相傳えて、全廷の臣僚を孰れかの色目に岐れて相争わしめた党論程、根拠薄弱にしても而も政局に大影響を及ぼしたものは無いであろう。その始め燕山君時代に端を発して表面上は王位継承批判に関する臣節問題を経とし、実質的には朱子学直傳の清論対実利派との暗闘を緯として、戊午の士禍となり甲子の士禍となり己卯の士禍となり乙巳の士禍となり、多くの名儒俊才が或は殺され或は流罪の憂目を見たが、士禍は再轉して学者的政治家同志の間の理論の相違・個人的反目よりして党與相援け、東人対西人となり、北人・南人の派出となり、老論・少論の分裂となり、更に清・濁あり大・小ありで止まるところを知らぬ。争う題目は國王の服喪期間の問題・王位陰謀事件・世子冊立事件など多少論争の余地あるもの又は形骸の存するものもあつたが、その多くは論争の爲めの論争であり、復仇に対する復仇を繰りかえすものに外ならなかつた。而も朝に志を得れば大臣宰相の権は掌中に在り、夕に一敗すれば一族知旧を殲滅せしめられる。拷問—牢苦—刑配—死罪、死者の墓を発き、位階を奪い、著書を焚く。凡そ暴力革命以外の政局轉換にして、斯くの如き惨烈な副作用を伴つたものは、史上稀れにみるところであろう。加之に党色は個人の自

由意志を越えて家そのものに附着して代々相傳わり、これを蟬脫するには家を棄てる程の苦心を必要とし、異色は水火通ぜず婚娶せず、正に仇敵の觀があつた。この社会的隔離は日韓併合以後までも続いたのである。「朋党の爭いは自らの生活意識の対立より生じたものでなく、朱子学の原理、特に礼論に依るところの一種の依存的対立なるが故に綜合されて進展するの時なく、何時までも意味なき対立として果てしなき抗爭を続けたのである。」（三品彰英「朝鮮史概説」）。李朝人の説に、これに八大原因あり、一、道学太重・二、名義太嚴・三、文詞太繁・四、刑獄太密、五、台閣太峻・六、官職太清・七、閥閱太盛・八、承平太久とある。一、二、八以外は原因たるよりも寧ろ附随現象であるが、よく数えたものである。また人あり、派閥性朝鮮民族の特性であると。然しながら、これも豪傑論すぎて証明容易でない。今日見ゆる派閥性は、むしろ多年党論錬磨による習性と看做すべきかも知れぬ。兎もあれ党論は朱子学の潔癖性を機械的に強調したるより発して、李朝政治家の最大弱点を暴露せるものと云うの外なく、爲めに多年にわたつて多くの勝れたる才能を浪費し、滅失し、後裔を絶ち、残れる人士をして疑心暗鬼、不安と猜疑との被虜たらしめ、論議に人を見て論題を見ず、他を攻むるに急にして自らを省みるに寛に、政局の不安定、延いて地方官の地位の浮動化を來たし、民政の大害となつたこと上述の通りであるが、更にまた既に身分階級制度や家族主義の嚴守によつて窮屈化せられたる社会に、今一層の桎梏を課する結果ともなつて、人材の疏通を益々困難ならしめたのであつた。

中央政権の組織と其の内容斯くの如く、極言すればそこには推進力なき中心と循環する爭闘とに囲まれた貴族階級の足掻きを見るのみである。

第六節　封建制の欠如と民生の阻碍—民間体の結成

中央政府運営の形式内容が國民生活に関係深いことは申すまでもないが、人民の日常にヨリ一層密接な影響を持つものは、むしろ地方行政の制度である。その善悪は直ちに人民苦楽の岐路となるからである。

李氏朝鮮の地方制度は所謂郡縣制度である。全國を八道に分ち、八道を左右道とし、その下に郡縣を設けると云うのが、その大体の仕組である。尤も郡縣制は李朝時代に始まる訳ではない。既に朝鮮が氏族國家の域を脫し、驍て新羅に統一されて後、九州の下に郡縣を置き（西紀七五七年に完成）、高麗に入つては、唐制に倣つて十道となし、次いで五道両界の制をとつたが、孰れも其の下級行政單位は郡縣であつた。これらの道州郡縣は皆中央政府より任命する官吏によつて管治せられるのであるから、正に朝鮮は歴史以來郡縣制度をとつてきたのであり、茲に福田博士の所謂韓國に封建制度の存せざりしことが、すべての経済的停滯の原因なりとする断案の由來が存するのである。尤も、論者の中には、成程政治的には郡縣制であつたけれども、その枠内に於て社会経済的な意味に於ての一種の封建制度があつたとの主張をなす者もある。それは主として後に述べる廣大な土地所有関係と之れに関聯しての社会的身分階級関係との存在を重大視するに出でる様である。如何にも左様な土地所有と身分階級との分化の事実は認められるけれども、両者は因果関係によつてではなく、平行的に発生したものと考えられ、むしろ一般に中世的社会の性質と見るべきで、ワザ〳〵その爲めに、一種の形容詞つきで、従來政治的・社会的・経済的概念として成立してゐる「封建制度」なるもの〻内容を混乱させるにも及ばず、逆に斯かる名称を適用することによつて、朝鮮社会には存在しなか

つたかの如き錯覚を起させ、從つて不当な結論を導き出す機縁になる様な危険をも冒す必要はないと考えられる。それ〴〵の社会が、歴史的形成物として、それ〴〵の特質を持つて居ることは寧ろ自然本然の姿なのである。

即ち李氏朝鮮の行政組織は、中央に領議政・左右議政を主として吏・戸・礼・兵・刑・工の六曹判書以下、地方は道に観察使（監司）、郡に守令あり、吏胥を手足とし、下典を使喚して事務をとつたのであるが、斯かる行政諸官吏は、一方中世的に固定せる身分階級と密接な聯関があると共に、他方土地を中心とする所有関係とも相照應するところがあつた。

李朝時代社会に於ける身分階級は大別して四とすることが出来る。両班・中人・常民・賤民是れである。

両班とは文・武両班の謂であつて、文官並びに武官に敍用され得べき家柄を指す。この名称は高麗朝時代に始まるが、既に新羅の骨品制は之れを想わしむるものがあり、恐らく各王朝に於ける支配階級、その始めは血によつてか或は身功、才能学術等によつて社会の上位に座するに至つた、家柄であらう。李朝時代の両班は、第一に儒林即ち学識徳望一世に高かつた儒者の後裔、第二に宦族即ち古來大宮を出だせる家系、第三に勲族即ち王室や國家に勲功を樹てた人々の子孫、第四に忠臣の苗裔即ち忠誠臣節に殉じた人々の子孫等とせられるが、両班の子孫の零落せるもの・旧園に屏居せる者に土班・郷班と称せらるゝものもあり、自らは両班と称して地方に於ては両班同様の勢力があつた。而して両班は科挙に應じて高等なる官職に就くを得るのみならず、軍役・地租以外の諸税賦役の免除、代刑その他様々の社会生活上優越者の享受する特権があつた。從つて後代に至つて綱紀の萎靡するに伴い、両班の冒称・賣官賣位両班の系譜若しくは位記勲記の買得等による僞せ両班や成上り両班をさえ生じた。両班は原則として不生産人口であるから社会の富の造出に役立たざるのみならず、國家にとつて甚だ其の増大は、諸税賦・身役等財政収入の減少を意味することゝなつたのである。

次に中人は、その名の如く両班と常民との中間的地位に在る者であつて、医術・天文・地理・数字・祭祀・通訳等特殊技能的地位を占めた。稀に守令等にも任ぜられたが、その官途には制限があつた。

常民、は即ち普通一般人民であつて、農工商等生産に從事し、税賦を出だし、軍役に從い、その代布を負担するなど、基本的な國民である。

賤民は、屠殺業者・柳器匠等の特殊職業者・巫覡・俳優・娼妓・僧尼・奴婢等を包括するものであるが、その大多数は奴婢である。奴婢には大別して公奴婢・私奴婢の別があり、前者は官衙に属して下典など使喚に任ずるもの、工匠として官需の製造に從うもの、後者は私人に属して或は主家の土地耕作に從事するもの、或は家内の勞務を担当するもの等である。中には之れらの身役に代えて布等を差出すものもあつた。奴婢の法は箕子の遺法であつて相盗者を沒入して其家の奴婢となしたのであると傳えられるが、いづれは奴婢所有者側の自己弁護であろう。恐らく戰乱時代の俘虜を奴婢となした遺風と考えられるが、後世にも死刑者の遺族・逆賊の妻子等を公奴婢に下すの例あり、また貧窮者その子女を賣り、若しくは債務の爲めに自己を賣るものあり、更に父または母奴婢なれば子女は奴婢となるを原則としたから奴婢の数は次第に増殖せざるを得なかつた。一定の條件の下には賤身によつて良民となり、また身功によつて免賤せらるゝ場合もあつたが、その数は到底増殖率に及ばなかつた。むしろ奴婢減少の最も効果的方法は、戸籍吏を籠絡する等の手段によつて良籍を獲得するか、逃亡によつて換面出現するかの途と想像せられるが、事実斯か

る方途は屢々行われ、これが推刷が一種の社会問題ともなつたのである。これの奴婢は人格の自由を有せず、たゞその生存を保証せらるゝのみにて、生殺與奪の権は上典主にあり、その意の儘に贈答賣買せられ得た。実際生活上の例としては、或は官奴が官衙の、私奴が主家の威を籍りて常民に暴威を振舞うものあり、婢妾にして声色の美を以て正妻を圧するものあり、また多くの奴婢の場合に於て唯々身貢を存するのみにて自己の家族生活を営み、小作人と異ならざる如きものもあつた様であるけれども、人間として牛馬の如く所有せられ、駆使せられ、蔑視せらるゝ境遇は自らも堪え難く他よりも見るに忍びざるものがあつたに違いない。高麗朝には大規模な奴婢の叛乱事件あり、壬辰乱に國王蒙塵するや京城の奴婢は先づ掌隷院と刑曹とを襲つて奴婢原簿を焼毀した如きに、その眞情を察すべし。両王朝に於ても屢々人道論的解放論が行われたし、且つまたその國家に対する負担は大体良民の半額であつたから、その数の増大するにつれて、財政上の理由からも、その増加を抑止する爲めに還良の方策が採用せられたこともある。けれども大勢は、奴婢所有者階級たる國王以下両班階級の利益に反する能わず、奴婢制度は依然として存続せられて韓末に至つたのである。然しながら此の頃に至つては、私奴婢の如きは多分に家内使用人化して居たことが、各家の保有奴婢の一、二名乃至数名に過ぎなかつたこと及び婢が大部分であつたことによつて推測せられる。その他は恐らく佃戸＝小作人化して居たのであろう。従つて純祖元年（一八〇一年）官房並びに中央官衙の奴婢案を焼き、開國五百三年（一八九四年）甲午の改革に当つて公私奴婢の革罷を宣言したのも、次いで光武十年（一九〇六年）の「刑法大全」に人身賣買の禁止を明定したのも、主として原則上、人格の解放であり、制度の廃止であつたであろう。その以後も奴婢の主家に止まるものは勘なくなかつたのである。

以上の政治的支配の関係と社会的身分の関係とは、当時の経済関係の枢軸たる土地所有の関係と結びついて、こゝに李朝社会の「秩序」を構成したのであるが、土地制度の経済面に就いては後段に細説することゝして、今これらの典型的な形態を図示するならば、略々左の如くなし得らるゝであろう。

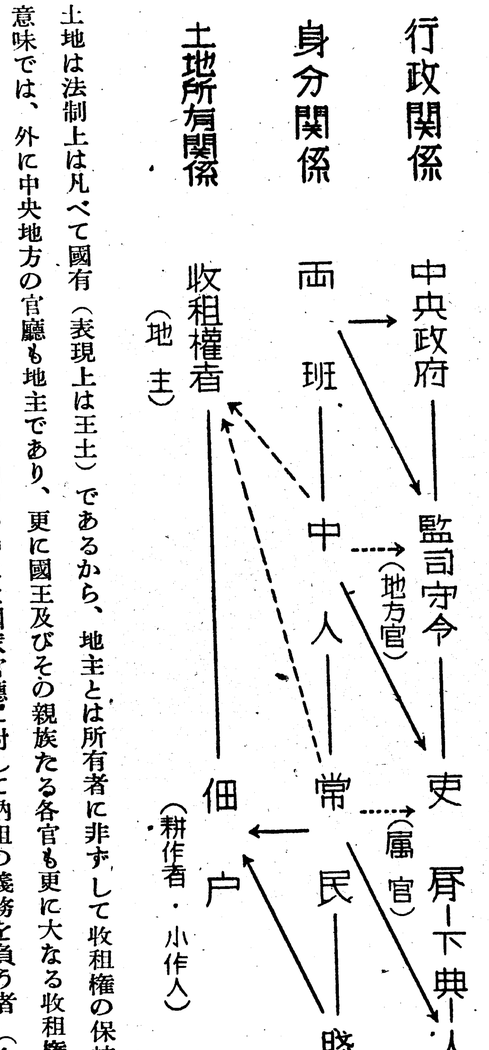

土地は法制上は凡べて國有（表現上は王土）であるから、地主とは所有者に非ずして收租權の保持者であつて、この意味では、外に中央地方の官廳も地主であり、更に國王及びその親族たる各官も更に大なる收租權者であつたがこれらは皆両班中に含まれるものと見てよい。佃戸の中には國家官廳に対して納租の義務を負う者（今日の自作に類する）と私人に対して之れを負う者（従つて納税と納租との二重負担となる。小作人にして納税義務を負う者に相当する）とに分かれるが、中には二人以上の收租權者が同一土地の上に存在する場合もあつた。

右の実線は最も正常的なる関係を現わし、点線はむしろ例外的な関係を示すものである。実情は今一層複雑せる場合も存在するが、大体論としては、一應無視しても大過はないであろう。即ち両班は中央並びに地方行政の首班を占めるものであり、同時に経済上地主的地位に在る。政治界・経済界を併せて社会的支配者である。中人は之れに準ずるもの常民は直接の生産者であり、被支配者であり、その一小部分が吏胥として支配者の羽翼となる。賤人は公奴婢中の一部が直接官廳の使役に任ずる外は、完全なる被支配階級として、專ら労役に従事する。斯くの如き関係が、中世的秩序に於ける李朝社会の典型的様相であつた。高麗末期に於ても、李朝後期に於ても、王朝の衰頽期に入つては種々の方面より斯かる秩序は紊され、自分関係の交錯もあり、支配関係の懸倒も生じたが、特に土地所有の関係に於て小数者への土地集中―豪族の庄土・宮庄土の如き大土地支配の傾向が起つたのは事実であつて、権力濫用の必然的推移であつた。斯くて政治的権力者の土地支配、土地を通じてする人民の支配と云う意味に於て、前述の朝鮮に於ける一種の封建制度存在論が起つたのであるが、それは同様に、右の如きものとしての一種の郡縣制度であつたと言つてもよく、その方がヨリ妥当であろう。蓋し朝鮮に於ける封建制度欠如論の主張せんとするところは、封建制度の他の部面即ち藩なり所領なりが藩主若しくは領主の下に一体の政治経済単位となり、領主と領民とが其の経済的繁栄に於て利害共通の一面を持つこと、従つて領主が其の政治的支配力を傾けて領内の経済的開発に積極的に努力し、その結果が意識的と無意識的とを論ぜず、領内並に領民の経済的発展を齎らすと云う部面、斯かる事象の欠如によつて、朝鮮社会の経済発達が阻碍せられたことを指摘しようとするものであるからである。そしてそのことは、とりも直さず政治上の封建制度を経験しなかつたことに基底を置いて居るに違いないのである。朝鮮に於ては、政治的支配と経

済的支配（それが存在した限りに於て）とは常に発離して居た。道郡の長官にとつては、その赴任は期間を限られる逆旅の如きものであつた。任期は概ね三年、妾子の同伴すら原則として許されないか或は行われなかつた。人民は祖賦の対象とこそなれ、愛撫育成の如きは篤志人の仕事であつた。彼等の衷心の興味は京城中央政府に在つて、地方轉出は止むを得ざる義務か收入の必要からであつた。官吏の懲戒として「浦外」（守令轉出）と云うことがあり、老観奉答の資を得んが爲めに外任を願出ると云うことがあつた。收入の爲めに守令の株が賣買せられる、その運動費の爲めに京城の金融が疏通するとさえ謂われた。同時に経済的利害等の爲めに政治の歪曲せられんことを恐れて、当人の出身地や庄土の所在地への赴任には禁令が設けられて居た。「相避」の制これである。宋代以後に於ける「回避」の制度に似てゐる。土着人の地方的勢力の増大を警戒する意味が同様に含まれて居たであろう。即ち封建制とは対蹠的に意識的に政治支配と経済支配とが疎隔せられてあつたのである。従つて当時の批評家の言を借れば、監司守令の任務は、出來得る限り短期間に自己の財嚢を充たして、民怨昂からざる間に任を去ると云うに在つた。加之に党争の激化に伴つて、中央政局の轉移は忽ち地方官の進退に累を及ぼして、善意の地方官と雖も、政治的経済的に人民を撫育し地方的産業振興策を講ずるが如き余裕を與えられなかつた。また仮に斯かる施策が試みられたとしても次いで來たれる反対派の長官は忽ち其の計画を根こそぎにしなければ止まなかつたであろう。封建制度の欠如と党争の盛行とは朝鮮経済社会の発展の可能性に対して、斯くの如き悪影響を與えたのである。

最後に今一つ儒教思想によつて凝結せしめられた両班政治家は、大義名分論には熱心であつても経済の知識才能に乏しかつた。仮令これありしにせよ、その所謂経済思想は経済的発達の阻碍にはなつても振興には決して役立たない

様な性質のものであつた。この点に就いては後に述べるであろう。

郡縣制度の下に於て、その指導力たるべき両班階級が、その任期の不安定・熱意知識の不足・教養の不適当、更に時によつてはその貧婪によつて、政治的にも経済的にも効果を挙げ得なかつたことは右に述べた通りである。斯かる両班階級の無能に対照して、屢々その属吏たる吏胥の弊害が論ぜられた。この点に於て、例えば李朝時代に多く行われた、守令の執務参考資料とも云うべき数々の牧民書が、皆殆んどその大半を吏胥の弄奸とその対策とに費やして居るのを見れば、寔に思い半ばに過ぎるものがあるであろう、吏胥或は衙前と呼ばれた。元來は官の手足たるべき属吏であるが、守令が浮草稼業の一時的輸入者であり、実務に疎く且つ冷淡なること上述の如きに比して、これは地方の生え抜きであり、実務の恒常的担当者である。新任の守令たるもの、事大小となく之れに諮らざるを得ず、而して漸く眼光の事例の背後に徹する頃には轉任の期至る、実権が吏胥の掌中に握らるゝに至るは勢の当然である。而も吏胥の社会的地位は低くして其の報酬は極めて薄く常祿すら無いのである。彼等が役得の收受に狂奔するに至るも亦理の当然である。一方に於て長官の欲求に應え、他方に於て私腹を肥やすと云うのが其の常套手段であつた。郷吏は吏胥の主たる者である。従つて吏胥の害悪は概ね郷吏の害悪に帰する。而も郷吏に就いて國の根本法典たる「経國大典」や「続大典」にわざ〳〵元悪郷吏の一項を設けて、その犯しやすき事犯を列示し、その罰則を規定して居る位である。以てその事例の繁く且つ重大視せられたことを察するに足ろう。

元來郷吏は高麗の戸長の制である、戸長は、高麗建國の始めに、地方の名族土豪懐柔の爲めに、これに職牒を與えて地方の政治に参與せしめたものであつて、その身分格式は寧ろ誇るべきものがあつた。李朝時代の名族と謂わるゝものゝ中に、先系の戸長郷吏に出づるもの尠なくないのである。李朝に入つてその勢力を忌み、故らに圧迫して其の格式を下落せしめた形跡がある。中央集権化を急ぐの余りに出でたものであろう。而もこの冷遇は彼等の勢力を削ぐより以上に彼等の品性を下落せしめ、延いて民人に対する態度をして酷薄ならしむる悪効果を伴うことゝなつた。

吏胥の弊害への対策もないではなかつた。高麗朝には先づ事審官の制あり、新羅王の投降するや、これを事審官として旧土に安堵せしめ、地方官の詮任、風俗の表正等に当らしめたとあり、諸功臣亦その郷土の事審官となつた。これは明治維新に旧藩主を知事に任じたると同巧異曲、懐柔と地方民心の安定とをねらい、同時に中央集権制の欠を封建制的臭味の加味によつて補わんとしたものであろう。更に之れと並んで地方郷吏の子弟を選んで京都に置き、地方との連絡並びに地方事情の顧問に備わらしめた。「其人」これであつて、地方豪族に対する人質的意味も含まれて居たのである。其人と相表裏して京に京在所、地方に留郷所があつた。前者は各地出身旧官吏の在京團体、後者はその地方に於ける團結と云える。旧官吏ならざる勢力家も参加し、麗末より鮮初に及べるものであつて、貢物の納付・郷吏の監督等の機能を有して、一方に事審官の、他方に其人の職能の継続乃至補充的役割を演じたと考えられる。これらは孰れも郷吏の権力の牽制に役立つたものであるが、李朝に至つては次第に衰微し、事審官は既に無く、京在所は形式化し、留郷所は一旦革罷後後設せられたが驕て有名無実となり、其人は單なる地方との連絡使喚の機関となり了つた。恰も郷吏を堕落せしめたると同趣向の地方的権力枯渇の政策が反映せるものであつたろう。これらに代つて司馬所・書院が擡頭したが、両班儒林等の所謂処士横議の地となり、特に書院は佛教の寺院に対する儒教主義の殿堂とも云うべく、或は國王の賜額を以て保証せらるゝあり、或は田土奴婢の寄進を受くるあり、一時勢盛んであつたが、

國政批議に流れて実務に暗く、党争の渦中に投じて妄動して屢々彈圧を蒙むつた。韓末に至り大院君の書院全廃はその最も果敢なものであつた。

以上の如き官治行政若しくは其の半官的補助機関に対して、謂わば民衆的起源を有するものに郷約と契とがある。

郷約は元來北宋の末に藍田呂氏の創始にかゝるものであるが、朱子により増損せられて「朱子増損呂氏郷約」として半島に傳來し、朱子学の全盛と兵に、李朝後期四百年にわたつて各時代各地方に施行を見たものである。その本旨は呂氏の樹てた徳業相勧・過失相規・礼俗相交・患難相恤の四大綱にあり、之れによつて古來聖賢の訓えた個人的並びに社会的道徳を集團的に促進し、併せて社会秩序の維持と相互保存とを図つたものであつて、朱子はこれに増損して極めて詳密な規定をつけ加え、実行上の方式を範示した。現実には結約者の旨趣により、時宜に應じての若干の附加乃至省略がなされたけれども、要するに一郷一村等を範囲として、教民易俗、儒教道徳の実現を期するものであつた。夙く李退溪李、栗谷両儒宗により採り上げられ、爾來或は学者よつて、或は守令（李朝の守令は、屢々即儒者である）によつて勧行せられて、その規約の今日に残るものも多い。時には王命を以て全國的精神作興運動として布令せられたこともある。これらの郷約が、事実どの程度に流布実行せられたかを証拠だてることは困難であるが、元來が教化の事であるから、有徳なる学者を中心とした郷約が後世の口傳に残る程の成果を挙げたことは信じてよいであろう。但し後代に至つては屢々形式主義に流れ、守令の官治迎合機関に堕し去つた如き例も見られた。勿論その運命は儒教主義と共に去つたのであるが、今日に至る迄半島の人々の日常生活の底にひそむ傳統の中には、郷約により規範が根強く支配して居ることが感じられる。結約としての郷約の行われたると否とに関せず、郷約の約目によつて実際生活化せられたる儒教精神の現われと見るべきであろう。

郷約よりも其の起源古く其の生命の長い民間の團結は契（Kyel）である。それは極めて拡く半島社会の各方面に行われ、その種類目的名称亦多種多様であつて、凡そ数人以上集まるところ契ありとさえ謂われる。一種の組合であつて協同の力によつて特定の共通目的を達せんとするものであるが、茲に問題となるのは洞契・戸布契・婚喪契等と呼ばるゝもの、如く、地域團体にして相互扶助若しくは公共事業・民風改善・生活向上等を目的とするものである。その起源には諸説あるが、これを人類自然の相互自衛協力の本能に従える自然発生的組織と見るを妥当とするであろう。高麗末期頃より契の名称を冠せる團体があり、李朝時代に入つて、ことの外盛行せられて今日に至つて居る。弱者の協同による自衛自存と云う意味に於て、半島社会に根強い傳統を持つて居るのである。

郷約と契とは共に李朝時代に於ける民人の自主的結合として重要視せらるべき組織であり、両者は或る程度まで繁栄期を同じくし、また両者同様の目的—例えば相互扶助・民風改善・教育奨励—を有することもあり、類似の構成—例えば民選の役員—を持ち、更に地域的同一性—例えば一郷一部落を範囲とする—がある等の点で、屢々混同せられたが両者は本質的には判然区別せらるべきものである。即ち第一に契は半島傳統の所産であり、郷約は儒教と共に傳來して半島民心の土宜に適合したものである。第二に郷約は儒教的階級主義の上に立ち、契は無差別的構造を持つ。前者は飽くまで士人＝両班の指導に俟つが、後者は原則として自分の如何を前提としない。第三に契には概ねその目的遂行に関聯して殖利のことがある。郷約の夢想だにせぬところである。（一、二の例外を除いて）。第四に郷約は道徳規範の実現を基底とし、その手段として現実と接觸する。契は現実的目的の遂行が主であつて、道徳的規則は之れを

保証する爲めである。從つて鄕約の約目が實際的方面への関心を大ならしむるに從つて、契と近接する可能性を持つ訳である。鄕約は屢々その約目中に、守令不法の糾彈を、ヨリ屢々鄕吏悖行の監視や無寃定罪者の救援を規定した。契に在つては、宮司よりの被害を可及的減少せしむる爲めの予防的手段に專心し、相互扶助として無寃者の救出に関心した両者の行き方の相違の顯著な対照である。有力なる両班に率いらるゝ時、両者はヨリ有効であつたろうが、鄕約そのものが守令の勸進になつた時、それは有名無実となろう。契の質実にして実際的な方法が民人を懸倒より救つた例の方が却つて多いかも知れない。

要之に鄕約・契、その孰れもが、李朝時代の官治行政の不足を補い或は弊害を縮減するに役立つたことは事実である。然しながら鄕約は精神運動であり、契は相助協同の実行である。鄕約が時に契の領域に迄踏んだのは、その化民易俗の手段が偶々こゝに及んだに過ぎぬ。夫れは上からの組織であり、指導誘掖を本旨とする。士夫・下人の別、老幼の序等は其の忘るべからざる規範である。契はむしろ功利的実際的動機に出ずる利害協同体であり、その目標の達成が至上命令である。夫れは下からの組織であり、夫れ自体として民主的平等的色彩が濃い。士夫両班は若し之れに参加するとしても士夫としてゞはなく部落民たる資格に於て其の一員となるのである。玆に両者の、その指導精神・組織機構並びに運用上に於ての根本的差違が存する。また斯かる相違点こそ、鄕約が李朝末、士風の頽廃、官規の紊乱と相伴うて堕落し、形式化し、驀て新政と共に旧來の階級機構の破壊・両班階級の勢力失墜・儒教道徳の軽視等の風潮に随い凋落し去つたのに対して、契がその或種類のものこそ自ら不要に帰したりとは云え、大体に於て生残り、或は近代的な組合に看板替えして、夫れ〳〵の活動分野を保持しつゞける所以が存するのである。

第七節　儒教精神の経済活動への影響

以上われ〳〵は李朝社会の組織を鳥瞰し、併せて其の停滞性のよつて來たる所以の一半を明らかにし得たと思う。而して斯かる組織の根柢に横たわつて、之れを動かす槓杆となつたものが、儒教精神であつたことも既に了解せられたであろう。寔にこの儒教精神は、李朝時代民人の社会生活の直接の規矩となつたと共に、彼等の経済活動を其の線に沿つて指導することによつて、沈滞的回帰的な社会秩序の継続に成功したものなのである。然らば儒教精神の経済活動への適用とは如何なる形をとつて行われたであろうか。

儒教主義は、多くの中世的精神と共通に、物質生活を第二義的のものとした。そこに当然に産業の蔑視と勤労の下等視とが生まれる。指導階級たる両班階級は経済活動を恥辱とし、所有に依存するの態度をとつた。彼等は支配階級たる反面、実質的には寄食階級たることを原則とした。然るに國家が直接彼等の政治活動に酬い得るところは尠なかつたから（功田・職田等の制は幾許もなく行詰つて運用せられなかつた）、彼等は其の権力を利用しての土地の獲得＝農庄の設定・拡大か、役得としての誅求に依存せざるを得なかつた。前節に述べた地方政治の紊乱は大いにこの影響によるのである。奴隷制度が極力弁護せられたのも、一半の責めは玆に存する。李朝の奴隷は、生産奴隷として例えば大規模に農耕に従事したと云うが如きことは、例外的以外に認められなかつたけれども、消費奴隷―贅沢品的勤勞の担当者としては欠くことが出來なかつたのであつて、奴婢なき両班の困惑の如きは、間々野談等に述べらるゝところである。

この産業蔑視にも拘らず、農業のみは認容せられ、奨励せられ、両班（郷班・士班の如き）と雖も之れに従事するを得た。農業國本主義の示すが如くであつて、國王に籍田親耕の儀あり、王妃に親蚕の事があつた。國家財政の上にも個人生活の爲めにも、農業收獲物の重要性は流石に見逃されはしなかつたのである。更に毎年初には勧農綸旨が発せられ、旱魃には山川に禱り寃横を祭り儒家には自責求言（臣下の直言を求めて自反の科とする）の教を下し正殿を避け食膳を減じ、大臣三司は諫言を奉る等、四時の不正は君徳によるとする思想に従つてのプログラムは型の如く常々繰返されたけれども、山林を禁養し水利を開くが如きことは、偶々懸け声はあつても極めて稀れにしか実行せられなかつた。

農業尊重の反面、商工業は極めて蔑視せられ、一の必要悪（ネセサリイーヴル）と看做された。その理由は、商業の利潤追究性を悪み、工業の贅沢物を造るを非とすると共に、これによつて農に努めざるに至らんことを慮つたのである。一面の眞理とは言うことが出來るが、爲めに商工業は健全なる発達をなし得ず、商業は一部特権的商人の壟断するところとなり、工業は官の工匠の手に俟つか或は極めて稚拙なる手藝品の地位に沈潜したのであつた。

斯様な社会に貨幣の発達すべき様はないが、果然堂上の有司には常に熱心なる貨幣有害論者が見出だされた。朝鮮に於ける貨幣の行用は高麗成宗王の十五年（九九六年）の鑄造に始まると称せられるが一般化するに至らず、漸く李氏朝鮮の粛宗四年（一六七八年）以降、常平通宝なる穴明き銅銭に至つて、連続的且つ全般的な貨幣制度の採用に到達したのである。然しながら其の後も貨幣無用論は跡を絶たず、事ある毎にその原因を貨幣に轉嫁して廃止論が唱えられた。廃止論は勿論崇儒堂の儒学政治家達によつて主張せられたので、食らう訳にも着る訳にもゆかぬ此の金属製品を無用の長物とし、若しくは之れあるによつて物價跳踊して人民の疾苦を招くとし、或は商人猾利の手段となるとする類いであつて、その原料たる銅の國産に非ざるを謂うが如きは経済眼優秀の士と評すべきであつた。反覆の議論にも拘らず貨幣は廃止せられなかつたし、政府はその鑄造利益の見地からも廃止を断行し得なかつた。けれども其の弘布が如何程までゞあつたかは疑問である。米や布は依然として交換の媒介・價値の標準として並び行われたし、租税の上納にも使用せられたから、貨幣の使用が全國一般に浸透し、所謂貨幣経済が成立する迄には至らなかつた。せいぜい商人階級の取引に用いられ、或は交通不便の地方の租税上納に供せらるゝ類いたるに止まつたと想像せられ、物々交換の範囲は猶廣かつたのである。

次に数うべきは抑奢節倹論の行き過ぎである。これ亦儒教の精神主義の東洋的現れに外ならぬが、こゝに於ては奢侈の排斥は凡べて新奇なるものゝ抑制となり、節約の奨励は節約の爲めの節約となり、専ら消極的なる実績にのみ趣つて、抗奢節倹によつて無用の消費を節約し新しき生産の爲めの資本を蓄積すると云うが如き積極面は毫も顧みられなかつた。その訓戒は微に入り細を穿つたものであつて、例えば國王に対する抑侈の上言の如き、躬行垂範の意味を以て事ある毎に繰返され、或は異國の動植物・機械等珍奇なるもの、愛玩諫止から宮中の土木はもとより常住の食物衣類の品質に迄及んで、人をして轉た國王たるの窮屈さに同情を催さしめる程であり、要路の大官の弾劾文には廣壮なる邸宅の経営と云うことが殆んどつきものである。一般人民に対しても然りであつて、その日常生活例えば衣服建築等に対しても、身分に従つての細密な制限規定がうちたてられて居た。笠は如何様、服地、形式は斯く〳〵、門は どう、屋根に瓦は置くべきか、柱は丸材か角材か、彩色は禁止、二階建ては許されるか等々の類いであつて、両班、

庶民に應じて禁制の限界が異なり、各その身分に應じたる消費生活が規制せられたのである。

更に儒教主義は古代を理想とする。復古主義―ヨリ正しくは懐古主義である。そこに守旧主義の固定が生まれる。当時の言葉に「不古」或は「非古」と云うのがある。古人の行わざるところと云うこと丈けで、新しい企てが頭から否定せられる。企てそのものゝ妥当性の吟味は無用なのである。これが先王の所定とあれば、一層事面倒になる。そこは儒教の至高道徳の「孝」と云うことが入つてくるからである。父の、祖父の、先祖の定めた掟や仕きたりを変えることは、その内容如何よりも先に孝道の上から批判される。先王の行えるところは身を以てなした遺言と看做され改変されるのはよく〳〵のことであつた。現存制度の弊害堪うべからざるものとの苦しい解釈をなし、その上で革めると云うの場合、先王の誰彼の言葉を拡張忖度して先王の意志に背かざるよう段取りになる。例えば李朝の成文法は成宗二年（一四七一年）の「經國大典」に始まり、「續大典」以下数回の補修改訂を経たが、韓末（一八六五年）の「大典会通」に至る迄その結構は不変である。事実上改廃せられたものもあるが、依然原文は存しつゝ新規定を附記してゆく。後者によつて前者が改められても、前者は外観上生きつゞけるのである。是れ先王の意志なりとせられる。斯かる雰囲氣の中に在つて、発明とか云う様な飛躍は勿論、一般の改善工夫さえ極めて困難であつたことは不思議でない。抑々左様の思考傾向そのものが歓迎されぬのである。更に、進歩に必須の要件たる冒険果敢の精神の如き、到底孵化成育の余地は存しなかつたのである。

要之に、儒教の訓戒そのものは道徳的善なるものえの努力を目標とした。その限りに於て正しい。たゞ李朝社会はこれを実践する過程に於て、その精神的眞髄をとらえるよりも小乘的形式に固執し、この固執の上に之れを極端にまで克明に押しすゝめたのである。恐るべき生眞面目さであつた。この過程が進行を始めてからは、何人も元來の精神を反省することを止めて、一言一句形式的模写を追究したのである。その結果は、古きものは再生され得ず、新しきものは畸型兒となり了つた。余りに重い石に押しひしがれた草の様に、終に成長することなき自己循環の世界が出來上つたのである。

最後に今一つ、それは儒教主義と関聯するものではないが、國際的と國内的と両様の誅求搾取が、李朝社会の進展の重荷を更に加えたことを附加えて置かなければならない。明朝は何等求むるところなき宗主國であつたが、これに代つた清朝は様々の貢物の負担を李氏朝鮮に要求した。後には稍々軽減せられたけれども猶夫れは相当の負担であつた。加之に年数度往來するその使節團の貪婪討索も亦並々ならぬものがあつた。李朝は之れを免れんが爲めに、屢々その軽減を乞うたが、その際の口実の最も有効な方法は、某々物種は國産に非ずと云うことであつた。例えば黄金の如き夫れである。その貢献を免ぜられんが爲めに、全國の金鉱を閉鎖埋没するが如き手段にさえ訴えた。今一つの誅求は前述せる監司守令等地方官を始めとして、中央・地方官吏による夫れであつた。「奇物は危物なり」の言の示す様に、珍奇高價有用なるものは貢上の対称となつた。丁若鏞が「凡ソ宝物ノ産スル所土民切骨ノ弊トナル」と言い、その工作を戒めたのは愛民の至情であつた。人民は通常の貢物にさえ堪え難きを忍んで居る。それ以上奇物の提供は苦に苦を重ねるに等しい。凡べて「触らぬ神に祟なし」である。生産が簡單低級なる程誅求の対象たる危険が少ない。この事情は、前述の奢侈禁令と相俟つて、民人をして益々清貧に安んずるを賢明なりと知らしめた。期くて資源を閉鎖し、生産を貧弱ならしめることが保身の妙法と認められた。國家としては貧國主義の標榜、個人としては貧窮生活の

仮装を以て外部よりの誅求を免れんとする。ひとり之れを装うのみならず、最も僞装に忠実なる所以として之れを実際化しさえした。仮装を越えて眞相となつたのである。丁度青葉の蔭に保護色を擬装する雨蛙が終に青蛙となり了つた様に。以上指摘したる諸種の原因が互に因となり果となり、層々相助けて李朝五百年の社会発展の阻碍に重大なる寄與をなしたのである

第八節　開國直前の朝鮮の姿

李氏朝鮮時代五百有余年に亘る半島社会の全面的な停滯性の様相と其の因由とに就いては、上來述べきたつた如くである。その間何等の変化が存しなかつたと言うのではない。社会生活の部分々々の変化は之れを見ることが出來るたゞそこには平面的な変化と之れに対する微弱な反應とを観察し得るばかりで、一向に全社会を動搖覚醒せしむる丈けの力ある推進力とはなり得ず、軈てヨリ大きくヨリ包括的な停滯性の叢雲によつて蔽い かくされて了うのが常であつた。斯くて一八七六年の開港を迎えるに及んだのであるが、この十九世紀の末葉に至る迄、半島社会は大体に於て五百年前を根本的に異なるところ無き中世的諸特徴を保ちつゞけたのである。たゞその諸特徴は数世紀間の消磨によつて爛熟の極に達し、今や解体に瀕しつゝあつた。外來の力はそこに一衝撃を與えて、その再編成を余儀なからしめたのである。然しながら此の外來の刺激は次章に於て明らかにせられる様に、單一でなく、その方向も一途ではなかつた、且つ旧來社会の堕勢による抵抗も根強いものがあり、解体過程は決して一朝一夕に成しとげられはしなかつたのである。われ〳〵は茲に開國前夜に在る半島社会の面影素描を提起して本章を終ることゝする。次いで外來勢力が日韓併合の大團円に至るまでに、如何なる変動をこゝに描きだしたかは次章に於て吟味さるべき題目である。

李朝末期中央政府の中心は依然として階級的貴族の手にあり、殊に純祖以後幼主相つぎ、爲めに所謂世道政治の弊を生じたが、今やそのチヤムピオンとして、國王の生父大院君是應と國王の戚族たる閔氏一派とが深刻なる政權把握の爭闘に從事しつゝあり、廷臣間の色目（党論）の派爭亦依然たるものであつて、政局は不断の動搖にさらされざるを得なかつた。地方に出官する貴族政治家等は、或は自家の政治的経済的勢力の拡張に腐心し、或は賣官と運動費との爲めに投じたる資金の可及的高利潤率の回收に專念し、吏族はこの間に乘じて私利を営むに忙がしいことも旧態依然たるものがあつた。中世的社会の秩序たる身分階級は儼として存在するが如きも、蔭には中期以來の賣官僻の風愈々甚だしく、また政綱の弛緩に乘じて種々の名目を以てする身分の冒称が行われて身分関係の混淆が生じ、戸籍上常民の数のみ減少して財政困難の度を増すと共に、中世的社会秩序の赤信号を示しつゝあつた。斯かる政治力の弛廢・社会的統制力の替緩は、次に述べる経済発展の停止より來たる生活困難と相俟つて、各地方に小規模なる暴動内乱を頻発せしめる形勢に在つた。かの日清戰爭の導火線となり、延いて最初の社会改革の出発点となつた東学党の乱の如きは、その頂点を劃するものであつたのである。

李氏朝鮮社会の停滯性の「物」の面よりする最大原因は、資本の集積の欠如にあることは、既に指摘したところであるが、それはまた前者の結果でもある。両々相因果する循環圈を打破し得なかつたところに、その指導意識の無力さが指摘せられるのであるが、半島社会の如き中世的経済機構に於て、その生産の主導性を握るものは、云うまでもなく農業生産でなければならぬ。而も李朝時代に於けるその生産力は極めて低く、例えば韓末に半島の穀倉たる南鮮に

於て米の反当收量平均九斗と推定せらるゝ有樣であつた。斯かる低位生産力の原因としては、一に收租權關係、今日の言葉で言えば小作關係に歸せられる。李朝の土地制度は全國々有を原則としたが、王室・王族の庄土の外に、國初より科田、職田、功臣田、位田等々の名目を以て、特定土地に對する收租權が特定の有官職者または個人に與えられ、夫れは事實上世襲となり、更に下つては土地の兼併が行われ、また有力者による「隱結」（公田の屆出脫漏による無稅收租地化）等も尠なからぬ額に上り、これらは概ね不在地主による代理人管理に比すべきものであつた。而してその收租額は收穫の半分を普通とし、その上に地稅及び身役の負擔があり、地主への奉仕があり、吏胥の誅求があると云ふ有樣であるから、農民は「手より口へ」の水準を支えるに疲勞困憊するの外なかつた。

二に、從つて農事の改良が行われなかつた。元來米作農業を主とするに拘らず、灌漑防排水等の施設は拋擲せられ旧來の洑（溜池）や堰堤等も修覆せられず、却つて之れを冒耕するものが多かつた。官の奬勵も間歇的に過ぎず、日本式水車の採用や山腰以上耕作の禁や築堰の事なども時々朝議には上つたが、結局繼續的効果的に推進せらるゝ丈けの政治力を欠き、部落協同の契の組織によつて築堰・禁山等を行う地方的な試みを見たるのみ、全國的には所謂天水田として自然の水沢の順調を俟つのみ・事實、祈雨祭や祈晴祭が、水利事業にとつて代る、朝廷大眞面目の施政であつたのである。俗諺に謂う「三年一作」を以て滿足せざるを得なかつたのも偶然ではない。

三に、同じく農具等の不足並びに米改良である。開國以後の見聞に徵しても、ロシア大藏省編「韓國誌」が述べるところによれば、牛馬不足なれば耕耘は主として手の勞働により小鋤若しくは円匙を用いる、小鋤は通例木根を以て製し、先端に鉄を嵌めず、從つて深耕するを得ないとあり、日本技師の報告にも耕鋤は漸く三寸許に過ぎず、播種も挿秧も除草も畦畔の區劃も粗放極まるものと記されて居る有樣である。

四に、斯かる粗放狀態に放置せしめたものは農民の勤勞意欲の不足にもよるが、爾かあらしめた理由の一つは、前にも述べた貧窮標榜主義である。それは地方政情の不安と相俟つて、富の蓄積は官吏の誅求を招き、草賊の目標となるのみと云う不安があつたからである。尤もこれは農民のみに特有の理由ではない。この反面、これ亦一般的理由であるが、官の救濟制度も影響したであろう。前に述べた儒教主義は民をして飢えしむることを王者の失德の大なるものとする。從つて一旦飢荒の報至れば、朝廷も稅貢を減免し（これは屢々從來滯納の分にも及ぶ）、還穀を延期又は免除し、救濟穀を轉輸し、給食を行い、議倉米を給與する等熱心なる救濟策を議決する。その幾分が、吏胥等の弄奸着服の網を逃れて民衆を潤おすかは問題として、中央政府の飢民救濟對策は、その生産對策の貧困に比例的に周到を極める。自己蓄積の危險と他力救濟の依存性とが兩々相俟つところ、勤勞への努力が低下するのは當然であろう。

半島の自然的條件が農業生産の適順なることは、併合後諸施策の効果の示す如くなるに拘らず、以上の諸因が指すところは李朝農業生産力の低迷であり、從つて余剩不足である。農民自身による蓄積の期待し得ざるは勿論として、その上に立つ收租權者にしても小規模にして多數、從つて自家消費以上を出でない。王室その他若干の大收租權者も存在したが、王室はその標榜せる節儉主義にも拘らず、實は偉大な不生産的消費者であつたし、他の大收入者も儒教主義に基く經濟的無能力と家族主義に基く多數寄食者の維持との爲めに、これ亦多くを期待し得なかつた。斯くて農業社會に於ける出發點たるべき原始蓄積の途は、第一歩に於て閉ざされたのである。されば半島の産業界は、農業の低位生産→余剩不足→購買力缺乏→商工業不振→資本的蓄積不可能→生産不拡充→購買力欠乏等々の循環關係を繰返しつゝ

開國に至つたのである。

即ち工業生産の部面に於ても、儒教倫理の禁慾主義・抑奢主義・夫れに據り實施せられた消費規制の方策等に累せられて奢侈品は極めて限られたる範圍のみに、日用品、必需品等は加之に購買力不足の爲めに最低の限度に於て、生産せられたに過ぎなかつた。新羅時代の絢爛たる工藝品、高麗朝に於ける溫雅なる陶磁器に比して、李朝時代の雅拙を愛するの他なき下手物類こそ、この時代の工業を代表するものと謂うべきであろう。例えば重要物産の消息は各時代の地理書に窺えるが「世宗実錄地理志」・「東國輿地勝覽」（西紀十五世紀中葉）の昔から韓末の邑誌に至る迄、その記載品の種目には著しい差異がない。これには勿論李朝時代記錄の模倣性—後代の記錄は專ら前代の夫れに則つて記すと云う傾向—を考慮に入れなければならぬけれども、尠なくとも新種目の出現には添記を期待してよかろうと思われるが、夫れは寔に寥々たるもので、工産品の主なるものは、陶磁器・銅器・釜鼎・鋤鍬・各種の布・扇子・紙硯・筆墨と云つたものが多く、低度の農民生活必需品を中心とする。更に國內生産に対應する貿易品目を見れば、対日方物また対清朝貢品としては高級織物殊に綱緞・螺鈿細工・金銀細工物・刀・漆器・紙類等・普通品もあるが大体に於て相当の高級品が見出だされる。これらは外交上の献上品としての謂わば特製品であつたろう。元來官廳には官奴その他の工匠があり、これらは員数も尠なからず、種類も廣範囲であるが、宮中府中の用として相当高級品を製作したものと考えられるから、限られた範囲に於ては、或程度高級技術の存在したことも否定できない。けれども一般的に云つて普通必需品が支配的であつたと考えるのが自然である。それ以外の需要があり得ないからである。例えば義州対岸での中江開市や慶源・会寧の北関開市の取扱品目に微しても、相手方が所謂「野人」であつたからでもあろうが、釜・鋤・砂器・土器・牛・海産物・綿布類・紙類及び塩と云つたものが、当方の供給品であつた。極めて大衆的な程度の手業品である。國內取引の殆んど全部は定期市によつて行われたが、韓末の旅行者等の報告は一様に前記の如き出陳品目を挙げて居る。前掲「韓國誌」は、一家の女達は主婦に率いられて紡績、染色、裁縫に忙しく、男子は家長の指揮の下に耕業・染色・石工・大工の仕事に従い、酒類醸造・染料製造・履物・家具・農具の製作に至る迄、一家の中で事足りたる有様を誌して居る。当時の工業が所謂自足経済、自然経済の域を距ること遠からざる段階に於ける生活必需品の生産に終始したる状況を思いみるべきであろう。

されば商取引を亦斯かる段階に相應するものであつた。李朝時代の商業は、その取扱商品並びに消費者階級の如何に應じて二つの方向に分かれる。即ち農民の余剰生産物や手工業者の必需的工業製品の交易場たる市場とその取扱者たる市場商人—負褓商團の系統と、輸入商品及び高級贅沢品を扱う廛民並びに官府の上納商人たる貢契人の系統が是れである。

李朝時代の商業は、自給自足的経済通有の現象として、一般的には市場を通じて行われた。市場に於ては、生産者対消費者の直接的接觸により若しくは市場商人を介在して、或は物々交換的に或は貨幣若しくは物品貨幣を媒介として取引が行われ、人々は普通五日目毎に循環する開市日を以て、物資調達の機会たるのみならず、また行楽の好機として参集した。市場は略々一日を往復行程として全國に碁布し、「東國文献備考」時代（西紀一七〇〇年付）一千六百六十四、「万機要覽」時代（西紀一八〇〇年代）一千六十一と数えられ、その数に於ては、併合後も寧ろ増加を示した程の生命力を有した。朝鮮農村の消費経済は市場を通じて営まれると云つても過言ではたい。蓋し未だ常設店舗を

維持する丈けの購買力を有せざる段階に於て、定期市の重要性は自明のことであろう。これらの市場は孰れも所謂遍市の性質を有するものであるが、外に年市の性質を有するものも存した。毎年一回南鮮大邱に、月を逾えて開市せられた藥令市是れであつて、元來中國へ貢獻の藥材を調達する爲めに設けられたものであるが、その後には全國の藥材卸小賣商と生産者との間に大量の取引が行われ、盛大を極めたと云われる。庶民用としての一般普通市場とは性質を異にするものであつて、むしろ後述の貢契と近似するところがある。

市場に於ける取引は、主として農民漁夫手工業者として、直接有無相通ずるのであるが、尙市場商人も亦欠くべからざる要素であつて、彼等は地方的産物以外の諸商品を集散地たる都邑の問屋若しくは大市場に求め、之れを負載して自己の取引範圍たる一定地域内各市場の開市日を追うて轉々行商に從うものである。尙、市場の發達著しかもざる地方(例えば北鮮地方)の如きにあつては、戸毎巡回行商人の役割をも果たした。名づけて負褓商と云い極めて鞏固なる中央的自己統制下に同業組合を結成し、行商並びに市場管理其の他の特權を享有して、強盛なる經濟力を發揮したるのみならず、一種の政治團体としても韓末に於ける特異の存在であつた。負褓商團が隱然重きをなしたる所以は、その朝鮮社会稀れに見る團体的統制力に基づくこともとよりであるが、夫れと共に、彼等の業務が密接に民衆の經濟生活と関聯したる点をも見逃がしてはならない。往時朝鮮内の道路は極めて狹隘であつて車馬の通ぜざる処が多かつた故に、物貨の輸送には彼等の名称の示すが如く人肩に依るの外なく、從つて彼等は其の流通機関として、必然的に独占的なる地位を占めたのである。また彼等の商品は農産品以外の殆んど凡ての日用必需品を含み、その罷賣は之れら財貨の供給杜絶であつた。且つ彼等は事実上市場の支配権を有せるを以て、当時の農村の社会的經濟的心臟は、彼等の

意の儘に動かされたのである。併合の翌年、主としてその政治的活動に鑑みてゞあろう、その團結が否定せられ、その特權の廢止せられたる後もなほその勢力の殘存せる所以亦玆に存するのである。負褓商の起源に就いては傳奇的な諸説があるが、孰れも充分の信を措き難い。思うに、高麗末期の紛乱時代に、地方官の誅斂・草賊の不安より免れんが爲め、强壯勇敢なる行者者等が其の職業上の境遇に促されて、自衛上相互救援の目的を以て團結したるものが驗て團結の利益に悟入して自然成長的過程を辿つたのであろう歟。その公認團体たるは、仁祖丙子の難に南漢山に籠城せる時軍資糧食を献じ輜重の役に從えるに始まり、韓末に至つては事ある毎に宮廷は其の力を藉り、一面また之れを操縦せんとする政治家の野心も手傳つて、別に之れが統督の官府を設け、王室の一員または有力貴族を以て其の長官に補するに及んで、ひとり經濟的のみならずまた政治的特權團体と化したのである。

市場と負褓商、即ち定期市と行商人とに対立するものは、坐賈の常設店舗でなければならぬ。朝鮮に於ても勿論之れらのものは存した。「商廛」または「廛」と呼ばるゝもの是れである。然しながら、朝鮮經濟の当時の段階にあつては、一般民衆の購買力を以てしては、普遍的設備としての常設店舗を維持するには足りなかつたから、廛は京城開城の如き都邑に政府及び諸官衙・王室(宮)及び貴族官吏(gongdo)を相手として發生した。公廊に市廊を開いて大國の使臣を迎えたことは、既に高麗朝に見え、李朝には定宗元年(一三九九年)行廊八百余間に始めて市廛を置くとあるを起源とする。政府は其の需要品特に大國への朝貢品目を調達納入せしむると同時に、その收入たる貢納布米若しくは遣明(清)使節の將來品等の賣捌人として之れを利用し、家屋の支給・貸下金等の保護を與うる外、夫々の取扱品に関しての專賣權を許し、この独占の侵害者に対しては「乱廛」と称して其の商品を沒收し、時に体刑をさえ

課し得る定めであつた。之れに対し諸廛は、名目的安價なる上納品や諸儀式への奉仕・不時の用達・又時の權門の御用を仰せつけらるゝ等、純然たる御用商人であり、その一般民衆との接触は、むしろ附随的なるものであつた。諸廛中の尤なるものを「六矣廛」とし、有分廛・無分廛これに次いだ。是れその特権従つて義務の大小によるのであり、それはまた其の取扱商品の内容を反映した。即ち匹緞・綿紬・帽子・学布・紙類等の輸入品若しくは高級品が大矣廛の所属物種であり、魚類・服飾品・穀物等々の大量にして價格稍々貴きものが一般有分廛の所管、無分各廛の商品に至つては、多分に市場商品に近接せるを覚えしめるのである。而してこれらの廛は夫々の一営業者による店舗を指すのではなく、特定物種に対する数営業者の組合（都中）とも云うべく、同一店舗も共同に所有せられて各営業者が相並んで出陳するのであり、外に多数の分店（在家）を有した廛もあつたのである。

貢契人また貢人と呼ばれたものは、貢物の請負納入者である。即ち李朝は始め高麗の制に倣つて、王室及び中央地方官廳の所需を貢賦と称し、現物を以て各地より上納せしめたが、その納付と所用との時期並びに数量必ずしも一致せず損敗する等のことあり、また担当吏員の姦悪の源となつたから、宣祖末年（一六〇八年）以來累次にわたつて各道に「大同法」を行い、貢賦の米穀換算額を円結に割りつけて徴收し、これを以て現物を購入、所用に充つることゝなつた。こゝに於て各地各司は所要品目を定めて其の納入を御用商人をして請負はしめた。これ貢人であり、数人共同して事に当るを以て貢契を結ぶに至つたのであるが、これはその業務の安定せること・買上代金と仕入價格との差額收得並びにこの間に役得あること等によつて利益多き取引であり、従つてその権利は株となつて賣買せられ、一種の特権となつたのである。而してその物種中には六矣廛等の専賣物種多く、また六矣廛自身も別に官需の納入に当つたし、且つ商人的経験並びに資金関係等より、廛人のこれを兼営するものが多かつたと推測せられ、時に両者は混淆して観念せられたのである。

なほ右に挙げた負褓商・廛民貢人等への卸問屋として「客主」・「旅閣」あり、その仲介者として「居間」があつたが、客主・旅閣は、その倉庫・族舎等の設備と相当額の資金を必要とする等の点より、これ亦廛民・貢人の兼営によるものが尠なからずとも傳える。）彼等も亦夫れ〳〵に排他的な組合を作り、独占的特権の擁護に没頭したること、前者の例に同じい。

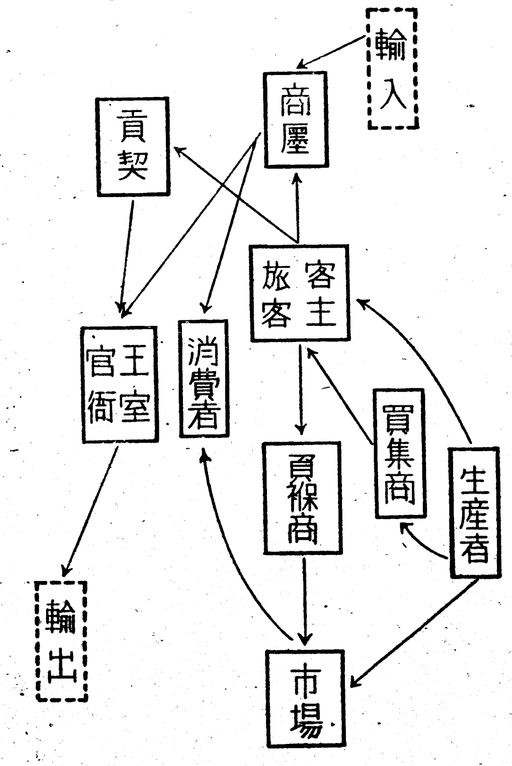

今若し上來述べきたつた、韓末に於ける商取引機構を図示するとすれば、上図の如きものとなるであろう。

尚以上を通じて注意せらるべきことは執れの商人團体も、その勢力確立するや否や一様に独占的利益と特権との擁護に趨つたことである。独占と特権との上に眠る者には改善と進歩とがない。腐敗と萎微と独善とが待つて居る。これ中世的

特徴として何國に於ても見られた傾向であるが、李朝社会に於て、前に挙げた産業停滞の一般原因に加えて、商業界に就いては更に此の一項目を附け加えなければなるまい。而して右の傾向は、最も資本的に恵まれた廛民に於て最も著しく、その対蹠的地位にある市場商人に薄かつたことは、その後それ〴〵の運命と思い合せて、保護と営利と制度の生命との関係に関して暗示するところ深きものがあるのである。

商業に関聯して外國貿易につき一言する要がある。朝鮮は嘗て高麗朝時代には、受働的貿易の域を出でなかつたが相当範囲の外國商人の受容したる跡が認められ、國都開城には支那諸地方商人の商館あり、西域地方・琉球地方等の商人の來航をさえ見たのであつたが、李氏朝鮮時代に入つてよりは、鎖國を以て國是としたること当時の東方諸國と同じく、唯々事大交隣即ち支那及び日本に対してのみ國交を開き、嚴密なる條件の下に数種類の必須物種の交易を認むることを以て其の例外となした。而して此の例外的交易は、それ〴〵二様の径路をとつて行われた。両國交歓使節自身の帶同するものと、許可せられたる商人の市場的取引によるものと、是れである。尤も右以外に、國境並びに海岸線に於て尠なからざる密輸のありたるべきことが想像せられるけれども、それは玆に詮索の及ぶところでない。

清國と朝鮮とは宗主國対附庸國たる関係にあつたから、此の関係よりする貢納品のあつたことは当然であるが、この度の朝貢の品目数量は創始以來幾度か軽減せられて、李朝末期には各様紬・大小好紙・白生上木綿布・苧布・五爪龍紋席・雑彩花席・水獺皮・鹿皮・粘米・好腰刀を数えたと記されるに過ぎない。概ね朝鮮の特産品である。この外に使節往返の都度・皇帝並びに親族等への献上品あり、その返礼たる回賜あり、その時々の品目を記錄されるが、煩わしければ載せない。以上と大体同様専ら特権階級向高級品である。更に使節一行の費用として、始めは各定額の人蔘（八包）、後には銀、更に下つては皮雑物等をも混えて携行し、また宮中の需要品購入用として「包外越送」と称する定額外資物を携えたし、実際には一行中に商賈が潜入して規定外の資金資材を携行し、使節滯在中之れを賣捌いて「緋緞・藥剤・玉類・珊瑚其の他高等の装飾品」や書籍等を購い帰つたと云う。これら使員等の私用外は、概ね六矣廛の販賣物種となつたのである。使員中には八包を調達自帶し得ざる者もあり、その場合この権利（包窠）は開城・義州等の商人に買取られて、彼等の資金を一層豊富ならしめたのであつた。

商民互市の途としては、始め宣祖二十六年（一五九三年）國内飢荒を救わんが爲めに鴨綠江辺中江に開市したるを始めとし、爾後或は禁じ或は許し、朝議は辺禁不嚴の故を以て禁制に傾いたが、使節行に辺門の開柵を機として両國商民の私自賣買するを禁じ得ず正祖十九年（西紀一七九五年）遂に柵門後市を公認して税収入を図ることゝなり毎年三回数日を限つて之れを開き監督を嚴にすることゝなつたものである。北関開市は夙く清太宗崇徳年間（西紀千六百三四十年代）東満寧古塔住民の会寧に來たつて農牛・農器・食塩を求めたるを始めとして、後例となつたもので会寧に毎年、慶源に間年これを開いて野人綏撫の途となした。その取扱品目は、柵門に比すれば遙かに原始に近い。韓末の見聞に従えば、柵門後市の清國側商品は韓國向絹布・靴・手廻品・筆墨・金銀細工品・茶・菜・馬毛・家畜・獣皮等、韓國商品は紙・人蔘・虎爪末・馬・虎皮・犬皮・海蔘・乾魚・毛髪等とあり、北関開市に於ては、清國側、米・造花・皮革・煙管・鹿肉・銅・燧石・馬騾驢犬猫等、韓國側、牛馬豚・米・紙・莚・籠・厨房具・虎皮其他獣皮海蔘・昆布・毛髪・材木等とあり、夫々の地方色を反映して、前者に於ては清國側供給品は文化的奢侈品多くして、韓國側には原始的生産品や粗製品が多いが、後者に於ては韓國側が加工日用品・粗製品の供給者となり、清國側（こゝで

は滿洲の野人である）は原始生産品を提供してゐる。開港後外國貿易の發展に從い、これら商品の多樣性は增加するが、嬾て市場の國際交易市場たる役割そのものが失われてゆくのである。

酬つて南方日本との間も、慶長の復交成立以後は、歲例としての修交使の交換・これに伴う贈答形式による物々交換等概ね対淸國関係の手続きに似るが、これは交隣にして事大ではないから、淸國との関係程片務的でなかつたことゝ、対馬の宗氏が事実上相手方であつた爲め、徳川幕府に対すると二重の関係を生じたことゝの相違があつた。商民の取引が官憲監督下に市場取引の形式を以てなされたことも同様であつたが、こゝでは草梁に倭館の設けがあつて日本人が定住し、従つて互市も毎月数回行われたるを異とする。対馬の求むるものは米豆・布・人蔘を主とし、朝鮮の求むる主眼点は銅・銀であつた。その関係は有無相通の原則に近き点に於て鮮支交通よりも貿易的色彩が强かつたとも云えるであろう。然しながら宗氏の公的に支給せらるゝ額は、條約によつて固定せられたものであり、日本全体としては長崎を起点とする対支貿易の發展に從い日鮮貿易の價値は次第に低下したると、徳川末期以來内憂外患並び起り、朝鮮は財力民力共に疲弊したりし事情よりして、韓末に於ける倭館貿易は微々として振わず、名目的に倭館の存在によつて有之りと云うが如き狀態に陷つた。明治維新となるや、朝鮮は形式儀礼の從來と異なれるを理由として日本政府の名による復交の要求を肯んぜず遂に明治六年の征韓論騒ぎを演ぜしむるに至つたのは周知の通りである。この前後、日本商品は以上に挙げたる外は、金巾・甲斐絹・陶器・砂糖・其の他日用雜品、朝鮮商品は海苔・天草・煎海鼠・牛皮等と云う。前者に一日の長あるは、右に見るところによつて明らかであろう。

次に商取引の重要手段と看做される貨幣に就いてみれば、先に述べた様に、朝鮮に於てその使命は殆んど自覺せられなかつた。商業取引を贅物視し、自給經濟を原則とすることに經濟生活の道徳性を認得したりとなした李朝人士によつては、貨幣は屢々不必要なる贅物であり、商業的弊害の根源であるとさえ認められ勝ちであつた。常平通宝の採用以後も、寧ろその鑄銭利益にひかれて継続せられたとも云うべきであつて、夫れは政府にとつて、一種の租税的役割を果たしたと評してもよいであろう。從つて財貨の交換賣買にも租税の上納にも、米布の鑄造貨幣と相並んで用いられた。たゞ其の材料たる銅が日本よりの輸入に俟たざるを得なかつた事情と、經濟活動の慢性的なりしことゝが、上述の貨幣害悪論の心理的影響と相結んで、過剰鑄造を抑制する結果を生んだことを幸いとすべきであつて、貨幣問題なるものゝ生起は外國貿易開始以後のことに属するのである。

上來観來たれる如きものこそ、旧來の朝鮮社会の姿であつた。西欧に発生し成長しきたつた資本主義社会組織は既に欧洲米洲を其の傘下に蔽い、東洋に於ては日本も支那も此の組織の前に門戸を開いた。大波は半島の岸をひたしつゝある。而してわれ〳〵のこゝに見る開港前夜の朝鮮には、資本の蓄積もなく、企業的精神に充ちたる階級もなく、大規模生産に堪え得べき機械も技術もなかつた。否これらのものゝ存在を希望する事情も、必然ならしむる條件も具備しては居なかつた。最大の人口を占むる農民は單なる米麦の生産者として、その極めて低い生産力によつて辛うじて國民を飢餓と生存との境界線を維持しつゝあつた。手工業者は余暇労働の域を遠く出でざる段階に於て、日用必需品と僅少の高級品との製作に從事した。商人は余剰生産物並びに輸入贅沢品の交通者として、必要悪の最少限度に圧縮せられつゝその代價たる特権の上に安臥して居た。而して之れらの上に立つところの官吏両班は、凡べての権利を

享有し凡べての余剰を吸收しながら自らも亦肥り得ざる瘠土上の實のらざる花弁であつた。資本主義社会の訪れとしての朝鮮開港は、斯かる社会への迎えられざる客として、出現したのである。

第二章　朝鮮開國より日韓併合への途

第一節　朝鮮開國の二段階

一、日本の「獨占」の眞相

前章に於て、われわれは、朝鮮民族が其の生成の始めより建國に至る迄の全過程を通じて、その周辺特に支那本部満州蒙古地方及び日本列島の住民と如何に密接なる関聯を有したか、而して建國以後の國際関係に於ても、これ等諸地方國家の勢力関係が如何に絶えざる影響を齎らしたかを観察し、そこに朝鮮の持つ半島性なる宿命の姿を考えた。更に朝鮮半島の社会経済進展の跡を追い、特に李氏朝鮮時代の諸相を検討して、そこに普遍せる停滞性の拠るところ如何に深きかを思い、一般の歴史区分に従えば新羅以前を古代、高麗朝時代を中世、李氏朝鮮時代を近世と称するを普通とするに拘らず、この最後の時代に於ても、そこに支配するものは悉く「中世的」と呼ばるべき雰囲氣に外ならぬことを認めた。李氏朝鮮は東洋に於ける鎖國主義の最後の夢の保有者であつた。彼女が此の描かれたる金城鉄壁の裡に長夜の眠を貪りつゝある間に、彼女の嘗ての同宗者、大國支那及び交隣日本は相次いで改宗を余儀なくせられて居た。驚て彼女の番が來た。そして朝鮮開國の現実の、直接の担当者は、実に交隣日本の新しき姿であつたのである然しながら、日本として爾が爲さしめたるもの、根元の命令者は日本の背後に在つた。それは進展する歴史の力そのものに外ならなかつたのである。

朝鮮は高麗朝時代に在つては、その創建者太祖王建が陸將たりしと同時に、朝鮮には珍らしくも海將でもあつたにふさわしく、またその國都開城が礼成江・臨津江漢江三大河の合流点に位して朝鮮西海岸の重要港地たりしに相應して、日本及び支那以外の諸國諸地方とも相当程度の貿易交渉関係を有して居た。北辺の契丹・女眞・南方の琉球・暹羅さては西域大食國人等の姿が其の街頭に見られたのであるが、李氏朝鮮に入りては固く門戸を鎖さして、事大交隣の外には僅かに北方野人の懐柔策としての小規模なる年市を許したに止まる。それは、支那には開國以前既に欧米との貿易あり、日本には長崎の和蘭貿易ありたるに比べて、一層徹底的なる鎖國主義と云うべきであつた。この門戸を遂に強制的に開かしめたものは、雲楊号砲撃事件を契機としての日本の努力であつて、一八七六年（明治九年）のことに属する。然しながら、朝鮮の開國は決して此の時此の事件を以て突如成就せられたのではない。世界の國々をして互いに國を開き有無相通ぜしむべき時勢の大浪は、これより先既に半島の周囲に森々と押し迫つて居たのであり、半島と海外との交渉は、之れ以前に始まつて居たのである。蓋し資本主義社会の國際性は地球上隈なくゆきわたつてひとり半島國家の例外性を主張することを許されなかつた。西方の資本主義先進國の勢力東漸の形勢は、十九世紀に至つて俄然急調を加えた。清國の正式開港は一八四二年（道光二十二年）の南京條約に依つてゞあり、日本の夫れは一八五四年（安政元年）に始まるが、これに前後して、半島の周辺にも異國船の出沒は漸く頻繁となつた。その著しいもの丈けを拾つても一七八七年（正祖十一年）の佛國軍艦の済洲島・鬱陵島附近測量一七九七年（同二十一年）英國軍艦の東海岸測量一八一六年（純祖十六年）英國軍艦の西海岸探査一八三一年（同三十一年）英國商船の忠南古代島附近來航、その翌年英商船の古代島附近にての交易要求一八四五年（憲宗十一年）英國軍艦の興陽沖・済洲島・古代島附近測量、その翌年佛國船の洪州外烟島通書、一八六五年（高宗李太王二年）露人の慶興通書、その翌年米船シヤーマン号の平壌大同江に於ける燒却事件、次いで佛國艦隊の江華島攻撃、その翌々年プロシア人オツペート・米人ジエンキンス等の忠南徳山なる南延君墓の盗掘事件、その翌年プロシア公使の釜山交渉、その翌々年（一八七一）米國艦隊の江華島攻撃等十指を屈するも及ばない。他方一七九四年（正祖十八年）清國人神父周文謨の潜入以來、所謂邪樂天主教の浸染始まり、之れに対する一八〇一年（純祖元年）辛酉の断獄、一八三九年（憲宗五年）己亥のアンベル司教等佛人傳道師の殉教、一八六六年（李太王三年）丙寅のベルヌウ・ダヴリュイ両司教外フランス人九神父の刑死の如き渉外関係上の大事件が継発して居る。斯くて猶安閑として鎖國の夢永えなることを行人が希い得よう。

これらの間に在つて、清國との宗主関係には何等の動揺なく、朝鮮は事々に報告、指導を仰ぐのが常であつたが、李太王卽位し大院君是庶政柄を握るに至り、極端なる対外強硬政策を把握して、既に開國し西欧諸國の強権に懲りた清國の心遣いをも敢えて顧みざることが多かつた。日本との國交に至つては、明治維新以後天皇新政に伴う諸制度方式の改廃は到底朝鮮側の理解するところとならず、特に大國皇帝と同格の呼称儀礼の採用の如きは許すべからざる危険思想であつた。対馬宗氏を経由せざる交渉も亦貴重なる慣習の蹂躙であつた。元來日本に対する恐怖と疑心暗鬼とは李朝政治家にとつて壬辰以來抜き難き固定観念であり、加之に多年に亘る宗氏の私利権謀外交の馴致するところ、日本側の新規なる要求に対しては、取不敢一應拒絶し、然る後考慮し譲歩するのが習性の如くになつて居たから、右の如き日本朝野の驚天動地的変革を理解し之れに順應する爲めには勘なからざる時日を必要としたのである。而も日本側政治家は自己の大義名分論に急にして、事大交隣に関する朝鮮の感情を理解せず、守旧と形式墨守こそ其の秩序

の生命なる所以を思いやり得なかつた。この両者間を一片の懸声によつて忽ち両調整しようとは、余りにも虫の好すざる話であつたと云えよう。斯くて日鮮の間は一時絶交状態となり、倭館は孤立同様の姿に置かれた。当時所謂征韓論が日本政治上の大問題となり、後に悲しむべき大犠牲の導火線となつたことは周知せらるゝところである。されば一八七五年（明治八年）雲楊号砲撃事件は、むしろ此の停頓せる情勢打開のスプリングボードの役割を果たしたと評し得るであろう。明治政府は敏速にこの機会をとらえて、従来の対馬藩若しくは宗氏の仲介による旧例の線を一切放下したる、新しき近代的國際條約の形式に従える、修交通商規約を締結するに成功した。朝鮮國内の政変によつて、大院君退いて國王の和平主義の支配した事情も、これに與つて力あつたに相違ない。猶注目すべきは此の際日本のとつた態度である。即ち黒田・井上全権の背後には貧弱ながらも当時日本海軍の精鋭をすぐつての示威運動による擁護があつたのであり、曩の雲楊艦の巡航そのものも威圧促進政策の一齣であつたのである。恰も日本自身が二十余年前アメリカ使節ペルリを迎えたる経験の処を変えたる再演であつた。條約そのものゝ形式と共に、それは実に日本の爾後に於ける帝國主義方式模倣の早期症状と云うべきであつたのである。

斯くして成立せる日鮮修交條規の規定するところは、朝鮮國の自主之邦にして日本國と対等の交を修むる事、使臣の來留、釜山外二港の開港と商民の來往通商の自由、難船漂人の救護、朝鮮近海の測量、両國商民の貿易取引に対する無干渉、朝鮮に対する領事裁判権の設定等々あつて、細目は後の修好條規附錄と貿易章程とに譲られた。従來の倭館貿易や対馬の歳遣船制度の窮屈なる制限や恩恵的貢物関係の如きは悉く拂拭せられ、朝鮮にとつてその重大関心事たる尊号儀礼の問題は周到なる技術を以て避離せられたのである。斯くて朝鮮は本條規の締結によつて多年の鎖國を解き、一應近代的意味に於ての國際社会の一員として招じ入れられた。條約締結交渉に際して日本も極力之れを說き、宗主國清國政府も背後より之れを励奨したのであつた。然しながら、この段階に於て、開國は唯々外観上の手続きに止まり、まことは朝鮮の眞意は單なる日本との旧交の恢復—形を変えたる「交隣」とのみ観念せられた。修好條規の日本側原案第十一款に存した最惠國條款の削除は、朝鮮側の主張、我國元來他國と相通ぜず、日本との通好は隣誼久しきによる。従つて向後他國との通交を予想する如き條款は無用であると云うに従つたのであつた。また後に修好條規附錄の議定に於て、公使常駐問題が遂に暗礁に乗りあげ、その解決は一八八〇年（明治十三年）以後の情勢に従う事実的の黙認によるの外なかりしが如き、日本よりの渡航者の妻子同伴が意外の反対に遭遇し、これ亦強引なる実行によつてのみ現実化せられたるが如き、肝腎の開港地の決定が、釜山以外遷延に遷延を重ねたるが如き、皆これを証明するものである。されば此の朝鮮開國の第一期に於ては、開國の領導者日本は朝鮮貿易の独占者であり、加之に條約によつて輸出入税を数年間免除せられ居たのであるから、その恵まれたる地位の利益を満喫し得たかに見ゆるも事実は大いに然らず、官憲は極力新條約の裡に旧來倭館時代の俤を再現せんとして、專ら日本商民の不便宜を計るに努め、一船人民は概ね未だ貿易の利の何たるを知らず、冷眼嫉視を以て之を迎えた。元來当時の朝鮮は未だ自給経済の域を脫せず、自家需要を充たすべき程度の生産に慣れて、商品たる余剰生産物少なく、購買力亦乏しい。加之に日本商人は狹少なる間行里程内に閉ぢ籠められて鮮内地買付けも外商も許されなかつたから、全然所謂居留地貿易として坐して朝鮮民—多くは客主—の或は商品を齎らし或は買出しに來たるを待つの外は、附近の市場を利用して少量の買付けを爲し得るのみであつた。大院君の排外政策によつて皷吹せられたる外國人に対する反感、特に日本人に対して

は壬辰役以來の恐怖を混えたる憎惡感あり、備荒貯蓄の名の下にする米穀等の輸出禁制・輸入商の特權化・輸出入品に對する地方官吏の課稅等、これら必ずしも外國商民への妨碍としてでなく、旧來の朝鮮の幣政の現れと目すべきであろうが、その貿易障碍たる結果に於ては渝りなかつた。されば此の時代は貿易独占と云わんよりは朝鮮官民への貿易実習時代とも称すべきであつて、眞の開國は更に後一八八二年（明治十五年）の諸外國との通商條約締結以後に始まるとするを妥当となすべきかも知れない。然しながらこの間にも些少づゝの発展は見られるのであつて、倭館時代末期の年額十二万円と称せられたるもの、開港直後の一八七七—八年（明治十—十一年）には輸出入三十五万円、元山開港後の一八八一年（同十四年）には三百八十万円と稅關統計に記されてゐる。而して当時の彼我の接触は、右の如き程度の貿易と、この貿易を中心としての外交々渉に盡きると言つても過言ではあるまい。—両政府間の儀礼的通好は之れを別として。開國は未だ世界へ向かつての開國ではなかつたのである。

二、朝鮮開國の國際的背景

朝鮮の開國が、從つてその國際社会への加入が、朝鮮にとつても又國際的にも意味を持つに至つたのは、一八八二年（明治十五年）以降のことに属する。われわれはその眞相とその後の朝鮮の運命とを理解する爲めには今一應、当時の東洋が如何なる國際情勢下にあつたかを想起する必要がある。

スペイン・ポルトガルを中心とする西人の世界周航は十五世紀の末葉に始まつて、先づアメリカ次いでインドを其の大目標とし、漸次その勢力圏を拡大すると共に、和・佛・英等の参加を見、軈てアフリカ内陸、極東より大洋洲の島々に迄も及んだ。極東諸國が欧米諸國と條約を締結したのは、一八二六年暹羅—英國、一八四二年清國—英國、一八五四年日本—米國、一八六二年安南—佛國、一八八二年朝鮮—米國を夫々の始めとする。斯くてこれ等の國々は半ば強制的に國際社会の一員たらしめられたのであるが、其の斯かる形勢に立ち到らしめた力は何であつたろうか？その答は此の十九世紀中に於ける國際情勢の観察によつて容易に與えられる。第一に列強の殖民地政策の活潑化によつて、無人地帶や弱少後進民族の居住地域が、遠慮会釈なく欧洲諸國の占領地若しくは勢力圏と化した。即ちインドは一千八百四年にはイギリス東印度会社の覇権確立せられ一千六百年代初頭以來英佛の激甚な競走の舞台となつたが、若干の港地及び附属島嶼のポルトガル若しくはフランス領として殘存することによつて僅に過去の爭覇の跡を示すのみ、ムガール帝系の滅亡と共に、一八五八年イギリスの直轄領、一八七七年イギリス女王ヴイクトリアの印度女帝たるに於て、その運命は定まつた。前印度地方に就いては、イギリスは一八二四年シンガポールを、一八三九年アデンを占領し、一八八五年ビルマを印度の属領に一八九五年マライ聯邦を自己の保護下に入れた。一方安南地方は清國の藩属國であつたが、一八五八—九年、宣教師迫害の故を以てフランスは交趾支那を奪取、一八六七年カンボヂアを保護國、一八八二—三年越南國を保護國とし、清國の拒絶に会うや一八八四—五年の清佛戰爭に訴えて、更に東京（トンキン）地方の割譲を得、一八九三年にはラオスを保護國とした。次にアフリカ大陸では、フランスは一八三〇—七年アルジエリア占領、一八八一—三年チュニスに出兵してトルコの宗主權を打破、保護國とし、同一八八三年中にサハラ砂漠・セネガル・ギネア地方・コンゴーの一部占領、一八八五年マダガスカルを保護國、次いで九六年フランス領に編入。他方イギリスは一八〇〇年代の始めケープ殖民地並びに西洋沿岸島嶼等を占領したが、一八七四年黄金海岸の一部、八五年ベチウアナランド、八七年ズールランド、八八年東部アフリカ、九一年ロデシア北部を取り、之れより先一八七五

年エジプト副王のスエズ運河所有株式を買收し、且つその財政顧問を入れ、八二―九八年エジプト出兵次いで保護國化して、略々アフリカ大陸の縱斷を完成した。更に一八九九―一九〇二年にわたる南阿戰爭によつてトランスバール及びオレンジ自由國を屈服せしめ、一九〇九年南阿聯邦を成立せしめた。ドイツも亦介入して一八八四年、カメルン地方、八五年トゴランド占領、一八六四―八四年ドイツ領西南アフリカ、八五年同東部アフリカの保護領化、九〇年ヘリゴランド買收、最後に一九一一年獨佛協定により、モロツコに於けるフランス侵越權の確認と引換えにフランス領コンゴの約半部のドイツ移讓を受けた。翻つて大洋洲方面に於ては、一八五一年オーストラリアに於ける金鉱發見以後そのイギリスによる殖民は活潑に推進せられ、フイージー群島も一八七四年英領となり、ニューギニアは一八八四年ドイツ、一八八八年イギリスの領入により、旧來のオランダと三國間に分割せられ、ソロモン群島は北半は一八八六年ドイツの、南半は一八九三年イギリスの領有に歸し、同年ニューヘブリデス島も英佛間に分割せられた。ボルネオは一八三六年以來イギリス殖民して其の北部を保護國に、南部をオランダ領有、ニユージーランドは一六四二年オランダの發見に係るも、一八三九年以來イギリス人殖民して七五年以降その占領するところとなり、最後に一八九八年米西戰爭の結果としてフイリツピン諸島はアメリカの手に歸し、また同年アメリカはハワイを合併し、九九年サモア島をドイツと共に分割した。中央アジアに於ては、前代以來ロシアの進出は續けられ、一八二八年迄にカルピ海西岸一帶を略し、七三年頃にはトルキスタン地方に地歩を確立したが、他方イギリスは一八三九―四二年、一八七八―七九年二回のアフガニスタン戰役を經てアフガニスタンの保護領化に成功し、八七年英露間にその北境の協定を結び、九五年には英露清國間に協定してパミールとの國境を確定、以てその保護國化を確立した。ロシアは北方に於ても一八四七年以來シベリア經營に沒頭して、五〇年黑龍江沿岸占領、五六年沿海州設定、五八年愛琿條約によつて黑龍・烏蘇里兩江を清國との國境と定め烏蘇里江と日本海との中間地方を兩國の共管としたが、六〇年北京條約仲介の代償として遂に之れを占領し、六一年にはウラジオストツク港を建設、他方一八六七年日本と樺太の共有を議し、次いで七五年千島樺太交換により之れを獨占した。斯くて膨大なる清國そのものゝ本土さえも問題となり、屢々英佛露等と葛藤を生じたが、就中一八三九―四二年の阿片戰爭によつてイギリスは香港を奪い、一八五七―六〇年英佛聯合軍は北京を攻めて、ロシアの仲介により天津條約を締結、九龍を英國に割讓せしめる有樣であつた。

以上は卽ち十九世紀中に於ける列國帝國主義的經營の結果の概要である。それは十六世紀に發足したる探險→占領活動の繼續ではあるが、この世紀に於て更に激烈、大規模且つ急速に追究せられ、その結果、アフリカ・アジア・大洋洲の諸大陸を通じて、欧米人の支配權の及ばざる處は指点すべきのみと謂うに至つた。これが爲めには、目標地域人民若しくは政府の懷柔・威圧・占領・保護領化・利權收奪・條約締結等々の手段が相手方の能力・武力・知力等の程度如何に應じて憚るところなく選択適用せられ、結果として殖民地・保護領・勢力圈・條約國等が生まれた。而も條約國と雖も完全の対等國は一も存しなかつたのである。而して右の過程に於て、ひとり相手國に対してのみならず互いに競爭國同志の間にも大小幾多の戰爭戰鬪が行われ、その他協定・分割・賣買の取引さえも避けられはしなかつた。当時にあつて帝國主義の暗黑面は少数の具眼の先覺者によつてのみ抗議せられ、大多数の人々は却つて其の國威の赫奕たるに醉うたのである。この意味に於て、日本の驀て戰える日清・日露の役も、また朝鮮經營も、その出發点に於ては、右の時代精神の端的なる採用に外ならなかつたと言わなければならぬ。否、それは一八七二年（明治五年）

の琉球帰属問題・一八七三年（同六年）の征韓論に於て、既にその萌芽を現わしたと観得るであろう。

右に述べた西人の東方侵略を招來せる原因としては、大洋航海術の長足の進歩及びアフリカ沿岸の確保・インドの運命の決定スエズ運河の開通等による東洋地方への接近の容易且つ一般的となれることが數えられるが、これらは皆謂はゞ技術的な原因であつて、その背後にひそむもの、東洋をも含め、アフリカ・インド・中央アジアをも含めての西人侵出の根本的理由としては、欧米に於ける近代國家の成長に伴う國權意識の昂揚と十八世紀後半以來急速に發展したる経済力所謂産業革命の結果たる原料資源と販賣市場との確保の欲求との両者に帰せねばならぬ。自己の意の儘に供給さるべき原料・自國生産品の安全なる市場、夫れは各國生産力發展の爲めの至上命令であり、政治的支配か通商條約かの孰れかによつて保障せられなければならぬ。そして其処に必然に自己國力の移殖が観念せられる。單独なる場合には屢々征服が其の結果となり、競爭的な場合には概ね國際均衡が求められる。斯くて後者の場合、根本的には経済目的を追究する通商の爲めの開國要求が、轉じて政治目的なる國土保全の爲めの開國要求ともなつたのである。朝鮮の開國の如きは、多分に後者の性質を帯びる。是れ朝鮮開國の最も遅れたる所以であり、その功績が日本の手に落ちたる因由でもある。諸國はそれぞれの知識に従い、先づ最も通商による利益の大なるべき國々の門戸を叩いたからである。茲に於て朝鮮の最も周到なる門戸閉鎖主義と李朝の傳統たる貧國主義標榜とは、正にその効果を發揮したりと評し得よう。

例えば米鮮條約締結当時アメリカ全權シューフェルトの書翰に、朝鮮が「その國土は貧しく夫れ自身通商上の重要性に於ては前途の見込みに乏しくとも」云々と述べて居る如きは当時諸國の朝鮮に関して抱懐せる見解の代表的なるものと看做し得よう。更にこの欧洲諸國に先んじて朝鮮開國交渉に成功したるシューフェルトの功績に対して、本國與論が極めて冷淡であり、アーサー大統領の國会に於ける教書には彼の名を挙ぐることをすら爲さなかつたと傳えられる。これ亦朝鮮のアメリカの眼に映じたるウエイトの程を反映するものと謂わなければならぬ。元來朝鮮・アメリカ間の交渉はデエネラル・シャーマン号の失踪事件を以て其の端緒となしたのであり、本條約の要求せられた理由もシューフェルトが上掲の書翰に続いて述べて居る様に、又國務省の訓令中にも表向せられた様に、アメリカ側にとつては朝鮮がアメリカとその貿易をなす極東諸國との中間に位せるより、海難の場合のアメリカ人の生命財産を確保せんとしたのであり、朝鮮並びに之れが仲介に当つた清國よりすれば、当時伊犂事件によつて暗雲漂える清露の紛爭に際して朝鮮の港灣占領の危惧に脅かされたからであつた。謂わば帝國主義的攻勢の大道よりすれば、多少傍道の感があつた訳である。このアメリカの態度は、多かれ少なかれ他の欧洲諸國にも共通するものであつた。而して此の開國要求に於ける列國の不熱心は朝鮮開國後にも継続せられて、朝鮮通商の立役者は徹頭徹尾隣國日本であり、その第二次的競爭者は今一つの隣國清國に外ならぬことゝなつたのである。以下その消息を述べるに先立ち、朝鮮がその開國に当つて諸國と締結したる條約と開放したる開港市場とを表示して置こう。

年次	條約	開港市場
李太王十三年（明治九年）	二月日鮮修好條規	十月釜山
同十七年（明治十三年）		四月元山
同十九年（明治十五年）	五月米鮮條約	昭和十六年一月仁川

同	二十年	明治十六年	八月濟物浦條約（日）
		八八三	九月中國朝鮮商民水陸貿易章程
			三月奉天與朝鮮辺氏交易章程
			七月日本人民貿易規則及海関稅則
同	二十一年	明治十七年	十一月英鮮條約・独鮮條約
		八八四	六月露鮮條約・伊鮮條約
同	二十三年	明治十九年	六月佛鮮條約
		八八六	
同	二十五年	明治二十一年	八月露鮮陸路通商章程→慶興
		八八八	
同	二十九年	明治二十五年	
		八九二	
同	光武元年	明治三十年	
		八九七	
同	二年	明治三十一年	
		八九八	
同	三年	明治三十二年	
		八九九	
同	十年	明治三十九年	
		九〇六	
隆熙	二年	明治四十年	
		九〇八	
同	四年	明治四十三年	
		九一〇	

八月楊花津（後龍山）
十二月京城
八月楊花津（後龍山）
十二月京城
十月鎭南浦、木浦
八月平壤
五月群山、馬山、六月城津
八月龍岩浦
四月淸津
八月新義州

第二節　宗主權の問題

——淸國と列國との対立——

一八七六年（明治九年）日本との修好條約は、所謂三百年來の旧誼を厚うするの趣旨に出ずるものとせられたが、今や事態は一変し、朝鮮は新しき國際社会の一員として、欧米諸國の訂約せざるを得ぬことゝなつた。それは直接には錯綜せる國際関係に対する保身の術として採用せられ、宗主國淸國は自己の苦しき経験に鑑み、朝鮮の國際的地位確立の熱心なる誘導者となつたこと、上述の如くである。この意味に於ける條約最初の締結者たるアメリカ全権シューフェルトは、始め交渉の端を日本に依らんとして得ず、之れを聞知したる淸國直隷総督李鴻章の仲介斡旋否むしろ代理によつて之れに成功するを得たのであるが、嘗ての江華條約に際して遅疑逡巡したる朝鮮も今は欣然として受け入れアメリカに踵を接して來たつた諸國とも略々同様の條約を締結したのであつた。而して驕て淸國さえ、その宗主國たる特殊の地位の保有に留意しつゝ、商民貿易章程を制定せざるを得ざるに至つたのである。これらの條約は皆最惠國約款附きであつたから、淸國の特例を別として、一國が新たに獲得した利益は即刻他國民にも及ぶのであつて、被開港國の立場からは一以て十に当ると同様の次第であり、來商國の側からは、互いに協調することによつて、今日求めて得ざりしところを明日に期するの利便があつたのである。今これらの條約中後來大影響ありし点を挙げると、宗主権問題と外國人の権利の問題との二点に帰するであろう。一は國際政治上の、他は朝鮮経済開発上の大展開を孕めるものである。

朝鮮の清國屬邦問題については、既に日鮮修好條規の第一條に「朝鮮國自主之邦、保有與日本國平等之權」と明定せられ、各般手續き凡べて対等の禮を以てすることに周到の注意が拂われ、朝鮮側亦熱心にその対等抗禮を主張したのであつて、事は極めて明白なるに似るが、寔は朝鮮側のこの熱心は、むしろ中國のみに臣事すると云う事大の禮の把持に対する決意より出でたものであつて、自主独立は從たる結果であつたこと一八六八年（明治初年）の日鮮交渉が「皇帝」・「勅」等の表現に最大難関を見出だしたると同一心理の継続であつたと見られる。日本政府亦朝鮮清國間の藩屬関係を危惧し（この場合或は武力に訴える必要の生じたる時の清國の態度をも考慮する要があつた）、特に公使森有禮を清國に遣わして予め清國総理衙門及び李鴻章その人と交渉せしむるところがあつたが、この應酬は結局清國側の「内政外交その自主に任すも屬國なり」と云うと、日本側の「内政外交自主なれば完全なる独立國なり」と云うとの両見解が並行するのみであつて、清國側が日清修好條約第一條の「両國所屬邦土は相侵越せず」の「土」は内地内屬の各省、「邦」は外藩外屬の朝鮮・琉球等を指す、從つて日本はこれ等外藩の領土の保全をも約束したのである、清國は元より其の侵犯を默視し得ないとの逆襲的答弁を得たるに止まる。清國の宗主権に関する解釈は、曾て英佛米に対して答えたると同じく、内政外交上の自主権と冊封奉腐貢献の藩屬とは両立する―現実的には中國は藩國の行爲を命令せず又結果の責任をとらないが之れを後見監督する権利を持つと云う、西洋式國際法以外の論理であつたのである。（此の点に関して、後に朝鮮政府外交顧問米人オウエン・デニーは、その有名なる「清韓論」に於て「一國が他國に対する朝貢関係は、その國の主権と独立とに関係を及ぼすものではなく、又少くも関係を及ぼすことの出來ぬものである。この理由よりして、朝鮮が中國に対する年貢は、緬甸の爲に現在英國政府が中國に支拂う貢納が大英帝國の主権と独立とを毀損せず、或は又曾て欧洲の大海洋帝國が未開諸國に対し拂つた貢納が支拂う、これらの欧洲の列強の主権と独立とに影響せざる以上、決して朝鮮の主権又は独立を傷つくるものではない」と説明した。巧妙な説明ではあるが、事大の眞の精神と歴史的事実とを知つて居るものとは言えない。それは前章に述べた様に、一定の道義の上に立つ関係であつて、單なる利害関係若しくは收支計算ではないのであるから。兎もあれ日清交渉は此の程度に打切られたが、幸いにして江華條約は順調に成立し、憂えられたる事態の進轉は見ることなくして了つた。

次いで米國全権シューフェルトが李中堂と米鮮條約を議するに際して当面した問題も亦是れであつた。始め李中堂は本條約中に朝鮮藩屬のことを明記することによつて江華條約、第一條を抹殺せんとし、それが彼をして本條約の斡旋役を買つて出でしめた、一半の原因であつたと見られる。而も米使は断乎として之れを認めず、自主独立と藩屬とを明白なる二者択一の命題なりとし、この場合朝鮮は前者に相当することを持して譲らなかつた。結局條約調印と並行して朝鮮國王よりアメリカ大統領宛に朝鮮は中國屬邦なるも内治外交はその自主するところ、責任を以て本條約の遂行を保証する旨の書翰を交付し、アメリカ側は單に之を受領し置くと云うことによつて事態を解決した。他諸國との條約皆此の手続きに倣うことゝなつたのである。問題は巧妙に回避せられたと云うことが出來る。

然しながら清國は決して之れを以て断念せず、むしろ從來よりも一層宗屬関係を強調せんとした。朝鮮はこれに対し常に極めて從順細心に事大の途を恪守したのである。その明白な表現の一は「中國朝鮮商民水陸貿易章程」である。それは國際條約の形をとらず、中國の屬邦優待の意に出ずるものとし、他條約國の均霑を排斥し、その効力は批准を要せず清國皇帝の允許により、その改訂廃棄また勅許によるとする。更に「奉天與朝鮮辺民交易章程」に至つては、「朝鮮

が中國を称するは「天朝」「上國」を以てすべき」こと等迄も規定し、書式の評定に宗屬関係を明示せんと試みたのである。また実際行動の上にも、特に対外関係に於て、油断なく宗主権を発動せしめて、朝鮮の外交々渉には常にその黒幕に清國の差員があつた。事実斯方面に何等の予備知識なき朝鮮は、何國かの指教に依頼せずしては、國際情勢を正確に判断し、その開國後俄かに推しよせ來たつた諸種外交案件を処理してゆくことが出來なかつたのである。而してこの宗主権の発動は、李太王十九年（明治十五年、一八八二年）壬午の変乱の跡始末に於て其の頂点に達したかに見える。壬午変乱は、國王親政下王妃閔氏一族の「開化派」の対外通好、新制採用に嫌らざる「守旧派」大院君一党が旧式軍兵叛乱に便乗せるクーデターであり、閔族殲滅・外國人排撃と共に日本公使館焼討を伴つた。斯くて日本花房公使が一ケ大隊の兵力と軍艦とにバックせられて、その不当に加えられたる迫害への陳謝と賠償と保障とを交渉しつゝある時、清國は吳長慶・馬建忠等をして大兵を率いて京城に入らしめ、凶徒を捕捉し、治安を維持し、遂に張本たる大院君その人を本國に拘送査問の上保定に監置するに至つた。正に李氏朝鮮始まつて以來の大変事である。日鮮間の済物浦條約が急速に締結の運びに至つたのは、この大院君なる圧力の除去に負うところ大である。これによつて日本は公使館護衛軍隊の駐屯と楊花津（後龍山に変更）の開港との約諾を得た。

この時にあたつて朝鮮の官制も又清國に模して変革せられ、内政を掌る統理軍國事務衙門には参議に清人王錫嚞、賛議に馬建常あり、外交を掌る統理交渉通商衙門には李鴻章の推薦せる独人メルレンドルフ（Mellendorf）協弁たり併せて彼は財政顧問に任じた。税関は清國海関総税務司たるサー・ロバート・ハート（Sir Robert Hart）の監督下に処理せられ、その報告は清國海関報告の一部として発表せられるのであつた。更に國王の親軍営も亦吳長慶の幕下袁世凱の督練するところである。されば内治・外交・財政・軍事の諸権悉く清國差員たる吳長慶の掌中に在り、彼は事実上監國の地位に座せりと云うことが出來る。而してその地位は後に袁世凱に引継がれた。宗主権強くして自主権薄れたのである。こゝに於て、益々その勢力に依倚して現前の地位を保持せんとする、旧來の事大主義者と、海外の新知識に觸れて名実相伴う自主を希う独立派との対立が現れた。一方は老練の既成政治家たる戚族であつて、清國に倚り他方は氣鋭の新進であつて日本勢力を利用せんとした。大院君帰國問題・清佛戦争の不利による清國威信の衰退・清兵長期駐留への反感等々を経とし緯として、此の対立の爆発するところ、一八八四年（明治十七年）甲申の変となり独立派による反対派の鏖殺・日本公使館設衛兵の王宮守備・清國軍の國王奪取・日本公使館の焼討・独立派の日本亡命等々が数日の中に行われた。この間日本竹添公使の甚だ不明なる進退によつて、その善後措置と駐兵問題とを中心としてまた〳〵日鮮・日清の間に宗主権関係の絡まる談判と條約（漢城條約・天津條約）とを必要とするに至つた。一先づ日清両國の撤兵と将來派兵時の相互知照を約するに止まつて、宗主権問題そのものゝ解決は、猶十年の後に残されざるを得なかつたのである。たゞ何故に清國が此の前後の頃に至つて特に宗主権の強化に熱中したるかに就いてわれわれは直接に答え得べき資料を有しないが、惟うにその開國以來対外交渉が朝鮮現実の重要案件として出現し來たれること、朝鮮自身は其の担当力欠けたること、中國は自身既に西方の蚕食を蒙むりつゝあり、同様の運命が朝鮮に迫り、その東方の藩屏を危うくせんことを虞れたること、更に日本の朝鮮進出が清國を刺激したること等の原因を数え得るであろう。当時既に北方ロシアの動向は日本によつても清國によつても警戒を以て言及せられつゝあり、第一章に指摘したる朝鮮の「半島性」性格が、こゝにまた衣裳を新たにして登場し來たつたものなのである。この限り

に於てわれ〳〵は、この頃までの清國（卽李中堂）の朝鮮輔導が、野心的ならざるも善意的、進歩的ならざるも平和的なる点に於て、現狀維持・國際協調の線に沿つて宗主國たるの負託に一應こたえたるものなることを認めていゝであろう。然しながら之れをその儘に承認することは無條件に一國の勢力圏を許容することゝなるが故に、列國の欲せざるところであつた。時に清國は、その始めに於て、対外責任の回避を明言せるが故に、列國は自己の活動目標の曖昧となることを虞れざるを得なかつた。日本に至つては、歴史上も朝鮮を対等國として相関渉し来たつたのであり、これを國際政治上自己の生命線と看做して居たのであるから、清國宗主権の容認は到底忍び得ざるところであつたのである。されば、列國は現実的には清國を通じ若しくは清國の諒解を求めて朝鮮に働きかけるの便宜手段は採りつゝも、原則としては、その宗主権の承認を明言することも避けて、問題を将来に推移せしめたのである。

第三節　外國人の経済活動

一、日清商人の争覇

宗主権問題は朝鮮の内外政治上の重要論点であつたが、外國人の経済活動に大影響を與えたのは、鮮英條約に至つて明定せられた外國人の内地旅行通商の原則と租界地十韓里以内に於ける外國人土地所有権獲得との容認である。実際上には治安の不確実・交通の不便・地方民の猜疑心等の障碍によつて、この原則上の自由の享受には困難が伴い勝ちであつたけれども、これより商人―外國人経済勢力の先駆―及び商業資本―近代的資本主義の先駆―は自由に内地に入りこみ、且つ又外國人の内地定住・土地家屋の所有及び取引、換言すれば土地の貨幣化―それは農業國に於ける資本主義化の発端であるの如きも、その実行の基礎を得ることゝなつたのである。玆に於て朝鮮に於ける外國人の商業は、坐して財貨の需要者提供者の來るを待つところの單なる居留地貿易の域を脱して、積極的活躍の時代に入るのである。この点に於て、鮮英條約は一つの道標を樹立したと謂われるであろう。一八八二年（明治十五年）以來の欧米各國に対する開港、特に鮮英條約による内地の開放を契機として、各國は朝鮮に於て自由に活動するの基礎を獲得し斯くて朝鮮経済社会の近代的資本主義化は急速に推し進められるゝこととなつたのであるが、現実に於て此の自由を利用し、またその足らざるところは之れを補うに種々の擬制や実際的手段を以てして、全面的な経済活動に乗り出だしたものは、第一に日本であり、特に商業部面にその努力を傾注したものは中國であり、こゝに両隣國はその歴史長き朝鮮との旧き関係を新しき基礎に於て再演することゝなつたのである。勿論欧米の諸國も若干の在留者を朝鮮に有して居た。然しながら彼等は、第一には基督教の宣教師であり、第二には本國官吏若しくは朝鮮政府顧問等であり、第三には鉄道鉱山等の利権探求者であつて、純産業的方面の従事者は寥々たるものであつた。これ正に之れら諸國の朝鮮開國に求めたるところの何ものであつたかを反証するものと云うべきである。今一つの接壌國として猶ロシアがあるが、同國の極東政策は政治的方略に急にして経済的必然性之れに伴わなかつたと見るの外はない。此の点に於ては米独等にさえ及ばず、利権の獲得運動には人後に落ちなかつたけれども、之れ亦寧ろ政治的活動の随伴物と看做すべきであつた。蓋しロシア本國の経済事情は、未だ資本主義的経済膨張を國外に求むる程の段階に達して居なかつたからであろう。ロシア大蔵省編「韓國誌」は、例えばその商業活動に関して云う。

「露國商人ハ韓國トノ商業ニ熱心ナルモノナク、露人ハ一八八八年ノ「露韓陸地貿易規則」ニヨリ種々ノ特典ヲ有

スト雖モ、今日迄韓國ノ企業ニ眞正ナル試驗ヲ行ヒシモノナク、加工商業家ニシテ商業視察ノタメ韓國ニ赴キシモノモ甚ダ多カラズ、是レ北韓ニ於テハ廣大ナル事業ヲ施スベキノ地ナク、且商業ヲ営マンニハ韓語ノ心要アルモ講人ニシテ之レヲ知ルモノ甚ダ少ナキニヨルナリ」

と、同書は其の原因の探求に於て、その根本的なるものを見落してゐる。斯くて同國の韓國との取引関係は、シベリア地方との國境貿易及びウラジオストツクへの牛の輸出位が数えられるゝに止まる程度であつた。而して同書に記載するところに従えば一八九六年（明治二十九年）仁川・釜山・元山三開港地に於ける各國商館の数は、日本二一〇、清國四二、ドイツ・アメリカ各二、イギリス・フランス各一であつたと云う。尤もこれらの中にはドイツのメーウエル商会・アメリカのタウシセンド商會・イギリスのホームリンガー商会の如き有力なるものもあつたが、その活動範囲は到底日鮮両國の商人に及ばなかつた。猶上表の数字が一八九六年（明治二十九年）即ち日清戦争直後であつて、清國商人の恢復未だ充分ならざる時期に当ることも注意せられなければならぬ。右の如き欧米勢力不振の原因は、当時朝鮮の貿易路が大阪・神戸・長崎・門司・下関と上海とに依るものであつて、欧米の商品と雖も皆これらの港に於て仲継せられざるを得なかつた事情と、商品の賣込みが猶小賣的であつて、生活程度高き欧米人にとつては技術的にも困難であり、費用倒れに終るの虞れがあり、寧ろ阪神・長崎・上海等に卸賣するを勝れりとしたることに由るのである。茲に於て此の朝鮮資本主義化の先駆、各國商権拡張競争の時代は、事実上日清両國商人争覇戦の時代に外ならなかつた。

清國は政治的には朝鮮をその属國として臣礼をとらしめ、両國の密接なる関係は歴史久しきものがあつたが、清商の経済的膨張力の朝鮮に及べるは遙かに遅れ、一八八二年（明治十五年）壬午の変に大兵を送つて対朝鮮積極政策を採るに至れる以降のことである。清國は既に同年五月、鮮米條約締結立会の差員を送れる時、招商局員五名を同伴して対鮮貿易の調査を行わしめたが、次いで従來禁ぜられたりし水路貿易を許可し、更に「中國朝鮮商民水陸貿易章程」によつて、上國たるの威厳を保持しつゝ朝鮮と特別なる形式の通商條約を締結して、朝鮮開港の機運に遅れざらんことを期した。本條約締結に当つて、清國は其の優越なる地位を利用して格段の有利なる條件を收めることを爲さなかつた。蓋し政治的懐柔を以て、その商利よりも先となしたものであつたろう。然しながら清國人は所謂「大國人」としての社会的尊敬を受けたるより、多くの有形無形の利益を享受したるは疑いがない。現に京城都府内の雑居更に進んで内地雑居は、條約上の明文無きに拘らず、清國人が此の権威を利用して実力を以て行えるに、その端を発して居るのである。之れに対して日本商人は、その貿易独占時代より培える勢力を以て対抗し、日本政府も亦日商の商権失墜をその憂えとなして種々の後援を與えた。朝鮮航路補助金・銀行助成・保険会社代理店開設援助等はその著例である。その他当時鮮内唯一の近代的金融機関たる銀行が日本人の手に在り、対外並びに沿岸航行の実権も亦日本業者の掌握するところであつた。金融機関に就いては後段に詳説するが、航路に就いては茲に説明の要があろう。即ち当時朝鮮の対外航路に定期航路を有したのは、一八九一年（明治二十四年）より日本郵船会社、その翌年大阪商船会社が数船を配したると、同年露人シュウエレフが朝鮮政府より多くの特権を得て開始し、後に東清鉄道に譲渡したるもの（日露戦争迄）とがあつたのみで、他は日清の臨時船であつた。沿岸航路の主要なるものは貿易港と禁止港とを連絡するものである。前者に於て船種船数共に日本の絶対的有勢なるは税関の統計報告が約60％乃至90％台を示す

により明らかである。後者は外國人には禁止せられて居たが、朝鮮人名義に依つて外國船舶を運行するの途が開けて居り、日清の汽船が盛んに之れに從事した。他に微力なる官営民営の汽船会社が興されたが、一八九〇年（明治二十七年）八月の日鮮協約により、日本郵船会社は一時その官営船を引継いで沿岸定期航路を開いたことがある。尤も此の契約は幾許もなく破棄せられて再び以前の狀態にかえり一九〇五年（明治三十八年）の沿岸航行自由の約定の成立迄、漢江の如き習慣上外國船の航行せる外は、名義上韓國旗を翻えして航行せざるを得なかつたのであるが、その大多数が日本商船なりしは、周囲の事情の然らしむるところ当然であつた。

斯くの如く種々の便宜を有したるに拘らず、日本商人は次第に圧迫せられ、清商はその特殊の金融制度と取引慣習とに頼つて、徐々にその地歩を築いて行つた。朝鮮第一の消費地を背後に控ゆる仁川の商権先づ彼等の手に移り、砂金産地を擁する元山に於いても日本商人は落目に向い、唯々釜山のみがその地理的関係よりして旧來の傳統を固守し得たるに止まる。即ち当時三港の輸入統計を檢すれば、一八八五―九二年（明治十八年乃至同二十五年）の八年間に仁川に於ては日商七五％・清商二五％の関係が四三・五対五六・五％に、元山に於ては八一・七対一八・三％より四三・一％対五六・九％に夫々形勢逆轉し、釜山に於てさえ、日商一〇〇％なりしものが九七・二％対二・八％と多少の蚕食を許して居る。斯くて日本商人の形勢日に悪く、有識者をして憂慮せしめ、当事者をして苦慮せしめつゝある間に日清の役起り、日本商人は再び朝鮮貿易の王座を恢復し得たけれども、戰後露國勢力の浸潤は再び日本商人の受難清商擡頭の時代を來たらしめ、一九〇一年（明治三十四年）北清事変により一時挫折したるも、清國商人の勢力の終局的に日本商人の下風に立つに至れるは、日露の役後日本の政治的権力の半島に確立せる後を待たなければならなかつたのである。

斯くの如き事情を生じた根本理由は、朝鮮自体の貿易品目の上に係つて居た。而して此の貿易品目は朝鮮の根本的に農業國たる事実より來たる必然の結果であつた。朝鮮の重要輸出品は、その経済事情の当然として農産品・鉱産品・水産品等の所謂原始産業の所出である。それらは主として、國土狭隘にして漸く工業國に轉向せんとする日本に依つて需要せられ、同じく農業國たる性格を有する清國にとつては魅力尠なきものであつた。従つて清商の努力は輸入に集中せられ、輸出業者としての日本商人の地位は終始揺ぐことはなかつたのである。一八八五年、日九七・四％対清二四％、一八九二年九三％対六・一％）而して清商はその輸入決済尻を金を以て清算して本國に持帰る習慣を持したる関係上、砂金の輸出に就いては、その始め優勢を示したのであるが、日本の金本位制度確立の必要より來たれる金吸收の積極的政策の操作と、並びに銀を以て金に代用するの途ありしを以て清商は此の易きを採りたる事情とによつてこの方面にも清商の侵入を阻止し得たのである。（金輸出價額の日清商対比は、一八九三年四六・三％対五三・七％一八九八年、五〇・二％対四九・八％、一九〇二年九八・八％対一・二％と、こゝに於ては著しい日本への偏向を示して居る。）

然るに輸入品に至つては、その多くは所謂文化的慾望を満足せしむる雑貨及び織物類であり、殊に綿織物は其の主位を占める。然るに当時の日本は未だ之れら財貨を自ら生産して他國に供給し得る程工業化せられては居なかつた。清國亦同様である。されば両國孰れも、朝鮮への輸入品に就いては、阪神・上海等に仕向けられたる欧米生産品の仲継貿易を営めるに過ぎなかつた。而も斯かる相似たる立場に於ては、自己資本薄弱にして高利の資本を運用し、窮屈

なる荷爲替の制度に制約せられ、より高度の生活を営める日本商人は、安價なる資本を運用し、取引先との長期信用取引によつて仕入れをなし、より低き生活程度に堪え得る清國商人の敵ではなかつたのである。

貿易上に於ける日清商人の競爭は、両國の朝鮮半島を舞台とする經濟的対立の最も顯著な表現であつた。而して夫れは日本帝國の國權主義の進出と互に因となり果となつて、先ず日清の役、次いで日露の役、最後には日韓併合への段階を辿らしむる要素の一であつたのである。

二、日本の金融覇權の成立

朝鮮經濟の近代化に決定的な役割を演じた今一つの要素は、朝鮮に於ける貨幣經濟の導入と近代的金融機関の設定とであつて、この分野に於ける中心推進力となつたものは日本の資本と日本人の組織とであつた。

朝鮮の開港以前に盛行した貨幣は、前章に述べたる如く一六七八年（粛宗四年）以來各官衙に命じて鑄造せしめたる常平通寶を以て主とする。所謂「韓錢」また「葉錢」と呼ばるゝものこれであつて、その鑄造の時代と主管官衙及び爐の別に依り重量・品位・大小区々たるに拘らず等しく一枚一文を以て通用し、その品位比較的良好であつて、略々その實質價値表記價値と一致したる故、多く價値の低落を見ることがなかつた。是れ一方に於ては當時の經濟狀態が靜止的なりしと、他方には其の原料を國外輸入に俟ち、その入手困難なりしにより無謀なる發行の行われざりしとに依るのである。然るに一八六六年（李大王三年）大院君執政の時に當り、財政の窮乏を蔽わんとして「當百錢」なるもの、通用を見た。常平通宝の稍々大型なるもので、一を以て葉錢百文に通用せしめんとしたが、その實價は二十分の一に足らず、爲めに葉錢は駆逐せられ、物價暴騰し、政府は民怨の的となつて、同六年遂に通用を停止し回收するの止むなきに至つた。他方には財用尚足らずとして、一八六七年（李大王四年）に清國錢を輸入行用したが、之れ亦一八七四年（同十一年）に至つて禁止せられた。

次いで開港の直後（一八八二年）には「銀標」なる銀貨の鑄造ありしも少額にして多くは行われず、行われたるも忽ち輸出及び鑄潰しの運命に会つた。その翌年更に「當五錢」と称して一枚五文に當るべきものを發行した。此の頃より銅・鉛丹・鉛等の供給を日本に仰いで其の供給安易となりしより、上納金を徴して鑄錢を民間に特許するの風と共に其の品質粗悪化し、漸く幣制紊乱の風が現れだしたのである。「當五錢」亦價値低落して、普通葉錢と同じく一文に通用するのみであつた。加之に一八九三年（明治二十六年）頃には「新錢」また「平壌錢」と唱えて、品質粗悪錘錢にも比すべき錢貨が平安監司の手により供給せられた。以上葉錢・當五錢・新錢の三者が、外國商人の朝鮮上陸の際に半島の通貨として公行せられたるものであつた、その品質形狀量目名称悉く紛淆し、而も其の相互間何等連絡の途が講ぜられては居なかつたのである。如斯き貨幣の狀態は、從前の如き靜止的な而して半自足自給的な、換言すれば貨幣の効用が第二次的にしか感ぜられなかつた經濟社会に在つては兎も角、今や開港によつて活潑なる國内的並びに國際的取引の開始さるゝに當つては、悉くその欠陥を暴露せざるを得なかつた。蓋し當時の朝鮮の如く、その政府の財政上の信用全く無き國家に於て、且つ又貨幣が必ずしも國家の造出物にも非ず、將たその嚴正なる監督に服するにも非ざる國家に於ては、貨幣と雖も究極に於ては一種の商品として、その實質價値に從つて評價せられざるを得ない。斯くて韓貨は夫々の含む一定量の地金價値として先づ観念せられ、需要供給の関係に從つて其の交換價値は変動した。此の傾向は、それが外國貨幣と対比せらるゝ時一層明瞭であり、此の意味に於て、韓貨は外國商の眼には純

然たる商品として映じたのである。その價値が偶々その実質價値より高きは、夫れが朝鮮の生産品並びに労働を購入する爲めに必須の手段であり、而も過剰に供給せられざるが故に（常平通宝の鑄造は日清役直前迄を以て停止せられた）、一種の稀少價値としてのプレミアムが附せられたものなのである。即ち韓貨は外國貨幣と朝鮮の財貨労務とを繋ぐところの特異な商品となつたのである。外國商人は必要悪（ネセサリー・イーヴル）として先づ韓貨を買い、然る後その目的とする財貨若しくは労務を買收するの迂廻せる手続きを余儀なくせられた。従つて其の價格は、居留地に於ける日々の需要供給の関係によつて絶えず変動した。殊に農産物の出廻期や納税期に於て、その変動は著しかつた。居留地なる最大の韓貨需要地を中心として、取引が一時に輻輳したからである。

斯かる在來通貨の不便に対應する手段として、開港地を中心として、各種の外國貨幣の流通及び韓錢手形の盛行なる新現象が現われた。外國貨幣にして流通したるものは、清國人居留地・義州鴨綠江の國境地方に清人によつて齎されたる馬蹄銀あり、慶興・豆滿江上流地方に北鮮駐剳ロシア軍隊により撒布せられ又シベリア出稼ぎの朝鮮人によつて持帰られた露國貨幣があつたが、これらは流通範囲も限られ数量も僅少であつた。更に墨銀が清商によつて輸入せられて、一時居留地に日本円銀と並んで盛行したけれども、贋造多く而もこれが識別困難の爲めに、一八八九年頃を頂点として漸次廢絶に帰した。斯くて最も弘布せられたものは各種の日本貨幣であり、就中日銀兌換券及び一円銀貨であつた。これらは主として開港地及びその附近に流通し、又その出入朝鮮人により、特に日清役後、内地へも撒布せられたが、勿論内地に於ける一般の支拂いには韓錢を必要とし、旅行者・仕入商人は皆量大なる韓錢を駄して内地に入るの不便を忍ばなければならなかつたのである。

韓錢手形とは、表面上債権債務者間に於ける一定額の韓錢の預り証文であつて、預り主の信用に基いて発行せられ提示次第現錢を以て支拂うべき一種の約束手形とも云うべきものである。如斯き方法の案出せられたるは、元來韓錢なるものが單位低くして多数の支拂いには運搬及び計算の爲めの手数と失費が多く、又その眞價良否識別の煩があり加之に多額の決済の爲めには必ずしも常に所要数量を調達すること困難なりしによるものであつて、各居留地に於て特にその最大多数在留者たる日本商人間に多く行われた。この手形は一旦之れを以て支拂うも、現錢と交換する際に於ける煩労並びに困難は等しいから、轉て甲の手形を支拂うに乙の手形を以てするの風を生じ、斯くて手形は轉輾せらるゝこと約束手形の如きに至つたが、而もその形式極めて簡易、これを律するの法規なく、又轉輾する際裏書の保証も要せず、有効期間の定めも存しない。玆に至つて此の制度は極めて軽易便宜なると同時に許多の弊害をも生じたのである。元來韓錢手形には固有の、而して癒すべからざる欠点がある。それは手形面に表示せられたる韓錢の價値そのものが日々に変動することである。韓錢建の取引なるものが元來投機的要素を含むものであるが、韓錢手形はその支拂の時期が予定せられないから、その投機性は倍加する。而も内地所産の財貨の買付けには韓錢を以てせざるを得ず、韓錢の所要額を常住手許に準備すること不可能なれば韓錢手形を振出さざるを得ずとすれば、輸出貿易に従事する者は常に三重の危険に曝されるものと謂わなければならない。即ち商業そのものに固有なる商品の價格変動に関する危険の外に、之れが購入に要する貨幣に附随する韓錢相場変動の危険と、更に手形取付けの時期を予測し得ざる危険との三重の投機性にさらされるのである。然るに此の韓錢手形の振出人は、原則として輸出業者即ち朝鮮産財貨の購入者であつた。輸入業者は韓錢の受領者にして居留地に於ける其の供給者である。元より彼等も韓國相場変動の

苦痛は受ける。然しながら夫れは前者程痛切ではない。その入手せる韓銭手形又は韓銭の処分に就いてはもとより、その輸入財貨は大体に於て所謂文化品に属するが故に、その賣却についても、自ら時期考量の余裕が比較的大である からである。之れに反して輸出商品は農産物が大部分である。従つてその仕入れ、その処分ともに季節によつて支配される、そして今や韓銭相場そのものも亦大いに季節によつて影響されることゝなつて来た。韓銭の最大需要者は居留地商人であるからである。斯くの如く韓銭建の受難者は主として輸出商である。然るに当時の貿易は上述の如く大部分、日本商人によつて占められた。而も特に輸出貿易に於て圧倒的に然りであつた。而して日本商人の殆んど唯一の競争者たる清國商人は概ね輸入貿易に従事し、その賣上げは土産の金または銀に換えて本國に送つたのである。此の情勢の必然の結論は、日本在留民に依る韓銭建の排撃となり、韓銭なる貨幣制度の改革論とならざるを得ない。是れ第一次の朝鮮幣制改革論の起因であつた。

一八九四年（明治二十七年）日清両國開戦の直前に当つて、大島日本公使の朝鮮朝廷に進めたる内政改革案に「速かに貨幣の制度を改定すべし」と述べたのは、斯かる情勢を反映してのことであつたのであり、日本勢力の影響下に組成せられた軍國機務処が、その短命なる期間中の性急なるプログラムの中に、「新式貨幣発行章程」の発布を断行したのも、右の要求に應えんが爲めであつた。本章程は大体当時日本に於ける現実の形態たる銀本位制度に倣えるものであるが、これに依つて新しき二個の問題が朝鮮貨幣制度の上に投ぜられることゝなつた。その一は、本章程の定むる諸種貨幣の中、白銅貨のみ過度に濫鋳せられてインフレーションを喚起したること、今一つは第七條の新式貨幣の充分に鋳造せらるゝに至る迄、同質同量同價の外國貨幣の流通を許す旨の規定によつて、日本円銀が公然たる貨幣として発揚し来たつたことである。

「新式貨幣発行章程」に規定せられたる銀貨以下四種の貨幣中、ひとり白銅貨のみ無制限の鋳造を見て他の願みられなかつたのは、畢竟するに其の発行が最も有利であつたからに外ならない。曩に常平通宝の廃鋳によつて私利の機会の亡失を嘆いた宮室並びに特権階級は、茲に恰好の代替物を見出だした。貨幣は彼等にとつて、國家須要の交換價値体現者としてではなく、單なる営利の機会として映じたるに過ぎない。即ち國家の貨幣鋳造機関たる典圜局は王室の御用命調達所と化した。この外鋳造特権の賣買・端的なる賢造等も亦之れに加わつて、白銅貨鋳造は一種暴利的企業の如き観を呈し、國外からの密輸入までも現われるに至つた。後年幣制整理に伴う換算額によれば、この発行高二千万元と称せられ、その白熱期は一八九七年（明治三十年）代の初頭に在る。斯かる無統制なる貨幣の発行が、漸く貨幣経済の侵潤を見つゝある経済社会に如何に有害なるやに就いては論ずるまでもない。仮令その流通は、政府の労力に拘らず、京畿道及びその隣接諸道に止まり、全羅・慶尚・咸鏡道等はその流通を拒むに略々成功したとは云え、（但しこれら地方に於ては、依然として上述の韓銭問題がある）、その範囲内に於ては物價の昂騰甚だしく、財産上の損害数うるに堪えない。その害悪は従つて全道に及んだのである。人民の苦痛不満甚しきのみならず、特に默視し得ずと爲したのは在留外國商民であつた。急激なる貨幣價値変動の結果として、彼等の商取引上の利益は愈害を蒙むる。彼等の資本主義的合理的計算はその軌道を失う。半島民の購買力の減退は彼等の利潤率の減退に外ならない。居留日本人の掛賣りの慣習・常習的副業たる質屋・金貸業は立ちゆかない等々、之れを要するに、識らずして行ふインフレーション政策に対する激しき批難、延いて貨幣制度改革の叫びが、在留外國人の口から翕然として起つた。そし

てこゝに於ても其の音頭取りは最大の被害者たる日本商民である。即ちまた、日本政府である。斯くて一九〇二年（明治三十五年）には在京城公使團の決議によつて、白銅貨の停鑄・特許鑄造の廢止・私鑄の禁止・流通範圍の拡大等が勧告せられ、朝鮮政府はこれを容れたけれども、実際には唯々その濫鑄の程度が多少控え目となつたと云うに過ぎなかつた。是れ当時宮廷に対する最大の発言者はロシアであり、同國は此の問題に何等の痛痒を感ぜざりしによるのである。

されば結局貨幣問題の実際上の解決は、朝鮮政府によらざる、朝鮮國貨幣を通ぜざる他の方法によるの外はなかつた。茲に於て著目せられたのは、従來既に開港市場に通行せられ、その価値安定せる外國貨幣特に日本貨幣であつた。これより先同貨幣は事実上恰も本位貨幣の如き役割を演じつゝあり、各種の韓貨は之れに対する打歩を計算することにより、その価値の変動を測定せられ、且つその相互間の価値の連絡がつけられて居たのである。是れ貿易上取引が日本人に対するもの大多数を占めたる事情及び夙くより関税納入の基本貨幣と認められたるにより來たる当然の帰結であるが、更に日清役に於ける軍隊の駐在と「新式貨幣発行章程」によるその公認とは、日本貨幣の内地弘布を援けることゝなつた。一八九七年（明治三十年）日本の金本位制採用に当つても、鮮内流通用の一円貨幣は刻印により区別して残存せしめたから、日本銀行券と相俟ち、その本位貨的機能は依存保持せられた。然るに、日清役後の三國干渉以来漸くその朝鮮経営策尖鋭化し來たれるロシアは、朝鮮政府に訓うるに、刻印銀貨の公行はその体面を損じ且つ國利を奪わるゝものとし一九〇一年（明治三十四年）新たに「貨幣條則」を発布すると共に円銀流通禁止の命令を発せしむるに至つた。この禁令は半歳の間継続し度支部はその納税を拒絶したけれども、税関は依然円銀を支持した。

蓋し新條例は有名無実にして、之れによる貨幣の発行なき故、円貨を攫いては価値安定せる貨幣を見出だし得なかつたからである。日本政府はもとより厳重なる抗議を提出し、刻印円銀担当者たる澁沢第一銀行頭取の努力もあり、且つロシアの対朝鮮政策の急変あり、この禁令の解除によつて事は了つた。然しながら、円銀は既に新規鑄造により増加供給を期待し得ざる通貨であり、日本銀行券の輸出も亦限られたる事情にあつたから、当時朝鮮内に確固たる地歩を確立せる第一銀行は、更に進んで自ら銀行券を発行して、朝鮮に於ける金融覇権の支持に向わんことを決意するに至つた。蓋し金融権の掌握は凡べての産業的発展の基礎をなすものである。況んや日本商人の強敵たる清商は、その独特の信用取引を以て高金利に悩む日商を圧し、就中その大御所たる同順泰の如きは、個人商店を以てして各種の銭票を発行し、その流通恰も銀行券の如きを見るに於てをやである。

斯くてわれわれは今や朝鮮に於ける近代的金融機関の誕生並びにその成育に就いて考えねばならぬ。

朝鮮在來の金融的業務の担当者として開港当時に存したものは、客主旅閣及び契の一種並びに貸金業者・典当鋪を挙げ得るに過ぎない、客主旅閣は元來卸賣問屋たることを其の基本機能とするが、これに附随して、荷主及び買主の爲め資金の立替え・手形の割引・隔地間の金銭財貨の決済・手形の振出・富有なる官吏両班等の資金の保管利殖等のことを行つた。近代の銀行の行う貸付・割引・手形の発行・内國爲替・預り金等の業務に当る訳である。たゞそれは飽くまで問屋業と兼帯するもの、即ち特定の対人関係若しくは対官府関係に終始するもので、銀行の如く専業的従つて開放的ではあり得なかつた。且つその金融は所謂生産信用であつて消費信用への途ではなかつた。契・金貸業者・

典当舗は主としてこの部面を担当したものである。

契は前章に述べた如く、極めて多種多様であつたが、その中には貯蓄及び金融を目的とするものがあつたし、然らざる場合でも契財産の維持増殖の爲めに、契員又は他人に貸付け利殖することは、殆んど凡べての契に於て行われた。典当舗は日本の質屋であるが、営業範囲更に廣く、動産不動産の別なく之れを貸付けの対称となし、併合直前頃の如き不動産抵当の方が多数を占めた位である。金貸業に於ては、特に市日毎を期限とする市場貸が最も普遍的に行われた。而してこれら三者を通じての特徴はその高金利であつて、月一二割と云ふもの珍らしからず、市場貸の如き毎市日即ち五日間にして然るものがあつた。斯かる高金利は、開港後に於て、薄資にして功を急ぐ多くの在留日本人をして専業的に若しくは副業的に、之れに赴かしめた。営利経済に眼覚めたる者と然らざる者との間は斯かる貸借の行わるゝ時その結果は問わずして明らかであらう。而してその結果が日鮮人民間の悪感情として、後の抜き難き痼疾の源ともなつたのである。

右に述べたる如き旧来の金融機関は、旧朝鮮の持つ半自給自足経済、極めて小地域的な商業・幼稚な手工業の段階には略々対應したるものと、謂い得よう。然しながら開港と同時に事態は一変しなければならない。新來の外國商人の中には自ら金貸業や典当舗を営むことによつて、旧來の制度に一層惨烈なる営利主義精神を注入したるもある。けれどもヨリ重要なことは近代的資本主義の要素としての金融機関—銀行そのものが開拓の分野を半島に見出だすことでなければならぬ。それは在來新來農商工業者えの資金面の助力者として彼等の産業活動を鼓吹するのみならず、夫れ自身金融的支配力の行使によつて、この新世界の資本主義化を促進するものであるからである。

半島に於ける近代的銀行の先駆者は、日本第一銀行釜山支店の設置に始まる。一八七八年（明治十一年）六月のことである。その目的は「主トシテ爲替荷爲替ノ途ヲ開キ貸付ノ便ヲ計リ傍ラ韓錢ノ交換ヲナシ」と「韓國ニ於ケル第一銀行」に誌されてある様に、貿易金融を第一目標とした。貿易業が当然朝鮮進出者の最初の主要業態であつたからである。その創業の苦心は着々として酬いられ、一八八〇年（明治十三年）元山、八三年（同十六年）仁川、九八年（同三十一年）木浦、一九〇三年（同三十六年）鎭南浦及び群山と、各開港に従つて支店若しくは出張所を設け、京城には一八八八年（明治二十一年）出張所後に支店、一九〇五年（同三十八年）には韓國総支店を置いた。更に対馬の第百二銀行・大阪の十八銀行・長崎の第五十八銀行・長崎貯蓄銀行等も続いて主要開港市場に支店出張所を開いた。始め之れら日本人銀行の取引先は元より概ね日本商民であり、開港市場内に限られて居たが、日清役後各銀行は支店を増設し、明治三十年代に入つてより、次第に朝鮮人間の取引を増加して全鮮的な金融機関となりつゝあつた。

これに対してその他の外國銀行としては一八九七年（明治三十年）香港上海銀行が仁川ホームリンガー商会を代理店とし、仁川在留の洋商・清商及び富有なる朝鮮人を得意としたが、これは長崎に在る同銀行代理店の復代理店で、一々その指揮を受け、未だ独立にして廣範囲なるものと云うを得なかつた。また一九〇一年（明治三十四年）三月露韓銀行開店、当時ロシアの対韓積極政策を承けて、資本金五十万留、その業務の中には兌換券の発行・韓國國庫事務取扱韓貨の鑄造・利権の獲得等が挙げられ、その並々ならざる企図を示すものがあるが、本國の政策後退により、未だ業務を開始するに及ばずして同四月閉店したるは、第一銀行にとつて好個の敵手を失えりと謂うべきである。その他清國商人はその独特の自己金融に依頼して、別に銀行の必要性を感ぜざりしが如く、斯くて銀行界は日本の独舞台

であつたのである。

尤も一八九四年（明治二十七年）甲午以降、朝鮮人士の間に銀行設立運動が起つたが、孰れも開店一年ならずして戸を鎖し、漸くその存在を続けたのは、一八九九年（明治三十二年）の大韓天一銀行及び一九〇三年（明治三十六年）の漢城銀行の両者のみであつた。その短命の理由は経済的基礎と経済的知識との上に立つて居なかつたことである。その社長出資者は皆官海の要人であつて、銀行は恰もその権勢に頼つて財産保護をその主目的とする機関である。従つて且夕を図り難い当時の政界に、彼一度失脚すれば銀行亦朝日に霜の溶くるが如くに解消し去るのである。況んや價値不安定なる韓貨の基礎の上に堅実なる信用機関を築かんとするをや、僅かに生残れる天一・漢城両銀行の如きも宮廷及び政府の保護並びに補助金に俟つ処多く、その業務の如きも主として土地家屋抵当貸付であつて、金貸業者又は典当舗の域を出づること遠からざる有様であつたのである。

斯くて朝鮮に於ける銀行らしき銀行は日本人銀行のみ、日本人銀行中最も歴史古く、規模大きく、信用大なるものは第一銀行であつたから、同銀行は単なる普通商業銀行たるに止まらず、夙くより半官的業務に従事することゝなつた。その第一は一八八三年（明治十六年）朝鮮に税関を設置するに当つて、清國招商局その他清國商人との競争に打勝つて関税取扱い事務を一任せられ、次いで第一銀行手形を以て関税その他の手数料・罰金等の納付を為し得るの途を開いた。その第二は一八八四年（明治十七年）以降日本銀行の兌換準備の為めの朝鮮産金買收を委託せられた事である。その活動が清商の入超決済資金としての金輸出を殆んど断念せざるを得ざらしめたことは、前に述べた通りである。その第三は一八八九年（明治二十二年）八月逓信大臣諭達により、釜山・仁川・京城に於て郵便為替資金保管事務を取扱い、次いで日清・日露の両役に、その支店網を動員して中央金庫派出所として軍用金の保管及び出納の任務に服した。その他朝鮮政府に対して一八八四年（明治十七年）以後数回に亘つて二百余万円の貸上金に應じて居るこれら業績の累加によつて、朝鮮に於ける第一銀行は次第に銀行の銀行即ち中央銀行的自信と風格とを具うるに至つた。明治三十年代に入つて日本の幣制改革による一円銀貨の供給杜絶・日本銀行一円兌換券の回收・刻印付円銀の北清事変時の流出等による通貨不足、従つて海関税收入の不便、また資金供給難並びに通貨輸送の為めのコスト高等の対策として一九〇二年（明治三十五年）に至り、第一銀行は遂に無記名式一覽拂約束手形の形式を以て銀行券発行の認可を日鮮両政府より獲得したのである。一般には第一銀行券は大いに歓迎せられたが、当時の複雑なる政情に禍せられ、再三特に所謂親露派の妨碍を蒙むつた。一九〇三年二月の際の如きは、度支部の援受禁令と大規模の取付けが行われ、代理公使の抗議と謝罪要求・帰朝中の公使の軍艦便乗帰任・仁川港に於ける軍艦の監視・居留民大会等々、正に政治上の重大事件の観をさえ呈したのであつたが、その後着々として其の地歩を固め、一九〇五年（明治三十八年）一月第一銀行は韓國々庫金取扱事務並びに貨幣整理事務を担任し、同時に同銀行券は法貨として公認せらるゝに至つた。茲に於て第一銀行は実質上の韓國中央銀行となつたのであるが、その多難なる幣制整理の任務終るや一九〇九年（明治四十二年）正式に韓國銀行設立成り、之れにその中央銀行的事務を引継いで、始めて韓國にも自身の中央銀行が名実共に存在することゝなり、第一銀行は又元來の「有力なる普通銀行」の立場に帰つたのである。

一九〇四年以降日本の韓國に於ける覇権確立するや、幣制整理は先づ取上げられ、急速に遂行せられた。日本の韓

國に於ける重要施策であり、半島に於ける貨幣經濟確立の礎石であつた。從つてこの經濟社會の資本主義化に決定的な契機を與えたものと爲さなければならない。韓國幣制の整理は、白銅貨の廢止還收、葉錢の整理と自然還流、日本貨幣制度の採用の三原則に從つて行われた。就中この第三点が最も重要である。それは韓國の通商上及び交通上最も近接せる日本との共通を便宜となしたると、最も利害関係深く整理資金の負担者は日本なるとの二理由に出ずる、即ち過去より現在に至る両國貿易関係の密接と云うことが立論の根拠とせられたが、事実は、更に進んで、共通なる幣制の所有と云うことは、むしろ将來に於ける両國関係の密接不可分を運命ずける方法となつた点に、其の重要性を見なければならぬ。それは過去に於ける緊密なる両國経済関係をして向後此の共通の地盤の上に膠着せしむることに外ならず、從來既に実力的に認められたる日本商民の他外國商民に対する優越的地位を固定的に保証するものに外ならず第一銀行券の内地普及により漸く拡大せられつゝありし日本商品・日本資本の全鮮的勢力圏の樹立を促進するものに外ならず、軈て終には日韓両國が地域的に経済的統一体を形ずくるべき日の前提を置けるものに外ならない。

三、土地の貨幣化の趨勢

外國勢力の朝鮮浸潤に、從つて半島社会の資本主義化に、重要な足掛りを與えた今一つの要素は土地であつた。李朝末期の朝鮮経済社会に於て、凡べての生産の根源であり、殆んど唯一の「富」とも云うべきものは土地であつた。されば、今この國に來到せる外國資本並びにその代表者等によつて、土地が先ず注目せられたのは、寔に故なしとしない。上節に説述したる、その商業的活動なるものも、主として土地の直接の所出たる農産物を対象としたものであつたが、更に次の段階に於ては土地そのものがその経済活動の範囲内に吸收せられることゝなつたのである。然しながら、土地が土地たるのみでは、それは原始生産の重要手段たるに止まる。土地が資本主義経済活動の対称たり得る爲めには、それは自由に且つ正確に貨幣と代替せられるものでなければならない。即ち土地の貨幣化と云う要件が必要である。果して開港後土地問題の終局目標はこゝに在つた。

從來朝鮮に於ては、制度上土地の私有は認められなかつたが、実際上には私人的に占拠使用権益処分せられてゐたこと近代の所有権に似たるものがある。けれどもそれらの法的な根拠や手続き上の正確性に就いては極めて不充分であつた。即ち土地の用益権の移轉には文記が用いられ、これに官の証憑たる立案・立旨等が與えられたけれども、それは何等客観的な根拠—例えば正確精密なる原簿イによつて與えられたものではないから、官記の弛廢に伴つて其の証拠力は動揺せざるを得ない。土地の賣買が直接土地の占用者間のみで行われるならば兎も角、外來者なる要素が加えられるゝ時、客観的にして何人にも対抗し得る如き證拠力が要求せられるのは当然である。元來李朝時代の法制上は、田籍は收税の根本資料として重要視せられ、二十年毎に改量して実情に副わしむるものと定められたのであるが、実際上は財政困窮に應じて時々思いつき的に、而も地方的に試みられたるのみ、常に民怨を恐れて糊塗に過ぎたる故到底実際とは相應せざるものであつたし、加之に世下るに従い貪官汚吏の弄奸の好題目として任意土地の帳籍上の分合が行われたから益々紛淆に陷らざるを得ず、到底基本台帳として信頼し得なかつたのである。

更に土地の面積の表示としては、結負、斗落、日耕等の言葉が用いられたが、結負とは課税の標準として收獲高を示したるものであつて上中下等田質によつて皆その面積を異にし、斗落とは下種量を基準としたものであつて、これ亦土地の肥瘠によつて異なる。日耕は一人一牛を以て一日に耕し得べき面積の意であつて耕作の便否に從つて同樣で

ない。斯くて孰れも耕種の見地に偏して、機械的な面積の称呼とは謂い難かつた。次に土地の所在及び境界を明らかにする爲めには、字番号を附し四標なるものを記した。卽ち量田の順序に從つて一筆毎に千字文の字号と一、二、三等の番号とを以て序となし、各筆の東西南北に隣接せる山川・道路・墓又は隣田の字番号・地目・田主名等を記して其の位置を示したのである。例へば「地一田、一結三負、田主崔龍五、東朴中方畓、西黃祖丹田、西山、北路」の如きものである。量案・文記皆この類いであるが、改量に際して、或は脫稅橫領等の目的を以て故意に、字番号を変更することあり、屢々旧字番号との聯絡を失し、又時世の変に應ずる四標の改訂も行われず、茲に於てこれらの表示は、唯々数百年前の狀況を示すに止まつて、当時の実狀とは相関せざる有様ともなつたのである。

之れを要するに、李朝末に於て土地の賣買・相続・譲與等の処分は実際上認められ、之れが官証の法も制度の上には存したが、事実としては多くの場合粗製なる私文記の作製引渡しによつて当事者間の取引を完了し、而もその文記は唯々不特定なる收獲高を漠然指称し(但し納稅額丈けはこれによつて判明する)地番・四標による境界は指示せらるゝも必ずしも正確ならず、結局当事者間の諒解に基いての実際上土地の引渡し及び占用が主であつて文記は從たる形式に過ぎなかつたと謂える。是れ当時の経済社会が、なお自給自足的段階を基礎とし此の社会の最重要の生産要素たる土地に就いても之れを直接に利用して自己の生活を支うると云うことに重点が置かれて、之れを動産化し商品化し客体化するの必要が未だ感ぜられて居なかつたに依るものと見るべきである。土地は政府にとつては租稅の源泉であり、宮室官吏軍人を養うの手段たれば足りた。土地は人民にとつては之れを耕しその收獲物を以て一家を糊するを得れば足りた。権門勢家による土地の兼併が行われ、小作細農との対立は存したけれども、当時の地主も小作人も、その土地に対する関係は、根本に於ては、上說の如くその生活資源を直接こゝに求むると云う外他意なかつたのであつて、この限りに於て、土地と人とは直接一面の関係に於てつながれて居たのである。斯かる世界に於て、煩鎖なる形式の尋討は若干の附随的弊害を防止するの効果は存したであろうが、未だ本然的に必要とせらるゝには至らなかつたのである。

朝鮮開國に從つて到來した外國人の当面せる土地事情は大凡そ右の如きものであつた。朝鮮政府当局が、その始めに於て、外國人の土地所有権について予想せず、考慮せず、また認容するところでなかつたであろうことは、その人民の土地所有権すら未だ観念明白でなかつたこと、國土は王土なりとの儒教観、開港後も熾烈なりし排外感情等より推測断定して誤まりなきところであろう。現に日鮮修好條規・米鮮條約・孰れも借地借家を認むるに過ぎぬ。然るに突如として一八八三年(明治十六年)の英鮮條約に至つて租界内及び租界外十鮮里内の土地家屋の買得を規定するに至つた。イギリスが如何にして此の重大譲歩を獲得したりやは明らかでなく、その後の朝鮮政府の態度に見れば、寧ろ不注意若しくは無識に出でたるものに非ずやとも想像せられるのであるが、既に條約上明文に現われ、且つまた実力上外國人の土地所有は行われて居たのであるから、事実として如何とも爲し得なかつたのである。而も條約は租界外十鮮里以内と限定するに拘らず、事実は猶予なく進展して内地にまでも及んで居た。その実情は、開國以來、特に日清役以降激増したる旅行者・視察者・在留者等の見聞に聞いても、また後年の土地会社等の記錄・官廳の調査等に徴しても明らかであるが、その一例を挙ぐれば、明治三十年代の一日本官吏の踏査書の曰くに

「間行里程外ニ在リテモ既ニ久シキ以前ニ於テ実際耕地ノ賣買行ハレ居ルハ事実ニ於テ之ヲ徴スルコトヲ得。夫ノ

欧米人ノ幾年ノ久シキ以前ヨリ内地ニ居城ヲ構ヘ耕地ヲ買收シ少許ナガラ自ラ耕作ニ從事セル如キ幾度カ韓國官吏ヨリ撤退ヲ請求スルモ行ハレタル事実ナク請求スル官吏モ中央政府ノ命令ニ依リ行ハレザルヲ知リナガラ儀式的ニ退去ヲ請求シ之ヲ受クルモノ亦儀式的ニ受クルノミ。双方トモ既ニ儀式ナリ此式ヲ了レバ依然トシテ旧ノ如シ、殊ニ近年ハ間行里程以外ニ本邦人ノ土地ヲ所有シ家屋ヲ構ヘ定住スルモノ益多キヲ加ヘタリ。（中略）又邦人ノ久シク釜山・仁川等ニ居住スルモノニシテ夙ニ内地ノ耕地ヲ購ヒ韓人小作ニ委シ收得米其他ニ関シ苦情ヲ惹起シ又ハ侵害ヲ受ケタルヲ聞カズ、其他斯ノ如キ実例ハ與ゲテ数フベカラズ」

なお少しく遅れて日露役当時の記述にも、

「内地ニ於テ外國人ノ家ヲ構ヘ土地ヲ所有スルハ至ル所之ヲ見ル。而シテ韓國政府ハ以前ハ間々撤退ヲ請求シタルコトアルガ如シト雖モ現今ニ於テハ斯ノ如キ請求ヲ爲サヽルノミナラズ外人ニ対シ租稅領收証ヲ交付シ公然其ノ所有ヲ認ムル官衙モアリテ、本邦人ハ家屋ノ借住、購入、建築ヲ問ハズ何等ノ支障ナク自由ニ土地買收スルノ狀況ナリ。」

とある。

外國人の土地家屋の所有は、何故に租界地内に限局せられなかつたか？　それは当時朝鮮の土地が、外國人に対して持つた魅力の性質に顧みれば明らかである。即ち土地獲得の目的は、第一に凡べての事業経営の場所としてゞある各國の條約が住居としての外に商店・倉庫・工場等の建設を要求して居るのは是れである。第二には收獲物掌握の手段としてゞある。各種の農産物は純農業國朝鮮に在つて最重要商品であり、その取引を掌握することは、外来商業資本の重大任務でなければならない。而してその最も確実なる方法は、土地を直接自己の支配下に置くことである。然しこのことは寧ろ第三の土地を直接投資の目的物とする場合の從属的結果とする方が当を得て居よう。安價なる土地高率の小作料・小作米轉賣による商業利潤・農法改良の余地大なること等の事情相俟つて、土地投資は極めて利廻りよき企業であつたのである。斯くて第四の土地抵当による貨幣資本の運用が、高利率の收得か若しくは廉價にての土地獲得かと云う結構な二者択一の事業となつたのである。数え来たれば、外國人土地所有の租界附近限定の不可能さが判明するであろう。況んや資本主義的本能は利潤あるところ不可能と云うことを知らぬ。背後の國力に擁護せられ、「進歩せる」知識に導かれて、隠然或は公然なる外國人の土地所有が、内地に向つて進出した。而して此の場合にも、最も熱心なる進出者は日本人たるべく運命づけられたのは、上述の土地獲得の要因と考え合わす時、容易に領かるゝところであろう、蓋し欧米人に於ては、宣教師が内地在住の必要を感じたる外、大商人・利権屋等は租界地内にて事足りたし、土地投資の爲めには、彼等にはヨリ拡大にしてヨリ自由なる舞台が、アフリカ・中亜・インド・濠洲等々に開けて居たのである。また清國人の興味は商業、主として輸入貿易にあつたし、彼等は特に所有権の獲得に熱中するの要なく、「大國人」の権威を以て外國人にして外國人に非ざるが如き便宜を享有して居たからである。斯くて土地獲得の爲めに、或は朝鮮人名義の借用、或は官吏への請託による自己名義の登錄、或は買主名義空欄の放賣文記、或は受戻し不可能なる程過大なる金額を記入せる抵当文記、或は抵当文記と放賣文記との二重作成等種々苦心の結果になる「実質上の便法」に憂身をやつしたる者は、主として日本人であつたのである。從つてその手続きの合法化を最も待望したる者も亦日本人であつた。さればこそ、日韓保護條約の締結によつて、日本の半島に於ける覇権

確立するや、一九〇六年（明治三十九年）「土地家屋証明規則」、続いて「土地家屋典当執行規則」を発布せしめて應急ながらも内外人の爲めに朝鮮全國にわたつて土地所有権を確認し、これが公式証明の途を開き、次いで一九一〇年（明治四十三年）以降の土地調査事業の大事業によつて、上說したるが如き土地に関する面積・境界・所有関係等の不確実性を抜本塞源的に改訂せんと試みた。本事業は前後七箇年を要して日韓併合以後に完成せられたのであるけれども、その礎石は韓末に在り、土地の貨幣化なる近代資本主義的要求の貫徹に最後の仕上げを與えるものであつたのである。本事業に附随せる弊害、本事業の結果たる土地配分上の難点等に就いては、こゝには一應問題外なれば之れを擱く。

四、在來工業の沒落と新工業の抬頭

土地経営や商業的進出の部面に於て、外來経済力の活躍の熱烈なりしに拘らず、工業部門に於ては、極めて遅々たる進歩を示すに過ぎなかつた。これは新たに開國せしめられたる「後進國」の当然の運命として、諸外國の求むるところは原料資源に非ずんば自己生産工業品の販路たりしによる。蓋し「先進國」の先進國たる所以は、その工業國たるに在るからである。されば開國の結果、その國の在來工業の開発さるゝことは稀有であつて、寧ろそれは屢々外國産品の圧迫を受け、悲境に沈倫せしめらるゝを常とする。朝鮮の場合、その開國者にして又爾後の経済交渉の立役者たりし日本が、後に述べる如く未成熟資本主義國であつたと云う特殊事情によつて、多少その影響は緩和せられたけれども、なお且つ公式的在來工業の衰退と云う運命は免れなかつたのである。

朝鮮の在有工業が儒教倫理による節儉主義・節慾主義・商工抑圧主義と貧官汚吏の討索の対象となるとの両事情の挟撃を受けて全く萎縮し、僅に生活必需品工業の域に止まつたことは、前章に之れを述べた。若し韓末に於ける主要工業品を挙ぐるとすれば、綿布、絹布、麻布の製織並びに染色、紙類、陶器、金属製品、細細工、花莚等を数うべきであろう。孰れも製法・用具共に未だ幼稚粗笨なるを免れず、上等品は從來とも輸入に俟つの外なかつたのであつてたか〳〵特色ある手工藝品たるの域を出でなかつた。從つて開港後、良質にして安價なる近代工業の大量生産物が輸入せらるゝに至つては之れに圧迫せられざるを得ず、殊に綿織物は、終始その輸入重要品中の圧倒的割合を占めたることによつても知れる。この直接の輸入者は日清の商人であつたが、その産地はイギリス製品大部分を占め、日本製品の擡頭は一九〇〇年代以降に始まるのである。即ち当時の輸入重要品としては、諸種織物・綿糸・紙類・酒類・煙草・砂糖・藁叭・石炭・石油・材木及板、綿等が金額数量共に特出したるものであつた。これを人民の側より観察すれば、彼等の愛好する購買の機会たる市場の陳列品として、在來の穀物・禽畜・魚類・銅鉄鑰器・陶磁器・農具・笠子・鞋履・冠・煙管・薪炭・布木・筆墨紙等と並んで、英國製・日本製のシヤツ地、アニリン・サフラン・インヂゴ・藍石等の染料、「青少年間の嗜好品となりつゝある日本巻煙草」同じく日本よりの皮袋、燐寸（英ビショップ Bishop 女史見聞記）或は手拭・針・日本製燐寸・銃・伯林製佛青・瓶入アニリン・廉價なる小刀・リボン及び紐・巻煙草及漆塗のパイプ（日本製）・低廉なる石鹸・マンチエスター製布地（「露韓國史」）等々が点綴せられ始めた。朝鮮人士の嘗て知らざりし消費生活のチヤンスが眼前に展開しつゝある。これらの誘惑が、彼等をして貨幣経済の魅力に眼覚めしめたることは、想像に難からぬところであろう。然しながら其の反面、在來の微々たりし手工業的生産は益々沒落過程に逐いやられ（その顯著な例は、製織・染色・陶磁器

及び金属器製造の分野であつた。）年々莫大なる輸入超過の帳尻が半島経済の借方帳簿に書込まれた事実にも眼を蔽う訳にはゆかない。その一部分は金銀等によつて決済せられたであろう、また在留外國人の消費力ともなつたであろうが、大部分は投資として鮮内に殘留したものと考えねばならぬ。外國人所有の土地代金や次に述べる新工業資金の一部分に変形したのである。

斯くの如き旧手工業沒落過程の半面には、徐々に新工業勃興の形勢も亦存在した。即ち鮮内に於ける在留外國人の増加に伴つて、この新來の外國人及びその國内模倣者等が、輸入するに不利益なる條件を伴うもの、若しくは國内原料につき地元にて加工するを有利とするもの等に着目し、その余裕ある資本と進歩せる技術とを齎らし來たつて、先づ國内需要に対し、次いでは輸出目的を以て、若干の加工々業を企つることゝなつた。加之に韓國政府も亦新機運に乗じて或は模範施設として或は自家用として二三の官営工場を起した。これらは孰れも朝鮮に於ける新工業の黎明とも云うべきものであつて、概ね一八九七年頃（明治三十年）にその端を発し、先づ開港市場に設立せられた。即ち釜山・仁川に於ける精米業・京城の皮革業の如きは國内の主要産物たる米と牛とを基礎として輸出を目的とせるものであり京城・釜山・仁川の煙草製造は國内産に葉煙草あり且つ國内需要旺盛なるに着目し、併せて満洲支那方面への輸出を企図したるものであり、釜山・仁川の醤油醸造・釜山・京城の酒造、各地の菓子製造等は始め在留日本人の需要を目標として漸次朝鮮人間の需要を開拓するに至れるものであり、官営工場としては一九〇五年の印刷局一九〇七年の煉瓦土管工場及び同年平壤鉱業所の無煙炭採堀等を挙げることが出來る。右の中精米所・煙草会社・皮革会社等の中には韓國人・清國人・英米人資本のものも二三混在するが、大部分は日本人資本により経営せられ、而も一九〇八年（明治四十一年）末韓國統監府調査に従えば、その資本金平均二万六千余円、一工場にして二十万円を超ゆるものは存しない有様である。斯かる小資本会社が雨後の筍の如くに簇立し、その事業範囲も右の外、鉄工業・鑛詰工業・窯業・製材業その他諸方面に渉り、以て將來の日本大資本工業の爲めの地均し工作に従事しつゝあつたのである。是れ未だ朝鮮の需要力鈍くして市場の狭少なること、日本自身の資本がなお対外膨張力にまで成熟せざりしとの両事情相俟てるによる、止むを得ざる結果であつた。然しながら如斯き新工業誕生の形勢の裡に、われわれは浮動的性質を有する商業資本（日本人の）が朝鮮内に於て次第に定着せんとする傾向を観取することが出來る。これら初期の小工業資本家は、多く在留の商人階級より出でたからである。

第四節　國際政治舞台上の朝鮮

一、日清勢力の衝突

上來三節にわたつて、われわれは朝鮮が開國以來その終局的に日本の保護下に立つに至る迄の、朝鮮を舞台とする列國角逐の跡を、その経済部面に於て観察し來たつた。夫れは主として日鮮間の争覇であり、或は日本の独壇場であり、稀に欧米就中ロシアの姿を散見するに止まつた。後者の姿の今少しく鮮明に浮かび上がるのは、後述する利権問題に関聯してゞある。蓋し欧米諸國人は、経済的には「貧國朝鮮」に多くの期待を有せず、他の三大陸に亙れる彼等の廣大豊富なる猟場にヨリ興味を惹かれたからである。然しながら、上述せる経済部面の消長は必然に各國政治力の成敗と緊密なるつながりを持つ。特に朝鮮の如き、その経済開発が殆んど外國人の掌中に委せられたる如き場合に於

て、その政治面との関係は、直接なる因果の連鎖によつて現われると云つてもよい程である。且つまた朝鮮開國は抑々の始めが、列國勢力均衡の要請でもあつた。そこに朝鮮に於ける國際関係の錯綜が根ざすのでもある。われわれはもう一度第三節に続けて、政治の部面に立ちかえらねばならない。

一八八四年（明治十七年）甲申事件は、在鮮日本官民にとつて、決して名誉ある出來事ではなかつた。駐在外國使臣がその國内政派の一方と隠密相通じて政権を左右し、以て本國の利益を図ることは、成程当時欧洲列國が東方諸國に於ける勢力拡張に際して屢々用ゐたる手段ではあつた。爲めに暴力に訴えたることも亦稀れではない。然しながら不徳義の模倣は依然として不徳義たるを免れぬ。竹添公使以下の行動が、善意か無知か将た計画的であつたかに就いては、今なお首尾一貫せる断定は下し難い。恐らくその孰れもの要素を混在し、而して尠くともその第三点に就いて甚だ不手際であつたと丈けは断言して誤りないであろう。斯くて日本はその結果たる当然の報いを受けねばならなかつた。即ち日本軍隊の撤退と共に半島に於ける日本勢力は地を掃い、在留商民は再び忍苦の途を歩まねばならなかつたのであつて、その最も一般的なる証明は、貿易統計に於ける日鮮取引不振の傾向によつて示される。更に特殊的なる著例としては、一八八九年（明治二十二年）防穀令事件の如き地方的事件に足掛け五年、而も一時國交を賭して漸く解決し得たるが如きを挙げることが出來よう。之れに反して清國も亦同じく撤兵したけれども、その宗主國としての多年の威信は軍隊駐在の如何によつて左右せられる程脆弱なものではなく、その京城駐在官の朝鮮政府への圧力は依然たるものがあつた。唯々清佛戦役の失敗は朝鮮宮廷をして、その威権に多少の疑惑を生ぜしめたことは否定し得ない。日清両國による撤兵清國威信の減退なる二事実より來たる間隙、こゝに乗ぜんと試みたる第三國こそ、一八五六年ウスリー右岸の地を占拠して朝鮮の接壌國となつたロシア是れである。否ヨリ正確には、朝鮮外交顧問メルレンドルフが國王の默諾若しくは承認によつて、右の第三の隣國ロシアを牽引し、以て日清國勢力との新たなる均衡を來たさしめんとし、ロシア亦之れに應ぜんとしたるものが、流産に終れる第一次鮮露秘密協定である。その内容は、日清勢力擁執に際しての露帝の保護を求むるにあり、日清両國軍隊撤退後の朝鮮軍隊訓練に、ロシア士官を宛てんとするにあつたと傳えられる。こゝにわれわれは、かの朝鮮の「半島性」なる宿命に、往年北方滿洲民族の演じたる役割を想起せざるを得ないであろう。本計画は元來外交的順路を無視したるもので、清國の指示によるメルレンドルフの罷免と、大院君の本國帰還（閔氏政権に対する重石的役割を期待しての）との結果を生むに止まつた。一八八四年末より八五年にかけてのことである。

而も朝鮮宮廷を支配する閔氏一派と野心深きロシア代理公使ウエーベルとの交渉は猶挫折しなかつた。翌八六年夏に至つて、第二の鮮露密約事件が起つたのである。この正体も亦明瞭を欠くが、その中心はロシアの特別なる保護を要請する國王の密函なるものであつた。而して猛然これに反撃を加えたものも、再た清國駐鮮代表者袁世凱であつた彼は関係者を処罰したるに満足せず、國王の廃立までも計画したのであつたが、宮廷の帷伏と國際関係の考慮とが、問題をそこ迄は発展せしめなかつた。またロシア本國政府は左程の関心を此の問題に示さず、事実これを実行に移すに

日本が一八八四年（明治十七年）甲申事変以來の雌伏を破るべき機会は十年を経て巡り來たつた。一八九四年（明治二十七年）東学道徒の全羅道に乱をなすや、朝鮮政府は清國に派兵鎮圧を請い、清國之れに應じ、併せて天津條約に從つて日本に知照したので、日本亦兵を仁川京城に入れて対抗した。東学匪そのものは清兵の力を籍るまでもなく下火に向つたが、日清両國の軍隊は容易に撤兵せず、日本は清國の公文に用いたる「保護属邦」の語に異議を表明すると共に、禍乱の淵源を断つの見地より日清共同の朝鮮内政改革を提議し、その諾かれざるや、単独朝鮮に迫つて之れに着手するに至り、遂に日・清の間兵を交ゆるに至つたのである。この間清國（李鴻章）は自國の軍備の欠陥を知悉して百方衝突を避けんとし、露・英・米・伊諸國に交々調停を依頼したけれども、日本の要求は政治上通商上清國と同一の地位に立つこと、即ち清國宗主権の否定に在つたから、孰れの調停も効を奏し得なかつたのである。平面的に観れば一八九四年（明治二十七年）の事態は之れを一八八二年（明治十五年）の事態に比して、ヨリ重大であつたとは云えない。壬午の跡始末にして平和裡に收拾し得たりとすれば、甲午亦然らざるの理なしと謂い得るかも知れない。清國は正に此の線に立つて居た。乍併日本の國情は既に幾変轉し、往韓論以來の鬱屈を清算すべしとの氣運漲り近くは日本の保護下に在つた金玉均暗殺事件が國内民心をたぎらせて居たのである。この年六月、日本出兵に先立つて既に大本営を設けたことは、軍部の決心の所在を示すものとして注意に値いするであろう。清國は最少の犠牲に於て既存の権盛的地位を守らんとし、日本は自己の重要なる経済活動領域にして軍事的生命線と思惟する朝鮮に於ける地歩の恢復を性急に追究したのであつて、両者の早晩の衝突は、両國が既成の線を歩む限り、不可避の結論であつたと謂わなければならぬ。戦争と併行して、日本はその初めよりの提案たる朝鮮の内政改革を推進せしめ、甲申以來亡命せる所謂日本党の要人多く台閣に列して之れを担当した。大島公使の提出したる革幣時宣五條・早國機務所による甲午改革・井上特命全権公使の革新二十條・國王の大廟に誓告せる洪範十四條、孰れも時幣に中り、清暦を廃止して開國紀年を採り、自主独立の実を挙げ身分階級を破毀し、政令を正し、税法を申明する等、一挙にして朝鮮を近代國家化すべき筈のものであつたが、日清戦勝による日本覇権の生命は余りにも短く、露独佛三國干渉によつて再び後退を余儀なくせらるゝに至つた、概ねまた旧套にかえつた。然しながら茲に示されたる諸項目は、爾後時ある毎に顧みられて、半島近代化の道程の一指標となつたことは認めなければならぬ。また多年にわたる宿題たりし清國宗主権の問題が、これより完全に拂拭せられ、年例朝貢も廃止せられたことは、一大飛躍となさざるを得ない。

二、ロシア勢力の登場

三國干渉の受諾は、日清戦役によつて獲得した半島に於ける日本の勢威を激減せしめ、代つてロシアの勢力京城の空を蔽うに至つた。元來ロシアの接壌地併呑政策はピーター大帝以來その由來久しく、既に中國はシベリアを失い、伊犂を沒され、その野心に対する戒心は、夙く鮮米條約促進の機縁となれること上述の如く、甲申後の日清会談中の両國によつても互いに表明せられた処である。近くは鮮露密約事件の例もある。今や清國の圧力は解消し、日本勢力は挫折した。ロシア勢力の進出の機到れりとなされたのも当然であつたろう。一八九五年（明治二十八年）乙未の変乱は斯かる情勢下に、窘迫せる日本派の要人と三浦公使等日本官民有志とが相謀つて大院君を擁し、非常手段によつても頽瀾を既倒に回さんとせる苦肉の策であつて、野心深き宮廷政治家王妃閔氏の悼ましき最後は、本事件の犠牲の一となつた。その國際徳義に悖ること、甲申事変にも勝れるものである。而も日本政府は之れを是認せず、之れに便

乘することなく、却つて関係者を召還調査処分したる故、この運動の生命も長からず、再び日本人に対する怨恨を朝鮮朝野に深からしめ、在留商民をして益々苦難の道を歩ましむるの結果を残したるのみであつた。

乙未政変により廟堂に立てる開化派は再び急激なる開道政策を採り、太陽暦の採用・小学校の設置・種痘規則の発布・年号（建陽）の制定・断髪令の実施等新法令を雨下して、新人の氣慨と盲進との程を示したが、その実果は挙がらず、就中断髪令は最も民心を刺戟して諸地方に騒擾頻発し、現段階に於ける開化政策の前途多難を想わしめた。

一方親露・親米派の人士も亦陰謀を逞しくし、十一月末には王宮侵入を企図せる所謂國王奪取事件あり、之れは不成功に終れるも、更に翌一八九六年二月再挙して、遂に國王並びに王世子を擁して露國公使館に移遷するに至つた。茲に於て前政府の大官は或は惨殺せられ或は亡命し、日本派遣の顧問・武官等は概ね解雇せられ、暴動は地方に迄も波及して日本人の殺害せられたる者三十余名、各地の行商は引揚げを余儀なくせられ、沿岸の漁民は減少し、地方によつては商業不可能に陥る有様となつた。元来の日本人に対する反感と開化政策に対する不平とが合流して日本商民に向けられたのであつて、ロシアの排日氣勢の蔭にかくれて経済的收獲を眼ざしたものは、今や捲土重来せる清商であつた。斯くてこれより日本居留民は、その本國の隠忍自重の政策に副つて専ら守勢防禦の地位に立ち、たゞその数的優勢に頼つて、些少だに間隙あらば浚出してその地歩の拡大を期するの方策に出づるの外なかつた。再び形勢は十年以前に逆轉したのである。

之れに反しロシアはその公館内に國王と政府とを收容し、財政・軍事の顧問を入れ、その士官・下士官をして軍隊を教練せしめ、百事意の如くであつたが、その傍若無人の行動は漸く内外の反撥するところとなり、殊に英・米に親

近せる人士は独立協会を結成して政治を討論し、特にロシアの横暴を論じた。この一派が或は公開演説或は大衆集合示威運動等の新式手段を採用したるは注目するに足る。國王は翌一九〇〇年二月迄露公使館留在一ケ年にわたつたがこの間ロシアの目標は、政治的優越に混ゆるに経済的利權に偏し、貿易その他産業界の実勢力に参加することは爲さなかつた。爲さゞるに非ずして能わなかつたのであろうが、この点に於て、ロシアは日清両國民の強靱なる朝鮮内発展に一指をも染めることを得なかつた、従つて後に日露の役に敗るゝや、その政治力の後退（その獲得せる経済的利權さえも、殆んど実際上は着手せられて居なかつた。）と共に、何等の朝鮮経営の痕跡を止むることがなかつたのである。従つてこのロシア優勢時代の主要なる特徴は、外國利權の獲得に在つたと云うも過言ではない。蓋し特權の取引は一般に中世的社会の附随物であり、当時の朝鮮の國費の窮乏わけても内幣の困難と宮廷外交の盛行を見る時、その客観的條件は備わりとなすべく、加之に当時の段階に於ける朝鮮の貿易は屢々小賣商業特に市場行商にまでも直結せられ、土地経営も亦往々農村に於ける生活を要求する有様たりしに於て、欧米來留民の求むべきものは、蓋すところ利權のみと考へられたであろう。斯くて右の一年間に許與せられたる外國利權の主なるものには次の如きものが数えられる

一八九六年（明治二十九年）三月　京仁鉄道敷設權　米人モールス

〃　四月　咸鏡北道慶源・鍾域両郡鉱山採掘權及び採掘地海岸間又は國坑間鉄道敷設權　露人ニシチエンスキー

〃　四月　平安北道雲山金鉱採掘權　米人モールス

〃	七月	京義鉄道敷設権	
〃	九月	茂山鴨綠江流域及び鬱陵島伐木権	佛人グリユル
一八九七年（明治三十年）三月		江原道金城郡堂峴金鉱採掘権	露人ブリーネル
なお之れに続いて			独人オルター
一八九八年（明治三十一年）一月		京城電氣軌道敷設権	
〃	九月	京釜鉄道敷設権	米人コールブラン
一九〇〇年（明治三十三年）五月		平安南道段山金鉱採掘権	日人佐々木清麿等
〃	八月	忠清北道穆山金鉱採掘権	英人モルガン

右の中京仁鉄道敷設権は京金鉄道敷設権と共に一八九四年（明治二十七年）の暫定合同條約によつて、日本政府又は日本会社に予約せられたるものであるが、資金関係の爲め容易に着手するを得ず、茫茫時日を過ごしたるを幸いに「暫定」の期あれりとて米人に特許せられたのである。然しながら後に京金鉄道会社によつて買收敷設せられた。京城電氣も亦後に日本人会社の買收するところとなり、京義鉄道は日露役に際して軍用鉄道として敷設せられ、この権利は活用せられなかつた。

日露の間に於ける朝鮮問題は、一八九六年（明治二十九年）五月京城にての小村・ウエベル覚書、同六月モスクワの山縣・ロバノフ議定書によつて、両國対等の地位に立つて朝鮮政府への忠告援助をなす趣旨その他を認めたが、実際上ロシアは之れに背反する行動をとつて憚らなかつた。然るに一八九八年（明治三十一年）四月に至つて、東京に於ける西・ローゼン議定書には韓國内政不干渉・教官顧問の應聘には予め協議すること・露國は韓國に於ける日本商工業の発達並びに居留民の多数なることを認め、日韓両國間商工業関係の発展を妨碍せざること等の約定が調のつた是れ恰もロシア公使スペエルの対韓威喝政策失敗の秋に当り、ロシアは先づ満洲に於ける勢力扶植を第一義となした結果であつて、此の頃よりロシアの圧力は暫らく後退に向つた。前段に述べた様に、日本在留民の活躍旺盛を加うるに致つた時期は即ち之れに照應するのである。

これより先独立協会の建議に従い一八九六年（明治二十九年）十一月、往時の中國勅使迎接の爲めの迎恩門址の傍らに独立門を建設した朝鮮は、翌一八九七年（三十年）八月新たに光威と建元し、十月皇帝即位の式典を挙行、國号を大韓と称して大いに独立國としての体面を整えた。然しながら其の内部的腐蝕の狀は益々救い難く、加之に國際関係は愈々複雑困難を加え来つた。即ち内には一八九八年（三十一年）八月には譲位強制事件あり、続いて九月韓帝毒殺事件あり、孰れも親露派要人の所爲と傳えられる。十月独立協会の万民共同会開催せられ、十一月にかけて守旧派の皇國協会と軋轢争闘を重ね、市民戸を閉ざして難を避け韓皇の敦礼門外の親論によつて、漸く解散せしめることが出来た。外には一八九七年九月露公使スペエル來任して、度支部顧問及総税務司英人ブラウンの罷免、露人アレキセーフの後任を強行するや、英國は激しく抗議し、英國東洋艦隊を仁川に廻航して示威して之れを撤回せしめた。更にロシアは東方に不凍港を求めて、一八九八年（明治三十一年）三月清國より旅順大連を租借し、東清鉄道を延長して之れに通ずる満洲鉄道の敷設権を得て満洲経営に着手し、更にウラヂオ・旅大間の中継基地として新たに開港せる南鮮馬山浦に着目租借せんと試みたが、逸早く日本政府の知るところとなり、日本商民をして予め買收せしめて、之れを

未然に防ぐを得た。ロシアは次いで木浦附近の弧下島を租借せんとして失敗し、一九〇〇年（三十三年）馬山浦附近の栗九味を得た。時に清國は膠洲湾をドイツに、威海衛をイギリスに、廣洲湾をフランスに租借せられ、その他鉱山採掘権・鉄道敷設権等を許與せしめられたが、これらは孰れも或は三國干渉の代價であり、或は列強間の密約若しくは勢力均衡上必要等の結果であつた。日本の得たる福建省地不割讓の誓約の如きも、斯の道の控え目なる獲物ではあつた。列國の東洋に対する態度斯くの如くであつた。

東洋に於ける今一つの独立國邏羅王國は、一八九六年の佛英條約によつて、漸く領土保全を保証せられたばかりである。段鑑遠からず、朝鮮の運命も危ぶまれざるを得なかつた。

一九〇〇年（明治三十三年）北清事変の後、共同作戦に従事せる各國は逐次撤兵したが、ひとりロシアは大兵を満洲一帯に駐め、一九〇二年（三十五年）に至つて日米英の圧迫により清國と満洲還附條約を締結したるも期限を守らない。同年一月、日本はイギリスと同盟して清韓両國の保全を図つて之れに対抗したが、ロシアは一九〇三年（同三十六年）四月却つて更に東進して、韓國西北境龍岩浦を占拠して韓廷にその租借を迫るに至つた。その口実は嚢に挙げた鴨綠江沿岸伐木利権の保護である。日本は韓國の存立上満洲に於ける清國の主権及び領土保全を主張して同年八月以來ロシアと直接交渉に入つたが、ロシアは全然満洲に関する日本の発言を認めず、内韓國領土保土保全と、斯土に於ける日本の優越地位は認むるも、韓國領土を軍略上に使用せざること、北緯三十九度以北を中立地帯たらしむることゝを固執し（当時一部に現はれた満韓交換論なる便宜主義の一変形とみられよう）、一方盛んに南満洲に軍備を

構築し東洋方面に陸海軍を集結した。満韓を一挙にして掌中に收めん態勢である。斯くて日露戦争は再び韓國を中心として勃発した。宣戦の詔勅に、韓國の存亡は帝國の安否の繋る所、若し満洲にして露國の領有に帰せん乎、韓國の保全は支持するに由なく、極東の平和亦素より望むべからずとあるに明らかである。嚢に日清戦争に於ては清國は現狀を守らんとする者であり、日本は之れを破つて新しき事態に到達せんとして戦争に訴えた。当時列國の同情は清國の側に在つた（戦敗後清國が列國の豺狼の貪慾の対象となつたのは、始めの同情とは別問題である）、日露の役に於ては、日本は守らんとする者であり、ロシアは取らんとするものであつた。戦争の勝利と、勝利の與えた利益とは、日本にとつて寧ろ望外の幸運であつたと謂つてよい。且つまた日本の決意を最後迄支持した要素として日英同盟の存在を忘れてはならない。それは遠く一八八五年（明治十八年）英國の巨文島占領事件に力強く表明せられた以來の中亞・東洋に於けるイギリスの露國対抗方針の結果であり、まだ攻守同盟の域には達してゐなかつたが、日本を國際的に支える支柱であつた。また当時東洋の英國を以て任ずる日本の自負と努力とが、その模倣の傾向を馴致したるも否み難き事実であつたのである。

三、日本勢力の確立

日露の開戦に当つて、韓廷には親露派優勢であつて、両國開戦の始めに当つて局外中立声明の発表や旅順に密使を遣はして露兵借聘の計画さえも樹てられたが、開戦と同時に日本軍京城に入り（二月九日）、軈て戦況の有利に進展するに従い、韓國上下の態度も次第に改まるに至つた。斯くて日本は戦争遂行上必要なる、若くしは戦争の機会に乗じての諸項目を、数次にわたつて韓國と締約して後顧の憂えなからんことを期した。一九〇四年（明治三十七年）二

月の日韓議定書は、韓國の施政改善上心要なる日本の忠告の許容・韓國皇帝安寧の保証・韓國の独立及び領土保全の保証之れが爲めの日本の行動への便宜の供與等を、八月の第一日韓協約は、日本人財政顧問の傭聘・対外交渉に関する日本政府との協議を定めた。この最後の項目は、從來の韓皇の行動よりして甚だ重要なるものであつた。これにより韓國は内治外交財政に関する指導権を日本に許容し、國家の独立と皇室の安寧との保障を求めたのであるから、その地位は事実上保護國に近きものとなつたのであるが、一九〇五年（明治三十八年）八月の日英第二次同盟約款も、同九月日露講和條約も、日本が韓國に於ける政治上、軍事上経済上の優越せる利権を認め、これが爲め必要なる措置をとるの権利を承認したから、この事実は漸次客観的の認識を受け、遂に同年十一月の第二次日韓協約によつて、外交権の委任・統監の駐在が約定せられて純然たる保護政治が布かるゝことゝなつたのである。これらの手続きと併行して一九〇四年（三十七年）五月韓國政府の韓露両國間に締結したる諸條約協定の破棄と許容利権の回収との宣言あり、また戦時中京義・京元両鉄道は軍用鉄道として敷設せられ（前者は一九〇六年、（明治三十九年）後者は一九一四年（大正三年）全通）、一九〇四年（三十七年）軍事顧問・財政顧問、一九〇五年（三十八年）外交顧問、警務顧問学部参與官の就任を見、同年四月韓國政府経営通信機関委託に関する取極書調印せられて七月以降両國通信機関は一本となり、その他着々として各方面積弊の改革と諸制度の近代化が図られたが、一九〇七年（明治四十年）七月日韓新協約により統監の指導は内政に及ぶことゝなり、應聘日本人を増員して韓國官吏として直接施政の衝に当らしむるに至り、同月韓國軍隊の解散を行い、一九〇九年（四十二年）七月司法権及び監獄事務の委任一九一〇年（四十三年六月警察権委任の諸段階を経、遂に同年八月二十九日を以て日韓併合の大詰へと到達するに至つたのである。李氏朝鮮建國以來二十七代五百十九年。

もとより事の玆に至る迄には、多くの劇的齟節が点綴せられた。次第に変貌しゆく祖國の姿に対し、大局の如何を解することなくして、偏くに当路者を責むる士族儒生等による地方的騒擾は、併合後に至るまで、殆んど間断なく継続した。これら不平分子の根本的鎮圧が、併合の一目的とさえ見られるのである。就中顯著なプロテストは保護條約締結の当時に起つた。「右協約の締結せらるゝや、大勢に通ぜざるもの、時勢を憤慨するもの一時に起ち、或は新聞に演説に檄文に今次の條約を非議せざるはなく、鎮路の商人戸を鎖して、業を廃し、満都騒擾の巷と変じた。又知名の人士にして闕下に上疏して新協約の取消を痛請したものには議政府参替李相卨・法部主事安乘瓚・特進官趙乘世・侍從武官長閔泳煥・前贊政崔益鉉・宗廟提調尹泰興・特進官李根命等があつた。就中閔泳煥は憂國の遺書を裁し自刎して死し、趙乘世亦藥を仰いで自儘し、之が爲めに大に人心を刺戟するものがあつた。韓廷は特に二人を國喪に附し閔泳煥には忠文公、趙乘世には忠正公と謚し、且つ其の遺族を恤んだ。此の外駐英公使李漢應・前参判洪万植・学部主事李相哲・平壌隊一等兵金泰学は憤慨の余り自殺し、宮内府大臣李載克を始め官を棄てゝ家に帰つたものもあつた」（小田省吾「朝鮮最近世史」）。寔に宋儒の学に育てられたる亡國の臣の進退と謂いつべきである。また直接行動派の暗殺事件も頻発した。保護條約当局大臣は全羅の両班羅寅永に覗はれ、李大王の譲位に反対せる宮内府大臣朴泳孝は侍衛隊を率いて譲位式当日各大臣鏖殺の計画発覚して済州島に竄せられた。外交顧問米人スチーブンスは一九〇八年（明治四十二年）賜暇帰國中オークランド停車場に於て二韓人の爲めに狙撃せられ二日の後に逝いた。その翌年秋征韓論以來の関係者前統監伊藤博文のハルビン駅頭の最後は余りにも有名であり、彼の死は日韓合併を促進する契機

となつたと信ぜられて居る。同年十二月には総理大臣李完用が明治町に於て李在明の爲めに刺され、危ふく死を免れた。また一九〇七年六月ヘーグに第二回万國平和会議開かるゝや韓國皇帝の信任狀を有すと称する三韓人が現われて保護條約廃棄運動を企てたが何等の反響を得るに至らず、却つて李大王の譲位を余儀なくせしむるに終つた。この背後には京城での排日紙コリアン・レヴューの主宰者米人ハルバートあり、ハルバートはコリア・デイリー・ニュースと大韓毎日新報に拠つて盛んに日本攻撃を行える英人ベッセルと双璧をなし、これらの資金は韓廷より出でたと傳えられる。李氏朝廷傳来の権謀術数政策より推して、有り得べき塗説である。他方には、夙く日露戦争当時・皇室の尊栄、施政の改善、生命財産の安全、軍備の整理の四綱領を唱えて日本軍に協力した一進会の統領李容九・宋秉畯等が一九〇九年（明治四十二年）二月伊藤統監に日韓合邦を献言したが、同十二月伊藤公横死の直後会員百万の名を以て声明書並びに上書して「韓皇室を永久安全の地に置き」「二千万同胞に死処を與えて新生を得しめ」る爲めに、日韓合邦を唱導して天下の論議の魁となつた如きは異とするに足りよう。而も当時の論議が「絶対に反対するにあらずして時機の尚早を唱うるに過ぎなかつたのは大いに注目に値するものである」（小田省吾上掲書）と云うのは眞相であつたろうか、筆者には今詮索する手段がないけれども、若し然りとすれば、大いに考察に値する問題に違いない。

扨で併合に関する手続きは極めて愼重にすゝめられた。併合條約によつて統治権の委譲が行われたのであるが、その統治権の内容をなす諸作用の権力は、前述の通り、保護協約以来、謂わばなしくずしに委任せられて来たのであるから、外部的機構は兎も角、内容的には実質的変化を必要としなかつた訳である。むしろ従来の実権者が忌憚なく手腕を振るい得ると云う点に於ては好結果を来たしたものと考えられる。

併合に関する礼遇並びに恩典としては、前韓國皇帝を冊して王として昌徳宮李王と称し皇太子を李王世子、太皇帝を徳壽宮李太王とし又近親なる李堈李熹を公とし、孰れも侯つに皇族の礼を以てし、之れを世襲せしめられ、且つ歳費を給せられた。次に朝鮮貴族会を定めて、李王の血族にして皇族の礼遇を享けざる者及び門地又は功労ある朝鮮人に爵を授けて朝鮮貴族と称し華族会に依る有爵者と同一の礼遇を享けしめられた。侯爵六・伯爵三・子爵二十二・男爵四十五計七十六名であつた。その他貴族・功労者及びその遺族・旧政府官吏等への恩賜金、両班儒生の耆老への尚歯の恩典、孝子節婦の褒賞、鰥寡弧独への恩賜金、大赦令の公布、積年の逋租及び当年分租税の減免、社穀還納の免除、一般民業の教育及び産業奨励の爲めの臨時恩賜基金の設定等、儒教道徳の線に副える諸々の恩典が実施せられた。

対外関係は特に留意せられたところで、條約調印の翌日即ち公布より一週間以前に、併合の事実を各國代表者に通告宣言したが、外國人の既得の権利は関税率始め、一定期間据置くこと丶して、充分これを尊重した。併合の事実は國内の反響に比して、列國の間には来たるべきもの丶来れるものとして平静に受取られたらしく、勘なくとも関係深き諸國の中、中國は既に発言権を抛棄して居たし、ロシアはポーツマス條約により、イギリスは同盟條約により、原則的に承認済みのことであつた。他列國は自國の権益さえ安泰ならば多く言うべきなしとしたであろう。事実それは彼等自身が、嘗て各処に於て行えるところの繰返えしに外ならないと考えるの外なかつた筈であるから、尤も私的論客の筆陣に至つては、甲論乙駁も亦当然のことである。

第五節　日韓併合の回顧

——その意味とその運命——

朝鮮開國より日韓併合まで、夫れは朝鮮にとつては痛ましき經驗の連續であつた。極めて沈滯せる、物價生活にも精神生活にも不足と不自由とに束縛せられたる、しかしながら大体に於て平和と安易との支配せる、まどろみの世界から一朝にして弱肉強食努力奮闘、急激なる変化と発展との要求せらるゝ爭闘場裡に投げ出されて、途迷いし錯乱せる民衆を率い得べき指導者は遂に現われなかつた。爲政階級自身が時勢を担当すべき能力も決意も持つて居なかつたのである。朝鮮半島の運命を近代化の方向に轉舵すべき役割を担当したものは、その開國の責任者日本であつた。政治的にも經濟的にも、日本は朝鮮を生命線と信じた。經濟的近代化努力の功過に就いては、既に巨細にわたつて述べた通りである。政治的に日本勢力が半島を支配した時、そこに必ず社会改革の様々のプログラムが——不幸にして余りに性急であり短命ではあつたが、強力に提唱せられたことを、清國優勢下には安易なる傳統維持が、ロシア優勢下には唯々自國の利益のみが、追究せられたこと較量すれば、思い半ばに過ぎるものがあろう。而して日本の半島に於ける政治的權勢は時に高く時に低く、殆んど危殆に瀕したることさえあつたが、日本はその最悪の場合に於ては國力を賭しても半島に於ける自己の政治的立場を抛棄し了ることを肯んじなかつた。この点に於て、日本程眞劍に半島に執着したる政治的權力は存しなかつたのである。日本の經濟力の熱意に至つては、前者に比してヨリ地味ではあつたが、またヨリ執着力に富んで居た。夫れは政治權力によつて不断に勧奨せられ、且つ屢々危機を救われたけれども、また政治權力衰頽の日と雖も弦々として倦むことがなかつた。（日清役前袁世凱の黄金時代の如き、ロシア公使ウエーバーの全盛時代の如き、その好例である。）これらの努力は、往々にして經濟的計量の範囲を超越したる跡さえも認められるのである。その理由は何であつたかそれは日本資本主義が当時到達せる段階の特異性に帰せらるべきであらう。

日本が朝鮮をして開港せしめたる当時は、日本自身が世界の資本主義的競爭場裡にデヴューして以來未だ十余年に過ぎなかつたのである、日本自身が不平等條約に苦しみ外資の招來に狂奔して居た時代である。以後朝鮮經營に力を竭したる期間を通じて、日本は自ら多くの重商主義的産業助長政策を採用して、國内産業の急速なる資本主義的政裝に日も維れ足らなかつたのである。斯かる日本が、資本主義組織の成熟より來たる經濟的原因に駆り立てられて触手を東洋に迄伸ばし來たつた欧米列國の間に伍して、朝鮮問題に手を染むるに至つたのは經濟的よりも寧ろ多分に政治的原因に依つたものなのである。帝國主義とすれば模倣帝國主義と名づくべき、國權主義的意識の上に立てる經濟競爭の努力である。日本は自身列國の帝國主義的重圧に苦しみつゝも、その國民主義的自負心に鼓舞せられて、自らを亦彼等と対等の地位に置かんと決心したのである。そして日本國民も亦その標語の下に勇躍して追隨したのである。日本朝鮮両國の長き歴史的関係への追憶が、この努力に風味を與えたことも亦見逃がせない。茲に痛ましき「資本力なき資本主義」の活躍史が始まる。筆者は之れを背延びせる資本主義と命名したい。經濟力の足らざるところに政治力の應援が、政治力の足らざるところに經濟力の忍苦が、交々要求せられたのである。斯くて國内には早熟兒の如き日本の資本主義の特徴が形づくられ朝鮮に於ける日本の発展には、絶えず政治と經濟との奇妙なるメロデイが奏せられな

ければならなかつたのである。朝鮮に資本主義の建設に從事した日本の「資本主義は斯くの如き性質のものであつた從つて玆に登場したる役者も、資本主義精神に眼醒めつゝ而も資本力乏しき「資本家」であつたのである。是れ日本商人が常に朝鮮に於ける金利高を嘆じ、清商に圧迫せられたる、又朝鮮に於ける新工業樹立の日本企業家の会社資本が万円を以て数うるに止まり、十万円を超ゆるもの十指を屈するを以て足りたる、或は又日本人地主の平均一人当り投資額が約一万円余りに過ぎざりし、將た銀行業を除ける在鮮日本人諸会社資本金平均四万円に止まりし所以なのである。（これら数字は凡べて統監府設置後、卽ち日本勢力安定後の夫れである！）而して日鮮間の地理的接近によつて、斯くの如き「企業家」が何國よりも多数に渡來せることが、日本在留民の力であつた。その強靱性の根元であつたのである。換言すれば朝鮮の近代資本主義的建設の基礎工事は、この地に來たれる諸國中最も資本主義的に遅れたる（中國はご同様として）、而も政治的並びに経済的意識に熱中せる日本の、企業的精神には燃えたるも猶ほ中小資本家の段階に在る人々の多数の力によつて担当せられたのである。これは帝國主義的資本主義による國外発展の公式に対して特異なる例外をなすかに見える。而も事実は然るものである。之れに対して当時の朝鮮は、歴史的心理的には過去の文化に対する頑固なる自信を殘存しつゝ、現実的経済的には中世封建社会以下の階程に迄沈淪しつゝあつた。若しそれが性急なる大資本の掩有するところとなつたならば、或は朝鮮社会は一朝にして其の全部面を癱瘓せしめられて、全然機能するところなき奴隷的境涯に陥らなければならなかつたかも知れぬ、史上その例に乏しくないのである。然しながら日本の背延びせる資本主義は、漸く斯土の上に樹立せられたる政治的権力に依存しつゝ、徐々の変革とためらひ勝なる征服とによつて、その改造工事を進めざるを得なかつたのである。その当然の帰結として、経

済的工作は政治的工作よりも常に遅れた。朝鮮の資本主義的再構成は、なお日韓併合の後に持ち越されたる問題であつた。そして斯かる時間的猶予は、若しそこに賢明なる指導がありとすれば、併せて土着資本をも育成せしむる余裕を殘すものでもあつたのである。

この問題は本章の範囲外である。再び併合の政治的意義の部面に戻ろう。朝鮮半島の確保が日本列島國の安危に関はるとの日本の判断は既に歴史の示したるところであり、当時の國勢情勢下に於いて是認せらるべきことは前者が後者の腹部に長剣を擬するが如き地理的態勢を一見しても明らかであろう。夫れは中國にとつても、多少の程度の差を以て、同様であつたかも知れない。而して此の場合、当時の國際道徳に従えば、これを確保するの途は自國の実力によるの外なかつたのである。実力は外交によつても、また戰争によつても示し得た。帝國主義一年生の日本は、枪舞台に出でたる田舎者の如く一々に、これを血を以て購つた。寧ろその愚直は嗤わるべきであるかも知れない。意図に対する眞率は、これを認めねばならぬ。斯くて日本は、朝鮮を一大事と思い、これを持つ手を押しのけ、これを取る手を拂いのけする中に、これを懐中に入れるの、ヨリ賢明なることを学びとり、実行したのである。その際朝鮮そのものゝ意向には頓着しなかつた、尠くともそれは変え得べきものと考へたのである。十九世紀中より二十世紀初頭にかけての「帝國主義」の教えたところは斯くの如きものであつた。日本の朝鮮統治の全過程を同じく「帝國主義」の公式を以て片附けることには、本書の筆者は一様に異議を持つて居る。そこには前にも述べた様に、日本の此の場合に特有なる事情と意図と実行とが働いて居るのである。そして日韓併合の際に示された、韓國臣民そのものゝ幸福を図るの意図は尠なくとも一部の日本人には持ちつゞけられて來た。物質生活や社会秩序・教育程度等幾多の点に於て

この意図の達成を否定することは出來まい。併合――若しくは之れに近き條件によらずして、これ程の進歩があり得たと主張することは、素強附会の弁となろう。たゞ重大な認識不足が、―朝鮮の意向が変るであろうとの予想の不正確が―それには伴つて居たのである。これ亦否定すべからざる事実であることは、運命的な八・一五の日に朝鮮に在住した者の眼で見、耳で聞いたところである。彼等の大多数が「解放」を歓呼して迎えたのである。この責めは、併合と云う事実に帰せらるべきか、併合後の共同生活の欠陥に帰せらるべきか、も亦論じ得べき題目であろう。朝鮮人の人としての取扱いに欠くるところのあつたことが、容易に反省せられるからである―尤もこの期間、日本人自身も大いに人として取扱はれなかつたのであるけれども、要するに筆者は、日本と朝鮮との地理的地位・歴史的因縁経済関係等よりして、加之に近代資本主義社会に両者の導入せられた時期に於ける両者相互の段階より考えて、日韓併合は、最も大いなるプロパビリティの実現であつたと主張する。―人間意識の働きによつて、他の途への可能性が絶無ではなかつたとしても。若し今日に於てそれが批議されるとするならば、夫れは今日の國際道義を以て過去を責めんとする批者の酷薄であるが、若しくは過去の事実を当然永久に連續するものとして受取つた。換言すれば朝鮮民族の成長と云うことを忘却した日本の過誤を責めるものであろう。前者に対しては、われわれは無罪を主張する。後者に対しては、われわれは有罪を認ねばならぬ。そして朝鮮を誘導する方向に欠陥の存しないことをも告白すべきである。この認識の上に、新しい日鮮の交りが始められることが出來よう。

081-2-3

日本人の海外活動に関する歴史的調査

通巻第三册　朝鮮篇　第二分册

第三章　朝鮮統治の最高方針

第四章　朝鮮政治機構の近代化

第五章　警察行政と其の実績

第六章　司法及行刑と其の実績

大蔵省管理局

00
51

昭和廿五年十一月拾六日

社團法人 同和協會

目次

第三章　朝鮮統治の最高方針……一
第一節　同化政策――一視同仁政策の眞意……一
一、日韓併合の由來……一
二、併合の目的……二
三、朝鮮統治の根本方針……三
四、統治の根本方針たる同化政策の由來とその眞意……三
五、內鮮一体と內鮮差別との關係……五
六、皇國臣民化運動と民族統治の二方式……七
第二節　歷代總督の統治方針……九
一、寺內總督時代（自一九一〇年一〇月一日至一九一六年一〇月九日六ケ年）……九
本期の施政方針……九
本期の重要政策……一〇
（一）治安維持と生命財產の保護――（二）財政の調整――（三）產業の育成……一〇

二、長谷川總督時代自一九一六年一〇月一六日至一九一九年八月一二日二年十ケ月……一四
三、齋藤總督時代自一九一九年八月一二日至一九二七年一二月一〇日八年四ケ月……一五
本期の統治方針……一五
本期の重要政策……一六
四、山梨總督時代自一九二七年一二月一〇日至一九二九年八月一七日一年十ケ月……二一
五、第二次齋藤總督時代自一九二九年八月一七日至一九三一年六月一七日一年十ケ月……二一
六、宇垣總督時代自一九三一年六月一七日至一九三六年八月五日五年二ケ月……二三
本期の施政方針……二三
本期の重要政策……二四
七、南總督時代自一九三六年八月五日至一九四二年五月五年九ケ月……二七
本期の施政方針……二七
本期の重要政策……二九
八、小磯總督時代自一九四二年五月二九日至一九四四年七月二四日二年二ケ月……三三
本期の施政方針……三四
本期の重要政策……三六
九、阿部總督時代自一九四四年七月二四日至一九四五年八月一五日一年一ケ月……六六
本期の施政方針……六七
本期の重要政策……六七
第四章　朝鮮政治機構の近代化……七九
第一節　顧問政治及統監政治と諸制度の近代化……七九
(一)顧員の傭聘に依る施政の改善……七九
(二)統監に依る施政の改善……八〇
(三)司法、警察及財務の制度の近代化……八三
第二節　總督府機構とその変遷……八七
(一)朝鮮總督府の設置とその大要……八七
(二)朝鮮總督府所属官署の大要……九一
(三)文化的施政制度の整備確立……九四
(四)國内体制強化に伴う諸制度の展轉……九六
第三節　朝鮮總督と中央國家機関との関係……一〇〇

（一）朝鮮總督府の事務に対する中央政府の所管機構の変遷……一〇〇
（二）中央國家機關と朝鮮總督との關係……一〇一
第四節　朝鮮人の行政參與並に國政參與……一〇五
（一）朝鮮人の官吏登用及待遇改善……一〇五
（二）朝鮮人の朝鮮内の行政參與……一〇八
（三）朝鮮人の國政參與……一〇九
第五節　地方自治制度の育成……一一一
（一）府制及面制の施行……一一一
（二）地方團体の制度整備……一一三
（三）昭和五年に於ける自治能力の拡充……一一四
（四）内地の地方團体との自治能力の相違……一一五
（五）地方團体の事業の概要とその歳計……一一六
第六節　國民総力運動……一一八
（一）國民総力運動の性格……一一八
（二）國民総力聯盟の機構……一一九
（三）國民総力聯盟の財政……一二〇
（四）國民総力運動の概況……一二一
第五章　警察行政とその実績……一二三
第一節　序……一二三
第二節　憲兵警察と普通警察……一二三
一、憲兵警察……一二三
二、普通警察……一二三
第三節　結　語……一三〇
第六章　司法及行刑とその実績……一三一
第一節　裁判及檢察……一三一
一、構　成……一三一
A　制　度……一三二
B　人的機構……一三三
二、適用法規……一三三
三、民刑事訴訟の概況……一三四

第二節　其他の司法諸制度……一七七
一、登記制度……一七七
二、戸籍制度……一七八
三、供託制度……一八一
四、民事訴訟調停制度……一八一
五、小作調停制度……一八三
六、弁護士制度……一八四
七、公証制度……一八五
八、執行機關……一八六
九、司法書士制度……一八六
十、法務局……一八六
第三節　行　刑……一八八
第四節　司法保護……一八九
一、普通犯保護……一八九
二、思想犯保護……一九五
三、少年保護……一九七

第三章　朝鮮統治の最高方針

第一節　同化政策―一視同仁政策の眞意

(一) 日韓合併の由來

日本と朝鮮とが數千年來密接不離の關係を有したことは一度歷史を繙く者の誰しも頷く所であり、東洋が歐米列强の角逐場所となる近代に及んで半島の地理的關係からして朝鮮國內が靜謐であること、及朝鮮が獨立國としての實力を養いその体面を維持することが日本にとり自國防衛の爲絕対の條件と認められたのであつて、日淸、日露の兩役が國運を賭して敢行された所以も爰に在るのである。

日本は朝鮮の內政外交改善に資せしむる爲、第一、日韓協約（一九〇四年八月）により顧問を推擧し內政改新の端緒を培つたのであるが、日露戰爭後列强をして確認せしめた半島に於ける帝國の特殊の地位を擁護し兩國を結合する利害共通の主義を鞏固ならしめ韓國の外交をして日露戰爭前の如き不安の狀態に陷らしめぬ爲、第二、日韓協約（一九〇五年十一月）により統監を京城に駐劄せしむることとし、一九〇六年三月伊藤統監赴任韓國保護提携の業を企畫し四年九ケ月に亘る保護政治を施行、當時韓國弊政の根因たる、（一）宮中府中の混同、（二）行政、司法の不分離（三）地方官憲の誅求と租稅の逋欠、（四）財政の極度の紊乱等の禍害の根本的打破に努め日本人の官吏任用は勿論日本より多大なる財政上の援助も行われたのである。

001
51

かくてこの時代に內政改革外交刷新の形は略整つたが、当時韓國の社会狀勢は、特權閥族には両班階級あるも先覚者たるべき彼等は政爭に沒頭して民を開明に導くことを知らず、下被治者には庶民階級亦被搾取者として多年の暴政誅求に疲れ勤勉興隆の氣力がなく、全く世界の文化より落伍し加うるに暴徒匪賊等横行して之等の民衆を苦しめ治安の維持國力の伸長発展等実に容易ならざるを思わしめ、更に韓國民中には日本の誠意を了解せず、一般に排日の氣勢を脫せず、ヘーグ事件伊藤公及スチーブンス暗殺事件等頻発するに至り従來の如き複雑且つ間接的なる保護政治を以てして果して能く韓國皇室の安固、社會の治安を保ち國民の健実なる発達を遂げ世界文化國民の列に伍せしめ、東洋平和の禍根を芥除し得るや甚だ疑わしきに至り遂に抜本塞源の挙として韓國併合が断行せらるゝに至つたのである。

（二）併合の目的

韓國併合の目的は其のここに至る上述の経緯に見れば自ら頷き得る所であろう、之を更に解明すれば、（一）朝鮮と日本とはその地理的関係上密接不離の間柄にあり朝鮮の安寧幸福則日本の安寧に外ならず朝鮮が如何なる狀態にあるかということは日本としてその存立上傍観視し得ざる立場にあること、（二）日本の生存に脅威を與えず東洋の平和を永遠に確保することが、至上命令であり、その爲には先ず半島民心の開明彊内治安の維持が不可欠の條件であること（三）則ち多年困憊の窮境に陷た半島の人民を救治して精神的にも物質的にも文明國人として伍するに恥じぬ教養訓練を積み経済の進歩と文化の向上を期するにある。

（四）之を裏から言えば、併合は朝鮮を当時の先進國が着々として実行し来たる所謂、植民地とすることの意向の下に行われたものではない。日本の過剰人口を斯土に大量に移住せしめて日本の人口問題の解決に資し、又は放資によつて半島から利益を吸收せんとする意図を以て合併が企だてられたものでないこと。

（五）「合併が消極的には在來の所謂植民地視する意向の下に行われたものでないのみならず積極的には新旧同胞を合せて混然たる一家を形成し天皇陛下綏撫の下に健全な發達を遂げ終には新旧同胞同一レベルに、半島が恰も四國九州の如き観を呈する域に到達せしむる事」を究極の目的とせられたと解すべき理由は、併合の詔書に「……東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ……」「……公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムガ爲ニハ革新ヲ現制ニ加ウルノ避ク可ラザルコト瞭然タルニ至レリ……」「民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スベク産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルベシ……」「……百官有司……施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ」と仰せられ、一九一九年の詔書に「……夙ニ朝鮮ノ康寧ヲ以テ念ト爲シ其ノ民衆ヲ愛撫スルコト一視同仁朕カ臣民トシテ秋毫ノ差異アルコトナク各其ノ所ヲ得其ノ生ニ聊シ齊シク休明ノ澤ヲ享ケシメムコトヲ期セリ……」とあるに見て之を窺い知ることが出來る。

（三）朝鮮統治の根本方針

されば朝鮮統治の根本方針は内鮮の一体化であり、究極の目標は朝鮮の四國九州化である。ここに至る間の統治者の心構には一視同仁であり採らるべき政策は——半島衆庶に施さるる物心両面に亘る百般の施策——彼等を日本本國の日本國民と同様ならしむること、則ち半島民衆の日本同化に役立つことは統治政策の基調が置かれて居たのである

（四）根本方針たる同化政策の由來とその眞意

朝鮮統治の如斯き根本方針は過去数千年に亘る日韓交渉の歴史、併合に至る経緯並に日本と朝鮮とが地理的に近接

すると言う客観的事情に由來する事の外、日鮮両民族が祖先を共にしその発生の根源を同じくするのみならず、永き歴史の経過に於て血族相混淆せる史実の徴すべきもの歴然たり。両民族が人種的にも将又民族的にも極めて近くもと血を同じうせるものなるを以て遂に混然一体となる可能性あり、との歴史上の信念に由來するものである。この信念が表面に押し出され、内鮮一体の方針の基礎づけとして特に強調されたのは一九三七年日華事変勃発以後の事に属し、示來史実の研究は勿論行政面教育面に於て、半島の民衆をしてこの信念に徹せしめんとして並々ならぬ努力が拂われたのみならず、内地に於ける内地人に對しても、内鮮一体同化政策の職由する所實に爰に存し從つて内鮮一体化は可能であるとの信念を培うことに異常な関心が持たれたのである。

朝鮮統治の根本方針が同化政策――究極に於て日鮮渾然一体となることに存する以上、朝鮮民族をして物心両面に於て、一日も速に日本民族と同一水準に到達せしめ、物質生活に於ても精神に於ても外面的にも、内面的にも全く區別しがたき域にまで到らしめんと念ずるは当然である。

さればこそ日本の朝鮮に対する関係は、普通の植民地なる観念を以ては律し得べからざるものであり、日本は所謂植民地的支配、則ち彼は搾取の対照であり、本國及本國人の利益の爲に統治され支配さるゝものなりとの意向を以て、彼に臨むべきに非ずとなしたのである。朝鮮人亦半島は日本の植民地に非ずとの矜持を常に腦裏深く刻み、日本と朝鮮との関係に於て、植民地なる言葉――圧迫搾取を聯想し、征服・被征服の観念を藏し、文明人が野蠻人を支配するの響を傳うる植民地なる語を極端に嫌忌したのであるが、日本人にして統治に携わる者は勿論心ある者は統治の方針として共感せる所であつた。

（五）内鮮一體と内鮮差別との関係

内鮮の一体化が朝鮮統治の目標であり、こゝに至る間の統治者の心構が、一視同仁にありとなすに不拘、現実に統治に表われたる各般の施策に於て内鮮その扱を一にせず差別的取扱の顯著なるものあるは、羊頭狗肉の譏を免れず、朝鮮人の常に不快とする所であり、謂う所の併合の眞意を解し難しとなす唯一の攻撃材料である。

誠に内鮮一体（殖民政策上の語を借りて言えば、内地延長主義則ち緒事内地と同様の扱いをなし待遇を與えんとする主義）を唱えながら内地人とその扱を異にしたる、又現に異にせる事実（朝鮮人が差別待遇なりとして批難する事実であると否とを問わず）を左に掲げて見よう。

（a）政治上の差別（イ）日本全体に対する参政権が與えられて居ない、（ロ）地方自治体に於ける政治参與の形式が尚完全な決議機関になつて居ない（ハ）議員選任の方法亦内地に比し官臭強きものがある。

（b）行政上の差別（イ）朝鮮総督は所謂る独立せる綜合行政権を把握し、時に内地政府の意向如何に不拘、行政権を行使し得る。則ち行政的内地延長主義と撞着せる実情にある。（ロ）指導的地位にある官吏として朝鮮人の任用さるゝこと少く、実業界に於ても枢要の地位は殆んど内地人によりて占拠される。

（c）立法上の差別、立法事項と雖も帝國議會の協賛を要せず、朝鮮独自の立場に於て制令なる形式により、立法事項を規定し後は所謂る制令制定権があり、法制的内地延長主義に抵触する実情にある。

（d）経済上の差別、（イ）併合初期に於ては、独立國当時の関税制度を存至し、内地に対しては移入税の形に於て後年に至る迄一方的に残存した。（ロ）農工併進の産業政策に見られる如く、半島を以て独立自治の経済圏樹立

の政策がとられた。（ハ）戰爭經濟に突入して後も必しも內地の經濟統制に從わず半島の經濟開發と發展とに必要なる獨自の政策がとられた事は統制經濟上の大なる差別である。（ニ）獨立せる中央金融機關の下に獨自の紙幣發行權をもち金利水準が內地に比し高い。（ホ）國稅地方稅の體系に於て、經濟上の後進國たるに相應する範圍と程度に於てのみ內地に追隨し、稅率に至りては常に輕きに差別せられて居た。

（e）教育上の差別、內鮮初等教育機關を異にし之れが維持財團亦各々別箇に存在し、朝鮮人兒童に義務教育も實施せられて居ない。

（f）警察取締上の差別、同じ帝國臣民でありながら內地への渡航は事實上制限せられ、檢索、尋問の上にも殊に內地に於ては朝鮮人なるが故にの反感を抱かしむる扱ひとしとしない。

以上の中不當なる差別として、一部朝鮮人より批難の對象とされた事柄は、（a）の（イ）（ロ）（ハ）、（b）の（ロ）、（e）（f）の各項則ち立法に參與する程度と形式。指導者として社會的に占むる地位の多少。初等教育促進の程度。身心に加えらるゝ束縛の程度が論議の中心であろうが、併合以來三十六年間民意の向上經濟の發達に應じて逐次如上施設を加えられた改善の經緯を虛心に研究さるゝならば、遂には如斯 差別なきを期するを目途として、進められた跡歷然たるものあるは何人も否定し能わざる所である。經濟關係事項差別扱の如き經濟上の後進國が先進國の優位に押され、之に伍するに至る迄の發展をとげ得ざるに慮り、內地經濟の侵攻より半島經濟を保護するの顧念に出でたものに外ならないことは銘記されなければならない。要は經濟的にも文化的にも內地に比し、民度の低い朝鮮の實情を直視し、之に適應せる施策がその時代時代により採られたに過ぎず、かかる差別は所謂朝鮮の特殊事情に基くものであつて、民度向上の爲の特別の施策であり、ある時期迄は扱を別にする事がかえつて一視同仁の眞の主旨に適うとの理念に基いたものである。只（b）項警察取締上の問題は一視同仁の精神に鑑み遺憾と云わざるを得ぬ。朝鮮の獨立思想及之が運動を極端に恐れ民族思想を反逆的なりとして之が彈壓撲滅に異常な努力が拂はれたのであるが、其の程度と方法に於て省察工夫の足らざりし爲、結果に於て理想達成に反つて逆效果を生じ、民衆殊に知識階級をして反感と恨とを根强く培わしめた嫌なしとしなかつたように見らるゝ事は、一部の者に日本統治の眞意を遂に諒解せしめ得なかつた原因であり、他日の鑑としなければならぬ点であろう。

（六）皇國臣民化運動と民族統治の二方式

此の機會に內鮮一体と大東亞戰爭勃發以後に於ける皇國臣民化運動との關係について、一言触れたいのであるが、言はんとする所は鈴木元京城大學教授が其の著書に於ていみじくも大要左記の意味を道破して居る。

「最近內鮮一体皇國臣民化のスローガンの下に推進せられた一聯の一視同仁諸政策は、民族の存在を否定する行きすぎた同化政策を强行した事、及余りにも其の運動が形式的なりし爲返つて逆效果を生んだのであるが、しかもそれは統治者の眞意如何に不拘總督の治蹟を示す指標として、末端行政が數字の上での成功に狂奔した事に因ること大であり殘念な事である。「皇民化と云う事が、皇恩が等しく半島衆庶に及ぶという意味に於てなら誤はないのであるがそれを以て民族たる事を止揚し、心の底から大和民族たる事に喜と誇とを感じたということを意味したりとせば、余りにも性急といわねばならぬ。支那事変以來の皇國的熱情の發露は喜ぶべき現象であり、日本國民たる事より外に生くる途なく運命共同体的意識に目覺めた結果であり、民族意識の上に漸く國民意識が芽生え初めて來た。喜ぶべき現

象である、然し其れは飽く迄民族融合への一梯階として認識すべきであり、大和民族化近しと見るわけには行かなかつた。創氏改名大麻の奉戴神宮參拜皇國臣民誓詞の齊唱禊を中心とする鍊成等一聯の皇國臣民化運動が民族感情を尊重するの遑なく、皇國臣民化を強行せられたが爲に、皇國臣民化に負擔を感ずる樣になり、加えて勞務徵用食料供出眞鍮、食器供出等による、生活面の重壓による日本國民たることに負担を感じ民族の苦難のみを意味するに至つたのである。」云々

是等一聯の皇國臣民化運動は支那事変以來朝鮮民衆の膨湃たる愛國熱に鍊を加え撚をかけ此の機運に乘じ、朝鮮統治の目標たる同化の実を結ばしめんとの着意に出でたるものであつたに不拘、余りに性急なりしと具体化の方法が強制的（朝鮮の当時の民度にては止むを得なかつたかも知れないが）なりし事等の爲その眞意が理解せられず、徒に形のみ整つて其の実逆效果を生むに終つた事はいかにも遺憾な次第である。由來民族統治の方式に二樣あり十分納得せしむるの遑なきか、又はその事の困難なる時は先づ型より入り不知不識の裡に眞隨に到達せしむるやり方、則ち形式主義によるものと、心より納得理解せしめ、盛り上る力として政策に協力せしむるやり方、則ち実質主義との二つの型である。文化の度低く理解が乏しき集團に対しては、ある程度前の方式が推奬さるべきも此の行き方は稍もすれば、その形を以て成績すでに挙れりとし、その效績を計數的に誇とし、不知不識の中に自己滿足に陷り、以て能事畢れりとなすの弊に陷る虞の多分に存することは、戒めなければならぬ所である。前半の大東亞戰爭の前半期の統治態勢は形式主義であり、後半は実質主義を以て建前とせられたものと見うるのである。

大東亞戰爭後半期の總督政治は、実質主義則ち外からの附燒刃でなく、總督の意のある所を眞に理解し、向う所を知らしめ盛り上る意氣を振作して庶政の進展を期すべき旨が強調され、その基盤として道義の昂揚が說かれ、これが実現の具体的方法施策として官民殊に官公吏、学生、生徒一般青年層の禊を中心とする修養鍊成の徹底的実踐が強行されたのである。理念は結構なるも、これが具体化の方法に至つては、一般民衆に施す場合、殊に異民族にたいしてはその風習民族感情への顧念に深き洞察を加うるに非んば、意外の逆效果を來す事を注意せねばならず、事の困難を痛感させらるゝのである。

結果は兎も角内鮮一体を具体化する爲の歷代總督の諸政策は、統治者の意図に於て革新的な同化政策と言うを憚からない。蓋し民度低き後進者たる朝鮮人を内地人のレベルに迄引き上げ、内鮮人を全く平等にし内地人の優越的差別待遇又は感情を絶滅せんとの崇高な目的を以て計画推進されたと言う面から見る場合、進歩的であり、革新的であり又民主的であることは異民族統治史上その類を見ないというも過言ではあるまい。

只実績主義に則つて統治が進められた後半期時代に於て、統治の目的を誤なく衆庶に傳え、理解せしめ、又之を民衆に計画のまゝに歪曲されず正しく施す爲行政部面に於て努むべき最も大切なことゝして（一）官吏を含めた指導者階層の自己反省率先垂範を必須要件とせられる点（二）行政第一線事務担当者の鍊成による資質の向上により中央の意図計画が第一線の末端に迄滲透し、中枢に於て民衆に施さんとする施策が、計画者の考うる如くありの儘に理解され歪曲されずに実行されることの緊要性が強調された点、（三）政治の要諦は末端に於ける大衆直接の指導接触に於て義と涙を以てすべく、民の眞相実態を把握せずして、無理に形式的規定を強要するの非を戒め、殊に權勢を自家享益の具に濫用することが政治の根源を素す所以を力說された点、（四）行政上の諸計画は計數統計に基き企画立案さ

れるものであつて、その根源たる統計に故意過失たるを問わづ、誤あるに於ては、総ての施策も砂上楼閣に終り、遂に明朗な行政は施し得ないことなるが故に統計の報告作成に嘘があつてはならぬ点、が特に方針として強く要望されたことは何れの時代に於ても行政執務上服膺すべき根本命題であると言わねばならぬ。

第二節　歴代総督の統治方針

一、寺内總督時代　自一九一〇年十月一日、至一九一六年十月九日　六ケ年

本期は、併合の直後一九一〇年九月三十日勅令第三百五十四号を以て、朝鮮総督府官制発令せられ、十月一日之が施行、同日を以て陸軍大臣子爵寺内正毅第一代朝鮮総督に兼任し、前通信大臣山縣伊三郎第一代政務総監に任ぜられ一九一六年十月に至る迄の六箇年間であつて、所謂総督政治創設の時期であり、その初めに於ては旧韓國政府の施設尚存し、統監府の手によつて行われたもの亦少なからず存在したので、諸政頗る錯綜を極め、民心は淳沈したる上尚未だ充分に併合の趣旨徹底せず、暴徒尚各所に残存し、且つ山河荒廃を極め民衆の福利未だ完からざるの時であつた寺内総督は併合の際諭告を発し懇ろに朝鮮統治の方針を訓諭し、以て諸般の施設を実施し、数年を出でずして統治の基礎を確立するに至つたのである。

本期の施政方針

併合の大事業は平穏無事の間に行われたのであるが、解放軍隊将士の地方に帰り匪徒と化すもの多く、各地に出没し、又総督政治に対し禍心を包藏するもの少なからざる実情であるから、半島政治の第一歩を踏出すに当り、先ず治安の維持生命財産の安固を以て第一の要諦となさねばならなかつた。之れなくしては政府は統治を施すに由なく、民心の安定も亦望むべくもなかつた。

かゝる治安の面と相俟つて大に促進されたのは建設の面である。民衆を極度の疲弊より救い、その福利を増進するが爲には何よりも先ず殖産興業の振起であつた。而して資源の開発、産業の発達と離るべからざるものは、運輸交通の完成である。是に於て、鉄道・港湾修築の外、大に道路の改善に力を注ぎ以て窮乏を救うの一助となしたのである。亦精神面に於ける教育の促進に努め、或は亦國民の衛生、風俗の改善信教の自由等に対して夫々の適当の施設を爲して民生の向上を図り、半島に於ける古代文化の保存に努めたる等も重要な方針の一であろう。

産業の奨励をする事により國庫の收入の増加を図ると共に、一面経費を節約して中央政府よりの補給金を漸次減少し以て独立財政の確立に努力したる事も特記すべきではあるまいか。

本期の重要政策

（一）治安維持と生命財産の保護

一九〇七年七月隆熙帝の即位後間もなく旧韓國軍隊の解散せらるゝや、兵士の多数は恩賜金の消費と同時に暴徒と化し全鮮各地其の害を被ること甚しく、我が軍隊は憲兵及び警察官と協力して之が討伐鎮撫に努めたのである。

日本軍隊は統監府設置後一九〇六年八月勅令第二百五号韓國駐剳軍司令部條令に依り、京城に駐剳せしめ、陸軍大将又は中将を以て之に親補し、韓國駐剳陸軍諸部隊を統率して韓國の防衛に任ぜしめられたもので、朝鮮に於ける駐剳軍は一箇師團或は一箇師團半の兵力から成り、之を各師團より交代に派遣せしめ、其の主なる駐剳地は龍山・平壌・

羅南の三箇所であるが地方の治安を保つ爲め、分散主義を取り、全半島に亘り枢要なる地点に小部隊を駐屯せしめたのである。

次に駐剳憲兵隊は、日露戰役の際軍用電信線の保護に任じ更に韓國警察の無力なるに依り漸次普通行政警察及び司法警察にも干與するに及んだもので暴徒の横行すると共に主として之が鎭撫に任じたのである。

一九一五年に至り地方は漸く平靜に歸し、庶民の治安も概ね確保せられるに至つたので、各守備隊は漸次兵力を結集する方針を取つた。之と共に新に二箇師團を增設して之を常置し、交代派遣の制を廢止する計畫を立て、一九二一年迄に其の編成を終り、之を朝鮮駐剳軍司令官の統率に屬せしめ、第十九師團司令部は咸北羅南に第二十師團司令部は京城に置かるゝこととなつた。

韓國側の警察は、一九〇五年二月丸山重俊を警務顧問に招聘してから始めて改善の緒に就き漸く面目を一新しつつあつた。統監府の開設となるや、同府に警務部を置き、一九〇七年七月日韓新協約と共に從來の制を廢し憲兵は主として治安維持に關する警察を掌り、其の職務の執行については統監に隷屬し兼ねて軍司令官の指揮を受けて軍事警察を掌る事とし、日本人及び朝鮮人に對する警察は韓國政府傭聘の日本人警察官をして之を執行せしめたのである。

然るに韓國側警察と駐剳憲兵隊の二制度の対立は、共通の職場執行上不便の点少くなかつたが、一八一〇年六月より一切警察事務を挙げて日本政府に委託する事となり、「統監府警察官署官制」に依り、統監の直屬下に中央に警務總監部を各道に警務部を置いて地方行政機關の外に特立せしめた。新官制の実施に伴い、大体に於て鉄道沿線及び開港地等には警察又は暴徒鎭圧等に重きを要する地及び僻遠の國境等には憲兵を配置した。

併合当時にあつては、政治上の目的を有する結社尠なからず、一進会、大韓自强会を初め学会、宗教團体中にも政治的色彩を帶びたものが多かつた。之等に対しては保護政治確立後漸次取締を嚴にし、解散禁止等を行つて來たのであるが、一九一〇年八月二十五日警務總監部令を以て集会取締に関し嚴重なる抑圧を加え、從來の結社に対し一齊に解散を命じた。出版、刊行に対する取締も嚴重を極め、一九〇七年七月新聞紙法、一九〇九年二月出版法の発令あり、併合後も、概ね之に拠り事前檢閲発行制限輸入制限、等断固たる態度を以て之に臨んだのである。

（二）財政の調整

既述の如く産業開発に力を用い、大に民力を涵養し、交通機関を発達せしめ、大小金融機関を整備せしめる等富力の增進に努める一方、消極的には屢々官制を改正して冗員の淘汰を行い、事務の簡捷を計ると共に、諸般行政費の節約を行い、以て之を民福の增進に資すべき経費に充当した。併合当時にあつては統治開発に要する経費の全部は到底之を負担するに堪えざる狀態であつたので、一九一〇年九月勅令を以て朝鮮總督府特別会計の制度を設け、其の歳出は本府歳入を以て充当し其の足らざる所は帝國政府一般会計の補充金を以て補う事とした。然るに補充金には永く信頼すべきでないので、半島の財政自営の方策を樹立するの必要を認め、一般経済力の增進に伴い、逐次租税の負担を增加し既定歳入の自然增加と政費の節約に依り、産業開発、交通機関整備等の緊要なる経費を減ずる事なくして一般会計よりの補充金を毎年度百万円乃至二百万円づゝ遞減し一九一九年度よりは全く補充金を必要としなくなるように計畫したのである。

（三）産業の育成

産業の発達、富源の開発が斯民を救済し、財政を安固ならしむるは明であるから、施政の当初より之に最も力を注いだのである。

風土氣候は農耕に適し、地下資源亦豊富であり、沿海漁業亦見るべきものあるにかゝわらず、多年の批政と屈従により、田畑の改善講ぜられず、山林は濫伐に委せ、水産鉱産も放棄のまゝにおかれ、商工業に至りては全く幼稚の程度に止つた。併合の当初にあつては、先づ農業の改良奨励を第一とし、多大の資本を要する企業の如きは漸を逐つて之を進める方針をとつた。之に併行し、土地調査を起し、下級金融機関を整備して之が利用を便にし、日本人の渡鮮し業を起すものに對しては、大いに之を奨励指導した。その他第一回発電水力調査事業を一九一一年より、一四年に亘る四箇年継続事業として実施し後年の産業開発に多大の影響を及ぼしたのである。

二、長谷川総督時代　自一九一六年十月十六日、至一九一九年八月十二日　二年十ケ月

寺内総督内閣総理大臣兼大蔵大臣に任ぜられ、其の後を受け元帥陸軍大将伯爵長谷川好道が其任についた。此の期間は併合後尚未だ多く年所を経ず、前期の諸施設何れも其儘に継承せられ殆んどその延長とも称すべく、従つて未だ創業の時期を脱するに至らなかつた。

当時欧洲に於ては大戦尚継続し、予て海外に在つて潜行しつゝあつた、併合に反対せる民族思想は終に半島内に波及し、一九一九年三月所謂万歳騒擾事件（三・一事件）を惹起するに至つた。

此期の施政の重点も産業第一主義に置かれ、水利組合令を創定して農事の改良を奨励し、蚕業令を公布して蚕種の統一改善を図り、金融経済の施設整備も亦一段の進展をなした。亦前期方針の一であつた財政調整も予定の如く実行され、一九一九年度を以て全く一般会計の補充金を辞するに至つたのである。

制度の上にては、面制を施行して自治制度開始の第一歩となし、共通法の実施に依つて法制上の統一を図り、又刑事令の改正と相伴つて監獄制度の改善を図つた等も挙げられるであろう。

前期に開始せられたる土地調査事業も、継続事業として屢次の更正を経て、一九一八年十月を以て全部の完成を見るに至つた。本調査により朝鮮に於ける土地制度及び地税制度は始めて確立し、土地所有権の確定、土地争議の解決を促し、更には土地利用財政経済其の他諸般の施設経営に與えた影響は頗る大なるものがあつた。

一九一七年七月には鮮満鉄道の統一を図るため、勅令に依り朝鮮総督の管理する鉄道の建設、改良、保存、及び運輸並に附帯業務一切が南満洲鉄道株式会社に委託せられることゝなり、交通経済の発展上大なる効果があつた。

三、齋藤総督時代　自一九一九年八月十二日、至一九二七年十二月十日　八年四ケ月

本期は一九一九年八月十二日海軍大将男爵齋藤実朝鮮総督に、法学博士水野錬太郎政務総監に任ぜられてより、一九二七年十二月に至るまで八年有余に亘る間で、途中、一九二七年四月より十月の五箇月間、齋藤総督は在官のまゝ日英米三國海軍々備制限会議に日本全権委員として臨み、陸軍大臣陸軍大将宇垣一成之を代理した。尚政務総監は此の間水野練太郎に次いで、有吉忠一、下岡忠治、湯浅倉平と四氏の交迭を見た。前期の終り独立騒擾事件の発生を見民心猶安定せず思想上一大轉機に立つと共に、経済上も、欧洲大戦の余波をうけ、大に発展の時期に会し従来の如き統制の時機を脱せんとの動き漸く強く、此に所謂武断政治より文化政治への大轉換が行われ、産業の発展は著しく半島統治の将来に向つて光明を與える様になつたのである。

本期の統治方針

当初先ず本府官制を改め、従來總督の任用は武官に限りたるを改めて其の制限を撤去し、委任の範圍内に於て陸海軍を統率し朝鮮防備に當つたのを止めて必要の時陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得しめた、亦在來の憲兵警察制度を廢止して、普通警察制度となし、官吏教員等の制服帶劍を廢止し以て總督政治の基本を純然たる文治主義となした。

官制の改革と共に執つた所の施政上の綱領は、（一）治安の維持、（二）民意の暢達、（三）行政の刷新、（四）國民生活の安定、（五）文化及び福利の增進であつた。之が諸般の施設となつて現われ、其の最も重なるものは、（イ）警察制度の革新、（ロ）教育の普及改善、（ハ）産業の開發、（ニ）交通、衞生の整備、（ホ）地方制度の改革、（ヘ）司法上の改善等であつた。

然して當時は、歐洲大戰後に當り、戰亂中經濟上極めて好都合の地位に立ち、貿易に、工業に、海運に空前の發展をなした後、戰後世界の大勢は漸次不況に陷り、財界の衰微と思想の惡化は蔽いがたく、各地に於ける大水害に加うるに関東大震災あり、日本政府の財政緊縮と、民間資金の運轉不活潑であつて、上述の如き積極的方針の遂行には多大の努力を要したのである。

本期の重要政策

（一）官制改革と民意暢達

總督の着任と共に訓示並に諭告を發し、次の如き方針を以て臨むべき事を明にした。

一、官吏は一心同体を旨として、上下四方協同戮力し、公明正大なる政治を爲す事

一、形式的政治の弊を打破し、法令は成るべく簡約に從い、誠意國民を誘致して其の精神の徹底を図ること。

一、行政処分は事態民情に顧みて適切なる措置を執り、努めて被処分者をして充分諒解を得しむること。

一、事務の整理簡捷に努め民衆の便益を計り官廳の威信を保つこと。

一、言論、集会、出版等に対しては秩序及び公安の維持に妨げなき限り相当考慮を加え民意の暢達を計ること。

一、教育、産業、交通、警察、衞生、社会救濟の他各般の行政に刷新を加え、國民生活の安定を図り一般の福利を增進するに於て一生面を開くこと。

一、地方民風の涵養、民力の作興を期する爲、將來時機を見て地方自治制度を施行する目的を以て速かに之が調査研究に著手すること。

一、如上の改善刷新は新奇を衒わず、成るべく朝鮮の文化と旧慣とを尊重して其の善を長し、其の弊を除き、以て時勢の進展に順應すべきこと。

であつて從來の方針に比べ較段の相違を察知し得るであろう。

かくて事務簡捷の趣旨により、從來の内務部・度支部・農商工部・司法部を内務・財務・殖産・法務の四局とする外、学務局・警務局・庶務・土木・鉄道等六局四部の編成を以て、局部課長の專行面を拡げ、地方官廳の權限を拡張する措置を講じ、朝鮮人たる文官の分限及給與に関する規定を斷然廢止し、日本内地人官吏と均しく高等官等俸給令及び判任官俸給令の適用を受けしむることゝなし、官等俸給の上に於て内鮮人官吏待遇上の差別を撤去した。其他從

來内地人に限り任用したる公立普通学校々長に朝鮮人訓導を以て任用し得る途を拓き、亦特別任用の範囲を拡張する等の改善を図つた。

或は亦墓地規則を改正し、民情に適合せしめ、諺文新聞の発刊を許可して時事新聞、朝鮮日報、東亜日報等を許可し、集会の制限の如きも努めて之を緩和する方針を執り、中枢院を活用しその機能を発揮するに努める等大に民意を暢達するに努めたのである。

地方制度に於ては府、面に協議会を設け、学校及び道の予算に関しては評議会を置き、之を民度事情により官選並に民選の方法を執り、自治制度の第一歩を踏み出したのであり、従前の制度に比べ、その改正の各方面にわたり、大規模なる事は注目すべき変化であつて、此処に於て朝鮮統治は始めて一視同仁、内鮮一体の本道に立つたものと云える。

（二）司法並に警察制度

一九一〇年六月総督府警察官署官制を以て、警務総長を首脳とし、其の下に憲兵と警察官とを統轄した制度は、併合当初にあつては実状に即したものであつたが、其後の世情の変化と、総督政治の根本的革新と同時に、普通警察の制度に更改された。即ち総督府に警務局を置き、警察権を道知事に移し各道に第三部を設け、各府郡に警察署を置いて警視・警部を以て其の長に充て此等地方官をして警察・衛生事務に当らしめた。亦巡査補を察し、内鮮人一律に巡査として差別撤廃の意を明かにした。

独立騒擾事件後鮮内の治安は概ね平静に帰したものゝ、海外に於ては上海に大韓臨時政府の形成、第三インターナショナルに依る宣傳、義烈團の編成等あり、鮮内に侵入する之等團体員の活動は激増の一途を辿る狀勢にあり、人心に與える影響も少くなかつたので、大体一府郡一警察署、一面一駐在所を標準として充実を図り、警察署二百四十七警察官派出所百二十一、警察官駐在所一千四百三十八、警部以下一万六千八百名の多きに達した。

司法制度に於ても、光州地方法院全州支廳、平壌地方法院新義州支廳、咸興地方法院清津支廳の地方法院昇格の外権限の拡張を図り、朝鮮人判事、檢事の権限の拡張により内地人との差異を撤去した。

亦朝鮮民事令、民籍法を大改正して文化民度の進歩に則し、漸次民法の方向に近からしめ、朝鮮刑事令の改正、笞刑令の廃止等により、朝鮮人も内地人と同一の刑罰制度の下に立つ事となつた。

其他朝鮮弁護士試験を実施し、監獄の増設及び処遇の改善をなす等各方面に於ける進歩は著しいものがあつた。

（三）財政方針の変更

前期並に前々期に於て朝鮮総督府特別会計に対する財政調整の計画を立て、一九一九年度に於て概ね之を完了したのであるが、本期に入り積極的文化の方針を確立し、朝鮮人官吏の定員増加に待遇改善、教育機関の拡充、医療機関の整備、産業の振興、笞刑の廃止に伴う設備、警察機関の充実等緊急なる新施の経費に対しては従来の予算を以てしては到底実行不可能なるを以て、財政方針を一変し、一九二〇年度以降再び補助金を受くる事とし、二〇年度に於て一千万円、次年度に於て一千五百万円とし漸次増額するに至つた。豫算総額は一九二一年度には一億六千二百万円となり、其後帝國政府の財政緊縮方針に順應し、経費に節約を加え、一九二五年には更に徹底的整理を断行したが、産業開発の促進、朝鮮鉄道の直営復活等の漸次歳計は増加を來した。

税制に対しても整理改善をなし、先ず漁業税、船税、塩税、人参税を廃し、朝鮮所得税令及び朝鮮取引所税令を公

布し、後所謂「第一次税制整理」を行い、営業税、資本利子税を新設し、酒税令、朝鮮所得税令、砂糖消費税令、綿織物移入税令の改正を行つた。

（四）専賣制度の確立　紅参専賣は韓國時代より引続き行われたが、本期に入り、一九二〇年十月紅参専賣令を、二一年四月煙草専賣令を発布、二一年四月、朝鮮総督府専賣局官制を実施し、人参・煙草・塩・阿片に関する事務を掌らしめることゝなつた。

（五）農業の振興と産米増産計画

始政以來農業に対する終始変らぬ熱心な努力の結果その発展振りは誠に目覚しいものがあつたが、日本内地の食糧問題亦急を告げるに至つたので、此処に積極的に土地改良事業を起し、一九二〇年十一月、殖産局に土地改良課を置き水利開拓土地改良に対する一切の事務を管掌せしめ、一九二〇年度以降三ヶ箇年を期して、第一期とし、十五箇年間に一億六千八百万円を以て九百二十万石の産米増殖を図らんとするものである。其後財界の変動に伴う諸種の事情に際会し、一九二五年末に至る六箇年間の土地改良面積は僅に九万町歩に過ぎず、一九二五年に至り計画を更新するの止むなきに至つた。

土地改良実施計画と共に耕種法改善にも努力を重ね、優良品種の種子更新、販賣肥料の奨励等を実施した。

米作の増産奨励と共に、棉作の拡張計画、甜菜栽培産繭百万石増收計画等各方面に亘つて指導奨励に努めたのである。

（六）交通の整備

此期に於ては亦鉄道の整備に大いに力を用い、一九二五年三月末日限り南満洲鉄道会社の委託を解除し、直接経営する事になり、鎭海線、慶全北部線、平元線、咸鏡線の完成を急ぎ、亦一九二七年度以降十二箇年の継続事業として新に図們線、恵山線、満浦線、東海線、慶全線合計八百三十哩の建設、図們鉄道会社線外四線二百余哩の私設鉄道線の買收を計画実施した。

四、山梨総督時代　自一九二七年十二月十日、自一九二九年八月十七日　一年十ヶ月間

斎藤総督に次いで約二年間、陸軍大将山梨半造第四代の朝鮮総督となり、政務総監湯浅倉平、池上四郎、兒玉秀雄の三氏が交代した。

前期に引続き文化振興と経済発展は本期施政の二大目標であつて、産業の開発と民衆生活の安定を以て、施政方針となした。

朝鮮の実情、國民の実際生活に即する政治を行うを主眼とし、之が具体策としては、普通学校の一面一校増設計画書堂の改善、小作慣習の調査、火田調査、小農に対する小額生産資金の貸出、朝鮮簡易生命保険令の公布等あり、産業上、社會上の施設が大部分を占めて居る。

五、第二次齋藤総督時代　自一九二九年八月十七日、至一九三一年六月十七日　一年十ヶ月

山梨総督の後を承け海軍大将子爵齋藤實再び朝鮮総督に任ぜられ、約二ヶ年間其の任に在つた。

本期は世界的不況の最中であり、日本政府の財政緊縮方針に順應し、総督府予算も亦異常なる緊縮節減を爲したのであるが克く之に努め、一方亦教育、産業、土木、交通等財政の許す限り既定計画の遂行に努力し、或は亦小作官の

新設農業倉庫の新設等産業經濟の發展に遺憾なきを期した。

朝鮮に於ける國民生活を安定し、福利を增進せんが爲地方自治制度を確立せんとするは齋督總督の理想であつて、一九一九年第一次就任の際之を声明し、地方制度の改正を行い、道地方費、府面及び府郡島学校費に諮問機関を設け、選出制度を認め、之に習熟せん事を期したのである。其後一般の地方行政に対する理解並に制度運用の成績良好であり、地方團体の施設も著しく進歩したので、更に之を一歩進め、一九三一年度より実施した。

乃ち道及び府・邑に於ける從來の諮問機関を議決機関とし、道・邑・面に法人格を附與し、殆んど完全に近い自治制度となしたると同時に府に於ける、府、学校費及び学校組合の三團体を府に統一した点に在る。亦之と共に一九二〇年來地方議員の總選挙数回実施され一般民衆の漸く該制度に慣れると共に、選挙運動も漸次激烈となり、その弊を認められるに至つたので、一九二九年九月府令を以て朝鮮地方選挙取締規則を制定発布した。

産業の開発に関しては從來とも一貫して努力し來つたのであるが、一九三〇年に至り、地方官々制の改正と共に道を指定して産業部を置く事となり、亦小作問題に関する指導監督機関として重要道に小作官を置き之に当らしめた。

世界一般の不況、殊に日本内地の不況により、朝鮮も亦財界の不況、穀價の低落を続け、爲に朝鮮全人口の約六五%を占める農業労働者たる小作農民の窮乏は甚しいものがあつたので、之に対する積極的な應急対策を確立した。即ち一九三一年度より三三年度迄三箇年に亘り、道地方費其の他公共團体の事業として總工費六千五百二十三万円を以て全鮮に亘り、道路・河川・漁港・上下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より約六六%の補助を與え、之に依り労銀を散布し、窮民の生活難を緩和し、併せて朝鮮産業開発に資せんとした。かゝる大規模の工事は朝鮮にとつては

劃期的なものであり、道路の如きは之に依り全朝鮮道路網の略八割が完成したのである。

六、宇垣總督時代　自一九三一年六月十七日、至一九三六年八月五日　五年二ヶ月間

本期は陸軍大將宇垣一成が總督に就任し、今井田清徳逓信次官より政務總監となつた約五ケ年間であり、宇垣總督は曩に約五ケ月間總督代理として其職に在つた事があり、就任と共に、新たに計画を樹立し、建設的大発展の一時期を現出せしめたのである。

当初一九三一年九月十八日には満洲事変の突発を見、爾後日本は準戰時的時代に入るのであり、朝鮮に於ける政治上経済上の影響も亦頗る大である。

本期の施政方針

總督着任に際し聲明書を發し、次の如き施政の方針を明にした。

一、累代の統治者は何れも明治大帝併合の詔書の御趣旨を體し鋭意畫策した結果、今日の發展を來したのであるが朝鮮も帝國の一部として自ら世界的影響を免かれず、思想界の混濁、經濟界の疲弊に對しては、

一、新打開建直しの要あること

二、官民を論ぜず、内鮮人を問わず、渾和融合一體一元となり、勇猛心を奮起して豊なる天賦の資源開拓に努力すべきこと。

三、理想と信念とを以て實生活に即し、物心兩面の生活安定を圖るを以て第一義とし、半島一帶の空氣をして益々明朗快活ならしめ更に進んで康福增進を期すること。

斯くて着任後之が具體化に努め、翌三二年六月初めて農山漁村の振興、自力更生運動の実施計画を発表し、之が実行に入つた。

此運動は本期に於ける全施政の中枢を爲すものであり、主なる項目は、（一）朝鮮農地令の実施による小作權の確立、（二）税制整理による農村負担の軽減、（三）低利資金の融通に依る農家高利負債の借替、（四）低利資金の融通増加と自作農地の創定、（五）米穀問題の根本的対策と米價の安定、（六）小産業法人の設置と農村販賣購買の合理化、（七）多角農業主義に依る南棉北羊奨励、（八）農業、林業の協調を助長すべき農用林地の設置、（九）西北鮮及び満洲への移民奨励、（一〇）農村窮迫緩和の目的よりする工業の誘致、（一一）簡易学校と実業補導、（一二）儀礼準則の創定発布等である。

右の外、税制の根本整理、産金奨励、北鮮開拓、満洲國対策等が重要なものと挙げられるであろう。

本期の重要政策

（一）農山漁村の振興と自力更生運動

朝鮮総人口の約六五％を占める小作農階級の窮乏は多年に亘る秕政によりその極に達し歴代総督の努力にもかゝわらず、其の多くは生活向上の自覚に乏しく、低級の生活に甘んじ、年々歳々食糧の不足を訴え、高利の負債を増嵩するのみであつた。其の対策として、土木・砂防事業等の労銀撒布に依る救済施設が多く、執られたのであるが、其の効果は永続性に乏しく、眞に農村を救い、農家を立ち上らせるには、自力更生に依る農家経済建直しの方策を立てるを要したのである。

農家自身の奮励努力により物心両面に於いて現在の窮境より更生する自力更生運動を展開すると共に、同運動を助成する爲、農民に刺戟を與え、生活の改善に資すべき種々なる施設をなす振興対策を立てたのである。

然して従来多くの計画が、部落單位若しくは面、郡等を單位として奨励せられたるに反し、各戸の農民を奨励の單位となし、戸毎に適應せる更生計画を樹立し、順次進んで一面、一郡に、一道全鮮に及ぼさんとするにある。更に重点を精神方面に置き、自己の確信を以て更生の道に進ましむるを根本とし、外部より與えたる一時的施設でなく、内部より誘発する自覚に俟つたのである。

其の第一期工作として、一九三二年七月、道知事会議を開催し本運動の趣旨及び方針を示し、次いで朝鮮総督府農村振興委員会を設置して実施方法を審議し、各道、各郡島、各邑に夫々振興委員会を設立せしめて之が奨励の機関となし、且つ時局匡救講習会を開催して関係官公吏に計画の趣旨方法を授け、更に一九三三年三月には政務総監名を以て「農家経済更生計画に関する件」を発し要諦、目標等を指示し、三五年四月全鮮農山漁村振興関係大会を開催し計画実施の成績に就いて審議を遂げた。三三、三四両年に於ては五千百十部落、農家十二万戸に対し、更生計画を実行し、多大の成果を挙げ、貧窮を免れ生活の安定を得、又一般農民に対しても、民心の作興、勤労精神の勃興、婦人の自覚と屋外労働の実行、生活改善、消費節約等を始め、一般営農の改善、余剰労力の消化、副業の増進、隣保共助等各般に亘り大なる反響を齎した。

全鮮に於いて更生の要ある窮乏農民の見込は大凡二百三十万戸に達し、爾後引続き年次的に更生計画を拡充せんとする方針を立て、四七年度を以て完了せんとした。

尙此の運動を助成する目的を以て、農地令の施行、自作農の創定、稅制の整理、高利負債の整理等の設施設を実行した。

（二）北鮮開拓事業

北鮮地方中、鴨綠、豆滿兩江の上流帶地たる所謂蓋馬高原地帶に於ける全区域の七割、卽ち面積二百十六万町歩は國有林野であるが、交通運搬の便頗る不良なる爲、其の多くは徒らに枯死腐朽し、且つ火田民の冒耕火入により、年々廣大なる美林が燒燼せらるゝ狀態に措かれて居る。之が保護增殖と利用開発を図るは國家産業資源の開発の点よりしては、勿論、國境地帶の経営の関係より見ても極めて重要である。之が爲一九三二年より十五箇年間計画総予算二千六百八十三万三千円を以て開発に当らんとした。

一、北鮮拓殖道路、重要道路中、二等道路五百三十八粁、三等道路二百三十九粁を一九三二年度より十五箇年計画で、改修

二、北鮮拓殖鉄道、前項道路と相俟つて最も急を要するものとして、白岩、茂山間に峽軌鉄道（延長一八八粁軌間〇、七六二米）を三二年度以降六箇年継続事業として、三二年十一月起工

三、森林開発、白頭山を中心とする森林約八十万町歩を目標として、拓殖鉄道（白茂線）及び惠山線と連繫する森林鉄道の外、山元より森林鉄道まで軌道を敷設した。一九三四年末迄に森林鉄道は六百米を、軌道は三十二粁を完成した。

四、火田民指導　火田民は一九三一年末現在で、火田面積十二万四千余町歩、耕作戸数二十六万九千九百余、人口百三十九万九千四百余人という莫大な数に達して居る。北鮮八郡の耕地総面積の三三%、総戸数の四七%、総人口の四五%を占め、之が対策は最も重要にして、至難の事とされた。先ず現有耕地は其の儘認め、保安、営林上特に廃耕を要するものは、別に農耕適地を替分し、耕地の不足せるものには補給し、火田民五百戸に一箇所の割合で小農指導区を置き、之に指導手一名を、又十指導区に一箇所の割合で、山農指導区監督事務所を置き之を指導せしめた。

五、其の他森林保護に万全を期すると共に緬羊飼育、亞麻栽培に対し奨励を行つた。

（四）産米增殖計劃の中止と工業発展

一九二〇年來鋭意実施中であつた産米增殖計劃は、一九二七、二八年頃より起りたる財界の不況に次ぐに、一九三〇年大豊作の影響に依る米價の大暴落等により、其の遂行上困難を生ずるに至り、一九三四年五月を以て中止の止むなきに至り、專ら既設事業の完成に注ぐこととなつた。

此に至り米穀單種耕作型産業政策は行詰り、他に何らかの打開策が求められた。時あたかも流域変更方式の採用に依る朝鮮水力電氣資源の再発見と、滿洲國の独立に伴う市場の開拓があり、日本内地の統制経済に入ると共に、朝鮮が投資にとつて自由の天地として求められ、此処に産業革命とも称すべき大規模工業の発達を見るに至つた。

乃ち、朝鮮窒素肥料会社の長津江水力電氣株式会社、硬化油工場、火藥工場を始めとし、ビール工場、人絹工場、澱粉工場等続々建設を見るに至つた。

七、南総督時代　自一九三六年八月五日、至一九四二年五月、五年九ケ月

本期は一九三六年八月陸軍大將南次郎朝鮮総督に就任、大野綠一郎政務総監に任命せられてより約五ケ年に亘る期間である。

總督就任の当時は、朝鮮未曾有の風水害の後に当り、就任後一年にして日華事変勃発し、朝鮮軍の出征あり、朝鮮は南進基地として重要な任務を負荷され、更に一九四一年には遂に大平洋戦争が勃発、朝鮮全土を挙げて戦争完遂に邁進したのである。

本期の施政方針

満洲事変後日本内地に於ける國家主義の圧倒的勢力を得、左翼勢力の敗退と共に、朝鮮に於ても漸次民族主義を標榜する左翼勢力の轉向相次ぎ、都邑農村各地に於ける熱誠なる銃後運動と共に人心の安定、治安の確立は一應成りたる如くであつた。総督着任と共に声明書に於て、内鮮融和、満洲國との共存共栄を以て統治の方針となし、一九三七年四月の道知事会議に於て、國体明徴、鮮満一如、教学振作、農工併進、庶民刷新の五大政綱を発表して、庶政展開の具体的指標を明らかにした。内鮮一体の方針の下に、右の五政綱を以て本期の政策が貫徹されたといつても過言でない位、あらゆる面に強化具体化された。

即ち教育令改正となり、志願兵制度となり、氏制度の創始、中央協和会との聯絡等となつた。更に一面地下資源開発奨励、産米増殖計画の再興となり、其他種々重要なる施設となつて顯われた。

鮮満一如の理想実現に関しては、一九三六年十月関東軍司令官との会見、満洲國名誉総領事館の設置、満洲國國務総理の京城訪問等により具現化の速度を早め、掃匪密輸の共同対策、鴨豆両江に於ける橋梁架設、鴨綠江共同技術会組織並びに水力発電計画、郵便逓送の簡捷及び電話の接続方面に亘つて密接を加えた。

農産、殊に米産に対しては戦争の激化と共に益々その重要性を加え、鮮内官民全力を挙げて之に当つたにも拘らず一九三九年全鮮に亘り未曾有の旱害を蒙り、其後も天候に恵まれず、國民精神総動員朝鮮聯盟愛國班の組織は、前期より続けられた自力振興更生運動と共に時艱克服、生業報國をモツトーとし熱心な努力を続けた。

本期の重要政策

（一）治安の確保と警察機構の整備

鮮内に於ける民心の趨向は、前述の如く満洲事変を契機として好轉し、従來朝鮮統治上幾多の困難と障害となつて居た民族、共産両運動も表面漸次鎭靜に帰し、日華事変の勃発と共に、政治的経済的動揺の色は蔽いがたきものがあつたのが、時局認識啓蒙運動、流言蜚語其他の不穏行動に対する徹底的取締と、中國に於ける戦局の推移により次第に日本の再認識日本國民としての観念を持つに至り、一九三八年朝鮮人特別志願兵制度の創設は人心の轉機を與える爲大なる影響があつた。

従來ともすれば民族意識を煽り、政治行動に出でんとした基督教、天道教、侍天教等の宗教團体及び同類似團体も愛國的行事を計画し、或は之に合流するものが続出したのは、当局の指導勧奨による点もあるが、時局に対し超然たり得ざる迄に変化して居たのである。

事変当初極めて無関心を以て臨んだ一般朝鮮人も次第にその態度を改め、國防献金、慰問金、恤兵金等の醵出其他の時局活動に積極的に奔走する等注目すべき変化を示した。

事変の発生と共に警察事務は激増の一途を辿り、外諜取締、防空警備、経済統制、金の密輸取締、志願兵制度に関する事務等幾多の部面が拓け、之が爲整備拡充の要に迫られた。防空施設は軍事上占める地位からしても空襲必至と

され、一九三三年來、總督府と朝鮮軍との間に防空協定に関する取極めを行い、爾來その整備をなして來たのであるが、事変を契機として急速に充実されるに至つた。一九三九年警務局に防護課を設け消防、水防と共に一括管掌することとなり、從來の防護團、消防組、水防團等を一元化して警防團となし、團数二千四百二十七、團員数二十万人に達した。

國家総力戰態勢の強化されると共に統制経済となり、物資動員計画の樹立、物資の生産、配給、消費、輸出入、價格に強力な統制が加えられ、之に伴い発生する犯罪に対処する爲一九三八年十一月警務局警務課に経済警察係を設置各道にも之を設け、全般的指導統制に当ることとなつた。

（二）産業一般に対する対策

米作に重点を置いた原始産業を中心とした朝鮮の開発も逐年近代産業へ変化をとげ、日華事変の勃発により更に之が拍進され、重化学工業全盛の時代を現出せしめる様になつた。朝鮮工業化と共に、内地、満洲との問題も生じ、之がブロツク的調整を図る必要があり、更に朝鮮産業経済の拠るべき確固たる方針並に具体的施設計画の樹立に資する爲、一九三六年朝鮮産業経済調査会を設置し、政治及経済の連関を計り、國策担当上総督の諮問機関として時局対策調査会を一九三八年設置し、亦物資動員並びに生産力拡充計画の企劃的事項に関する事項を管掌する爲資源課を設け更に殖産局に臨時物資調整課を設け、鮮内に於ける物資配給調整に関する事務を取扱う事になつた。事変の長期化と共に一九三九年十一月資源課及び物資調整課の事務を統合して企劃部となした。

物資の統制に関しては、概ね日本内地に順應して行われ、物資の使用製造其他の制限、主要物資の配給統制、暴利取締の強化、公定價格制度の実施、價格等統制令の施行、奢侈品等製造販賣制限規則の発布等の重要規則の発布相次ぎ國民経済の水準維持戰力の増出に努めたのである。

（三）米穀其他に対する対策

朝鮮農業力の強化拡充は戰局と共に着々重要視され、殊に米穀の需給関係は漸次緊迫を告げ、朝鮮に於ても急速な増産が計画されるに至つた。稻作栽培技術の改善向上、農業労力の調整、種子更新事業及び病虫害防除の強化徹底、自給肥料の増産増施等稻作経営の改善を基調とせるもので、直接指導に当るべき郡農会、邑面指導職員の充実整備に重点を置いた。乃ち從來の産米増殖計劃の耕種法改善の重点は、金肥の施用と、種子更新事業の奨励にあつたが、今度は総ゆる角度よりする施設を爲す事としたのである。

土地改良事業に就いては、急速なる増産計劃の爲、主として既成沓の灌漑改善に重点を置き、新規開沓は特に限られたもののみとされた。

米穀の消費は年々増加の一途を辿り、一九三九年の大旱害も伴つて半島食糧事情も急激に悪化し、雜穀輸入關税の免除籾出荷の慫慂、金融取締による市場出廻促進、最高米價の公定等積極的対策を講じ、更に朝鮮白米取締規則を発布朝鮮米穀市場株式会社の設立、雜穀價格の公定朝鮮米穀配給調整令等統制強化の一途を辿り之に対應した。

（四）産金五箇年計画

國際收支の調整を期し、正貨準備を鞏固ならしめんが爲、一九三七年産金五箇年計劃が確立せられ、朝鮮産金令を公布之が促進に努力した。此計画は一九三六年の産金高二十瓲約六千八百万円を、一九三八年以降五箇年間に積極的

増産を図り、一九四二年には年産七十五噸に達せしめんとするものであり、本邦産金量の約五五%を目標とした。

奨励及び助成施設としては、採鉱奨励金交付規則を改正し、鑿岩機設備奨励、鉱製錬設備奨励、全鉱業共同施設奨励、或は低品位含金鉱物賣鉱奨励をなし、夫々奨励金を交付、或は買上価格の割増制度を設け、金山金融機関として日本産金振興株式会社が設立され、亦子会社たる朝鮮金山開発会社により主として中小金山の採鉱の受託経営及び採鉱資金の融通をなし、鑿岩工の養成に努むる等あらゆる努力を傾注し、之が完遂に邁進したのである。

（五）朝鮮民事令の改正

半島人の親族及び相続関係に於ては原則として慣習に依つたのであるが、一九三七年四月司法法規改正調査委員会を設け、之が全般的立法に着手した。

然るに之と並んで、以前より半島人間に養子制度に対する要望強く、亦日本式氏姓を名乗らんとする要望続出するに至つたので、之が愼重審議の結果、民事令の改正を行い、一九四〇年二月実施するに至つた。

氏制度の施行は半島統治上一時代を劃する重大な制度であり、朝鮮人の要望に應えると共に、内鮮一体の具現化に資せんとしたのである。然しながら飽くまで自発的なるべき創始が地方官廳により、自己の成績の尺度と考えられ、形式的皇民化運動に利用せられ、強制的なものとなり、創氏戸数七割以上という成績にも拘らず、多くの反感を買つた。

「異姓不養」の原則を緩和し、異姓養子及び婿養子を認めたのは、創始制度と共に原始的社会関係より近代的「家」中心の生活に轉換の一歩と見られ大いに注目さるべきものである。

（六）陸軍特別志願兵制度

戦争の推移と共に朝鮮人の國家観念に一轉機を齎らした事は前述の如くであるが、内鮮一体となり、國策の遂行に当らんとする氣運漸く高まりつゝあつた。それと共に朝鮮人有識者間にも兵役義務負担の主張が漸次見られる様になり、一九三八年一月十五日朝鮮人に対する志願兵制度計画の趣旨が発表せられ、二月二十二日陸軍特別志願兵令が公布せられた。之と共に朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所が設立され、軍隊生活の基礎教育を施す事となつた。

（七）國民精神総動員運動

日本内地に於ける総動員聯盟の結成に呼應し、朝鮮人の皇民化、並に内鮮一体の徹底を図るを目的として國民精神総動員運動が展開されるに至つた。即ち一九三八年七月七日中央本部的團体なる朝鮮聯盟の下に、各地道以下の地方聯盟及び之を構成する愛國班と、各種聯盟を結成し、國民運動の機関となした。

該運動の主要なる事項は、愛國日の設定、皇國臣民の誓詞制度、諸週間行事の実施等であり、宮城遙拝、勤労貯蓄を本運動発展の礎面となした。

八、小磯総督時代　自一九四二、五、二九　至一九四四、七、二四　二年二ケ月

本期は日本が米英を主とせる聯合國と戦端を開きてより半歳、緒戦の戦果尚赫々たる期に小磯大将総督として親任されたのであるが、一九四四年夏戦勢全く我に不利となり、東條内閣遂に荊冠し、其の後を襲うて最も困難なる國政処理の局に当る爲、総督の任を退くに至る迄、二ケ年有余眞に非常の時期であつた、総督在任二年余の統治半にして戦局我に利あらず、今日より見ればサイパンの失陷により戦局の帰趨既に定つて居たのであるが、

急を報ぜられたる当時、東條内閣総理大臣に対して「万一サイパン陥落せんか朝鮮民心に及ぼす影響甚大なるものあり、統治上由々敷事態惹起の懼なしとせず最善の努力は致すべきも予め含みおかれたき」意味の秘電を発したるに見ても明かなる如く、小磯統治の後半期には我が全國民漠然たる敗戦の不安に内心焦燥を感じつゝも、当時の彼我の態勢、戦局の進展、資源事情、世界各國の動向等勝敗判断の材料につき、眞実の姿を知られざるのみか、返つて逆の國内宣傳により全國民擧國以来の我國の在り方に信をおき、頼み難きを頼んで、只管所謂「聖戦」目的の完遂に総力を挙げて猛進するの外なかつたのである。実力以上の無理な戦争を継続する中央政府の方針が如何に無理な重圧を朝鮮統治に加えたか、統治の根本方針としては飽く迄半島民衆各々其の所を得、其の生に聊んせしめんことを念願とし統治者としては半島大衆の少くも最小限の生活は何としても之を維持せしむる如く、生必物資の生産配給に、食糧の増産及確保に、労務の溫存に必死の努力がなされたに不拘、戦争遂行と言う至上命令の前には生必物資殊に食糧の半強制的供出労務資源の可なり無理な内地等への送出を余儀なからしめたのであつて、爲に民心の倦怠離反と其の間に跳梁する所謂「不逞」思想の底氣味悪き底流とを顯在的にも看取せらるゝに至り、戦争遂行に寄與しつゝ朝鮮統治の目的に副うという二律背反を如何なる程度に調和せしむるかが当時、局に当る者の、最も苦心せる所であつた。

本期の施政方針

一九四二年（昭和十七年）六月十八日小磯総督着任の諭告中、「惟うに朝鮮統治の方針は一視同仁天皇陛下の臣民として秋毫の差異あることなく各其の所を得其の生に聊し齊しく休明の澤を享けしむる事を期すべき事、炳として既に聖詔に昭示せらるゝ所にして、実に我國不動の鉄則たり」……「而して半島の興隆と聖戦目的完遂の爲、必須不可欠の要件たる國体本義の透徹に至りては、朝野尚未だ十分ならざるの憾あり、就中半島衆庶の現状に於て其の然るを認む庶幾くは聖勅に遵由して更に一段國体の本義に徹し、皇國臣民たるの自覚を徹底向上し、内鮮一体の帰趨をして決して徒なる形式的同調に墮せしむるの悔なきを期し」……「若しそれ施政に至りては断じて現実より遊離すべからず、政治、経済、産業、文教等各般の施策は時勢と民度に適應し、順を逐い序を履んで之を遂行し、以て朝鮮統治不動の鉄則たる完全なる一視同仁、則ち同化の実をあぐる爲には、内鮮人　然一体とならざるべからざる歴史的縁由を深く認識し、内心より盛り上る意慾と理解とに俟たざるべからず、則ち全半島が我日本の國体の如何なるものであるかという國体の本義に徹するを第一義とし、戦時中稍もすれば後退せんとする國民道義の頽廃に留意し、「道義は先づ朝鮮から」の意氣を以て道義朝鮮の確立を期し其の基盤の上に戦争完遂の爲に、半島に負荷された物質的、肉体的、精神的あらゆる方面の責務貫徹に総力を結集する事を根本方針としたのである。統治究極の目標たる内鮮一体の実あがれりや否やの指標は、決して「徒なる形式的同調に陥るべからず」表面計数的の絢爛さを以て事の眞相を見誤る如き事を厳に戒慎し、思想の根底より盛り上る内鮮一体同化の実を挙揚する所なければならぬ事を強調して居る点、前期の統治方針と対蹠的とさえ見られるのである。

要するに本期の施政方針は、（一）國体の本義の透徹、（二）道義朝鮮の確立、（三）生産戦力の決勝的増強の三点に要約され、これを貫く施政上の心構えとしては「形を棄てて実に就く」の必要なる所以を誨え、これが具現化の方策として

（一）官民殊に官及民間指導層に於ける修養錬成の徹底的実踐

（二）朝鮮半島現有資源の急速なる總動員と生産戰力の急速增強殊に食糧、工鑛業、交通、經濟統制の面に於ける具體的施策の強化

（三）庶般執務の画期的刷新、則ち吏道の刷新と殊に末端行政機構のあり方を反省し之については細心の檢討と改善とを要望し、上意下達、下意上達及び縦横の連絡協調に特に意を用うべきこと等が政策の重な内容と見ることが出來る。

本期の重要政策

（一）國体本義の透徹

我日本の國体が如何なるものであり、肇國の精神が奈辺に存するやを明にし、之れを信念として胸奥深く受け入るゝこと、則ち國体の本義に徹することは、世界に類稀な我國肇國に当つての宏大仁慈な性質を諒得することの外、特に半島にとりては日本とその祖を同くし発祥を等しくするの史実を明にするを得、内鮮一体同化政策の必然性とその可能性とを立証する上に不可欠なりとする總督の信念より出た本期最高最重の政策である。それ故に總督自ら壇上にたち該博な智識と不動の信念とを傾けて説き各種会議の席上常に之が解明に努力した。

学校教育の教科目の上に於て、志願兵及徴兵準備訓錬の科目に於て、官公吏を初めとする各種錬の爲の集りの機会に於て、その他あらゆる機会を促え困難ではあるけれども之が闡明に殊に指導者は努力すべきことを要請した。

（二）道義朝鮮の確立

戰力の增強は公期の至上命令であるが、その根源は國民道義の昂揚にありとし、その必要性は是亦國体本義の透徹と共にあるゆる機会に強調した所であるが、之が具現化の方策として半島挙げて所謂、錬成に心身を打ち込むことを対策として要求慫慂したのである。この錬成は前期の末南總督自ら朝鮮神宮に於て禊を中心とする行事に参画躬行しその萌芽はあつたのであるが、本期を以て施策中の重要施策として提唱さるゝに及び、禊を中心とする一聯の行事國体解明を中心とする一聯の精神的訓育を内容とする各種錬成は半島の津々浦々に至る迄盛んに行われたのである。

眞実の理解の有無はとも角、具体的施策として、（a）官公吏及民間指導者層の錬成（b）学生生徒の錬成（c）男子國民学校教員の再訓錬、（d）男子及女子青年の特別錬成（e）國民総力運動の面よりする强化が挙げられる。

（a）半島に於ては官公吏たる者の言行が民衆に及ぼす影響の大なる事は内地の比に非ず、爰に思致し己を錬り皇國臣民の道に邁進するの氣魄を養い、率先垂範するの要特に緊切なるものある点に留意し、總督府の官吏を打て一丸とする本府錬成に做い道より面に至る各行政機関は勿論、民間各職域に於ても全鮮的に團体的行事として總督府提示の実踐要綱の線に副い、錬成を実行したのである。之が機関として京城龍山に總督府指導者錬成所を新設し、上は勅任官から下は郡の主任級に至る道及民間の指導者層を加入せしめ、各道亦夫々地方に錬成所を設置した、總督府指導者錬成所六錬成部の外研究部を併置し、京城帝國大学文学部と連繋しつゝ國体の本義解明の事業を行うこととしたのである。

（b）学生生徒に対しては、本來の訓育に当り特に道義の昂揚に留意すべく要請された事勿論であるが、当時労力不足補充の一法として青年学徒に勤労が强要されていた実績に鑑み、國民学校以上の生徒をして農業報告運動に参加

せしめ一面農産物増産、一面錬成の実を揚ぐることが提唱されたのである。

（c）國民学校生徒に対する訓育が國家興隆の基本たるに思を致し、その教員の資質向上に最も必要とする所なるに鑑み、一面待遇改善の施設をなすとともに、之れに再訓練を施すこととし従來の教学研修所を組織拡充し相当の予算を計上させたのである。

（d）一九四四年（昭和十九年）度に内地同様の徴兵制度が半島にも実施されたのであるが（後述）、徴兵適令者数推定約二十二万人の半数は初等教育未就学者たる実情に鑑み、入隊前之れに予備教育を施し、帝國軍人としての資質の不備を補う爲、約千万円の経費を投じ、中堅たるべき男子青年十一万人の錬成が実施された、施設は主として全鮮の國民学校を利用し在職軍人及國民学校教職員をして之れが任に膺らしめたのである。

女子青年に至つては、初等教育未終了者はその総数の約七割を占め、義務教育実施の一九四六年（昭和二十一年）度（後述）に於て漸く半数を就学せしめ得る実情に鑑み、全鮮二千数百ケ所に女子青年特別錬成所を設置し、十六才の女子約十万余人に國語の習錬、女性としての嬖、皇國臣民としての啓蒙に資するの策が講ぜられたのである。

（e）國民総力運動は前期中心より活潑に展開されて居たが、本期に於ては特に錬成部を新設し、内地より錬達の指導者を招聘、全鮮に亘る民間運動として各地に道場を設け神域を利用する等全鮮錬成の本運動の一翼を担つたのである。

（f）朝鮮人巡査の錬成　経済警察と民衆との関係。この部面が適正公平なるや否やが行政の効果を左右し、民衆の政治に対する信念を決する鍵鑰なるに思を致し、巡査の待遇改善と併せ是が志操の堅実さ吏道を正しく歩むことに誤なからしむる爲、内地人巡査の稍完備する施設に比し、朝鮮人巡査は之が教養は之を各道に任せありし状態を改め相当整備したる訓錬機関を京城に新設し寧ろ朝鮮人巡査の資質の向上を計ることに異常な努力が拂われたのである。

（三）戦力増強の爲の施策

（a）　戦略物資の増産

（b）　資源の利用増進、回收及節約

（c）　労務対策

（d）　國民貯蓄の増強

（e）　輸送力の強化と造船

（f）　治安の維持

（g）　防空施設の充実

（h）　第一線地方行政の刷新強化

等が重要政策として掲げられておるが、更に右の中の重な事項を細分すれば

（a）戦略物資の増産

1　食糧対策

（イ）米の増産

（ロ）畑作の奨励
（ハ）肥料及塩その他の増産
（ニ）鰯不漁の対策
（ホ）農村再編成問題
（ヘ）農器具の改良及普及
2　重点鉱工業の発展増産
（イ）石炭対策
（ロ）鉄の増産殊に小型熔鉱炉の普及促進
（ハ）軍需鉱物増産施設産金奨励の中止対策
3　電力の統制
4　松炭油物資の増産奨励
（1）食糧対策
（イ）米の増産

一、増米計画の完遂。前期の末に樹立された一九四二年（昭和十七年）度改訂増米計画則ち一九五五年（昭和三十年）に期し一、一三八万石を増産し総收量三四〇〇万石を得んとする農事及土地改良事業は一九三九年以來連年打ち続く米の不作の爲、益々拍車を加うる必要あり、資本金千万円（内、政府出資三〇〇万円）の農地開発営團が設立され、土地改良事業の実行機関としてその成績を挙揚した。

増米の爲の山間小河川の改修は本期に初めて着手された新規事業である。國有河川と地方の中小河川との改修に疾くに着手実行中であつたが、山麓より中小河川に至る間の谷川の整備は全然放認されて居るので、一九四三年より向う十ケ年間五千万円の計画を以て之が改修を行うことゝした。

旱害対策として小溜池の築造計画是亦本期に即戦即決的突貫工事として総督自ら陣頭に立ち強行した政策である。査総面積の約半分八十万町を占める水利不要全査の中、簡單な小溜池の築造又は小堀の改修によりある程度の旱害を防止し得る不良査二十万町歩にたいし四三年より四四年にかけての一年間に是等の施設を完成する爲、約一億五千万円の予算を計上されたのである。人力を以て目前の旱害を克服し一石にても減少を少なからしむる爲、異常な熱意と苦心とが拂われ、地方第一線は寧ろ奔命に疲るゝ有様であつた。

米その他主食糧に対する価格操作、即ち生産者に対し買上代金の一部を政府より補給し、又は供出者に奨励金を交付する等の価格政策及食糧確保の奨励政策が中央のやり方に順應して益々強化せられ、この爲数億の國幣の費されたことも重要な食糧対策である。

四三年より新に食糧管理特別会計を設置し、主食の賣買は全部之を政府の手に一元化する食糧管理政策が名実共に実行された。

米に就て本期に実施された施設として忘るべからざるものに、所謂供出の事前割当制度が総督の強き主張により群議を廃して強力に実行されたことである。

戰時食糧政策上止むを得ざる事ではあつたが、出來秋に於ける米の供出問題は隨分農民の心を暗くし、二三月の候に於ける追加割當供出の如きに至つては統治全般に黑雲を蔽わしむる感なきを得なかつた事實に鑑み、米の供出は止むを得ずとするも何等かの方法により農民をして希望と明朗性とを持たしめ、安心して耕作に從事し生産意慾を減退せしめざらんことに腐心の結果、作物の植付前に出來秋の總收量と供出高とを予定して之を各道毎に送り、各郡毎に郡は之を末端に迄而て最終に各農家の實情に卽して予め之を割當ておき、實收がその以下の場合は供出高もある程度減額し、それ以上の場合は原則として供出割當を增加せざるも必要止むなき時に割當以上供出者に對し特別の報奬を附與することを建前とし、一面末端の生産從事者當初の割當數量は如何なる障害も之を乘り越えて完遂する責を負う、所謂生産責任制を確立し、この生産責任制と不可分の關係に於て事前割當制を一九四三年初夏より米に對し實行したのである。その精神に於て又理論に於て一点の非議すべき所なく、無論、歡迎する所であつたが、結果に於て果して約束の如く實行を期し得るやの点につき一部危懼を抱けるものもあつたのであるが、日本內地に於ては一九四四年の議會に於て食糧增産決議案に略同樣の方策が盛られ農民に對しその生産意慾の向上と供出の促進を呼びかくる最良の方策として大なる期待が拂われ、朝鮮より一年後れて實行に移されたのである。

（ロ）畑作の奬勵

前期に樹立された麥粟の增産に一層拍車をかくる外（麥については作付方式の轉換二年三作米の良作奬勵を本期より特に實行さる）大豆、サツマ芋、馬鈴薯及殊に蔬菜の增産計畫が新にたてられた。農業國たりし朝鮮に於て從來蔬菜の相當部分が內地より移入されて居る事は奇異に感じらるゝ所であり、戰爭に伴い內地に於ける生鮮食糧品の統制强化の爲移入困難となつた應急の對策に外ならぬ。

（ハ）肥料その他の增産對策

硫安窒素肥料等金肥の增産及確保が重要政策の一であることは前期に續き益々その必要を加えてきたのであつて、本期もその爲數千万円の國費が支出された。自給肥料殊に綠肥の增産下肥の利用は本期の政策として力强く取りあげられた。

淡水魚類の增殖を以て蛋白給源となす着意の下に土地改良事業の溜池及發電事業のダムを利用する方針を樹て稚魚の育成及放養に努力が拂はれたのである。

主として食糧の關係であるが塩の大量增産も本期施政方針の一である。鮮內食糧塩の消費四十五噸に對し五千四百町歩の國營天日塩田の生産約三十五万噸では尙十万噸の不足であり、西海岸地方には尙八、九千町歩の塩田適地の存するあり、塩の自給目指して千數百町歩に亙る塩田築造が實行に着手された。工業塩の不足亦絕対的であるので、大日本塩業株式會社に三千町歩の增田築造を行わしめたのである。食糧塩の增産も本期に到つて之れを民間の能力ある者に行わしむる事に方針を變更し、急速增産が企図された爲に、塩は從來天日塩（消費の大部分）は政府之を製造し煎賣塩は民間に之が製造を許し輸入塩は政府の管理（政府自ら輸入するか許可を得た業者に輸入を行わしむ）に屬して居るが、塩需給の緊迫化に從ひ之が消費規正の爲配給も統制しなければならなくなつたので、一九四二年夏より塩の製造輸移入、販賣部を政府の手によつて行うを便宜とするに至り、完全な塩專賣制が實行された。但し塩の專賣は純粹な社會政策的意味に立脚し、財政的には當初より千數百万円の損失を覺悟し、本期の末葉北支の貨幣價値の大幅

下落せる頃には單價の関係上輸入の塩價暴騰爲に數千万円の赤字を生じたのである。基本的生産物資たる塩は財政的犠牲に於て出來る丈低廉に一般民衆に供給し生活の安定向上を得しめんとする統治方針の一の現れに外ならない。

（ニ）鰯不漁の対策

昭和の初頃から鰯は朝鮮水産界の王座を占めるに至り魚獲の最も多い年は凡そ千四百万樽の獲物が有つたが、一九三九年、千二百万樽。四〇年千万、四一年六百四十万、四二年七十八万という連年の激減振り。二百数十統の漁船群数千万円に及ぶ工場施設の浮沈等当業者の問題たること勿論であるが、戰時下食料及鰯からの生産品、即ち石鹸、ダイナマイトの原料たるグリセリン、飼料、肥料等の供給上大問題となつてきたので、金融問題、當業者の當面生活及業務継続対策を講ずる外、対馬海峡日本海に亙り大規模な漁群探険の計画を実施し、一方鰯異変の原因探究に努力したのである。戰時下鰯の不漁は業界は勿論、半島、否全日本にとつて悲しむべき重大問題であつたが、関係者の必死の対策と努力とに不拘回生の曙光を見出し得ず工場は企業整備に、船舶は陸海軍への徴用乃至供出等、夫々措置されたのである。

（ホ）農村再編成問題

朝鮮の農民が半島人口の七割を占め、その又七割が零細小作農たる事実に思をひそめ、小磯総督は着任早々農家へ戰時下食糧及労務の給源たる事実と憐むべき農家の経済的、社会的地位向上という統治方針の推進との二面より、農村の実情を調査之が実態を把握して、一戸当りの適正耕作面積の保有、多角営農法、家畜家禽の飼育、副業問題等地方地方に即した具体的計画を樹て一面労力の余剰を合理的に轉用させることを目標として農村再編成の事業を行うことに方針が定められ、四三年度より之が基本的調査に着手されたのであるが、この基本的実体調査の外に不取敢具体的事項として実行されたのは小作人の分散耕地の整理分合と農道精神の確立を目標とする中央及地方に於ける農民道場の設置拡充、及農村中堅人物による農村報國青年隊の内地優良農村への派遣等である。利潤追求の功利主義を棄て天地の恩を思う報徳精神に基く生産意欲の向上を主眼とする日本の農道精神体得には半島青年の内地農家への派遣同居生活は相当の効果を收め得たと称せられておる。

（ヘ）農器具の改良及普及

農産物の増加に寄與する要素として農器具の重要性につき特に注意が喚起され、半島の土質と耕地の廣狭、農作物の種類と民度等各般の點を考慮に入れた従來の研究の成果を実地に改良農器具の生産と之が普及促進とが農産対策中の一の方針として強く主張されたのである。

（2）重要鉄工業の発展増産中の

イ　石炭対策

前期に引継ぎ有煙炭は勿論無煙炭についても採鉱奨励、選炭設備運搬施設、価格差補給金等各般の増産奨励策がとられたのであるが、本期に於ては比較的豊富に産する無煙炭の利用方法の改善拡大の研究を進め、之を直ちに実地に活用する事が強調された。無煙炭を燃料とする小型熔鉱炉設置のひたぶるな奨励の如きこの適例であつた。尚、石炭の販賣価格及熱量の調節並に配給の適正を期する爲特殊会社として配当保証の朝鮮石炭統制株式会社が（資本金千万円）一九四三年（昭和十八年）に設立された。

戰爭の後半期に於ては生産運輸その他万般に渉り歩調不揃ひの事のみ多く、戰力增強のブレーキとなつた事例尠くない中に石炭の問題もその一である。三陸無煙塊炭の增掘に經費と資材と労力を費した百万噸が海陸両面の運輸不如意の爲、徒に山元に堆積、固定せる資金に対し國家が更に補償の責に任ぜざるを得なかつたが如き綜合行政の下に比較的足並を揃え得る朝鮮に於ても殆ど不可抗的に如此遺憾の事例が尠くなかつた。

ロ　鉄の增産殊に小型熔鉱炉の普及

朝鮮の鉄鉱石は日本の総生産量の凡そ六割を占める、茂山等十億噸以上無盡藏と云われる鉄鉱開発の爲鉄道港湾等に巨額の官民の資本を投じ、開発促進に努力せられた事は当然である。同期に於て方針として提唱され内地に於てもある程度期待を持たれたのは、朝鮮の平元に於て多量に産する無煙炭によつて製錬さるゝと称する日産十噸、二十噸の小型熔鉱炉の建設促進普及である。規模小さく二三ケ月にて完成すること、資材比較的少にて事足ること、無煙炭を燃料とすること、原料生産地の山元に手軽に建設し得ること等がその類稀な長所として推奨された所である。

（ハ）其他軍需鉱物增産

タングステン、コバルト、ニツケル、螢石、石棉、黒鉛等内地に余り産しない軍需鉱物は殆ど之を鮮満に依存しなければならない事情に立ち至つた本期に於ては、この方面にも重要な方針として奨励方法が講ぜられた。朝鮮鉱業振興株式会社の資本金千万円なりしを千五百万円（内政府出資半額）增加し二千五百万円として機構の充実と活動分野の拡大とを図られたのも主としてこの爲である。

本期に於ける政策として消極的ではあるが、事の重要なるものに金增産政策の中止善後対策がある。一九三七年に朝鮮産金五ケ年計画が立てられ当時年産二十噸程度の産額を急テンポに增加し、一九四二年には年産七十五噸に達せしむることを目標に発足したのであつた。宇垣総督時代に重要政策として採り上げられた朝鮮産金の增加は、その着眼通り実に目覚しきものあり、金鉱の発見枚挙に遑なく周囲の條件に完きを得れば目標到達必しも夢ではない実情にあつた。金採鉱熱は素晴らしくこの熱に應じた成果を表し之れに随伴する重要な副産物は金以外の各種重要鉱物の発見相踵いで報ぜらるゝの事実であり、産金奨励は朝鮮金鉱業の開発に重要な役割りを果したと云い得るのであるが、産金計画進行中各種の事情に制約され豫定通りの数量産出は出來なかつたが、年三十数噸に及んだ年もあり日本輸入貿易に対し尠からぬ貢献をなした事は争えぬ所である。今次戰争に入り輸入資金としての金の必要性の減少と戰略物資としての他の直接軍需を使用すべき鉱物開発の緊急性との問題の爲、一九四二年より金增産中止の議起り朝鮮に於ては当初必しも同意しなかつたのであるが、戰争遂行の至上命令により金增産中止が我國の方針として決定せられたのであるが、その内容とする所は、（一）銅製錬に不可欠の硅酸、又は銅、鉛、亜鉛を相当随伴する金鉱は之が稼行を継続せしめる、（ニ）優良鉱山で廃止するを適当としないものは保坑の名に於て何時にても活動せしめうること。假死の狀態に置き政府より一定の補助をする、（三）以上を除く金鉱は全部廃止せしめ評價委員会の議により決定せられた補償金額を政府より交付する、（四）従事労働者は重点産業の労務者に又資材も出來る丈、軍需重点産業に轉活用する。大体以上の方針により、四三年初より金增産中止の善後措置が具体的に進められたのである。所要資金は全部内地の金資金特別会計より支出さるゝ事とした。稼行金山は全鮮で千二百もあつたのであるが、方針として之を継続せらるゝもの百十、假死の狀態におくべき優良鉱山十三、総数の約一割を残し爾余は全部廃坑とされ労務者十三万

人中要整理者八万人に上たのである。金鉱業に対する融資総額は凡そ二億円に上つたのであるが、之が整理は関係当局者の努力と業者の理解とにより大なる混乱を起すことなく比較的順調に進行した。

一九三八年日本の國策として朝鮮に金の増産の提唱されたことゝ、恰も一九二六年米の増殖の奨励されたことゝ相似する。而て朝鮮の事情によるに非ず中央政府の方針として中止に立至つた事情亦その軌を一にする。只金の場合は之が奨励に対する中央政府よりの助成は米の場合に比し頗る厚く中止に当つての配意亦朝鮮として完全とは云い得ない迄も諒とすべき程度の手厚さであつたことは否めない。畢竟産金奨励着手に際し米の場合の轍を踏まざる爲、朝鮮総督府としては中央政府に対しその方針として開発さるゝ朝鮮の事業に対しては資金資材等総て中央よりの手厚き積極的援助及び中止又は廃止の場合に於ける十分の補償とを強力に主張、之を貫徹したが爲に外ならない。産金の爲に内地より半島に注ぎ込まれた資本は数億に上り半島としてはこの間独り金の生産のみならず幾多重要な鉱物資源の開発を見たことは本事業の功績と言わねばなるまい。

（3）電力の統制

軍需物資として緊要な、マグネシウム、アルミニウム等軽金属の生産は國策として朝鮮に全幅の期待をもつことに決定された、畢竟豊富な電源を擁する半島が我國勢力圏内に於て立地條件上絶対の優位を占めておるが爲に外ならない。この軽金属増産の至上命令を契機として、かねての懸案であつた電力統合問題解決の機運が熟した。則ち電力料金一定の必要上電力のプール機関創設の要あること、水電開発工事費の騰貴せる事情に鑑み、政府の助成機関之れに当る必要の生ぜざることにより、発電及送電の有力会社が統合し、資本金三億四千五百万円の朝鮮電業株式会社を創設し建設中の発電会社数社を之れに買収合併せしむることゝし、朝鮮総督府はこの特殊会社に対し六分の配当保証と三億円の社債元利保証を致すことの助成案が採られたのである。配電会社は一九三一年電力対策樹立当時六十余に分立せる会社を統合して既に南鮮西鮮中鮮北鮮の四ブロックに形成されて居るので、是等四配電会社に売却する料金の統制により配電会社合併の手続をとることなくして電力の統制は大体その目的を達しうる見透しの下に、発電及送電会社のみの一元的統一を完了し、爰に半島に於ける電力の統合は完成され之が開発及配分共促進且つ合理的に行はるゝ基礎が確立さるゝに至つた。

（4）松炭油等の増産

重油代用の燃料として松炭油と称する燃料の急速増産の奨励されたのも本期の一特色である。軍需物資の原料として未利用資源の活用は緊急の問題となつてきたのであるが、半島には松枝の繁茂至る所に存在し松脂の豊富なるに着目之れが操作により一種の油を得らるゝ研究に成功せるを以て、陸海軍共資材等を以て協力し全鮮に亘り大増産が計画実施せられた。一九四三年より四四年の事に属する。軍需物資として朝鮮の増産に期待され特に奨励せられた物には右の外、加里、大麻、藁工品、タンニン、特殊澗葉樹等があつた。

（b）資源の利用促進回收及節約

この政策の一として調査試験の充実及関係機関の合理化を挙げる事が出来る。

1　農事及水産試験機関の統合

前者後者共に従來総督府直轄の本場及支場がある外、各道には又夫々別に独立せる機関を有し一面重複する部分の

存すると共に道の機関は規模小さく寧ろ実習所又は原種育成場といふのが勝れる状態であつたので、両種試験場共各道の機関は全部之を國に統合強化すること丶し農事試験場は水原本場の外、八ケ所に支所を設け水産試験場は釜山本場の外三ケ所に支所を置くことに改組されたのである。

2　財團法人朝鮮研究所の設置

官民共に調査研究機関の貧弱なる事は日本の一大欠陥である点に鑑み、殊に朝鮮に於て科学に関する研究機関の言うに足りない実情の改善策として総督府首唱の下に、財團法人朝鮮研究所の設置が一九三五年に計画され、四四年初頭より主として自然科学の本格的研究にとりかゝつた事に時期遅れたりの憾あるも、適切喫緊の政策たるを失わぬものと言えよう。民間の調査機能をも合併参画せしめ且つ金融機関の寄附凡そ百五十万円を基礎に、年々國庫より百万円近くを補助、年度及予算に束縛せらるゝ事なき自由な研究を行わしむることを主眼としたのである。

3　調査試験の活潑化

本期に於ては戦争の発展につれ半島に賦存する、各種資源の開発及利用増進の爲、各般の調査試験に重点が指向された事は見逃し得ない所である。水稲の多收獲栽培法。稲病害虫駆除方法の改善。棉の繊維採收歩留り向上の研究、多收獲棉花の普及促進。牛疫予防薬製法の改善及研究、水産食糧品の製法改善。加里原料の発見調査。漢藥の利用開発河水の合理的使用方法調整についての調査。第三次電力開発調査計画の樹立等その例である。

（c）　労務對策

前期末頃より内地の不足せる労務補填給源として半島労務者の需要は著しく増大したのであるが、本期に入りその傾向益々強く、殊に不可欠の戦略物資たる石炭労務者の供給に絶対的の要望であり、朝鮮としては全鮮に亙り殊に人口比較的少き西北鮮地方に於ける軍需物資増産に要する労務者の増強と睨み合せつつ、内地の需要に如何にして應ずべきか、及本期末頃より内地行を好まざる傾向を呈せる半島労務者をして内地送出の止むべからざる所以を如何に納得せしむべきか。如何にせば送出労務者の質的改善を期し内地定着後之をして眞に皇國臣民化せしめ得るかの、三点が労務問題として当局者の苦心せる所であつた。一九四〇年以降四二年末迄に労務者として主として内地に凡そ二十五万人が送出されたのであるが、四三年四四年には年二十万人、三十万人の送出要望に対し朝鮮自体の開発の爲及朝鮮人の感情尊重の主意により総督府当局に極力之が減少方折衝に努め時に中央当局と全く対立の関係に立つ場面すら勘くなかつたのであるが、他面送出労務者の資質の改善については、労務協会の充実短期訓練、道の施設による労務指導者訓練等苦心する所あつたのであるが、戦争遂行の爲という至上命令に基く量的送出充足に急なるの余り総督府中央当局の意図に反し末端行政機構に於て労務者募集に当り民族感情無視の行動随所に発生、強圧を以てする徴用の爲激情を誘発する事例稀ならず、労務の供出は食糧の供出と共に庶民怨嗟の的となつたことは、朝鮮統治史上返すも遺憾な事であり、直接統治者の意図に副わざる無理を敢て爲さざるを得なかつた事は四五年八月の終戦後数ケ月に亙り日本人が半島に於て満喫した朝鮮人の迫害の依て生じた有力な近因の一である。

（d）　國民貯蓄の増強

戦時財政経済の健全な運行を期する爲、貯蓄の増強が政府の方針として積極的に奨励されたのは一九三八年からであるが、太平洋戦争に突入した本期に於ては、その重要性が益々高潮せられ、朝鮮に於ける達成目標額も三八年当初

の年二億なりしものが、四二年九億、四三年十二億、四四年十八億円と邁年著増した。勿論半島經濟活動の拡大、朝鮮銀行券発行高の増大に伴い目標額の増加すべきは当然であるが、之が達成には一方ならぬ苦心が拂われ、重要政策の一として貯蓄奬励委員会を設置し、官民の衆智を集めて一意之が達成に邁進した。内地に於ては射倖心誘発を非とする観念論的理由により、その実行を躊躇して居た割増金付定期予金の実施（四三年六月創始）及富籤類似の方法を内容とする（元本を無利子とし数十年将来に償還する建前上形式は富籤に非るも当籤金の額及率その他内容は全く富籤と異らず富籤の実行は法律を要するも、当時の議会殊に貴族院の通過は見込なかりしにより右の便宜手段をとることにした）愛國債券の発行（四四年十二月創始）が浮動購買力吸收の一方法として行われたのである。内地に先行すること一年であるが民衆に興味をもたせつつ資金を吸收する一手段として朝鮮の如き民度の尚低き地に於てはその行はるゝこと遅きに失したのは内地側の索制による爲とは言え遺憾と言わざるを得ないが、右両種ともその成績良好なるを見て間もなく内地も実行することゝしたのである。只敗戰後の各種富籤濫発の現象は爲政当局としては相当考慮の要ありと思われる。

（e）輸送力の強化其他一聯の運輸政策

半島に於ける戰時輸送力の強化は本期に於ける最も重要なる政策として総督自ら陣頭指揮に当つた事項の一である。数項に亙つて概説する

1　大陸貨物の陸運轉化

従來支那及満洲の鉄、石炭、大豆、塩の如き大量貨物の内地輸送は殆ど船舶に依つて居たのであるが船腹の不足と海上輸送の危険回避との爲、一九四二年十二月より朝鮮縦貫鉄道を利用し釜山等南鮮に出で海の最短距離関釜海峡を利用することに國の方針が決定されて以來、鮮内鉄道殊に京釜京義両幹線の輸送力及南鮮諸港殊に釜山港の荷役能力如何が戰争遂行上極めて大きい関係を持つに至つたのである。轉嫁大量物資の数量が四二年に比し、四三年は二倍を負荷され四四年度は更に四二年度の四倍の輸送完遂を要求されたのでこの爲に鉄道及港湾の強化拡充に全力を傾倒したことは勿論であり、貨物及旅客の輸送割合も四二年迄は五割宛の走行粁なりしものが漸次貨主客従となり四四年四月には遂に旅客列車は十六％に之れを切り下げ極端な旅客の輸送制限を強行するに至つたのである。

2　鉄道建設改良の促進

内地への陸運轉嫁貨物の輸送力増強及鮮内軍需物資輸送等戰時輸送力増強の爲、本期に於て最も力を注がしめたのは釜山京城新義州間約千キロに亙る大陸幹線の複線化の完成であり、この爲に二八億を算する予算の計上と鮮内の比較的不急路線の軌條取り外しと尚それによるもレール不足を如何ともなし得ざりしを以て遂に中央政府の斡旋により満鉄の路線を一部取り外し、その軌條の轉用により複線完成を促進する等あらゆる努力と苦心の下に大陸幹線の急速複線化が施行されたのである。軍需輸送の爲大田統管間二百余粁の新線建設、咸鏡線の一部複線化、及電化、森林鉄道及平元線の改良工事の促進、も本期の事に属する。

半島の幹線鉄道釜山新義州間の複線化促進の爲、満鉄の奉天大連間百数十粁の軌條を取り外し鮮鉄に一時轉用せしむる如きは勿論戰争目的遂行という大局的判断による関係者の決断に出でたものであるが、あの満洲色濃厚なりし裏條内閣の下に於て満鉄当事者の提起するを予想さるゝ反対論を駁するに半ば愼重な考慮を巡らし、関係幕僚は京城裏

京間をその折衝の爲に遂に幾往復自ら陣頭に立ちよく中央当局をして朝鮮の主張を容れしめた事実は、朝鮮の爲政当局が統治の根本方針を眞底より我物として信奉し、一意半島開発の爲朝鮮民族向上の爲を念願とせし一端の表れと見るべきであつて、この事実を單に戰略的にその必要性が自ら然らしめたものであると見るのは皮想の見たるを免れない。戰時中戰争遂行の至上命令の名の下に中央に於て半島の事情を省るの遑なき場合、而てその事が戰争遂行上有利なる場合に於てすら半島統治者は常に半島民衆の最低生活確保、治安維持を願念し、ともすれば中央と対立の関係に立つこと一再に止らず、中央をして遂に総督の権限を剝奪するに非れば、目的達成に支障あるべしと迄極論せしむるに至つたのである、統治者の心持の存する所親ふべきである。

3　私設鉄道対策

朝鮮の私鉄は大体國有鉄道に代るものとして、期に随し之を買収して國有とすることに終始変らざる総督府の方針であつた。常に中央政府公債政策の制約を受け、必しもその方針通り滞りなく実行されなかつたのであるが然るに一九四四年末乃至四五年初めに私鉄政府補助の期限が満了するので、私鉄に対する政府の方針を更に明確にし業界の不安を一掃する必要があつた。よつて、（一）軍需輸送並に軍需物資運輸に不可欠の路線の補助期限満了前に政府に買収すること。（二）然らざる路線については自立自営を計らしむるも尚その困難なものは更に五ケ年間補助期限を延長すること、の方針により中央政府に折衝することに方針が決定せられ、かくて多棚島鉄道、北鮮拓殖鉄道西鮮中央鉄道、朝鮮鉄道黄海線、釜山臨港鉄道等の全部又は一部延長約四百五十粁の買収が実行されたのである。

4　船舶対策

船舶殊に木造船の建造は時局に伴い登場した最も新しい問題である。大型の鉄船は石炭及資材不足並に敵の潜水艦による脅威に曝らさるゝ處あり、方針として小型の木造船による運搬が考慮せられたのであつて、朝鮮に於ても百噸乃至三百噸の木造機帆船、純帆船、艀、曳航数百隻を建造することゝなり、沿岸各地に俄に木造船造船所の簇立を見るに至つた。尚撃沈等による艦主に対する損失補償、造船乃至船舶購入資金にたいする政府補助、船舶及造船工場の管理、船員及造船工の養成、五百噸未満の小型船舶の統合運用を目的とする船舶運航統制株式会社の設立等、船舶運輸力の強化策が強力に推進せられたことは本期に於ける政策の一特色である。

船舶の問題に関しても朝鮮の統治責任者が如何に半島の開発と民衆の福祉に重点を置き、之を擁護する爲中央政府と拮抗してきたかを覗がうことが出来る。それは船舶の極度の窮迫化に伴い、中央に於ては全日本の百噸以上の船舶は全部之を通信省の船舶運営会に所属せしめ一元的に統制せんとしたのであるが、かくなるに於ては朝鮮の事情に疎き中央当事者は必ずや朝鮮自体の必要とする運輸力の割愛に於て欠くる所あるべきを懸念し、朝鮮船舶の統制除外を要求したのであるが、時局窮迫の折全面的の除外は許さるべくもなく、数次に亘る折衝の結果五百噸未満の船舶は之を朝鮮に確保し、非常の時一部が全体の利益の爲に犠牲となるは止むを得ずとする原則に対し、朝鮮なるの故を以てその民族の爲当時の爲政者の熱意と努力とによりこの除外例を認めしめたのは事小なるが如きも統治者の眞意の存する所を知る一資料たるを失わない。

5　港湾対策

日本内地より兵員及兵站物資を大陸に輸送する爲及び朝鮮産軍需物資を内地に送出する爲、更に大陸輸送轉嫁貨物

を內地に積出す爲、この三使命を果す爲朝鮮の港灣荷役能力の全面的な急速增強が內外より呼号され、濟津、城津、端川、元山、元山北港、釜山、馬山、三千浦、麗水、海州、多獅島、墨湖の各港の修築改良は一九四一年の候から努力されてきたが、本期に於ては益々之が强化を計ると共に大陸轉嫁貨物輸送が絶対の要請となつて、以來は南鮮諸港特に釜山港の荷役能力增强には總督自ら陣頭に立ち当るの絶大な努力が拂われた。港の改修、浚渫、岸壁の修築、鐵道の增設、上屋の改修、労務者の確保、行政保護の整備改廢、船舶運營の合理化、関係官廳の連絡の緊密化等あらゆる方面に亘る施策の强化が行われた。一九四四年山下行政査察使が特に中央より朝鮮に派遣された主目的も南鮮に於ける船車連絡港灣荷役增强の方策につき現地の実狀を把握し改善の歩を進めんとするにあつたのである。

（g）防空施設の充實

防空の事に関しては本期の後半に及び內地に稍後れ方針として之が充実が叫ばれるに至つた消防施設の充実、港灣及燈台の防空設備の强化、防空監視隊の新設及訓練。防空監視所と中央との連絡の爲の防空通信の布設、都市防衛土木工事の実施、國防道路の改修、氣象観測機関の充実增加、生活必需物資の研究と及之が分散、警防團員の出動訓練生命及損害戰爭特殊保険の創設、鐵道施設に対する防空政策の强化等、軍及內地の指導に朝鮮独自の事情を加味し空襲に対する一聯の防護施策が講ぜられ相当巨額の経費も使用されたのであるが、今日より省みる時、予期せざる優秀な航空機の攻撃に対し是等一連の政策が果してどの程度物の用に立ちしかは疑問とせざるを得ない。只この間一鉄道技術家により耐爆構造の鉄橋発明され鴨綠江及漢江の鉄道橋に新施設の加工をした事は技術陣営の誇りとすべきであろう。

（h）第一線地方行政の刷新强化

民衆に直接に接する末端行政の改善という事は本期の施政方針として最も强く要望する事項の一つである。朝鮮の現狀は統治者の意図する所が必しも第一線の末端に迄浸透して居ない。統理の中枢に於て議を錬り、企画し、民衆に施さんとする施策も第一線にはその通りに理解されて居らぬ筋が多く、甚しきは逆に現実を無視して歪曲されて居る部分が行政の部面で多きやに見受けうる。この病根は各職域の官公吏が自己の修養反省によつて芟除し得る所であるが就中邑面の役員は警察官に於てその素質が優秀でない。しかも邑面に於て行政各般の施策は暢達を期し得べく警察に於て民情に解明に反映せらるゝを常とするが故に、邑面及警察行政運營の如何は統治に絶大の影響を齎す事言を俟たない所であり、その機構の强化、職員の素質の向上並に不断の教養につき格段の努力を拂うべき旨が機会ある毎に强調されたのである。巡査の教養訓練について前述せる所であつたが邑面に対してはその素質向上の爲千万円以上の國庫支出が行われる外、朝鮮人の知事又は参與官たる職にありし者の出馬を乞うて之を面長又は郡守に補し関係方面役職員の素質の向上とその風格を高める事に意を用いたのである。又邑面の重要職員に國家の官吏七〇〇人を增配置する外、邑面職員の充実四千七百人を國の負担に於て行い邑面吏員の修養錬成にも道に於て特別の施設を行うことゝせられた。

行政刷新の爲第一線官公吏の素質の向上と一段の省察修養が强く要請せられた反面、之等官公吏の待遇改善についても忘らるゝ事なく方針として强く中央政府に要望された所である。巡査・看守・鉄道專賣通信等現業官廳の職員、邑面職員に重点を指向し陣容の充実と給與の增額の爲数千万円の經費が計上され殊に巡査と邑面職員等については最

も意を用いたのである。

(四) 徴兵制と義務教育

朝鮮統治始政以來朝鮮民族の最も強い要求は感情的には差別觀念及差別扱いの徹底的廢止であり、實際問題としては參政權の附與、義務教育の實施、警察上の處置改善、官吏在勤加俸による內朝差別制の徹廢、等が機會ある毎に代表的案件として彼等により取り上げられていた。是等の懸案の殆ど大部分が戰爭という絶對的背景が強力な推進役をつとめたことは否むべくもないにしても、本期に於て解決せられ又は解決の素地が强力に培われた事は注目すべきである。從來日本國民の三大義務則ち納稅、徴兵教育の中、朝鮮人の負えるは納稅の義務のみであつた。自然權利の主張に於ても完きを得ないのは當然であるというのが是迄の考え方であつた。尤も教育に至つては半島に於ては初等教育を受くるものが國民の義務（一應納得するものの自己の利益なりとして進んで之が實現を要望するの意慾を出でない事柄）と感ずるよりは寧ろ權利というか、その實現を國家に要望し續けていたのであり義務教育とは國民各自が自己の負担に於てその子弟を教育する責務を國家に對して負担するの意に解せず國家がその負担に於て國民の一定年令層を教育する責任ありという意味に誤解しおれるやに解さるゝ節なきに非ず。しかし統治者としては義務教育の實施はその必要を認めつゝも、民衆經濟力の充實等實施に耐え得る素地育成に先づ勉めその見透しのつきたる時期に於て實施するの方針を以て進んできたのであり、前期末に於ては義務教育實施の準備調査に着手せられる事既述の通りである。

(a) 陸軍徴兵制の實施

一九三八年度より画期的施策として實施された朝鮮人陸軍兵志願制度が大体に於て良好な成績を收め得た事と、尙戰爭の進行に伴ひその方面からの要請もあり、朝鮮に於ても一九四四年より徴兵制を布くことに四二年中央政府に於て大方針が決定せられ、凡そ二ケ年の短期間に之が準備を整うる必要に迫られたのである。採られた具体的施策は陸軍当局との緊密な連絡は勿論であるが

(イ) 民衆に対する趣旨の徹底

(ロ) 警察府邑面等取扱官廳の機構の整備と充實

(ハ) 府邑面及裁判所に於ける戸籍の整備と寄留制度の實施

(ニ) 入營すべき壯丁の事前訓練の實施

等である。戸籍のことは始政以來法規に基き府邑面に台帳を備え扱つておるのであるが、如此地味な基本的な行政は等閑に附せられ易く頗る不整備であり、寄留形態もなく届出も励行されず、自然無籍者多く男女の区別も定かでなく年令の相違に至つて事例不勘實情であつたので、徴兵檢査實施の前提要件として戸籍を整備し、實在人口と台帳の接合を計ることは最も必要な基本的事項であつた。

入營壯丁の事前訓練に至つては、統治者の最も苦心せる所であつた。蓋し義務教育の行われて居ない半島に於ては未就学の文盲者相当多く、之を如何に処置すべきか、又初等教育終了者と雖も內地人との生活の習俗を異にし國語亦必しも習熟しおらざる者多く入營後の融合に懸念すべきものあるに非ずや等の点であり、內地へ壯丁と伍して軍人と

なる爲にはこれらのハンデキャップを埋める爲にある程度、事前訓練は絶対に必要とされたのである。期間と施設及經費に制約せられその苦心研究の結果、（一）國語の習得、（二）内地式習俗への移行慣熟、（三）團体的訓練の會得を主なる目標として壯丁訓練の爲左記施設が講ぜられた。

（1）一九四四年に於ける徴兵適令者見込凡そ二十二万人の約半数十一万人は初等教育を受けざる者であり、是等に対しては一九四二年青年練成令を公布し、一年間國民学校の設備を利用し教職員及現役軍人之が指導に当り主として國語と躾との訓練に当ることゝした。

（2）國民学校卒業者と雖も卒業後数年を経過せる実情に鑑み、入営前短期の訓練を必要とするので、三ケ所の陸軍兵志願者訓練所を改組して之を軍務予備訓練所となし、二ケ月間入所錬成せしむることゝした。

（3）尚各施設の不足を補う爲青年訓練所の内容を拡充強化し、教養訓練に当らせることとした。満洲在住の壯丁に対しても朝鮮内と同様予備訓練を行わしむる必要を認められ、之が施設にたいし総督府より巨額の経費を支出し、又戸籍制度の整備は満洲に於て殊にその必要の程度強く幾多の困難を克服して実施されたのである。

次に海軍志願兵制度が本期一九四三年度より実施せられた。陸軍より後るゝこと足掛六年であるが、陸軍同様入隊前の予備訓練を行うことゝし、当初は一回千人宛六ケ月とし二千人の訓練を行い全部を入隊せしめた。一九四四年以降四千人の入隊を目指して鎮海に於て訓練が行われたのである。

（b）義務教育の實施決定

一九四四年から徴兵制が行わるゝ事となつたのに伴い之と殆ど不可分の関係にある初等教育の義務制という朝鮮統治多年の懸案が実行に移される事になつた。則ち教育施設及教員の充実に最大の努力を拂うものとして一九四六年四月を期して断行する事に決定せられたのが一九四三年である。初等教育の振興拡充の統治責任者の常に念願とせる新半島民衆の経済力を考慮しつゝその要望に副わんことを期して居たのであつて、三面一校より二面一校に更に一面一校を完成し、爰に完全な義務教育の実施を見る迄になつたのである。一九四二年迄に推定学令児童の凡そ五十六％を收容せんとする拡充計画は予定通り前期に於て完了せられたので一九四六年度にはその年の満六才の男子の九割、女子五割を就学させることの目標の下に凡そ三ケ年間に約一万学級を増加することゝし、教員養成機関たる師範学校も一挙に数校新設する外、既設師範学校への昇格も行われたのである。日本内地に於ては一八七二年（明治五年）に初等教育の議が問題となつてから十五年後の一八八六年（明治十九年）に義務教育が施行されたのであるが、当時は入学者僅かに五割程度を占むるに過ぎなかつたが、しかも不完全な四年制度であつたのであつて、六年制度の義務教育は漸く一九〇六年（明治四十年）に初めて実現を見たのに比すれば、朝鮮に於て施政三十五年にして就学率男女平均七割に及ぶ六年制の義務教育実施の運びに到つたことは一視同仁の統治目標に向い爲政当局の勇往邁進せし跡を物語る好箇の史実と言うを憚らぬものである。

（五）教育戰時非常措置

本期に於ける教育部門の只一つの重要政策として忘るべからざる事項は一九四三年に計画され四四年四月より実施された教育戰時非常措置である。目標は現工科系統を拡充する一面法文系統に之を圧縮するといふ内地の方針に順應

したのであるが、朝鮮特殊の事情として従來內地に毎年千五百人乃至三千人の專門學校以上の留學生があつたのであるが、同回の措置により內地留學の門戶が著しく狹められたのに對し、朝鮮に於て是等向學志望者をしてその志を遂げしむる爲の配意を必要としたのであつて、之の点を織り込んだ非常措置がとられた。則ち理工科系の擴充としては京城帝國工學理工學部及釜山高等水產學校に共に定員の五割增、京城高等工業學校、平壤高等工業學校、大邱高等農林學校、理科博物中等教員養成所、通信無線通信技師養成部等が新設されたのである。法文系統は法學專門學校及高等商業學校を解消して官立の經濟專門學校を新設し、私立としては普成、延禧を抱懷せしめて居た。小磯總督は本問の解決を以て朝鮮統治の重要なる課題なりとし、關係當局に對策を樹立して之を四四年度より實施すべきことを嚴命する所あつた。本問の解決策は內地人の在勤加俸を廢止するか朝鮮人に之を新に與うるか二者何れかによる外に途はない。前者は物價其他の社會情勢より見て實行の余地は無い。則ち半島人官吏の待遇を在鮮內地人官吏並に引上ぐる以外に解決の途はない。結局從來の在勤加俸の觀念——內地人が外地の統治に從事する爲足一步海を渡つて踏み出した場合特に內地人に支給される俸給の一種である——を根本的に變改し內地人たると何人たるとを問わず足一步海外に踏み出すと否とに論なく、苟も外地の統治に從事する官吏に支給される俸給の一種であるとの理念に改むることに中央政府は同意し、爰に在鮮半島人官吏にも內地人同樣の待遇が加えらるゝの途が初めて開かれたのである。只待遇を同一にする事の起りは內鮮一體の根本に基く所であり、半島人が物心共に內地人と比肩し得る域に至り、皇國臣民化せる際實現さるべき筋合にありとの觀点より當初は官吏の中、精神は勿論經濟生活に於て是又經歷に於て內地人と經歷なき階級の半島人官吏に適用する事とせられ、具体的には高等官全部以下國民學校長、府邑面長以上の官公吏に適用されたのであるが、當時の狀勢は理論は兎も角實際には早晩全官公吏に及ぼさざるを得ざる趨勢にあつた。本問題の登場は直ちに民間銀行会社に波及し、その影響する所廣範深刻であり相當の論議の對象となつたのであるが、內鮮一體の理想實現の楔として是を斷行せられ民間又續々と之れに追隨し各層に亘る朝鮮人の待遇は著しく改善せられたのである。

（六）朝鮮人官吏に對する在勤加俸支給制度の創始

從來內地人官吏は遠く故鄉を離れ異鄉に勤むるとの理由により、普通俸給の外に判任官六割高等官四割の在勤加俸を支給せられて居た。相當の理由ある事であるが半島出身官吏の經濟生活も漸次向上し、その學歷亦內地人官吏と異ることなきもの漸く多きを數うるに至り內鮮一體の根本理念に照し內地人在勤加俸の存在は、朝鮮人に割り切れぬ感情

（七）決戰非常措置の實施

不利なる戰局の頽勢を挽回する爲一九四四年二月二十五日東條內閣は所謂左記決戰非常措置十五項目を決定し、直ちに之を實行に移し以て國民は耐乏生活に徹し、國家は總力をあげて物的心的戰力の增強の一点に歸一せしめる事を

期した。朝鮮に於ても特殊の事情を加味しつゝこの線に副うて半島の物心総力を直接戰力の増強に凝集せしむること に努力が拂われたのである。

左記

(a) 学徒動員体制の徹底
(b) 國民勤労体制の刷新
(c) 防空体制の強化
(d) 簡素生活徹底の覺悟と食糧配給の改善整備
(e) 空地利用の徹底
(f) 製造禁止品目の拡大と規格統一の徹底
(g) 高級享樂の停止
(h) 重点輸送の強化
(i) 海運力の刷新強化
(j) 平時的又は長期計画的事務及事業の停止
(k) 中央監督事務の地方移譲
(l) 裁判檢察の迅速化
(m) 保有物資の積極的活用
(n) 信賞必罰の徹底と査察の強化
(o) 官廳休日の縮減と常時執務態勢の確立

(八) 財政需要に應ずる爲の措置

毎年急激に膨脹する財政需要に應ずる爲殊に軍事費財源調達の爲、支那事変以來中央政府は勿論各会計共之れに順應して連年増收策が講ぜられたが、本期に於ては本府財政才出の毎年の増加が數億に上り本國の軍事費の毎年の増加は數百億を算する狀態であつたので、殊に大幅な増收計画が中央政府に做つて講ぜられた。

一九四三年度には間接税を中心とする三割余の増税と特別行爲税及織物税とが新設され、煙草に五割余の値上が行われ四四年度には租税全般に亘る四割近くの増税と鉄道煙草通信等官業の全面的値上が行われた。尤も如何なる場合にも民度の比較的低い朝鮮の事情を考慮に入れることは忘れられた事なく、殊に租税に就ては直接税間接税に幾分輕課し資本誘致と貯蓄奬励の爲には租税政策上意を用うる所多かつたのである。

租税制度上本期に実現された注目すべき点は土地に対する課税が外形標準より賃貸價格という收益標準に改められ又外形標準たりし営業税が收益標準たる事業税に改められた点であり、かくて收益税体系は名実共に一應完備せられ所得税の内容を内地の如き綜合分類両所得税に改正する素地が出來上つたのである。

一九四三年より内地に做い石油專賣制が施行された。勿論收益專賣でなく統制上の必要に基く措置であり、財政的に若干の赤字を免れない見込であつた。

九、阿部總督時代　自一九四四、七、二四　至一九四五、八、一五　一年一ケ月

一九四四年サイパン失陷以來戰局益々我に利あらず、東條內閣遂に刑冠し、小磯總督首相の重責に就かれた後を襲うて半島統治の任に着き、在任中國力衰退の齎す統治の困難と苦闘する事一年余、遂に日米の終戰となり、最早や我地域でなくなつた半島に於て、敗戰の苦杯を滿喫し、万感を一身の胸に秘め、米軍の退去命令に当り四十五年九月十二日見送る人もなき金州飛行場より飛び立つたのが阿部陸軍大將であつた。

朝鮮統治は秋霜烈日の寺內總督に始まり溫顏慈語の阿部總督にその幕を閉ぢたのである。

本期は四十四年五月独乙の惨敗により、聯合軍の總圧力を、頽勢の既に如何とも爲すべからざる窮境にあつた我國一身に受けざるべからざるに立ち到つた時代であり、戰爭は益々困難深刻の度を加え、しかも國是は尙挽回の方針を以て全國民をかつて防禦態勢の整備確立、軍需資材の增強に、狂奔し大勢全く不利に陷るや、遂に敵軍の日本國土上陸を予想し、文字通り國民皆兵しかも竹槍蒂族を以て銃砲爆彈に老幼男女總てを狩て立ち向わしめんとする無謀なる対策を立つるに到り、かくて二千六百年の我史上永久に拭うべからざる汚点、無條件降伏によつて戰爭は終結した時期である。前期に於て既に思想上の一部動搖を免れなかつた半島に於て、右の如き日本の大勢が半島の思想上の不安動搖に益々拍車を加うるは当然である。統治の責に任じた總督としては專ら半島に於ける防禦態勢の整備確立を急務とし一面前期より引続く生産戰力の增强策も之を等閑にするを許さず、思想上の動搖には細心の注意と苦心とを致さざるを得ず、兎もすれば混乱せんとする経済界に一道の指標と光明とを與えて之れを未然に防止するを要し、政治上に於ては朝鮮人の声にきゝ日本國民として一致協力せしむるの意義を振作するの方策を講ずる等、朝鮮統治崩壊の前夜之が経営には実に苦心惨憺たるものがあつたのである。

本期の施政方針

一九四四年中葉以降の天下の狀勢此の如し、阿部總督は親任に際し戰局我に非なる時半島は精神方面に於て之が処理最も困難な荷厄介であり、一歩を誤れば拾收すべからざる一大難関に逢着すべき危局にあり、敢て身を挺して難に赴くの決意を藏したと云う。かくて本期施政の方針としてとつた所は、日に離反せんとする朝鮮人の心を喰ひ止めた親切な政治誠意ある振舞をなすことを常時訓戒した。又中央政府の要求則ち主として食糧と労働の供出の要望にあ朝鮮統治の半島人に対する眞意の存する所を諒得せしめて協力を要請し、部下幕僚に対しては國民の眞の実態に触れる程度副いその半島の思想界経済界の混乱を防止し、進んで物的戰力增强の一点に邁進すること。尙半島に対する空襲必至本國との交通遮断さえ予想さるゝに至り防空の强化自給自戰態勢の確立も方針として指向したのである。

本期の重要政策

（一）半島住民に參政権の賦與

朝鮮統治無極の目標が一視同仁半島の民衆を內地人と同一レベルに迄上げ処遇を全く同一ならしむるにある事は屢次述べた通りであるが、前期迄に納稅徵兵教育の部面に於て全く內地人と同一の扱とする事になり、官吏の待遇亦解決の緒を踏み出し、残れるは経済上各般の扱方（これは経済上の実勢如何を左右される事でなく、差別することが則ち半島民衆を保護育成する所以である場合も多く、一該に差別虐遇とは断じ得ない）と参政権の問題である。前期末に於て本問題解決の爲總督總監共異常の熱意を以て中央に働きかけたのであるが、衆議院議員を半島より出す点は問題

とならず、僅に貴族院に一種の勅選議員を出すことにつき四十四年三、四月の頃稍曙光ありたるも機熟せず、本問題は未解決の儘持ち越されたのであるが、小磯首相は総督時代、既に本問実施の必要性を痛感し東條内閣に具体案を提示したが実現方に要望された経緯あり、四十四年九月の劈頭の首相施政方針演説に於て朝鮮人、台湾本島人の物心両面に於ける漸進の進展著きものあり、且つ今次戦争に於ける献身的協力の功績を讃え、出来る丈速なる機会に之が処遇改善につき積極的に施策すべき決意ある旨を述べ、政府の意の存する所が初めて公開の席上明示されたのであるが、事極めて重大なるを以て愼重を期する爲内閣に一大調査会を設置し、朝鮮台湾在住民の政治参與の具体化について審議を重ねられた結果、貴族院令の改正は衆議院議員選挙法中改正法律案となつて一九四五年一月の通常議会に上程、前者は貴族院の後者は貴衆両院議院の協賛を得、原案通り成立四月一日より施行せらるゝに至り、朝鮮統治の始まつて以來の懸案はこゝに全く解決を見たのである。阿部総督は就任直ちに本問題の一日も速なる解決につき強き要求をもち終始努力した事は勿論であるが、首相自ら議政壇上に於て公約して以來実現迄に半歳以上の日子を要しその間各種の議論と複雑な空氣の存した事は内地指導者階級の大部分が当時の客観的狀勢の認識と朝鮮統治の沿革と現実の貌の認識に於て甚しく欠くる所あり、心ある者をして驚嘆せしむるものあつたのは省みて遺憾と云わざるを得ぬ。

貴族院令改正の結果、朝鮮人は台湾に在住する満三十年以上の男子にして名望ある者より特に勅任せられたる者十人以内を置き七ケ年を以て任期と定められた。朝鮮在住中より何人が勅選さるゝやは明文に審でないが、内閣に於ける諒解事項として十人中七人を割り当てらるゝ含みであつたのである。人口凡そ百万人につき一人を選出することゝしたのである。

衆議院議員選挙法改正の結果、朝鮮在住の帝國臣民たる満二十五年以上の男子にして選挙人名簿調製の期日迄、引続き一年以上直接國税十五円以上を納めたる者は選挙権を有することとされた。被選挙権は内地と同様であるが選挙権は朝鮮人の民度と自治訓練との現狀より制限選挙を適当としたのである。人口凡そ百万人につき一人を選出することゝしたのである。

（一）京畿道　三名

（一）忠清南道、忠清北道、全羅北道、咸鏡北道、各一各宛　計四名

（一）全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、黄海道、平安南道、平安北道、咸鏡南道、江原道各二名宛　計十六名

累計二十三名

とし次期総選挙の期日に施行する旨明示された。貴族院には是迄帝國臣民として内地人に伍し同様に勅選せられた人が居た。又内地在住者として衆議院に選出せられた朝鮮人も既に存在した。今回の挙なき以前に於ても如此朝鮮人に対し絶対的に中央参政権の門戸が鎖されて居たわけではない、貴族院は奏薦者の意向如何により勅選は左右され、衆議院は專ら地域を標準とし、従て内地在住の朝鮮人は被選挙権選挙権共に享有すること内地人と全然同様にして、朝鮮在住の内地人は全然之を享有せざること半島在住の朝鮮人と同様であつた。従つて嚴密なる意味に於では從來と雖も政治参與の問題につき内鮮人差別待遇をして居たとは言い得ないのであるが、今回の挙は特に立法上の諸手続により貴衆両院共必ず朝鮮人が選任さるゝ確立性が賦與せられた点に於て処遇の画期的改善と称せらるゝ意味が有るのである。

貴族院の勅選議員は改正貴族院令施行後間もなくその選に相應わしい半島人が勅選せられ、鈴木内閣成立直後の臨

時議会に出席した。理論上半島在住内地人も勅選され得、又有力な適格者も有つたのであるが、参政権問題解決の本來の主旨に鑑み全部朝鮮人中より勅選せられたのである。衆議院議員の選出は次回総選挙の期日に第一回の選挙に行う明文に不拘、半島に於ては速に繰り上げ施行の強き要望があつたのであるが、その報につき決定を見ざる中、終戦となり、與えられた参政権は遂に之を一回も行使することなくして終つたのである。

（ニ）朝鮮人官吏に対する在勤加俸の全面的支給等一聯の内鮮差別撤廃措置

（a）**在勤俸の支給**

前期末に於て内鮮差別待遇の標本の如く喧傳されて居た官吏在勤加俸問題は、朝鮮人官吏に之を加給する方法に依り一應の解決を見たかの如くであつたが、朝鮮人が完全に総て皇國臣民化して然る後初めて内地人とその扱を一にすべきであるとの理屈に踞蹐し、在勤加俸を支給するは数万に上る朝鮮人官吏の中、一部の上級官吏を対象としたのであるが、一度び切られた堰は戰局日に我に不利なる客観的情勢にあふられ滔々としてせき止むべくも非ず。実行一年にして邑面末端の下級公吏に至る迄全朝鮮人官公吏に在勤加俸を加給せるに至らしめた。その素質に於て素養に於て能率に於て、責任感に於て級の下るに従い内地人官吏と尚ある程度の径庭あるを免れなかつた朝鮮人官吏全部に一挙にして同一待遇を與えられた事に対し、内地人側に無差別則差別なりとの批評も出たのであるが、時の流れの赴く所一挙にして断行せられたのであり、統治者の眞意亦悔無き所であつた。

（b）**朝鮮人の任用**

朝鮮人を官界の重要な地位に任用する事は歴代総督の意を用いた所であり、台湾総督府が統治の歴史古きに不拘半島人を任用する薄きに比すれば恵まれた扱をうけたと言うて憚らないけれども、本期に於ては殊更なる内鮮差別観を一掃する目途の下に重要なる地位に優秀なる半島人官吏を簡抜する事に別段と意を用いた。前期に於て十三人の知事中従來五人は朝鮮人知事なりしを四人としたのであるが、之を五人に復活し、道の警察部長及京城府等枢要都会地の警察署長は全部内地人なりしを警察部長に一人を抜擢し、署長の如きは大部分朝鮮人警察官を以て之れに替うるの挙に出たのである。民間に於てもこの方針の具現化に努め特殊機関として代表的な朝鮮殖産銀行の常務理事に初めて半島人の登場を見た事はこの表れであり世の視聽を引いた。

（c）**有力朝鮮人の統治上の協力要請**

半島在住者の参政権問題を解決して政治面にたいする協力の途を開くとともに戰局の不利に伴い、兎もすれば不安動揺を曝露せんとする当面の思想界に対処する爲表面従來の所謂親日の枢要人士をして人心の誘導に当らしむるは勿論、内面的には従來総督政治の批判的立場をとれる有力者に時局認識の下人心不安の鎭靜思想動揺の防止に協力方に特に意を用いたのである。その内面的苦心は並々ならぬものが有つたと察せられる。

（三）戰力増強策の推進

前期に引続き一聯の人的物的戰力増強の施策は強行に推進せられた。

食糧の増産確保、重要鉱物等の緊急増産、輸送力の増強、労務動員及勤労援護、貯蓄増強等、是である。

（a）**食糧對策**

農地開發營團の活動を促進して土地改良事業を繰上施行し、又旱魃常習の水田は之を畑に轉ぜしむるの策がとられた。本期に於ては南総督時代に旱害対策として提唱せられ乍らその効果を確認する迄に至らなかつた灌漑用の地下水利用問題が再びとり上げられ、大規模に着手された外南鮮洛東江流域の耕地災害防止の爲特に関係地方の砂防の急速施行が計画せられたのである。一九三九年未曾有の大旱魃が半島を襲て以来、連年天候に恵まれず農作物の收獲に甚大の影響を開いた年はなかつた。一九四四年の産米亦不順の氣候に災され大減收を來し麥作亦不良、前期に於て創唱実行された米供出数量の事前割当制の運用に於て農民の営農努力を酌量するの工夫をこらし増産意慾の昂上に努め、殊に内鮮滿に通ずる食糧の需給調整には並々ならぬ苦心が拂われ、かくて二十年の麥秋期迄辛うじて遂に餓死なきを得た。終戰の年は麥作良好南鮮の米作に至ては終戰後の秋收稀に見る豊作なりとは当時一般の常識であつた。皮肉の現象と言はざるを得ぬ。

（b）**重要鑛物等の緊急増産**

右目的の爲従來の奨励方策を継続した外特に本期に於て力点の置かれたのは

（イ）、運搬の縦路打開（鑛山道路及林道開発の爲千数百万円、石炭の運賃荷役費等の爲千万円近くの予算の計上された如きその例である）

（ロ）、石炭の増産には荷揚運搬の助成の外、買取價格補償の爲一億の巨額を予算に計上し、起重点的に促進する意図が示された。

（ハ）、石炭、鉄鉱石、鉄鋼、軽金属その他重要鉱物に対し特別價格報奨制度が創設され、予定数量以上の生産に対する意慾増進策がとられた。

（ニ）前期に着手された金鉱業の整備は本期に於て本格的実施に入り、所要額約二億三千万円の予算が計上され大体之が整備は完結した。

（c）**輸送力の増強**

大陸より日本内地への轉嫁物輸送に幹線輸送力の大部分を割愛する外、朝鮮軍の敵軍上陸作戰に具えての鉄路建設要望に應うる爲、中鮮に於て緊急建設の計画が樹てられ、鉄道港湾荷役、小型船舶、小運送に至る一聯の輸送力増強に苦心が拂われた。

（d）**勞務對策**

内地送出労務要求は勿論、鮮内重要事業場への就労さえも漸次之を回避する傾向に対し之を防止するに止らず、積極的に勧奨する方策を講じ、動員された労働者自身の外、家族、遺族に対する援護施設につき労働援護事業の積極的な活動を促すことに方針を指向し、七千余万円の経費が支出された外、都会地に蝟集する所謂自由労働者が闇賃銀主食の闇物價の温床なる点に鑑み、自由労働力に組織を與え之を生産化するとともに浪費の弊を矯正し、貯蓄に協力せしむる目的を以て労務報公会の結成が唱えられた事は敗戰前の半島労働界の事情を窺う一資料たり得る。都会地に於ける労働の組織化生産化の必要が叫ばれる反面、軍需及必要生産方面労働の不足は益々甚しく、刑務所の外荷役作業が全面的に推進され、その低賃銀と貯蓄性が高く評價され、学徒官公吏及一般市民層の奉仕的勤労作業の勧奨、否半強

制的な労働供出の行われた事は論議なき次第と言わねばならぬ。

（四）國土防衛政策の強化

（a）**主要都市の防空施設強化とその疎開**

日本々土に対する空襲頻度の増加とその惨状に省み、鮮内主要都市の防空施設の設営火災防止訓練等官民共に熱意を以て実施されたのであるが、京城、平壌、釜山等人口稠密なる都市及城津兼に二津等重要工場、軍需施設の存する地域に於ては一定幅員の防火道路設置の爲及火災予防の爲一定区域の家屋を破壊する家屋強制疎開、及國民学校生徒を危険少き田舎に避難せしむる学童疎開主要都市へ人口轉入の制限等人心に不安を與うる虞ある策も之を省みるの余裕なく断行せられ、又軍より指定せる大工場の少くも心臓部は之を山腹等爆撃の虞少き地域への移轉疎開に着手したのであるが、結果は当面の生産を低下せしめ混迷を加うるに過ぎなかつた様である。

（b）**警備上の持別施策**

軍部に於て如何に國民の口を緘し耳目を塞ぐに腐心したと雖も特殊事情下にある半島に於ては超短波受信機を秘に備えて聯合國よりの放送を聽取する等の手段により日本の敗戦必至の說穏密に流布され民心の不安動揺の兆し蔽うべくもなく、加えて食糧及労務の供出により民心の反戦倦怠の氣風充満する世相に対し、万一の事態勃発を虞り、或は防諜の対策へ或は警察上思想取締の対策として特殊の工作を施すことは或主要都市には騎馬隊の特別警察隊を増置すること等、思想取締と不安動揺の鎮圧とに注意と努力が拂われた。殊に終戦直前数ケ月間の民心不安緩和策には統治者として殊に苦心する所あり、一面所謂親日の巨頭連をして民心の鼓舞激励に当らしむるとともに反面、政治上思想上従來は特殊の地位にあり隠然たる一敵國をなせる人々に対し動揺鎮圧の各般の工作が廻らされたのである。

（c）**防空及國土防衛の爲の其他の施策**

一般民家の防空施設の強化、防空監視網の拡充、國防道路の新設改良、航空保安施設、通信機関の強化、保安通信施設の拡充等一聯の具体策が強化されたのである。

（五）官公吏に対する物價騰貴対策

本期に於ては戦争の進行に伴う紙幣増発と食糧を初め日用必需物資の窮屈化による物價騰貴漸く顯著なるものあり官公吏に対し、その待遇上特別な考慮が拂われた。朝鮮人官公吏に本俸の六割に相当する在勤加俸が支給されたことは政治的理由に基くものではあるが、その事自体はその生活に非常な経済的ゆとりを與えた事は否むべくもない。一般的には内鮮官公吏を通じ、家族手当、臨時手当、戦時勤勉手当等の名に於て國費地方費を通じ年一億に上る支出がなされた。是等一聯の物價騰貴対策は廣く民間に於ても方針として実行された。

（六）教育施設

一九四五年一月四日より義務教育実施の既定方針実現の爲初等教育機関の大拡充（毎年三千学級増加）及師範学校の拡張は本期に於ても引続き実行せられ予定の内容により、既定の時期に於て之を実行し得る見透しを得た。教育施

設として本期昭和二十年度より実行せられた重大なる事項は、國民学校終了後中等程度以上に進学せざる者に対し内地の制に倣つて青年学校が新設せられ、義務として入学する途の開かれた事及英才にしてしかも家貧窮の爲中等学校程度以上に進学不可能なる者の蹊足を延ばさしむる爲、総督府より補助を支給する育英事業團体の設立を促すことに計画されたが、終戦により之が実現を見ずして終つた事と察せられる。

（七）國民義勇隊の結成

戦局の苛烈不利に照應し軍部に於ては敵軍の日本本土上陸を予想し文字通り一億玉砕、竹槍、蓆旗を以て之れに立向うを方針とし、國民の精神力を最後最強の姿に於て結集せしめ本土上陸作戦に沖繩縣に於て知事以下全縣民により て実例を示された如く、國民全部を肉身を以て精鋭な火器に体当りせしむることを窮局の目的として内地に於ては國民義勇隊の編成を行い、右目的の下に訓練が行われたのであるが、半島に於ては前々期に創設せられ以来活動した國民総力朝鮮聯盟も何等か新しき構想の下に展開するに非んば民衆を包攝指導し得ない事情にあつたので、内地の國民活動組織改編を機に一九四五年初頭、京城各道府邑面に縦に連る國民義勇隊中央本部 各道支部等を夫々結成することゝなつた。但し朝鮮に於ける國民義勇隊の結成は肉弾を以て立ち向うことを主目的とせず、この新組織により沈鬱に鎖されんとする半島民衆の意気を振作し、職域死守、増産邁進、疎開等防衛態勢の活潑化及地方に於ける疎開者受入態勢の強化等に傾倒せしめん事を期待された点は、半島大衆をして体当り等死を覚悟せしむる事が恐怖心により彼等をして徒に混乱萎縮せしむるに終る点の顧慮もさることながら、その民度に即せざる無理を強いることを出来る丈避けつゝ本國の要請にも應えんとする半島統治者の意図の一端を窺う事を得よう。

（八）経済安定対策委員会の設置

一九四四年の中葉以後に至るや、日用必需物資の窮迫殊に食糧不安、闇取引闇賃銀の横行、運輸不円滑による物資の偏在、大陸のインフレに影響さるゝ鮮銀券の急速な膨脹と資金の退蔵、満洲北支の物價高に誘惑さるゝ物資の不正な流出の激増（戦争末期に至り軍部の目的の爲に手段を撰ばないやり方が、経済界の攪乱を一層激化せしむるに至つた事は蔽うべくもない）等國民の経済生活國家の経済運行も甚しき障害となる一聯の政策が顯著となるに及んで従來の如き或は貯蓄の部面より或は労務調整の方策面よりといふ如き各部面部面夫々の立場よりする対策の実行には到底拾收すべからず、宜しく綜合的に対策を樹立時期を等しうし歩調を揃えて官民一致の態勢により調整するの要緊切なることは朝野の認むる所であつたが、如此施策は綜合行政権を把持する朝鮮総督の管下に於て実施の可能性多く内地に率先垂範の意気込を以て一九四四年十二月総督府に経済安定対策委員会が設置された。内鮮の官民朝野を挙げて委員に網羅し殊に半島同胞中よりは識見ありと認められるゝ者の従來の観点からは思想的理由によりこの種の集いには加はらなかつた方面の人士の参加をも求め、方針として官製の原案に賛意を表する従來のやり方を改め、委員自身の手により徒に理論に走らぬ即時実行可能な具体策を作成すること。右具体案の決定により関係官廳は勿論民間にも之れが誠実な実行方を促進すること、末端への浸透を計りて後各委員分担を定め第一線の実情を視察し具体策実施の程度適否等親しく査察し、その報告をもちより更に是正すべきは正し奨励すべきと益々強力に之が勧奨に努むること

を主旨として財務部会、労政部会、生産配給部会、運輸部会、指導取締部会等専門的立場より、貯蓄の徹底的奨励資金放出の抑制物價乱調の是正、生必物資配給の合理化、都会地に於ける闇賃銀の絶滅、等物價、資金、労務、賃銀、食糧、運送等一元的且つ同時に官民足並を揃えて之が調整発足にすることゝし、四五年一月を以て発足の時とし、二月三月にかけ地方の実情を考察し四月に於てその結果を持ち寄り足らざるを加え誤れるを是正し奨励すべきは之を偏く宣傳して実行に移さすことゝした、本委員会の機構具体案の樹立、具体的活動査察により再検討の内容等は相当参考に資すべきものありと思わるゝも関係資料全然入手困難の爲意を盡し得ざるを遺憾とする。本件は資料入手の他日を期して後日の爲詳細記錄することゝしたい。

第四章　朝鮮政治機構の近代化

第一節　顧問政治及統監政治と諸制度の近代化

（一）顧問の傭聘に依る施政の改善

韓國政府が、日本政府の勧告に従つて内政を改革することの意思は、韓國問題を契機として一八九四年（明治二十七年）八月一日、日清間の國交が断絶するや、八月二十二日に日韓間に約定に係る暫定合同條款中に明白に表示せられた。

その後一九〇四年（明治三十七年）露國の極東政策と、日本の韓國を防壁とする自衛政策との正面衝突を原因として日露交戦となるや、同年二月二十三日締結の日韓議定書の第一條に於て、韓國政府は施政改善に付日本政府の忠告を容るべき旨を約定した。

依つて同年八月二十二日調印の第一次日韓協約に基き、十月十五日財政顧問（目賀田種太郎）、十二月二十七日外交顧問（米國人ダーハム・ホワイトスチーブンス）、翌一九〇五年（三十八年）二月一日学部参與官（幣原坦）、同月三日警務顧問（丸山重俊）の傭聘契約が成立し、これらの顧問は直ちに韓國施政の各方面に亘つて諸弊を粛清し諸制を革新するの緒に就いたのである。

（二）統監に依る施政の改善

日露戰爭終結するや、日本は韓國が再度戰爭以前の如き外交不安の狀態に陷ることを避けんとした。既に一九〇五年（明治三十八年）八月十二日成立した日英同盟約款に於て支持せられ、又九月五日成立した日露ポートツマス講和條約に於て露國の承認した、日韓間の軍事上、政治上及經濟上の特殊關係を、現實に强化確保する目的を以て、同年十一月十七日所謂第二次日韓新協約を締結し、韓國外交權の接收及統監の駐劄その他の事項を約定した。

これに於て日本政府は京城に統監府を置き、從來の各地の領事館を改めて理事廳となすことにして、十二月二十一日勅令第二六七号統監府及理事廳官制を公布し、同時に樞密院議長大勳位侯爵伊藤博文を統監に任じたが、これに依つて爾後四年九月間の保護政治が開始せられた。

この時の統監府及理事廳官制の大要は左の通であつた。

一、統監は親任とし天皇に直隷し、外交に関しては外務大臣に由り内閣總理大臣を經て、其の他の事務に關しては内閣總理大臣を經て上奏を爲し及裁可を受く

二、統監は日本政府を代表し、外國領事館及外國人に関する事務を統轄す

三、統監は條約に基き韓國に於て帝國官憲及公署の施行すべき諸般の政務を監督し、其の他從來帝國に屬したる一切の監督事務を施行す

四、統監は安寧秩序保持の爲必要あるときは、部圍守備軍の司令官に兵力の使用を命ずることを得

五、統監は府令を發し、之に禁錮一年以下又は罰金二百円の罰則を附することを得

六、統監は韓國政府傭聘の日本政府官吏を監督し並に所部の官吏を統督す。

七、統監府所部の官吏は勅任三人（總務長官、農商工部總長、警務總長）、奏任二十五人、判任四十五人とす

八、理事廳を須要の地に置き、其の位置及管轄区域は統監之を定む（理事廳の所在地は各地の日本領事館所在地で釜山、馬山、群山、木浦、仁川、平壤、鎭南浦、元山、城津であつたが、後更に大邱、新義州、清津三所に設置せられ又觀察府の所在地であつた地には理事廳支所を設置せられた。）

九、理事官は統監の指揮監督を承け、容來韓國在勤領事に屬したる事務並に條約及法令に基き理事官に屬せしめたる事務を管掌す

十、理事官は安寧秩序保持の爲緊急を要し統監の命を請うの遑なきときは當該地方駐在日本軍隊の司令官に機兵を請うことを得

統監府の設置せられた當時に於ける韓國政府の機構を一瞥すると、宮内府は之を別として、行政各部には内閣總理大臣、内部大臣、度支部大臣、農商工部大臣、學部大臣、法部大臣、軍部大臣（韓國外部大臣は保護條約成立の結果として一九〇六年（明治三十九年）一月廢止せられた）中樞院、表勳院、監査院、各地方觀察使等があつて、一應其の組織は整備しては居たが、行政の統一を欠き、官權は微々として振はず、諸弊百積し、就中弊政の大なるものとしては、一、宮中府中の混淆、二、行政司法の不分離、三、地方官憲の誅求と公稅の欠逋、四、これを原因とする極度の財政困窮等であつた。

然るに統監の韓國政府に対する權限は、專ら外交に関する事項を管理するに止まり、韓國の内政に就ては、賄賂屢

警務等には夫々の顧問が各韓國政府の命令の下に執務して居り、統監は單にこれを監督するに過ぎず、要は韓國政府各部大臣を召集して忠告を與え得るのみで、地方行政の如きに至つては統監は何等これに関與するの權能は與えられて居らず、從つて統監の誠意と努力とに係らず保護政治の実を挙ぐることは困難であつた。

その後一九〇六年（明治四十年）七月二十四日締結せられた日韓協約に於て

一、韓國政府は施政改善に関し統監の指導を受くること

二、法令制定及重要なる行政処分に付予め統監の承認を受くること

三、統監の推薦に依り日本人を韓國政府に任用すること

四、司法事務と普通行政事務とを区別すべきこと

等を約定せらるゝや、從前の顧問に依る間接の忠言政治はこゝに次官政治に改まり、行政各部の業績は漸く進展するを得たのであつた。

即ち顧問又は参與官の名義を以て韓國に傭聘せられた日本人、その他統監府農商工務総長、警務総長等の高官の地位に在つた日本人は改めて韓國官吏として直接に施政の衝に当ることとなり、中央政府に於ては宮内府次官内務次官度支部次官、學部次官、法部次官、内部警務局長、警務使又は副警務使、各部書記官等の地位に就き、地方廳に於ては各道事務官各道警務官等に採用せられた。

又この日韓新協約に依り、統監は韓國政府に対し施政改善に関し指導を加え、法令及処分等に付ては予め内容を審査する等、其の職權が拡張せられたので、統監府及理事廳官制を改正して、統監は韓國に於て帝國政府を代表し條約及法令に基き諸般の政務を統轄するものとせられ、その補佐官として親任官たる副統監を設けらるることとなつた。この機会に統監府内の分掌機構は統監官房、外務部、監査部（統監府及韓國の法令及重要処分の審査事務を分掌す）及地方部に改められた。

（三）　司法警察及財務の制度の近代化

韓國の司法事務は行政事務との混淆が甚だしく、司法機関として独立に存在したものは、初審裁判所として漢城裁判所と終審裁判所として平理院があつたのみで、その外は何れも地方行政廳に併置せられ、裁判官も概ね地方官である観察使、牧使、府尹及監理がこれを兼ね、その他地方の郡守警務廳の如き迄も往々事件を司法機関に送致せず自ら決定する等のことがあり、從つてその間には賂賄請託等の積弊の堪え難きものがあり、政治は不公正不明朗を免れなかつた。

これに依つて司法事務と普通行政事務とを分離することの方針が協約に規定せられた次第で、この協約の規定に基き一九〇七年（明治四十年）十二月裁判所構成法、同施行法、裁判所設置法等の法律が公布せられ、翌一九〇八年（四十一年）一月一日より施行せられた。

乃ち日韓両國人を以て組織する大審院一、控訴院三、地方裁判所八及区裁判所一二二の設置並に日本人を典獄とする監獄九の設置。韓國人裁判官の養成所の創設、法典調査局の新設等の改革相次いで実施の運びに至つた。

然し韓國統治上の障害である治外法權を撤去して法治制度を整備することは、仲々容易ならざる事業であると共に

相当の経費を必要とし、到底韓國財政の負担に堪え難いと思料せられたので、日本政府の負担に依つて韓國の司法及監獄の事務の委託を受けることに一九〇九年（明治四十二年）七月覚書が成立した。

依つて同年十月韓國政府はその法部を廃止し、日本政府は統監府裁判所令を制定して、高等法院、控訴院、地方裁判所、区裁判所の近代的裁判制度を開設し、又統監府司法廳官制及監獄官制を公布したが、これらの司法制度は十一月一日より実施せられた

次に警察制度の改善に付ては、少し複雑な経緯があつた。

統監府設置の当時は、韓國に於ける警察権は日本政府側の機関と韓國政府側の機関との二箇の系統に依り行われた即ち日本政府が韓國に於て有した領事裁判権に基き派遣せられた外務省警察官は、統監府及理事廳官制に依り韓國政府側に於ては警務顧問制に依る日本人警察官を中央及地方に配置したが、これらの警務機関は往々にして両者対立して連絡を欠くことが多かつた。

一九〇七年（明治四十年）七月の日韓協約の條項（日本人を韓國政府の官吏に任用することの途を拓くこと）に基いて、一方韓國政府側は顧問警察制を廃止して、警務顧問部員であつた日本人警察官を挙げて韓國政府側に任用し、他方日本政府側は統監府及理事廳官制を改正して、日本警察官の組織を廃止するに及んで、全國の警察は韓國政府の内部大臣管理の下に内部警務局に於て総括せられ、警視廳、各道警察署の地方機構も相次いで整備せられ、韓國在留日本人に対する警察事務は韓國警察官吏専らこれに当ることとなつたが、ここに初めて漸く統一ある警務の執行が行われ得ることになつた。

処が警務機関としてその外に日本憲兵がそれと併立して権限を行使し得た。

日本憲兵が韓國に駐屯したことは、一八九六年（明治二十九年）に、韓國に於ける軍用電信守備隊として派遣せられたことに由來するもので、その後韓國駐剳憲兵隊が編成せられ一九〇四年（明治三十七年）十月京城に創設せられた韓國駐剳軍司令部の指揮下に行動することにせられた。

軍司令官は韓國内に於ける日本の軍事及外交に対する策動を排し、併せて軍の行動の便益上京城及京城附近に軍事警察を施行し、又咸鏡道に軍政を布いたのであるが、その実施のため憲兵を使用した。

憲兵隊が各地に分駐するに伴い、警察機関との間に職務執行上系統の混淆することが屢れられたので一九〇六年（明治三十九年）二月勅令が発布せられて、憲兵は軍事警察に付ては、軍司令官の指揮を受けるが、行政警察及司法警察をも掌り、その分野に於ては統監の指揮を受けるものであることが明にせられた。

その後駐剳憲兵隊は韓國政府の警察権施行に関し援助を與うべきことを承認したので、日本憲兵は多數の韓人の憲兵補助員を配属して韓國内に於ける治安機関の最要部を占めた。

然し当時治安は良好でなく、各地に匪徒草賊出没し、良民を剽掠する等物情不安を覚え、内外人の生命財産も保障し難く、他方保護取締に従事すべき警務機関は、韓國政府側の警察機関と日本憲兵の二制度が相対立して、共通の職務を執行するに不便を痛感せられ、殊には韓國併合の日の近きを控えて併合前後の人心の刺戟に由る警察事故、治安紊乱等の発生した場合に処して機敏なる活動を為し、事故を防止するためには警務機関の統一を必須と思料せられたので一九一〇年（明治四十三年）六月韓國政府は警察事務一切を日本政府に委託することとなつた。これと同時に日

本政府は統監府警察官署官制を公布し、七月一日より実施した。

この統監府警察官署は一般地方行政機関とは別個の統監直属の機構であつて、中央には警務総監部を置き、その長たる警務総長には韓國駐剳の日本憲兵の長たる陸軍將官を以て之に充て、地方には各道に警務部を置き、その長たる警務部長には、その道の憲兵隊長たる陸軍佐官を以て之に充て、中央の警務総長の指揮を承けしめたが首都京城の警察事務は警務総長直接に掌理するの制であつた。

斯くして憲兵隊の首脳者は統監府警察官署の長として警察官を指揮し、一般憲兵は普通警察官たる身分の下に統監府上級警察官の指揮監督の下に普通警察及衛生事務に従事することとなり、憲兵は軍事警察以外に就ては統監府警察官と同様に統監の指揮系統下に入つた。

韓國の財政事務は極度の紊乱状態に在つた。即ち予算及会計の制度は一片の形式に過ぎず、各官廳はその收入を直に支出して怪しまず、宮中府中混淆の結果として國有財産は明らかでなく、徴税に付ても課税の不公平は言うに及ばず、官憲の私曲横行し、文幣制に就ても私鑄濫造に依り信用無く、ために物価は変動常なき状態に在つた。

日本政府の保護政治に依る財政顧問の就任に伴い、会計法の励行、國庫金の取扱、租税徴收規程の発布、貨幣整理資金の借入、中央銀行の確立等各方面に亘つて改革の措置が採られた。

租税徴收の事務に就ては一九〇六年（明治三十九年）に管税官官制を発布して一應の秩序を立てたが一九〇七年（明治四十年）七月に同官制を改正して、京城、平壤、大邱、金州及元山の枢要地に財務監督局を置き、各地に財務署を置き、監督局の監督下に内國税務及地方財務の執行機関たらしめ、又面を徴税の補助機関たらしめた。これに依り

一般地方行政機関たる十三道の観察使は税務に全然関係が無くなつたが、これは一方に金庫制度を整備したことと相待つて、従前の地方行政機関の誅求の弊害を絶ち且課税の公正を確保するを企図したものであること勿論であつた。

同年臨時帝室有及國有財産調査局並に帝室財産整理局を設け、翌年これを臨時財産整理局に改めたが、一九〇九年（明治四十二年）の半頃には常室有及國有の財産の大体の帰属を明にすることを得た。

第二節　總督府機構とその變遷

韓國併合後終戰に至る迄の間朝鮮施政三十有七年、その間に於ける總督府の施政機構の変遷に就ては大体施政直後の草創の時代と、一九一九年（大正八年）の官制改正を中心とする文化的制度の整備確立と支那事変発生以後國内体制強化に基く諸制度の展轉の三段階を劃することを得る。

（一）朝鮮總督府の設置とその大要

一九一〇年（明治四十三年）八月二十九日朝鮮施政の機関として、朝鮮總督府の設置を見たが、過渡的に当分の間は従前の統監府及その所属官署を存置し、朝鮮總督の職務は姑く統監をして摂行せしめ、又韓國政府所属の諸機関は内閣及表勲院を除くの外これを總督府の所属官署と看做して政務の執行に当らしむることにせられたが、草創の間に於ける政務の進行に阻滞の無いようにとの配意に基くものであつた。

爾後約一ケ月の間に統治機関の統一廃合、地方機関の充実、人員の選択配置、経費の節減等新官制施行のための諸

準備が完成したので、同年九月三十日朝鮮總督府官制が公布せられて、十月一日より実施せられた。

こゝに朝鮮總督府官制の大要を述べると、朝鮮總督府に朝鮮總督を置き、親任官とし、陸海軍大將を以て之に充て朝鮮を管轄する機関とするこのために附與せられた朝鮮總督の權限の主なるものは左の通りであつた。

イ、朝鮮總督は天皇に直隷し委任の範囲内に於て陸海軍を統率し朝鮮防備の事を掌る。

ロ、諸般の政務を統轄し内閣總理大臣を經て上奏を爲し及裁可を受く

ハ、朝鮮に於ては法律を要する事項は勅裁を經て命令を以て之を規定することを得

ニ、職權又は特別の委任に依り朝鮮總督府令を發し之に一年以下の懲役若は禁錮拘留、二百円以下の罰金又は科料の罰則を附することを得

ホ、所轄官廳の命令又は処分にして制規に違い公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは其の命令又は処分を停止し又は取消すことを得

ヘ、所部の官吏を統督し奏任文官の進退は内閣總理大臣を經て上奏を爲し判任文官以下の進退は之を專行す

ト、皇室令の委任に依り朝鮮に於ける李王職の事務、李王職員、朝鮮貴族を監督す

總督府設置当初に於ける總督府内の補助機関は、旧韓國政府の機関と統監府の組織とを統合して、政費の緊縮に努め左の通りの一官房及五部の制を採られた。

總督官房（武官、秘書課、參事官）

總務部（文書課、外事局、人事局、会計局）

内務部（庶務課、地方局、学務局）

度支部（庶務課、稅関工事課、司稅局、司計局）

農商工部（庶務課、殖産局、商工局）

司法部（庶務課、民事課、刑事課）

右の補助機構の内、内務部、度支部、農商工部は旧韓國政府より移し、（学部の事務は内務部に合す）司法部は統監府司法廳を改めたもので、新設に係るものは總務部のみであつた。

（二）朝鮮總督府所屬官署の大要

当時に於ける地方の行政組織を見ると、本來の地方行政機関たる道、府郡の外に財務行政を掌る財務監督局及財務署があり、警察權を執行する警務官署があり、又居留日本人の行政事務を取扱う理事廳があり、これとは別に日本人の居留民團、外國人の居留地会等の公共事務処理の民間團体が存した。

朝鮮總督府官制の公布と同時に、地方官官制が公布せられたが、その大要を述べると、從前の道觀察使の称を廃止して各道の長を道官とし、勅任官を以て之に充て、道を管轄する機関とする、道長官に附與せられた權限の主なるものは左の通りであつた。

イ、道長官は朝鮮總督に隷し法令を執行し管内の行政事務を管理し所屬官吏を指揮監督す

ロ、道行政の執行に関し管内の警察官を使用し地方警察事務に関しては道警務部長をして必要なる命令を発せしめ

又は之に対し必要なる処分を命ずることを得

ハ、管内の行政事務に関し職権又は委任の範囲内に於て道令を発することを得

ニ、府尹又は郡守の命令又は処分にして制規に違ひ公盛を害し又は権限を犯すものありと認むるときは其の命令又は処分を停止し又は取消すことを得

ホ、道長官は其の職権に属する事務の一部を府尹又は郡守に委任することを得

ヘ、管内の公共團体即ち居留民團、内地人学校組合或は水利組合の行政を監督す

ト、安寧秩序を保持する爲兵力を要するときは之を朝鮮総督に具情す但し非常急変の場合には直に司令官に出兵を請求することを得

道長官の諸問機関として、各道に朝鮮人参與官及参事を置き、参與官は各道一人を定員とし、参事は各道三人を定員とした。

道の下級行政機関たる各府郡には、府尹又は郡守を置き奏任官とし府郡の下部の面には面長を置き判任官待遇とした。

従前地方行政機関とは別系統をなした財務監督局及財務署は之を廃止して、財務監督局の事務は道財務部に、財務署の事務は府郡に引継ぎ、又居留日本人の事務を処理した理事廳はこれを廃止してその事務は種別に従つて、道府郡に分掌することとなつた。

以上の如く地方行政機関統一の根本方針は或る程度迄実行せられたが、日本人の居留民團制及外國人の居留地制は

一朝にして改廃し難かつたので、当分その儘とし、又府（一一）郡（三一七）及面（四、三二二）の存廃及その区域の変革も民心に急激なる刺戟を與えることを慮れて当分その儘とせられた。

警察機構に就ても、従前の組織をその儘踏襲したものが、朝鮮総督府警察官署官制の内容となり、中央に警務総監部、各道に警務部が置かれ、道警務部は管下警察署を指揮した。

道長官と道警務部長との関係に就ては、道警務部長は道長官の命に依り道行政の執行を助け又地方警察事務に関して道長官の命を承け必要なる命令を発し又は処分を爲すことを得ると規定せられたが、後一九一五年（大正四年）に至つて警務部長の警務部令を発するには、先づ道長官の承認を受くることを要すと制限が加えられ、道長官の統務權が強化せられた。

憲兵警察制も従前の通りで憲兵は陸軍大臣の管轄下には在つたが、治安維持に関する警察事務の執行に付ては、朝鮮総督の指揮下に在り、憲兵将校及一般憲兵にして在職の儘警察官の職務の執行を命ぜられたる者は、上級の総督府警察官の命令下に行動する義務があつた。

これらの憲兵及警察官憲は警察本來の職務を執行するの外、当時創業の時期で諸制度の整備も不充分であつたので犯罪即決、民事訴訟調停、檢察事務及執達吏事務等の職權を併せ有した。

警察官の職權は極めて廣範であつたが、克く上司の施政方針を体し、行政各部を援助し、上意下達一般民生の改善に盡した所が勘くなかつた。

日韓併合の結果として諸外國が韓國に於て有した治外法權は撤廃せられ、日本人、朝鮮人、外國人の別なく何れも

日本の司法權に服することになつたが、統監府裁判所の三審四階級制の裁判制度はその內容の儘朝鮮總督府裁判所として引繼がれた。

その後一九一二年（明治四十五年）裁判所の組織を地方法院、覆審法院及高等法院の三審三階級制に改め、必要の地に地方法院支廳を設置するものとせられ一九一四年（大正三年）地方法院出張所を各地に設置し、專ら登記及公証事務を取扱う機關とせられた。

總督府官制公布当時の所屬官署の組織の大要は左の通であつた。

中樞院

取調局

慈惠醫院

各道
- 長官官房
- 內務部
  - 府
  - 郡
  - 面
- 財務部

警務總監部
- 警務部（各道）
  - 警察署の職務を行ふ憲兵分隊
  - 警察署
- 直轄警察署及警察分署（京城府）

高等法院檢事局
- 控訴院檢事局
- 地方裁判所檢事局
- 檢事

裁判所
- 高等法院
  - 控訴院
  - 地方裁判所
    - 地方裁判所檢事局
    - 檢事
    - 區裁判所

監獄
- 監獄分監

鐵道局（庶務課、監理課、營業課、運轉課、工務課、經理課、建設課）
- 航路標識管理所
- 觀測所
  - 測候所
- 郵便爲替貯金管理所
- 郵便局
  - 郵便所

通信局（庶務課、業務課、計理課、工務課、電氣課）

臨時土地調査局（庶務課、調査課、測量課）
- 臨時土地調査局出張所

稅關（庶務課、稅務課、監視課、檢査課、海務課）
- 稅關支署
  - 稅關出張所
  - 釜山稅關移出檢疫所
- 稅關監視署

專賣局（庶務課、蔘政課、鹽務課）
- 專賣局出張所

印刷局（庶務課、事業課）

營林廠（庶務課、會計課）
- 營林廠支署

醫院
- 附屬醫學講習

平壌鉱業所
勧業模範場―農林学校
　　　　―勧業模範場支場―同出張所
土木会議
工業傳習所
中学校
成均館
法学校
官立師範学校、高学校、外國語学校、実業学校、高等女学校、各直轄普通学校

以上の朝鮮総督府及所属官署に勤務した職員の員数を一九一一年（明治四十四年）三月末日現在にて集計すると勅任四二、奏任九九六、判任五、五九五、待遇官吏、嘱託及雇員八、四八〇、計一五、一一三人であつた

（三）文化的施政制度の整備確立

朝鮮総督府が設置せらるるや、各官憲は各その職制の下に熱情を傾注して、朝鮮の國土開発と民衆の福利増進に努力したのであつたが、時勢の進運に伴い施政の諸制にも革新を要するものがあつた。

偶々一九一九年（大正八年）三月朝鮮内各地に民族自決朝鮮独立を提唱する騒擾が勃発し、これが鎮静した後同年八月に総督府官制以下諸制の改正が行われた。

この官制改正に際しては、これに関する詔書が渙発せられて、朝鮮統治の目標は、内鮮一視同仁、益々朝鮮民衆を誘掖して結局内地人と同一地位に立たしめ、永く休明の澤を享けしむることに在り、施政の具体的施策に付ては時に應じ宜を制し、文化政治の制を施行すべき旨が宣明せられたのであるが、朝鮮総督府官制等に現われた改善項目は左の通りであつた。

イ、朝鮮総督には従前陸海軍大将を以て充て、朝鮮に於ける陸海軍を統率するの権を委任してあつた制を廃止して朝鮮総督には陸海軍大将以下一般文官をも任用し得る如く其の任用範囲を拡張する

ロ、朝鮮内の安寧秩序保持のため所管の警察力を以て充分ならずと認めたときは、朝鮮総督は朝鮮内に在る陸海軍司令官に其の兵力の使用を請求することを得る

ハ、従来一時の変体的制度として、地方行政機関の外に持立し、警務総監部及道警務部の系統的組織に依り憲兵を首脳者として運用し来つた警察制を廃止して、地方長官に警察権を行使せしむる。

ニ、従来一般文官は教員等迄制服帯剣を著用して居たが、税関吏、監獄吏等の如き特殊の官吏を除き一般文官の服制を廃止する。

ホ、朝鮮人の任用及待遇を改善する

ヘ、将来の地方自治制施行を目途として民意の暢達を実現する

右の改正事項に則應して、総督府内の補助機関の分掌を改めて、内務局、財務局、殖産局、法務局、学務局（従前内務部に附属した局を総督直属に昇格す）及警務局の六局とし、別に庶務、土木及鉄道の三部制とせられた。

所属官署に就ては、警察權行使の主体変更に依り、従前の警察官署官制を廃止し、地方官官制を改正して、各道に第三部（後に警察部）を置き、道事務官を部長とし、警察署の配置を各府郡島に普及せしめ、これと同時に新進書記官を養成し、素質を改善するため新たに警察官講習所官制が公布せられた。

朝鮮総督府及所属官署の組織は、この一九一九年（大正八年）の官制改正に依り、最近迄の施政機構の基底としての性格を具備したが、爾後教育及文化施設の充実、國土の利用、産業の開発助長、民意の暢達、衛生及福利施設の整備等総督府施政の具体的施策達成のため、並に時運の進展と共に交通通信諸機関の拡充、財務、司法諸機関の整備等のため、年を逐うて諸官制の新設拡充職員の充実増員等が行われたが、その間行政財政整理の必要に迫られ、機構の簡素収縮も一再ならず行われた。

これらのことの大要は夫々の項目の下に記述せられてある故、ここには重複を避けて言及しないこととする。

（四）國内體制強化に伴う諸制度の展轉

時局は満洲事変より支那事変、太平洋戦争へと推移し、朝鮮も國防國家体制より臨戦体制、交戦体制へとその統治機構の強化、整備の必要に迫られた。

國防國家体制確立の前提として緊要なる資源の綜合的運用企画事務のための機構充実は一九三七年（昭和十二年）総督府内に資源課の設置として着手されたが、一九三九年（昭和十四年）総動員計画の樹立、國土計画の調査、物資需給調整等を主要任務として企画部が設置せられた。

然るに時局事務の愈々複雑多岐となるに従い、総督府機構も部局を統合して施策に綜合性あらしむることを緊要とするに至つたので、一九四二年（昭和十七年）末総督府内に、企画事務、國民総力運動、監察事務等を綜合所管するものとして総務局を設置し、企画部及一九四一年（昭和十六年）設置に係る厚生局を廃止せられた。

この改編後の総督府機構は総務局、司政局（大体従前の内務局及外事事務を所管す）財務局、殖産局、農林局、法務局、学務局及警務局の八局並に官房三課であつた。

日本臨戦体制の確立上朝鮮の具有する人的及物的資源乃至交通輸送の観点よりする地理的地位の重要性は、日本全國の注目を惹くに至り、朝鮮もその歴代総督の施政に依り培養せられた潜在的資質を最高度に振起し、國家の期待に沿うべき秋となつた次第であるが、これがため一方人的方面に在つては、教育施設を更に普及充実し訓練を刷新し、志願兵制より徴兵制へと進展するの準備体制を整え、又朝鮮人労務者の鮮内及内地への動員、訓練、勤労管理及援護に遺憾なきを期すると共に、他方物的方面に在つては、米穀その他食用農産物の増産に依り日本食糧の需給に寄與し又朝鮮の保有する豊富なる電力及地下資源を開発し、工場生産を増強し、國家戦力の発揚に貢献するの観点に於て下記の通り、多数師範学校及専門学校の新設、京城帝國大学の拡充、青年訓練施設の普及整備、軍務予備訓練所の設置職業紹介機関の國営、各道に産業部、食糧部の設置、総督府工務官の道駐在、府郡島第一線行政機関の職員の増員等一連の行政機構の飛躍的充実と中央機関の権限を可及的地方に委譲する等の措置が採られ、交通、通信方面に在つても業務進展に即應して朝鮮の任務達成に遺憾なからしむるための機構強化が行われた。

太平洋戦争の決戦的段階に入るや、更に強力簡素なる行政機構の下に、軍需物資を飛躍的に増産し、海陸輸送を一

貫的に強行し、戰時行政を地方に滲透せしむる觀点に於て一九四三年（昭和十八年）十二月左の通りの總督府及所屬官署に亘つて劃期的な官制改正が行われた。

イ、總督府に於ては總務局及司政局を廢止し、殖産局及農林局の事務を夫々鑛工局（軍需物資增産に必要なる物資動員計画、電力、木材、道路、労務等の事務の一元的処理のため）及農商局（食糧確保を中心として國民生活関係の事務の一元的処理のため）に分屬せしむ

ロ、所屬官署の專賣局の機構を縮少して、總督府財務局に於て直接事務を統轄す

ハ、總督府の土木事務の一部を道に移管す

ニ、道に於ては産業部及食糧部を鑛工部及農商部に改組す

ホ、税制の整備確立に伴い一九三四年（昭和九年）に特設せられた税務監督局を廢止して、各地の税務署は直接道知事の管轄下に置き、道財務部を復活して國税及地方税事務並に時局下の会社経理事務を所管せしむ

ヘ、營林署を道知事の管下に移す

ト、職業紹介事務を府郡に統合す

チ、邑面に國の官吏を配置す

リ、朝鮮總督府鉄道局、遞信局及税関の官制に亘つて根本的な改正を加う

此の三官制の改正に付ては、少しく其の経緯に付説明を加えることとする。

韓國併合の際に於ては、外國人の既得権を尊重するの趣旨に於て、韓國の関税は十年間これを据置くことが声明せられ、從つて関税は外國貿易に対するの外対内地貿易にも課せられた。一九二〇年（大正九年）対外國貿易に就ては朝鮮は日本の関税法施行区域となり、又内地側は同時に朝鮮よりの移入品に対する課税を廢止したが、朝鮮側に於ては文化政治に伴う、施設の拡充に必要な経費膨脹のため重要財源であつた内地よりの移入品に対する移入税を直には廢止し難く、財政上の余裕を見て漸次軽減し、漸く一九四一年（昭和十六年）四月にはこれを全廢することを得た。然し内鮮間内國消費税率の差等に基く税額負担調整のため朝鮮より内地に移出せらるる物品に課する出港税は廢止することを得ず、これと共に朝鮮から内地に移出する植物検査事務等の必要もあり、税関は依然これらの課税、検査及取締事務を施行するが、このため開港の外対内地交通諸港を指定してその取締事務の執行のために対内地交通の円滑を阻滞せしめざらんことを努め來つた。

他方税関は満洲との間の陸接國際列車の運轉に対し輸出入貨物の関税取締、貿易統制及爲替管理違反事件等の取締を要するのであるが、日本國防國家体制を強化し満洲、北支との間に自給圏経済を拡大するに伴い陸接國境を経由する外國貿易及朝鮮を中継とする内地の外國との貿易は飛躍的に增加し、殊に満洲及北支と日本との直接海上輸送が海上の危険を避け及船腹逼迫を緩和するの趣意に於て朝鮮鉄道に轉嫁せらるるや、朝鮮の交通輸送の効率を昂上することは國策中の重要項目となつた。

ここに於て朝鮮内の満洲陸接國境地点及対内地港湾に於ける連絡輸送を最も円滑にし且効率的ならしむるためには税関機構はこれを交通輸送の担当機関と統合することが得策であると判定せられた結果、税関官制はこれを廢止関税法系統事務の統轄は總督府財務局に於て取締り、その他一切の事務を鉄道局に移管したのであるが、一方これと同時

に海陸輸送の一貫強行を具現するため従前の朝鮮総督府鉄道局を中心として、これに逓信官署の海事行政を担当する部門及航空の部門並に朝鮮総督府司政局の港湾土木を担当する部門を統合して、朝鮮総督府交通局官制を制定し、地方交通機構に付てもこれを強化することとなつた次第である。当時の輸送量は一九三六年（昭和十一年）当時の輸送量の四・五倍に及ばんとする趨勢であつた。

その後大平洋戦争の戦局愈々急迫するや、官の施策を更に重点的能率的に運営し、行政に機動的活力あらしむることが切実となつたので、総督府部内の官吏はその身分、所属廳の如何を問わず、最も必要とせらるる部門に配属し得るよう、民政官制度を設け、中央官廳より地方官廳へと機働的に配置し、以て末端機構の充実に依る行政力の民衆への滲透が図られた

第三節　朝鮮総督と中央國家機關との關係

（一）朝鮮総督府の事務に對する中央政府所管機構の變遷

一九一〇年（明治四十三年）六月韓國に対する保護政治の確立に伴い、事務所管機構として内閣総理大臣直属の拓殖局が設置せられ、爾後朝鮮総督府の設置の際に於ても依然拓殖局が所管したが、一九一三年（大正二年）行政整理に依り同局が廃止せらるるや、内務省地方局拓殖課に移管せられ一九一七年（大正六年）内閣直属の拓殖局が復活し再びその所管となつた。

処が内閣総理大臣は事務繁激で到底朝鮮の外台湾、樺太、関東州及南洋群島の統治に関する中央機関としての統理事務には專念し難く、又拓殖局としては其の組織が小さく漸次廣汎多岐に及ばんとする統理事務には適合しない事情があり、他方外地の利益を中央に代表すべき專任大臣の設置を適当とする狀況となつたので、一九二九年（昭和四年）六月拓務省官制の公布を見、同官制第一條に「拓務大臣は朝鮮総督府、台湾総督府、樺太廳及南洋廳に関する事務を統理し東洋拓殖株式会社の業務を監督す」と規定せられた。拓務省内の事務の機構としては外地行政事務の統理のため管理局及殖産局の二局の設置を見たが、朝鮮施政の重要性に鑑み他地域と区別して朝鮮部が特設せられた。

大平洋戦争に依り日本帝國の施政区域が南方海域を含め大東亜各地に拡大するに及ぶや、國政の運用を従來の如く内地、外地と区別し更に大東亜地域と謂うが如き三階に分つことは適当でなく、又内地同胞と外地同胞とは渾然融合し、内外地は鞏固なる一体として國運進展の中核となるべき性質のものであり、傍國内体制整備の必要に依る内外地行政一元化の趣旨に基き、一九四二年（昭和十七年）九月大東亜省の設置並に拓務省の廃止が決行せられ、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太廳に関する事務の統理はこれを内務大臣とすることに官制の改正が決された。内務省では管理局を設置して外地の統理事務を所管することになつた。

（二）中央國家機關と朝鮮總督との關係

イ、内閣総理大臣及各省大臣の朝鮮総督に対する監督権の有無

一、朝鮮総督は現行官制下に於ては天皇に直隷し内閣総理大臣又は各省大臣より一般的の指揮監督を受くるものでないことは、政府部内及枢密院に於て一致した公的解釈である。

一九一九年（大正八年）以前の総督官制に於ては「朝鮮総督は天皇に直隷する」旨の規定を存し、何れの大臣の監督をも承くるものでないことは、自明の事であつたが、一九一九年（大正八年）の官制改正に依り「天皇に直隷する」旨の規定が削除せられたので議論の種となつた。然し法令上朝鮮総督に対する監督権に付特別の根拠規定の無い限りは朝鮮総督は事実上天皇に直隷するものと解するの外なく、この点一九一九年（大正八年）の官制改正に際する政府の解釈も同様であつたと謂うことである。

処が一方拓務省官制には「拓務大臣は朝鮮総督府の事務を統理する」旨の規定を存したので、この規定を以て拓務大臣が他の外地同様朝鮮にも監督権を及ぼし得るとの見方が無いではなかつたが、他の外地に就ては拓務省設置の際夫々の外地官制中に拓務大臣の監督権の存することに付根拠規定を設けたので、この規定の挿入を見なかつた朝鮮に対し、同一に律することは出来ないと共に、総督府官制中に朝鮮総督が天皇に直隷する旨の規定が存した一九一三年（大正二年）の内務省官制中には「内務大臣は朝鮮に関する事務を統理する」旨の規定が存し、結局統理とは事務の全般に付概括的に所管するの意味で、監督権を含むものでないと解することが正しい理論であると考えられる。

二、内外地行政一元化の見地より発布せられた昭和十七年勅令第七二九号（朝鮮総督及台湾総督の監督等に関する件）（一九四二年）に依り、同年十一月一日以降は、内閣総理大臣及各省大臣は、各主管事務に付限定された事項に付監督権を附与せられ必要な限度に於て指示権を認められたが、内務大臣は総督府の事務の統理上必要な限度に於て指示権を附与せられた。

思うに外地行政究極の目的は、内外地同化し、統治の形式も外地の特殊機関を解消し、内地同様各省大臣をして直接之を担当せしむることに在るが、外地民度の状況は外地長官に施政上の綜合的機能を附与するの已むを得ざるものがあると共に、内外地を通ずる行政に就ての状況は、内地各省は内地本位に、外地当局は外地の特殊性を強調し、結局朝鮮総督は官制上天皇に直隷しある機関であるから、内外地に亘り一元的施策を強行する場合には、支障のあることがある次第であつて、この事態に鑑み一九四二年（昭和十七年）内外地行政一元化の勅令の発布を見たこれと同時に朝鮮総督府官制第三條、第六條、第七條に於て総督の上奏に付「内閣総理大臣を経て」の規定を「内務大臣に由り内閣総理大臣を経て」と改められた。

然しこの勅令の発布があつた後に於ても、朝鮮総督は、台湾総督其の他の外地長官とは異つて、内務大臣より一般的の指揮監督を受くるものではない。只朝鮮総督府に関する事務の統理上必要なる内務大臣の指示を受けたときは充分指示の内容を検討し、能う限りは自己の行政運営上に指示の趣旨を具現するように考慮と努力を要するに至つたもので、勿論指示の内容をその儘に為し又は為すべからざる義務を負うものではない。

内外地行政一元化の見地より必要と認められた事項（勅令に列挙規定せられた事項は統計、貨幣、銀行、関税、大学高等学校及専門学校並に之に準ずる各種学校に於ける教育、米麦其の他の主要食糧農産物、海洋漁業、度量衡及計量、重要鉱工業、氣象、鉄道、海運、航空、郵便及電氣通信、交易、外國為替管理に関する事務である）に付ては主務の夫々の大臣が朝鮮総督を監督し、監督上必要なる限度に於ては指示権を行使することとなつたが、この指示権の行使の程度を以て必要にして且充分なる限界とせられ、朝鮮総督の個々の処分に付強く立入つて指揮する

等の權能は各大臣には附與せられなかつた。只內閣總理大臣及各省大臣の指示は監督權を前提とするものであるから朝鮮總督は指示の內容に從つて行爲を爲し又は爲さざるべき職務上の義務を負うこととなつた。

ロ　帝國議會と朝鮮總督との關係

一、帝國議會の立法權と朝鮮總督の制令權との關係

一、古來特殊の事情とこれに基く法令を有した朝鮮に對してはその立法制度に於ても內地同樣の制を採ることは困難であつたので、明治四十三年八月緊急勅令第三二四号を以て「朝鮮に施行すべき法令に關する件」（一九一〇年）を定められたが、後一九一一年（明治四十四年）三月緊急勅令は廢止せられ、帝國議會は法律第三十号を以て朝鮮總督に所謂委任立法即ち朝鮮總督は其の命令を以て法律を要する事項を規定し得るの便法を認められた。

この法律に依り、總督は行政部門の大部分に付廣範なる立法權が附與せられたものである。この總督の命令を制令と称し、法律勅令に違背することが出來ない。又之が制定には予め內閣總理大臣を經て勅裁を請うことを要する帝國議會は內外地共通に適用せらるる法律を制定し、又朝鮮にのみ施行することを目的とする法律を自ら制定することのあるのは勿論であるが、その他の法律は朝鮮には當然には適用を見ない、法律の全部又は一部を施行するの必要ある場合は勅令を以て定むることにせられた。

二、帝國議會の予算協賛權と朝鮮との關係

朝鮮總督府及その所管事業及資金關係の予算は特別会計として編成し、政府は每年總予算と共に議會に提出し、議會の協賛を經るを要し、決算の審査に付ても同樣である。從つて中央政府に由る間接の關係に於て朝鮮總督府は議會の議事に依り其の施政に影響を蒙るものであるが、朝鮮總督は固より議會に於て議員よりの質疑應答に當面することは無かつた。

ハ　司法機關と朝鮮總督との關係

一、朝鮮の司法機關は內地の司法機關とは別個独立の系統的機關であつて、只司法事務の共助に付てのみ內地及外地と対等關係に於て連絡を有する。

朝鮮總督府裁判所は內地の大審院に相當する高等法院、控訴院に相當する覆審法院、地方裁判所及区裁判所に相當する地方法院及同支廳の三級制三審制を採り、司法行政は司法省の所管に屬せず朝鮮總督に直屬する。

二、裁判所の構成、裁判官の任用資格身分保障等は內地に於ては法律を以て定めらるるも、朝鮮に於ては朝鮮總督の命令たる制令に依り定めらる。

第四節　朝鮮人の行政參與並に政治參與

（一）朝鮮人の官吏登用及待遇改善

韓國併合に際し朝鮮人を政府官吏に登用するに就ては特にその任用制度に意を拂われた。卽ち、一、日本の官吏任用令をその儘朝鮮に適用するときは、旧韓國政府の高等官判任官等何れも無資格者となるので、朝鮮人の官吏特別任用令を發して、朝鮮人を朝鮮總督府及所屬官署の文官に任用することを得せしめた。二、道長官道參與官及郡守並に判檢事の特別任用の勅令を發して併合當時十三道の道長官の中六人は韓國政府の觀察使を任命し、府尹には日本人を

任用したが、全鮮の郡守は全員を朝鮮人を以て充てた。三、一九二一年（大正十年）には奏任官たる監察官及民情視察事務官を置き朝鮮人より特別任用しその後一九二四年（大正十三年）には道事務官も特別任用とした。

朝鮮人官吏の待遇に関しては、併合の際は日本人官吏は内地より優秀なる者を招聘し、その生活事情にも相違がある等の事情もあつたので、朝鮮人官吏は日本人官吏とは待遇に差等のある制度とせられた。

その後朝鮮人文官の智識技能の進歩と生活程度の向上に伴つて漸進的に一九一三年（大正二年）及一八年（七年）に俸給、恩給、退隠料、遺族扶助金等に付ての改正を見たが、一九一九年（大正八年）の官制改正に際しては、内鮮人の差別待遇撤廃の趣旨により、それ迄施行して来た朝鮮人たる文官の分限及給與に関する規程を廃止し、内地人官吏と共に同一の官等俸給令の適用を受けしむることとなつた。

朝鮮人たる判検事の職務権限に就ては、併合当時裁判所令中に規定を設けて特別の任用資格を設けたことに伴い、民事に在つては原告被告共朝鮮人たる場合、刑事に在つては被告人が朝鮮人たる場合に限りその職権を行はしむることに限定せられたが、一九二〇年（大正九年）以降職権上の限定を廃止し朝鮮人判検事は内地人又は外國人関係の事件をも審理し得ることとなつた。

一九二四年（大正十三年）には総督府学務局長に朝鮮人を登用し、又普通学校長に多数の朝鮮人訓導を任用する等朝鮮人官吏の資質の向上に伴ひ漸を追うて内鮮人官吏の登用及職権行使に付ての差別は撤廃せられたのであるが、一九四四年（昭和十九年）四月頃に於ける朝鮮人官吏の主要な地位に於ける登用状況は左の通りである。

イ、総督府学務局長一人、総督府官房課長一人、総督府各局の課長三人

ロ、道知事五人、道内務部長一人、道鉱工部長七人、道農商部長六人、道財務部長五人

ハ、警察幹部級には従前より配置を稀としたが道警察部長一人、道警察部課長八人、警察署長六人

ニ、判事六一人、検事二六人

ホ、郡守は殆んど全員

ヘ、邑面長にして奏任官の待遇を受くるものは一九二三年（大正十二年）これを五十人とするの制が開かれたが、一九四四年（昭和十九年）に至り邑面長二、三二四人中邑長一二三人は全員、人口一万以上の面の面長と特殊の閲歴を有する面長、多年其の職に在りたる面長等は員数に制限なく奏任待遇とすることとなつた。

因に一九四四年（昭和十九年）現在に於て邑面長中初等学校卒業又はそれ以下の学歴の者は一、八〇〇人であるから員数に制限のない奏任待遇の制が朝鮮人の優遇であることは明白である。

以上の外朝鮮人学校卒業者に付ては一九四三及四四年（昭和十八、十九年）の文官高等試験の合格者、一般専門学校以上の学校卒業者に付ては、内鮮の学校を問わず内鮮各地に就職を斡旋し多大の好成績を収め、又文官を退官した朝鮮人に就ても特殊会社の役員として漸次重要位置に登用を見るに至つた。

官吏の給與に就ては内地人には朝鮮、台湾、満洲、樺太及南洋群島在勤文官としての加俸制があり、（会社、團体等も之に倣う事例が多かつた）本來は対内地在勤文官に対しての待遇で朝鮮人文官に対する差別たるの意味は無かつたのであるが、現実に於ては朝鮮人の生活程度の向上に依り在鮮内鮮人の生活事情が接近したので、朝鮮人は之を差別待遇と考えるようになつた。そこで一九四四年（昭和十九年）四月一日以降朝鮮人の高等官及同待遇者の全員並

に判任官及同待遇者で責任の地位に在る者、國民学校長、邑面長等に対し内地人同様の加俸を給し、会社及團体も之に倣つたが、一九四五年（昭和二十年）四月以降は判任及同待遇者全部にも支給せらるることになつたので、内鮮人間の給與の差等は解消した。

（二）朝鮮人の朝鮮内の行政參與

朝鮮人の民意暢達に就ては、韓國併合前韓國政府は中枢府なる組織があつたが、別にその職責なく無所属の文武高官を待つ所たるに過ぎなかつた。

併合の際朝鮮総督府中枢院官制を発布して、正式に朝鮮施政に付ての朝鮮総督の諮問機関たらしめ、その議長は政務総監を以てこれに充てたが副議長、顧問、賛議及副賛議には悉く朝鮮人のみを以て任じ朝鮮人中の有識達能の士を集むることとした。

地方行政に付ては諮問機関としては各道に一人宛の朝鮮人参與官を置き又名誉職たる参事を各道三人、各府郡二人の定員とし、朝鮮人をこれに任じた。

中枢院の活用に就ては一九一九年（大正八年）以降特に意を拂われ、朝鮮の慣習、風俗及文化並に民風作興に関係ある事項は努めて諮問せられ、一九二一年（大正十年）以降は参議の任期を定めて、廣く各地方有識の士を挙げて朝鮮各般施政に付意見の開陳を爲さしむることになつた。

一九三三年（昭和八年）には各参議は中枢院内に施政研究会の組織を設け、経済、産業、学藝、社会及制度の五部門に委員を分ち、常時の研究調査を積極化し、中枢院の存在を意義あらしむる活動が開始せられた。

道参與官制に就ては、道知事の諮問に應じ又は臨時命を承けて道の事務に服するの制で、常時一定の事務を担任するものではなかつたので、その後之が活用に付朝鮮総督府に道参與官会議を開催して、上意下達、下意上通に資する所があつたが、寧ろ直接行政事務を掌理せしむることが能率的であることに顧み、道の産業部設置に伴い産業部長の職責を併せ遂行せしむることゝなつた。

（三）朝鮮人の國政參與

併合後歴代の当局者が内鮮一体を目途として、物心両面に亘る適切なる施策に努力を傾注した結果として、学校教育の普及青年の訓練國語の日用化、風俗習慣の改善等併合当時とは面目を一新し、制度に於ては漸次内地の法律を施行する方針の下に、國家総動員法其の他重要法律も朝鮮に施行せられ、國税制度も実質的に内地と大差なく、地方自治制も漸次その形態を整うに至つたが、又産業経済の方面に於ても併合以降巨額の内地資本の投入に依つて農地の改良、國土の開発、交通通信の発達電力及各種鉱工業の勃興等に依つて朝鮮の民度は飛躍的に向上した。

時局が満洲事変より、支那事変を経て太平洋戦争の段階に移るや、朝鮮上下を通ずる民心も各時局の段階毎に日本の國民的團結並に軍備及経済力の基礎に対しての認識を深め、朝鮮人智識層も廣域経済圏下の世界競走裡に於ける小國独立の困難と日本施政の倫理性に改めて目覚めて、朝鮮の前途は日本の統治下に内鮮の差別を撤廃して平等の待遇を附與せらるるが、進むべき幸福の途なりと判断し、殊には徴兵制の実施に依り子弟を戦線に送りつつあつた多数の家庭を通じて一般人は日本との運命共同感に徹し、大平洋戦完遂のため食糧増産、地下資源開発勤労動員、食糧供出等努力を傾注し來つた。

この狀況下に於て朝鮮人の處置を改善し、朝鮮人中より帝國議會に議員を送り國政に參與せしむることは、內鮮一體の究極的目標に更に一步を進め朝鮮施政に有終の美を與うる所以の途と考えられた。

乃ち既に內地在住の朝鮮人にして衆議院議員に當選したる者もあつたし、古くは朴泳孝、近くは一九四三年（昭和十八年）に李軫鎬が貴族院勅任議員に任命せらるる等のこともあつたが、制度として貴族院に朝鮮より議員を選出するの規定は無かつたので、朝鮮及台湾在住同胞政治處遇調査会の答申の趣旨に基き一九四五年（昭和二十年）四月一日貴族院令が改正せられて、朝鮮よりは任期七年の勅任議員七人を貴族院に選出することの制度が拓かれ直に朝鮮人七人の議員が任命せられた。

衆議院議員に就ても、同調査会は朝鮮に衆議院議員選挙法を施行し、滿一年以上直接國稅十五円以上を納むる者を選挙權者とする直接制限選挙の方法に依り、朝鮮各道毎の選挙区より二十三人の議員を、次の總選挙のときより選出すべきものなりとの意見の答申を一九四五年（昭和二十年）三月內閣總理大臣宛提出したが、之に基き法案の議会提出の準備も政府內に於ては完了した狀況に在つた。

尙朝鮮人の社会生活上の所遇改善に就ても、內地、朝鮮其の他の外地に於ける內地人との間の差別を解消するの意図の下に、一、一般內地人側に於て朝鮮同胞を包攝して完全なる日本臣民として融合同化することが、朝鮮統治究極の目的なることを各層に認識を深むるの指導を行うこと。二、朝鮮人の內地渡航の制限其の他の事項に付警察官署の措置に內鮮人間差別感なからしむるよう取扱を改善すること。三、朝鮮人学徒の進学指導、卒業生の就職斡旋。四、朝鮮人の登用及待遇改善。五、朝鮮人労務者の勤労管理及援護の刷新。六、內地に定住する朝鮮人に対し希望に依りては內地に移籍することを認め、以て內地人、朝鮮人の区別を生む戸籍上の差異の解消をなすこと等の劃期的な一連の施策が一九四四年（昭和十九年）十二月閣議決定を經、これが具体化に付研究準備せらるる所があつた。

第五節　地方自治政度の育成

韓國に於ては地方自治体を認めず、地方行政の費用及公共事務の費用は一切各道、府郡、面に至る迄國庫よりその支出を仰ぐこととせられ、國庫の支弁を受くることの出來ない公費に付ては郡守面長等が從前の慣例として地稅附加稅及戸稅附加稅の實質を有する雜稅を徵收したが、これにも相当の弊害を認められて徵稅權を漸次中央政府に回收せられ、結局公費支弁の團体も成立するの余地が無かつた。

併合当時に於ては地方行政区域八十三道の下に十二府、三百十七郡あり、府の下にも面があつたが、面は郡の下にのみ置き四千三百二十二面として旧制が踏襲せられた。

（一）府制及面制の施行

地方行政機関として、道府郡、面の外に、併合当時は市街地には居留地制度があつて、日本居留民團、各國居留地會及支那專管居留地に対する支那領事館の公共事務処理又日本居留民團所在地外との各地には居留日本人の教育事務を取扱う学校組合がある等、極めて錯綜した事態に在つた。

しかし他方朝鮮人自体の一般公共的事務を処理する機関としては、何等の施設が無かつたので一九一四年（大正三年）府制及改正学校組合令を施行して、各國居留地制度及民團制度を撤廢し、その事務を府に承継せしめ又從來居留

民團の處理した、日本人教育事務はこれを学校組合に引継がしめられた。

府制は朝鮮に於ける主要都市の現狀に適應する特殊の制度として、法人格を有する團体とし、その経済を以て内鮮外人を通ずる同一制度下に住民の福利増進の施設を経営せしむるものとせられた。

一九一〇年（明治四十三年）朝鮮総督府設置の当時に於ては、面は僅かに國税徴收及民籍の如き一部事務を取扱つたに過ぎない狀況であつたので、地方官官制中に、面長に関する規定を設け、面職員の資質向上、事務執行の刷新整理等を図り、又土木、勧業、衛生等の助長施設に及ばんとした。然し面の財力が薄弱で公共事務処理に適しなかつたので、一九一四年（大正三年）面の廃合に依る財政の整理が行われ一九一七年（大正六年）民度の向上に鑑み、面制を施行し面の公共團体たる性格が定められた。

（二）地方團體の制度整備

前述の如く地方公共事務処理の爲府制及面制が施行せられたが、これとは別に教育事務のために内地人側に学校組合、朝鮮人側に公立普通学校費なる制度があり、その他水利灌漑事務のために水利組合があつた。この内稍自治体の態様を備えたのは学校組合及水利組合のみで、その他の團体には民意を参酌するの機関を備えず、僅かに府には協議会、総督の指定した少数の面には、相談役があり、道、府、郡島には夫々名誉職の参事があつて、夫々の諮問機関たるの機能を有したのが、協議会員又は相談役乃至参事はその員数も少く政府の任命に係つた者であるから、民意暢達の機関としては充分とは謂えなかつた。

仍つて一九二〇年（大正九年）地方制度に左の通りの改正を加え、民衆をして将来の地方自治の運用に備えて公共事務の処理に習熟せしむることになつた。

イ、府制及面制

府の諮問機関たる府協議会の組織に変更を加え、従来総て官が任命した協議会員は選挙せらるることになつた。これと同時に面相談役を廃し、面の財政その他重要事項に関する諮問機関として面協議会が設置せられたが、その協議会員を選挙するに付ては従来朝鮮人の経験しない選挙方法を、一律に他方面に及ぼす弊害及混乱を虞れて、指定面にのみ民選となし、その他の面の協議会員は地方有志の意見を参酌して、適宜郡守島司をして任命せしむることにせられた。

ロ、学校費令

朝鮮人の初等教育に関しては一九一一年（明治四十四年）公立普通学校費用令を公布して教育の施設経営を爲さしめられたが、教育の普及充実の要望に應え財源を相当人民の負担に求むる必要を生じたので、新に朝鮮学費校令が公布せられた。これに依り学校費は凡て府郡島に於ける朝鮮人の一般教育事務を処理することとなり、学校費として賦課金夫役現品の賦課使用料の徴收並に起債を爲し得ることとなつたが、諮問機関として学校評議会を置き、評議会員は府に在つては府住民中より之を選挙郡島に在りては面協議会員の選挙した候補者中に就き郡守島司が之を任命するの方法が採られた。

ハ道地方費令

一九一一年（明治四十四年）地方費法の公布に依り、漢城府及各道観察使は地方費を以て、土木廳舎の建築及修

緒、衞生、慈善、勸業、教育に関する経費を支弁することを得たが、その財源としては僅少の地稅附加稅、屠場稅市場稅及雜收入に限定せられて居た。

新たに道地方費令を公布して、地方に適切なる稅源を求め得るの途を開き、使用料、手数料の徵收、起債能力、継続費設定及社会事業の経営を認め、吏員の身分に関する規定を設けてその待遇の改善を図り、地方費予算等の諮問機関として道評議会を設置し、その評議会員は府面協議会員の選挙に係る候補者及学識名望ある者の中より道知事に於て之を任命するの方法が採られた。

（三）一九三〇年昭和五年に於ける自治能力の擴充

一九二〇年（大正九年）に於ける地方制度の改正後一般民衆の地方行政に対する理解並に制度運用の成績が概ね良好であつたので、地方制度に更に一段の改正を加え、一層民意の暢達を図るがため一九三〇年（昭和五年）道制を制定して一九三三年（昭和八年）よりこれを施行し、その他左の通り改正を見て一九三一年（昭和六年）より施行せられたが、その運用は極めて良好である。

イ、府

従前府の諮問機関であつた府協議会を議決機関たる府会となし、府に関する重要事項の議決を然さしむることとせる外、従來府を区域として設置した学校組合及学校費を廃止して、これを府に統合し、只その経済は分別するの必要があるので、夫々第一部特別経済及第二部特別経済とし府会議員中の内地人及朝鮮人を以て各教育部会を組織せしめ、（そのため内地人議員、朝鮮人議員別に議員選挙に夫々最小員数を確保する制を設けた）尙議決機関の議長には府尹を以て充てたが、府会及教育部会に副議長を置き議員中より選出することとせられた。

ロ、面制

邑面制に改めたが、従來の指定面を邑とし、その諮問機関たる面協議会を邑会に改め、これを議決機関とし、普通の面の協議会員に付ても従前の郡守島司の任命制を改めて選挙制とせられた。

ハ、学校費

郡島学校評議会を任命した方法を廃して、朝鮮人たる邑会議員及面協議会員をして選挙せしむることとせられた。

ニ、道制

道地方費に代るべき道制を定め、道評議会を道会と改め、議決機関となし議員の定数を増加し、内三分の一を道知事に任命し、その他の議員は府邑会議員及面協議会員をして間接選挙せしむることとせられた。

道会の議長には道知事が当つたが議員中より副議長を選出せしめられた。

（四）内地の地方團體との自治能力の相違

以上の制度改正を経過して今日に至つた朝鮮の地方自治團体を、内地府縣等に比較すると、左の通の相違を存して居るが、民情の向上並に税制及財政の確立等に伴い、殊には朝鮮人の國政参與制の拡充に関連し可及的速かに自治能力拡充を実現する必要に迫られていた。

イ、道と府縣

一、議決機関たる道会の議員選挙は府縣会に於けるが如き所謂直接選挙に依らず間接選挙及任命である。
二、道には副議決機関たる参事会の制度がない。
三、道会は議案の発案権を有しない
四、総督は道に対し強制予算権を有する

ロ、府邑面と市町村

一、面に於ける面協議会は諮問機関である
二、府会邑会面協議会何れも議案の発案権を有しない
三、府には副議決機関たる参事会の制度がない
四、府会議員邑会議員及面協議会員の選挙は納税資格に依る制限選挙である
五、理事機関は官吏又は待遇官吏たる府尹邑面長である
六、邑面は教育に関する事務に付権能なく別に夫々学校組合学校費なる團体を設け府に在つては夫々の特別経済を以て教育経費を分別負担する

（五）地方團體の事業の概要とその歳計

イ、道

事業を大別するときは土木勧業、授産、教育、衞生　救恤竝に凶害救済、社会救済、奨学事業の項目に分つことが出來るが、（府郡島臨時恩賜金事業も一九一七年（大正六年）より道費に編入した）その費用の負担の経理の方法等内地の府縣制に依る府縣費と略似て居る、但し内地の府郡警察費の如きは朝鮮に於ては國庫負担にして道費支弁に属しない。

道の歳計は一九一〇年（明治四十三年）度に於ては、十三道を通じ僅二百三十万円に過ぎなかつたが、一九四三年（昭和十八年）度予算額は二億五千二百万円余の巨額に達した。

ロ、府

施設の主なものは上水道、下水道、医院、傳染病院、社会事業としての公設市場、共同宿泊所、公設浴場、公益質屋、海水浴場、公設運動場、人事相談所、職業紹介所、簡易食堂、共同洗濯場、府営住宅その他市街地計画事業道路橋梁の改修、除穢、屠場、墓地、火葬場、市場、公園、公会堂、図書館、消防等の施設及救済事業等であるが一部の府に於ては乘合自動車及瓦斯事業をも経営する。

全鮮二十一府の一九四三年（昭和十八年）度の予算総額は一億三千八百万円で内訳は左の通である。

一般経済	一〇二、七七三千円	
第一部特別経済	一二、六四三	
第二部特別経済	二三、二四〇	

八、邑面

施設の主なものは土木方面は道路、橋梁の改修、渡船、勧業方面は模範林、苗圃、採種田畓、市場の設置、衞生方面は屠場、墓地、火葬場、隔離病舍、上水、下水、清掃、消毒、その他消防水防等であるが、特殊のものでは堤

防排水、荷揚場、繫船場、港湾、水道、電氣、行旅病舍、青年訓練所、公会堂、公園、運動場等府の事業と同様のものを経営する。

邑面は一九四三年（昭和十八年）十二月現在邑一二三、面二二〇二にして一九四三年（十八年）度予算は約一億である。

ニ、学校組合

内地人國民学校の経営を普通とするが、都市の特別経済及特殊の組合に於ては高等女学校、実業学校等に併せて経営する。

ホ、学校費

朝鮮人國民学校の経営を普通とし実業補習学校を経営するものもある。

第六節　國民總力運動

（一）國民總力運動の性格

朝鮮に於ける國民運動は、支那事変勃発の当初、内地に於て組織せられた國民精神総動員運動に呼應し、一九三八年（昭和十三年）七月七日國民精神総動員朝鮮聯盟の結成として発足した。其の後一九四〇年（昭和十五年）十月予て一九三二年（昭和七年）以来八ヶ年に亘つて顯著なる功績を残した農山漁村振興運動をも包攝して、國民運動の一元的体制を整え、國民総力朝鮮聯盟と改称し、爾後活潑なる活動を展開した。

発足当時より内地の運動に於ける三目標挙國一致、堅忍持久、盡忠報國に加うるに内鮮一体の具現を眼目として半島同胞の皇國臣民としての錬成を強化し、その精神的團結を鞏固にすることを重要なる目標としたので、内地の大政翼賛会とは多少趣旨を異にし、又運動の方法及機構等に付て特異性を有した。

即ち一、朝鮮聯盟の運動の眼目とする所は、朝鮮同胞に皇國臣民たるの自覚を向上せしめ、道義の確立を期する奉仕的実践運動とし、内地に於けるが如き政治運動たる色彩を包含せざること、二、実践機構はその末端組織に至る迄行政機構と全く表裏一体ならしむること。三、内地に於ては大日本婦人会その他経済、産業、文化等の各種報國團体が部門別に大政翼賛会の傘下の下に運動を展開することを認めたが、朝鮮に於ては各種運動は挙げて國民総力運動に統合して一元的運動体系を整えたこと。四、運動の指導組織も内地に於けるが如く民間のみに委すこるなく軍官民協力するの機構とすること等に異色を有した。

（二）國民總力聯盟の機構

イ、中央組織

京城に朝鮮聯盟を設け、朝鮮総督を総裁に、政務総監を副総裁にし、又全鮮の軍官民の有力者より適任者が委嘱せられて諮問機関を構成した。朝鮮聯盟の事務処理のため事務局を設け事務局総長としては朝鮮人の有力者を充て、総務部、錬成部、経済部、厚生部、宣傳部にも適当なる朝鮮人を多数配置し聯盟の推進力たらしむる配慮がなされた。

聯盟と総督府との間に連絡委員会を設け、政務総監を委員長とし、軍官民有力者二十数人を委員とし、毎月一回

以上会議を開き、聯盟の活動が総督府の施策と形影相伴うが如き具体的運動たると共に、民間よりの盛り上る実践運動に適切なる形体を具うることを眼目として、運動の基本方策を策定し、その決定事項は直に事務局より実践運動として全鮮に展開せしめられた。

ロ、地方組織

地方行政と表裏一体関係に置くため、道に道聯盟を、府郡島に府郡島聯盟を、邑面に邑面聯盟を、町洞里部落に夫々部落聯盟を結成し、各その直上の聯盟に属せしめ、道知事、府尹郡守、島司、邑面長、町総代、区長等が夫々の会長又は理事長に当り、これに夫々地区内に於ける軍官民の有力者が役員として参加した。

ハ、各種聯盟

会社、銀行、工場、鉱山、大商店、その他官公署学校等洩れなく職域に依る聯盟を結成し、何れも所在府邑面聯盟の傘下に於て夫々職域奉公を中心とした実践運動を展開した。

ニ、愛國班

地方聯盟活動の基底組織として内地の隣組に準じ、約十戸又は三十人内外を標準とした班組織を結成し、半島住民全部が班員として包含せられた。

（三）國民總力聯盟の財政

財政はその性質上大部分を國庫補助に俟つの外なく、例えば一九四三年（昭和十八年）度に於ては歳入一四五万円中一〇九万円は國庫補助であつた。

その歳出の主要なるものは事務費五七万円、事業費四九万円、補助費二九万円にして補助費は各道以下地方聯盟に対する補助金で下級第一線聯盟の活潑なる活動の推進が希求せられた。

（四）國民總力運動の概況

前記の如く本運動は総督政治と表裏一体をなし、総督政治が民衆を引張り上げる啓蒙のための行政とすれば、総力運動は民衆の後押しをし遂には民衆が自ら前進してその後押しを必要としない程度に迄至る啓発自興の実践運動たらしむるを本旨とするものであるが、都鄙官官上下一体膨湃たる風潮を朝鮮に展開した。

その運動の項目を摘録すれば左の通りであつた。

イ、道義の昂揚

一視同仁の聖旨の徹底を図り、内鮮相互敬愛の精神を涵養し、感謝、奉仕、勤労、遵法、規律、礼儀、清潔、親切、交通道徳等道義生活の実践項目を提唱し之を日常生活化す

ロ、皇民の錬成

総督府の指導者錬成所を初め、朝鮮聯盟の金剛山、禊道場、その他全鮮官公署團体に於ける道場錬成を開設したのは勿論、職域聯盟に於て毎週月曜日早朝一時間を錬成に当て、その他青少年を対象とする國防軍事海洋等の諸訓練を強化す

ハ、決戦生活の確立

衣食住に亘り簡素剛健なる生活の確立に努めると共に、國民貯蓄の増強資源の愛護供出、防空防護訓練の徹底、

軍人援護の強化等決戰体制下の生活を確立す

ニ、必勝生産力の拡充

八ケ年に亘る農山漁村に於ける勤労増産、生活改善等の更生運動は幾多の業績を残したが、一九四〇年（昭和十五年）以後もその精神を承け継ぎ、農民道の確立及食糧増産に邁進し、又商工鉱業方面に於ても仕奉隊を結成して戰略物資の増産供出乃至輸送能率の昂上に努む、優秀なる農村中堅青年を、農報青年隊として内地農村に派遣した施設は、先進農法を体得し又内地の人情、文化等に接触し、青年の得る所尠くなかつた。

ホ、徴兵制度実施の準備

日本建軍の本旨、徴兵制度の本旨等の普及徹底に努むると共に、戸籍整備に対する協力、國語の急速なる普及、國語の常用化、青年特別練成の協力等徴兵制度実施の成果を完からしむるに遺憾なきを期す

ハ、その他の実施事項

毎月八日「大東亜戰争に関する大詔」を奉戴した日に因んで、早暁を期して全鮮隈なく國族の下に相集い、國民儀礼の後各町部落毎の常会を実施し、又毎月十日を愛國班常会の日と定め、津々浦々の班員挙げて出席し、毎月の実踐徹底事項等を中心に班員協議申合を行い前各項の徳目実施を期した。

毎朝一定時刻に宮城遙拝を行い、又正午には默禱を行い、銃後奉公を誓つた姿は初期の精神総動員運動以來逸早く実施せられ全鮮を風靡する一風景であつた。

國民総力運動は、前記の通り銃後体制としての劃一整齊には成功したが、上層智識階級の者の総督施政に対する協力体系としての機構となつた傾向が強く、朝鮮人民衆各個人の魂の底より湧き出る自発的振作運動としては尚未だしの憾を有した。

このように、國民総力運動は決して成功したとは言い得ない。僅か三十有余年の施政を以ては、それが困難であることも亦已むを得ないとも考えらるるが、同時に他方國旗の下に我死なんと病床を離れて戸外に掲揚せられたる國旗の下に大往生せる朝鮮人老翁の事例があり、その他資源回收、軍献金、徴兵應募等に付無数の美談佳話を数え得るも亦忘れ得ざる事実である。

第五章　警察行政とその実績

第一節　序

過去三十六年間の朝鮮統治に警察の果した役割は大きい。そして、その業績に対し、或る者はその功のみを主張し或る者はその暴悪面のみを指摘して譲らないであろう。然しながら、警察の功罪を一概に論断することは困難であつて、その間に介在する複雑な事情を歴史的且つ客観的に考察することが肝要と考える。即ち韓國併合後に於ける朝鮮人一般の対日感情と治安狀態、歴代総督の施政方針と朝鮮人の民度、所謂内地人の優越感、戰争と各種の負担加重等々諸々の要素が時々相交錯して、警察権の発動を多種多様ならしめて居る事実を認めねばなるまい。これらの諸要素を綜合的に分析して、朝鮮に於ける警察が如何なる業績を殘したかを檢討して見たいと思う。

なお警察制度の変遷については、第四章警察の活動に関連しての重要施政については第三章に詳述せられてあるからここには省略することとする。

第二節　憲兵警察と普通警察

一、憲兵警察

日韓合併後に於ける朝鮮の警察制度は一九一九年（大正八年）を契機として二大別することが出來よう。即ち大正八年以前の憲兵警察制度とそれ以後に於ける普通警察制度がこれである。

憲兵警察制は併合以來凡そ十年間に亘つて実施せられたが、これは創設者の非常な苦心と努力にも拘らず、結果的に見て最も評判の悪かつた制度の一である。かの一九一九年の所謂草歳騒擾事件の主たる原因が、憲兵警察制に在りと、一部に言われたのもその辺の事情を物語るものと謂えよう。何が故に憲兵警察がかくも人民怨嗟の的となつたのか、その根本的理由としては、併合当初の朝鮮人一般民心の動向乃至は治安狀況を対象として着眼され、組織化された憲兵警察なるものが、その後十年の永きに亘り、質的に向上の跡見るべきものもなく、従つて対象の動きに対して、極めて鈍感であり、所謂十年一日の如く、取締り一点張りに偏した警察行政が行われたこと、又後年近代化警察時代に於ても繰り返されたことではあるが、これら憲兵警察は、民事訴訟調停、執達吏事務等を初めとし、山林監視漁業取締、徴税の援助、その他廣汎なる助長行政事務にも関與し、地方に於ては全く民人の生殺與奪の權を掌握した形となり、それに加えて、朝鮮人中より任用した補助職員たる憲兵補は、時に密偵的な存在となり、又給與の悪さか時に悪徳手代的な存在となつて、良民を苦しめ、総督政治全般に暗影を投じ、信頼感を稀薄ならしめたことは争えぬ事実である。遂に又斯様な憲兵警察の対象となつた一般朝鮮人の動向を基準として考察するならば、併合以來十年間の動きは決して平穏なものではなかつた。事の既遂、未遂は別として大官の暗殺陰謀、重要施設の破壊計画等次々とその跡を絶たず、無論これらは一部の者によつて計画され、実行された事柄ではあるにせよ、朝鮮人大部分の胸の中には併合以來当局の諸々の処置に対し、何とはない不満が内藏されて居つたことは想像に難くない。殊に一部悪質な先駆的民間内地人が当局の力を背景に随所に利権的罪悪を犯して居る事実とも結びつき、新附の同胞としての朝鮮人一

般の氣持は、決して安らかなものではなく、從つて治安狀態は良好とは謂われず、自然、警察の對策方針としては、形の上は兎も角として、本質的には、保護乃至は指導よりも取締に重点を置かれたことも亦已むを得ぬ事情にあつたものと謂えよう。

斯くの如く、憲兵警察はその制度の上に於ても、人の面に於ても全面的に不評の的となつた觀はあるが、それは詮じつめれば、施政当局者を初め一般民間人をも含む內地人全体の責任に歸属すべき問題であつて、憲兵警察のみにその尻を持つて行くことは、余りに酷に失するものと謂わねばならない。卽ち併合そのものに対する一般朝鮮人の懐疑的な傾向を一掃するに足る日本乃至は日本人全体の認識、努力に稍々欠くる所があつた点を重要視し、反省することが最も肝要と考える。又反面に於ては、併合以來十年間、治安狀況の極めて悪い最中に在つて、憲兵警察が過渡期の対策として用いた個々の手段方法等に付ては、批難さるべきものがあつたにせよ、兎にも角にも治安保持の重責に任じたことは否むべくもない。

二、普通警察

一九一九年（大正八年）八月、憲兵警察制の廢止と共に日本內地の警察制度が大体その儘朝鮮全般に施かれることゝなり、爾來二十六年間終戰時迄それが続いた。

新らしく採用された警察制度に於ては、大いに面目を一新し、その近代的警察機構と共に、多数の一般朝鮮人を正規の要員として任用したことは注目に値する。又この期間內に於ける警察の態様は多種多様を極め、或る時は共産主義運動、独立運動等の檢挙彈圧に全力を傾倒し、或る時は、農村振興運動等の助長行政に本然の任務は支障を來す程度の努力が拂われ、又戰時中は労務、食糧等の供出に强力な一役を買う等、常に警察は時の総督の施政方針と世相の動きに対應して、遺憾なくその威力を発揮し、所謂椽の下の力持として、統治の実績挙揚には数々の寄與貢献をなし來つたが、他面警察官大半の貧弱な待遇條件、從つて低級な素質は人民大衆と直接関係を持つ末端機関に至る程一般化して、爲に時には警察の面目を傷つけるばかりでなく、人民に敬遠され、嫌悪され、終にその眞の味方となり得なかつたことは、警察の歷史的沿革が然らしめるとは云え、遺憾なことであつた。以下それらの問題に少しく触れて見よう。

（イ）　主義運動と警察——朝鮮に於ける主義運動は概ね民族主義、共産主義に二大別することが出來よう。

民族主義運動卽ち独立運動は、併合当初より終戰時に至る迄色々な形で絶えることなく展開された。これは朝鮮民族の質と量との問題とも関聯し、心なき日本人の優越感等が心ある朝鮮人をして自然斯様な方向に走らせたものであつて、日本人全体の深く三省を要すべき所であり、後年日本人の間に於てさえ、韓國併合そのものに対する可否の論を聞くに至つたのは、その本を質さずして、朝鮮人一般の動向のみに眼を奪われ、愛想をつかした議論であつたとも謂い得る。何はともあれ、日韓併合後に於ける朝鮮人の独立運動は、施政当局の最も嫌悪し警戒した所で、警察は終始之が取締に勘からぬ精力を消耗したことは申す迄もなく、その間大小幾多の事件を檢挙した。

又これに関聯して日本內地に渡航し居住する一般朝鮮人に対する內地警察（所謂內鮮警察）の執拂な取締は、內地に於ける一般內地人の対朝鮮人感情とも結びつき、時に反日的傾向を助成するような結果ともなり、協和会、奨学会等の保護指導團体の活動にも拘らず、前途春秋に富む朝鮮人学徒の如きはその多くが、感情的には反日的色彩を帶び

戰時中、特に戰局日本に有利な時代には屢々自己の去就に付眞に日本人となり切るべきか、將又、朝鮮人たらんかを深刻に迷わしめたことは事實であつて、その間一部意識的な朝鮮人の陰謀策動等はあつたにしても、それらに対する取締の余波が善良な一般朝鮮人に累を及ぼしたことは不幸な事柄であつた。

共產義運動は大正の末期（一九二五年頃）から昭和の初期（一九三一年頃）にかけて最も活潑に展開され、地域的にもソ聯、中國、日本内地と夫々に結びつき、警察のこれに対する取締彈圧は神經過敏に過ぎる程徹底したものであつた。而もこれは日本政府の最高方針として、内外地警察呼應して行われたものであつて、その爲に幾多の喜悲劇も繰り返され、時には人權蹂躙も敢て爲されたが、滿洲事変以降表面的には殆んど鳴りをひそめるに至つた。これは無論当時の社会情勢にも支配せられたことゝは云え、警察の急進が如何に激しかつたかを想像することが出來よう。

（ロ）農村振興運動と警察——農村振興運動は、宇垣総督朝鮮在任五年の間最も力を入れた政策の一つであつて、その実行過程に於ては、官民を通じ、兎角の批評もあり、農民の側にも苦情も出たが、結果に於ては、過去三十六年間を通じ、眞に朝鮮農民を愛し、農村経済の堅実性を確立した点に於て、善政中の善政であつたと確言し得る。これが内容の詳述は別項に譲ることゝし、この大事業に警察の演じた役割は大きいものがある。一例を挙げれば、農村駐在の警察官の如きはサーベルを捨て、地下足袋、巻脚絆の丸腰姿となつて、堆肥の増産に、害虫の駆除に常に率先労力を提供して、農民を引摺つて行つたばからりでなく、便所の改造（これは人肥貯藏と衛生上の見地から爲された）や灰捨場の構築（これは肥料としての灰の貯藏と火災予防の見地から爲された）等には若干の資金を必要としたが、所によつては、所在の金融組合から警察官個人の名儀で金融を受け、之が完成を期したやうな熱心な所もあつた位で、宇垣総督の鶴の一声で、農村警察は宛然百姓警察に化した観があり、警察官も随分疲れたが、農民も相当五月蠅いことであつたらうと思う。然し警察官が、眞に農民の福利増進を念じ、假令それが官の指令ではあつたにせよ、農民の味方となつて健闘し、遂に農村の怠惰な氣風を一掃し、経済力の充実に重要な一役を買つたことは特筆さるべき事柄であらう。

（ハ）志願兵制度と警察——陸軍特別志願兵制度は一九三八年（昭和十三年）南総督在任中実施されたもので、当時の情勢としては、一部朝鮮人間にはそれを待望する空氣があり、一般内地人間には寧ろ反対乃至は時期尚早の声が多いという奇現象を呈した。而も志願兵の採用予定数たるや初期に於ては、僅々五六百名に過ぎない謂わゞ形ばかりのものであつたに拘らず、一旦制度の実施せらるゝや、出先官憲特に主としてその事務に従事した警察官憲は、その志願者数の多きを以てその職責に忠実なる所以と錯覚して、都市に於ては左程でもなかつたが、農山村に於ては、その周知徹底振り、勧奨が聊か度を失し、爲に應募者数は採用予定員数の百倍に近い数を算するに至つたが、一般朝鮮人の受けた心理的影響は決して穏かなものではなく、時恰も支那事変発生後の事でもあり、強制によつて朝鮮人にも血を流させようとするのか、或は日本の兵力はもう盡きたのか、と云うような流言を巷に播き散らすに至つたことは洵に遺憾なことであつた。又別項の創式制度の実施に際しても、出先官憲（警察はその一部に関與した丈ではあるが）は同様の錯誤を繰り返し、爲に制度そのものゝ持つ政治的意義に付ては、良く時勢に適合し、朝鮮人大衆の氣持をもキャツチしたものであつたに拘らず、内外より痛烈な批判を受け、失政の一つに数えられるに至つたことは、爲政当局者の指導性の貧困さにも原因はあつたにせよ、洵に残念なことであつた。

（ニ）戦争と警察――戦争が漸次高調するにつれて、防諜警察の活動は鋭敏となり、内鮮人共に随分不自由な想いをさせられたものだが、特に朝鮮人側に於ては、一層その感を深くしたことであらう。殊にこの分野に於ける憲兵の特高警察的活動は更に厳しいものがあり、心ある朝鮮人をして所謂内鮮一体理念に屢々疑惑を抱かしむるに至つたのも無理からぬことであつたと思われる。然しながらそれよりも更に一層朝鮮人大衆の心を暗くしたものは、朝鮮内に於ける徴用、徴兵と内地への食糧と労務の供出であつたらう。而もこれには屢々警察の強権が直接間接に利用されたことである。時恰も太平洋戦争の戦局は日々我に不利となり、一方朝鮮人一般の思想動向としては、この際内鮮運命を共にすべしとする一部指導階級を除いては、或は懐疑的傾向に走り、或は傍観的態度となり、一部には反逆的傾向さえも散見せられるやうな事態となつて、施政当局者は一つの目的を達する為には、手段の巧拙、当否を検討する余裕もなく、随時警察権を援用して、戦時行政の推進力たらしめたことが、戦争末期の朝鮮人全体の氣持をどの位暗くし憤激させたかは、終戦後に於けるその反動を見れば想像に余りあるものがあろう。

第三節　結　語

之を要するに、朝鮮に於ける警察は、施政の基本的要素とされた。〝治安の確保〟に終始精魂を打ち込んで活動したことは申す迄もなく、その間個々の警察官の不徳義、無能力乃至は時に警察全般の技術的な拙劣さはあつたにせよ、而してそれが為に独り朝鮮人のみならず内地人をも含む一般大衆が迷惑を蒙り、警察を恨むような事柄があつたにせよ、警察としてはその至上命令たる〝治安確保〟と云う使命達成に邁進し、過去二十数年間兎も角もその役目を果したのである。因よりこれには異論があると思う〳〵、即ち人民の犠牲に於て為される業績は、それが如何に偉大であつても価値なし、と云うよりもそれは罪悪である、と。正にその通りである。然しながら、過去に於ける日本の警察なるものが、創設当初より人民の味方と云うよりは、寧ろ時の為政者の政策遂行上の武器として活用される立場を屢々採らざるを得ない歴史的な沿革を持つ情況下に於ては、警察自体の個々の誤謬失策等に付ては、厳しい批判が加えられて然るべきであらうが、警察全体として、治安の確保に盡した成果に付ては、一應これを是認せねばなるまい。又前述せる如く、志願兵制度、創式制度の実施に際し、或は戦時中食糧労務等の供出に際し、民衆特に朝鮮人大衆から最も嫌悪され、怨嗟の的となつた警察の役割業績に付ては、これは警察自体の罪と云うよりは、寧ろ為政当局の政治の貧困乃至は指導性の貧弱さに起用するものと謂うべきであつて、民主化されて居ない過去の日本の警察の在り方としては亦已むを得なかつたものとしなければならない。そして再建日本の新らしい警察は斯様な誤謬を間違いにも繰返さないことを念願したいのである。

第六章　司法及行刑とその實績

第一節　裁判及檢察

一、構成

（a）制　度

（一）日本國が朝鮮半島に、近代日本の司法制度を導入しはじめたのは、一九〇六年（明治三九年）からで、其の基礎は一九〇五年（明治三八年）十月十七日第二日韓協約によつて設定されたのである。

一九〇六年（明治三九年）二月一日京城に統監府が設置され、第一代統監伊藤博文が、司法の面で先ず着手したのは、司法と行政との分離であつた。當時韓國には既に「裁判所構成法」（開國五〇四年法律第一号――一八九五年）が存在し、法制上では特別法院、平理院、巡廻裁判所、漢城府裁判所、開港市場裁判所、地方裁判所、同支廳の各種裁判所を有していたが、專任の司法職員を配置していたのは漢城裁判所と平理院だけで、他は觀察使、牧使、監理等の行政官が判事を兼任し、又その屬僚が檢事を兼任する實狀で、司法實務に經驗の乏しい之等の行政官によつて裁判が行われた。

その他府尹、郡守、警務廳、地方在營の軍隊宮内府等も旧慣により、或る範圍の裁判を行い、其の裁判は司法性に乏しいものであつた。

それは第一に行政と混同せられ司法的公正を欠いた。第二に裁判が事實上既判力を持たず同一事件の裁判は爲政者の人的交迭によつて屢々反覆變更され甚だしく不安定なものであつた。斯る事實は古い政治腐敗の結果であつて又同時に新しい政治腐敗の原因となつていた。伊藤統監が行政と司法とを分離し司法權の獨立を完成することを急務とした所以も此処にあつた。

伊藤統監は當時の現行制度のまゝで、先ず日本國官吏を參與せしめることによつて、漸進的に改革の實効を收めることを企圖した。韓國法部に日本人の參與一名、主要な裁判所に日本人の法務輔佐官又は法務輔佐官補各一名を備わせて司法事務の指導に當らせた。（明治三十九年六月勅令第一六四号統監府法務院官制は同年六月二七日から施行せられた。）

（二）一九〇七年（明治四十年）日韓新協約第三條は「韓國の司法事務は普通行政事務と区別すること」を規定し、同年十月當時の東京控訴院檢事長倉富勇三郎が韓國法部次官兼統監府參與官として任命されて後は、彼によつて韓國司法權の獨立が制度化されて行つた。同年十二月（韓國）法律第八号「裁判所構成法」、同第九号「裁判所構成法施行法」、同第十号「裁判所設置法」が公布され、一九〇八年（明治四一年）一月一日から施行された。之等の立法は何れも日本裁判所構成法を母法とし、更に一歩前進した規定をすら持つていた。當時日本に於て勅任官であつた大審院長及檢事總長を、韓國に於ては既に親任官として高い地位に置いた如きはその一例であろう。

同年二月當時の東京地方裁判所長渡辺暢が大審院長に、大阪地方裁判所檢事正國分三亥が檢事總長に任命されたのをはじめとし、其の後数回に亘つて判事七四名、檢事三二名、裁判所書記長及同翻訳官各四名、裁判所書記九〇名、

裁判所飜訳官補九名が日本から聘用され、韓人から任命された判事三六名、検事九名、裁判所書記四名と共に韓國司法機関の一新された構成分子となつた。

（三）一九〇九年（明治四二年）七月十二日調印された「韓國の司法及監獄事務委託の覚書」によつて、韓國政府は其の司法及監獄事務を挙げて日本國政府に委託し、日本國政府は之に関する一切の経費を負担することとして之を受託することになつた。

韓國政府は裁判所、監獄並に其の司法行政監督官廳であつた法部を廃止し、日本國政府は同年一〇月勅令第二三六号「統監府裁判所令」同年同月勅令第二三七号「統監府裁判所司法事務取扱会」、同年同月統監府令第二八号「統監府裁判所の名称位置及管轄区域」、同令第二九号「地方裁判所支部設置の件」、同令第三三号「統監府裁判所及検事局事務章程」、同訓令第二六号「統監府裁判所及検事局処務規程」、同第三八号「統監府裁判所書記課処務規程」等一連の司法関係法規が公布され、同年十一月一日から施行され、従來の韓國司法機関の一切の裁判事務を承継した。

此の司法機構は日韓併合後も殆んど本質的変更を加うることなく、朝鮮総督府の機構に読み変えられたまゝで存置せしめられ、一九一二年に及んだのであつて、同年三審四階級制が三審三階級に改められて相当の変更が加えられたとはいうものゝ、爾來三十有余年に亘る朝鮮の司法機構を決定したものと謂うことが出來る。

それは單に機構だけでなく、その機構を動かしていた人的構成についても謂えることで、太平洋戦争終結後朝鮮の司法機構が殆んどそのまゝ米軍政部裁判所に引継がれた当時の司法部首脳者は、韓國裁判所に司法官として聘用された其の後統監府裁判所機構の中で新進の司法官として活躍した人々であつた。

（四）一九一〇年（明治四三年）八月二九日、日韓併合條約が公布施行されると、同年勅令第三一九号「朝鮮総督府設置に関する件」によつて統監府裁判所は一時朝鮮総督府裁判所と看做されたが、同年一〇月一日制令第五号「統監府裁判所令中改正の件」の施行によつて、朝鮮総督府裁判所が成立した。

高等法院一個所は京城に、控訴院三個所は京城、平壌、大邱に、地方裁判所八個所は京城、公州、咸興、平壌、海州、大邱、釜山、光州に、地方裁判所支部一二個所は仁川、春川、清州、元山、清津、鎮南浦、新義州、馬山、晋州、木浦、金州、群山に、そして其の他に区裁判所六八個所が設けられた。

職員中日本人は判事一八三名、検事五四名、書記長四名、通訳官四名、書記二〇八名、通訳生四六名、朝鮮人は判事七一名、検事六名、書記七六名、通訳生九九名であつた。

統監府裁判所と異つた点は、治外法権の撤廃に伴い住民の全部が國籍の別なく、その司法権に服することゝなつたことである。

一九一二年（明治四十五年）制令第四号「朝鮮総督府裁判所令中改正の件」によつて、朝鮮総督府裁判所は高等法院、覆審法院、及地方法院の三審三階級となり、新に地方法院支廳が設置されて、地方法院の事務の一部を取扱うことゝなつた。地方法院は民事刑事の第一審裁判及非訟事件に関する事務全部を、覆審法院は第二審の裁判事務を、高等法院は覆審法院の裁判に対する上告及抗告事件並に裁判所構成法に定めた大審院の特別権限に属する事件の裁判を行うものとされた。又地方法院では判事單独で裁判するのを原則とし、特に訴訟物の価格千円を超過する民事事件、人事訴訟事件、刑法第七四條及七六條の罪（不敬罪）、死刑、無期又は短期一年以上の懲役若くは禁錮に該る犯罪事

件並にその共犯事件、予審を経た事件、判事に対する除斥及忌避の事件の如き特定の事件に限り、三人の判事を以て組織した部で合議の上裁判する制度となつた。尤も予審を経ない刑法第二三六條、二三八條、二三九條の罪及其の未遂罪（單純强盜罪）は判事單独で裁判した。

裁判所の位置及名称については、一九一二年三月朝鮮総督府令第二六号に依り従來の位置のまゝで控訴院、地方裁判所及区裁判所は夫々覆審法院、地方法院及地方法院支廳と改め、地方裁判所所在地の区裁判所八個廳を廃して地方法院支廳は六〇ケ廳となり、地方裁判所支部一二廳は廃止された。同年同月朝鮮総督府令第四三号「地方法院支廳の裁判權限に関する件」によつて、新義州、馬山、晋州、木浦及全州の五支廳を第一審の民事及刑事合議裁判を取扱う合議支廳と定めた。尚地方法院以上の裁判所に檢事局を又地方法院支廳に檢事分局を並置し檢察事務を取扱わしめた。当時支廳の管轄と云われていたのは実は地方法院事務の分配区域を指すに外ならず、一九一四年になりこの支廳の管轄という文字は法文上からも消えている（大正三年三月朝鮮総督府令第二五号）

裁判所の数は其の後の文化の発達、人口の増加等に伴う事件の増加に應じて増加し、或は行政整理によつて事務を停止したり廃止したりして増減が行われた。その主なものを挙げれば一九二二年度に光州地方法院全州支廳及平壤地方法院新義州支廳が夫々全州地方法院及新義州地方法院として昇格し、一九二三年度には咸興地方法院清津支廳が清津地方法院に昇格した。地方法院以上の裁判所については、一九三八年七月公州地方法院は大田府に移轉して大田地方法院と改称せられた外位置及名称等は終戰時迄変化はなかつた。一九三五年以後咸鏡南北道方面が重工業地帯として発展すると共に人口も増加し、経済活動も活潑になり同方面に覆審法院を新設すべき計画が進められていたが実現を見ずして終つた。

地方法院支廳は一九一四年鴻山、永同、鏡城、義州、黄州の五支廳が廃止され、一九二四年天安、永興、盈德、蔚珍、蔚山、錦山の六支廳が廃止され、一九三二年仁川、驪州、瑞山、城津、鎭南浦、義城、密陽、後営の支廳が裁判事務を停止し、馬山支廳も合議部を停止した。

其の後一九三四年仁川、城津、統営の三支廳が一九三五年鎭南浦、密陽の二支廳が復活し、次いで同年馬山支廳の合議部及瑞山支廳も復活した。昭和一二年盈德支廳が復活し、一九三八年には惠山支廳が新設され、其後驪州支廳及義城支廳も復活した。

別に一九一四年五月制令第二〇号「地方法院出張所設置に関する件」によつて地方法院出張所が設置され裁判所書記を配置して登記及公証事務を取扱わしめたのである。

一九二五年八月当時の朝鮮総督府裁判所は次の如きものであつた。

覆審法院　京城

地方法院（管轄区域）支廳

京城
- 京城（京畿道、江原道（通川、江陵、襄陽、高城、蔚珍、三陟郡を除く）
- 開城、驪州、水原、仁川、春川、鉄原、原州
- 大田（忠清南道、舒川郡を除く、忠清北道公州、江景、洪城、瑞山、清州、忠州）
- 咸興（咸鏡南道、江原道の内通川、江陵、襄陽、高城、三陟郡）
- 北青、惠山、元山、江陵

高等法院
- 平壤
  - 清津（咸鏡北道）城津、会寧、雄基
  - 平壤（平安南道）安州、徳川、鎭南浦
  - 新義州（平安北道）定州、寧辺、江界、楚山
  - 海州（黄海道）瑞興、沙里院、松禾
- 大邱
  - 大邱（慶尚北道、江原道の内蔚珍郡）金泉、尚州、安東、義城、慶州、盈徳
  - 釜山（慶尚南道）馬山、密陽、統営、晋州、居昌
  - 光州（全羅南道）順天、木浦、長興、済州
  - 全州（全羅北道、忠清南道の内舒川郡）南原、井邑、群山

尙支廳中馬山、晋州、木浦は民事刑事の合議部があり、群山は民事合議部があつた。

（b）人的機構

（一）一九〇七年（明治四〇年）韓國司法制度の革新と同時に司法官の任用資格については相当の考慮が拂われ、当時日本から聘用された判、檢事は日本に於て判事、檢事若くは司法官試補たる資格ある者、文官高等試験に合格した者、三年以上領事官、理事官、副理事官、又は警視の職にあつた者から任用され、区裁判所の判事、檢事に限り日本

司法省、韓國法部又は両國の裁判事務を取扱う官廳の判任官以上の在官者若くは三年以上警部の職に在る者等から任用し得ることゝした。又韓國人の判事、檢事は韓國司法試験に合格した者、及隆熙元年法律第八号（一九〇七年）裁判所構成法により設置した裁判所の判事、檢事の職に在る者から任用するの外、法官養成所を卒業した者、外國大学の法律科を卒業した者は法官詮衡委員の詮衡を経て特に之を任用し得る制度であつた。斯る制度は人事に関する恣意的な任用の防壁となると同時に司法権の独立の実質を充実する意味を持つた。

（二）統監府裁判所の設置により一九〇九年（明治四二年）勅令第二五五号「統監府判事及檢事の任用に関する件」によつて統監府判事及檢事は

（イ）裁判所構成法（日本）に依り判事、檢事又は司法官試補たる資格を有する者の中から之を任用することを原則とし

（ロ）経過的例外として当時韓國の判事又は檢事の職に在る者は同令施行の際に限り、又三年以上日本裁判所、統監府法務院、統監府裁判所の書記に在職した者、三年以上理事廳属の職に在り法律事務に従事した者は同令施行後二年を限り特別任用に関する試験を経て同様之を統監府判事又は檢事に任用し得ることに定められた。

同年勅令第二五七号「統監府裁判所書記長及統監府裁判所書記特別任用令」によつて統監府裁判所所記長は五年以上日本裁判所、統監府法務院若は統監府裁判所で書記を奉職した者、五年以上理事廳属を奉職して法律事務に従事し、現に判任官三級俸以上の俸給を受ける者の中から文官高等試験委員の詮衡を経て之を任用し、統監府裁判所書記は文官任用令による有資格者の外現に裁判所書記の職に在る者の中から之を任用し得るものとし、同令施行の際韓國裁判

所書記長の職に在る者は之を統監府裁判所書記長に、韓國裁判所書記又は法部主事の職に在る者は之を統監府裁判所書記に任用し得る特例を設けた。

又韓國人たる統監府裁判所職員の任用に付ては同年勅令第二五九号「統監府裁判所及統監府監獄の職員たる韓國人の任用分限及給與に関する件」によつて帝國大学、専門学校又は韓國の官立学校に於て三学年以上法律学科を修めた韓國人は文官高等試験委員の銓衡を経て特に統監府判事又は検事に任用すること及び韓國の法規により一般の判任文官たる資格を有する韓國人は文官普通試験委員の銓衡を経て特に之を統監府裁判所書記に任用し得ることが定められた。

(三) 朝鮮総督府裁判所設置後は一九一〇年(明治四三年)制令第六号「朝鮮総督府判事及検事の任用に関する件」によつて朝鮮総督府判事及検事は裁判所構成法により判事、検事又は司法官試補たる資格のある者から考試を経ずして之を任用するのを本則とするが、当時現に統監府判事検事の職に在る者は同令施行の際に限り特に朝鮮総督府判事、又は検事に任用し得る旨規定され、又同年制令第七号「朝鮮人たる朝鮮総督府判事検事の任用に関する件」によつて帝國大学、官立専門学校又は朝鮮総督の指定した学校で、三学年以上法律学科を修め卒業した朝鮮人は文官高等試験委員の銓衡を経て特に之を朝鮮総督府判事又は検事に任用し得る旨を定めた。其の後一九一三年(大正二年)制令第五号「朝鮮総督府判事検事の任用に関する件の改正」によつて「司法官試補たる資格ある者の内から朝鮮総督府司法官試補が採用され、且同府試補として一年六月以上実務修習の上実務試験(大正二年朝鮮総督府令第四五号「朝鮮総督府司法官試補実務修習及試験規則」の定むる)に合格した者でなければ同府判事又は検事に任用し得ないこととなつた。

然し朝鮮の特殊事情によつて一九二〇年(大正九年)制令第一一号「朝鮮総督府判事の特別任用に関する件」が公布せられ、同令によつて同府判事は地方法院支廳に補職せられる者に限り、当分の内五年以上判任以上の官職に在つて司法事務に従事し判任官五級俸以上の俸給を受けた者の中から別に朝鮮総督の定めた、考試を経て特に任用を爲し得ることゝなつた。此の制度の活用によつて相当数の日本人及朝鮮人の裁判所書記経験者が判事に任用され、或は更に検事に轉官して裁判検察の実務を取扱つたが、実際上何等の支障なく且司法部判任官に向上心を持たせる上に大に効果があつた。

昭和一〇年(一九三五年)一〇月一日現在の調査によれば、判事日本人一六三名、朝鮮人三九名、検事日本人八六名、朝鮮人七名中特任判検事は

(イ) 一九二〇年制令一一号により任官した日本人判事一八名

(ロ) 同令により任官後判事から検事に轉官した日本人一二名

(ハ) 一九一〇年制令七号により任官した朝鮮人判事三二名、検事六名であつた。

此の特任制度は相当の効果はあつたが行政上或は政治上の理由——例えば司法官に対する待遇問題等が起る場合、中央政府は朝鮮の司法官中には特別任用司法官があるから等の理由で朝鮮の司法官を一段低い程度のものと判断する等の——から漸次新規任用を控えることゝなり終戰当時特別任用による日本人司法官で在職中の者は僅に一名のみであつた。

朝鮮總督府裁判所書記長、通譯官、書記、通譯生は原則として文官任用令によらず、書記長については一九二〇年（大正九年）勅令第一六〇号「奏任文官特別任用令」一九一〇年（明治四三年）勅令第三九六号「朝鮮人たる官吏の特別任用に関する件」によつて特別任用資格が認められていた。

朝鮮人たる判事、檢事の職務權限については最初は「朝鮮總督府裁判所令」第二五條によつて民事に在つては原告被告ともに朝鮮人たる場合、刑事に在つては被告人朝鮮人たる場合に限り、職務を行うものと制限されていたが、一九二〇年制令第三号を以て此の規定は削除され其後は日本人判事檢事との間に法令上も実際上も職務權限につき何等の差別はなかつた。

朝鮮總督府判事の身分に関しては朝鮮總督府裁判所令公布当時は何等の保障規定なく一般文官と同様であつたが、一九一一年（明治四四年）制令第四号を以て同令中に改正を加え、禁錮以上の刑に処せられ又は懲戒処分に依る場合を除く外、其の意に反して失官しない旨の規定を終身官としての身分の保障を與え、尚其の懲戒処分に関しては特に判事を以て組織した判事懲戒委員会の決議に依ることとしたのであるが、同令中に朝鮮總督が必要と認める場合は判事に対し休職を命じ得る旨の規定があつて其の保障は十分でなかつた。故に一九二一年（大正一〇年）制令第一二号を以て此の規定を削除し其の地位を強固にすると共に停年制を設け、高等法院長は年齢六三年其の他の判事は六〇年に達したとき当然退職するものとし、場合によつては高等法院總会の決議で五年以内の期間を定め引継き在職せしめ得る特例を設けた。（尤もこの特例を適用された実例はなかつた。）

朝鮮總督府檢事については日本内地と異り司法官としての身分の保障はなかつた。然し事実上の取扱に於てはその轉退官には必ずその旨の承諾書を附して内閣に進達するのを常としたし、又停年についても自発的に判事と同様な取扱を受けていた。

司法部職員の総数及内訳等は第一表の通りであつて、朝鮮總督府裁判所創設当時と一九四一年（昭和一六年）とを比較すると判事は一二名減少し、檢事は二倍、書記は約三倍に増加して居り、総数に於ては約三倍に増加していた。

第一表　司法職員表

年度	區分	総数	判事	檢事	試補	書記長	通訳官	書記	通訳生	判任官待遇	囑託	雇員	傭人	弁護士
1910年	80	720	183	54	—	4	4	208	46	—	—	78	143	30
1929年	日鮮	364 1.189	71 152	6 78	— 19	4 4	— 4	76 472	99 11	— 4	— 1	1 295	111 149	51 163
1933年	231	1.210	40	7	3	—	—	213	—	48	1	396	502	208
1934年	日鮮	1.229 1.232	150 40	77 7	28 5	4 4	4 4	477 214	11 12	4 53	1 1	321 401	152 511	165 207
1935年	231	1.231	152	79	20	4	4	479	12	50	1	332	149	169
1936年	日鮮	1.232 1.248	41 154	7 81	5 14	—	4	217 491	— 12	— 52	1 —	394 343	517 145	209 172
1937年	232	1.272	38	7	4	4	4	222	—	—	1	403	545	217
1938年	日鮮	1.319 1.334	165 39	85 7	23 6	—	4	531 258	12 —	39 —	1 1	350 433	144 538	145 206
1939年	232	1.357	179	96	30	8	4	542	11	61	1	364	123	145
1940年	日鮮	1.468 3.013	45 225	11 109	3 32	8	4	258	11	4	1	515	596	200
1941年	236	3.031	228	111	26	8	4	813	11	50	1	976	158	147
1939年	236	3.194	232	127	25	8	4	833	11	61	1	968	764	205
1940年	236	3.269	242	130	29	8	4	884	11	63	1	1.024	778	153
1941年	236				28	14	4	924	11	63	1	1.040	783	150 208

二、適用法規

（一）朝鮮に日本法の大量的繼受が行われたのは明治四〇年（一九〇七年―隆熙元年）以降のことで、同年一二月韓國法律第八号「裁判所構成法」、同第九号「同法施行法」、同第一〇号「裁判所設置法」、隆熙二年（一九〇八年―明治四一年）韓國法律第一三号「民刑訴訟規則」、同第二〇号「民事訴訟手数料規則隆熙三年（一九〇九年―明治四二年）韓國法律第一五号「民事証拠調査費用に関する件」等は何れも日本法を継受したものであり、又隆熙二年韓國法律第一九号による「刑法大全」（光武九年韓國法律第二号―明治三八年―一九〇五年）の大改正は謂わば其の日本法化であつた。

（二）一九〇九年韓國の司法及監獄事務を日本に委任するの覚書調印後所謂統監府裁判所時代に入り同年、勅令第二三七号「統監府裁判所司法事務取扱令同令」（同令は朝鮮民事令及朝鮮刑事令の源流法である）が公布施行され統監府裁判所に於ける司法事務の取扱に関しては通常裁判所に於ける例に依ること、規定せられ、原則として日本の民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の諸法令に準拠すべきことゝなつた。然し韓國人に対しては同年勅令第二三八号「韓國人に係る司法に関する件」を以て同令其他の法令に特別の規定ある場合を除くの外韓國法規を適用することゝなり、又韓國人と韓國人に非さる者との間の民事事件に付ては二、三の特例を附して日本法規を適用することゝした。

（三）日韓併合に伴い朝鮮は日本國の領土となつたのであるが、法律の適用に関しては急激に之を日本内地と同一に取扱い得ない事情にあつた。特に風俗習慣を異にする朝鮮人に対し適用すべき法令を如何にすべきかゞ重要な問題であつた。

一九一〇年（明治四三年）勅令第三二四号「朝鮮に施行すべき法令に関する件」（之は緊急勅令であつて明治四四年法律第三〇号と同一規定内容である）を公布し、同令第一條及第二條に依り同年制令第一号「朝鮮に於ける法令の効力に関する件」及同年制令第八号「朝鮮に於ける法令の效力に関する件に依る命令の区分に関する件」を公布し、朝鮮総督府設置の際朝鮮に於て效力を失うべき日本國法令及韓國法令が何れも暫定的に当分の間その規定事項に應じ制令、若くは朝鮮総督府令又は道令として效力を有すること、せられた。（一九四五年聯合國軍の朝鮮進駐直後発せられた布告も同様な措置によつて当時の南鮮の現行法令を應急的に有効なものと認めたのであつた）

然し之は一時的便宜的な措置であつて併合直後朝鮮総督府取調局が設置されて各種法令の立案に着手し、一年余の時日を費して、一九一二年に至り制令第七号「朝鮮民事会」、同年制令第一一号「朝鮮刑事令」を公布し之を骨子として其の他の民事刑事法令を整備して行つたのである。

云う迄もない事であるが、朝鮮は法域上日本内地から独立した一地域を成して居り、一九一〇年（明治四三年）勅令第三二四号「朝鮮に施行すべき法令に関する件」により朝鮮に於ては法律事項は朝鮮総督の命令たる制令を以て規定することを事実上の原則とした。同令は公布前内閣総理大臣を経て勅裁を請うべきものであつたが、朝鮮総督は事後勅裁を請うことを條件として緊急制令発布權をも持つていた。

其他勅令を以て法律の全部又は一部を朝鮮に施行すること及特に朝鮮に施行する目的を以て制定された法律が朝鮮に施行されて居り、制令は之等に違反することは許されなかつた。そして制令によつて法律を作用した際、其の法律

の改正があれば別段の規定なき限り当然改正法律が施行されることになつて居り（明治四四年制令第一一号）、斯る原則に依つて、事実上大多数の法律及其の改正は朝鮮に施行され高度な法治主義が朝鮮統治の第一年から実施されたのである。

（四）一九一二年（明治四五年）四月一日から施行された「朝鮮民事令」は朝鮮の民事法規を統一したものであるが、同令は民法、民法施行法、商法、商法施行法、商法施行條例、民事訴訟法、家資分散法、人事訴訟法、非訟事件手続法、民事訴訟費用法、供託法、競賣法、商事非訟事件印紙法、執達吏手数料規則、外國裁判所の嘱託に因る共助法、明治三五年法律第五〇号、明治三七年法律第一七号、明治三二年法律第四〇号、明治三三年法律第五一号、明治三二年法律第一三号、明治三三年法律第一七号、明治二三年法律第三二号、明治三二年法律第五〇号等二三の主要な民事に関する法律を原則として依用し、例外的に適用を除外すべき條項を規定した。

斯る特別規定中特色あるものは、朝鮮人の親族、相続に関する事項である。当初朝鮮人相互間の法律行爲に付ては公序良俗に関係ない慣習を慣習法として認め又朝鮮人の能力、親族及相続に付ては全然慣習に依ることゝ定めたが、其の後文化の長足な進歩と日本人との接触に促されて之等慣習も変化が生じ或は制度として不適当になつたものもあり、時勢の進展に伴う新事態の発生もあつて

（イ）一九二一年（大正一〇年）一一月制令第一四号を以て能力及無能力者の保護機関に関する事項は民法の規定に依ることに改め

（ロ）一九二二年（大正一一年）制令第一三号を以て婚姻年齢裁判上の離婚、認知、親権、後見、保佐人、一般の親族会、相続の承認、及財産の分離に関しても民法の規定を適用することとし、尚慣習上は婚姻、縁組等身上の法律行爲は総て事実を基礎として其の成立及効力を認めたが、爭ある場合其の事実の証明の困難を伴いがちであつたので、分家、絶家再興、婚姻、協議上の離婚、縁組及協議上の離縁は之を府尹、邑面長に届出ることに因つて其の效力を生ずることを定め一九二三年七月一日より之を施行した。

（ハ）其他依用法令中改正の主なものを擧げると一九二二年四月には「破産法及和儀法」が公布されたので同年一二月本令の依用法令中舊商法破産篇及家資分散法とあつたのを改め、一九三一年昭和六年には「信託法」を、一九三三年（昭和八年）には「手形法及小切手法」を、一九三五年（昭和十年）には「身元保証に関する法律」を、一九三六年（昭和一一年）には「外國人の抵当に関する法律」一九三九年（昭和一四年）には「有限会社法」及「商法中改正法律」を夫々本令に依用することにした。一九三八年（昭和一三年）には「民法」及「民事訴訟法」の一九三九年（昭和十四年）には「商法」及「非訟事件手続法」の各改正が行われたが之等は何れも本令の依用法令であつて改正法が当然朝鮮にも施行されたわけである。

（ニ）其の後に於て特記すべき本令の改正は一九三九年（昭和十四年）制令第一九号によるもので氏、婿養子、異姓養子、裁判上の離縁の諸制度を創設したことである。

此の改正に同調する法令として一九三九年（昭和一四年）制令第二〇号「朝鮮人の氏名に関する件」、同年朝鮮総督府令第二一九号「朝鮮戸籍令の改正」等が施行された。

（ホ）朝鮮の民事訴訟手続については、民事訴訟法が原則的に依用されていて、日本内地に於けるものと殆んど同様

であつたが、尙朝鮮の慣習、民度、交通狀態等日本內地と異る点については特例を設けてあつた。その主なるものは、判事單独で裁判する第一審事件には欠席判決を存置したこと、輕微な財産權上の訴訟に付上訴を制限したこと及当事者双方不出頭に因る訴訟遲延を防止する爲の特別規定を存置したことなどであつた。

（へ）朝鮮民事令以外の制令を以て依用した法律では、一九一九年（大正八年）制令第八号「朝鮮財團抵当令」による「工場抵当法」「鉱業抵当法」「鉄道抵当法」「軌道の抵当に関する件」、一九三三年九月制令第一九号「朝鮮自動車交通事業会」による「自動車交通事業法」等があり、其他勅令によつて朝鮮に施行された法律も多数あつた。又日本內地の法令を依用、引用せず特別の制令を以て民事実体規定を設けたものとしては一九一一年（明治四四年）制令第一三号「利息制限令」一九一四年（大正三年）制令第一七号「永代借地權に関する件」等が主要なものであつた（五）日韓併合当時の刑事法規は民事法規に比し一層錯雜を極めていてこの統一をはかつた朝鮮刑事令の立法は罪刑法定主義確立上重要な意義を有した。

一九一二年（明治四五年）制令第一一号「朝鮮刑事令」の依用した法令は「刑法」、「刑法施行法」、「爆発物取締罰則」「決闘に関する件」、「通貨及証券模造取締法」、「外國に於て流通する貨幣紙幣銀行券証券僞造変造及模造に関する法律」、「印紙犯罪処罰法」、「海底電信保護万國聯合條約罰則」、「刑事訴訟法」、「普通治罪法」、「陸軍治罪法」、「海軍治罪法交渉の件処分法」、「外國裁判所の嘱託に因る共助法」、「明治二三年法律第一〇一号」等一二件であつた。

刑事に関しては一面民事の様に朝鮮の慣習を顧慮する必要比較的少かつたこと、他面韓國法の刑罰は日本刑事法令の刑罰に比し概して峻厳に過ぎ、且つ刑の量定に弾力性が乏しかつたので、日本刑事法の適用は比較的に容易に実施され得たのである。

然し当時朝鮮人の殺人罪、強盗罪には犯情兇悪なものが多く、刑法の規定に依つては一般予防の目的を達し難い実情にあつたので、朝鮮人に対しては、その二罪に限り当分の內例外として刑法大全を適用することゝ定めた。然しこの除外例も一九一七年（大正六年）制令第三号を以て削除せられ、日本人と朝鮮人間の刑事実体法上の差別は原則的に撤去せられたのである（尤も日本內地と異る刑罰法令として光武一一年—一九〇七年—韓國法律第二号保安法及大正八年—一九一九年制令第七号「政治に関する犯罪処罰の件」等は終戰当時迄その效力を有していたが、それも殆んどその適用を見ず例えば一九四〇年度に於ては保安法の有罪者は二〇名で「政治に関する処罰の件」の違反者は一名もなかつた）。

一九二二年（大正一一年）刑事訴訟法の改正に伴い同年制令第一四号を以て朝鮮刑事令に朝鮮に於ける刑事訴訟手続に関する実狀に即した改正を行い、一九三〇年（昭和五年）制令第八号を以て「盜犯等の防止及処分に関する法律」を、一九三三年（昭和八年）制令第四号を以て刑事補償法を、何れも朝鮮刑事令の依用法令中に加え、一九三五年制令第八号を以て同令中勾留更新に関する規定を改正した。尙同令により認められた刑事訴訟上の日本內地法令に対する特例の主なるものは

（イ）検事は刑事訴訟法に規定する場合の外、事件が禁錮以上の刑に該り急速の処分を要するものと思料するときは公訴の提起前に限り押收、捜索、検証、被疑者の拘引、被疑者若しくは証人の訊問、鑑定、通訳又は翻訳表の処分

を爲すことを得る（司法警察官も略同様の權限があつた）

（ロ）檢事は前項の條件の下で十日間被疑者を勾留し得る（司法警察官は十日間留置權がある）

（ハ）被告人に対する勾留期間は三ケ月で二ケ月毎に之を更新し得る。

（ニ）官選弁護人を附する場合は死刑又は無期の懲役若は禁錮に該る事件のみである。

（ホ）判事單独で有罪判決を爲した場合判決書に証拠に関する理由を省略し得る等の諸点であつた。

朝鮮の刑罰法令に関して論ずる場合異色あるものとしては「朝鮮笞刑令」がある。一九一二年（明治四五年）制令第一三号を以て公布され同年四月一日から施行され、一九二〇年（大正九年）制令第二号を以て同年四月末廢止になる迄前後八年間相当重要な刑として適用を見たものである。

同令に依れば笞刑の対象は朝鮮人たる一六才以上六〇才以下の男子に限られた。笞刑に処すべき場合としては第一に三月以下の懲役又は拘留に処すべき場合で、第二には百円以下の罰金又は科料に処すべき者が朝鮮内に一定の住所を有せざるか或は無資産なりと認められた場合であつて、何れも情状に依り刑一日又は罰金一円を笞一に計算されて之を科することになつていた。この外一〇〇円以下の罰金又は科料に対する一つの換刑処分としても執行された。笞刑の言渡が確定すると其の執行を終る迄之を監獄又は即決官署に留置し其の留置した場所で非公開で之を執行した。其の執行方法は笞を以て臀を打つのである。尚一回に笞三〇以上は執行せず一日一回を超えることを禁じた。元來笞形は朝鮮に於て李朝時代から五刑の一つとして廣く適用せられたところで、刑法大全に規定せられていたのである。一九一〇年中刑法大全の適用に依り笞刑の言渡を受けた者の総数は男九三八名、女一六名で之を罪名別にすると窃盗及準窃盗の男四四五名、女一〇名、傷人男七〇名、賭博及富籤の男二七五名、女一名等が其の主たるものであつた。併合後の過渡期に於て其の執行方法の簡易なこと、行刑費の節約となること、犯罪の一般予防及特別予防上效果のあつたこと等に着目して之を存置せしめたのであるが、民度の向上を待つて廢止した。

三、民刑事訴訟の概況

（一）民事事件

民事訴訟の件数で最も多いのは金銭に関するもので、損害賠償を主とし、貸金、代金支拂、手形金支拂等多様である。此の種の訴訟が民事訴訟事件全体の六〇％内外を占めこの傾向は左した変遷はなかつた。次に多いのは土地に関する事件で二〇％内外を占め此の比率の実数も漸次増大の傾向にあつたが一九四〇年（昭和一五年）を最高として急激に減少に向つていた。

人事、建物、米穀に関する訴訟は三％乃至四％で何れも大正、昭和と増加の一途を辿り一九三五年乃至一九三八年昭和一〇―一三年の間に於て最も増加し其後漸減の傾向にあつた。一九四四年（昭和一九年）には民事事件は最も件数の多かつた時代に比し半減していた。

当事者の戸籍別比較をすると全事件中日本人相互間の事件は七％乃至九％で一九三八年（昭和一三年）頃から激減し、一九四〇年（昭和一五年）には三％に下つた。朝鮮人相互間の事件は全事件の八五％乃至八八％を占めこの趨勢には変化はなかつた。日本人対朝鮮人間の訴訟は併合当時は七％で最も少く大正、昭和と増加の傾向にあり、一九三一年（昭和六年）には一四％で倍加したが、一九四〇年（昭和一五年）には九％になり、併合当時より僅に高率を示

していた。今其の実数を示すと第二表の通である。

第二表　民事訴訟当事者別新受件数

年次	総数	日本人間	朝鮮人間	外國人間	日鮮人間	日外人間	鮮外人間	日鮮外人間
1910	24,366	1,659	20,773	3	1,797	50	84	0
1931	57,211	5,188	43,587	18	8,106	75	229	4
1932	52,400	4,735	39,881	9	7,569	45	159	2
1933	48,765	4,088	38,006	18	6,527	42	84	0
1934	47,002	3,663	37,544	20	5,664	23	87	1
1935	50,016	3,212	40,997	13	5,682	17	95	0
1936	51,411	3,201	42,412	14	5.664	24	96	0
1937	55,657	3,148	45,874	9	6,485	25	115	1
1938	54,643	2,688	45,821	4	5,853	94	183	0
1939	49,738	1,931	42,916	8	4,776	20	86	1
1940	45,812	1,445	40,302	—	3,999	23	43	0

（11）刑事事件

刑事事件に付ては併合以来各犯罪とも遽増の趨向にあつた。犯罪の種類としては窃盗が圧倒的に多く全刑法犯の四割を占め、傷害、賭博詐欺、横領の順に之に次ぎ其の他の犯罪は数的には前五者に比すると甚だしく少かつた。実数として大した数ではないが、殺人、放火、強盗及略取誘拐等が日本内地に比し多いことは一つの特色をなしていた。

歴史的に犯罪件数の変遷を見ると一九二〇年（明治四三年）と一九四〇年（昭和一五年）とを比較して強盗、殺人、略取誘拐等の著しい減少と文書偽造の著しい増大とが認められ、文化の進歩に伴い犯罪が暴力型から智能型に移行して行く状況を看取出来るのである。尚傷害罪の増加はその大部分が告訴事件であつた実情に照して之はむしろ身体権に対する保護観念の発展が顕在的事件数を増加したものと判断すべきであろう。（第三表乃至第六表参照）。

第三表　新受刑者罪名別表（明治43年—1910年）

日本刑法犯	窃盗	男	5729	旧韓國刑法大全違反	墳墓侵害
	強盗	女	232		
	詐欺恐喝	男	1654		盤踞
	横領	女	50		
	傷害	男	1169		強盗
		女	0		
	殺人	男	470		窃盗
		女	7		
	放火	男	117		偽造
		女	0		
	計	男	110		淫
		女	89		
	特別法犯	男	157		人
		女	3		
	総計	男	203		人走
		女	25		
		男	20		動
		女	0		
		男	235		乱
		女	0		
		男	34		火
		女	0		
		男	35		略人及誘拐
		女	9		
		男	253		
		女	6		

旧韓國特別法違反	男	41
	女	0
以上総計	男	6,644
	女	279
	計	6,923

備考　刑法犯及特別法犯は日本人及外國人に対し又旧韓國特別法違反は朝鮮人に対し適用されたのである

第四表 刑事有罪確定人員表（昭和15年—1940年）

			皇室ニ対スル罪	公務執行妨害	放火	文書偽造	猥褻姦淫	姦通	賭博富籤	賄賂	殺人	傷害	略取誘拐	窃盗	強盗	強盗傷人	強盗殺人	横領	詐欺	恐喝	賍物罪
司法犯	総数	19,471																			
	日本人	472	2	1	2	14	0	0	50	11	5	33	0	122	0	0	0	44	64	0	10
	朝鮮人	18,897	25	43	109	276	43	44	2,572	123	191	3,466	105	6,920	138	59	7	585	1218	83	871
	外國人	102	0	0	0	0	0	0	2	0	2	9	0	15	2	0	1	1	5	5	5
特別法犯	総数	34,756																			
	日本人	766																			
	朝鮮人	33,689																			
	外國人	301																			
総計	総数	54,227																			
	日本人	1,238																			
	朝鮮人	52,586																			
	外國人	403																			

備考　刑法犯の罪名別人員は特に注目すべきものの内訳を示したものである

第五表 刑事第一審裁判人員表

	判決被告	死刑	無期懲役	有期懲役	有期禁錮	罰金	拘留	科料	無罪	其他
1932年	62,772	32	22	12,684	127	25,484	8	23,717	254	444
1933年	63,542	45	26	12,360	143	26,347	10	23,862	278	471
1934年	53,972	21	21	13,056	86	23,684	6	16,823	181	94
1935年	53,711	20	17	12,776	89	19,100	9	21,295	207	198
1936年	51,120	26	21	12,408	29	19,849	4	18,367	225	191
1937年	52,460	36	18	13,472	75	20,248	1	18,235	172	203
1938年	51,249	21	7	12,752	183	19,916	7	18,059	153	150
1939年	46,925	15	8	13,239	81	20,808	0	12,418	183	173
1940年	55,529	24	15	14,925	95	28,937	6	11,228	139	160
1941年	65,112	18	16	15,610	187	40,545	2	8,131	248	355
		死刑		其他有	罪人員				無罪免訴	其他
1910年	9,473	134			8,901				367	71

第六表　檢事捜査事件人員表

	受理總数	起訴總数	求予審	求公判	求略式	不起訴	其他	未済
1931年	198,922	62,312	2,463	12,220	47,629	128,620	6,359	1,631
1932年	195,533	63,043	2,367	12,839	47,837	125,155	6,042	1,293
1933年	184,143	62,760	1,395	12,163	49,202	115,526	4,776	1,081
1934年	170,494	53,432	1,425	12,638	39,369	111,140	4,814	1,108
1935年	171,431	53,432	1,288	12,815	39,329	112,080	4,824	1,095
1936年	166,151	51,173	1,360	12,749	37,064	108,814	4,977	1,187
1937年	163,932	52,597	1,650	15,058	35,889	108,003	5,038	1,294
1938年	157,294	51,639	1,486	13,036	37,117	99,344	4,844	1,467
1939年	146,322	47,212	1,430	13,280	32,502	92,991	4,726	1,393
1940年	152,000	57,649	1,182	16,159	40,311	84,533	5,463	4,355
1910年	23,093	9,536	313	9,223		11,240	1,736	1,581

第二節　其他の司法諸制度

一、登記制度

不動産登記に関し韓國政府が立法に着手したのは一九〇六年（明治三九年）で同年七月梅謙次郎博士を指導者とする不動産法調査会を設置して旧慣を調査した上で、同年一〇月（韓國）勅令第六五號を以て「土地建物證明規則」を公布し、不動産に関する証明制度を創設した。同規則に依る証明官廳は府尹、郡守で、証明せらるべき権利は土地家屋の所有権と典当権の二種に限られた。即ち土地又は建物の賣買、贈與、交換、典当の契約書に統首又は洞長の認証を経た後府尹郡守に提出して其の契約書に証明を受けることが出來たもので、証明を受けた契約書は完全な証拠力があることゝなり、且其の正本に依つて執行することも認められた。

一面府尹、郡守が右の証明をしたときは土地建物証明台帳に要項を登錄して何人も之が閲覽を爲し得たのである。同規則は一九〇八年七月（韓國）勅令第四七号を以て改正を加え従來の契約認証制度に所有権証明制度を加えたのである。

之等の法規は統監府裁判所又は朝鮮総督府裁判所の設置後も存置せしめられ、一九一二年三月制令第一五号、「朝鮮不動産証明令」、同月勅令第九号「不動産登記令」が公布される迄適用されたのである。

制令第九号「不動産登記令」は日本の不動産登記法を依用したので、此処に日本内地と同様な登記制度の確立を見

たのであるが、当時全鮮に亘る土地調査事業が企画せられ不動産登記は土地台帳の整備をまたねば完全に行われ難い事情があつた爲、しばらく登記令の実施を留保し制令第一五号「朝鮮不動産証明令」によつて従來の証明制度を持続し其の証明を以て登記と同一の効力を有せしめた。

其の後土地調査の進行に伴い、一九一四年五月一日土地台帳の完成した各府、開港場等三九市街地に不動産登記令を実施したのをはじめとして土地台帳の完成した地域を漸次之に加え、一九一八年七月一〇日朝鮮全土に不動産登記制度の施行を完了した。朝鮮不動産登記令は其の後多少の改正を経たが大体に於て不動産登記法に依つていた。唯土地調査令又は朝鮮林野調査令に依る調査を行わない地が若干存在したので之等の土地に対する登記手続を定めた点及宗中、門中其の他朝鮮特有の法人に非ざる社團又は財團を以て登記名義人と爲すことを得る旨定めたこと等が不動産登記法に比し趣を異にする点であつた。

不動産以外の登記制度についても夫々実体法令の制定実施に従つて漸次其の種類を増加し船舶登記、法人登記、金融組合、金融組合聯合会、産業組合、殖産契、漁業組合、漁業組合聯合会、の各種組合登記、夫婦財産契約登記、工場財團、鉱業財團、自動車交通事業財團の各財團抵当登記等を取扱うに至つた。

二、戸籍制度

戸籍制度に関しては隆熙三年（明治四二年―一九〇九年）韓國法律第八号「民籍法」同月内部訓令第三九号「民籍法執行心得」によつて警務官署が主管となり警務官又は署長が各戸につき調査の上民籍簿を編製し、一面家の興廃、身分の得喪変更事項を申告せしめて之を民籍簿に記載することゝなり、茲に始めて親族、相続に関する実体関係を確保する爲の民籍制度が確立した。其の後一九一五年民籍事務は府尹又は面長が管掌することに改められ、地方廳監督の下に取扱つていたが制度の不備を改正すべき要望が強かつた。

一九一八年（大正七年）一月朝鮮民事令及民籍法改正調査委員会を設け、其の調査に着手し、一九二二年一二月朝鮮民事令中朝鮮人の親族相続に関する実体規定の改正と同時に同令の委任により、一九二二年（大正一一年）朝鮮総督府令第一五四号を以て「朝鮮戸籍令」を制定し翌年七月一日から実施した。

新制度は大体に於て日本の戸籍法を基本として之に朝鮮特殊の実体関係即ち廃屋、隠居、家督相続人の廃除等朝鮮の慣習上認められない点を斟酌したものであつた。其の改正の要點は

（一）戸籍事務の監督は裁判所の任務としたこと

（二）戸籍事務の所要經費は府邑面の負担とし同時に之に関する収入を府、邑、面に移譲したこと

（三）戸籍副本及届書類を監督裁判所で保管し戸籍の滅失に備えたこと

（四）府尹又は邑面長が戸籍記載の職権訂正又は戸籍の職権記載を爲すに付ては裁判所の許可を要することゝしたこと。

（五）朝鮮と各地域との間に於ける家の出入に付其の原因を問わず入除籍の手続を爲し得ることに定めたこと

（六）戸籍の公示に関し戸籍謄抄本交付、閲覧を許し又届書類の不受理の証明書の交付請求を許容したこと

（七）就籍及戸籍訂正に付裁判所の許可を要件としたこと

（八）府尹又は邑面長の不当処分に対し坑告を途を開いたこと

（九）届出の懈怠及戸籍事務管掌者の職務懈怠等に付過料の制裁を規定したこと

等であつた。

其の後の注目すべき改正は一九三九年（昭和一四年）一二月二六日朝鮮総督府令第二一九号を以て行われた。之は所謂創氏制度に随伴したものである。

其の要點は

（一）本会中「姓名」を「氏名」に改めたこと

（二）婿養子が離縁又は縁組の取消に依つて養家を去る場合妻を去る家女の懐胎して居る子の出生届出義務者を母と定めたこと

（三）養子縁組及び婚姻の取消のあつた場合の規定を追加したこと

（四）婿養子が認められることになれば最早招婿の必要はないことゝなるので招婿に関する規定を削除し婿養子に関する規定を置いたこと

（五）従来の「姓」及び「本貫」は戸籍簿上依然之を存置することゝした。

等である。

尚一九三九年（昭和一四年）一一月一〇日制令第二〇号「朝鮮人の氏名に関する件」によつて施行された創氏制度で氏届出期間たる一九四〇年（昭和一五年）八月一〇日迄に新に氏を定めて届出を爲した数は三二二万余戸であつて朝鮮の総戸数の約八割に達した。

三、供託制度

供託機関が司法系統に属することになつたのは一九二二年（大正一一年）以降である。従前朝鮮に於ける供託に付ては一九一二年三月制令第七号「朝鮮民事令」に供託法が依用されたが後之を改め一九一二年八月制令第一号「供託に関する件」を以て供託法の規定に依ることゝなり、主として金庫及朝鮮総督の指定した倉庫営業者が之を取扱い尚補充として朝鮮総督は適当と認むる者を指定して金庫及倉庫営業者に代えることが出來た。

一九二一年（大正一〇年）法律第四二号を以て公布された改正会計法と同調して供託法も改正され、金銭、有價証券の供託事務が新に設置された供託局で取扱うことゝなつたので朝鮮でも、一九二二年（大正一一年）三月勅令第六九号を以て朝鮮総督府供託局官制を定め同月朝鮮総督府令第四一號を以て朝鮮総督府供託局の名称及位置を定め各地方法院所在地に供託局を設け局長及書記を配置して同年四月一日から開廳した。

然し朝鮮の実状を考慮し一九二二年三月制令第二号を以て供託局所在地外では従來の供託所を同令指定の供託所として其後逐次其の数を増し地方法院支廳所在地には悉く指定供託所があり主として銀行が此の事務を取扱つた。

四、民事訴訟調停制度

朝鮮は其の地域の廣大さに比し裁判所の分布が僅少で交通不便の土地に居住する人々の民事紛争の全部に裁判所が関與し難い実情にあつたので、一九一〇年（明治四三年）一二月制令第一一号「民事爭訟調停に関する件」を公布し警察署長をして爭訟仲裁の衝に当らせ、之によつて司法機関分布の不備を補い当事者の不利不便を除去する方法が講ぜられた。此の制度は地方法院長の監督に属し、第一審の裁判所所在地外の警察署長に管内居住者の申請に依り、二

百円以下の金額又は價格のものに付ての爭訟並に日本区裁判所の事物管轄に属する事項と略同様の事案に付調停し、調停成立するときは其の調書を債務名義として之が執行を爲し得たし、又一旦調停が成立したときは同一事案に付再び訴を起すことを禁じた。

本制度は実施当時朝鮮の実情に卽して居たので、良好な成績を挙げていたが、交通機関の異常な発達と法律知識の普及に伴つて事件が自ら裁判所に移行して本制度に依る調停は殆んど行われない実状となつた。全鮮の件数が一九一一年（明治四四年度）五一三〇件に達したものが一九二六年（昭和一五年度）には七一件に減少していたことによつてもその消息を知ることが出來る。

五、小作調停制度

農地小作に関する紛爭を対象とする小作調停は一九三二年（昭和七年）制令第五号「朝鮮小作調停令」の公布により一九三三年二月一日から実施された。本令は日本の小作調停法の原則に朝鮮の特殊事情を斟酌して立法されたものでその要旨は次の如くである。

（一）小作料其の他小作に関聯して起つた爭議の調停は当事者の申立に依り爭議の目的となつた土地の所在地を管轄する地方法院又は合議支廳の合議部で取扱い当事者双方の合意により、合議部のない地方法院支廳でも亦之を取扱う。

（二）調停の申立があつたときは、府、郡、島小作委員会其の他適当と認めた者に勸解せしめて調停手続に入らずに妥協により之を終了せしめ、或は本來の調停手続に入り非公開の場所で各自の主張を聽き又小作官等の意見や陳述を綜合参酌して双方の感情の融和を図り調停の成立に誘導する。

（三）斯くして当事者間に妥協点を発見したときは裁判所は之に基き調停條項を記載した調書を作成し、調停不成立の場合には裁判所が公平な調停條項を定め一箇月の考慮期間を附して之を当事者に送附することを得るのであつて、此の場合該期間内に異議の申立がなければ之に同意したものとして調停成立と看做される。

（四）以上の如くにして調停成立し、又は成立と看做されたときは其の調停は訴訟上の和解と同様の效力を附與され之に基き強制執行を爲し得たのである。

朝鮮で司法機関が民事紛爭の調停に立つたのは、本制度を以て嚆矢とし、受理事件数は一九三三年七三二件、一九三四年一七〇七件、一九三五年、七四四四件と激増し、朝鮮農地令の実施と相俟つて農村救済上相当の效果を認められた。

然し一九三六年（昭和一一年）制令第二號を以て、更に之に改正を加え同年三月一日から実施した。その改正の要旨は

（一）申立人貧困な爲裁判所に出頭する費用の負担に堪えない者を認め、且判事單独で之を取扱うこととした。

（二）府、郡、島小作委員会の勸解は裁判所の認可を得たときは訴訟上の和解と同一の效力を認めた。

（三）裁判所は頑迷な当事者が條理を盡した調停に應ぜぬときは職権を以て府、郡、島小作委員会又は小作官の意見を聽き調停に代えて小作関係の維持又は変更の裁判を爲すことを得るに至つた。

六、辨護士制度

一九〇九年（明治四二年）一〇月統監府令第三四號弁護士規則に依ると、韓國で弁護士となり得べき者は

（一）日本弁護士法に依り弁護士たる資格を有する者

（二）韓國人で弁護士試驗に合格した者

（三）韓國の判事、檢事、弁護士、統監府裁判所の判事檢事たりし者

に限定したが、一九〇九年七月二四日以前に理事官の許可を得た訴訟代理業者は当分の間其の理事廳所在地を管轄する地方裁判所及其の管内の区裁判所に限り訴訟代理を爲すことを認められた。

其の後一九一〇年（明治四三年）一二月制令第一二號「弁護士規則」によつて、一定の資格ある者が、朝鮮總督の認可を受け且弁護士名簿に登錄せられるとき弁護士業務に從事出來ることに定められた。其の資格は

（一）弁護士法により弁護士たる資格を有する者

（二）日本臣民たる年齡二〇年以上の男子で朝鮮弁護士試驗に合格した者

（三）旧韓國裁判所、旧統監府裁判所若は朝鮮總督府裁判所の判事、檢事、又は旧韓國の弁護士たりし者であつて、禁錮以上の刑に処せられた者又は懲戒処分に依り判事檢事若は弁護士の資格を喪失した者は弁護士たり得ないものとされた。

朝鮮弁護士試驗の制度は一九二一年（大正一〇年）一二月朝鮮總督府令第一五三號「朝鮮弁護士試驗規則」を以て定められ、同年以後終戰当時迄毎年一回施行されていた。

試驗科目は、憲法、民法、商法、手形法、小切手法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、國際私法、及経濟学に付本試驗を行い、それに先立ち論文に就き予備試驗を行うことと定められていた。

其の後司法事件の複雜化に伴い弁護士の地位の向上を図る爲、日本内地の一九三三年（昭和八年）法律第五三号弁護士法の改正に倣い、一九三六年（昭和一一年）制令第四号朝鮮弁護士令を制定した。改正の要点は、同年制令第五号法律事務の取締に関する件と相俟つて、訴訟ブローカーを排撃すると共に弁護士会に公法人たる資格を與えその職能とし官廳から諮詢を受けた事項に付き答申をなすこと、司法事務又は弁護士会の利害に関する事項に付き官廳に対し建議を爲すことを得る旨規定した。

同令によつて弁護士たる資格を有する者は日本臣民たる成年者で

（一）弁護士法による弁護士たる資格を有する者

（二）朝鮮弁護士試補として一年六月以上の実務修習を了え考試を経た者。

（三）朝鮮總督府判事又は同府檢事たりし者

とされた。

朝鮮に於ける弁護士制度の一つの特徴は一定の資格ある者に対し認可制を採つて居たことである。之は其の品位の保持と数の制限による弁護士の生活の安定とを考慮したものであつた。

七、公證制度

朝鮮に於ける公証制度は一九一二年（明治四五年）「朝鮮民事令」に依つて民法、民法施行法、商法、民事訴訟法

中公証人に属せしめた職務、卽ち公正証書に依る遺言書の作成、相続財産の目錄調製、支拂拒絶証書の作成、確定日附の附與等を裁判所書記に行わしめたことに始る。一九一三年（大正二年）三月制令第三号「朝鮮公証令」の公布により其の事務は一般公証事務に拡大したが、実務は判事が取扱つた。

一九一五年（大正四年）四月京城に初めて公証人が任命され、其後平壤、大邱、釜山等にも任命を見たが、其の数は全鮮で七名内外であつた。公証事件数は一九二七年頃から激増し年六万件乃至七万件に達していた。

八、執行機關

統監府裁判所時代には、執達吏の職務は、裁判所書記が取扱うことを原則的に規定されていて、例外的に裁判所又は檢事局の長は司法警察官吏其の他適当な者に其の職務を行わしめることを得るものと規定されていたが、実際は例外が活用され過ぎて殆んど此の事務は警察官吏に取扱わせられていた。

朝鮮民事令の施行に伴い法令上は日本内地と同様な執行機関が認められたが、依然として其の職務は裁判所書記が之を行うのが原則であつて、例外的に地方法院長は警察官吏其の他適当と認むる者に行わしめることになつていて、事実上は依然として警察官吏が之を行い来つたのである。

それでも一九二二年頃には専門の執達吏が相当数に達し其の後漸次増加し、全鮮で約八〇名乃至九〇名の専門の執達吏が任命されていた。

事件数は一九三一年頃が最も多く全鮮で年間約四〇万件に達していた。

九、司法書士制度

司法書士に関する法令が朝鮮で初めて生れたのは一九二四年で同年制令第五号「朝鮮代書人令」を以て日本内地の司法代書人法を依用し一九二五年（大正一四年）五月一日から之を実施した。

一九三五年（昭和一〇年）制令第七号によりその名称は司法書士と改められた。

司法書士は地方法院に所属し、地方法院長の認可を受け、その監督下に司法事件の書類の作成を行うことに定められていた。

其の総数は日本人約五〇〇名、朝鮮人約二〇〇〇名で一九二五年以来殆んど増減なく、所謂民間法律家として民衆に最も近く座し司法実務に多大な関係を持つていたことは争えない事実であつた。

十、法務局

朝鮮総督府法務局を此処で説明することは場所違いではあるが、一言觸れることにする。

韓國政府の司法中央官廳であつた法部に日本人官吏を採用しはじめたのは明治四〇年（光武一一年―一九〇七年）で法務參與官専任一名兼任一名事務官二名が採用された。

明治四一年（隆熙二年―一九〇八年）日本人を法部次官以下に傭聘し、法部の組織を改めて大臣官房、民事局、刑事局の一房二局とし従來掌理した裁判事務の取扱（法部大臣は最高司法機関として裁判に対する不服申立を処理していた）を廃し司法行政事務のみを取扱うこととした。

一九〇九年（明治四二年）日本が裁判及監獄事務の委託を受けると一一月その実施期に法部を廃し、統監府司法廳を置き長官一名、參事官三名、書記官二名、監獄事務官一名、屬及通訳生三八名を配置し、職員、庶務、民事及刑事

の四課を置いたが、一九一〇年（明治四三年）一〇月朝鮮総督府設置に伴い、朝鮮総督府司法部を設け司法行政に関する事務を取扱わしめた。之が法務局の前身である。長官一名、書記官三名、事務官一名、属一六名を配置し、庶務民事、刑事の三課を置いた。

一九一二年（明治四五年）庶務課を監理課と改め、一九一五年（大正四年）五月一日監理課を廃して法務及監獄の二課とした。

一九一九年（大正八年）八月二〇日司法部を廃し法務局と改称したが内部機構には変更はなく局長一名、課長二名事務官二名、属一八名であつた。

一九二〇年（大正九年）八月法務課を改めて民事、刑事の二課に分ち監獄課と共に三課となつたが、一九二四年、（大正一三年）二月には又法務行刑の二課となり、一九三九年（昭和一四年）十二月刑事課民事課及行刑課の二課とし一九四二年（昭和一七年）四月之に保護課を加えて四課とし、一九四三年一一月には保護課が廃止されて三課となつた。

朝鮮に於ては判事が轉所に対する保障権を持つて居らず人事と予算と謂う重要事務を法務局が担当して居たので法務局の性格は司法部に各種の明暗相を投影した。然し朝鮮総督が司法事務に事実上の影響を及ぼした実例はなく、司法権の独立は名実共に朝鮮統治史上特筆さるべき傳統として維持されたのである。

第三節　行　刑

（一）韓國時代監獄は警察の一部とされ獄舎は警察署内の附属建物中に設けられ、警察官がその事務を取扱つていた其の内部の不潔、不整頓、受刑者取扱の惨酷さ等は李太王の初年に投獄された佛國人宣教師ベルヌーの日記に明にされていると謂う。

一九〇七年（明治四〇年）多数の日本人官吏が刑務官として採用され、彼等の手によつて日本式行刑がはじめて移入されたのである。同年監獄の所管が内部から法部に移り、一九〇八年（明治四一年）一月には京城監獄の引継が行われ、次いで七個の監獄と一二個の分監とが設置された。

（二）一九〇九年（明治四二年）一〇月一六日勅令第二三九号「統監府監獄事務取扱に関する件」を公布し、同年一月一日その施行に伴い、統監府監獄が其の事務を承継し、監獄に於ける事務の取扱は原則として日本内地の法令によることゝなつた。（例外として笞刑のみは韓國法令に依つた）

一九一〇年（明治四三年）一〇月には名称も朝鮮総督府監獄と改称されることになつた。

日韓併合直後たる一九一〇年來の監獄の概況は京城、公州、咸興、平壤、海州、大邱、釜山、光州の八本監と永登浦（日本人のみ收容）、仁川、春川、清州、元山、清津、鎭南浦、新義州、馬山、晋州、木浦、全州、郡山の一三分監とがあり、典獄から傭人に至る迄の全刑務職員は、八六九名で内日本人五五七名、朝鮮人三一二名で、日本人職員が約三分の二を占めていたのである。

その中典獄八名、監獄医二一名、教誨師一三名、授業手九名は何れも全部日本人を以て充てられ、看守長五〇名中日本人四五名、朝鮮人五名、看守六三四名中日本人三七七名、朝鮮人二五七名であつた。又当時の在監人員は総数七〇二一名中日本人六五一名朝鮮人六、三一二名外國人（中國人）五八名となつている。

（三）一九一二年（明治四五年）になると同年制令第一四号「朝鮮監獄令」制令第一三号「朝鮮笞刑令」、朝鮮総督府令第三四号「朝鮮監獄令施行規則」等一連の行刑法規が制定され、拘禁、行刑に関する手続が統一せられたのである。監獄設備の改善と事務の刷新とは当局者の最も意を用いた所で一九一七年には監獄増設計画が立てられ、一九一九年五月大田監獄本監設置の工事に着手した。

然し一九一九年三月所謂万才騒擾事件勃発に伴い急激に拘禁者が増加した時は工場、教誨堂等を改造して臨時的な監房に当てざるを得ない実状にあつた。

一九二〇年（大正九年）朝鮮笞刑令廃止に伴い更に監獄の拡張が計画され、永登浦外四分監を本監とし新に七分監が開設された。

（四）一九二三年（大正一二年）五月監獄の名称が刑務所と改称せられ、行刑処遇にも亦改善が加えられた。同年開城支所は本所に昇格して少年刑務所として新発足し、一九二四年四月には金泉支所も昇格して本所となり同時に少年刑務所と変り、開城少年刑務所は一八才未満、金泉少年刑務所は一八才以上二三才未満の受刑者を収容し、特に体育智育等に重点を置いた近代的行刑を開始した。

同年行政整理の際永登浦刑務所、江陵、済州両支所が廃止され、本所一六個所、支所一〇個所合計二六個所となつたが、大体数的には之以上の拡張は行われなかつた。

（五）終戦当時の刑務所は本所が京城、西大門、大田、公州、咸興、清津、平壌、新義州、海州、大邱、釜山、光州木浦、全州、にあり之に少年刑務所たる仁川、開城、金泉を加えて一七個所、支所は春川、清州、元山、鎮南浦、金山浦、瑞興、安東、馬山、晋州、群山及小鹿島の一一ヶ所に設けられていた。

支所の中瑞興及安東は少年刑務所であり、小鹿島は癩患受刑者を集禁し、馬山は不具老衰者を集禁し、公州は心神耗弱者を集禁して夫々特別な処遇を施して其の効果も見るべきものがあり年々仮出獄者は千名に達した。

（六）刑務作業は統監府監獄開設当時は殆んど見るべきものなく、就業歩合は全受刑者の二七%であつたが作業の発展拡張に努めた結果逐年就業者を増し一九四三年頃には九五%に達した。

作業の種類の主なものは指物、裁縫、煉瓦、抄紙、機織、印刷、金属工業、漆器、陶磁器、耕耘等多様にわたり、個性に適応する作業の選択を可能ならしめ、受刑者出所後の社会復帰を容易ならしめ且刑務作業収入の増加を来す二重の功献を遂げていた。

（七）受刑者の教化は往時殆んど顧みられなかつたが統監府監獄開設以来朝鮮語に熟達し且朝鮮事情に通じた僧侶を採用して教誨の任に当らせ又基督教信者に対しては聖書等の書籍を読ませたり牧師の講話を聞かせる等実情に適する教化が行われ、又少年受刑者に対しては専任の教師が其の教育に当つた。

入所当時無教育であつた受刑者が獄中から自筆の書信を父兄に送つて不孝を謝し父兄を感謝せしめた例も少くなかつた。

一九三五年（昭和一〇年）末現在で総受刑者中文盲約二九%で一九三七年（昭和一二年）五月二四日訓令第三五号「朝鮮行刑教育規定」は彼等に対し日常生活上必要な智識と技能とを授けることを目的として制定された。

之と相前後して新行刑思想に影響された一連の行刑規定が制定公布され朝鮮の行刑にも新生面が拓かれて行つた。

その主なものは一九三七年（昭和一二年）朝鮮總督府令第一七九号「朝鮮行刑累進処遇規則」一九三八年（昭和一三年）四月七日訓令第一九号「假釈放審査規程」一九三八年（昭和一三年）朝鮮總督府令第二四四号「朝鮮監獄令施行規則」の改正等を挙げることが出來る。

（八）刑務所に於ける指紋は一九一〇年（明治四三年）八月韓國併合に伴い大赦により出獄する者の指紋を取つたのが最初のもので、一九一二年（明治四五年）四月朝鮮總督府訓令第四七号「指紋取扱規程」を以て其の手続を法文化した。

其の後共通法の施行、笞刑の廢止により改正すべき点も生じたので一九二一年（大正一〇年）一二月之を改正し、再犯者に付ては指紋原紙の代りに受刑追加小票を使用して事務の簡捷を計り、又指紋の実際的效果を權威あらしめる爲、司法省及台湾總督府と協定し、其の相互間に日本人、朝鮮人、台湾人の指紋原紙を交換し之により、朝鮮人受刑者の指紋は日本内地、朝鮮及台湾の何れの地域で受刑した者も総て朝鮮總督府に蒐集した結果、一九四二年末の保管原紙数は三二六四五四枚に達した。同年中指紋照会数は五〇七三七件で内六九一九件の前科を発見した。指紋関係の最後の立法は一九四一年（昭和一六年）指紋分類規程、同年七月指紋原紙取扱規程等であつた。

（九）刑務所看守の養成については最初各監獄に看守教習所を設けたが、教官たる職員の不足の爲其の実效挙らず一九一八年（大正七年）五月朝鮮總督府訓令第二三号を以て同府看守教習所規程を制定して同年九月京城府西小門町に看守教習所を開設常置し、便宜之を西大門監獄の所管とした。

一九二五年（大正一四年）四月には其の名称を刑務官練習所と改めたが全鮮刑務官吏の養成機関を一刑務所に所管せしむることは教養実施上不便の点が多かつたので、一九三七年（昭和一二年）七月勅令第三二八号「朝鮮總督府刑務官練習所官制」を制定し独立官廳として專門の教官をして刑務官の教養訓練に当ることゝした。

最後に刑務所職員数、刑務所在所人員数及昭和一五年度の在所人員内訳を別表に依つて示さう。（第七表乃至第九表参照。）

第七表　刑務所職員表

	総数			典獄		看守長		技手		通訳生		保健技師		教誨師(日本人)	教誨師(朝鮮人)	業務掛師		作業技手		看守(男)		看守(女)		雇員		備考
	総数	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	
1911年	1,081	701	380	8	0	59	4	0	0	8		23	0	0	15	2	6	0	0	0	483	310	15	0	10	0	80	58	
1931年	2,446	1,422	1,024	12	4	86	9	2	14	13	0	24	11	10	29	6	10	0	15	1	1,017	793	48	14	86	17	60	165	
1932年	2,460	1,417	1,043	13	6	96	11	1	12	15	0	19	12	10	30	6	11	0	14	1	993	802	47	14	94	19	62	172	
1933年	2,574	1,502	1,072	13	6	96	8	2	16	11	0	25	13	8	32	6	10	0	16	1	1,063	830	47	16	95	19	72	169	
1934年	2,646	1,545	1,101	13	6	95	8	2	15	10	1	31	12	9	31	6	10	0	19	1	1,107	864	46	15	73	18	67	167	
1935年	2,749	1,593	1,156	13	7	97	14	2	13	11	1	30	12	9	35	6	11	0	15	1	1,110	865	49	14	121	31	59	205	
1936年	2,783	1,595	1,188	14	7	102	10	2	15	10	2	29	10	11	38	8	11	0	23	1	1,111	894	47	17	123	35	50	204	
1937年	2,918	1,556	1,362	14	6	113	6	2	17	10	2	34	15	12	44	12	12	0	28	1	1,032	1,010	44	20	142	57	48	233	
1938年	3,042	1,578	1,464	14	6	117	6	2	17	13	3	31	16	12	50	23	13	0	36	1	1,046	1,061	42	29	128	53	39	278	
1939年	2,953	1,462	1,491	14	6	118	5	2	17	12	4	24	16	15	43	13	11	0	33	4	1	987	1,068	45	27	117	77	18	270	
1940年	2,918	1,487	1,431	14	6	115	5	1	17	12	3	22	17	15	35	15	11	0	33	8	1,048	1,017	43	28	100	87	9	256	

第八表 刑務所在所人員表

	總數			受刑者		刑事被告人		労役場留置者		携帯兒	
	總数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1910年	7021	6,850	171	6,246	144	604	27	0	0	0	0
1931年	17,377	16,846	531	14,193	402	1,976	66	666	56	11	7
1932年	18,877	18,343	534	15,279	395	2,491	83	565	51	8	5
1933年	19,101	18,551	550	15,987	425	1,929	70	631	48	4	7
1934年	17,963	17,354	609	15,219	465	1,584	81	542	48	9	15
1935年	18,440	17,834	606	15,933	490	1,422	64	463	42	16	10
1936年	18,557	17,959	598	16,032	491	1,554	56	368	39	5	12
1937年	19,358	18,745	613	16,576	482	1,829	86	331	36	9	9
1938年	19,328	18,710	618	16,315	493	2,059	87	327	29	9	9
1939年	19,398	18,788	610	16,442	484	2,099	91	238	18	9	17
1940年	19,254	18,659	595	15,865	447	2,600	125	187	17	7	6

第九表 刑務所在所人員內訳表(1940年)

	總数			受刑者		刑事被告人		労役場留置者		携帯兒	
	總数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總数	19,254	18,659	595	15,865	447	2,600	125	187	17	7	6
日本人	458	449	9	354	6	95	3	0	0	0	0
朝鮮人	18,614	18,035	579	15,364	434	2,480	122	184	17	7	6
外國人	182	175	7	147	7	25	0	3	0	0	0

第四節　司法保護

1. 普通犯保護

朝鮮に於ける釈放者保護事業の創始は一九一〇年（明治四三年）四月で、当時仁川監獄分監から釈放される一般受刑者の爲に、同分監の教誨に当つていた浄土宗僧侶大島元瑞が独力で釈放者收容所を設け、仁川救護院と名附けたのにはじまつている。

一九一一年（明治四四年）には之に刺戟されて大邱常成会、公州慣業院、清州有隣会、釜山輔成会を、又一九一二年（明治四五年）には春川保護会、群山誠之会、京城救護会を何れも刑務官吏が推進力となり各地篤志家と協力して設立した。一九一六年（大正五年）には斯る團体は二〇個に増加した。一九二三年（大正二年）には免囚保護事業奨励金下附手続が制定され、年額五〇〇〇円の國庫補助金を配與して該事業を奨励した。

此の事業が全鮮的な組織を持つことになつたのは一九三四年（昭和九年）四月一日で、当時京城、大邱、平壤、の各覆審法院管内を一單位とする司法保護事業研究会が設けられ、此の事業に統一的な指導が確立された。

同研究会の会員は、司法官、刑務官の中堅層と司法保護事業家とであつた。

一九三七年（昭和一二年）一月二〇日には法務局長依命通牒により各司法保護團体に対し管下各郡、島毎に少くとも一個所宛の支部を設置せしめることとし、一九三九年昭和一四年末には保護團体支部の総数は一九六個所に達した

此の間司法保護事業に対する政府補助金も最初の五千円から一九二〇年（大正九年）には一万円になり、同一九二

五年（大正一四年）には八千円に更に一九三一年（昭和六年）には六四六〇円に縮減したが、一九三四年（昭和九年）には一〇五二一円、一九三七年（昭和一二年）には二二、〇八四円、一九四一年（昭和一六年）には、一〇〇、二五〇円と増額された。一九四一年（昭和十六年）九月には司法保護記念日を卜して、全鮮司法保護團体の指導聯絡及統制を目的とする朝鮮司法保護協会が設立せられ、先の司法保護事業研究会は発展的に解消した。

そして一九四二年（昭和一七年）三月には勅令第九号「朝鮮司法保護事業令」及同年三月勅令による朝鮮司法保護委員会が公布され、其の他の司法保護部門と共に全面的法制化の域に達し、同年三月二五日其の施行によつて國家事業としての第一歩を踏み出したのである。各地方法院所在地には夫々司法保護委員会が設けられ、その下部組織の区司法保護委員会も活躍をはじめた。

思うに司法保護中最も困難なのは普通保護事業であつた。そして最も困難な此の事業を其処迄発展せしめたのは刑務官及社会篤志家の熱意によつたもので、その功績は忘るべからざるものであつた。参考の為に各保護團体の保護人員表を掲げる（第十表）

二、思想犯保護

一九三六年（昭和一一年）制令第一六号「朝鮮思想犯保護観察令」同年勅令第四三二号「朝鮮総督府保護観察所官制」、同年勅令第四三四号「朝鮮総督府保護観察審会官制」等の公布を見て、昭和一一年一二月一一日から之等法令が施行せられ、朝鮮に於ける思想犯保護観察が開始されたのである。その制度の内容は日本内地のものと同一であるが、特に朝鮮に於ては朝鮮人の日本化に主力が傾倒された観があつた。

保護観察所は京城、咸興、清津、平壌、新義州、大邱、光州の七個所に設けられ、その内京城、平壌、大邱には専任の輔導官が配置され、その他は所在地地方法院次席検事が輔導官を兼ねた。その対象者は全鮮で約四千名に達した思想犯保護については保護團体大和塾が各保護観察所所在地に設けられ、主として会員である対象者自身の手によつて活潑な活動が行われた。

三、少年保護

朝鮮に於ける少年犯罪は一九四〇年に於て二〇才未満の起訴者三五〇〇名を超え、其の他起訴猶予者、即決処分者訓戒放免者を合算すると二四〇〇〇名に達した。

一九四二年（昭和一七年）三月制令第六号「朝鮮少年令」、同年同月制令第七号「朝鮮矯正院令」その他の少年保護に関する法令が実施され、他の司保法護の部面に後れて少年保護制度が誕生したのである。其の制度の内容は日本内地の少年保護と殆んど異らないが、最も特異性を持つたのは少年の年齢を二〇才未満と定め、日本の少年法に比し其の保護対象者の年齢を二年間引上げたのである。尤も保護処分の実施された区域は京城覆審法院の管轄区域内に限られ、少年審判所及少年院は夫々京城に一個宛設けられたことにとゞまつた。

制度としての少年保護は漸くはじまつて活動を開始するに至つたばかりで終戦になつたのであつて未だ実績としては見るべき程度に達して居なかつた。

第十表　釈放者保護人員表
（1940年）

	総数	男	女
総数	17,463	16,853	610
京城救護会	1,509	1,422	87
仁川救護会	601	601	0
開城大成会	702	702	0
春川同胞会	289	282	7
大田自彊会	1,300	1,229	71
忠北有隣会	488	466	22
公州慣業院	572	559	13
咸興博仁会	561	539	22
元山陽報会	487	484	3
清津濟成会	710	683	27
平壌有恒会	1,207	1,074	133
鎭南浦奬善院	113	107	6
金山浦善隣会	96	96	0
新義州自制会	1,337	1,311	26
海州濟実会	850	838	12
瑞興保全会	204	204	0
大邱常成会	1,538	1,501	37
金泉尚善会	593	586	7
安東辛酉会	287	281	6
釜山輔成会	792	779	13
馬山更生会	163	162	1
晋州扶掖館	356	344	12
光州有隣会	741	677	64
木浦成美会	694	674	21
全州有終会	524	515	9
群山誠之会	748	737	11

参考とした文献

（一）朝鮮総督府法務局法務課編　：朝鮮の司法制度
（昭和一〇年版、朝鮮総督府施政二五年記念）

本稿は行刑及保護の部分以外は主として之に依つた。

（二）朝鮮総督府　施政三〇年史（昭和一五年版）

（三）同　府　朝鮮総攬　（昭和八年版）

（四）同　府　新興の朝鮮　（昭和四年版）

（五）同　府　朝鮮事情　（昭和一五年版及一九年版）

（六）同　府　朝鮮総督府統計年報（自明治四三年至昭和一五年）

（七）同　府　同府統計要覧（昭和一六年版）